

はじめに

東北学院大学は、従来財団法人大学基準協会の賛助会員となっていたが、平成5(1993)年4月1日付けで、大学並びに学部単位として工学部の加入・登録(正会員)が承認され、さらに同8(1996)年要項改正により、すべての学部及び大学院を含む全学が登録された。平成14(2002)年度は、正会員に登録されて10年目を迎える。本学では、近年多くの改革を行っており、その実績の評価を、自己点検と併せて外部機関により実施することは、本学の今後の発展に大きく寄与すると思われる。そこで、平成13(2001)年10月15日の学部長会、同月18日の全学教授会、さらに同月29日関係責任者の部長会において実施の内容及びスケジュール、担当部局などを決定し、必要書類の作成を行ってきた。

1. 理念・目的・教育目標

(1) 大学の理念・目的・教育目標

【理念・目的等】

大学の理念・目的・教育目標とそれに伴う人材養成等の目的の適切性

《現状の説明》

本学の教育理念は、東北学院の校祖、押川方義、W. E. ホーイ、D. B. シュネーダーが唱導した建学の精神、すなわち福音主義キリスト教に基づく個人の尊厳の重視と人格の完成を目指す教育にある。これを本学学則第1条は「本学は、キリスト教による人格教育を基礎として、広く知識を授けるとともに専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させ、もって世界文化の創造と人類の福祉に寄与することを目的とする」と明言している。また学校法人東北学院寄附行為第3条には「キリスト教に基づいて徳育を施す」とあるが、これは直接的には日々の礼拝とキリスト教学の教授によって実現されている。

本学は大学院の研究・教育の重要性を認識しつつも、いわゆる大学院大学の方向に向かうのではなく、人格形成の観点から自覚的に教養教育を重視している。その上で文学・経済学・法学・工学・教養の5学部において専門教育とこれら学部に対応する大学院各研究科及び11の研究所を中心に学術研究が行われる次第である。それゆえ、本学は専門教育と研究に十分な配慮をしつつも創設時のリベラル・アーツ・カレッジの伝統を継承する教養教育型総合大学である。またそのような大学を目指すことが、平成14(2002)年5月9日に開催された学長提案「21世紀の教養教育に関する全学シンポジウム」でも確認された。

《点検・評価及び長所と問題点》

建学の精神は苦難の時代を経て今日まで堅持されてきた。現在、キリスト教学は全学に必修科目として開講されている。しかし本学で重視している日々の礼拝という機会を十全に利用していない学生も少なくない。これは本学の基本理念を理解しないで卒業するに等しく、その改善に一層の努力が必要である。

また教養教育は、戦後の大学教養部における教養教育の失敗と解体という苦渋の経験を十分に検討しなければならない。その点で今日強く要請されている社会人教育は、教養教育が改めて社会との接点において再検討されるべきことを促していると理解される。人格形成と教養教育の体系化、その恒常的 point check が求められる。

《将来の改善・改革に向けた方策》

価値の多様化の中にあって、全学生に本学の建学の精神たる「人格形成におけるキリス

ト教の意義」を自覚させる上で、一層多面的な活動に学生を引き入れる組織と時間的なゆとりを保証する必要がある。

また現在、本学の抜本的な改革を目指す学長提案「東北学院大学の今後の教育と研究の改革についての提案」（平成12〔2000〕年9月21日全学教授会提出）に対して、各学部の回答や特設委員会からの答申が提出されている。これらについて学長を中心とする改革構想がまとまりつつあり、平成16(2004)年度のカリキュラム改正と平行して実現を図ることが期待されている。

大学の理念・目的・教育目標とその達成状況

東北学院大学の教育の理念や目標は、学則第1条や学校法人東北学院寄附行為第3条に明示されているとおり、キリスト教の理念と価値観に基づいている。東北学院の建学の精神は現在「東北学院の三校祖、押川方義、W.E. ホーイ、D.B. シュネーダーは、宗教改革の『福音主義キリスト教』の精神に基づく『個人の尊厳の重視と人格の完成』の教育とした。その教育は、聖書の示す神に対する畏敬の念とイエス・キリストにならう隣人への愛の精神を培い、文化の進展と福祉に貢献する人材の育成を目指すものである（平成8〔1996〕年4月16日理事会にて決定）」として提示されている。この建学の理念を実現すべく本学が努力している状況について、特に、キリスト教大学の重要な指標である大学礼拝とキリスト教学に注目しつつ概説する。

大学礼拝は、3キャンパス（土樋、泉、多賀城）において、午前10時5分より10時25分までの20分間、毎日（月曜日から土曜日まで）行われている。礼拝は、讃美歌、聖書朗読、説教、祈祷で構成されており、約12分が説教に当てられる。その他、夜間主コースの学生対象の礼拝（水曜日19時15分から19時35分までの20分間）や3つの寄宿舎での礼拝（月曜日又は火曜日の19時30分から20時までの30分間）を合わせると、1週間に合計22回の礼拝が行われている。礼拝に関する直接担当部署として宗教部が組織され、学長は3キャンパスで毎週礼拝を担当し、牧師資格を有する専任教員（11名）やキリスト者教員（26名）、外部の教会の牧師・宣教師たち（41名）及びオルガニスト（11名）によって礼拝が遂行されている。平成13(2001)年度の大学礼拝総出席者数（延べ人数）は、132,080名であり、平成12(2000)年度より6名の増加であった。礼拝の遂行状況は、毎月行われる宗教部会において点検・評価されている。その他、礼拝関係の特別行事として、外部の講師を招いての特別伝道礼拝（3キャンパスにおいて春と秋の2回、各1時間）、「メサイヤ」合唱を含む大学クリスマス礼拝、英語礼拝、音楽礼拝、卒業礼拝などが行われている。

「キリスト教学Ⅰ」（1年次対象）と「キリスト教学Ⅱ」（3年次対象）が必修科目として開講されている。キリスト教学は、神学分野の内容に加え、諸学問の基礎や応用に関わる内容、例えば、思想、文化、倫理などをも反映させることができる科目であるとの認識に基づき、キリスト教学Ⅰにおいては聖書の内容を基礎とした入門的内容の講義を、また、キリスト教学Ⅱにおいては担当者の専門性を生かしつつ、対象学部の学生にも有益で充実した講義を提供するよう努めている。キリスト教学の遂行状況の点検・評価に関しては、キリスト教学担当者会がこれを行っている。今年度は、キリスト教学をさらに開かれた講義科目に改善するために検討を加え、a) キリスト教学の目的、講義主題、東北学院の建

学理念、国際文化との関連、開講学部の専門との関連、などをシラバスにおいて提示する、
b) キリスト教学担当者が各クラスで配付する詳細なシラバスを合本にして公開する、c)
『教科書』や『キリスト教資料集』などを刊行し、キリスト教学の講義内容を公にする、
d) キリスト教学の公開性に関する自己点検を継続する、e) さらに講義内容を充実させる
ため、講義主題を明示する複数並行開講の可能性を考慮する、などの努力項目が提示さ
れている。

(2) 学部・学科等の理念・目的・教育目標

文学部

英文学科

【理念・目的等】

英文学科の理念・目的・教育目標とそれに伴う人材養成等の目的の適切性、理念・目的・教育目標とその達成状況

《現状の説明、点検・評価及び長所と問題点》

平成 12(2000)年度より、英文学科では、従来の文学部一部英文学科と二部英文学科の区別を廃し、新たに昼夜開講制をとり、昼間主コースと夜間主コースを開設した。両コースとも、1・2年次は、実践的な英語力の養成と専門への導入を主たる目的とし、英文学科の専門教育科目を昼夜合せて4系、すなわち、英米文学系(昼間主コース)、英語学系(昼間主コース)、英語コミュニケーション論系(昼間主コース)、英語文化論系(夜間主コース)に分けてスタートした。英米文学系では英米文学作品を通し、豊かな感性や想像力を育むとともに、多様な理論を援用しながら人間精神の営みを考察し、英語学系では英語の音声・文法・意味・歴史の諸相の考察を通して、言語の一般的特性を解明し、英語コミュニケーション論系では英語を理解・表現する高度なコミュニケーション能力の涵養を図り、英語文化論系では長い歴史を通じて作り出されてきた英語文化の多元性を総合的に学ぶ。どの系に所属していても、自分の選んだ系の一定科目を履修した上で、他の3つの系から自分の好きな科目を自由に選ぶことができる。これにより、多様な科目の選択ができると同時に、時間的にもゆとりのある学習計画を組むことが可能になった。

《将来の改善・改革に向けた方策》

英文学科では、学内外の新たな状況を勘案し、常により良い教育を学生に提供していく立場から、昼夜開講制はそのまま保ちつつも、平成 14(2002)年度からさらに新しいカリキュラムをスタートさせる。新カリキュラムでは、従来から英文学科の主たる特色と位置づけてきた英語コミュニケーション能力の育成を一層充実させて強力に推し進め、確実な英語コミュニケーション能力を裏付けに、さらに専門領域の研究へと導く。多彩な専門科目を精選開講するとともに、従来どおり、専門領域を横断的に履修することが可能である。加えて、学生の多様な学習形態に対応し得るように、専門教育科目を半年完結とすることにした。新カリキュラムでは、大きな類としては教養教育科目、外国語科目、保健体育科目、専門教育科目があり、専攻系は、英語コミュニケーション系(昼間主コース)、英米文学系(昼間主コース)、英語学系(昼間主コース)、英語文化論系(夜間主コース)に分か

れる。

キリスト教学科

【理念・目的等】

学部・学科等の理念・目的・教育目標とそれに伴う人材養成等の目的の適切性、理念・目的・教育目標とその達成状況

《現状の説明》

文学部キリスト教学科は、昭和 39(1964)年、東北学院旧神学部の伝統を引き継ぎ、明確な理念のもとに設置され、それに忠実であるべく努力しつつ、今日その歩みを続けている。理念・目的は大別して次の 3 点を挙げることができよう。

- (1) 神学研究。東北学院建学の精神たるキリスト教の歴史と信仰の本質を学問的に究明し、もって本学の精神的基盤の確立・保持・展開に資すること。
- (2) 学内のキリスト教活動。キリスト教大学の質をよく維持し、特に学生の精神的・霊的陶冶に仕えること。そのために所属教員は神学の専門科目のほか、教養教育科目「キリスト教学」の講義を担当し、学内の宗教諸活動を積極的に担う。
- (3) 伝道者養成。キリスト教学科の前身ともいうべき東北学院神学部は、昭和 12(1937)年、日本神学校と合同するまで、東北学院の中心的存在として、本学院創立の精神にのっとり、伝道者養成を重要な使命としていた。昭和 39(1964)年のキリスト教学科の設置は伝道者養成機関再興の願いの実現でもあった。伝道者養成は、社会の状況の変化や教会のミニストリー（職務）の多様化にもかかわらず、今も本学科の基本的理念・目的であり、教育目標の柱であることに変わりはない。

《点検・評価及び長所と問題点》

上記の(1)、(2)について、達成度は十分でないところも見られるが、現在の活動の内容や方向性について問題はないと思われる。(3)について、いくつかの問題点を列挙しておきたい。

- (1) 少人数教育。本学科は、本来学生定員が少なく、教員と学生、学生同士の関係が密であり、これは大きな教育上のメリットとなってきた。他方それは、学生の勉学、または学生同士の切磋琢磨にとっては好ましくない面があるかも知れない。
- (2) 総合大学の中での神学教育。今日伝道者養成教育にとっても、幅広い教養の上に専門知識と技術の習得がなされることが望ましい。総合大学の中にキリスト教学科があることには大きな意味がある。他面それは、問題意識を拡散させ、不可欠な神学諸部門の基礎知識習得と志を阻害する恐れもある。
- (3) エキュメニカルな環境における神学教育。キリスト教学科が総合大学の中にあるこ

と関連して、本学科で学んでいる学生は、さまざまなキリスト教的・教派的背景をもっている。このことは一面で神学教育において重要な伝統的特性を希薄にする恐れがあるとともに、他面、伝統に縛られず、エキュメニカル（世界教會的）な雰囲気の中で、骨太な共通の普遍的・基礎的信仰的遺産に触れることを通して、新しい時代の要求に応える学習を可能ならしめる特長にもなるであろう。

- (4) 非キリスト者の教育。本学科は、平成 13(2001)年度生から、将来伝道者を志願しない者については、入学時に受洗者である条件を撤廃し、広く門戸を開放した。現状の説明の中の(3)に記したように、伝道者養成が本学科の基本的理念・目的でありつつも、それだけでなく、さまざまな立場からのキリスト教ないしその関連領域の研究・教育も重要なものとして位置づけられなければならない。

《将来の改善・改革に向けた方策》

- (1) 学生定員の確保。上述したように、未受洗者にも入学を許可するなど、数年来さまざまな改善を加えてきて、成果もあらわれているが、なお一層の努力が必要であろう。
- (2) これに関連して、カリキュラムの適正化は緊急の課題である。
- (3) 教員の充実。各専門分野において次の世代を担う優れた教員の確保。
- (4) 現状の説明の中の(1)(2)に記した本学科の設置の理念・目的に則り、東北学院大学の現在と将来の発展に貢献すること。

史学科

【理念・目的等】

学部・学科等の理念・目的・教育目標とそれに伴う人材養成等の目的の適切性、理念・目的・教育目標とその達成状況

《現状の説明》

文学部史学科の基本理念・目的・教育目標は、人類の歴史と地理的環境の相互関連性を総合的に理解させるところにある。これを達成するために、史学科は大別して「歴史学分野」と「地理学分野」の二分野で構成し、この両分野を学習できる体制をとっている。前者は日本史・東洋史・西洋史・考古学に分かれ、古代・中世・近世・近現代のそれぞれの歴史及び日本・アジアの考古学を対象としている。後者は、地理学（自然地理学・人文地理学）・民俗学・文化人類学に分かれ、日本と世界の環境・地誌、日本の民俗、東アジア・東南アジアの文化と民俗を対象としている。このような学科構成は、戦前の専門部時代の歴史地理教科の教員養成課程の伝統を受け継ぎつつも、近年の日本・世界における環境問題の高まりや高校教育における歴史教育の重視といった状況に対応して編成されたものである。そのため大学の学科として発足して以来今日までの間に、鋭意各分野の専門構成の充実を図ってきた。またこのような学科構成は、大学院アジア文化史専攻・ヨーロッパ文

化史両専攻（博士課程前期課程・博士課程後期課程）に直接連続し、より専門的な教育・研究への展開が可能となった。

《点検・評価及び長所と問題点》

史学科の理念・目的・教育目標を達成する上で、史学科の専門構成それ自体は妥当なものとして評価できるが、現在の史学科の教育・研究体制は旧帝国大学の史学科の体制に準拠したものであることもあって、激動する現在の社会の動向や高校生ニーズに対応していないという側面を有するに至った。ここ数年間、本学科への入学を志望する学生が減少するという現象も、こうした現在の史学科のあり方に大きく規定されているものと判断される。そのため、こうした現状をどう解決していくかが大きな課題となっている。

《将来の改善・改革に向けた方策》

上記のような問題点を改善するため、現在史学科では、「史学科改革の概要」を策定中である。「改革」の要点は、第1に、史学科を「歴史系」と「環境文化（仮称）系」の二つの「系」に分ける。第2に、「歴史系」は、従来の日本史・東洋史・西洋史分野を包含し、歴史を学ぶことによって現代社会を理解させることを目標とする。「環境文化系」は、従来の地理学・民俗学・文化人類学・考古学で構成し、新たに自然環境史の専門家を加える。「環境文化系」は、人類社会形成のための舞台となり、人間の営みを保護または阻害する自然環境を人間社会との関係で理解する自然系の分野と、人間社会の営みの自然環境の相互関係を追求する人文系の分野で構成し、両者の総合的な理解から自然と人間の間関係を考えることを目標とする。第3に、このような二つの「系」を展開することで、従来の歴史への指向性の強い学生を引き続き確保するとともに、近年急速に社会の関心を集めている環境と人間社会の間関係を追求する新たな学科として発展していくことを構想している。

経済学部

【理念・目的等】

理念・目的

《現状の説明》

東北学院が今日の経済学・商学につながる教育を開始したのは、大正7(1918)年、専門部商科においてであった。その後、幾多の曲折を経て昭和39(1964)年経済学部一部経済学科・商学科及び二部経済学科体制に移行し、さらに平成12(2000)年4月から二部の学生募集を停止し、経済学科及び商学科に昼夜開講制を導入した。また、平成13(2001)年度より商学科を経営学科と改称した。こうした長い歴史をもつ経済学部は、東北・北海道地域を中心としてこれまで5万人を超える卒業生を送り出してきた。

経済学部の理念・目的は、学則第1条にあるように、「キリスト教による人格教育を基礎として、広く知識を授けるとともに深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用

的能力を展開させ、もって世界文化の創造と人類の福祉に寄与すること」にある。経済学部では、キリスト教の教える人間の尊厳、人権の尊重といった普遍的価値を学ぶと同時に、幅広い教養教育を基礎に専門的学芸を体系的に修得し、公務員、専門的職業人として、また実業界など多方面において社会の発展と人類の福祉に貢献できる人材の養成を目指している。

21世紀を迎えた今、なお我が国は長期にわたる経済的な停滞から抜け出せないでいる。しかし世界における我が国の経済力は依然として圧倒的な大きさであり、その意味で世界経済の安定と発展、及び環境・貧困問題などの解決に向けての我が国の役割・責任も重大であることは言うまでもない。そうした点を踏まえ、より具体的に述べるならば、経済学部における教育は、経済学部で学ぶ学生諸君が、経済の仕組み及び我が国や世界経済の現状の理解にとどまらず、世界の中での我が国の位置・役割・責任を十分に自覚し、経済的地位にふさわしい積極的貢献を可能にするボランティア精神及び理性と能力を獲得しようとする意欲を促すものでなければならないと考えている。

《点検・評価及び長所と問題点》

少子・高齢化、情報化、グローバル化の進展とともに、あらゆる分野で従来のシステムの変革が求められている。特に、経済・経営を取り巻く環境の変化は著しい。また、昨今の経済情勢を反映して、雇用環境は依然として厳しい状態が続いている。そのため、どうしても表面的な現象や特定の技能や技術の習得に関心が集中しがちであるが、同時に、大学での学びを単なる知識の獲得に終わらせないための工夫と努力が求められている。

《将来の改善・改革に向けた方策》

専門の科目をできるだけ体系的に学ぶことができるよう工夫すると同時に、広い視野の中で専門を位置づけることができるよう、並行して哲学、歴史、文化といった科目を適切に配置する必要がある。特に上述したこととの関連で言えば、さまざまな機会を通して、世界の出来事の歴史的・文化的背景を正しく理解し、地球社会に生きる一員としてそうした事柄を自分自身の問題として実感できるよう工夫する必要がある。また、経済学部では、従来どちらかというと大教室での授業に偏りがちであったが、可能な限り少人数のクラスを設け、対話を通して思考力や判断力を養う教育に力を入れる必要がある。

人材養成の目的

《現状の説明》

経済学部は本学における最大の収容定員を抱える学部として、これまで税理士、会計士といった専門職業人、地域の担い手（教員、公務員など）とともに産業界を中心に多くの人材を輩出してきた。また、昭和39(1964)年に開設された二部経済学科（平成12〔2000〕年学生募集停止）は、社会人に専門教育の機会と生涯学習の場を提供してきた。

《点検・評価及び長所と問題点》

経済学部の2つの学科は、人材の養成という点で相互に補完的な役割を果たしており、

経済についての総合的な理解とともに、実務的・実践的な学習の機会を提供してきた。しかし、社会・経済の大きな変革の時代にあつて、変化の方向を的確に見極め、新しい可能性を開拓していく意欲と能力をもつ人材の養成が求められている。

《将来の改善・改革に向けた方策》

東北学院は地理的条件から、東北6県からの入学者が9割を超えている。それゆえ、人材養成の1つの重要な柱は、地域の発展の担い手としての意欲と能力を備えた人材の育成ということになるであろう。地域に根ざした大学として、起業家あるいは企業家的能力の開発のための教育を提供する必要がある。他方、経済のグローバル化に十分対応できる国際感覚と教養を身につけた人材の養成にも力を入れなければならない。

学校教育法第52条、同65条の趣旨との整合性

《現状の説明》

学校教育法第52条には、「大学は、学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開することを目的とする」とある。現在、経済学部は、経済学科と経営学科の2学科で構成されており、それぞれ専門教育と研究に力点を置いているが、教育課程の中に隣接科目として他方の学科の基礎的科目及び法律関連科目を配置するなどして視点を広げると同時に、キリスト教学及び幅広い教養科目を設置し、専門に偏ることのないよう工夫している。

《点検・評価及び長所と問題点》

上記のように、基本的には学校教育法の趣旨に沿って、専門的知識の習得と幅広い教養及び豊かな人間性の涵養を目的とした教育のための条件は用意され、目的達成のための努力が行われている。

《将来の改善・改革に向けた方策》

今後、専門教育・研究の重点は大学院に移行し、大学は「教養大学」としての性格を強めていくと考えられる。経済学部での教育も、専門的素養を身につけるとともに、企業家及び起業家精神をもち、同時に社会性、人間性豊かな人材の育成を目指す必要がある。そのための教育課程の見直しと教育条件の整備が不可欠である。

大学の個性・特徴の反映

《現状の説明》

キリスト教大学としての本学は、キリスト教のもつ普遍的価値、すなわち人格・個性の尊重、人類の福祉への貢献を教育の根本においている。また、早くから英語教育を重視し、国際的に活躍できる人材の育成にも積極的に取り組んできた。こうした特長は経済学部の教育課程にも反映されており、経済学科では、例えば他大学に比べ社会保障、社会福祉関連科目を数多く設置しており、多くの卒業生が福祉関連の職場や国際的な場で活躍してい

る。

《点検・評価及び長所と問題点》

上記のように学部・学科の理念・目的の中に基本的には大学の理念・目的が適切に反映されていると言える。しかし一方、最近の経済情勢を反映して、多くの学生は特定の技術の習得あるいは資格取得に関心が向いており、幅広い教養教育の展開・充実との両立には一層の工夫の余地がある。

《将来の改善・改革に向けた方策》

現代社会が抱えているさまざまな問題に積極的に取り組もうとする意欲・関心を引き出すために、課題解決型の教育及び教育課程の再編が必要である。また、英語コミュニケーション能力の開発のためのプログラムを用意する必要がある。さらに、社会性を養い、職業意識をもたせるために、既に経営学科で実施しているインターンシップをさらに拡充することも一つの方法として考えられる。

公的刊行物での明文化

《現状の説明》

大学及び学部の理念・目的は、『大学案内』をはじめとする入試・広報関連の印刷物及び学生に配布される学科案内、履修要項などに明記されている。

《点検・評価及び長所と問題点》

大学から発行されている刊行物は多岐にわたっており、それらを通して大学・学部の理念・目的を学内外に伝える努力がなされている。

《将来の改善・改革に向けた方策》

現在の方法によってかなりの程度その目的が達成されていると考えられるが、どの程度浸透しているか、また正しく理解されているかを評価し、今後もより効果的方法を探す努力は必要である。

法学部

【理念・目的等】

学部・学科等の理念・目的・教育目標とそれに伴う人材養成等の目的の適切性

《現状の説明》

法学部の前身は、昭和27(1952)年に設置された短期大学法科である。同法科設置の趣旨は、キリスト教主義に基礎をおいて法学の基礎教育を施し、法律・行政の実務担当者を養

成することにあつた。短期大学法科は昭和 35(1960)年に廃止されたが、その後昭和 40(1965)年に、法学部が設置された。短期大学法科の教育理念を引き継いだ法学部の教育理念は、本学の建学の精神であるキリスト教による人格教育を基礎としながら、理論だけでなく社会との関わりを持った実務にも重点を置く「実学重視の法学教育」、「社会に開かれた法学教育」であり、社会の中で実際に生じる問題を、法律以外の広い観点をも幅広く考慮しつつ、法的観点から適切に認識し解決できる人材の養成を目的としている。このような理念・目的は、法学部本来の専門教育科目を厳しく学習させながらも、他学部・他大学開講科目の履修をも幅広く許容する教育課程からも理解されるであろう。

また、上記のような理念・目的は、学則に明示されているほか、学生全員に配布される「大学要覧」、大学外に配布される「大学案内」など、大学による刊行物の中にも明確に示されている。

法学部では、大学設置基準の大綱化を契機として大学全体で教育課程を大幅に見直すのに合わせて、大学全体の方針と協調しながら法学部の教育課程を大幅に見直すため、平成 3(1991)年度から学部内に「法学部カリキュラム検討委員会」を設けた。同委員会は体系的かつ継続的に教育課程の再検討を続け、平成 7(1995)年度からは法学部のあり方全般を見直すために、同委員会を「法学部改革検討小委員会」と改称した。平成 12(2000)年度からは、この理念・目標を学生本人の目標に合わせてより一層効果的に実現するため、政策行政、企業法務、司法、国際法務、総合法務という 5 コースからなるコース制を導入している。

日本においては、公務員や法律関係専門職に就いた場合に、法的知識を実際の場面で生かすことが多いこと、及び、法学部学生の多くがそのような職業に就くことを希望していること、他学部学生の間にも公務員試験を受験する者が比較的多いこと、などにかんがみ、数年前から、他学部学生にも開放されている国家試験・公務員試験対策講座及び他大学学生にも開かれている司法試験対策講座を開設している。

《点検・評価及び長所と問題点》

法学部の教育理念・目的・教育目標とそれに伴う人材養成等の目的は、本学の建学の精神に沿ったものであると同時に、学校教育法第 52 条第 1 項の「大学の目的」にも合致している。これらは、社会の中で高い指導的な立場で活躍する人材の育成を否定はしないものの、どちらかと言えば社会の中堅を担う実務担当の人材を育成するには極めてふさわしい内容を有しており、建学の精神に照らしても適切である。しかし、他方、卒業生の大半を「深い専門の技芸を身につけた」専門職業人として育成すること明示的な目標とするには至っていない点については、今後さらに検討を要すると考えられる。

《将来の改善・改革に向けた方策》

平成 16(2004)年度の発足が予定されている法科大学院において高度に専門的な法学教育が行われる時代には、最先端の実務を担う高度に専門的な法学教育への準備教育を目指す一方で、一般的な法律実務を担う人材のための法学教育や市民のための法学教育をも、より充実させていく必要がある。そのためには、教育課程の改定だけではなく、その根底にある理念等の時代に合わせた具体化、及び時代に合わせて具体化される理念等と教育課

程との間の整合性を確保する作業も不可欠である。上記「法学部改革検討小委員会」は、既にそのための基礎作業を開始している。

学部・学科等の理念・目的・教育目標とその達成状況

《現状の説明》

コース制を導入した平成12(2000)年度からの新教育課程の卒業生はまだいないが、これまでの教育課程で教育を受けた卒業生の進路を見てみると、他の学部・学科に比べて、公務員、特に国家公務員・地方公務員上級職の割合が格段に高いほか、民間企業でも金融など、一定の法律知識を要求される職に就く者が多い。その結果、大学所在地の地方自治体及び地元の有力企業に数多くの幹部職員を輩出している。また、法曹を含む高度に専門的な法律実務担う職業、及びそれらの専門職を補助する職業にも、多くの卒業生が従事している。

さらに、学年の約3分の1の学生が、近年開始された「法学検定試験」を受験しており、少なくとも「3級」の合格者数から判断する限りでは、全国の大学の平均的水準以上の合格率に達している。

《点検・評価及び長所と問題点》

「法学検定試験」の結果からすれば、本学での教育を受けた学生の、法学基本科目に関する学力は、少なくとも全国の法学部学生の平均的水準には達している。このような一定水準の学力を基盤として、卒業生の幅広い進路が実現されている。また、「良識」「常識」を備えているという点で、就職先での卒業生の評判も概ね良いと言ってよい。このように、キリスト教主義に基礎を置いた「実学重視の法学教育」「社会に開かれた法学教育」という法学部法律学科の理念・目的・教育目標は、社会の中での役割を自覚し、それぞれの場所で与えられた仕事に地道に取り組む人材を育成することに、かなりの程度まで成功している。

ただし、法律には必ずしも直接的に関わらない部門では高い指導的な立場にある人材を輩出しているものの、法律を専門的に扱う高度の専門職業人を育成するという点では、必ずしも全面的に成功しているとは言えない。

《将来の改善・改革に向けた方策》

法科大学院制度の開始時期に合わせて教育課程の大幅な改定が予定されており、法学部内では既に検討に入っている。その際には科目構成を大幅に見直すだけでなく、現在のコース制を改定し、学部の理念・教育目標をより一層達成できるよう、高度の専門職業人を目指す学生を育成するための特別のコースを設けるほか、「法化社会」に適合的な倫理観の培養に一層重点を置く予定である。

工学部

【理念・目的等】

学部・学科等の理念・目的・教育目標とそれに伴う人材養成等の目的の適切性

《現状の説明》

グローバルな規模で見た現代社会にとって、環境問題やエネルギー問題は、21世紀の人類に課せられた重い課題であり、これらの問題の解決は人類の進歩にとって必須である。現在の日本の産業界では、技術の海外移転に象徴されるように国際化が急速に進み、さらに情報技術の進歩に裏付けられた独創的な科学技術の開発が求められている。一方、正しい倫理観を持った技術者の養成も急務である。このような工学を取り巻く環境の変化を考慮し、工学部においては、大学要覧にも述べているように、科学的法則や経営学的手法を取り入れて体系化した学問領域において、人と社会に役立つ人間を育てることを教育理念としている。

機械工学科では、この理念に基づき、大学案内に記載しているように、「信頼され期待される国際的エンジニアの育成」を21世紀における学科の人材養成の目的としている。また、「正しい倫理観を持ち、創造力があり、語学力のある技術者の育成」と言い換えることもできる。

電気工学科では、電力技術及び通信技術とともに、人間性、社会性に富む技術者の育成を目的としている。さらに情報技術の習得も目的として、情報に関する科目も充実させ、また電磁気と関連する環境問題も教授し、時代のニーズにあった人材の育成を教育目標としている。

応用物理学科では、広い科学的・技術的視野に立った人材の育成するために、数学と物理に基礎を置いた従来の応用物理の概念をさらに大きく展開させ、エレクトロニクスや計測、物性などの工学の基礎に加えて幅広く情報技術を修得させ、技術分野での広い適応性を持った人材の育成を教育の目的としている。

土木工学科は、地域の環境計画及び自然生態系の保全と自然環境との調和のための科学技術・建設技術に関する技術者を育成するために、教育理念として「環境を熟知し環境と調和した建設技術を創造して地域社会の発展に貢献できる人材の育成」を掲げ、この方向に向けて学科教育課程の精査を行い、この理念に基づく教育目的及び目標を設定しそれを達成するための教育内容の改革と充実を積極的に推進してきている。

《点検・評価及び長所と問題点》

工学部においては、学科、学部それぞれのレベルで「教育改善委員会」を設置し、それぞれのカリキュラムを不断に改善するシステムを構築し、以下に述べる長所と問題点を検討している。

機械工学科では、これまでのカリキュラムにおいては、ゼネラリスト育成に向けてすべての学生が機械工学全般を同じ比重で学べる構成とし、産業界に貢献する人材を育成してきたが、近年の学生の興味と意識の多様化及び基礎知識の偏重により、決められた習得単位数の中ですべての分野を修得することは困難になってきたことを受けて、平成14(2002)年から学科名称を機械創成工学科と改称するとともにカリキュラムを大きく変更すること

とした。

電気工学科では、電力技術及び通信技術の2本柱を中心とする教育を行い、これまでに幾多の有為な人材を社会に送り出してきた。しかし、時代のニーズとともに、さらに学科内容の充実には不断に取り組んできており、特に情報関連の充実を心がけ、平成14(2002)年度より、学科名を電気情報工学科に改称することとした。今後とも、社会からの要請に応えられる学科として、絶えざる努力を続けたい。

応用物理学科は、数学と物理を基礎として広範な応用を目指すことを目的としてきた。さらに、情報技術の習得を学科の目的として、平成14(2002)年度より、学科名を物理情報工学科に改称することとしている。さらに多様な人材の育成に心がけていきたい。

土木工学科では、平成14(2002)年度から学科の名称変更を行い、環境土木工学科と称するが、名称変更により学科の教育理念及び教育目標の実現と達成及び新たな学科における人材育成の目的を明確にすることが可能になったと評価できる。一方、環境土木工学科の教育課程が学科の教育理念及び目標に適切に一致しているかどうかについては、絶えず精査した上で改善がなされるべき事項であると考えられる。

《将来への改善・改革への方策》

工学部においては、各学科ともに将来構想並びに教育改善を目的とする学科内活動を実施している。工学部全体としては、将来検討委員会、教育改善委員会、学科改組準備委員会などが設置され、将来の工学部のあるべき姿について検討を続けている。時代の流れ、産業構造の変化は想像を絶する速さで進行しており、この時代の流れに即した学科のあり方、学科における教育のあり方などについて現状に対する批判的意見も含む検討を行っている。これらの意見を大学全体としての共通認識とすべき方策を考える必要があるものと認識している。

学部・学科等の理念・目的・教育目標とその達成状況

工学部では、これまでに上記の理念・目的・教育目標に従って教育を行ってきており、2万人弱の卒業生を社会へ送り出し、それぞれが所属している社会において活躍している。

《現状の説明》

機械工学科は、上述した教育理念のもとに技術者教育を行い、開設以来、延べ約5千人の卒業生を世に送り出し、現在産業各界で活躍している。しかし、前述したように近年、入学する学生の多様化、あるいは知識の偏重の結果、これまでのカリキュラムでは充分その目的が達成されたとは言いがたい状況が発生してきている。そこで、教育課程の項で詳細に述べるが、種々の学生の目的や興味に対応できるように平成14(2002)年度から学科名称の改称とともにカリキュラムを改正することとした。新しいカリキュラムの構成は、現在の学生の興味あるいは目的と社会の要求に沿う形で工夫されているので、このカリキュラムが実行されれば、現在の学生に対して、上述した教育目標を達成することができると期待される。また、新たなカリキュラムは、日本技術者教育認定機構(JABEE)への認定にも対応できるように考慮されている。

電気工学科では、上述の教育理念を基に技術者教育を行い、創設以来5千名以上の卒業生を社会に送り出し、現在産業界や教育界等各方面で活躍しており、社会の発展に貢献している。本学科は、現在電気主任技術者制度で定められている経済産業大臣の認定校になっており、電力技術者の教育施設として公認されているとともに、電波法で定められている無線従事者資格のうちの第1級陸上特殊無線技士及び第3級海上特殊無線技士の教育施設として担当大臣の確認を得ており、電力と無線通信の技術者の教育機関として公に認められ、人材育成の目標は達成されつつあると言える。

応用物理学科では、上述した教育目的を達成するために、広く人間形成のための教養科目と、専門に関わる基礎科目の適正な配分を考慮して教育課程が組まれている。専門分野に関しては、エレクトロニクス、材料、計測、情報等の各分野の基礎を反復演習により徹底的に理解させている。平成14(2002)年度より学科名を物理情報工学科と改称し、情報教育を強化することを目的とした新しい教育体制を始動したばかりで、まだ成果を上げるには至っていない。基礎科学と、工学的な応用の基礎に重点を置いた教育理念は、社会のあらゆる技術的分野で活躍する人材を多く輩出するに至っている。近年情報分野の仕事が増すに従って多くの卒業生がこの分野でも活躍している。

土木工学科は、上述の教育理念の基に、地域開発の基盤となる建設技術者の育成とそのような人材の地域社会への輩出を行ってきた。現状は、これに加えて、地域の環境計画、自然環境保全及び環境との調和のために必要な社会的な役割を果たし得る技術者・高度専門家を輩出できる教育体制基盤を整えることができた段階であると判断し、平成14(2002)年度より学科名を環境土木工学科と改称する。

《点検・評価及び長所と問題点》

社会情勢及び学生の持つ知識の量などは、今後も大きく変化することが予想されるので、カリキュラムなどの教育課程を十分に活用できる弾力的な組織の構築と、学科の教育理念及び教育目的に適切に一致しているかどうかの達成度を、今後とも絶えず精査しなければならない。具体的には、多くの学習内容の網羅的な講義を廃し、選ばれた重要な系統的な基礎概念の反復演習による徹底的な理解を心がけている。他方、学生の学習意欲を高めるために、概論を利用した最先端の研究の提示、実験による体験学習の強化、少人数ゼミナール、プレゼンテーションコンテスト、コンピュータ応用の学習の強化等により絶えず学習目的を意識させ、主体的に学習に取り組ませるような配慮をさらに行う必要がある。

《将来の改善・改革に向けた方策》

工学部では、各学科ともに教育課程の内容を引き続き精査することによって、教育科目と履修方法の改善を図るとともに、関連分野の進歩発展と社会のニーズに応じてカリキュラムの改訂も行っていく予定である。また、教育科目の改訂だけでなく、個々の教育科目をいかに教えるかという講義方法についても、学生に対するアンケート等の結果も参考にして改善を検討していく。各科目の講義内容の改善は、各教員の自己点検と評価によりシラバスの改善という形で年々充実してきている。また、各学科において教育改善に関する委員会を常設して、教育科目の重点化等に関して教員人事も含めて検討を行っている。また、工学部として教育改善委員会を設置し、各学科間の調整、工学部の共通の問題に関す

る改善のあり方を検討している。

教養学部

【理念・目的等】

学部・学科等の理念・目的・教育目標とそれに伴う人材養成等の目的の適切性

人間科学専攻

《現状の説明》

教養学部発足から13年を経過する中で、変化する社会的現実への対応と教育内容の一層の充実を求めて教育課程の改正が二度試みられたが、平成12(2000)年度新入生から適用された現在のカリキュラムの作成にあたっては、教授会は、教養学部及び各専攻の教育理念を新たに確定し、これに沿った教育内容の策定に努力したのである。この時、教授会で議決された教養学部の教育理念によれば、その教育目標は、端的に「変容する現代社会に立ち向かうことのできる基礎学力と複合的視野を兼ね備え、自ら問題を発見し解決を模索する能力を持つ人間の育成」とされている。

これを受けて、「人間科学専攻の教育理念」においては、「経験的な手法に依拠して収集・吟味された資料に基づき、誰にでも開かれた人間理解を迫及することこそ、人間科学の基本的な精神である」と断ずるとともに、研究対象である人間と人間科学の研究方法の多様性をも認めた上で、その教育目標を「学生が幅広い視野を持ちながら、自らの力でより魅力的な今日的視点を獲得し、個人的な着想を根拠のある一般的な主張にまで展開できるようになること」と規定している。そしてこの目標の達成のために、広く人間探求の可能性を求めるとともに「人間科学の諸技法を提供する機会を数多く提供」して、「学生が自らの問題意識を明確な研究課題へと高め、その解決に向けて主体的に創意工夫を重ねることを期待する」のである。

《点検・評価及び長所と問題点》

以上人間科学専攻の教育目標を発足当初のそれ（平成元〔1989〕年の『教養学部「紹介と履修の手引き」』）と比較してみると、教養学部における人間科学専攻としての教育目標の大筋の方向に変化は見られないが、学部発足時の教育目標においては、「人間理解」に重点が置かれているのに対して、今回の教育目標においては、そこから一步踏み出して「今日的な人間の問題の解決能力」への志向が強められていることが分かる。さらに柱となる学問領域に格別の変更はないが、全体的に「学際性」と「総合性」がより一層強調されている。

《将来の改革・改善に向けた方策》

今日的な人間の問題を総合的な視点から解決する能力を育成することこそが、ますます

必要とされている現代の状況を考えれば、教養学部の人間科学専攻における人材養成の目的は、その適切性を一層強めてきたものと言うことができるであろう。

言語文化専攻

教養学部は平成元(1989)年に、人間科学・言語科学・情報科学の3専攻からなる教養学部1学科の学部として創設された。また言語科学専攻は、平成13(2001)年度から言語文化専攻と改称して、現在に至っている。

《現状の説明》

建学の精神に基づく学部創設の指針は以下のものであった。「新しい時代・社会に即応しながら、創造的に寄与し得る人材の育成を期」し、「既存の学部には見られない総合的・関連的な学科内容を主に、特色ある教育を行い、高度に発達する科学技術時代においても人間の尊厳と可能性への信頼を失うことのない、新時代をリードする人材を育成すること」。教育研究における学際性・総合性を重視したこの指針のもとで、相互に教育課程において有機的に関連した3専攻が教育目標としたのは、それぞれ、人間科学専攻では「確固たる人間観の確立」であり、言語科学専攻では「異文化理解やコミュニケーション能力の涵養」であり、情報科学専攻では「学際的な視野を持った情報技術者の育成」であった。この理念・教育目標は、今日まで大枠では変更されることなく踏襲されている。

《点検・評価及び長所と問題点》

幅広い視野と深い識見をもって現代社会の諸問題に多角的に対処できる「新しいタイプの教養人の養成」という教養学部の課題と教育目標は、変容が加速している現代社会において一層その重要さと切実さを増したり、極めて「適切」なものであり、本学並びに教養学部の先見の明を示すものとして高く評価されている。

しかしながら、一方で、国際化、高度技術化、情報化の動きはその後速度を増し、今日では教養学部設立当時の予想を遥かに越えて多くの問題を発生させている。

《将来の改善・改革に向けた方策》

現代社会のこの事態に適切に対処できる教育・研究を教養学部が続行していくには、例えば、学部名称の変更、識見ある教員の増員や専攻から学科への変更、専攻所属教員の編成替え、さらにはグローバルな視野に立って総合的に論究する学科・専攻等の増設なども考慮に入れて、教養学部の言わば足腰を一層強化するために努力していかなければなるまい。

情報科学専攻

《現状の説明》

情報科学専攻の教育理念は、「情報処理技術を習得し、かつ広い視野を持つ教養人の育成」として要約される。従来、技術者はあくまでも技術を提供する側であり、技術を利用

する側とは一線を描くのが一般的であるが、情報科学専攻では、情報や情報処理技術を理解し、それらを強力な武器として主体的に利用する人材の養成が主たる教育目標となっている。

《点検・評価》

情報科学を専攻する学生の志向は、情報処理技術の獲得を基盤とし、その上に情報科学専攻の多彩なスタッフの提供する諸分野：コンピュータ科学、数学、自然科学等の探求に向かっている。今までのような IT 技術にバラ色の夢を描くだけではなく、何らかの地に足のついた社会的インフラの一部を担う心構えが専攻内に培われるようになってきている。それに伴って、学生はより具体的に社会においてコンピュータが果たしている役割に参画することができるような学びと研鑽を求めてきている。これは、当専攻の理念が、学生生活 4 年間で照らす目標として定着したものになったことを意味する。

《長所と問題点》

現実が理想＝理念と肩を並べる時、専攻にとってさらに先を見通すかがり火をかかげる必要がある。新しい水平線を求める好奇心を養うことが求められる。コンピュータがブラックボックスのままでなく、人間の知性を増幅する生き生きした道具として復権するためには、ハードとソフトと人間の関与を見直すような目標が必要になる。

《将来の改善・改革に向けた方策》

社会の中に自らを積極的に位置づける素養を持ち、同時に自らを活かす術をも身につけた、新しい時代を担うために、自ら変革することをいとわない人材の養成が、ますます期待される。

学部・学科等の理念・目的・教育目標とその達成状況

人間科学専攻

《現状の説明》

現行カリキュラムの策定に先立って、平成 11(1999)年に教養学部教授会が新たに確定した教養学部の教育理念によれば、その教育目標は、端的に「変容する社会に立ち向かうことのできる基礎学力と複合的視野を兼ね備え、自ら問題を発見し解決を模索できる人間の育成」とされている。

これを受けて、「人間科学の教育理念」においては、その教育目標を「学生が幅広い視野を持ちながら、自らの力でより魅力的な今日的視点を獲得し、個人的な着想を根拠のある一般的な主張にまで展開できるようになること」と規定している。そしてこの目標の達成のために、広く「人間探求の可能性を求め」とともに「人間科学の諸技法を適用する機会を数多く提供」して、「学生が自らの問題意識を明確な研究課題へと高め、その解決に向けて主体的に創意工夫を重ねることを期待する」のである。

《点検・評価及び長所と問題点》

これらの理念や教育目標の達成状況を、学部・専攻発足以来13年の歴史の中で客観的に評価することは、誠に困難と言わざるを得ない。経験に即して言えば、多方面にわたる卒業生の就職先の企業等の採用人事担当者の評価はおおむね好評であるとの感触を得ている。また、平成12(2000)年3月に公表された自己点検・評価報告書『東北学院大学—現状と課題』(275頁)によれば、直面する問題点として、①学生と教員の双方にややもすると心理学・社会学・教育学・体育学等の個別学問領域に準拠した学習にこだわって、学際的・総合的アプローチを軽視する状況があること、②それに伴ってカリキュラムに過剰傾向が見られることが指摘されている。

《将来の改善・改革に向けた方策》

平成12(2000)年度からのカリキュラム改定はこれらの点に対応するものであって、カリキュラムの過剰についてはかなりのスリム化が実現しているが、学際的・総合的アプローチの軽視は、学部・専攻の理念・教育目標の根幹に抵触するものであり、しかもそれは、単に制度のあり方によっては全面的には解決しえない、むしろ教員と学生の意識により多く依存するものであるだけに、今後ともこの点について常に注意を喚起し続けることが肝要と思われる。

言語文化専攻

《現状の説明》

教養学部発足当時、その教育研究の理念・目的・目標として、「新しい意味での専門性の確立を図ると同時に、広範な知識を基礎とする総合性を実現すること」を掲げた。言い換えれば、「一分野の細かな専門的知識をもつ従来の型の専門人の育成ではなく、深く基礎づけられた広範な知識を基礎とした創造的判断力を持つ新しい型の教養人(ゼネラリスト)の育成」ということであり、「各専攻がそれぞれ専門性の確立をはかりながらも、同時に教養学科として一つに統合されていることによって、人間・言語・情報という現代人に必須とされる高度の教養が学生諸君におのずと備わること」を少人数教育を通して目指した。この目標はそのまま今日においても踏襲されており、具体的には、いわゆる卒業論文に代わって、「複数の学生が協同して自主的に問題の発見と解決をはかる(プロジェクト学習方式)による「総合研究(卒業課題)」を必修科目として開設し、学部のカリキュラムの全体をここに収斂するように構成するとともに、学生間の、そしてまた教員と学生間の協同による研究作業を義務づけ、共同作業を伴う「実社会における知識の運用能力の育成」を目指している。

《点検・評価及び長所と問題点》

その成果は、教養学部の第1回卒業生の出た平成4(1992)年度発行以来毎年刊行されて、今日まで10冊となった『総合研究(卒業課題)要旨』に見ることができるように、おおむね達成されていると言ってよい。一つは、既存の大学教育では見逃されがちな現代社会の諸問題が、学生諸君の、若さを生かした斬新で知的な好奇心によって発見され、かなりの

ところまで学際的に解明されているからであり、今一つは、この卒業課題の遂行の過程で、講義では不可能な教員と職員との、あるいは学生間の研究者としての協同作業の意義が広く認知されてきているからである。

しかしながら、一方で、加速化する現代社会の変貌の中から学生諸君の発見する諸問題に、現在の教養学部教養学科の教員構成が指導体制として十分に対応していないということは否定できないばかりか、教養学部の少人数教育体制を維持できるか否かも、財政上の諸般の事情もからんで、予断を許さない。

《将来の改善・改革に向けた方策》

この問題を解決し、教養学部の教育・研究の学際性・相互性の強化を図るためには、少なくとも、人間科学・言語文化・情報科学の3専攻という教養学部の再編を、専攻・学科の増設も含めて、考えてみる必要がある。

情報科学専攻

《現状の説明》

教養教育科目には、学部共通の科目として教養学部の理念を反映した、学際性の高い、内容も優れた科目が設定されており、成果をあげている。

《点検・評価》

一方、それぞれの科目の関連性には課題がある。教養学部の各専攻は、全学の教養教育をも分担するという立場にあるため、専攻所属の教員の専門分野は多岐にわたっている。そのため、専攻所属の教員が担当する科目の種類や内容が、総体として幅広いものとなり、またゼミ等で学生が習得する内容も、非常に多様にならざるを得ない。

「情報科学専攻」の名称から、学生の多くは情報処理技術の習得を期待して入学し、おおむね満足して卒業していると思われるが、理念の実現に限定して評価すれば、専門性(情報の知識、情報処理技術)と教養の深化のいずれもが中途半端な学生と、いずれかにウエイトがある学生との合計が、全体の半数を超すと言うのが実状と思われる。

《長所と問題点》

そこで、この多様性を、単なる分散ではなく学部専攻の理念実現の力となるようにまとめる努力が求められよう。教員の側について言えば、そのような努力の必要性を自覚し実行する教員の数は、現在は決して多くはない。また、まとめる際の方向性についての議論も、相互の距離の大きさを再確認するにとどまることがほとんどであった。そこで、学生が得る教養の深さは、学生個人の意識、意欲、資質に大きく依存することになる。情報科学専攻の場合、情報処理技術の習得と並行して学習することもあり、学部専攻の理念に沿った卒業生の輩出には、まだ時間を要すると考えられる。

このように、情報科学専攻の教養教育に関しては、非専門科目の多種多様さや高いウエイトなどから、全般的に焦点を絞りにくい状況になっており、一方、専門教育、特に情報処理技術及び関連する科目については、技術の習得に必要な時間の確保と内容の整備が主

たる課題となっている。

《将来の改善・改革に向けた方策》

情報処理技術の習得については、3年前に改訂したカリキュラムでパソコンに接する必修科目を増やしており、その成果が期待されている。ただし、卒業必要単位の中での専門科目の割合が低い（55%）という制約下でのやりくりをしたという側面があり、また基礎技術の上に何を乗せるかについての議論も残されている。

(3) 大学院研究科の理念・目的・教育目標

はじめに

大学院研究科の理念・目的・教育目標とそれに伴う人材養成等の目的の適切性

《現状の説明》

本学大学院は、各学部各学科を基幹とする大学院研究科各専攻博士課程を設置してきた。すなわち、文学研究科（英語英文学・ヨーロッパ文化史・アジア文化史の各専攻）、経済学研究科（経済学専攻）、法学研究科（法律学専攻）、工学研究科（機械工学・電気工学・応用物理学・土木工学の各専攻）及び人間情報学研究科（人間情報学専攻）の5研究科（10専攻）であるが、平成14(2002)年度より経済学研究科に新たに経営学専攻修士課程が開設されることになった。

本学大学院研究科の理念及び目的は、キリスト教による人格教育を基礎として、学術の理論及び応用を研究教授し、その深奥を究めて広く文化の進展に寄与することにある。博士課程前期課程（修士課程）は、広い視野に立った精深な学識を授け、専攻分野における研究能力または高度の専門性を要する職業等に必要の高度の能力を養うことを目的としている。また博士課程後期課程は、専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、またはその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な、高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的としている。

以上は大学院設置基準第4条に基づき、本学大学院学則第1条及び第4条に明記されているとおりである。

《点検・評価及び長所と問題点》

本大学院の全研究科は、教育理念に基づき、一般学生のみならず、広く社会人にも門戸を開いてきた。そして特に社会人の受け入れのために、特別選考と教育方法の特例（昼夜開講制）を実施するなどさまざまな改革を試みている。しかし大学院修了生に対する社会の受け入れは、理工系研究科の場合と異なって、文科系研究科ではなお極めて大きな困難を伴っている。この点は今後とも広報活動などを通じて改善を図らねばならない。

《将来の改善・改革に向けた方策》

大学院に社会人を受け入れるにいたって、大学院の従来の性格ないし使命は著しく変わってきた。すなわち、従来はほぼ研究者養成が最も重要な役割であったが、今や大学院の入学者の多様なニーズによって、また社会のニーズによっても大学院の種別化が要請されている。本大学院においても、学長の提案に従って、研究者養成・高度専門職業人養成・現代教養人養成の大別3コースの将来像を、諸委員会を設置して検討してきた。その中で特に高度専門職業人養成の一環として、平成16(2004)年度発足を目指して「法科大学院」設置の構想が具体化しつつある。しかし多様なニーズに応えるための改善・改革は緒につ

いたところと言わなければならない。

大学院研究科の理念・目的とそれに伴う人材養成等の目的の達成状況

《現状の説明》

本大学院は、昭和 39(1964)年に文学研究科英語英文学専攻修士課程が設置されて、それ以降今日に至るまで教員・施設などの充実を図ることにより研究科・専攻の増設が計られてきた。人材養成等の目的は、研究科の設置年によって達成度が異なるのは自然のことであるが、設置年の古い英語英文学専攻・経済学専攻及びそれらよりほぼ 10 年近く後の法律学専攻等の文科系諸専攻は、全体的に見れば従来の研究者養成の目的をかなりの程度達成していると言える。

また工学研究科の諸専攻は、社会的なニーズに合致して、高度専門職に人材を輩出してきた。

《点検・評価及び長所と問題点》

本大学院に社会人を受け入れるにいたって、大学院の目的は多様化すると同時に生涯教育の観点も重視されてきた。従来の研究者養成については、現に研究職にある社会人に対して博士学位取得の機会を与え、また高度専門職への転換を援助する役割を果たしつつある。しかし、これら社会人学生と学部から進学してきた学生との学力差は一般に著しく、この差を埋めるための指導教員の負担は極めて重くなっている。

《将来の改善・改革に向けた方策》

社会人の受け入れに端を発する大学院の種別化は、現在は改革途上の議論であるが、これは大学院各研究科の理念・目的に照応する人材養成等の目的を達成する上で、喫緊の課題である。

文学研究科

大学院研究科の理念・目的・教育目標とそれに伴う人材養成等の目的の適切性

《現状の説明》

文学研究科は、英語英文学、ヨーロッパ文化史、アジア文化史の 3 専攻から成り立つが、その設置は英語英文学専攻が最も古く昭和 44(1969)年度に博士課程が完成した。それに対して 2 つの文化史専攻は本年度（平成 13〔2001〕年度）をもって博士課程後期課程の学年進行が完了する。また英語英文学専攻は文学部英文学科を基礎とするのに対して、ヨーロッパ文化史専攻は文学部キリスト教学科のうちのキリスト教史・キリスト教思想史領域と、文学部史学科のうちの西洋史領域を基礎としている。アジア文化史専攻は同史学科のうち西洋史領域を除いた日本史・東洋史・地理学・考古学・民俗学の諸領域を包摂している。

以上の 3 専攻からなる本研究科の理念及び目的は、キリスト教による人格教育を基礎と

して学術の理論及び応用を研究教授し、その深奥を究めて広く文化の進展に寄与すること
にあり、その観点から人材養成の目的に適切である。

《点検・評価及び長所と問題点》

英語英文学専攻は、上述のとおり研究者養成を中心に、30年以上の実績をもって各方面
の高等教育機関に人材を輩出している。これに対してヨーロッパ文化史及びアジア文化史
の両専攻は、一般学生のみでなく、広く社会人・有職者も受け入れてスタートし、しかも
本年度（平成13〔2001〕年度）に後期課程が完成するので、研究者養成については未だ決
定的な評価なり問題点なりを指摘することはできない。なお博士課程前期課程では、その
修了生は例えば高等学校専修免許状を取得するなど、高度専門職業人養成として一定の成
果を収めていると言えるであろう。

《将来の改善・改革に向けた方策》

大学院博士課程前期・後期課程は、旧来の研究者養成から社会人の受け入れと大学院の
種別化の方向に沿って改革を進めるべく、目下検討中である。特に中学校・高等学校の教
師を社会人として受け入れ、指導教員とともに、今後のわが国の教育について考えていく
機会も確保すべきであろう。そのためのカリキュラムなど検討したい。

大学院研究科の理念・目的とそれに伴う人材養成等の達成状況

《現状の説明》

人材確保のための博士課程前期課程の入学試験は年3回行っている。第1回は6月期で、
これは4年に在学する者を対象とする特別選考である。第2回は秋期、第3回は学年末に
行われる試験で、いずれも一般学生及び社会人を対象としている。1年次の入学定員は、
英語英文学専攻が20名、ヨーロッパ文化史専攻とアジア文化史専攻がそれぞれ5名である
が、充足状況は、アジア文化史専攻が最も多く、英語英文学専攻は漸減傾向、ヨーロッパ
文化史専攻はほぼ定員の人数である。後期課程の1年次定員は、英語英文学専攻が9名、
他の2専攻は各2名である。いずれも充足率はほぼ満たされている。

次に平成13(2001)年度修了生を具体的にみると、前期課程では、英語英文学専攻4名、
全員就職が内定している。ヨーロッパ文化史専攻3名、うち1名は在学期間延期者、1名
は進学、1名は高等学校非常勤講師。アジア文化史専攻8名、うち1名は在学期間延期者、
2名は進学、2名は就職内定、その他1名、未決定者3名である。進学内定者の進学先は
すべて本学の後期課程である。後期課程を見ると、英語英文学専攻は、修了（退学）者2
名、在学期間延期者4名、就職内定者2名。他の2専攻はそれぞれ在学期間延期者が2名
となっている。

《点検・評価及び長所と問題点》

上記の現状は、全体として前期課程、後期課程を問わず修了生の就職が極めて困難であ
ることを明らかにしている。後期課程修了者のうち在学期間延期者には、博士学位の論文
未提出という例がほとんどであるが、これは就職に対する展望が暗いことも一因をなして

いる。

《将来の改善・改革に向けた方策》

優れた人材を確保し養成するためには、大学院生に対する厳しい研究指導が必要であることは言うまでもないが、本研究科のようにさしあたっては実学から最も遠い学問研究の場にあつては、院生の生活にかなりの配慮がなければならない。この点の学内的な措置を検討中である。

経済学研究科

大学院研究科の理念・目的・教育目標とそれに伴う人材養成等の目的の適切性

《現状の説明》

経済学専攻博士課程前期課程においては、キリスト教精神を根幹とする人間教育を内なる価値観として、学則に定められた「広い視野に立った精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要な高度な能力を養う」という方針のもとに、修士の学位を授与し、後期課程への進学者の養成とともに、高度な知識を身につけた職業人の育成を目的としてきた。

経済学専攻博士課程後期課程は、大学院基準及び旧大学院審査基準要項に基づき昭和43(1968)年4月に経済学専攻博士課程として開設されたとき、キリスト教による人格教育を施すことを目的とする建学の精神を踏まえて、「研究者の養成に主眼を置いて」発足したが、その趣旨は昭和46(1971)年4月に経済学専攻博士課程後期課程に改組されてからも継承されている。

《点検・評価》

本研究科の理念・目的・教育目標は上述のとおりであるが、これらは憲法第23条の学問の自由、学校教育法第65条の大学院の目的に照らして、また本学の建学の精神に照らしても、適切妥当なものと評価することができよう。

《長所と問題点》

本研究科は、本学経済学部卒業生のみならず、本学他学部の卒業生及び他大学出身者も相当数多く、広く門戸を開いており、留学生も修士、博士の学位を得た者は6人に及んでおり、国際的にも入学者を受け入れている。科目も東北経済に関するものがあり、地域経済研究に優れた研究業績がある。

しかし、後期課程において、博士の学位を取得した者の数は、後期課程への進学者の数に比べ、極端に少なく、教員のさらなる指導と院生の努力により、博士の学位取得者が増えることが望ましい。論文による博士は3人と少なく、この点でも問題がある。

《将来の改善・改革に向けた方策》

経営学関連の新しい専攻が望まれていたが、経営学関連のスタッフも充実したので、東北地域の企業社会における有用な職業人の育成とその研究者養成を目指し、平成14(2002)年4月からは、21名のスタッフからなる経営学専攻増設が文部科学省から平成13(2001)年12月に認可された。また、情報化社会を迎え、研究教育環境の面においても一層の情報機器等の整備が望まれている。さらに、東北地域に根ざした経済学及び経営学関連の研究・教育のさらなる充実が期待される。

大学院研究科の理念・目的とそれに伴う人材養成等の目的の達成状況

《現状の説明》

平成13(2001)年3月までに合計119名の修士課程及び博士課程前期課程の修了者を送り出した。研究者養成を主たる目的としていたこともあり、その需給関係を勘案しなければならないこともあって、平成6(1994)年度までは5名の定員を上回ることはなく、それどころか昭和62(1987)年度、平成元(1989)年度、平成3(1991)年度には入学者0という事態すら生じた。しかし、平成4(1992)年度になると、それまでも皆無というわけではなかったが、税理士国家試験における科目免除の資格を獲得するために修士の学位取得を求める者が急増し、定員5名を上回る入学合格者が出るようになり、本研究科は従来の研究者養成に加えて実務面での高度な教育指導を行う必要に迫られてきたのである。そして、そのような中で、平成10(1998)年度から、社会人入学を受け入れることを踏まえ、定員を5名から8名に増員したのである。

博士課程にあっては、計7名の単位取得満期退学者を出し、さらに、後期課程にあっては、計5名の修了者及び計20名の満期退学者を出している。開設以来、修了者5名と単位取得満期退学者及び満期退学者29名を出しているが、ここでは修士課程及び博士課程前期課程に比して一層研究者養成に主眼を置いていたことがはっきりする。途中、進学者がない年度もあったが、留年者を含めるとほぼ1学年当たり2名の定員を大きく下回ることはなかった。

《点検・評価》

本研究科では、上記の理念・目的・教育目標の実現を達成すべく全力をあげて取り組んできている。経済学のみならず経営学関連分野も充実し、熱心な教員の指導と、真摯に課題に取り組む大学院院生の旺盛な研究意欲とあいまってかなり充実した教育が展開されているものと考えている。

《長所と問題点》

「生涯学習の時代」の到来ということもあり、「昼夜開講制」の下で、社会的経験も豊かで、高齢の院生も増えている。また、職業会計人を目指し資格取得を意図する社会人は多く、本学出身の職業会計人(公認会計士・税理士)は120数名を越えており、地域経済社会への本研究科の貢献は大きい。大学等の研究・教育機関へ就職した院生も相当数にのぼっている。

文科系大学院の通弊として、他大学の文科系大学院と同様、本研究科においても、課程

博士を取得した修了者は極めて少なく、現在まで6名であり、ほとんどが単位取得満期退学者及び満期退学者であるという状況は遺憾とせざるを得ない。そこには、博士という学位は研究者の到達点に対して与えられるものという、旧制以来の文科系特有の学位通念の心理的束縛があったことは否めない。このため学生も、在学中、博士号取得を目標とせず、指導する側もそれによしとする傾向が強かった。

《将来の改善・改革に向けた方策》

論文提出による博士の学位授与については、本学教授の地位にある者とあった者に3件があるのみである。論文博士のみならず、課程博士の学位取得者が増加すべく、一層の研究教育指導が必要である。なお、現在、論文博士の授与件数が課程博士の授与件数を上回ってはならないという方針がある限りにおいて、課程博士が6件しか出ていないという事情は、論文博士の授与を著しく縛るものであることも改めて確認しておかなければならない。

法学研究科

大学院研究科の理念・目的・教育目標とそれに伴う人材養成等の目的の適切性

《現状の説明》

法学研究科博士課程前期課程は、昭和50(1975)年、大学院修士課程として発足し、昭和54(1979)年、博士課程前期課程に改称されたが、一貫して、「キリスト教による人格教育を基礎として」(本学大学院学則第1条)、学部段階での基本的法学・政治学教育の成果を踏まえ、さらに高度の専門知識を与えることを目的として教育に当たっている。平成10(1998)年4月から昼夜開講制、社会人特別選考制度を導入し、専門職業人養成に応えることにも力を入れつつある。同後期課程は、昭和54(1979)年に増設されたが、同じく「キリスト教による人格教育を基礎として」、専攻分野について研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力を養成することを目的としている。

《点検・評価及び長所と問題点》

本研究科の理念・目的・教育目標とそれに伴う人材養成等の目的は、本学の建学の精神に沿ったものであり、学校教育法第65条に定める「大学院の目的」、大学院設置基準第3条第1項の「修士課程の目的」、同第4条第1項の「博士課程の目的」にも合致している。また、上記設置基準の改定に応じて、社会の要請の変化にも対応している。特に、大学院においても、「キリスト教による人格教育を基礎として」いる点は、キリスト教大学固有の長所であろう。問題点としては、「専門職業人養成」に関し、本研究科がどのような専門職業人をどのように養成しようとするのかについて、必ずしも十分な検討がなされていないことではなかろうか。

《将来の改善・改革に向けた方策》

平成 13(2001)年 11 月、本学はいわゆる法科大学院の平成 16(2004)年設置に向けて具体的準備を進めることを決定し、その作業に入っている。上記の問題点についての一つの対応でもある。以上のこととの関連で、今後、博士課程前期課程の見直しが行われる予定である。

大学院研究科の理念・目的とそれに伴う人材養成等の目的の達成状況

《現状の説明》

平成 13(2001)年 3 月までに合計 60 名の修士課程及び博士課程前期課程の修了者を送り出した。各年度の入学者は従来、定員 10 名の半数(5 名)を上回ることがなかったが、社会人入試導入後、それを上回るようになった。しかし、上記定員内にとどまっている。社会人院生の多くは税理士資格取得を目指している。平成 13 年度入試では、一般入試の志願者が減少し、合格者は全員社会人という結果となった。

修了生の進路を最近 5 年についてみると、特別選考及び一般入試合格者 20 名については、およそ次のとおりである。本学又は他大学後期課程進学 3 名、公務員(国税専門官、地方公務員) 2 名、本学経済学研究科前期課程入学 2 名、一般企業就職 2 名、司法試験など資格試験勉強中 3 名以上。また、社会人院生については、修了後も入学時の職業を継続するのが通常である。既に税理士資格を取得した者も出ている。次に、後期課程に関しては、同じく平成 13(2001)年 3 月まで合計 4 名の修了者、3 名の満期退学者が出ている。修了者はすべて本学又は他大学、短大の教員になっている。また、満期退学者のうち、2 名も本学又は他短大の教員になっている。論文博士はこれまで 1 名である。

《点検・評価及び長所と問題点》

修了生からは、後期課程に進学した者からだけでなく、一般企業などに就職した者からも、前期課程における勉学が役立っているとの感想も寄せられている。

他方、本研究科の理念・目的とそれに伴う人材養成等の目的の達成状況を定員充足状況から見れば、半ばと言わざるを得ない。前期課程に関しては、特に最近 5 年間については、修了後も就職できずに(又は、就職せずに)司法試験その他資格試験の受験勉強や就職活動に取り組む者が少なくないことは、問題点として重視しなければならない。後期課程の入学者が少ないことについては、研究職への就職が困難だというやむを得ない事情もある。論文博士が 1 名というのも、少ない。

《将来の改善・改革に向けた方策》

前述したように、主として、法科大学院の設置を中心に検討されている。また、論文提出による学位授与をもっと増やすことが必要である。

工学研究科

大学院研究科の理念・目的・教育目標とそれに伴う人材養成等の目的の適切性

《現状の説明》

東北学院大学大学院は、大学院要覧にも述べているように、キリスト教による人格教育を基に、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究めて広く文化の進展に寄与することを理念としている。さらに、修士課程では、広い視野に立つ精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要の高度の能力を養うことを目的としており（大学院学則第4条）、博士課程では、専攻分野について研究者として自律して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的としている（同第5条）。20世紀の科学技術の発展は人間生活の発展を成し遂げたが、「自然と人間」という視点が欠けていたために、重大な負の遺産を生じさせた。そこで、工学研究科においては、人間と自然という観点に立って、人と社会に役立てる工学の創造と敷衍という理念の下に人類の福祉に貢献することを具体的な教育目標としている。

《点検・評価及び長所と問題点》

工学研究科への進学率は例年平均して4年次学生の5～8%程度の進学率であるため、各教員の指導はきめ細かに行われている。各教員は、講義あるいはゼミナールにおいて大学院の理念、目的を教えている。しかし、研究の進行に伴い研究テーマ内容に捕らわれ、視野が狭くなる学生が時折見られることがあるので、今後なお一層社会との繋がり的重要性を自覚させる教育方法の確立が必要である。また、これまで特に意識しては理念に掲げる技術者倫理に関する講義は行ってこなかったが、今後は大学院においても技術者倫理の講義を行う必要があると考えている。

《将来の改善・改革に向けた方策》

高度に発達した現代技術に対応するためには、大学院工学研究科の充実は大きな課題である。特に、技術者倫理を十分に理解した上での広範な知識と創造性の涵養が重要となる。このために、学部教育の改善、社会状況の変化を十分に配慮した上で、特徴ある教育プログラムの構築になお一層の改善を実施する必要がある。

大学院研究科の理念・目的とそれに伴う人材養成等の目的の達成状況

《現状の説明》

工学研究科は、応用物理学専攻（修士課程）が昭和43(1968)年に開設され、機械工学専攻と電気工学専攻が昭和46(1971)年に、土木工学専攻が遅れて平成2(1990)年に開設された。博士課程はそれぞれの修士課程の開設2年後に開設された。開設以来これまでに、上述した理念・目的の下で工学研究科を修了した大学院生は約480名であるが、内34名は大学教員として教育とともに研究を行っている。また、それ以外の大学院修了生は産業各界において技術者として活躍していることから、本学大学院の理念・目的に沿った人材育成は達成されていると考えられる。工学研究科においては多くても10人前後の少人数教育と

指導教員による適切かつ十分な研究指導を行っており、一方では大学院生に広い視野を持たせるために、外部からも適宜研究者を招いてゼミナールを行っており、上述した理念を持つ大学院生の育成に現在も努めている。

《点検・評価及び長所と問題点》

工学研究科の規模がそれほど大きくないことから、研究テーマが複数専攻にまたがっていることも多く、学際的な研究者を養成できる点が特長である。一方、大学院に進学しても、問題意識が低く自立して高度の専門的能力を養おうとしない学生が散見する。このような学生に、自立した研究姿勢と持続して目標を迫及する姿勢を持たせるための恒常的な指導方法を確立することが今後の課題と思われる。また、博士課程後期課程への進学率があまり高くないので、この点も改善する努力が必要である。

《将来の改善・改革に向けた方策》

必ずしも目的意識が確立した学生が大学院に進学する状況とはなっていない。また、十分に能力を有しながらも、高い学納金のために進学を断念する学生が多くいることも事実である。魅力ある工学研究科とするためには、不断の教育プログラムの改善ばかりでなく、奨学金のあり方などを例とする総合的観点からの検討が必要であると考えている。しかし、具体的提案を行うには至っていない。今後、積極的に検討を進めていきたい。

人間情報学研究科

大学院研究科の理念・目的・教育目標とそれに伴う人材養成等の目的の適切性

《現状の説明》

人間情報学専攻博士課程前期課程は、本学大学院学則にのっとり、キリスト教による人格教育を基礎的な教育理念として、「広い視野に立って精深な学識を授け」、「専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要な高度の能力を養う」(本学大学院学則第4条)ことを目的とし、本学教養学部を母胎として平成6(1994)年に設置された。

また、後期課程は、さらに「専攻分野について研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度の専門性を要する職業等に必要な高度の能力を養うこと」(本学大学院学則第5条)を目的に、平成8(1996)年に設置されたものである。

教養学部とリンクした本大学院には、基本的に二つの特質がある。一つは、教育研究における学際性であり、もう一つは、この学際性とも密接に関連するが、多彩な研究経歴を持つ社会人を幅広く受け入れている点である。

《点検・評価及び長所と問題点》

前期課程の教育は、行動情報学、社会情報学、生命情報学の三つのコアを核とし、同時にこれらを包摂する学際的総合的カリキュラムのもとに行われている。同様に、後期課程における論文指導もまたこうした学際性を重視して実施されている。これによって、看護、教育、その他の分野に携わっている現職の研究・教育者が院生として独自の研究を行って

いる。

しかし、こうした学際的性格は、必ずしも十分に実現されているとは言えないところもあり、今後のカリキュラムと指導スタッフの一層の充実が求められていると言えよう。

《将来の改善・改革に向けた方策》

上記の生命情報学の柱は、主として生理・生命に関する研究分野に限られていた。この点を改善するため、平成13(2001)年度において、このコアをより幅広く、充実したものとするため、いわゆる情報系の教員を増員し、これによって情報学プロパーの教育研究分野を増設し、名称も「生命・情報学」と改称している。

また、現在のところ、教養学部の言語文化専攻に該当するコアカリキュラムが、スタッフの問題などもあり、欠落している状態となっており、今後の大きな課題として残されている。

大学院研究科の理念・目的とそれに伴う人材養成等の目的の達成状況

《現状の説明》

前期課程、後期課程ともに現職の社会人院生が圧倒的に多い。これら院生は、多様な学問分野における独自の研究経歴を有しており、課題とするテーマもまた多彩である。この点に適切に対応するためには、指導布陣の学際性が求められることは言うまでもない。そのために、個々の院生に対して、そのテーマに即して、前期課程、後期課程を問わず、レベルはいろいろあるが分野の異なる教員3人の指導スタッフで教育と研究指導に当たってきている。

これまで修士号を取得した者は61名である。課程博士の学位取得者は7名であり、このほとんどすべては現職の社会人である。

《点検・評価及び長所と問題点》

前期課程、後期課程を問わず、個々の院生に対するきめ細かな、学際的指導は高く評価できるであろう。また、博士の学位の取得者は、研究や教育の現場において活躍しており、本研究科の機能が適切に果たされていると言えよう。

これに対して、前期課程の一般院生の場合、ユニークで専門的な研究を遂げても、フルタイムの就職が概して困難な状況にある。また現在、後期課程においても一般院生が博士論文に取り組んでいるが、学位取得後の就職先の確保が大きな課題として残る。

またこれとは別に、社会人の後期課程在籍者にオーバードクターが少なくないことも問題として挙げられる。彼らは、一般に学位取得への強い熱意を持っているものの、社会人であるために論文作成に十分な時間が割けないという事情がある。こうした院生には、就職先の問題がないという特徴があるものの、反面では現職であるがゆえの問題を抱えているのである。しかし、課程博士とはいえ、一定の水準を確保した論文を作成することは、学位取得の必要条件でもあり、安易にレベルを下げるわけにはいくまい。むしろ、研究科としてより効率的な指導方法を考えていかねばなるまい。

《将来の改善・改革に向けた方策》

社会人が多く、一般院生が少ないという現実、受験生数の変動をもたらしやすい。今後は、本研究科の特徴を積極的に広報することにより、安定的な受験者の確保に努めることになろう。また、一般院生の就職の問題も残る。これら二つの問題解決には、研究科自身が外部社会と今にも増して深い結びつきを形成していくことが不可欠である。また、オーバードクターの対策として、今以上にシステマティックな学際的指導体系を構築していかなければならない。

最後に、本研究科ではまだ論文博士を世に送り出していない。このための適切な手続きと規程の整備を現在進めているところである。

2. 教育研究組織

【教育研究組織】

本学の学部・学科・大学院研究科・研究所などの組織の教育研究組織としての適切性、妥当性

《表示による現状の説明》

平成 13(2001)年度における本学の組織を以下に示す。

- | | |
|------------|---|
| 学 部 | 文 学 部 (英文学科 [昼間主コース・夜間主コース]、キリスト教学科、史学科)
経 済 学 部 (経済学科 [昼間主コース・夜間主コース]、経営学科 [昼間主コース・夜間主コース])
法 学 部 (法律学科)
工 学 部 (機械工学科、電気工学科、応用物理学科、土木工学科)
※平成 14(2002)年度より、機械創成学科、電気情報学科、物
理情報工学科、環境土木工学科に改称。
教 養 学 部 (教養学科 [人間科学専攻、言語文化科学専攻、情報科学専攻])
文学部二部 (英文学科)
経済学部二部 (経済学科)
※文学部二部及び経済学部二部は、昼夜開講制の導入のため、
平成 12(2000)年度より学生の募集を停止。 |
| 大学院 | 文学研究科 (英語英文学専攻、ヨーロッパ文化史専攻、アジア文化史専攻)
経済学研究科 (経済学専攻)
※平成 14(2002)年度に経営学専攻修士課程を新設。
法学研究科 (法律学専攻)
工学研究科 (機械工学専攻、電気工学専攻、応用物理学専攻、土木工学専攻)
人間情報学研究科 (人間情報学専攻) |
| 研究所 | 英語英文学研究所
キリスト教文化研究所
宗教音楽研究所
東北文化研究所
東北産業経済研究所 |

経理研究所
社会福祉研究所
法学政治学研究所
教育研究所
環境防災工学研究所
人間情報学研究所

※平成 14(2002)年度にヨーロッパ文化研究所を新設。

センター オーディオ・ヴィジュアルセンター
カウンセリング・センター
情報処理センター
教職課程センター
国際交流センター
入学試験センター

図書館 中央図書館
工学部分館
泉分館

《点検・評価及び長所と問題点》

①学部組織

文学部は典型的な哲・史・文の理念に基づいて、英文学科、キリスト教学科及び史学科を設置し、昭和 39(1964)年の学部設置以来、多くの有為な人材を各方面に送り出してきた。設置当初は、英文学科の学生数は一部(「昼間」)にそれぞれ 1 学年 100 名、「夜間」(二部)に 50 名、キリスト教学科は 10 名、史学科は 30 名の定員であったが、漸次定員を増加し、昭和 51(1976)年以降は、英文学科一部(「昼間」) 300 名、二部(「夜間」) 50 名となり、昼夜開講制導入以後も同様である。文学部においては、いわゆる「臨定」増員は導入しなかったが、現在の英文学科昼間主コース 300 名、夜間主コース 50 名の入学定員は、他学に類例を見ないほどの規模であって、たとえ英語の国際化に伴う需要の増大を勘案しても、学生数の確保はともかく、その資質の保持は容易でないことは学内でも十分に認識されているところである。平成元(1989)年の教養学部開設に際して、言語科学専攻が設置されたが、同専攻と英文学科との「住み分け」(あるいは競合)については十分な論議が尽くされたとは言いがたい。目下、学長提案の形で学部再編を検討中で、近々結論を得て実施に移されることが期待される。

キリスト教学科の根幹には伝道者養成の神学機関であるとの理解が学内外に存し、事実すでに 116 名の卒業生を教会、学校、福祉施設等に送り出している。5 年前からは大学院文学研究科ヨーロッパ文化史専攻にも、キリスト教史分野として協力しているが、学科としての定員確保は編入学を合わせても容易ではない。ただし、この課題を組織としての適切性・妥当性に帰することは公正とは言えないだろう。日本におけるキリスト教の位置づ

けとも関わるからである。

史学科は大まかに歴史部門と地理部門から成る複合学科で、従来の文学部系列と理学部系列を統合する形で、教育課程も両分野にまたがるように編成されている点は長所である。他面、その統合可能性については問い直しが必然的で、現在この面での再検討が進められており、近く結論が得られ次第、実施に移される。英文、史学両学科の再編問題は、下記の教養学部の再編検討とも密着しているので、全学的な課題と言わねばならない。

経済学部は昭和 39(1964)年の設立の時点では経済学科・商学科及び二部経済学部経済学科の組織であったが、平成 13(2001)年度より商学科を経営学科に改称し、二部経済学部を経済学科夜間主コースに改編し、一段と地域社会での貢献度を高めることとなった。改組・改称は学部の入学志願者数及び入学者の質の向上に有利に働いていると言えよう。学部内の両学科は、教員組織、教育内容、施設・設備を大幅に共有に、殊に学内単位互換の拡張によって、教育上の適切性は大きく増進した。特に、夜間主コースの学生が昼間の講義を、しかもキャンパスの距離を超えて受講している実情は所期の目的を達成しつつあると思われる。経済学科は所属教員全員が担当する1年次向けの基礎演習(平成12年度以降は総合演習)を開設することによって、教育的配慮を著しく向上させた。経営学科は入学者全員にノート型パソコンを持たせることによって、情報教育を深化させるとともに、他学部・学科にとっても情報担当教員は顕著な貢献を果たしている。両学科ともに夜間主コースを持つが、社会的ニーズの変化に伴い、今後とも以前の夜間学部に匹敵する教育に伍していけるかどうか、今後の課題と言わねばならない。

法学部は昭和 40(1965)年の創設で法律学科のみの単一組織であるが、東北地方唯一の法学教育機関として多方面に人材を送り出してきた。教育課程は実定法、法理論の両面を包含するほか、近年は各種資格取得受験希望者の利便を図る科目を設置するなど、進路開拓の改善にも資している。平成 16(2004)年に設置を計画している専門大学院(法科大学院)によって、学部の教育内容を一層多様化する企図が進行中である。

工学部は昭和 37(1962)年の開設時には、機械工学科・電気工学科・応用物理学科の3学科編成だったが、昭和 42(1967)年にさらに土木工学科を増設した。平成 14(2002)年には学科名を機械創成学科、電気情報学科、物理情報工学科、環境土木工学科と改称し、時代の新たな進展に適応を図っている。改称に先立つ数年にわたって、情報工学を中心とする新学科を増設し、入学者定員の増大をも図る案が検討されたが、慎重審議の結果、各学科が情報教育を強化し、他学部・学科にも広く貢献する方針が確認された。工学部は1学部で別個のキャンパスを専有し、したがって、学生がキャンパスを移動する必要のない利点を活かして一貫教育の実を上げている。その意味で教養学部と並んで、2年次から3年次の移行に際してキャンパスも変移する文科系3学部の将来のあり方を示唆するとも言えよう。

教養学部は平成元(1989)年に従来の教養部を拡張・充実し、専門の教養学科3専攻の教育を展開するとともに、主として文科系他学部の教養教育科目(非専門科目)を担当する課題を担って創設された。本学は設置基準の「大綱化」に際して、教養教育担当教員をそれぞれの専門学部に所属させるいわゆる「縦割り型」をも、教養教育は原則的にすべて単一学部の教員組織が担当する型をも、さらには専門科目担当教員がそれぞれ教養教育科目をも提供し合う型をも取らず、ゆるやかなL字型を採択する決断を下し、現在に至っている。そこからほとんど不可避免的に教養学部所属教員の帰属上の二面性が生じ、教育研究

組織としての適切性・妥当性に多少の「かげり」を生んでいることは容認せざるを得ない。何よりも「教養学部」の名称から、他学部に比して高い設置基準を求められ、入学者定員に対する教員数は、教養教育への振り分けを勘案しても、なお高水準を保持する必要に迫られている。大綱化による教養教育と専門教育の厳密な区分の撤廃に基づいて、学部の名称を変更し、単一学科内の専攻を複数学科に分割することによって、より時代の要求に適合した教育研究組織へと改変する可能性が目下学内で真剣に検討されている。

②大学院組織

大学院担当教員は、原則的に全員が学部教員としての採用と任用で、大学院教員は大学院全体と各研究科の定める教員資格審査基準によって、大学院担当を「兼担」の形で任用される。責任担当授業時間数が、学部・大学院を通算して週4授業時間数と定められているところからも明らかなように、大学院専任の教員は存しない。研究科及び専攻はほとんどの場合、学部及び学科組織に対応しており、例外は文学研究科のヨーロッパ文科史専攻（キリスト教学科キリスト教史担当者と史学科西洋史担当者の協働）及び人間情報学研究科（教養学部・教養学科の言語文科専攻に対応する大学院専攻はいまだ設置されていない）に限られるが、厳密に学部組織と大学院組織が対応しているわけではないので、担当科目によっては「学内」非常勤の形で所属学部の組織を超えて、他研究科あるいは専攻で講義を担当することも皆無ではない。ここから、教育者・研究者として十分に資質・資格を有しながらも、担当すべき大学院科目がないために大学院を兼担しない場合が生ずる。そこからさらに、多少の処遇上の問題も派生する。個人研究費は所属や担当を問わず一律（年間税込み27万円：半額は研究旅費使用可）であるが、図書館に帰属する図書費は、大学院兼担教員は学部だけを担当する教員の2倍が計上されている。一面、やむを得ないとも言えようが、検討課題となっている。近い将来、専門大学院が設置される時点までには、所属・処遇の両面での検討が必要である。

「東北学院大学学則」は第2条の2で、「本学に大学院を置く」と定め、さらに、第45条には、「大学院に、次の研究科、専攻及び課程を置く」とあり、前掲の組織を明記している。このことは、大学院が大学組織の一部であることを明白にしているが、大学の最高意思決定機関である全学教授会は大学院の教育・研究等の学事や人事には関与せず、これらは学長を委員長とする大学院委員会ですべて処理される。上記の学部組織と大学院組織の齟齬の一表現であるが、学部とは直接しない大学院が設置される暁には、慎重な再検討が必要となろう。

このような位相の「ずれ」は、学則第1条の2に定める大学の自己点検・評価組織及びその目的・機能等にも例示されるかも知れない。大学自己点検・評価委員会（委員長は学長任命）とは別個に、大学院自己点検・評価委員会が大学院委員会委員長たる学長を長として設置されており、しかも両者の点検項目等は多く重複している。本学が大学院大学でない限り、やむを得ないこととも思案されるが、上述のように職業大学院が導入された場合に、従来の大学院組織とどのように折衝・調整するのかは、本学のみの問題点ではなからう。

大学院生の総数は資料の示すように、漸次増大の方向にあるとはいえ、依然として学部学生数と比すれば微少であり、財政面でも圧迫となりかねない。支弁能力の可否は別とし

でも、そもそも学部と大学院の学納金が同額でもよいのかを問題点としては指摘できよう。大学院生総数の増加は望ましいが、大学全体としては財政的負担の増大になりかねないという矛盾は、我が国の高等教育全体の指針とも関わると思われる。

大学院各研究科・専攻における教育・研究指導の内容・方法と条件整備は以下の4.において詳述されているので、ここでは省略する。全体として付言するならば、工学研究科を除く全研究科が博士課程後期課程にも単位制を導入したが、同課程においては科目数について言えばおおむね週1回の演習あるいは論文指導であって、大学院生が課程修了後に就くかも知れない高等教育・研究機関で果たして期待に十分に添えるか、一抹の疑念が生ずる。課程博士号が今後一層一般化するとすれば、米国の制度のような総合試験 (comprehensive/general examinations) 及び全学的あるいは全国的基準による語学試験の導入等が求められていないだろうか。後期3年の課程修了後、なお学位論文作成に至らずに期間を延長して在学する場合 (a. b. d. = all but dissertation) の指導体制、担当教員の負担に対する処遇、大学院生への経済的扶助等が焦眉の急として、本学大学院でも検討すべき課題である。具体的には、「複数制」の問題、すなわち一人の教員が複数の大学院生 (前期・後期課程を問わず) を指導できる限度、一人の大学院生 (殊に上記 a. b. d.) が複数の教員の指導を受けるメリットとデメリット、最後に同一教員が同一の大学院生に複数授業時間を担当する場合の処遇の問題は、早急な対応を必要としている。

③研究所・図書館等

本学においては、教員が学部以外の研究所等に配属される例はないので、教育・研究組織として研究所に固有・特殊な問題点は指摘できない。研究所は学部・学科の区別、あるいは専攻分野の類別に従って設置されており、教員は一つあるいはそれ以上の研究所の所員として委嘱を受ける。研究所の役職は時には学部長が職務上、時には他の職務上、あるいは研究所の規定・規則等に則って学長が任命することが多い。全体として、上述のような学部・大学院における講義・研究指導等の用務の輻輳さの故に、研究所固有の任務に専念できる時間の余裕は少ないのが実情である。この点は、現下の問題点あるいは今後の課題として指摘しておかなければならない。教員の研究室については例外なしに個室であり、研究上必要な施設は情報機器も含めてほぼ完備しているので、大きな問題点はないと言ってよい。ただし、実験・実習を伴う分野においては、学部学生・大学院生に対する研究指導の場所が、個人研究室に依存している等の制約も認めなければならない。土樋キャンパスでは、大学院生が個室あるいは共同研究室を配分されているが、他の2キャンパスでは必ずしも同じ条件が整備されているわけではないし、全体として研究所の機能と、殊に大学院生の研究指導とが密接しているとは言いがたいのも問題点と言えよう。

図書館についてはこれまでも最善の配慮を払ってきたが、増加する一方の蔵書、最新の情報機能に対応する施設・設備等の整備の点で、なお多くが望まれよう。近々、これまで別個に所蔵されてきた大学院図書室を中央図書館と合体して、より容易な利用を図ることになっている。

3. 学部・学科等における教育研究の内容・方法と条件整備

①教育研究の内容等

文学部

英文学科

【学部・学科等の教育課程】

《現状の説明、点検・評価及び長所と問題点》

英文学科の教育理念及び目的は、学校教育法第 52 条、大学設置基準第 19 条に充分沿うものである。

英文学科は、国際語である英語を学ぶことによって、人間理解の基礎を築くことを目的としている。これにより、多元的文化を許容できる国際社会の一員として、どのような生き方ができ、どのような人になり得るか学んでゆく。1・2年次の実践的な英語力の養成に裏打ちされて、英米文学系、英語学系、英語コミュニケーション論系、英語文化論系の諸科目を横断的に履修することを可能にしている。いずれの系も研究の本質が人間理解にあることは、『大学案内』等によって周知させている。英文学科の教育課程は、教養教育科目、外国語科目、保健体育科目、外国人留学生科目、専門教育科目に分類されている。また、資格科目として、教職等に関する科目、博物館学芸員に関わる科目、図書館司書に関する科目、司書教諭に関する科目、社会教育主事に関する科目がある。幅広く豊かな人間性を育むために教養教育科目を合計で最低 28 単位履修することを義務づけ、なおかつ教養教育科目をキリスト教学、人文系科目、社会系科目、自然系科目に分類し、各類から卒業に必要な最低修得単位数を定めている。「各個の人間の尊厳」を標榜するキリスト教主義の本学にあつて、英文学科においても、1年次と3年次の「キリスト教学Ⅰ」と「キリスト教学Ⅱ」は必修である。外国語科目は英語 4 単位のほかに、「ドイツ語Ⅰ」、「フランス語Ⅰ」、「中国語Ⅰ」の中から 1 科目 2 単位を必修にしている。なお、ドイツ語、フランス語、中国語については、継続して勉強しようとする学生のために、2年次配当科目として「ドイツ語Ⅱ」、「フランス語Ⅱ」、「中国語Ⅱ」があり、3年次配当科目として、専門教育科目第 3 類に、「ドイツ語講読」、「フランス語講読」、「中国語講読」がある。その他、専門教育科目第 3 類には、「アメリカ研究」、「ギリシャ語Ⅰ」、「ギリシャ語Ⅱ」、「ラテン語Ⅰ」、「ラテン語Ⅱ」を置き、英文学科としての教育をより充実したものにしている。卒業単位 124 単位以上のうち、20 単位は外国語科目第 2 類、保健体育科目、専門教育科目第 1 類～第 3 類、教職等に関する科目、他学部・他学科開講専門教育科目、単位互換の協定を締結している

他大学開講科目から取れることになっている。

《将来の改善・改革に向けた方策》

平成 14(2002)年度入学生から適用する新カリキュラムの特徴については大筋上述のとおりであるが、英文学科としての専門教育の性質上、学生にはドイツ語またはフランス語を必修にすることにした。

【カリキュラムにおける高・大の接続】

学生が後期中等教育から高等教育へ円滑に移行できるような教育指導上の配慮の適切性

《現状の説明》

外国語科目第1類及び専門教育科目第1類は、学年を追って段階的に英語能力を育成するようにカリキュラムが組まれている。1・2年次の「英語Ⅰ」、「英語Ⅱ」は英語の読解力を伸ばすための科目であり、1年次の「基礎英文法」では、基礎的な英文法の知識の確認と英作文の基礎を学ぶ。英語を聞き、話す能力は「オーラル・プラクティス」と「スピーチ・コミュニケーション」によって培われる。英文学科の学生が、英語の読み、書き、聞き、話す能力を無理なく身につけ、専門教育科目の勉強に入れるように工夫されている。AO入試、推薦入試、社会人特別入試による学生については、入学前に課題を与えるなどして、入学後の円滑な学習につながるよう配慮している。

《点検・評価及び長所と問題点》

より強力に読解力を伸ばすカリキュラムが必要との声が教員側にある。

《将来の改善・改革に向けた方策》

英語の4技能を伸ばすための現行システムは、平成14(2002)年度から開始される新カリキュラムでさらに強力に改正保持される。すなわち、読解力を強化する目的で、「原典講読」を1・2・3年次に配し、1・2年次の「原典講読」を必修にした。

【履修科目の区分】

カリキュラム編成における、必修・選択の量的配分の適切性、妥当性

《現状の説明》

英語の基礎的な能力を育成するための科目及び各専攻系の概説科目などは、全英文学科生に必修としている。学生は自分が選んだ系の一定科目を履修した上で、他の3つの系から好きな科目を自由に選べる。専門教育科目について言えば、合計70単位以上取得しなければならない。そのうち第1類から16単位以上（必修科目16単位）、第2類の中から54単位以上（必修科目22単位以外に、専攻系の中から32単位以上）を取得しなければならない。

《将来の改善・改革に向けた方策》

平成 14(2002)年度からスタートする新カリキュラムでも、基礎的な英語能力を育成するための科目及び各専攻系の概説科目などを必修とするこの方針は変わらない。

【授業形態と単位の関係】

各授業科目の特徴・内容や履修形態との関係における、その各々の授業科目の単位計算方法の妥当性

《現状の説明》

教養教育科目は、「キリスト教学Ⅰ」と「キリスト教学Ⅱ」が通年 4 単位、その他の科目はすべて半期 2 単位、外国語科目は第 1 類が半期 4 単位、第 2 類が通年 4 単位、保健体育科目は「健康とスポーツ」が半期 2 単位、「スポーツ実技」が通年 2 単位、専門教育科目はすべて通年 4 単位である。

《点検・評価及び長所と問題点》

授業科目の単位計算方法は、「東北学院大学学則第 24 条の 2」による。おおむね、他の多くの大学の場合と同様と思われる。

《将来の改善・改革に向けた方策》

平成 14(2002)年度からスタートする新カリキュラムでは、教養教育科目に加えて専門教育科目も半年完結になるので、一部通年科目を除いて、ほとんどの科目が 2 単位になる。

【単位互換、単位認定等】

《現状の説明、点検・評価及び長所と問題点》

本学では学生交換に関する協定に基づき、アーサイナス大学(アメリカ)、フランクリン・アンド・マーシャル大学(アメリカ)、ヴィースバーデン大学(ドイツ)、平澤大学校(韓国)、南開大学(中国)、ダラム大学(イギリス)、アルスター大学(イギリス)へ 1 年間の交換留学制度を設けており、各協定校留学期間の在学期間への算入、取得単位の認定をしている。協定校以外に、本学が認定する外国の大学等に留学する認定留学制度もある。この制度でも留学期間の在学期間への算入、取得単位の認定の特典が与えられる。

単位認定の方法は、学生が帰国後に提出する単位認定願に基づき、英文学科の開講科目と講義内容が近く、授業時数も遜色のない科目を、文学部教授会の議を経て認定している。この単位認定方法については、学生に、出発前、留学中を通じて、学科長が説明・指導にあたるが、学生が留学先大学で受講している科目が果たして英文学科のいずれかの科目で読み替え可能かどうかは、留学中には学生に確約できない。このため、特に 4 年生の留学生から不安の声があった。

卒業単位 124 単位以上のうち 20 単位まで、外国語科目第 2 類、保健体育科目、専門教育

科目第1類～第3類、教職等に関する科目、他学部・他学科開講専門教育科目とともに、「学都仙台単位互換ネットワーク」で単位互換の協定を締結している他大学開講科目から取れることになっている。

《将来の改善・改革に向けた方策》

交換留学及び認定留学の制度を利用して海外留学を希望する学生は、今後ますます増えることが予想され、留学先によって帰国後の本学での取り扱いが著しく不平等とならないよう、検討する必要がある。しかし、各国独特な授業形態を本学のカリキュラムに照らして正確に把握する困難は依然としてあり、これに対処しなければならない。

【開設授業科目における専・兼比率等】

全授業科目中、専任教員が担当する授業科目とその割合及び兼任教員等の教育課程への関与の状況

《現状の説明、点検・評価及び長所と問題点》

専門教育科目について言えば、平成13(2001)年度現在で専任教員が担当する割合は、総授業コマ数145コマのうち92コマである。非常勤講師を依頼している科目は主に「英語コミュニケーション」関連の科目で、英語のネイティブ・スピーカーによる少人数制クラスの確保のためである。二部英文学科3・4年生用の専門教育科目については、34コマ中27コマを専任教員が担当している。

《将来の改善・改革に向けた方策》

英文学、米文学、及び英語コミュニケーション担当の専任教員を募集中である。平成14(2002)年度から教養学部所属教員1名を文学部英文学科に移籍の予定。これにより、英語史分野の充実が図られる。

【生涯学習への対応】

生涯学習への対応とそのための措置の適切性、妥当性

《現状の説明》

夜間主コースで社会人特別入学試験をA日程とB日程に分けて実施している。英文学科主催の公開講義に一般からの参加がある。

《将来の改善・改革に向けた方策》

当面、これらを改善しながら継続していきたい。

キリスト教学科

【学部・学科等の教育課程】

《現状の説明及び点検・評価》

本学科の教育課程について、理念・目的・教育目標との関連で、現時点ではおおむね適切に編成されている。一般教育科目は、全学の改変に合わせてながら、本学科も専門教育との関係で適切に見直していきたい。専門教育科目編成は、神学教育課程としてはオーソドックスなものであり、現時点で大きく変える必要はないが、将来の研究課題ではあろう。

現行の課程は、「神学の基礎教育」（聖書通論、基礎英書講読など）に留意しつつ、本来の専門科目として、「聖書」部門、「キリスト教の歴史」部門、「キリスト教の教理・倫理」部門、さらに伝道者あるいはキリスト教諸学校の教師たるにふさわしい教育をほどこす「実践」部門を配置している。外国語科目については、本学科の学問的性質上、これを重要視しつつ、1年次の基礎英書講読を必修にし、各学年で、読み、書き、話す、つまり使える外国語能力の習得を目標に、諸科目を配置している。古典語、特にギリシャ語は本学科に不可欠なものであり、これも必修としている。

専門と一般の割合であるが、卒業に必要な総単位数 124 のうち、専門は 60、残りが一般教育及び外国語科目、保健科目である。これは適正なものであろう。なお一般教育科目の全学必修である「キリスト教」は、特に今日重要な「倫理性を培う教育」に位置づけられ、本学の最重要科目として、学科所属教員は誠実にこれに取り組んでいる。

《将来の改善・改革に向けた方策》

今日学問の進歩・変化は急速なものがあり、神学も例外ではない。カリキュラムは絶えず自己点検し、学科の理念・目的に沿って、また学生の現状にかんがみ適性を図るべきことは言うまでもない。最も大きな課題は、従来伝道者養成という目的に沿って構築されている教育課程で、ミニストリーの多様化に対応した教育がどこまで可能かということであり、また未受洗者を受け入れた現在、彼らの教育及び教育目標がカリキュラムの面でどのように保証され、希望に満ちたものとなるかということであろう。福祉関係の充実や見直しも緊急課題の一つであると思われる。

【カリキュラムにおける高・大の接続】

学生が後期中等教育から高等教育へ円滑に移行できるような教育指導上の配慮の適切性

《現状の説明》

特に A0 入試による学生については、入学前に、特に英語を中心に課題を指定し、入学後の円滑な学習につながるよう配慮している。

【履修科目の区分】

カリキュラム編成における、必修・選択の量的配分の適切性、妥当性

《現状の説明及び点検・評価》

専門教育科目について言えば、現在、卒業必要単位 60 のうち、必修として 36 単位の修得を求めている。開講科目数 30 のうち、9 科目が必修となっている。適切・妥当のものだと考える。ただし多様な学生の状況に対応するために、必修科目選定については、さらにその妥当性が検討されなければならない。

【授業形態と単位の関係】

各授業科目の特徴・内容や履修形態との関係における、その各々の授業科目の単位計算方法の妥当性

《現状の説明及び点検・評価》

現在、聖書神学、歴史神学、組織神学の諸科目については通年 4 単位、また実践神学諸科目については半期 2 単位を割り当てている。学問の内容の観点から適切であると思うが、検討の余地がないわけではない。

【開設授業科目における専・兼比率等】

全授業科目中、専任教員が担当する授業科目とその割合及び兼任教員等の教育課程への関与の状況

《現状の説明及び点検・評価》

現在、専任教員は 6 名。学内の兼任教授として 2 名、学外からの非常勤講師 4 名を依頼している。専門教育の現在開講総科目数 27 科目 (100 単位) のうち、学内兼任は 2 科目 (8 単位) であり、学外非常勤は、古典語を中心に 7 科目 (26 単位) である。現時点において適切と認識している。専任教員を充実させることにより担当率をもう少し上げることが、研究・教育の質の向上につながる面もあり、今後緊急の検討課題としたい。

【生涯学習への対応】

生涯学習への対応とそのための措置の適切性、妥当性

《現状の説明、点検・評価》

本学科は、生涯学習の正規のプログラムをまだ持っていないが、課題であるという点で、学科共通の認識が存在する。特に近隣地域の教会や学校の現場で働いている牧師や聖書科教師のための継続教育、また同じく本学科の研究内容で社会に還元すべきものが多くあり、それを求める声も少なくない。教員を充実させ、生涯学習にも貢献することは、今後の大きな課題であろう。

史学科

【学部・学科等の教育課程】

学部・学科等の教育課程と各学部・学科等の理念・目的並びに学校教育法第52条、大学設置基準第19条との関連、学部・学科等の理念・目的や教育目標との対応関係における、学士課程としてのカリキュラムの体系的及び教育課程における基礎教育、倫理性を培う教育の位置づけ

《現状の説明》

史学科においては、「人類の歴史と地理的環境の相互関連性を総合的に理解させる」ことを目指している。これを達成するために、史学科は大別して「歴史学分野」と「地理学分野」の二分野で構成しているが、前者では、人類の歴史に関する基本的な知識と広い視野を養うとともに、関係文献・史料の解読と分析の力をつけさせ、それを基にして専門的な知識・技術を見につけられるよう個別指導を行っている。後者の場合も基本的な理念・目標・教育課程は同じであるが、学問の性格上、特にフィールド・ワークとその成果の整理・分析に関する教育に大きな力を注いでいる。

- ・ 「専攻に係る専門の学芸」を教授するための専門教育的授業科目とその学部・学科等の理念・目的、学問の体系的並びに学校教育法第52条との適合性
- ・ 一般教養的授業科目の編成における「幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養」するための配慮の適切性
- ・ 外国語科目の編成における学部・学科等の理念・目的の実現への配慮と「国際化等の進展に適切に対応するため、外国語能力の育成」のための措置の適切性
- ・ 教育課程の開設授業科目、卒業所要総単位に占める専門教育的授業科目・一般教養的授業科目、外国語科目等の量的配分とその適切性、妥当性
- ・ 基礎教育と教養教育の実施・運営のための責任体制の確立とその実践状況

《現状の説明》

史学科の具体的な教育課程の編成は以下のようになっている。

史学科を卒業し学士の学位を得るためには124単位以上を修得しなければならない。そのうち1・2年次に「教養教育科目」を28単位（内「キリスト教学」8単位が必修）以上、「外国語科目」（英語Ⅰ・Ⅱ {文献読解・日常英語・英会話}、ドイツ語Ⅰ・Ⅱ、フランス語Ⅰ・Ⅱ、中国語Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ、ただし中国語Ⅲは3年次）6単位（うち英語4単位が必修）以上を修得することを義務づけると同時に、1～4年次に「専門教育科目」の第1類（日本史・東洋史・西洋史の各概説・講読・時代史・特殊講義、考古学・地理学・民俗学・文化人類学の各概説・講読・特殊講義・実習と分野ごとの総合演習及び演習等）及び第2類（日本経済史、西洋経済史、日本法制史、西洋法制史、美術史、日本思想史、生活文化史、日本文学史、アメリカ研究、博物館概論、博物館資料論、博物館経営・情報論、ギリシャ

語、ラテン語、生涯学習論、図書館概論等) から合計 70 単位以上を取得することを義務づけ、そのうち第 1 類から 62 単位以上、第 2 類から 8 単位以上を取得することを義務づけている。また、「専門教育科目」のうち 3 年次の専門分野ごと (日本古代史、日本中世社会、日本近世史、日本近代史、日本北方史、中国古代出土文物の研究、中国中世史、中国近世社会、東北アジア史・清朝史の研究、ギリシャ・ローマ史、ヨーロッパ史、チューダー・スチュアート朝史の研究、ヨーロッパ近現代史の研究、アメリカ史・アメリカ研究、自然地理学・地域環境研究、自然地理学・地域環境学、人文地理学・経済地理学・地域情報科学研究、人文地理学・地誌学、日本における民俗文化の研究、比較アジア民族文化論、日本考古学、アジア先史考古学) の「総合演習」と 4 年次の「論文演習 (卒業論文を含む)」、「地理学概説」を必修、「日本史概説」・「外国史概説」と日本史・東洋史・西洋史の各時代史及び地誌学 I・II、人文地理学 I・II、自然地理学 I・II を選択必修としている。

《点検・評価及び長所と問題点》

「教養教育科目」と「専門教育科目」の内容そのものは、史学科にふさわしい充実した内容になっているものと評価できる。しかし、3 年次の「総合演習」と 4 年次の「論文演習」が必修になっていることから、各学生の「専門教育科目」の履修のあり方は、極めて専門性の高い内容を持つ 3 年次の「総合演習」と 4 年次の「論文演習」の履修のあり方に大きな影響を与えている。その結果、「たこ壺」的教育になるという大きな問題を抱えている。こうしたことから、自分の専攻分野については詳しい知識を有しているが、他の分野に関する知識が不十分という学生が生じるなどの矛盾を生む結果になっている。こうした矛盾を解決することが、当面の大きな課題になっている。

《将来の改善・改革に向けた方策》

基本的には、上述の「史学科改革の概要」を踏まえて、今後は、全体的に軽減する方向で新たなカリキュラムを作成することによって解決する予定である。その場合、「講義」科目は、全体的に、従来の学問の枠組みを継承する形の内容から、教養的・専門基礎的な内容、特に現代社会と歴史・環境との関係を認識できる内容へと変更し、従来の専門教育のうち高度なものは大学院で行うようにする。

【カリキュラムにおける高・大の接続】

学生が後期中等教育から高等教育へ円滑に移行できるような教育指導上の配慮の適切性

《現状の説明》

1 年生を対象に歴史学・地理学・考古学・民俗学・文化人類学及び日本史概説・外国史概説・地理学概説・地誌学 I (この 4 科目は必修ないしは選択必修) の入門的科目を開講し、高校から大学教育へ円滑に移行できるよう配慮している。

【履修科目の区分】

カリキュラム編成における、必修・選択の量的配分の適切性、妥当性

《現状の説明》

卒業に必要な単位数 124 単位以上のうち、必修科目数は「教養教育科目」のうち 2 科目 8 単位、「専門教育科目」のうち 5 科目 14 単位、選択必修科目は「外国語科目」のうち英語 2 科目 4 単位、ドイツ語・フランス語・中国語のうちから 1 科目 2 単位、「専門教育科目」のうち、日本古代史、日本中世史、日本近世史、日本近現代史、東洋古代史、東洋中世史、東洋近世史、東洋近現代史、西洋古代史、西洋中世史、西洋近代史、西洋現代史の中から 2 科目 4 単位以上、地誌学Ⅰ、地誌学Ⅱ、人文地理学Ⅰ、人文地理学Ⅱ、自然地理学Ⅰ、自然地理学Ⅱの中から 1 科目 4 単位以上になっており、他の科目はすべて選択科目であるので、学生は各自の目指す専門研究に向けて卒業に必要な単位を自由に取得できる体制になっている。

【授業形態と単位の関係】

各授業科目の特徴・内容や履修形態との関係における、その各々の授業科目の単位計算方法の妥当性

《現状の説明》

「教養教育科目」のうち、通年 4 単位科目はキリスト教学Ⅰと同Ⅱのみで、ほかはすべて半期 2 単位科目であり、「専門教育科目」のうち半期 2 単位の科目は、日本史概説、外国史概説、地理学概説と日本史・東洋史・西洋史の各時代史及び考古学実習Ⅰのみで、他の科目はすべて通年 4 単位科目である。これは史学科の学生が、体系的な専門的知識を習得する上で必要な履修形態である。

【単位互換、単位認定等】

- ・ 国内外の大学等と単位互換を行っている大学にあつては、実施している単位互換方法の適切性
- ・ 大学以外の教育施設等での学修や入学前の既修得単位を単位認定している大学・学部等にあつては、実施している単位認定方法の適切性
- ・ 卒業所要総単位中、自大学・学部・学科等による認定単位数の割合

《現状の説明》

史学科では、国内の他大学及び大学以外の専修学校からの 3 年生への編入学生の単位認定にあたって、主として 1・2 年次対象の「教養教育科目」と「外国語科目」については、46 単位を「包括認定」し、「専門教育科目」については、本人に有利となるよう可能な限り本学科の開講科目に読み替えて単位認定を行っている。なお、外国の大学に留学した学生の単位認定については、留学した大学で取得した科目を、史学科の本人に有利になるよう可能な限り本学科の開講科目に読み替えて単位を認定している。

【開設授業科目における専・兼比率等】

全授業科目中、専任教員が担当する授業科目とその割合及び兼任教員等の教育課程への関与の状況

《現状の説明》

平成 13(2001)年度の史学科の専任教員は、歴史学分野が日本史 5 名・東洋史 4 名・西洋史 5 名・考古学 2 名の 16 名、地理学分野が地理学 4 名・民俗学 1 名・文化人類学 1 名の 6 名と資格担当教員（図書館学） 1 名の計 23 名である。平成 13(2001)年度の史学科開講の全開講授業科目数は、他学部・他学科対象科目と教職課程、学芸員課程、図書館司書・学校図書館司書教諭課程に関わる資格関係科目を含めて 184 科目であるが、このうち専任教員が担当する授業科目は 151 科目（うち旧カリキュラムの 3 年次対象科目「演習Ⅰ」と 4 年次対象科目「演習Ⅱ」は専任教員 21 名が各々開講）で全体の 82%を占めている。なお、兼任教員（非常勤講師）の担当科目の内容と授業形態については、史学科から具体的な指示を与えている。

【生涯学習への対応】

生涯学習への対応とそのための措置の適切性、妥当性

《現状の説明》

史学科では、毎年史学科主催の一般市民向けの「公開講座」を開講するとともに、生涯学習関係機関及び市民団体から講演の依頼があった場合には、特別な事情がない限り、必ず講師を派遣している。

経済学部

【学部・学科等の教育課程】

教育理念・目的と教育課程

《現状の説明》

経済学部は、経済学科と経営学科の 2 学科で構成されている。両学科にはそれぞれの専門を学ぶための科目が体系的に配置されているが、両学科とも現代社会の理解のための教養教育的科目及び専門を学ぶためのツールとしての語学・情報関連科目が主として 1 年次に配置され、それらの基礎の上に各人の関心に従って専門科目を体系的に学べるよう工夫されている。また、1 年次に基礎演習あるいは総合演習の形で、大学での学習のための予備教育の場を設けている。さらに、平成 12(2000)年度から両学科で昼夜開講制が導入され、

科目履修上の自由度が広がり、学生のライフスタイルに合わせた履修が可能になった。

《点検・評価及び長所と問題点》

経済学部両学科の教育課程は、リベラル・アーツの伝統に基づいて広い教養と専門性を身につけることができるよう、有機的・総合的な視点で見直しが行われており、学部の教育理念・目的と十分な整合性をもっていると判断できる。その点で、学校教育法第 52 条及び大学設置基準第 19 条の趣旨に照らしてほぼ適正かつ妥当であると判断できる。しかし、語学教育、特に英語コミュニケーション能力の向上のための機会が限定されている点及び教養教育の位置づけが曖昧である点は改善の余地がある。

《将来の改善・改革に向けた方策》

英語教育については、学内で英語コミュニケーション能力向上のための学習の機会を増やす必要がある。教養については、現代社会における教養とは何かを考える場を設ける必要がある。また、専門的科目についても、単に知識として学ぶのではなく、できるだけ少人数のクラスで対話型の授業を通してより深く考えさせる工夫が必要である。

学士課程としての教育課程の体系性

《現状の説明》

経済学部の目的・理念を簡潔に表現すれば、幅広い教養及び倫理性と経済・経営についての専門的知識・認識・理解を身につけた職業人の養成と行うことができる。この目的の実現のために、経済学科及び経営学科の教育課程は体系的に編成されている。経済学科の場合には、1・2年次に教養教育及び外国語科目、保健体育科目とともに、経済学の基礎的科目を配置し、3・4年次では各自の関心に従って選択できるように応用科目を3つの系（①経済理論の展開、②グローバル化と地域社会、③現代社会をつくる）に配列している。また、経営学科の場合には1・2年次に経済学科と同様の科目を配置し、3・4年次には3つの系（①商学系、②経営学系、③会計学系）を設けて専門教育科目を配列している。さらに、いずれの学科においても建学の精神及びキリスト教の精神を学ぶための科目としてキリスト教を1・3年次に必修科目として置いている。

《点検・評価及び長所と問題点》

学部・学科の理念・目的に照らすとき、学部、学科の教育課程は適切に配置されており、学士課程の教育課程として求められる体系性を備えていると考える。また、新たな学問的成果を取り入れる努力とともに社会の変化に対応できるよう努力している。

《将来の改善・改革に向けた方策》

現行の教育課程は、昼夜開講制の導入に合わせて平成 12(2000)年度に大幅な改変を行ったものである。現在は、その妥当性、適切性について検討を始めた段階である。これまでのところ、教育課程それ自体には特に問題は指摘されていないが、あらためて学部・学科の理念との対応及び学士課程としての妥当性・適切性について評価し、必要に応じて2年

後の改訂を予定している。

基礎教育、倫理性を培う教育

《現状の説明》

現行の教育課程では、1・2年次に専門基礎科目を配置している。従来よりも学年の早い段階で専門の基礎を学び、専門への興味と動機づけを与え、その後の発展・応用科目の学習との連続性を考慮している。また、倫理性を培う教育については、1・3年次に必修科目として設けられているキリスト教学が重要な役割を果たしていると同時に、新入生向けに設けている総合演習あるいは基礎演習において大学生活への適応を促すとともに、大学で学ぶことの意味の理解、社会性の涵養などにも配慮した指導をしている。

《点検・評価及び長所と問題点》

キリスト教学は、大学の建学の精神及びキリスト教の精神を学ぶことを主たる目的としているが、キリスト教の教える普遍的価値、人格の尊厳、隣人愛などは倫理性を培う点で大きな役割を果たしている。また、総合演習あるいは基礎演習は、大学生活の最初の時点で大学への適応を促し、大学人としての自覚を持たせる上で効果的である。さらに、教養教育的科目の中の倫理学、心理学、生活と法といった科目は、倫理性の涵養という点でも重要な位置を占めている。

《将来の改善・改革に向けた方策》

倫理性を培う教育という点で言えば、おそらくキリスト教学を含めた教養教育全体がそうした側面をもっていると考えられる。今後は、そうした側面を意識した形での教養教育の見直しが必要である。

専門教育的授業科目の編成

《現状の説明》

少子・高齢化、情報化、グローバル化といった社会・経済情勢の著しい変化の中で、経済学及び経営学における理解・認識も少なからず変化しつつある。学校教育法第52条のいう「深く専門の学芸を教授する」という大学の目的の実現のためには、学問の体系性の確保と同時に専門教育的授業科目の中に学問研究における新たな知見を絶えず取り入れる努力が必要とされる。平成12(2000)年度から実施されている現行の経済学部の教育課程は、そうした視点から全面的な改訂を行ったものである。

《点検・評価及び長所と問題点》

学部・学科の理念・目的との整合性及び体系性に配慮し、学校教育法第52条に沿った授業科目の編成が確保されている。

《将来の改善・改革に向けた方策》

現行の教育課程は施行後2年しか経過していないので、上記の点を考慮しつつなお改善の可能性を検討中である。

一般教養的授業科目の編成

《現状の説明》

経済学部2学科の一般教養的授業科目は、設置科目の一部に違いはあるが、思想、歴史、文化、社会、科学技術といった分野を含む科目から構成されており、特定の分野に偏ることのないよう配慮し、幅広い教養及び総合的判断力を培い、豊かな人間性の涵養に役立つよう工夫している。

《点検・評価及び長所と問題点》

一般教養的授業科目は上記の目的の実現に配慮した編成が行われているが、一般教養的授業科目の趣旨が学生に十分に理解されているかは疑問である。科目の内容・編成も含め、この点での改善が今後の課題である。

《将来の改善・改革に向けた方策》

将来の改善・改革という点で重要なことは、教養教育の内容の再検討と同時に、多様な機会を捉え、現代における「教養」の意義について学生に理解・認識させる必要がある。

外国語科目の編成

《現状の説明》

学部の中心的理念・目的を幅広い教養と専門性を身につけた職業人の養成とすれば、今日幅広い教養と専門性の両者において外国語能力の育成が重要な課題となる。経済学部では、1・2年次にある程度集中的に英語を中心としてドイツ語、フランス語、中国語を学べるよう科目を配置している。特に英語については、1年次に英語4単位を必修とし、クラス編成においてはグレード制を採用し、能力に見合った授業を展開している。また、それぞれの言語について上級クラスを設け、学生の能力・ニーズに対応できる科目の編成を行っている。

《点検・評価及び長所と問題点》

英語についてはグレード制を取り入れているが、学生数が多いこともあり、入学時の1回のテストで機械的に振り分けているため、学生の能力あるいはニーズに十分に対応することが困難である。また、外国語科目に割り当てられる単位数が限られているため、レベルに応じて段階的に能力を開発していくには十分でない。他学部・他学科で開講されている上級レベルの科目を履修することは認められているが、時間的な制約で実際には困難な場合がある。

《将来の改善・改革に向けた方策》

国際化、情報化の進展に適切に対応するという観点から言えば、現行の教育課程における外国語科目の編成は、質・量とも十分とは言えない。しかし一方、能力及びニーズに大きな開きのある学生すべてを一定レベルに引き上げることは教育効果という点で疑問が残る。今後の方策としては、特にコミュニケーション能力の向上を求める学生については、教育課程上の外国語科目とは別に、学内でレベルに応じた学習ができる機会を提供する必要がある。

専門教育的科目・一般教養的授業科目、外国語科目などの編成

《現状の説明》

経済学部教育課程は、両学科とも教養教育科目と専門教育科目の2つの科目群から構成されている。卒業所要単位はいずれも124単位であり、そのうち20%を教養教育科目が占めている。また外国語講読及び文献講読を除く外国語科目は、教養教育科目に含まれ、英語4単位が必修となっている。

《点検・評価及び長所と問題点》

今回の教育課程改訂にあたり、全学的に各科目群の構成及び量的配分について検討を加え、キリスト教を含む教養教育科目を28単位（卒業所要単位の20%）以上とするという合意をえた。経済学部では改めてその割合について検討し、28単位（20%）とした。この単位数の妥当性については多様な評価があり得るが、当面この割合で教育課程を編成することとした。単位の履修については、一定の範囲で他学科開講科目の履修及び仙台圏の他大学との単位互換も認めているので、124単位の中でかなりの選択の幅が確保されている。

《将来の改善、改革に向けた方策》

教養教育のあり方及び科目、量的配分などについてあらためて全学的な再検討を予定しているため、そこでの結論を待って、学部・学科の教育課程の再編成を予定している。

基礎教育・教養教育の実施・運営体制

《現状の説明》

両学科の専門教育のための基礎教育は、各学科が責任を持って運営している。科目の大部分は各学科所属の専任教員が担当し、一部を他学科教員もしくは非常勤に依頼している。教養教育については、教養学部所属の教員が、全学的な教養教育的科目の設定及び担当について責任を持つ体制になっている。もちろん、各学科の教養教育的科目の配置及び担当については、学部・学科との合意に基づき実施している。また、学部・学科の一部の教員は、学部間の取り決めにより他学部・他学科の教養教育を担当している。

《点検・評価及び長所と問題点》

本学では、工学部を除くすべての学部（文学部、経済学部、法学部、教養学部）の1・

2年生は、教養学部のキャンパスで授業を受ける体制になっているので、教養学部所属教員が教養教育を担当する現在の体制は合理的である。しかし一方、学部・学科との連携、及び専門教育との関連づけといった点で多少の齟齬が生じている。今後、教育課程の編成及び責任分担という点で一層の意思疎通が求められている。

《将来の改善・改革に向けた方策》

リベラル・アーツとしての学部教育を効果的に進めていく上で、学部・学科における専門教育との一層の連携が必要である。

【カリキュラムにおける高・大の接続】

学生の後期中等教育から高等教育への円滑な移行

《現状の説明》

後期中等教育から大学への円滑な移行における学生への教育指導上の配慮については、1年次における総合演習もしくは基礎演習が大学での学修への導入という点で一定の役割を果たしていると考えられるが、それ以外にカリキュラム上の特別の配慮はしていない。

《点検・評価及び長所と問題点》

社会科学系の学部においては、後期中等教育から大学教育への移行という点で特に深刻な問題が存在するようには思われない。大学での学修に必要なスキル・知識は大学入学後習得することができるようカリキュラムが組まれている。

《将来の改善・改革に向けた方策》

この問題についての検討は特に予定していない。

【履修科目の区分】

カリキュラム編成における必修・選択の量的配分

《現状の説明》

平成12(2000)年度から実施している現行の教育課程では、基本的には、必修を可能な限り少なくすることを原則として編成した。その結果、経済学科では、卒業要件の124単位中必修単位(選択必修を含む)は16単位、経営学科では20単位となっている。いずれの学科も必修としているのは、キリスト教学(8単位)、英語(4単位)及び専門基礎科目(4もしくは8単位)である。

《点検・評価及び長所と問題点》

必修の単位数をどの位の割合にするのが望ましいかに関しては、何らかの客観的基準があるわけではない。経済学部では最も基礎的な科目と考えられるもの以外はすべて選択と

した。これは、学生が各人の関心に従って大学での学習のコースを自ら決めることができるようにすることが基本的な趣旨であるが、もちろん一方で、科目履修上の指導を行うことが前提である。現在までのところ、選択の幅を広げたことによる問題点は特に指摘されていない。

《将来の改善・改革に向けた方策》

将来的には主専攻・副専攻といった履修方法の導入も視野に入れて、現行の方式を再検討する必要がある。

【授業形態と単位の関係】

授業形態と単位

《現状の説明》

経済学部の授業形態は、スポーツ実技以外は基本的には教室での講義が基本である。また、単位の計算は、スポーツ実技及び語学が通年開講で2単位であることを除けば、他の科目は半期開講科目2単位、通年開講科目4単位である。ただし、3・4年開講の演習は、3・4年連続受講して8単位となる。

《点検・評価及び長所と問題点》

現行の教育課程では、教養教育的科目は原則半期2単位、その他の科目は通年4単位となっている。現在のところ、この履修形態で特に混乱や問題は生じていない。また、開講形態・内容に照らして単位計算も妥当であると思われる。

《将来の改善・改革に向けた方策》

現在、全面的なセメスター制の導入の可能性についても検討中である。国際化への対応、授業の効率化などの面でセメスター制の必要性が認められるが、演習などでは他の要素も考慮せざるを得ないので、結論に至るまでにもう少し時間が必要である。

【単位互換、単位認定等】

国内外の大学等との単位互換

《現状の説明》

現在、海外の協定校及び「学都仙台単位互換ネットワーク」協定校との間で単位互換を実施している。前者については、経済学部では上限を60単位とし、帰国後本学の教育課程上の対応する科目に読み替えている。後者については、他大学での修得単位の上限を経済学科28単位、経営学科24単位とし、他大学の開講科目の単位を認定する。また、後者のネットワークで本学が提供している科目は、各学科3科目である。

《点検・評価、長所と問題点及び将来の改善・改革に向けた方策》

大学間の距離、時間的制約などのために実際には利用学生の数は限られているが、ネットワーク加盟校はそれぞれ特色ある科目を提供しているため、学生にとっては科目の選択の幅が広がることになるので、将来的には制度の利用者が拡大すると予想される。

大学以外の教育施設等での学修や入学前の既修得単位の単位認定

《現状の説明》

経済学部では、専修学校及び短期大学からの編入の場合には、選択必修科目を除いて(卒業単位124単位中)58単位を包括認定単位として認めている。また、新入学生に対しては、学部・学科の教育課程に対応する科目がある場合には、大学以外の教育施設での既修得単位を上限60単位まで本学での単位として認定している。

《点検・評価及び長所と問題点》

経済学部では、学生に不利にならないよう編入学生及び新入学生に対し、大学以外の教育施設等での既修得単位を学部で開設されている科目に読み替え、本学での単位として認定している。しかし、類似の科目の場合でも、教育機関によって教育内容に差があることから、特に編入学生の場合には、その後の学修に困難を感じている学生が一部に見受けられる。

《将来の改善・改革に向けた方策》

単位認定の方法については当面変更の予定はないが、単位の認定の際に、本学での履修について個別に指導する必要がある。現在でも指導を行っているが、今後さらに入学後の本学での学修計画について指導を徹底する必要がある。

【開設授業科目における専・兼比率等】

開設授業科目における専・兼比率等

《現状の説明》

経済学部の場合、全授業科目中、外国語及び専門科目の一部を除き専任教員が担当しており、その割合は、科目数で8割、開講コマ数で9割ほどである。それゆえ、兼任教員の教育課程への関与は実質的には極めてわずかにとどまっている。

《点検・評価及び長所と問題点》

学部・学科の科目担当のほとんどを専任教員が占めているので、授業運営上の問題はほとんどない。

《将来の改善・改革に向けた方策》

今後も、現在の割合を維持したい。

【生涯学習への対応】

《現状の説明》

生涯学習への対応として経済学部が実行していることは2つある。1つは、昼夜開講制の導入である。夜間主コースへの入学に関しては、社会人特別入試制度を設けており、生涯学習を目的とする社会人の入学に配慮している。他の1つは、社会人向けに開講している各種講座がある。具体的には、経済学部が仙台市の支援を受けて実施している「経済学部公開講義」、宮城県の支援による「みやぎ県民講座」、経済学部付設の東北産業経済研究所主催による「公開講演会、シンポジウム」、経理研究所主催による「簿記・会計講座」、社会福祉研究所による「オープン・カレッジ」などである。

《点検・評価及び長所と問題点》

夜間主コースへの社会人の入学者は昨今の経済状況を反映して年々減少しているが、仙台市周辺ではほかにこうした機会は開かれていないので、社会的に一定の役割を果たしている。経済学部及び各研究所主催による公開講義は、毎回100名を超える社会人の受講者があり、また既に20年以上続いている講座もあり、社会的に広く認知され、高い評価を得ている。

《将来の改善・改革に向けた方策》

夜間主コースについてはかなりの潜在的ニーズは存在すると思われるので、授業形態・内容等に工夫を加え、より魅力ある授業展開に努力する必要がある。各種公開講義については、準備等を含めて教員の負担はかなり大きいのが、研究に資するところもあり、また地域の大学の社会的役割という点からも、今後も可能な限り継続する予定である。

法学部

【学部・学科等の教育課程】

学部・学科等の教育課程と各学部・学科等の理念・目的並びに学校教育法第52条、大学設置基準第19条との関連

《現状の説明》

法学部法律学科の専門教育課程の概略的特徴を述べれば、第1に、漫然と学習せず、進路に沿って実際に役立つ科目選択を行わせることを目的として、平成12(2000)年度からは、政策行政、企業法務、司法、国際法務、総合法務という5コースからなるコース制を採用し、第2に、学生が卒業後どの分野に進んだ場合でも必要となる基本六法を中心とした分野を体系的に修得できる科目構成をとりながら、第3に、現代社会の変化に応じて必要となって来た最新の分野の科目を学習する科目をも十分に取り入れ、第4に、社会的視野を

広げるために、基礎法学、政治学などいわゆる実定法以外の分野の科目をも充実させているほか、他学部・他大学開講科目の履修を他の学部比べてかなり幅広く認めており、第5に、1年次の「基礎演習Ⅰ」を始めとして、1つのクラスでの受講者を最大で25人に限定した「演習」による少人数教育を徹底し、実際の事例研究に基づいた法学の知識の習得を確実にするとともに、教員との人間的接触を通じた人格形成にも配慮し、第6に、法学部の専門教育に早く慣れさせるための基礎教育を重視し、法学にとどまらず社会科学一般に共通の論理的思考の基礎を身につけさせるためのユニークな科目である「法的思考入門」を始めとする3つの「導入科目」、及び、法学部で学習して行くための基本的な能力や技法を学ぶ「基礎演習Ⅰ」「基礎演習Ⅱ」を開講している。

専門教育以外の教育課程においても、単なる知識の伝達にとどまらず、法学を学ぶ上で不可欠な現代社会における倫理の問題を扱う科目などをも含んだ、人文科学、社会科学、自然科学等の諸学の現代的な展開を学ぶことが可能な科目群を用意し、過度に専門に偏らない幅広い知識が身につくよう工夫している。

こうした、実際に役立つ法学的知識を、人格形成にも資する方法によって確実に習得させる教育課程の構成は、「実学重視の法学教育」「社会に開かれた法学教育」という、法学部の教育理念・目的に、まさしく適合している。また、学校教育法第52条に記されている、「広く知識を授け」とともに、「深く専門の学芸を教授研究」し、「知的、道徳的及び応用能力を展開」させるという大学の目的に沿ったものであり、適切妥当である。さらに、法学部の教育課程は、大学設置基準第19条1項が定める、「教育上の目的を達成するために必要な授業科目を開設し、体系的に教育課程を編成する」こと、同条2項が規定する、「専攻に係る専門の学芸」の教授、「幅広く深い教養」及び「総合的判断力」を培うこと、「豊かな人間性」の涵養、という教育課程編成の方針に沿って編成されており、同設置基準同条に照らして適切妥当である。

《点検・評価及び長所と問題点》

上記のごとく、法学部法律学科の教育課程は、大学の学部・学科を設置し運用するための基本的な原理に適合して編成されているだけでなく、基礎教育はかなりインテンシブに行いながらも、学生の自主的な選択を促すための独自の工夫を凝らしている点で、また、3カ国語で開講されている外国書講読にも表れているように、幅広い内容を学ぶことができる点で、優れていると考えられる。

他方、進路選択の点で格段に困難を伴う司法コースについても、必修選択の単位数が若干多いことを除けば、基本的に他のコースと同等に扱っている点で、法科大学院時代の法学部の教育課程としては問題がないとは言えない。

《将来の改善・改革に向けた方策》

近年の学生の進路目標設定時期が、心理レベルではかつてよりも遅くなってきている一方で、社会の側からは進路設定の早期化が要請されている現代にあっては、教授する側に若干のジレンマがあるものの、現在の緩やかなコース制を改め、司法コースなど一部のコースについては、法科大学院進学を前提とした法律専門職への準備教育を施すため、卒業要件を厳しくする方向での教育課程改定を実施する必要があると考えている。

学部・学科等の理念・目的や教育目標との対応関係における、学士課程としてのカリキュラムの体系性

〈現状の説明〉

平成 12(2000)年度から適用されている教育課程においては、4年以上在学することを前提として、卒業所要単位数を大学設置基準が定める最小限の単位数よりも若干多い 128 単位とし、そのうち専門教育科目が 84 単位、外国語科目、一般教養的科目などのその他の科目が 44 単位となっている。また、他学部の開講科目ないし他大学の開講科目から、合計で 36 単位を卒業単位として算入することができるようにしている。

専門教育以外の教育課程

法学部の教育課程においては、「広く知識を授ける」という観点から、また、実際の社会で生じている法的問題の背景を広い視点で捉えさせる目的から、伝統的な分類では人文、社会、自然の各分野に分類される、基本的には半期 2 単位の一般教養的科目を、1 年次、2 年次にバランスよく配置している。中でも、「キリスト教学」は、本学の建学の精神を理解させるための重要な科目であり、法学部の教育理念の柱の一つでもあるため、通年 4 単位の「キリスト教学Ⅰ」「キリスト教学Ⅱ」が合計 8 単位必修となっており、分類上もこの 2 科目だけで「第 1 類」を構成している。他の一般教養的科目は、法学部の専門教育との連携を考慮し、法学部の専門教育科目に対する「近さ」を基準として、「第 2 類」及び「第 3 類」に分類され、類の中からの選択必修単位数も、「近さ」に応じて異なっている。保健体育科目も、講義科目と実技科目とに分けて開講されている。

外国語科目のうち、英語については、1 年次に選択科目の「英語Ⅰ」を置き、2 年次に必修科目の「英語Ⅱ」を配している。1 年次の「英語Ⅰ」は選択科目ではあるが、実際には 9 割以上の 1 年生が履修しているため、実質的には必修に近い性格を持つに至っている。2 年次の「英語Ⅱ」は、3 種類の学習目的と 2 段階の達成目標とを組み合わせ、「英語Ⅱ（読解）」「英語Ⅱ（会話）」「英語Ⅱ（実用）」という 3 科目を置き、それぞれ「基礎クラス」「発展クラス」に分けている。「英語Ⅱ」としては必修であるが、科目としては 3 科目に分かれるため、形の上では 3 科目から 1 科目を履修する選択必修の形態となっている。英語以外の外国語科目としては、ドイツ語、フランス語、中国語の 1 年次前期開講科目の中から、1 科目が選択必修となっている。これら 3 カ国語のうち、1 年次後期開講科目及び 2 年次開講科目は、意欲ある学生のための選択科目とされている。

専門教育課程

専門教育課程の講義科目は、専門教育への橋渡しをするための、「法的思考入門」「実定法概論」「法過程入門」からなる「導入科目」、政府機関と市民との関係や政府機関内部の関係に関わる、「憲法一部」「憲法二部」「行政法総論」「行政法各論」などからなる「公法」分野、企業と市民、企業と企業、市民と市民などの関係を規律する、「民法総則」「物権法」「債権法総論」「債権法総論」「商法総則」「会社法」「手形小切手法」「民事訴訟法」などからなる「民事法」分野、主として国家間に関わり、「国際法一部」「国際経済法」な

どからなる「国際法」分野、現代日本社会における法的関係・法制度に影響を及ぼしている諸法や法の歴史に関わり、「法哲学」「日本法制史」「ローマ法」などからなる「基礎法」分野、様々な主体間の関係を法学とは異なる観点から分析する、「政治学」「政治思想史」「行政学」などからなる「政治学」分野に分かれており、法学部で必要とされる専門教育の各分野を漏れなく用意し、実際の社会で起きる法律問題に対処できるよう配慮している。さらに、法学を学ぶために必要な広い知識を得させるため、「経済原論」「社会保障論」など、主として経済学部関係の科目をも法学部の科目として開設しているほか、他学部で開講されている専門教育科目をも、数多く卒業単位に算入することを認めている。

また、演習科目としては、1年次前期の「基礎演習Ⅰ」に始まり、2年次の「基礎演習Ⅱ」、3年次の「演習一部」「外国書講読Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ」、4年次の「演習二部」と、各学年に演習科目を置き、どの学年でも少人数教育で実際的な問題の解決に触れるための演習に参加できるようにしている。

《点検・評価及び長所と問題点》

法学部の教育課程は、法学を学ぶ上での倫理的基礎を培うための科目を充実させるとともに、実際的な法律問題に対処するために必要な講義科目・演習科目を周到に用意してある点で、法学部の教育理念を実現するためにふさわしいものとなっているだけでなく、その教育課程を修了した学生に学士号を付与するのに十分な体系性をも備えている。

しかしながら、他大学や他学部とは異なって、必修の英語科目が2年次に置かれていること、1年次の専門教育科目の開講数が必ずしも多くないこと、中国語が2年次には開講されていないなど、外国語科目が全体として必ずしも十分に充実しているとは言えないこと、3年次以降の学年に一般教養的科目が置かれていないことなど、再検討すべき要素が見られる。

《将来の改善・改革に向けた方策》

数年後に始まる法科大学院時代には、いずれの大学でも法学部の教育課程全体が大幅に見直されることになると考えられるが、本学法学部でも、既に着手されている教育課程改定作業の中で、科目構成全体が再検討され、専門教育科目以外の科目群の一層の充実が図られるものと考えている。

教育課程における基礎教育、倫理性を培う教育の位置づけ

《現状の説明》

専門教育を受けるための前提と考えられ、一般教養的科目とは区別される基礎教育としては、1年次の前期に3科目からなる「導入科目」を置き、3科目中2科目を選択必修とし、卒業要件とするだけでなく、3年次への進級条件としても位置づけている。論理的な文章を読んで論理構造を理解するだけでなく、その文章を読んだ意見等を論理的に述べる訓練を行うユニークな科目である「法的思考入門」を始め、法の実際の運用を描く「法過程入門」、実定法の全体像を概観する「実定法概論」を学んだ後、学生は1年次後期に、「法的思考入門」の目的に加えて法学を学ぶための基本的技能（情報処理、図書検索、六

法全書の使い方など)をも視野に入れた少人数の「基礎演習Ⅰ」、2年次の「基礎演習Ⅱ」を通して、法学の専門教育へと導かれる。

倫理性を培う教育は、本学全体のみならず、法学部においても重要な位置づけを与えられており、中でも1年次と3年次に8単位が必修とされている「キリスト教学」には、建学の精神を学生に伝えるだけでなく、キリスト教世界が生み出した秩序ある民主主義の価値理念、現代日本法に大きな影響を与えた西洋法の理念の根底にある考え方をも伝達することが期待されている。また、法律の世界で求められる具体的場面での倫理的判断の能力を培うため、一般教養的科目として「現代の倫理」を開講しているほか、専門教育科目である「法哲学」においては、生命倫理など、現代社会で具体的に大きな問題となっているテーマを詳しく取り上げている。また、法学部の専門教育科目の多くは、一定の倫理的判断を前提としているため、各専門教育科目を履修することを通じて、倫理性が培われることになる。

《点検・評価及び長所と問題点》

法学部における基礎教育は、科目の内容、工夫された教育方法の両面で、かなり充実していると言える。しかしながら、「導入科目」の実施方法にはまだ改善の余地がかなり残っている上、「基礎演習Ⅰ」「基礎演習Ⅱ」の実施方法については、まだとまどっている教員もいる。また、倫理性を培う教育については、重要性は認識され、科目としては十分な開講数が確保されているとは言え、その効果については、検証に大きな困難が伴うこともあって、よく分かっているとは言えない。

《将来の改善・改革に向けた方策》

基礎教育については、かなり成功していると考えられる「法的思考入門」「実定法概論」をより充実させながら、内容の困難性もあって、まだ改善の余地が大きいと思われる「法過程入門」の教授内容と方法を見直し、「基礎演習Ⅰ」「基礎演習Ⅱ」については、教員間の合意を促進し、内容と水準をある程度まで均等化できるよう、学部内での研究会などを積極的に開催していくことが必要である。

「専攻に係る専門の学芸」を教授するための専門教育的授業科目とその学部・学科等の理念・目的、学問の体系性並びに学校教育法第52条との適合性

《現状の説明》

法学部の専門教育科目は、「実学重視の法学教育」、「社会に開かれた法学教育」という教育理念・目的、及び法学という学問分野の体系に沿って、次のように編成されている。

第一に、法学の学問体系に沿って、講義科目が、「憲法一部」「憲法二部」「行政法総論」「行政法各論」「行政救済法」ほかの第一類（公法）、「民法総則」「物権法」「債権法総論」「債権法各論」「商法総則」「会社法」「民事訴訟法」「民事執行法」などからなる第二類（民事法）、「刑法一部」「刑法二部」「刑事訴訟法」「刑事政策」から構成される第三類（刑事法）、「国際法一部」「国際法二部」「国際経済法」ほかの第四類（国際法）、「法哲学」「西洋法制史」「日本法制史」などからなる第五類（基礎法）、「政治学」「政治思想史」ほかの第六類

(政治学)、という形で、学問分野ごとに分類され、第七類には、講義の理解の上に立って少人数での議論を通じて深く専門の研究を行う演習科目が置かれ、第八類には、本来は法学の専門分野ではない科目群（主として経済学関係科目）が配置されている。そして、第九類には、教育課程編成時には採用されなかったが、社会の変化と学問の進歩に伴って必要性が増す可能性のある分野の科目を、「専門特殊講義」として、年度ごとに具体的分野を変えて開設している。

第二に、専門教育科目は、分類ごとに、学年進行に従って、相対的に基礎的な分野から応用的・展開的な分野へという順序で体系化され、学年ごとの科目数をも周到に考慮した上で学年ごとに配置され、それぞれの分野の知識を深く理解し身につけることができるよう、十分に工夫されている。また、ある分野が他の分野の学習にとっての基礎をなしている場合の学年配置にも、十分な配慮がなされている。煩雑になるので、すべての分野についての例を挙げることはしないが、例えば、政治学の分野においては、1年次の「現代の政治」が法学分野の「導入科目」と同様に位置づけられて入門的な役割を果たしており、2年次には個々の政治思想家の思想を中心に解説する点で学生には親しみやすいと考えられる「政治思想史」を開講している。3年次には、より理論的色彩を持ちながらも日本に関する事項を比較的多く扱う、「政治学」「行政学」「地方自治論」を配置し、4年次には主として日本以外の事項を扱う「国際政治論」「比較政治論」を置いている。「公法」の分野では、「憲法一部」「憲法二部」を1・2年次で学んだ上で、3年次から行政法分野が始まり、「民事法」分野においては、民法部門が1年次に始まるのに対して、より応用的な内容を持つ商法部門の科目は2年次から学ぶことになっている。

第三に、5つのコースからなるコース制をとっているため、各コースの趣旨に従って、各類ごとに卒業に必要とされる単位数が、下記のように定まっている。なお、コースごとに各類の選択必修の単位数が異なると言っても、法学部の専門教育であるという観点から、いずれのコースの場合も、導入科目4単位のほか、法学の主要分野を学習する必要性に鑑みて、第一類の公法分野から最低6単位、第二類の民事法分野から最低12単位、第三類の刑事法分野から最低4単位を修得しなければならないことになっている。

	導入	第一類	第二類	第三類	第四類	第五類	第六類	第七類	合計
政策行政	4	12	12	4			12		40
司法	4	12	24	8					40
企業法務	4	8	24	4		4			40
国際法務	4	8	12	4		12※		4*	40
総合法務	4	6	12	4	16				38

※第五類に国際政治論、比較政治論を加えた中から12単位選択必修

*外国書講読Ⅰ・Ⅱ・Ⅲの中から1科目選択必修

第四に、第七類の演習においては、前期の「導入科目」を承けた形で、社会科学的文献の読解能力、要約能力、理解したことを文書として表現する能力、口頭発表能力、討論能力など、法学部のいかなる分野でも共通に必要な基本的能力を養成する目的を持った「基礎演習Ⅰ」を、1年次後期に殆どの学生が履修し、2年次には「基礎演習Ⅱ」がこれをフォローする構成をとっている。3年次、4年次には、「基礎演習Ⅰ」「基礎演習Ⅱ」の基礎の上に立って、「演習一部」「演習二部」が開設され、「専攻に係る学芸」を深く研究

するための十分な機会が提供されている。

上記のように、法学部のカリキュラムは、法学部の教育理念を実現するよう体系的に編成され、かつ、学校教育法第52条の言う「大学は、学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させる」という大学の目的に適合するように構成されている。

《点検・評価及び長所と問題点》

法学部の専門教育的授業科目は、専門分野への円滑な導入に関する十分な配慮、専門的分野の基礎に立った科目の体系的性、学年進行に従った学習の体系的性、講義科目と演習の科目の間の有機的連関、学生の進路・関心に配慮したコース制の導入など、大学の法学部としてふさわしい内容をもつだけでなく、法学部の教育理念の実現にも適合的であると評価できる。

しかし、a) 国際法務コースの中心分野である国際法関係科目に集中講義が多いこと、b) 1年次に公法と民法法の中心科目が始まるのに対して、初学者にとってはより親しみやすいと考えられる刑事法が1年次から履修できないこと、c) 民法分野では学問的体系に従って科目が学年進行する編成を取っているが、学習の順序が学問体系通りで良いか否かについては従来から学会でも論争があり、疑問無しとしないこと、d) 総合法務コースの卒業要件が、実質的に若干緩すぎる、などの問題点がある。

《将来の改善・改革に向けた方策》

第一に、国際法務コースを維持して行くのであれば、教員の採用あるいは複数科目の担当など、何らかの方法によって、国際法分野の専任教員担当科目を増加させる必要があり、第二に、刑事法分野、民法法分野の科目の配当学年の見直しを行う必要があり、第三に、現在の総合法務コースの存在意義を問い直すことが必要である。

一般教養的授業科目の編成における「幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養」するための配慮の適切性

《現状の説明》

一般教養的授業科目としては、建学の精神を伝えると同時に、西洋社会の歴史から生み出されてきた民主主義の価値理念の根元にあるものを理解させるための「キリスト教学Ⅰ」、「キリスト教学Ⅱ」を第一類に必修として中核に置きつつ、学生に幅広い教養を身につけさせるため、第二類と第三類に、「哲学」「現代の倫理」「歴史学」「文学」などの人文科学分野の科目から、「現代の政治」「現代社会論」「ジェンダー論」などの社会科学分野の科目、「生命の科学」「環境の科学」などの自然科学分野の科目、「コンピュータ科学」などの情報科学分野の科目、「資格試験入門」に至るまでの、極めて幅広い分野の科目群を開講している。また、生命体としての人間という観点を理論的に学び、身体としての人間の活動を実践することによって人間に対する理解を深めるために、保健体育科目をも置き、2科目中1科目を選択必修としている。さらに、法学部で開講している科目以外の科目をも幅広く履修することが可能となるように、他の学部で開講され、開講学部以外の学部にも開放

されている一般教養的授業科目（外国語科目、保健体育科目を含む）、及び他の大学で開講されている一般教養的授業科目の中から16単位までを履修し、卒業単位として算入できるように工夫している。

これらの科目群のうち、第二類と第三類は、内容の点で法学部の専門教育科目との距離の近さに従って分類されており、したがって、各類から修得しなければならない単位数も、相対的に法学部の専門教育科目に近いと考えられる第二類は8単位、相対的に遠いと考えられる第三類は、4単位となっている。ただし、各類の科目数を考慮すれば、修得しなければならない単位数が各類の中で占める比重は、ほぼ同じであるため、類にこだわらずに、開講されている科目がどのように「深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養」するための配慮を行っているかについて述べる。

上記の科目群は単に分野が幅広いと言うだけではなく、法学部では、「歴史学」「心理学」といった伝統的な概論的科目を置くと同時に、現代社会において必須とされている教養的知識と意識とを身につけられるよう、「ジェンダー論」「現代アジア論」「東北地域論」「環境の科学」「現代の倫理」など、テーマを絞った新しい科目を積極的に採用している。これらの現代的科目を通して、自己とは異なる性、比較的近距离にありながら、かなり異なる文化をもつ地域、グローバル化の進行に伴って一層重要性が増している地方の問題、人類の生存そのものを左右する環境問題、実際の社会で現実的に生起する問題への実践的関与の技法など、人間や社会、文明に至るまでの問題に関する深い考察と判断を促す刺激を与え、総合的な判断力を培って豊かな人間性を涵養することが可能になると考えられる。また、現代の情報化された社会にあっては、主体的な知識獲得と学んだことの確認、主体的な深い考察の前提として、コンピュータの自在な利用が不可欠であるから、「コンピュータ科学」「コンピュータ演習」をも開講しており、特に後者の科目は、1年生の大部分が履修している。

《点検・評価及び長所と問題点》

法学部の一般的授業科目は、上記のように、開講されている科目分野の幅広さ、科目の組み合わせから得られる知識の深さ、論理的に考えさせるだけではなく、他者に対するイメージーションの深化を助長するための科目を重視している点などから見て、「幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養」するための配慮を、適切に行っているとと言える。

しかし、種々の事情により、開講科目数を絞らざるを得なかったため、科目間の連携性を確実に確保するだけの科目が必ずしも十分に置かれているとは言えない。また、現代の諸問題を社会科学の観点から解決する場合にも知的前提となりうる最新科学技術を十分に学習する自然科学系の科目が、必ずしも十分ではない点で、問題がある。

《将来の改善・改革に向けた方策》

学内の申し合わせ事項による限界はあるものの、現在の一般教養的授業科目の編成に見られる「偏り」については、「法学部改革検討小委員会」において見直されるべきであると考えられる。法科大学院時代の開始に合わせて予定されている教育課程の大幅な見直しの作業が既に開始されており、その作業の中では、現在の教育課程における専門教育科目の

構成及び内容のみならず、一般教養的授業科目の構成等も再検討されることになる。

外国語科目の編成における学部・学科等の理念・目的の実現への配慮と「国際化等の進展に適切に対応するため、外国語能力の育成」のための措置の適切性

《現状の説明》

法学部の教育理念は、前述のように、「実学重視の法学教育」、「社会に開かれた法学教育」であるから、必ずしも外国語能力の育成を特に重視しているわけではない。しかし、これらの理念を実現するためには、ドイツ法・フランス法・アメリカ法の影響を強く受けている日本の法をより深く理解するには、それぞれの法体系について日本語で学ぶだけではなく、言語の文献に触れる必要もあると考えられるため、ドイツ語・フランス語・中国語のいわゆる「第二外国語」は、前期に開かれている「I(s)」を選択必修としているだけではなく、後期に開かれている選択科目の「I(w)」についても、履修するよう強く指導している。

また、2年次に置かれている必修の英語科目である「英語Ⅱ」では、実用的な「使える」英語能力の養成を重視し、10クラスのうち5クラスを、英語での日常会話ないし議論の能力を養うための「会話」、3クラスを、TOEFL、TOEICなどの技能検定に対応するための「実用」としている。

さらに、「コース」の中には、国際化の進展に対応するための「国際法務コース」があり、このコースの卒業要件としては、3種類ある「外国書講読」を選択必修とし、法律に関する専門的な外国語を扱う能力を養成することを目標としている。「国際法務コース」が導入された結果、「外国書講読」の履修者は大幅に増大し、従来の平均の約2倍となった。

加えて、会話能力向上や技能検定合格を目指すクラスでは、LL教室、CAI教室、それらを兼ねることが可能な情報処理室が活用されており、外国語教育が主として行われる泉キャンパスには、LL設備が設置されているAV教室（AV機器約40台設置）が6教室、少し規模の大きなAV教室が2教室、AV大教室が1教室、CAI教室（端末約50台設置）が教室、パーソナルコンピュータが70台設置されている情報処理室が3教室置かれている。

《点検・評価及び長所と問題点》

限られた授業コマ数などの条件の下で、最大限の工夫を行って外国語関係科目を編成しており、その限りでは合理的な構成となっている。また、外国書講読の履修者が、配当学年の学生数の約半数近くにまで増加したことも、学部の教育課程全体の中での外国語教育の効果を高めることが期待される要因となっている。また、最新の教授方法を実践するための設備機器が、少なくとも数の上では十分に設置されている。

他方、2年次に中国語を開設していない点、社会的需要から見ても日本の国際的立場からも重要であると考えられる韓国・朝鮮語が開設されていない点、学部外国人の専任教員がいない点など、国際化に十分に対応しているとは言い切れない面が、数多く存在している。

《将来の改善・改革に向けた方策》

韓国・朝鮮語については、全学的な仕組みとして、遅くとも平成 15(2003)年度には授業が開設される見込みである。中国語の科目増加に関しては、社会的需要と法学部の専門教育にとっての必要性との間にかかなり大きなギャップが存在しているため、難しいと考えられるが、再検討する必要はあろう。また、外国人教員の採用については、法科大学院時代の到来に伴って、教員数が限られている私立大学としては、一層難しくなるため、当面は検討の余地がない。

教育課程の開設授業科目、卒業所要総単位に占める専門教育的授業科目・一般教養的授業科目、外国語科目等の量的配分とその適切性、妥当性

《現状の説明》

卒業所要総単位

法学部の卒業所要総単位は 128 単位であり、そのうちの 88 単位を専門教育科目の履修によって、また、40 単位をその他の科目の履修によって修得することが必要である。専門教育科目以外の科目のうち、その分類だけに求められる卒業必要単位数は、外国語科目 4 単位、教養教育科目第一類 8 単位、同第二類 8 単位以上、同第三類 4 単位以上であり、そのほかに、教養教育科目第二類・三類、他学部・他大学開講教養教育科目から 8 単位以上、教養教育科目第二類・第三類、外国語科目第三類・第四類、保健体育科目、他学部・他大学開講の専門教育科目以外の科目から 8 単位以上を修得しなければならない。

上記をごく簡単に要約すれば、卒業所要総単位の中の約 3 分の 2 を専門教育科目の履修によって修得することが必要なのである。この単位数の配分は、下記に述べる科目数の配分とほぼ対応している。

開設授業科目数

法学部の教育課程における開設授業科目の数（教職課程及び外国人留学生科目を除く）は、次のとおりである。なお、同一名称で複数コマ開講されている科目は、原則としてそのうちの 1 つのみを履修することができるだけであるため、複数開講されている場合も 1 科目として算出してある。

専門教育科目

導入科目	: 3	第一類（公法）	: 7	第二類（民事法）	: 15
第三類（刑事法）	: 4	第四類（基礎法）	: 7	第五類（国際法）	: 6
第六類（政治学）	: 6	第七類（演習・講読）	: 7	第八類	: 6
第九類（専門特殊講義）	: 1			小計	: 62 科目

教養教育科目

第一類	: 2	第二類	: 14	第三類	: 8	小計	: 24 科目
-----	-----	-----	------	-----	-----	----	---------

外国語科目

第一類：3 第二類：3 第三類：1 第四類：5 小計：12科目

保健体育科目：2 小計：2科目
合計：100科目

上記の数字から分かるように、法学部の開設科目数合計100科目のうち、専門教育科目が3分の2近く、他の科目が約3分の1となっており、上記に述べた卒業に必要な単位数の量的配分にほぼ見合った科目数の配分が行われている。

《点検・評価及び長所と問題点》

卒業所要単位数における、専門教育科目、一般教養的科目・外国語科目などの専門以外の科目との配分比率と、開設科目数における専門教育科目、一般教養的科目・外国語科目などの専門以外の科目との配分比率とは、大きな分類で見ればほぼ一致しており、科目分類ごとに必要な卒業所要単位数を修得するには無理のない構成となっている。

しかし、法学部である以上、社会科学系の科目が多いのはある程度やむを得ない面があるとしても、教養教育科目のうち、芸術系、自然科学系の分野の科目が少なく、外国語科目も、文科系学部としては少なめである。このように、教養教育科目の構成に、若干偏りが見られる。

《将来の改善・改革に向けた方策》

現在進められている法学部改革検討小委員会の教育課程見直し作業において、教養教育科目の分野の偏り、外国語科目の所要単位数、科目配置などについて、詳細な検討が行われる予定であるため、そこでの結論を待たなければならないが、大幅な見直しが予想されている。

基礎教育と教養教育の実施・運営のための責任体制の確立とその実践状況

《現状の説明》

本学においては、教養部が廃止されて教養学部へ改組される以前から、一般教育等運営委員会による調整のもとで、主として旧教養部所属教員が一般教養的授業科目を担当していたものの、他の学部へ所属する教員もまた、授業を分担して受け持ってきた。この状態は、教養学部が設置されて以降も基本的には変更されていないが、一般教育等運営委員会が担っていた調整の機能は、通常の教務委員会に学科長（教養学部の場合には専攻主任）を加えた拡大教務委員会へ引き継がれ、同委員会が、一般教養的授業科目の担当学科、担当者の確認、開講コマ数の決定、教育課程の変更に伴う移行措置の検討など、教養教育の実施運営の主要な枠組みの運用に責任を負っている。かつての一般教育等運営委員会は、教養学部長が委員長となっていたため、教養教育の実施・運営の責任は特定の学部にあるかのごとくに見えていたが、現在の拡大教務委員会は、全学の教務的な事項に責任を負う教務部長が主催し、学務担当副学長も陪席で出席しているため、拡大教務委員会における科目分担等の調整は、特定学部の主導によらず全学的利益の観点から行われているという

外観と実質とを備えるに至っている。

教養教育の諸科目を具体的に担当する学部・学科については、当該科目を専門分野とする学部・学科がどこであるかを拡大教務委員会で確認した上で、授業担当者を確保する責任を負う学部・学科を確認し、さらに、学生の学習の効果に配慮するため、1つの授業に予定される規模、開講される授業数など、教養教育の運用のかなり詳細な点に至るまでを、全学的な合意に基づいて決定している。拡大教務委員会で検討するための原案は、通常、教務部長及び各学部から1名ずつ選出される教務部副部長からなる副部長会において、事務局の意見をも聴取した上で作成されており、問題によっては、教務部長と各学科長（教養学部の場合は専攻主任）を構成員とする会議、あるいはそれらと別の構成をとる小委員会を設けて原案を作成し、柔軟に対応している。法学部が担当する教養教育に関わる科目の担当者などについて、学部内では、学部長、学科長を中心とする法学部改革検討小委員会で、各専門分野の教員の意見を聴取した上で原案を作成し、学部教授会で了承を得る、という手続きを取っている。

より専門教育に直接的な関係を持つ基礎教育については、全学的な共通性が少ないため、各学部・学科内の手続きに委ねられている。法学部の場合、他の科目群と同様に、法学部改革検討小委員会において、学部教授会に提案するための原案が作成されている。導入科目、基礎演習Ⅰ、基礎演習Ⅱという基礎教育の科目を開設する際にも、改革検討小委員会において、科目の目的、内容、科目名、担当者などについての徹底的な議論を行った。その後も、基礎教育の効果、内容の改善などについて、継続的に検討を行っている。

《点検・評価及び長所と問題点》

本学においては、教養教育を専門に担当する部局が存在するわけではなく、多くを担当する教養学部のほか、複数の学部が担当しているため、その実施・運営には学部間の調整が不可欠である。そのため、本学全体の責任を持つ機関としての拡大教務委員会が学部間の調整を行っている。この調整は、開始当初は困難を伴ったが、現在ではほぼ定着し、教養教育の実施に関する責任分担の円滑な運用が実現している。また、法学部の内部における責任体制も、現在までのところ、極めてスムーズに運用されており、学部教員からの提案、苦情なども、慎重に検討された上、その扱いについては、周到な根拠とともに学部教授会に提案されている。この点では、全学的な責任体制、法学部内の責任体制はともに確立されており、適切かつ円滑に実践されている。

しかし、現在のところ、拡大教務委員会においては、適切な開講規模をすべての科目について確定するには至っておらず、また、一部の科目については、学部間の責任分担が必ずしも完全に明確ではない場合がある。法学部においては、基礎教育の中の導入科目及び教養教育に関して、全く担当しない教員もかなりの数に達するため、教員間の負担の不公平が生じている。この負担の不均衡は、単に不公平であるだけでなく、教養教育に関する教員の意識の相違を助長していると考えられる。

《将来の改善・改革に向けた方策》

全学的な問題点に関しては、拡大教務委員会において他の学部の代表や教務部と協力を深めていくことが必要である。法学部固有の問題に関しては、教員間の負担の公平性が保

たれるよう、例えば、教員の授業負担のうち、講義科目を2科目として、専門教育科目だけではそれが満たせない場合、教養教育科目をも担当する、といった申し合わせを行って学部全体で教養教育を分担することの実質を確保すると同時に、教員の意識改革を進めて行くことが必要である。また、導入科目に関しても、担当者を固定せず、2～3年ごとに交代させ、できる限り教員間の負担の公平化を図っていくべきである。そのことは同時に、基礎教育に関する教員の能力がある程度平均的に向上して行くことにもつながることになる。

【カリキュラムにおける高・大の接続】

学生が後期中等教育から高等教育へ円滑に移行できるような教育指導上の配慮の適切性

《現状の説明》

大学側から見た現在の後期中等教育の特徴ないし問題点として挙げられるのは、科目の選択制が拡大した一方で、必ずしも自己の主体的な選択を行うための能力を十分には身につけてきていないため、a) 歴史、現代社会、自然科学などに関する基本的知識の量と深さ、及び、b) 複数の主張を分析して対立点・一致点などを整理する能力、c) 物事を論理的に口頭でまたは文章として表現する能力、d) 自己の能力と興味とをよく自己分析して将来の具体的進路を決定する能力が、大学側の期待に反して、学生によってかなり大きく異なっている、ということであろう。

上記の問題点を、克服とまでは行かないまでも、できる限り縮減させることによって、高等教育への円滑な移行が可能になると考えられる。これらの問題点のうち、dについては、進路選択の目標設定に資するためにコース制を導入しているほか、合宿を含む入学時のオリエンテーションを周到な準備の上、約1週間実施し、学生への伝達・連絡方法から科目選択の自由度、試験・成績評価、留年等にまでわたる、高等学校までと大学との間の相違を理解させ、教員が学生の科目選択をも直接指導する体制を確立している。

b及びcについては、1年次の前期に3科目からなる「導入科目」を置き、3科目中2科目を選択必修としている。論理的な文章を読んで論理構造を理解するだけでなく、その文章を読んだ意見等を論理的に述べる訓練を行うユニークな科目である「法的思考入門」を始め、法の実際の運用を描く「法過程入門」、実定法の全体像を概観する「実定法概論」を学んだ後、学生は1年次後期に、「法的思考入門」の目的に加えて法学を学ぶための基本的技能（情報処理、図書検索、六法全書の使い方など）をも視野に入れた少人数の「基礎演習Ⅰ」を通して、法学の専門教育へと導かれる。

aについては、法学・政治学を学ぶための必須知識とも言える戦後日本史についての基本的知識を与えるため、法学部が担当している一般教養的科目である「現代の政治」において、法学部学生向けには他学部とは異なり、第2次対戦終結以降、自民党単独政権の崩壊に至るまでの政治・経済の流れを概説している。

《点検・評価及び長所と問題点》

法学部の移行教育は、オリエンテーションの周到さや基礎教育の考え方などの点で、他

大学や他学部に比べて優れていると考えられる。しかしながら、上記の a については、「現代の政治」以外の対応を行っていない点で、十分な移行教育が実現されているとは言い難い。

《将来の改善・改革に向けた方策》

法学部の教育課程においては、上記 b の面での移行教育が必ずしも十分ではないと考えられるため、この部分を強化する必要があると考えられる。このことを実現するためには、一般教養的科目の構成を再検討するだけでなく、一般教養的科目に求められる教育内容と教育方法をも見直す必要があるだろう。ただし、b の側面は、高等学校までの教育課程の変化によって生み出されたものであるだけに、大学がどこまでカバーすべきなのかに関する全日本的な議論も必要であると考えられる。

【履修科目の区分】

カリキュラム編成における、必修・選択の量的配分の適切性、妥当性

《現状の説明》

専門教育科目以外の科目

卒業に必要な単位数 40 単位のうち、必修が教養教育科目第 1 類及び外国語科目第 1 類を合わせて 10 単位、そのほかに科目分類ごとに指定されている選択必修が 14 単位となっており、24 単位が必修又は選択必修である。すなわち、卒業に必要な単位数のうち、半数以上が必修又は選択必修の単位によって占められている。必修又は選択必修の割合が若干高めになっているが、これは、建学の精神を伝えるための科目であるキリスト教学Ⅰ及びキリスト教学Ⅱが 4 単位ずつ合計 8 単位必修となっているためである。

専門教育科目

専門教育科目の場合、コース制が導入されているため、専門教育への橋渡しをするための基礎科目である「導入科目」がいずれのコースにおいても 6 単位中 4 単位選択必修であることを除くと、選択必修の単位数はコースごとに異なっている。

A：政策行政コースでは、第一類(公法)の科目合計 24 単位のうち 12 単位、第二類(民法)52 単位中 12 単位、第三類(刑法)が 16 単位のうち 4 単位、第六類(政治学)24 単位のうち 12 単位が、それぞれ選択必修となっており、選択必修の合計は、40 単位である。他のコースに比べて、政治や行政に関わりの深い科目の比重が大きくなっている。

B：企業法務コースの場合、第一類 8 単位、第二類 24 単位、第三類 4 単位、第五類(国際法)が 16 単位のうち 4 単位、合計 40 単位が選択必修とされている。企業活動に関わりの深い民法分野の比重が大きいことが特徴である。

C：国際法務コースでは、第一類 8 単位、第二類 12 単位、第三類 4 単位、第五類に比較政治論と国際政治論を加えた中から 12 単位、第七類の外国書講読 12 単位の中から 4 単

位、合計 40 単位が、それぞれ選択必修になっている。国際関係分野(第五類に比較政治論と国際政治論を加えたもの)の比重が大きく、かつ、外国の文献を原語で読みこなすことが求められている。

D：司法コースは、法律に直接深く関わる職業に就こうとする者のためのコースであるため、いわゆる実定法分野の比重が他のコースよりも大きく、かつ選択必修の単位数も多くなっている。このコースの場合、第一類から 12 単位、第二類から 24 単位、第三類から 8 単位、合計 44 単位が選択必修となっている。

E：進路希望が必ずしも明確ではない者のための総合法務コースでは、選択必修の単位数合計の面でも、また、各分野の中での選択必修の比重の面でも、他のコースに比べて拘束の度合いが緩やかになっている。すなわち、第一類 6 単位、第二類 12 単位、第三類 4 単位、第四類から第六類までの中から 16 単位、合計 38 単位が選択必修である。

以上のように、専門教育科目の場合、専門教育科目へと架橋する基礎教育科目の選択必修の度合いが強いほか、コースごとに、コースの特徴に即した比重で各分野の科目が履修されるよう、科目分野ごとに選択必修の単位数が定められている。

《点検・評価及び長所と問題点》

専門教育科目、専門教育以外の科目を通じて、全体としてみれば、必修及び選択必修の比重はそれほど大きくはなく、学生の負担も過大ではない。専門教育以外の科目の場合には、キリスト教学の比重が異例に大きいため、必修・選択必修の比重が卒業要件の半数を超えているが、キリスト教学と外国語科目を除いた教養教育科目に限ってみれば、開講されている科目の合計単位数の 3 分の 1 程度の単位を修得すれば足りるのであるから、一応適切な比重であると言えるであろう。

また、専門教育科目の場合には、卒業に必要な単位数 88 のうち、42 単位から 48 単位が選択必修の単位であり、平均すると、専門教育科目の卒業所要総単位数の約半分が選択必修ということになる。もう少し詳しく見ると、法学部学生全員に履修させたいと学部が考える基礎教育科目では、そのカテゴリーの科目のうち 3 分の 2 が選択必修となっているが、他の分類の科目の場合、コースの考え方に沿って適切な単位数の各分野の選択必修が課されているだけでなく、各分野の中での選択必修の比重は、最大でも開講されている科目の合計単位数の半分以下に抑えられているため、学生が卒業要件を満たすのは、それほど過剰に困難ではないと考えられる。

しかし、教養教育科目の中での第一類の比重が大きすぎて、学生が履修する教養教育科目の中で約 3 分の 1 の比率を占めており、結果的に、大学教育を通じて身につける教養の幅を、そうでない場合に比べて狭くしていることは確かである。専門教育科目の場合には、客観的に見てそれほど選択必修の拘束度は強くないと思われるが、他の大学のコース制に比べると、選択必修の単位数が多く、この点に限れば、拘束度が強くないとは言えない。他方、分野ごとの選択必修の単位数を見た場合、法学部卒業生としての最低条件を満たさせるようにする、という観点から、必ずしもコースのコンセプトに関わりなく選択必修が課されている分野もある。

《将来の改善・改革に向けた方策》

専門教育科目の場合には、卒業所要総単位数に占める選択必修の比率の変更、分野ごとの選択必修単位数の変更などを法学部限りで決定することが可能であり、例えば、コースによる分野ごとの選択必修単位数の配分に、より一層アクセントをつける、といった事柄については、現在開始されている教育改訂作業の中で検討されることになる。他方、専門教育以外の科目における特定分野の科目の比重等については、全学的な検討枠組みの中で議論されるべき事柄ではあるが、それに先だって、法学部の中での見直しが行われなくてはならない。

【授業形態と単位の関係】

各授業科目の特徴・内容や履修形態との関係における、その各々の授業科目の単位計算方法の妥当性

《現状の説明》

授業科目の種類による単位計算方法については、学生に対しては（大学設置基準の詳細は省略して）入学時のオリエンテーションで詳細に説明されているが、具体的には以下のようになっている。

大学設置基準第21条に準拠して、45時間の学修で1単位と計算する方法をとっており、1講時90分を2時間相当とした上で、前期後期を各15週とし、1講時の授業に対する学生の自習時間を、講義科目については4時間、外国語科目については1時間、スポーツ実技については0時間と想定して、各授業類型の単位数を算出している。

大教室で実施される講義科目及び演習科目については、授業外での予習・復習を前提にしながら、毎週1回2時間相当の講義を1年間30週受講し、試験に合格すれば4単位を与えることになっている。この基準は、半年で完結する授業にも適用されており、その場合には、毎週1回2時間相当の講義を半年間15週受講し、試験に合格すれば2単位が与えられる。外国語科目については、毎週1回1講時1年間30週で2単位、あるいは毎週2回2講時半年間15週で2単位とされている。スポーツ実技は、毎週1回1講時1年間30回の実習で2単位とされている。

《点検・評価及び長所と問題点》

大学設置基準の定める単位計算方法には、ある程度の幅があり、本学の計算方法以外の計算方法も許容されているが、本学の計算方法は、日本の他の多くの大学と共通のものである。他の多くの大学と同じであることをもって、直ちに適切妥当と言えるとは限らないが、経験的に見た妥当性はあるものと考えている。

ただし、上記の単位計算方法それ自体が妥当であるか否かの問題が存在するほか、上記の単位計算方法は、学生の自習を前提にしているが、他の多くの大学と同じように、本学の場合も、設置基準通りの自習時間が確保されているか否かには疑問が残る。すなわち、本学で与えている単位数には、想定されている学修の実態が伴っていない場合がある可能性も考えられるのである。

《将来の改善・改革に向けた方策》

単位を与えるに際して想定されている学修と実態との落差は、おそらく日本のどの大学にも存在し、教育を実施する側を悩ませている問題だと思われる。今後は、教育課程改訂作業を通じて、学生の学び方の実態を単位計算の想定に近づけるような工夫と努力を行っていきたい。

【単位互換、単位認定等】

国内外の大学等と単位互換を行っている大学にあつては、実施している単位互換方法の適切性

《現状の説明》

本学は、国外の多くの大学と学生の長期交換留学の協定を締結しており、協定に基づく交換留学生在が国外の大学で科目を履修することに伴い、単位互換を実施している。また、仙台圏の国公立・私立の4年制大学・短期大学とともに、「学都仙台単位互換ネットワーク」を構築し、平成12(2000)年度入学生から単位互換を実施している。法学部の場合、現在のところ、このネットワークを介した「特別聴講生」に関する単位互換のほかは、国内の他大学との単位互換を制度化していない。

これらの国内外の大学との間の単位互換の方法で共通しているのは、相手方大学で修得した単位は、交換留学生または特別聴講生の所属校が定める方法によって、所属校で修得した単位として認定する、という点である。本学の場合、単位認定の方法は、交換留学の場合と単位互換ネットワークの場合で若干異なっている。単位互換ネットワークにおいては、協定に基づき、特別聴講生が相手方の大学等で修得した単位は、「振り替え」られる、すなわち、相手校の科目名のまま特別聴講生の所属校の単位として認定されることになっている。

これに対して、長期の交換留学の場合には、原則として「振り替え」るが、相手校の科目の中で本学の授業科目に対応した科目がある場合には、学部・学科の判断で、本学の科目を履修したと見なすこともできる。この場合、交換留学先の大学の科目の履修によって選択必修の単位の一部を修得することも可能になる。したがって、例えば、交換留学先の大学の科目履修によって、コース制の卒業要件となっている選択必修科目の単位を、少なくとも一部修得することができるのである。

他方、単位互換を実施している相手校の授業の水準に関して述べると、個別に協定を締結する場合には相手校の位置づけ、学生の学力水準、学部や教員の構成などに関する詳細な検討を行うことが可能であり、実際に本学が個別の協定を締結している対象校の授業の水準は、本学と単位互換を行うのにふさわしいものであると認められる。しかし、単位互換ネットワークのように、地域の中の多くの大学等と単位互換協定を締結する場合には、単位互換協定に参加したすべての大学等との間で単位互換を実施するわけであるから、必ずしも相手校の水準を保証することは出来ない。ただし、単位互換ネットワーク設立の目的が、地域の大学等が単位互換を通じて全体としての活性化を図ることにあることからすれば、単位互換ネットワークそのものの目的は一応達成されている。

《点検・評価及び長所と問題点》

単位互換ネットワークを通じての単位互換、交換留学の場合の単位互換、いずれの方法による単位互換も、幅広い学識の上に立った実際的な専門知識を身につける、という法学部の理念と目的とを実現するのに適合的な仕組みであると言える。ただし、国内の大学等との単位互換にあたっては、「読み替え」によらず「振り替え」しかできないと解するのは不都合であるにもかかわらず、現在のところ、国内の大学等との単位互換の場合に「読み替え」が可能である旨の規程が、学則上明文化されてはいない点で、現在の制度には問題がある。

《将来の改善・改革に向けた方策》

現在、北海道の北海学園大学法学部とは、長期の相互国内留学をも含む大学院レベルの単位互換が実施されており、学部レベルでも同様の協定が締結される可能性が高い。その協定の締結に合わせて、国内の大学等と個別の交流協定を締結した場合には、単位の「読み替え」も可能であるという趣旨の規程を新たに作成するか、または学則上に明記する必要がある。

大学以外の教育施設等での学修や入学前の既修得単位を単位認定している大学・学部等にあっては、実施している単位認定方法の適切性

《現状の説明》

入学前の既修得単位の単位認定

法学部だけではなく、本学では、学則第 24 条の 4 で、教育上有益と認めるときは、本学に入学する以前に大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位を、本学に入学した後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる旨を定めている。

大学以外の教育施設等での学修の単位認定

本学は学則第 24 条の 5 で、学生が行う短期大学又は高等専門学校等の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる旨を定めている。また、学則第 24 条の 3 は、本学と単位互換の協定を締結している短期大学（外国の短期大学を含む）において履修した授業科目について修得した単位を、本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる旨を規定している。

上記の単位認定方法の関係は若干錯綜するので、以下に表の形で整理する。

なお、下記の表において「読み替え」とは、本学の教育課程に存在する具体的な科目を履修したものとして単位を認定することを意味し、「振り替え」とは、当該の授業を受けた教育施設での科目が本学に存在したものとみなして、そのままの科目名で単位を認定することを意味する。

	大学	短期大学	大学以外の教育施設等での学修
A：本学入学以前	a：読み替え	b：読み替え	
B：本学入学後	a：振り替え	b：振り替え	c：読み替え

また、本学学則によれば、上記の単位認定は、A a、A b、B a～B cを併せて、60 単位を超えない範囲でなければならないとされている。

《点検・評価及び長所と問題点》

上記のような単位認定の方法、及び卒業に必要な単位として認定できる単位数は、大学設置基準の主旨及び規程に沿ったものであり、かつ、本学以外での学修による単位認定を、本学における卒業所要単位数の半分以下としている点で、また、幅広い教養を身につけるための学修を促すという点で、適切であると考えられる。

しかしながら、学則及び学部ごとの履修細則における規程の文言は、学習の主体である学生にとって分かりやすいものではなく、教職員の中にも文言の意味を十分に理解していないものが見受けられるほどである。また、法学部の場合、大学以外の教育施設等における学修に単位を与える制度が、具体的にはまだ存在していない点で、学生の学習機会を広げる仕組みが万全であるとは言えない。

《将来の改善・改革に向けた方策》

現在のところ、単位認定の仕組みそのものを大きく再検討する必要性は低いものと思われるが、文言については、学則、履修細則とも、大幅に見直して理解しやすい形に改める必要がある。ただし、大学以外の教育施設等における学修に単位を与えるための具体的な制度的措置を、早期に導入する必要がある。この点については、全学的機関で検討されていると同時に、法学部改革検討小委員会においても、外国語技能検定試験合格者の単位認定、インターンシップの制度化などが現在検討されている。

卒業所要総単位中、自大学・学部・学科等による認定単位数の割合

《現状の説明》

入学前の既修得単位がない者の場合

法学部の場合、卒業所要総単位数が 128 単位であり、他学部・他学科・他大学で開講されている専門教育科目によって修得した単位を、卒業に必要な専門教育科目 88 単位のうち最大限で 20 単位まで卒業単位に算入することができる。すなわち、専門教育科目の場合、自大学・自学部・自学科による単位認定は、導入科目をも含めて最小限でも 68 単位となる。専門教育以外の科目の場合には、卒業に必要な 40 単位中、最大で 16 単位までを卒業所要単位に算入できる。この場合、自大学・自学部・自学科による認定は、24 単位である。総単位数で見ると、128 単位のうち、最も少ない場合で 92 単位が、自大学、自学部・自学科による単位認定となっている。

これらを単位数の割合で見ると、専門教育科目にあつては最低でも 77.3%、専門教育以外の科目にあつては最低でも 60%、自大学・自学部・自学科によって単位が認定されなければならない、卒業所要総単位数の中では、卒業所要総単位数のうち、最低でも 71.9%が、本学法学部法律学科によって認定される必要がある。

入学前の既修得単位がある者の場合

転入学生、編入学生、及び学士入学生の場合には、単位の「包括認定」が適用されるため、最低限でも 64 単位が、本学法学部法律学科によって認定される必要がある。この場合、最低限でも卒業所要総単位数のうち 50%以上が、自大学・自学部・自学科によって認定されなければならない。

それ以外の者の場合、単位の認定は「読み替え」によって、本学の科目との対応関係を判断する必要があるため、個々の事例については複雑になり、専門、専門以外を区分して説明することは難しいが、学則によれば、入学前の既修得単位は、60 単位を超えない範囲で、本学の実際に存在する科目に「読み替える」ことになるから、全体としてみると、最低でも残りの 68 単位、すなわち、卒業所要総単位数のうちの 53.1%が、本学法学部法律学科によって認定される必要がある、ということになる。

《点検・評価及び長所と問題点》

法学部の教育課程においては、上記のように、入学前の既修得単位がない者の場合、卒業所要総単位数のうち、3分の2以上が、本学法学部法律学科によって認定されなければならない、入学前の既修得単位がある者の場合には、それが 53.1%であり、単位の包括認定が適用される者の場合には、50%以上となっている。このように、入学時の条件によって、自大学・自学部・自学科による認定単位数の割合が異なっているが、これらの相違は、それぞれの類型に従った適切な相違であると考えられる。また、入学前の既修得単位がない者の場合、専門教育科目とそれ以外の科目で、自大学・自学部・自学科による認定単位数の割合が異なっているが、専門教育科目の方がその割合が高いのは、大学の設置目的からすれば当然であり、これもまた適切であると言える。

ただし、現在の大学卒業資格の考え方の動向を考慮すると、入学前の既習単位がない者の場合に、卒業所要総単位数の 3分の2を超える単位を、必ず自大学・自学部・自学科で履修しなければならないか否かについては、再検討の余地があり得ると考えられる。

《将来の改善・改革に向けた方策》

現在のところ、入学前既修得単位がない者の場合、他大学・他学部で履修した単位を卒業単位数に算入できる上限は、専門教育科目及びその他の科目を併せて 36 単位であり、学内では他学部に比べてかなり多くなっている。しかし、幅広くかつ深い学修を期待するのであれば、36 単位の枠をもう少し拡大する可能性を検討してみる必要がある。

【開設授業科目における専・兼比率等】

全授業科目中、専任教員が担当する授業科目とその割合

《現状の説明》

専門教育科目

平成14(2002)年度開講の専門教育科目のうち、専任教員が担当している科目は以下のとおりである。

法過程入門 法的思考入門 実定法概論 憲法一部 憲法二部 行政法総論
行政法各論 行政救済法 民法総則 物権法 債権法総論 債権法各論
親族法・相続法 商法総則・商行為法 会社法 手形・小切手法 保険法・海商法
民事訴訟法 民事執行法 破産法 知的財産権法 労働法 刑法一部 刑法二部
刑事訴訟法 刑事政策 法哲学 日本法制史 国際法二部 政治学 政治思想史
地方自治論 比較政治論 国際政治論 基礎演習Ⅰ 基礎演習Ⅱ 演習一部
演習二部 外国書講読Ⅰ(英語) 外国書講読Ⅱ(ドイツ語)
外国書講読Ⅲ(フランス語) 専門特殊講義 経済原論 国際経済論 アメリカ研究

科目数を基礎として計算すると、専門教育科目54科目のうち、専任教員は38科目を担当しており、その割合は約70%である。演習・講読については、開講数95のうち、すべてを専任教員が担当しており、開講数2の専門特殊講義も、すべてを専任教員が担当している。そこで、開講数を基礎として計算すると、開講数150のうち、専任教員が担当するのは134となり、その割合は約89%となる。

専門教育科目以外の科目

キリスト教学Ⅰ：開講数3のうち3 キリスト教学Ⅱ：開講数3のうち3
哲学：開講数4のうち4 論証の科学：開講数2のうち2
歴史学：開講数6のうち2 心理学：開講数7のうち5
現代社会論：開講数3のうち2 文化人類学：開講数4のうち1
現代史：開講数3のうち1 マスコミュニケーション論：開講数3のうち2
東北地域論：開講数2のうち1 文学：開講数4のうち2
基礎数学：開講数7のうち2 現代の表現文化：開講数3のうち3
コンピュータ科学：開講数2のうち1 コンピュータ演習：開講数6のうち1
生命の科学：開講数3のうち2 環境の科学：開講数5のうち1
資格試験入門：開講数2のうち2
体育講義：開講数2のうち2 スポーツ実技：開講数17のうち12
英語Ⅰ：開講数6のうち3 英語Ⅱ：開講数10のうち2
ドイツ語Ⅰ(s)：開講数5のうち3 ドイツ語Ⅰ(w)：開講数5のうち3
(ドイツ語Ⅱ ジェンダー論 現代の倫理 日本国憲法)：開講数1のうち1

専門教育科目以外の科目の場合、そのほとんどが、専任教員と兼任教員の両方によって担当されているため、科目数を基礎とした計算は難しい。そこで、開講数を基礎とした計

算のみを行うことにする。開講数を基礎とした場合、開講数合計 133 のうち 66 を、他学部
の専任教員を含む本学の専任教員が担当しており、専任教員の担当割合は、約 50%である。

すべての授業科目について、開講数を基礎とした計算を行うと、開講数合計 288 のうち、
専任教員が担当しているのは 200 であるから、その割合は約 71%となる。

《点検・評価及び長所と問題点》

主要な専門教育科目のほとんどを法学部の専任教員が担当している上、専門教育科目以
外の科目についても、開講数を基礎として計算した場合、全体としては約半数の授業を専
任教員が担当している。私立大学としては、専任教員の担当割合が高いのではないかと考
えられる。専任教員の担当割合が比較的高いという点では、学生に対する教育指導の面か
ら、また、授業の運用上からも、適切なあり方だと言える。

しかし、他方、専門教育科目については、担当者はすべて法学部が決定できるから、主
要科目のほとんどを専任教員が担当できるように十分配慮して教員を採用している。その
結果、国際法分野を除いて、各分野の主要科目のほとんどは、専任教員が担当している。
しかし、専門教育科目以外の科目の大部分については、教養学部を中心とする他学部の教
員が担当しており、全学的な運用がなされてはいるものの、担当者の決定は担当学部・学
科に委ねられている。その結果、科目の重要度というよりも、当該科目の授業を担当す
る責任を負う学部・学科の教員配置の事情によって、専任教員の担当割合が規定されるとい
う面が強くなるため、専門教育科目に比べて、専任教員の担当割合が格段に低くなり、し
かも科目の重要度に応じた配慮も、必ずしも十分にはなされていない。

《将来の改善・改革に向けた方策》

専門教育科目については、法科大学院時代に合わせた教育課程の再検討結果に即して、
より一層専任教員の担当割合が増加するよう、学部教員の配置を継続的に見直して行くこ
とが必要であり、かつ可能であると考えられる。他方、専門教育科目以外の科目の担当者
場合、現在のところ、専門教育科目以外の科目群の受講者数に応じて、専任の担当者の数
を調整でき得るような申し合わせが存在するが、具体的にいかなる分野の教員を採用す
るかに関する第一次的な決定権は、担当を提供する学部・学科の側にあるため、必ずしも
学内の需要に即した人事が行われるとは限らない。この点に関しては、全学的な機関にお
いて、適切かつ合理的な合意が得られるよう、各学部が努力するほかないと思われる。

兼任教員等の教育課程への関与の状況

《現状の説明》

現在のところ、基本的には兼任教員等が教育課程の編成及び運用形態に関与する公式的
な仕組みは存在していない。しかし、兼任教員科目担当を依頼するにあたって、科目によ
っては、学科長ないし当該科目と同一分野の専任教員が、内容やテキストの難易度のレベ
ル、授業運営の方針、試験の方法、成績評価の基準、などについて兼任教員と話し合い、
意見を聴取している場合もある。

《点検・評価及び長所と問題点》

兼任教員等が担当している授業科目の運用について、現在のところ特に重大な支障が生じているわけではない。専任教員だけで授業科目の大部分を担当することが不可能に近い以上、兼任教員に少なからぬ科目の担当を依頼すること、及び、教育課程の編成方針や運用について、兼任教員が制度的に関与していないことは、他の大学に比して、特に劣っているとは言えないであろう。

ただし、それほど低くない割合が兼任教員等の担当となっていることから考えれば、兼任教員との協議等が、ある時期の役職者の判断や個々の教員間の関係に依存している状態は、やむを得ない面があるとは言え、他の大学との比較だけで問題なしとすることは、必ずしも望ましいとは言えない。

《将来の改善・改革に向けた方策》

規程を備えた公式の制度としては難しいと思われるが、兼任教員等に対して教育課程の編成や運用に関するアンケートを実施し、意見聴取に近い形での関与を求めて行くことも考えられる。ただし、検討するとしても、近い将来ではないと思われる。

【生涯学習への対応】

生涯学習への対応とそのための措置の適切性、妥当性

《現状の説明》

特に生涯学習に特化したカリキュラムは存在しないが、毎年11月に開催される公開講座においては、最新の学術的成果を市民に還元するだけではなく、5回開催されるうち3回以上出席した参加者には「修了証」を出し、大学での学習の雰囲気味わってもらっている。

また、編入学及びA0入試においては、多様な経験・年齢層の学生が混在することによる良い影響が予想されること、実際の場面で役に立つ法学的知識を習得するには、実社会における経験が有効であることなどを考慮して、学部内の合意に基づいて社会人を積極的に入学させており、一旦社会に出た者が知識と教養とを新たにすることを広く提供している。中でも編入学の場合には、編入学に志願できる社会人の範囲をかなり大幅に広げており、社会人でも勤務先からの推薦状等を要求しないため、いわゆる「専業主婦」でも編入学が可能である。

さらに、教養を高める、資格取得のために必要な科目の単位を修得する、さまざまな教育機関で修得した単位を集めて学位授与機構から学士号を得る、などの目的から、法学部の科目を履修したいという要望には、科目等履修生としての学習の機会を広く与えている。単位の修得は目的としないが、教員の指導を受けながら、特定のテーマを研究したいという場合には、特に重大な支障がない限り、指導教員の了承を得て研究生としての学習を認めている。

《点検・評価及び長所と問題点》

公開講座は市民に好評であり、毎年すべての講座に参加する市民も十数名に上るほどである。また、編入学・AO入試には、毎年数人の社会人が応募し、入学が認められて法学部で勉学に励んでおり、科目等履修生・研究生についても、合計すると毎年十数人の者が学んでいる。このことから判断する限りでは、現在の運用に特に大きな問題点はないと考えられる。

しかし、科目等履修生の場合、1科目あたりの学納金がかかり高額であるため、8科目ほどの履修でも、通常の年間授業料と同程度の金額を支払うことになること、公開講座への参加が無料であることの結果として、講座参加による単位修得ができないこと、生涯教育を専門に担当する事務局が存在しないこと、などの問題点が見られる。

《将来の改善・改革に向けた方策》

上記に挙げたいずれの問題点も、法学部だけ、あるいは教授会だけでは改善・改革が不可能であるため、財務部門とも意見交換を行った上で、科目等履修生の学納金をより一層適切なものとするとともに、全学的により組織的な対応を可能にするよう努めることが必要である。また、これも法学部だけでは実現できないが、社会人に対する入学時の優遇措置を、より明示的に制度化するための検討を行って行きたい。

工学部

【学部・学科等の教育課程】

学部・学科等の教育課程と各学部・学科等の理念・目的並びに学校教育法第52条、大学設置基準第19条との関連

工学部では、学校教育法第52条、大学設置基準第19条に基づき、4学科が設置されている。4学科ともに、時代に合わせてカリキュラムを適宜変更して教育を行い、多岐にわたる分野に多くの有為な技術者を送り込んできた。社会状況が大きく変化し続ける現在、各学科ともに新たなる教育課程の構築に取り組んでいる。以下に、本項に関する各学科の現状説明、点検・評価、将来への展望を記載する。

機械工学科

《現状の説明》

機械工学科では、昭和37(1962)年の創設以来、学校教育法第52条、大学設置基準第19条に基づき、さらに時代に合わせてカリキュラムを適宜変更して教育を行い、産業界に多くの技術者を送り込んできた。しかし、20世紀終わりに表面化した社会情勢の変化あるいは若者の意識変化などにより、部分的なカリキュラム修正では対応できないことが明らかになった。そこで、21世紀に通用する前述した学科の教育目標を達成するために、初心に戻り本来の機械工学とは何かを明らかにし、それを学科名に標榜することとし、平成

14(2002)年度から機械創成工学科と名称を変更し、同時に新たな時代に対応できるためのカリキュラムを構築し実施することとした。

《点検・評価及び長所と問題点》

卒業要件単位 124 単位という限られた範囲内で、さらに多岐にわたる学生の興味に対応するカリキュラムを実施し実効を得ることは人事面での制約もあってかなり困難であり、今後さらに広がると予想される多様性の中で、学科の理念・教育目標を達成するには各教員の一層の自覚と努力が必要であることを痛感している。

《将来の改善・改革に向けた方策》

機械工学科には、学科の将来像あるいは時代や社会の要請に対応した学科内の諸問題を討議と解決を図るための企画調整委員会が常設されており、この委員会において学校教育法第 52 条、大学設置基準第 19 条に沿ったカリキュラムの見直しや改善について検討を進めていくことになっている。

電気工学科

《現状の説明》

電気工学科は、昭和 37(1962)年に設立され、実際に行われている教育・研究内容をより明確にするため平成 14(2002)年 4 月より電気情報工学科に名称を変更することになった。

現在の社会生活や産業活動に不可欠な電気エネルギーの発生・輸送・利用技術及びそれらの効率向上のために必要な制御技術は、電気工学によって支えられている。さらに、衛星通信や光通信などに代表されるように、最近の産業社会における情報通信技術の発展は著しく、高機能電子デバイスが次々と開発され、これによるコンピュータの高速化や小型軽量化も飛躍的に進んでいわゆる IT 革命の時代と言われている。これらの IT 革命の基礎となる学問が、情報通信工学と電子工学である。そこで、本電気工学科では、電気工学及び情報通信工学の基礎知識を持ち、正しい倫理観と語学力のある技術者として人類社会に貢献できる人材を育成することを教育の理念としている。この理念に基づき電気工学、情報通信工学及び電子工学の基礎知識に加えて、電力・制御に関連する専門知識を持ち、これらを自在に応用できる能力のある人材と電子情報通信に関連する専門知識を持ち電子情報に関連するさまざまな分野で活躍できる人材の育成を教育の目的としている。

《点検・評価及び長所と問題点》

現行のカリキュラムは、近年の社会のニーズや、学生の意識の多様化等に対応して、電力・制御、情報・通信、及び電子・材料の 3 つのコースから自分の目的に合わせて 1 つのコースの科目を重点的に履修できるように配慮されており、広範囲にわたる電気情報関連の科目から能率良く科目履修ができることが長所として上げられる。したがって、教育目標とそれに伴う人材養成等の目的の適切性はあると言える。ただし、電気情報工学の分野は技術革新のテンポが速いので、技術の進歩に応じた専門的学力の充実と基礎知識の教育についても改善と充実を図っていかなければならない。

《将来の改善・改善に向けた方策》

電気情報工学の分野は技術革新のテンポも速いことから、学校教育法第 52 条、大学設置基準第 19 条に沿いながら、技術の進歩に対応した教育の改善と充実を図るための検討を常に行う必要がある。

応用物理学科

《現状の説明》

応用物理学科では、エレクトロニクスや計測、物性などの工学の基礎に加えて幅広く情報技術を修得させ、技術分野での広い適応性を持った人材の育成を教育の目的としている。この教育目的は学校教育法 52 条に提示された大学像にかなっていると考える。

この教育目的を達成するために、広く人間形成のための教養科目と専門に関わる基礎科目の適正な配分を考慮して教育課程が組まれている。とりわけ専門分野に対しては、多くの学習内容の網羅的な講義を廃し、選ばれた重要な系統的な基礎概念の反復演習による徹底的な理解を心がけている。他方、学生の学習意欲を高めるために、概論を利用した最先端の研究の提示、実験による体験学習の強化、少人数ゼミナール、プレゼンテーションコンテスト、コンピュータ応用の学習の強化等により、絶えず学習目的を意識させ、主体的に学習に取り組ませるような配慮がなされている。これらの教育課程の編成は、大学設置基準第 19 条に指摘されている点を十分に考慮して、低学年より高学年に向かって、より基礎的な科目からより応用的な科目へと体系的になされている。

当学科は理科、数学、工業、情報の各教員の免許を取得できるよう教員養成の課程も併せ持っているが、これらは前述の広い工学の基礎学習の上に立って行われており、科学や技術に対する広い素養を持った特色ある教員の養成が行われている。

《点検・評価及び長所と問題点》

広い視野に立った技術の基礎教育を実践するという意図はかなりの程度に実現されている。また、専門の基礎力修得にあたって、科目の学年編成の考慮、少人数による教育体制、習熟度別の演習への取り組み強化等は教育効果を高め成功している。しかし、近年基礎学力の低い入学者が増加傾向にあり、高等学校での教育と大学での教育を橋渡しする予備的教育の必要性がますます増大している。このほか、一つの学科内に教員養成課程を併せ持っているため、選択科目がやや統一を欠き、総花的になっている点は改善を要する。

《将来の改善・改革に向けた方策》

大学での学習の取り組みをサポートする予備的教育は基礎演習科目の設置やチュータ制を利用した少人数ゼミの導入によりある程度配慮されているが、さらに効果的方法を考える必要がある。選択科目の改善は、将来のコース制を視野に入れて、科目の整理統合及び学生へのガイダンスの強化等を進めてゆきたい。

土木工学科

《現状の説明》

土木工学科の教育理念・目的と現行の学科の教育課程は適切に対応していると考えられる。土木工学科は、「環境を熟知し環境と調和した建設技術を創造して地域社会の発展に貢献できる人材の育成」を目標として、平成14(2002)年度に環境土木工学科に名称を変更して再出発することになっている。学科の教育課程は平成9(1997)年度に大幅に改革され、この学科名称の変更の基盤を築いた。さらに、平成12(2000)年度より開始された現行の教育課程は、まさに「環境土木工学」の専門的学術領域を体系化するものであり、この学科名称の変更の具体的な下地を構築したものであった。これらの学科改革の経緯と具体的推進を経て、現状の教育課程が構成されてきていることから、現行の土木工学科の教育課程は、十分に学科の教育理念及び目的並びに学校教育法や大学設置基準の条項を満足する構成として整備されていると考えられる。

《点検・評価及び長所と問題点》

環境土木工学科として再出発するために教育理念を再構築することによって、従来の土木工学科では実現できなかった環境重視型社会の確立に資するための学科教育システム及び教育内容の提供が可能になったと考えられる。平成14(2002)年度からの土木工学科から環境土木工学科への学科の名称変更は、上記の学科教育の理念を具体的に示すためになされたものであり、過去約5年間にわたって学科教育目標の改変を推進してきた成果である。これによって、学科の教育理念及び教育目標の実現と達成及び新たな学科における人材育成の目的を明確にすることが可能になったと評価することができる。しかし、教育課程が学科の教育理念及び目標に適切に一致しているかどうかについては、絶えず精査した上で改善すべき事項であると考えられる。特に、環境科学・技術を専門領域として教育するための前提となる基礎教育（一般教養教育、工学基礎教育等）の教育課程における配置の適切性、専門教育における教科目の量的適切性及び内容的適切性、及びこれら基礎から専門にわたる教育科目・教育内容の適切な配分の模索等は、これからの課題として取り組んでいくことにしている。

《将来の改善・改革に向けた方策》

土木工学科の教育課程を改善することについて、特に学科教員全員が各科目の中で「環境科学・環境技術」をどのように包含するかといった点について、各教員による自己点検と評価が進められつつある。これによって、各教員によるシラバスの改善が具体的に進められてきており、それが新たな教育課程の改善に結びついてきている。また、このような各教員個人の教育目標と教育内容の改善に加えて、土木工学科に「将来検討委員会」を常設して、教育課程・教育内容の精査、教育目標の達成のための教員構成の適正化等についてその詳細な改革方策の検討を継続的に進めてきている。学科組織をあげて教育課程の改革方策の決定と実行が可能なシステムを構築している。

学部・学科等の理念・目的や教育目標との対応関係における、学士課程としてのカリキュラムの体系性

工学部では、それぞれの学科の理念・目的に基づき、時代の情勢に合わせて不断にカリキュラム改訂を実施している。以下に、本項に関する各学科の現状説明、点検・評価、将来への展望を記載する。

機械工学科

《現状の説明》

卒業要件単位数 124 単位を教養教育科目 28 単位（必修科目 18 単位、選択必修科目 10 単位）、外国語科目 4 単位、専門教育科目 92 単位（必修科目 51 単位、選択必修科目 22 単位、選択科目 19 単位）と配分して、学科の教育目標を達成するための教育を行ってきた。なお、平成 14(2002)年度から、多様な学生に前述した学科の教育目標を達成するための教育を行うべく、コース制の下に教育を行うこととした。コース制における卒業要件単位数の構成は教養教育科目 28 単位（必修科目 18 単位、選択必修科目 10 単位）、外国語科目 4 単位、専門教育科目 92 単位（必修科目 52 単位、選択必修科目 23 単位、選択科目 17 単位）と配分し、選択必修科目 23 単位中の 12 単位を 4 コースにより異なる構成とした。このコース制の導入により学生、社会の要求により柔軟に応えられる構成となる。

《点検・評価及び長所と問題点》

産業界で要求されている技術者像とそれを目指す若者の間に、技術者観に対する理解にかなりの乖離が見られる。この乖離を限られた時間内で解消させるためには、導入教育に代表されるようなシステムの構築が必要である。現在、学生実験の少人数化や次節で述べるフレッシュマンセミナーなど創成系科目を構築中（一部は実施済）である。

《将来の改善・改革に向けた方策》

将来像あるいは時代や社会の要請に対応して機械工学科内の諸問題を討議し、解決を図るために常設されている企画調整委員会において、機械工学科の理念・目的や教育目標との対応におけるカリキュラム体系性についても検討を進めていくことになっている。

電気工学科

《現状の説明》

電気工学科のカリキュラムは、大別して次の 4 つの部分から成っている。すなわち、大学生としての一般教養、正しい倫理観、語学力を培うための教養教育科目群、学科の骨格を形成する電気工学、情報通信工学及び電子工学の 3 分野に共通する基礎知識を習得するための専門必修科目群、電力・制御、情報・通信、電子・材料の各分野に関連する専門知識の中で基本となる知識を習得するための専門選択必修科目群、それらを具体的に応用展開する科目及び 3 分野に共通する専門性の高い科目からなる専門選択科目群の 4 群である。

教養科目群及び専門必修科目群は、主として 1 学年及び 2 学年に配置されている。また、専門選択必修科目群は主として 2 学年後期及び 3 学年に、専門選択科目群の中で 3 分野に

対して共通性の高い科目は主として2学年から3学年に、専門選択科目群の中でも各分野で専門性の高い科目については、主として3学年から4学年に配置されている。このように、専門科目群は、学年進行に伴って専門性が高まるようにバランス良く配置されている。

これらの全科目の内容及び学年配当に関しては、学科内に「カリキュラム検討委員会」を設置し、学科の理念・目的に基づきカリキュラム全体を見通して、また技術の進展及び時代に応じた社会の要求にも十分配慮して、常に検討を加えている。

《点検・評価及び長所と問題点》

現行の電気工学科のカリキュラムは、学科の理念・目的や教育目標を十分達成可能にするように、適切に体系化が行われていると言える。

《将来の改善・改革に向けた方策》

入学してくる学生の多様化等、社会状況の変化に対応して、学科の教育理念・目的や教育目標の適切な変更・修正をも含めて、それらとカリキュラムの整合性について、常に検討していく必要がある。

応用物理学科

《現状の説明》

応用物理学科のカリキュラムは大別して次の3つの部分から成っている。すなわち、広い視野に立った大学人としての教養を培うための教養科目群、学科の骨格を形成する専門必修科目群とその具体的な展開を計る選択科目群がそれである。

教養科目群では、幅広い人格形成を目指した人間教育を目的とし、本学建学の精神であるキリスト教学を中心に、微分、積分、物理、コンピュータ、英語といった共通の基礎科目をしっかりと学ばせ、さらに、人文、社会、自然の各分野の興味あるメニューより選択的に学ばせるように配慮されている。これらの科目は主として1学年及び2学年に配置されている。

学科の中心的教育課題を達成するカリキュラムは、1年から4年まで広く展開されている専門必修科目群に具現されている。すなわち、基礎的な物理学及び数学の諸科目に加えて、物性、エレクトロニクス、電子工学、計測学、情報工学といった現代工学の基礎を厳選して演習やセミナーを付して徹底的に学ばせるよう配慮している。これらの学習と同時にいくつかの実験科目を配置し、具体的な体験学習を通して技術の手法の数々を学ばせ、併せてより一層の基礎力強化を計っている。4年次に少人数で1年間を通して行われる卒業研究は、これらの基礎科目の具体的な展開を実体験する機会を与えるとともに、学習の総決算にもなり多大の教育効果を上げている。

専門選択群では、卒業後の学生の進路に配慮して以下の3分野の科目群が用意されている。すなわち、1) 大学院に進学する学生のための、高度な物理、数学、物理工学の分野、2) 技術系の学生のための材料物性系や計測、電子、情報系の諸分野、3) 教員希望者のための応用理学分野が用意されており、学生は自分の進路に応じて選択履修できるように配慮されている。

これらの全科目は学科全体を見通して、系列ごとにその内容及び配列に絶えず検討を加えている。

《点検・評価及び長所と問題点》

幅広い工学の基礎をしっかりと学び、併せて情報教育を行うという意図はある程度達成されていると思う。実験科目や演習科目において、少人数のきめ細かい学習形態はかなりの効果を上げているが、情報教育と他の基礎教育とのバランスは微妙である。この点に関しては時代の変化に応じた対応が必要となるであろう。

《将来の改善・改革に向けた方策》

学生の学習意欲をより一層高めるためには、学生の自主的取り組みを促すような新しい学習形態を工夫して行かなければならない。

土木工学科

《現状の説明》

土木工学科の教育理念・目的と学科の学士課程としての現行のカリキュラムの体系性は適切に対応していると考えられる。平成12(2000)年度入学者より適用されている現行のカリキュラムでは、教養教育科目として必修科目（建学の精神に関わる宗教教育科目と工学基礎科目）及び選択必修科目（社会科学科目〔第1類及び第2類〕、及び自然科学概論科目〔第3類〕）が配置されており、それとは独立して外国語教育科目では英語を必修とし、その他の選択科目を含めて開講されている。

専門教育科目は大きく基礎教育科目と専門共通科目及びコース別教育科目に区分して開講されているが、建設工学系及び環境工学系の基礎となる専門教育科目は必修科目として学科の全学生に履修を義務づけ、「環境を熟知し環境と調和した建設技術を創造して地域社会の発展に貢献できる人材の育成」の教育理念・教育目標が達成できるように構成されている。専門教育科目のうちのコース別教育科目はいずれも選択科目として開講されており、「建設工学コース科目」と「環境工学コース科目」に分類されている。しかし、これら各コースの選択の自由度は確保されており、これによって土木工学科の教育理念及び教育目標の達成・実現を具体的に可能にできるよう、カリキュラムが体系化されていると考えられる。

《点検・評価及び長所と問題点》

土木工学科のカリキュラムは、過去約5年間にわたって学科教育目標の新たな設定によって2度にわたって改訂されてきている。これによって、学科の新しい教育理念及び教育目標の達成が可能になったと評価することができるが、現行のカリキュラムが、学科の教育理念及び目標を達成する上で完成されたものであるかどうかについては、絶えず精査すべき事項であると考えられる。特に、環境科学・技術を専門領域として教育するための前提となる基礎教育（一般教養教育、工学基礎教育等）のカリキュラム上の配置の適切性については、今後の重要な検討課題として取り組んでいくことにしている。

《将来の改善・改革に向けた方策》

土木工学科の教育理念及び教育目標に一致するようにカリキュラムを改善すること、特に学科教員全員が各科目の中で「環境科学・環境技術」についての内容をどのように包含するかといった点について、現在各教員による自己点検と評価が進められつつある。これによって、各教員からのカリキュラムの改善に関する具体的な提案がなされてきており、次期のカリキュラムの改善に結びつくものと考えられる。また、このような各教員個人の教育目標と教育内容の改善提案に加えて、土木工学科に「カリキュラム改訂委員会」を設けて、教育理念及び教育目標の新たな設定に沿ったカリキュラムの改善について、検討を進めることにしている。

教育課程における基礎教育、倫理性を培う教育の位置づけ

工学部では、工学あるいは技術の発展が必ずしも社会や人間の幸福につながらない場合もあることを重視して、技術者としての知識の涵養とともに人間としての充実も視野に入れた教育を実施している。特に、技術者としての倫理感を養うことを重視した教育を実施している。以下に、本項に関する各学科の現状説明、点検・評価、将来への展望を記載する。

機械工学科

《現状の説明》

本学のそもそもの教育目的は大学学則にも述べてあるとおり「徳育、人格教育を施し、世界文化の創造と人類の福祉に寄与する」であり、この目的の前半部分を具現化するためにキリスト教学を8単位（1年次4単位、3年次4単位）取得することを学生に義務づけている。また、日々の礼拝において学生に対し多数の教員が説教をすることで、人間とは何かという問いについてともに考えている。機械工学科では技術者としての自律・自立を身につけさせるために創成系科目「フレッシュマンセミナー」の中で、学生自ら実地活動を行う中で技術者倫理の重要性を体験し、身につけるよう指導している。

《点検・評価及び長所と問題点》

一般的に言われる倫理と技術者倫理には、内容的にかなりの違いがあると考えられる。その違いが、工学教育に関わる教員が充分理解しているようには見受けられず、本学も同様のように感じられる。教員が理解していないものを学生に伝えられるはずもないので、今後教員自身の技術者倫理への理解を促すことが重要であり、努力項目としたい。

《将来の改善・改革に向けた方策》

技術者倫理教育は今後ますますその重要性が増してくると予想されることから、機械工学科においても独自の調査検討を行っているが、工学部全体でその教育のあり方についての検討する必要がある。

電気工学科

《現状の説明》

工学教育の目的は、科学・技術を通して人類の幸福のために貢献するという確固たる職業倫理を持ち、工学的素養を備えた人材を養成することである。工学教育は過去の知識の集約を基盤としつつ、未来を指向したものでなければならない。この観点から、カリキュラム上では、教養教育科目（17科目）、外国語科目（6科目）、保健体育科目（2科目）の3群を重点的に取り上げ専門科目との区分を明確にしている。

教養教育科目の中で、キリスト教学8単位（1年次4単位、3年次4単位）を取得することを学生に義務づけている。これは、本学のそもそもの教育目的である「徳育、人格教育」を実践するものであり、この中には一般倫理教育も含まれている。また、日々の礼拝において学生に対し多数の教員が説教をすることで、人間とは何かという問いについても考えている。

現行の本学科のカリキュラムで工業倫理に関する科目としては、自由科目としての「情報社会と情報倫理」のみである。

《点検・評価及び長所と問題点》

現代の社会の要請に応えるためには、工学全体を見渡す広い視野をもつことが肝要である。そこで、教養教育科目群の中に科学技術史、環境・生命・宇宙・エネルギーの科学を設置している。これは、専門科目の導入部としても意味を持っている。

また、前述したように、キリスト教精神に基づく人格の陶冶の具体化として、キリスト教学を開講している。哲学・社会学・心理学・芸術論とともに、工学技術に偏しない豊かな人間性の涵養に益する。高度な専門の知識を学ぶに従い、一般社会との連携を考える上で、技術者としての職業倫理（工学倫理）の構築へと展開されることを願っている。

《将来の改善・改革に向けた方策》

近年、工学技術の発達・展開は目覚ましいものがある。それに伴い、専門教育の必要性も指摘されている。そこで、全教員が基礎教育・教養教育の重要性、工学倫理に関する正しい認識を共有し得る討論の場を持つなどの試みが必要であろう。

また、現在、自由科目として開講されている「情報社会と情報倫理」を、卒業要件単位数に含まれる教養教育科目に移行するなどの措置を早急に行う必要がある。

応用物理学科

《現状の説明》

工学教育の目的は、科学・技術を通して人類の幸福のために貢献するという確固たる職業倫理を持ち、工学的素養を備えた人材を養成することである。工学教育は過去の知識の集約を基盤としつつ、未来を指向したものでなければならない。この観点から、カリキュラム上では、教養科目（17科目）、外国語科目（6科目）、保健体育科目（2科目）の3群

を重点的に取り上げ専門科目との区分を明確にしている。

《点検・評価及び長所と問題点》

現代の社会の要請に応えるためには、工学全体を見渡す広い視野をもつことが肝要である。そこで、教養教育科目群の中に科学技術史、環境・生命・宇宙・エネルギーの科学を設置している。これは、専門科目の導入部としても意味を持っている。

キリスト教精神に基づく人格の陶冶の具体化として、キリスト教学を開講している。哲学・社会学・心理学・芸術論とともに、工学技術に偏しない豊かな人間性の涵養に益する。高度な専門の知識を学ぶに従い、一般社会との連携を考える上で、技術者としての職業倫理（工学倫理）の構築へと展開されることを願っている。

《将来の改善・改革に向けた方策》

近年、工学技術の発達・展開は目覚ましいものがある。それに伴い、専門教育の必要性も指摘されている。そこで、全教員が基礎教育・教養教育の重要性、工学倫理に関する正しい認識を共有し得るべく討論の場を持つなどの試みが必要であろう。

土木工学科

《現状の説明》

社会福祉に役立ち、人類の幸せに貢献することは技術者に共通する目的である。特に、社会基盤を建設し、生活の利便性を通して社会に貢献する土木工学科においては、その重要性は極めて高い。このため、科学技術史とともに技術者倫理を教授する科目を設置しているほか、1年生で開講されている「土木工学演習」において、土木技術者としての必要条件としての倫理を重要項目として教授している。

《点検・評価及び長所と問題点》

技術、とりわけ公共事業を主体とする土木分野へ卒業生を多く出す土木工学科として、技術者倫理はとりわけ重要視して教授している。また、発注産業であるために、とかく悪い報道などに接する機会が多い。学生には、公共事業の重要性、土木技術者の重要性を教授することにより、自ら目的とする職業に誇りを持ってもらえるように指導している。必ずしも十分とは言えないが、必要条件は満たしているものと考えている。

《将来の改善・改革に向けた方策》

必要条件としての技術者倫理教育は実施している。しかし、本事項については、専門基礎知識と同程度に重要な事項であることから、今後も、教員間で技術者倫理に関する教育のあり方についてコンセンサスを得て、より有効な教育を目指していきたい。

「専攻に係る専門の学芸」を教授するための専門教育的授業科目とその学部・学科等の理念・目的、学問の体系性並びに学校教育法第 52 条との適合性

工学部では、時代に合わせてカリキュラムを適宜変更して専門教育の充実に努めてきた。社会状況が大きく変化し続ける現在、各学科ともに時代の要請にかなった専門教育の充実に努めている。以下に、本項に関する各学科の現状説明、点検・評価、将来への展望を記載する。

機械工学科

《現状の説明》

専門教育的授業科目は流体工学系、熱工学系、材料・材料力学系、機械工作系、制御系の5系に大別し、学生にはその中から満遍なく選択することを義務づけている。しかし、この構成は学生が興味を持たない科目についても一律に履修することを要求しているため、履修意欲の低下が見られることも否定できない。そこで、平成14(2002)年度からは、このような問題点を解消し、入学してくる多様な学生に対しても、学科の教育目標である「信頼され期待される国際的エンジニアの育成」を達成するために、専門科目系を「メカノサイエンスコース」、「メカノクリエイティブコース」、「ヒューマンメカノシステムコース」と「サーバーデザインコース」の4コース制とし、学生のそれぞれの特性に応じたコースを選択させ、そのコースに対応した科目を体系的に教育することとした。それぞれのコースは、学科目別のコースではなく目的別のコースである。すなわち、学生の多様性と学科の教育目的をともに具現化するために、前述した4コースの目的をそれぞれ「R&Dへの意欲を持っている学生へのコース」、「『ものづくり』に意欲を持っている学生へのコース」、「機械工学の立場から人間と自然、人間と社会の関わりに意欲を持っている学生へのコース」と「機械工学の知識をもち、情報関連技術に意欲を持っている学生へのコース」とし、それぞれ目的を具現化するための講義内容としている。

《点検・評価及び長所と問題点》

最近の学生は卒業要件単位数を大きく超えて科目を履修することがあまりないために、カリキュラムは限られた卒業要件単位数の中で学科の個性を出す工夫が要求されている。一方、教員側にも以前のカリキュラム構成から抜け出せないことも多く、必修科目が増加し、個性が出し難い状況にもある。したがって、新しい時代のカリキュラムを有効にするためには、教員側の意識改革と具体化による実施内容の刷新が必要である。

《将来の改善・改革に向けた方策》

入学してくる学生の多様性と社会の変化と要請に対応した専門教育の充実は、機械工学科内に常設されている前述の企画調整委員会の最重要課題となっており、教員のコンセンサスを得ながら常に検討を行っている。

電気工学科

《現状の説明》

平成12(2000)年度より実施されている電気工学科の現行カリキュラムでは、開設されて

いる 90 科目 (198 単位中) の 65 科目 (140 単位) を専門教育的授業科目に割り当てている。その中で、本学科の教育目標である「電気工学、情報通信工学及び電子工学の基礎知識に加えて、電力・制御に関連する専門知識を持ちこれらを自在に応用できる能力のある人材と、電子情報通信に関連する専門知識をもち電子情報に関連するさまざまな分野で活躍できる人材の育成」を達成すべく、電力・制御、情報・通信、電子・材料の 3 専門分野に関連する科目をバランス良く配置している。すなわち、65 科目 (140 単位) の専門教育的授業科目のうち、20 科目 (51 単位) は 3 分野に共通する基礎知識を習得するための必修科目、9 科目 (18 単位) は 3 分野に関連する専門知識の中で基本となる知識を習得するための選択必修科目、36 科目 (71 単位) は各分野の専門基礎知識を具体的に应用展開する選択科目 (13 科目 [25 単位]) 及び 3 分野に共通する専門性の高い選択科目 (23 科目 [46 単位]) として配置されている。この中の選択必修科目群は、各分野 3 科目 (6 単位) から構成されており、各分野より 2 単位以上、合計 12 単位を取得することが義務づけられている。

これらの専門教育的授業科目群は、学年進行に伴って専門性が高まるようにバランス良く配置されている。

このように、現行カリキュラムは、専門基礎知識を十分身につけるとともに、学生の希望により 3 分野の中から任意の分野を選択して重点学習も可能なように配慮されている。

また、このカリキュラムを実施する上では、より教育効果を上げるために、演習を含む多くの専門基礎科目で学年を 2 分割または 4 分割した少人数教育を導入している。さらに 4 年次には学習の総仕上げを兼ねて卒業研究が生まれ、約 20 の研究室に別れて 3 分野の多様な研究テーマに取り組む機会が用意されている。

《点検・評価及び長所と問題点》

現行カリキュラムは、学生が専門基礎知識を十分身につけ、さまざまな分野で活躍できるように専門分野の科目が配置されていることに加え、電力・制御・情報・通信・電子・材料の 3 専門分野の中から希望により任意の分野を選択して重点学習ができるような配慮もなされている。しかし、入学してくる学生の多様化により、学生がカリキュラムを十分に消化しているかどうか一抹の危惧がある。

《将来の改善・改革に向けた方策》

入学してくる学生の多様化等、社会状況の変化に対応して、教員間のコンセンサスを得ながら常に検討していく必要がある。

応用物理学科

《現状の説明》

応用物理学科の専門教育は 3 つの領域からなっている。一つは工学の広い基礎を与える数学、物理、化学といった基礎科学の部分である。当学科ではとりわけ数学及び物理学は重要であると考え、低学年から高学年へと科目を系統的に配列し、学習能力の伸長に伴ってより高度な内容へと進めるように配慮している。すなわち、数学においては、1 年次の微分積分学、ベクトル解析、線形代数といった比較的基礎的な科目から、2 年次には微分

方程式、ラプラス変換、フーリエ級数等の応用を踏まえた工業数学の基礎を学習し、3年次には特殊関数や留数計算等さらに高度な応用を配している。物理においても、学年を追って、力学、熱力学、統計力学、電磁気学、量子力学と学び進むように配置されている。二つ目の専門教育の柱は材料物性やエレクトロニクス、計測等の工学に関する基礎科目であり、とりわけ情報教育には力を入れている。この分野では基礎物性論、応用物性論、電気電子回路学、電子工学、電気計測、情報科学基礎、情報処理工学といった科目を学年に従って基礎から応用へ向かって学ぶように配置している。三つ目の専門教育はこれら基礎科目の基に展開される最新の科学や技術の世界につながる科目で、学生の学習意欲を引き出すべく、相対論、素粒子、超伝導から、半導体、レーザー、ネットワーク、シミュレーションといった多岐にわたるテーマが選択科目として用意されている。

これらのすべての教育をより効果あらしめるために各学年に演習が組まれており、また、半期を一区切りとする4つの実験が課せられている。さらに、4年次には卒業研究が組まれ、学習の総仕上げを兼ね1年間ロボット制作から磁性材料や薄膜材料の開発など、多様なテーマにつき専門的研究に取り組む機会が用意されている。

これら3つの領域に関する専門教育を通して、現代社会の幅広い分野での技術的課題に 대응することのできる広い適応性を持った人材の育成を目指している。

《点検・評価及び長所と問題点》

広く多様な適応性に配慮している反面、学生の内部において十分に消化されているかどうか一抹の危惧がある。そのためには各教科は内容を厳選し、相互に有機的に連携をとり教育すべく意を用いている。

《将来の改善、改革に向けた方策》

学生の学習意欲を引き出すための多様な工夫を考える必要がある。さらに選択科目には絶えず検討を加え、今日的な魅力ある科目にして行かなければならない。

近年、学生の基礎学力低下によりこれらの教育意図が達成できなくなりつつある。早急にブリッジ教育を取り入れ、基礎力の充実を計ることが必要である。

土木工学科

《現状の説明》

土木工学科において平成12(2000)年度より実施されているカリキュラムの目的は、環境土木技術者としての基礎的知識の充実である。特に、数学、構造力学、水理学、地盤力学、コンクリート工学については、講義と演習を組み合わせることで基本的知識の習得が容易になるようにカリキュラムを構成している。応用を目的とする科目においては、建設技術者を志望する学生と、環境問題に関する知識の獲得及び関連する企業への就職を志望する学生のために、建設コースと環境コースを設定し、履修上の便宜を図っている。

《点検・評価及び長所と問題点》

高校までの教育において、理工系で必要とされる科目の削減がなされている。平成

12(2000)年度より実施しているカリキュラムでは、基礎学力の向上を目指したカリキュラムとしている。教員の負担は増大しているが、講義と演習の組み合わせによる講義は、基礎学力の向上に役立っている。しかしながら、特に、数学と物理の基本的な考え方ができていない学生が多く見られるのも事実であり、さらなるカリキュラムの改善が必要であると考えている。

《将来の改善、改革に向けた方策》

今後、特に重要視すべきことは、高校までに取得する数学や物理に代表される理数系科目が大幅に削減される教育課程となることである。この状況に対応することが極めて重要な事項となる。大学における数学と物理（特に、力学）の基本的知識の習得に今後留意したカリキュラムの構成が必要となる。学科内で、教育システム改善委員会や学科将来検討委員会などで、十分な準備のもとに、有効な教育・カリキュラムのあり方を検討したい。

一般教養的授業科目の編成における「幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養」するための配慮の適切性

《現状の説明》

大学教育の一つの大きな目的が豊かな人間性の育成にあることは明らかである。その目的のために一般教養的授業科目は極めて重要な役割を果たす。継承すべき文化として、人間の歴史的経過や自然科学的世界像、人間社会の政治や経済の仕組の解明、そして人間そのものの色々のあり方や存在の根源的な理解を通じて広く世界に通用する教養と現代に対する広範な判断力を培うべく多様な科目を用意している。すなわち、キリスト教学、哲学、心理学、芸術論といった人文科学、社会学、経済学、法学、日本国憲法といった社会科学、さらに自然科学的視野を広げる科学技術史、環境の科学、宇宙の科学、生命の科学、エネルギーの科学、学生の健康を支えるスポーツ実技と体育講義等多様な講義が用意されている。これらは1年から3年までの間に人間的な進歩を考慮して適切に配置されている。

《点検・評価及び長所と問題点》

科目のバランス及び内容のバランスもよく、極めてオーソドックスな科目を広い範囲から取り上げている。今日の内容はそれぞれの分野で講義の中で取り入れて配慮されている。しかしながら、これらの科目の間には有機的つながりが欠けることが多く、学生にとっては、総合的な知識の習得には結びつかず、個々の知識の習得にとどまる場合が多い。特に、自然科学分野に関しては専門科目とのつながりを考慮してさまざまな視点を与えるべく配慮されているが、これは学生にも好評でおおむね成功と言える。

一般的に言って工科系の学生にとって文系の一般教養科目は敬遠されがちである。それぞれの課題を自分達自身の問題として能動的に取り組ませる教育方法の開発が強く望まれる。科目構成は、専門、教養を問わず言えることであるが、教員の専門を重要視する場合が多く、必ずしも学生の知的要求に合致しないことがある。それぞれの学問領域の進展と時代の変化に対応していく努力が今後の課題と言える。

《将来の改善、改革に向けた方針》

工学の専門的な学習や実践においても、人間や人間社会に対する深い洞察はますますその重要性を増すものと考えます。教養教育のあり方については、全学的にも取り組むべき課題であり、現在、全学的な検討がなされています。また、将来、工学的専門教育を主専攻とし、ビジネスや経済、倫理といった分野を副専攻にするといった新しい教育体系が必要になるであろう。主専攻、副専攻のあり方についても、全学的な検討に入っている。

外国語科目の編成における学部・学科等の理念・目的の実現への配慮と「国際化等の進展に適切に対応するため、外国語能力の育成」のための措置の適切性

《現状の説明》

外国語第1類として英語Ⅰが1年次に、英語Ⅱが2年次にそれぞれ通年2単位、必修として開講されている。その他の外国語としては、1年次にドイツ語と英会話が、2年次にはフランス語と中国語が通年2単位、選択として開講されている。1年次のドイツ語の履修者は約50%、2年次の中国語、フランス語の履修者はそれぞれ9%である。また必修の英語の再履修者は、英語Ⅰは14%、英語Ⅱは4%である。

教養英語に加えて専門英語の涵養のために、各学科の性格に応じて、3年次及び4年次に外書講読や雑誌会、技術英語などの形で英語教育が行われている。

ここ数年、入学時の学生の英語力低下とともに、学力の差が広がってきたことが指摘されてきた。この状況に対する方策としていわゆる習熟度別教育が検討された。具体的には入学時のオリエンテーション期間中に、グレード別のグループを作るためにテストを行い、その結果を踏まえて、2学科の学生に対して、6つのグループに編成し直して、比較的少人数で授業を行うことにした。これは平成12(2000)年度から実行されている。

《点検・評価及び長所と問題点》

学生には直接知らせてはいないが、少人数のクラス分けは明らかな能力別になっており、一部の学生にはクラス分けの目的とは逆に勉強意欲を喪失している学生も見受けられる。

上記習熟度に応じた授業のやり方は、始まってまだ2年に満たない。今後、授業評価など積極的に学生の意見を取り入れて、指導方法、クラス分けのあり方など、教育効果を高める工夫が必要である。

《将来の改善・改革に向けた方策》

習熟度別教育を効果あらしめる条件は何をおいても、その趣旨を教員も学生も理解することが重要である。教員は、その趣旨を尊重し授業を進めるべきであり、学生も趣旨を理解して授業を受けることである。現教員に対して工学部では教務委員との懇談会を設け、意見収集を図っている。また、学生による授業評価を介して積極的に意見を聴取し、それに基づいて、教材の選択、授業形態の改善、学生の語学力への意識向上を不断に検討することが必要である。

教育課程の開設授業科目、卒業所要総単位に占める専門教育的授業科目・一般教養的授業

科目、外国語科目等の量的配分とその適切性、妥当性

工学部では、技術者であるとともに人間形成も重要視して、開設授業科目がバランスの取れたものであることを重視している。以下に、本項に関する各学科の現状説明、点検・評価、将来への展望を記載する。

機械工学科

《現状の説明》

工学部では全学科共通であるが、卒業要件単位数は124単位であり、専門教育的授業科目は92単位、一般教養的授業科目は28単位、外国語科目は4単位であり、機械工学科では、専門教育的授業科目は機械工学全般の科目をもれなく履修することを義務づけている。なお、平成14(2002)年度入学生からは、コースによる履修科目(重点科目群)の違いを許容することにより、入学してくる学生の多様性の広がりにより柔軟な対応を図ることとした。

《点検・評価及び長所と問題点》

専門教育授業科目として機械工学全般の科目をもれなく履修することを義務づけることにより、機械工学に関連するさまざまな分野に対応できるような専門基礎教育が行われてきたと言える。しかしながら、近年学生の多様な志向から乖離が見られるようになった。

《将来の改善・改革に向けた方策》

これまで、機械工学に関連するさまざまな分野に対応できるような専門基礎教育を行ってきたが、学生の多様な志向からの乖離が見られるようになってきたことから、コースの導入により改善を図ることとした。しかしながら、コース制を標榜している割には、特徴を表わすコースで履修する単位制が全体の単位数に占める割合が小さいところからスタートしている。今後、この単位数の割合を機械工学という枠の中で、いかに増加させるかも課題である。

電気工学科

《現状の説明》

電気工学科では、一般教養的授業科目として17科目(42単位)、外国語科目として6科目(12単位)、保健体育科目として2科目(4単位)、専門教育的授業科目として65科目(140単位)(必修20科目[51単位]、選択必修9科目[18単位]、選択36科目[71単位])、合計90科目198単位を開設している。

卒業要件単位数は、工学部の全学科で共通に124単位としている。その内訳として、専門教育的授業科目92単位、教養的授業科目28単位、外国語科目4単位の取得を義務づけている。

さらに、本学科では、数学・工業・情報の3種類の教員免許をも取得できるカリキュラ

ム編成を行っている。そのために、上記開設科目のほかに、卒業要件単位数には含まれない自由科目 14 科目 (42 単位)、教職関連科目 20 科目 (41 単位) を別途開設している。

《点検・評価及び長所と問題点》

開設科目の総単位数に占める卒業要件単位数は 62.6% と十分自由度がある。また、卒業要件単位数に占める専門教育的授業科目の単位数も 74.2% であり、幅広く一般教養を身につけた応用能力の十分ある電気情報技術者を養成する上で、非専門科目と専門科目の比率が約 1 対 3 と学生に対しバランス良く要求していると言える。したがって、本学科の各科目ごとの量的配分はおおむね適切かつ妥当性がある。

しかし、教員免許を取得しようとする場合には、卒業要件単位数に含まれない科目を多く取得する必要がある、窮屈なカリキュラムとなっている。

《将来の改善・改革に向けた方策》

現行のカリキュラム編成は、試行後 2 年を経過した段階にあり、今のところ本質的な問題点は見られていない。しかし、このカリキュラム編成が十分希望どおりの教育課程として進行するかを、平成 15(2003)年度の完成まで注意深く観察していく必要がある。

応用物理学科

a) 教育過程の開設授業科目

《現状の説明》

本学科では、平成 12(2000)年のカリキュラム改正科目構成を骨子としている。その内訳は、教養教育科目、外国語科目、保健体育科目、専門教育科目、自由科目及び教職等に関する科目の 5 科目である。教養教育科目には必修科目及び選択必修科目 (第 1 類～3 類に細分) が配分されていて、教養的な科目がバランスの取れた配分となっている。専門教育科目も同様な科目構成になっていて、特に選択科目については「物理工学の基礎」「物性工学」「計測情報工学」「応用理学」の 5 分野から、専門知識を系統的に勉学できるように配置されているのが特徴である。そのほか、本学科では学科開設以来、教員免許 (数学・理科・工業) の取得に積極的に取り組み、平成 13(2001)年からは新たに「情報」免許も加えられた。

《点検・評価及び長所と問題点》

上記の現行カリキュラム編成は、施行後 2 年を経過した段階にあり、本質的な問題点は見られていない。むしろ、本学科関連の専門教育科目の中で 1・2 年生次に基礎演習を 3・4 年生次に演習をそれぞれ編成したことにより、少人数のゼミナール形式での修得効果の兆しがみられる。

本学科は、教育の根幹に物性物理学、数学などの基礎科目の修得した上で、電気電子回路学などの応用科目をバランスよく勉学できるためのカリキュラムが編成されている。応用物理学実験 I・II において物理学と計測学の基本的実験及び電気・電子回路演習を必修

とし、基礎と応用を橋渡しとする実証的科目もバランスよく構成されているのが、本学科の特徴の一つである。問題点としては、実証的科目の中で現代の先端技術の一端を知らしめる体験型の授業構成が上げられる。

《将来の改善・改革に向けた方策》

基礎学力の低下が著しいため、「基礎数学及び物理学」の大学の講義を受講するための予備的講義の必要性があり、そのためには少人数教育による選択授業をカリキュラムの中で編成する方策を考慮すべきである。

b) 卒業所要総単位に占める各科目ごとの量的配分とその適切性、妥当性

《現状の説明》

本学科の卒業必要単位数は 124 単位以上で、その内訳は以下の表のとおりである。

	教養教育科目		小計	外国語科目	専門教育科目		小計	合計
	必修科目	選択必修科目		一類	必修科目	選択科目		
単位数 (%)	18 (14.5)	10 (8.1)	28 (22.6)	4 (3.2)	51 (41.1)	※41 (33.1)	92 (74.2)	124 (100.0)

※) 8 単位までは外国語科目（二類）及び保健体育科目で当てることができる。

選択必修科目として、従来的一般教養科目に該当する人文・社会・自然を 3 類に区分し、大半の教科は 2 年生次までに 3 つの分野から 2 単位以上、計 10 単位以上をバランスよく修得できるよう配慮されている。そのほか、本学科のもう一つの特色として、数学・理科・工業・情報の 4 種類の教員免許を取得できるカリキュラム編成を行っている。

《点検・評価及び長所と問題点》

平成 12(2000)年から実施された新カリキュラムにより、本学科の各科目ごとの量的配分はおおむね適切かつ妥当性がある。現行カリキュラムでは、前述のように教員免許の取得希望の学生にとって原則的には 4 種類の免許の取得が可能となった。しかし、従来 3 種類の異なる免許取得のための 80 単位を越す分量の教職関連の教科を別途に履修するために、専門科目の理解力の低下といった弊害が生じている。したがって、今後は 2 種類未満の免許取得を奨励するなどの履修指導の方策を検討すべきである。

《将来の改善・改革に向けた方策》

現行カリキュラムが完結する平成 15(2003)年後には、専門教育科目における少人数教育を図る必要性がある。それに併せて教育施設環境の充実及び現代の先端技術を教授できる若手の専門教員の補充を計画的に実施することなどの改善が求められる。

土木工学科

《現状の説明》

工学部では全学科共通であるが、卒業要件単位数は124単位であり、専門教育科目は92単位、一般教養科目は28単位、外国語科目は4単位である。全国的にみても、建設系学科としては、この科目構成は標準的なものである。

《点検・評価及び長所と問題点》

現時点では、これらの科目構成に大きな問題はないものと判断している。しかし、今後新しい「ゆとり」教育を受けた入学生を迎えるに際しては、工学基礎科目（数学、物理、語学）の充実が不可欠であり、根本的なカリキュラム改正も考慮しながら、準備する必要がある。

基礎教育と教養教育の実施・運営のための責任体制の確立とその実践状況

《現状の説明》

教養教育は主として本学教養学部において主体的に実施・運営されており、数学系科目、物理系科目、化学系科目などの工学基礎教育科目は工学部応用物理学科が責任を持って実施・運営している。全学的組織として教務委員会、カリキュラム委員会などが設置されている。特に、基礎教育と教養教育について検討し、実施・運営するために、「教養教育に関する委員会」が設けられている。委員会独自の調査・提案を行うとともに、工学部内の4学科の学科会議を通して提出された問題の解決に当たっている。

《点検・評価及び長所と問題点》

責任体制が確立しているということは、全体的に柔軟性を欠くことにつながりやすいことから、今後の社会情勢の変化等にすばやく対応できる管理運営・責任体制を確立することが課題である。「教養教育に関する委員会」を中心に活動し、いくつかの改善がなされた。工学部内の事柄は、工学部教授会の承認・報告により、改善、実践することができるが、全学的に検討しなければならない事柄に関しては、学部間の十分な理解が得られるように努める必要がある。

《将来の改善・改革に向けた方策》

基礎教育と教養教育のより良い実施運営のための改善が目的とする全学的委員会「教養教育に関する委員会」が設置されて活動し、ある一定の成果は収めている。しかし、工学における基礎教育と教養教育の位置づけ、意義、重要性を、学生にいかに説明し、理解させるかについて改善する必要がある。依然として、教養教育に携わる教員と専門基礎に携わる教員の意識の差は小さくないように思われる。この点に関しても、個々の教員が積極的な情報交換を心がけるなどの努力が必要である。

【カリキュラムにおける高・大の接続】

学生が後期中等教育から高等教育へ円滑に移行できるような教育指導上の配慮の適切性

《現状の説明》

工学部においては、各学科ともに高校から大学へ円滑に移行できるように、カリキュラムに工夫を施している。数理的基礎として、高校の数学の復習を必修科目として取り組んだり、大学での学習に対する動機づけを与えるための科目を設置している（学部・学科の教育課程に詳細を記載している）。平成 12(2000)年度からこのような円滑移行を目的とした科目を設置し、できる限り少人数での教育を実施している。

《点検・評価及び長所と問題点》

高校から大学への円滑な移行を目的とした科目を設置することにより、大学生活に対する不安解消も含めた指導を実施し、効果があがっている。しかし、平成 14(2002)年度より実施されるいわゆる「ゆとり」教育は、特に理数系の科目の削減が大きいことより、平成 16(2004)年度に改定を予定している新しいカリキュラムでは、さらに、教育の円滑な移行に対する対応が要求される。

《将来の改善・改革に向けた方策》

高校までの教育内容の削減及び入学者の学力低下に対して、適切に対処することから大学教育が開始されることを十分に認識したい。高校から大学への円滑な移行のあり方に対して、円滑な移行を目的とする科目のさらなる設置など適切な処置の方策を、工学部教育改善委員会において考えていきたい。

【履修科目の区分】

カリキュラム編成における、必修・選択の量的配分の適切性、妥当性

《現状の説明》

平成 12(2000)年度入学生より適用されているカリキュラムにおいて、工学部における科目は、教養教育科目 (18/42)、外国語科目 (4/10)、保健体育科目 (0/4)、専門教育科目 (50-51/130-140)、自由教育科目、教職科目に分類される。()内の数字は(必修単位数/開講単位数)である。上記科目群のうち、教養、外国語、保健体育科目は、工学部全体で統一された科目により構成されている。教職科目を除いた総開講単位数に対する必修単位の比率は約 30%となっている。(機械工学科が 73/242、電気工学科が 73/236、応用物理学科が 73/236、土木工学科が 72/233 である。)

《点検・評価及び長所と問題点》

学生の自主性を重視したカリキュラムの構成という観点からは、卒業に必要な単位数 124 単位に対して、若干必修の占める割合が高い構成との印象を与える。しかし、確実な基礎学力を有する卒業生を送り出すという目的のためには、基本的で必須な科目を学生に

明示することも教育として大事であり、30%という数字は適切な数値であると考えている。

必修科目としては、人格形成のために重要な教養科目、国際人として不可欠な英語、技術者として必須と考えられる数理的科目、各学科の基礎科目を中心に配置している。工学部におけるカリキュラムとして特徴的なことは、各学科とも、高校と大学の教育のギャップを解消し、滑らかに大学教育に移行することを目的とする科目を必修として課していることである。また、大学に明確な意思を持たずに入学する学生、大学生活に不安を抱きがちな学生に対して、大学における学習への動機づけを与えるための少人数・中人数教育を必修科目として実施し、成果を収めている。

《将来の改善・改革に向けた方策》

社会の要請に応え得る確実な基礎技術力を有する社会人を工学部卒業生として送り出すという目的のためには、将来の初等中等教育における教育内容の変化や多様な学生の入学を考慮しながら、必修・選択の量的配分の適切性、妥当性を継続的に検討していく必要がある。また、大学に明確な意思を持たずに入学する学生、大学生活に不安を抱きがちな学生が大学における学習に意欲的に取り組む動機づけを与えることも重要であり、そのための少人数・中人数必修科目を新しいカリキュラムに加えるべく検討が進められている。

【授業形態と単位の関係】

各授業科目の特徴・内容や履修形態との関係における、その各々の授業科目の単位計算方法の妥当性

《現状の説明》

単位の計算方法は、本大学学則第7章履修方法及び課程履修の方法に基づいており、第24条の2項に詳細が記されている。工学部においては一部の科目を除き、 Semester制を意識した半期完結科目が主体であることから（教養科目については、全学的統一性の観点から通年科目もある）、以下では1学期（前期と後期に別れる）を中心とした記述を行う。具体的には、講義（及び一部の演習科目）については、1学期30時間の授業で2単位となっている。演習科目及び英語については、1学期30時間の授業で1単位としている。実験実習については、1学期60時間で2単位を基準としている。卒業研究に関わる科目では特に必要な時間を決定していないが、おおむね1学期60時間で2単位を最低限としている。実際の指導時間はこの最低限を大きく超えるものとなっている。

《点検・評価及び長所と問題点》

単位の計算方法は、大学設置基準第21条に従うものであり、多くの大学に共通するものと同等である。しかしながら、問題点は少なくない。大学教育の現状を重視すれば、1学期30時間の講義に対して自習を60時間と想定し、2単位と考える現在の講義の単位決定方法は現実を表すものではなく、より丁寧な学習指導が必要となっている。また、総単位数124単位の枠組みの中で実質的な教育を行うためには、同じ時間の講義で単位数の少ない演習科目を多く配置することも必要となっている。工学部各学科では独自に学生の学習

効果を高めるための試みを行っている。例えば、土木工学科では講義と演習を組み合わせ、1学期60時間の授業(すなわち、週2回の実施)で3単位を与える科目も実施されている。工学部における実験・実習の単位の計算は、実験項目に対する予習、実験、レポート作成に必要な時間数を計算すると、講義演習科目に比較して学生の立場からは、その単位数が不当に低いものとなっている恐れはあるが、一方では時間数に応じた教育効果を上げている。

《将来の改善・改革に向けた方策》

大学卒業者の品質の保証というグローバルスタンダードを考慮した場合に、より効果の高い教育を実施するために、創成型科目の充実や適切な科目分類などのさらなる検討が必要と考えている。

【単位互換、単位認定等】

国内外の大学等と単位互換を行っている大学にあっては、実施している単位互換方法の適切性

《現状の説明》

本学では平成13(2001)年度から学都仙台単位互換ネットワークによる大学設置基準第28条第1項及び短期大学設置基準第14条第1項に基づく国内他大学との単位互換を実施している。したがって、工学部の学生もこの制度を利用して他大学における授業の履修及び単位修得が可能であり、修得した授業科目について申請を行うことにより、60単位を超えない範囲で本学部の履修単位として認定される(東北学院大学学則第24条の3の第1項及び第3項)。学都仙台単位互換ネットワークの協定締結大学は、仙台白百合女子大学、仙台大学、東北学院大学、東北芸術工科大学、東北工業大学、東北生活文化大学、東北大学、東北福祉大学、東北文化学園大学、宮城学院女子大学、宮城教育大学、宮城大学、尚絅女学院短期大学、聖和学園短期大学、仙台白百合短期大学、三島学園女子短期大学、宮城県農業短期大学の宮城県16校と山形県1校の計17校で、平成14(2002)年度開始予定の仙台白百合女子大学と仙台白百合短期大学を除く15校において現在実施されている。平成13(2001)年度の工学部からの制度利用者は1名であった。なお、工学部からもこのネットワークを利用して聴講できる講義を3科目提示している。

国外の大学については、東北学院大学学則第13条及び東北学院大学学生の海外留学に関する規定に必要な事項が定められており、本学と学術交流を結んでいる大学への留学生(交換留学生)あるいは本学学長が認定した大学あるいは高等教育機関または研究機関への留学生(認定留学生)が留学先で修得した単位は、教授会の議を経て、合計60単位を限度とし、本学部の履修単位として認定される(「東北学院大学学則」第24条の3の2項)ことになっている。工学部の学生も、これに基づき単位互換による単位認定を受けることができる。国際交流協定校は本学と建学のルーツを同じくし、古くから姉妹校の関係にあるアーサイナス大学とフランクリン・アンド・マーシャル大学のアメリカの2大学に加え、ヴァースバーデン大学(ドイツ)、平澤大学校(韓国)、南開大学(中国)、ダラム大学(イギ

リス) 及びアルスター大学 (イギリス) である。

《点検・評価及び長所と問題点》

学都仙台単位互換ネットワークによる単位互換制度は、この制度が適切に機能するようになれば、仙台圏の大学間の交流と協力の推進、大学教育の活性化と充実、さらには意欲ある学生への多様な学習機会の提供という設立目的を果たすだけでなく、学生の授業科目選択の幅を広げることや間接的ではあるが協定大学における授業改善に何らかの役割を果たすことが期待できる。しかしながら、工学部の学生の場合には、進級とともに実験実習等で時間的な拘束が増してくることや、工学部のキャンパスは仙台の中心部から離れた多賀城市にあり、他大学のキャンパスに通学しての講義の受講には交通手段の確保やキャンパス間移動に要する時間の問題などがある。したがって、この単位互換制度を利用する学生はこれらの問題点を解決する必要があり、他大学キャンパスでの講義受講のために、工学部における科目履修が制約される場合もある。

また、外国留学は海外での異文化体験、さらには国際的視野と実践的な生きた言語習得の観点からも重要であり、学生に海外留学を奨励し、留学による留年や休学等の不利益を少なくするためにも、留学先で修得した科目を適切に互換する制度は非常に有効である。しかしながら、このように海外留学に関連した学則が整備されているにもかかわらず、工学部からの交換留学生あるいは認定留学生が現在いないということは問題であると考えられる。また、現在の留学は海外での異文化体験、及び国際的視野と実践的な生きた言語習得の観点から行われていることもあり、工学部学生が協定校において専門科目への単位認定が認められる科目の選択が可能かどうかなどの問題点もある。

《将来の改善・改革に向けた方策》

学都仙台単位互換ネットワークは発足したばかりであり、今後さらに制度を発展させるための検討を行うことになる。この単位互換制度を発展させ、さらにその目的を有効に機能させるには、各大学が他大学からの受講あるいは他大学での受講をより容易にするような時間表の作成を検討する必要があると思われる。具体的には、各大学キャンパスからの通学が容易な場所への単位互換制度専用講義室の設置が検討されている。

前述のように学生が海外留学による留年や休学等の不利益をできるだけ受けずに留学するためにも、留学先で修得した科目を適切に互換する制度は有用である。加えて、工学部学生に外国への留学を奨励するためには学生への留学先で修得した単位の互換制度の周知、並びに単位互換が可能な科目を多く取得できる大学との協定が必要である。現在、工学部内でも工学関連学部を有する海外の大学との交流についての検討が進められている。

参考資料 (「東北学院大学学則」より抜粋)

第 24 条の 3 教育上有益と認めるときは、本学の定めるところにより他の大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位を、本学における授業料日の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定は、学生が外国の大学又は短期大学に留学する場合に準用する。ただし、第 13 条の留学で修得した単位については、各学部教授会がその旨定める場合には、本学における授業料目の履修とみな

し単位を与えることができる。

3 第1項及び前項の規定により修得した単位は、60単位を超えない範囲で本学において修得したものとして取り扱う。

特別聴講学生の派遣及び受け入れについては、第46条の2にこれを定める。

大学以外の教育施設等での学修や入学前の既修得単位を単位認定している大学・学部等にあつては、実施している単位認定方法の適切性

《現状の説明》

本学では、短期大学等の修了者及び修了見込みの者に対し編入学の制度が設けられており、入学を許可された者は3年次に編入学できる（東北学院大学学則第9条の2、第17条の2）。編入学を許可された学生の既修得単位の認定方法は学部・学科・専攻ごとに少しずつ異なるが、基本的には、包括認定方式を用い、一部読替認定を併用しながら、各学部。学科が定めた卒業所要単位の2分の1を限度として、52～70単位の範囲で認定を行っている。工学部では下表に示すように各学科とも卒業単位124単位に対し、62単位を認定している。

表) 編入学を許可された学生の卒業単位と包括認定単位

学科名	卒業単位	包括認定単位	編入学後に修得が必要な卒業単位
機械工学科	124	62	62
電気工学科	124	62	62
応用物理学科	124	62	62
土木工学科	124	62	62

この3年次編入学定員は認可され、平成11(1999)年度から募集が開始されている。定員並びに募集開始後の編入学者数を次に示す。

表) 編入学定員並びに編入学者数

学 科	編入学定員			編入学者数
	平成11(1999)年度	平成12(2000)年度	平成13(2001)年度	
機械工学科	6名	2名		1名
電気工学科	6名	1名		
応用物理学科	4名			
土木工学科	6名	1名	3名	2名
計	22名	4名	3名	3名

このほか、大学または短期大学を卒業または中途退学し、新たに本学部の第1学年次に入学した学生の既修得単位は、学部教授会の議を経て30単位を限度として、認定することができる（履修細則第13条）。

《点検・評価及び長所と問題点》

3年次編入学が定員化される以前の編入学者数は、平成8(1996)年度が機械工学科と電気工学科がそれぞれ1名、平成9(1997)年度が土木工学科の1名であったことから、編入学を定員化することにより編入学者は明らかに増加した。編入学制度は大学入学後に自身の将来の進路により近いカリキュラムを有する大学や異なった環境の大学において学習を希望する学生や短大あるいは専門学校での学習に加え、さらに高度な専門知識を習得しようとする意欲的な学生により良い選択の道を与えるという大きな長所がある。入学前の既修得単位の単位認定は、編入学してきた学生が、2年間で卒業単位を取得して卒業するために重要である。

一方、工学部卒業生として必要とされる専門的な知識や学力を身につけるためには、本学部における主要専門科目の単位修得も重要であり、工学部卒業生として必要とされる専門的な知識や学力を身につけて2年間で卒業単位を修得するためには、包括認定単位を62単位とすることは妥当であると考えられる。しかしながら、重要な専門基礎科目の習熟度あるいは学力は、3年次及び4年次の専門科目を理解し、単位を修得するのに重要であり、2年間という限られた時間での卒業単位の取得が難しいという問題点がある。したがって、編入してから2年で卒業するためには、専門基礎力のレベルを短期間で向上させるための頑張りと強い意志が求められる。

《将来の改善・改革に向けた方策》

入学前の既修得単位の単位認定は、編入学してきた学生が、2年間で卒業単位を取得して卒業するためには重要であり、より多くの単位が認定されることが望ましいのは言うまでも無い。しかしながら、編入学生が工学部卒業生として必要とされる専門的な知識や学力を身につけて卒業するためには、包括認定単位を62単位以上に設定することは難しい。一方、編入学生数が定員に満たない原因として編入学に対する情報不足や試験時期が他大学に比べて遅いことも考えられる。したがって、編入学生数を定員に近づけるためには、入学資格者に編入学制度を周知させることや試験時期の検討が必要である。また、進級単位不足による留年やこれにより大学における勉学を断念する編入学生を減らすためには、学生への編入学前及び編入学後の基礎科目学習の重要性をより強く認識させることや、編入学生用の特別補習カリキュラムの検討も必要となると考えられる。これらの方策は、編入学生を今後さらに増加させるためにも必要となると考える。

卒業所要総単位中、自大学・学部・学科等による認定単位数の割合

《現状の説明》

通常の入学学生は、再履修等に伴う時間割上の制約から、教養科目の他学科での履修や、教職科目の履修に困難を生じたために他学部で同科目を履修するという特別な場合を除き、本学部のほぼ全学生が卒業所要単位を自分の所属する学科において修得している。平成13(2001)年度からは学都仙台単位互換ネットワークによる単位互換制度を利用する学生もいるが、他大学での修得科目を卒業単位に組み入れるかどうかについては今のところ明ら

かではない。

編入学生の場合には62単位が包括認定されることから、自大学・学部・学科等による認定単位数の割合は卒業所要総単位中の50%となる。学則上は編入学学生が単位互換制度を最大限利用し(60単位を限度)、工学部の教授会によって振替が認められれば自大学・学部・学科等による認定単位数が2単位で卒業が可能である。しかしながら、工学部の卒業単位には卒業研究を含む他大学の提供科目では振り替えられない必修科目があることや、自らの所属する学科の施設を用いた実験・実習等に出席するための時間的制約もあり、現状では60単位中のすべてを単位互換提供科目によって満たすことはできない。

《点検・評価及び長所と問題点》

学生が単位互換制度や海外留学制度を積極的に利用することは、多様な学習機会が得られることや異なる価値観や見解を知る機会をも広げるなど、学生の視野をより広げるという利点がある。したがって、そのような制度の利用を推奨するためには、卒業所要単位中における自大学・学部・学科等による認定単位数の割合を必ずしも大きく設定する必要はない。しかしながら、各学科とも卒業生として必要とされる教養、知識や学力を身につけられるような構成となるようにカリキュラムの工夫を行ってきており、その意味ではできるだけ卒業所要単位中の学科での認定割合が大きくなることが望ましい。したがって、自らの所属する学科で卒業に必要な単位をできるだけ多く修得することは望ましいが、他大学で自らが興味を持った講義を受講できるという恵まれた機会を利用する意欲を損なうことがないような程度の割合での単位認定も必要である。

《将来の改善・改革に向けた方策》

各学科の学生教育理念に基づいたカリキュラムによる科目履修を行いながら、学生に自己の視野を広げる機会を有効に利用させるためには、卒業所要総単位中に占める自大学・学部・学科による修得単位数の割合をどのように設定するかという問題は、学部教育において非常に重要である。しかしながら、本工学部においては、単位互換制度の利用者が非常に少ないことや海外留学制度の利用者もいないことから、当面は推移を見守りながら、将来的には適切な判断を行い速やかに改善・改革を遂行できるように委員会などで検討を進めている。

【開設授業科目における専・兼比率等】

全授業科目中、専任教員が担当する授業科目とその割合

《現状の説明》

工学部の総開講コマ数における教員の担当割合は次に示すとおりである。

表) 総開講コマ数における専任・兼任教員の担当数(平成13〔2001〕年度)

学科	総開講コマ数	教員配置			
		専任教員担当		兼任講師担当 (%)	
		専任 (%)	兼任 (%)		
機械工学科	259	172(66.4)	38(14.7)	49	(18.9)
電気工学科	252	158(62.7)	51.67(20.5)	42.34	(16.8)
応用物理学科	200	139(69.5)	25(12.5)	36	(18.0)
土木工学科	223	129(57.8)	41(18.4)	53	(23.8)
工学部 計	934	598(64.0)	155.67(16.7)	180.34	(19.3)

これによると、工学部全体の専任教員（兼担を含む）の総開講コマ数における担当数は80.67%である。各学科において、専門必修科目のほとんどを専任教員が担当している。

一方、教養教育科目等（外国語と保健科目体育科目を含む）の専任教員（兼担を含む）担当率はちょうど50%となり、そのうち、外国語の専任教員（兼担を含む）担当率は37.7%と下がる。

《点検・評価及び長所と問題点》

教育課程の目的・理念を実現するためには、各学部・学科の主要科目を専任教員が担当すべきである。

その点、工学部においては、専門必修科目のほとんどを専任教員が担当し、総開講コマ数における担当率も高い水準にあると言える。教養教育科目等の専任教員の担当率も50%を保っているが、そのうちの外国語科目の担当率が低いのが気付きである。

《改善・改革に向けた方策》

工学部全体としては、今後ともこの体制を維持していくべきである。

外国語、特に英語科目については、全学の英語科目担当教員の配置を行う教養学部の機関に働きかけ、専任教員の配置を増やすよう改善していかなければならない。

兼任教員等の教育課程への関与の状況

《現状の説明》

工学部全体の兼任講師の総開講コマ数における担当率は、前記の表のとおりで、19.3%となっている。兼任講師担当は、次のとおり教養教育科目等（外国語と保健体育科目を含む）が主体となっている。

表) 教養教育科目等の専任・兼任教員の担当数（平成13〔2001〕年度）

	総開講コマ数	専任	兼任
教養教育科目	68	43	25(36.8)
外国語科目	67	26	41(61.2)
保健体育科目	25	11	14(44.0)
計	160	80	80(50.0)

《点検・評価及び長所と問題点》

工学部全体における兼任講師の担当率からみて、教育課程への関与は少ないと言える。

区分別では唯一外国語科目の兼任講師担当率が 61.2%と 5 割を超えており、今後の検討課題と考えられる。

《改善・改革に向けた方策》

外国語、特に英語について、教員配置を決定する教養学部の機関に働きかけ、兼任講師担当率を小さくするとともに、講義の方針や目的について、専任、兼任の教授陣がさらに共有を深めて教育効果を上げるよう努めたい。

【生涯学習への対応】

生涯学習への対応とそのための措置の適切性、妥当性

《現状の説明》

東北学院大学が持つ、人的、物的教育機能を地域社会に開放することにより、近年盛んに叫ばれている、高齢化・国際化・情報化の進展する社会情勢の中にあつて、自己充実や生きがいの追求などに資することができる学習の機会を提供し、地域住民の高度で多様な学習要求に応えることを目的とし、“みやぎ県民大学”『大学開放講座』を開講し、今年で 9 回目となる。実施にあたっては、講師は基本的に本学の教員で行い、各年実施委員会でテーマを設け、5 月から 10 月までの 6 ヶ月間にわたり 15 回の講座を開講している。

《点検・評価及び長所と問題点》

回を重ねるにつれ、受講希望者の数が増え、初期の目的を十分に満たしてはきているものの、受け入れのスペースの問題で苦慮している。

過去の受講者の意見やアンケートを参考にしながら、従来の生涯学習に資する路線を継承して、「県民（地域住民）の視野に立った、科学技術の時流を学び教養を培い、豊かな日常生活への反映の手懸りとする」よう実施していきたい。

《将来の改善・改革に向けた方策》

21 世紀の大学は、教育改革はもとより他大学との競争的環境の中で、いかに社会や地域に貢献できるかが問われる。本学がこれまで開催してきた、公開講座や学術講演会等も学生だけに限らず、地域社会に開かれた大学として市民へ多様な学習機会を提供し、市民の学習意欲に積極的に対応してきた。今後は、これらの企画運営も統一かつ効率的に進めていくためにも、社会人（高齢者）を対象にした総合窓口、生涯学習センターの設置を急がなければならない。

教養学部

【学部・学科等の教育課程】

学部・学科等の教育課程と各学部・学科等の理念・目的並びに学校教育法第 52 条、大学設置基準第 19 条との関連

人間科学専攻

《現状の説明》

現在、人間科学専攻は社会学・心理学・教育学・体育学の 4 部門から構成され、それぞれの部門に 5～8 名の教員が配されている。ただしコース制は採らず、発足以来、緩やかな相互連携の下に人間科学の専門教育に携わるとともに、他専攻・他学科にも及ぶ全学的な規模で現代教養人の育成に努めている。教育目標とするのは、人間の置かれた現実を各種の実証的な研究を通して的確に捉え、その成果に基づいて魅力的な人間像・社会像を提示する能力を育てることである。この目標は、「知的、道徳的及び応用的能力」（学校教育法第 52 条）、並びに「幅広く深い教養」「総合的な判断力」そして「豊かな人間性」（大学設置基準第 19 条）の育成・涵養に通じるものと考えている。

《点検・評価及び長所と問題点》

狭い専門領域にとらわれない一方で、学生の取り組み方次第では、徹底した専門研究も可能であることは、本専攻の特色と言ってよいだろう。科目の選択の仕方によっては、広く浅い知識に終わる危険もないわけではないが、学生には自分自身の地歩をしっかりと固め、その上で隣接領域の多様な知見に目を配るよう指導を心がけている。

《将来の改善・改革に向けた方策》

人間科学の構成分野や研究領域は、必ずしも固定していない。時代の要請に応える柔軟な教育体制を維持発展させるためにも、先端科学技術をはじめとする隣接諸科学の今日的成果を講義内容やカリキュラムに取り入れるよう努めている。

言語文化専攻

《現状の説明》

教養学部はいわゆる大学設置基準の大綱化以前に、当時の諸法規の精神に即して設立されたものであるが、今日でも、上記の理念・目的に基づく教養学部のカリキュラムは、他項で述べるように、学校教育基本法第 52 条の謳うところの、「大学は学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させることを目的とする」という精神にいささかも抵触することなく編成されている。また、大学設置基準第 19 条の謳うところの、「大学は当該大学及び学科又は課程等の教育上の目的を達成するために必要な授業科目」は、これもまた教養学部は可能な限り体系的・段階的に開設・編成している。その開設・編成の大前提は、同条の 2 項目の謳うところの、「教育課程の編成に当たっては、大学は学部等の専攻に係わる専門の学芸を教授するとともに、幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養するように適切に配慮しなければならない」という精神であって、平成 9 (1997) 年のカリキュラム改

定も、この精神に則って行われ、現在に至っている。

《点検・評価及び長所と問題点》

その意味で、教養学部は上記の2法に照らして、適正かつ妥当なカリキュラム編成であると言われてよい。特に、設置基準の大綱化以降、他学部ではいわゆる「一般教育科目」の削減が行われたのであるが、教養学部はそれを行わずに、「幅広く深い教養及び総合的な判断を培い、豊かな人間性を涵養する」ところの科目数を、3専攻共通の「学科専門科目第1類・第2類」等の形で増加させた。このことは教養学部のカリキュラムの「長所」と言われてよいのであるが、しかし、加速化の度を増す現代社会の変貌に照らして見れば、決して完璧なものとは言いがたい。

《将来の改善・改革に向けた方策》

今後とも、時代に即応した授業内容の充実化とさらなる体系化というカリキュラム改編の努力を怠ってはなるまい。

情報科学専攻

《現状の説明》

1・2年次には教養教育科目のほか、コンピュータの基本操作やプログラミングの入門、数学の基礎を学び、3・4年次ではそれらの知識を応用してさまざまな分野に発展させ、より深くより広く理解できるように多種の専門科目が設けられている。教授陣の専門分野も多岐にわたり、学生の多様な興味に対応できるように幅広いカリキュラムが組み立てられている。

《点検・評価》

これらのカリキュラムが有効に働くためには、学生に幅広い好奇心と理解したいという意欲が必須である。この面についてもっと現実的に学生の気持ちを読んで、果たして彼らはこれをどう受け止めようとしているかを、絶えずフィードバックして軌道修正し続けなければならない。初等中等教育で始めつつある理解を深めることによって、入り口を徹底して教えれば、あとはその基礎知識を豊かに活用できる学生が育つ時、もはや彼らは自己の内にエンジンを持って自分で意欲を発動して、問題発見の旅へと巣立つことができるはずである。

《長所と問題点》

カリキュラムは、二度の改訂を経てきているから、かなりの熟れたものになっている。このカリキュラムで学生の意欲に応えるためには、教える技法の熟達が教員に求められることになる。

《将来の改善・改革に向けた方策》

教師は、実例とともに理論を教えることが求められる。すべてのことは、最初に実例か

ら教えられるものである。実例がたくさん心の中に蓄積される時、それは人間の初めて使う頭の筋肉のように、抽象化を許容するようになる。理論を単に静的に教えられるのではなく、動的に数多くの実例から自前の理論化をすることの方が、学生に強い印象を与え、ひいては、新しい理論に到達できる基礎力が生み出されるかも知れない。

学部・学科等の理念・目的や教育目標との対応関係における、学士課程としてのカリキュラムの体系性

人間科学専攻

《現状の説明》

「人間科学」はある領域にわたる個別諸科学に対する総称という面があり、明確な学問的体系性を必ずしも有しない。そこで本専攻では、教育項目を「社会生活と人間」「人間の心と身体」「人間の発達」「社会の変化とライフスタイル」の4領域に整理し、これらを「個人と社会」及び「構造と変化」という二つの観点から考察するという独自の方針を採用している。同時に、社会学・心理学・教育学・体育学の4部門に関しては、それぞれに基礎論及び実験・調査実習の科目を設けることによって、基本的な知識や技能の教授に努めている。

《点検・評価及び長所と問題点》

専攻という小さな組織で上記4部門の教育を充実させるには、スタッフや施設・予算の面などにおいて大きな困難を伴う。個別諸科学の総合を実りあるものにするには、それぞれの分野の充実が欠かせないとはいえ、他方、後者に重点を置けば前者が忘れ去られてしまうというジレンマがある。この問題について長らく検討を重ねてきた結果が、上記の体制である。

《将来の改善・改革に向けた方策》

さまざまな機会に「学際」あるいは「総合」という言葉が掲げられるが、その実践となると容易ではない。上記の体制は2年前に発足したばかりであり、その成否を論じるには今しばらくの時間を要すると思われる。

言語文化専攻

《現状の説明》

現在のカリキュラムは、設置基準の大綱化の際、(1)学際科目の重層的開設による総合性の確保、(2)コンピュータ関連科目や実験と実習の実践的科目の重視、(3)実社会における知識の運用能力の育成を目指した新方式の「総合研究(卒業課題)」の採択、という原則をもとに編成された。その根幹は、「教養教育科目」「外国語科目」「保健体育科目」「学科専門科目」「専攻専門科目」の5類であり、加えて、「教職に関する科目」と「社会教育主事に関する科目」「日本語教師に関する科目」が付設されている。

《点検・評価及び長所と問題点》

この中の「教養教育科目」群はさらに5類に分かれ、第1類は建学の精神に基づいた「キリスト教学」であり、第2、第3、第4類は伝統的な人文・社会・自然の3種の諸科目に対応している。第5類は、しかし、研究活動の基礎となる科目や学際的な高度の教養科目からなり、「教養科目」と3専攻の「専門科目」を学問的につなぐ役目を担っており、このことがまた教養学部のカリキュラムの特色の一つとなり、長所と言われてもよい。また各専攻共通の専門科目である「学科専門科目」も、教養学部の理念を具体化したものであって、ここには、研究活動の意義を説く「学問のすすめ」や総合科目としての「現代社会の諸問題」等が開設されている。最新のカリキュラムでは、この群に「演習」と「総合研究（卒業課題）」とを開設している。これは、学生が他の専攻の教員の「演習」や「総合研究」にも参加して、事象の多角的な考察能力をより一層修得できるようになることを意図したものであり、これもまた教養学部のカリキュラムの特色の一つであって、長所と言われてもよい。しかしまた、基礎的一般的なものから専門的学際的なものへと多様な科目を段階的に開設して、学生の自主性を尊重して卒業単位修得のコースも多様化させたこのカリキュラムは、確かに学部の理念・目的や教育目標と体系的に対応しているとはいえ、一面で、学生の一部に自らの専門性をめぐって、ある種の困惑を感じさせていることも否定できない。

《将来の改善・改革に向けた方策》

この問題の解決策は、ひとえに教養学部教員各自が、自らの研究活動をもとにその教育活動に学部設立の理念を具現化し、内容を一層充実して、学際性と総合性の意義を学生に自ずと知らしめていく努力に懸かっていると看做なければならぬ。

情報科学専攻

《現状の説明》

情報科学専攻のカリキュラムは、「コンピュータ教育」「数学の基礎」「生命・生体情報」「現代科学の基礎」並びに「教職（数学、情報）等に関する科目」によって体系づけられており、情報科学専攻の教育理念に沿った幅広い教育を行っている。

《点検・評価》

どちらかと言えば、他の2専攻に比べると、文章作成に関わるような部分の訓練が不足がちである。3専攻が1科目1教室で学ぶ際には、その未訓練さが如実に目立ってくる。しかし、それは能力の問題ではなく、専攻のカリキュラムに由来することにあるようだ。だからこそ、この教養学部として文章作法を学ぶ大きな刺激が情報科学専攻には与えられている。同時に、情報処理の技術面に関係する科目では大きな優位性があり、当専攻の学生は生き生きし、助け時には指導できる者も出てくる。

《長所と問題点》

上述の例の文章作法について、情報関係のソフト等を作成した時には、必ず取扱い説明書を作成しなければならないことから、こちらにも訓練して技術用文書作法を熟達するのも目標の一つとなる。かつ、人と人との意思疎通の技も身につける必要のあることの一つであるから、3専攻の学生が交流することができれば、互いに切磋琢磨できるよい教育環境となるだろう。

《将来の改善・改革に向けた方策》

人は人の顔を研ぐと言う言葉があるが、3専攻は将来、3学科ということに組織変えになったとしても、この協調関係を維持発展させることができるならば、一段階レベルの高い教育が具現化できるようになるであろう。そのためにも、学部の教員の中にさらなる協調関係がまず進展しなければならない。近年、オープンキャンパスのための学部としての共同作業が少しずつ増える傾向にある。大学としての学生獲得困難な時期にこそ、対外的活動のためにも、教員間の連携をさらに密にしていきたい。

教育課程における基礎教育、倫理性を培う教育の位置づけ

人間科学専攻

《現状の説明》

本専攻の所属する教養学部は、その性格からいって、教育課程を基礎と専門に区別することが困難であり、またそうした区別を取り払うことに教養学部の面目があると言ってもいいすぎではない面がある。もとより、それは4年間の教育が入門レベルに終始することを意味するものではない。個々の専門知に自足することなく、総合的な視点から問題の追求・解決にあたるということにほかならない。その意味において、我々は基礎教育を専門教育から切り離すことなく、両者を一体化した教育課程と捉えている。

「倫理性を培う教育」に関して言えば、キリスト教精神に基づいて徳育、人格教育を施すことが本学全体の教育目標であり、本専攻がこの目標に従ったカリキュラムの下に運営されていることはいままでのない。

《点検・評価及び長所と問題点》

現行のカリキュラムは、1・2年次に、伝統的な人文・社会・自然という基礎教育の枠組みに加えて、コンピュータ技能をはじめとする今日的な読み書き能力、及びボランティア活動といった社会と直結する実践活動などに重点を置いた科目群を設けている。こうした技能の習得を通して机上の学習が具体的に活用されるよう心がけている次第である。

《将来の改善・改革に向けた方策》

形式上、学課課程表では教養教育科目と専門科目とを区別しているが、上記のように、この区別は教養学部及び本専攻にとって本質的なものではない。この姿勢が学生にもよく伝わるような課程表の作成がいずれ必要になると思われる。

言語文化専攻

《現状の説明及び点検・評価》

教養学部の教養課程において基礎教育として位置づけられているのは、旧カリキュラムの「一般教育科目等」に相当する「教養教育科目」「外国語科目」「保健体育科目」である。特に、「教養教育科目」群の第1類必修の「キリスト教学Ⅰ・Ⅱ」は、本学の建学の精神であるキリスト教の倫理と精神とを教授する計8単位の科目である。さらには、「学問のすすめ」や「人間の科学」「言語と文化」「情報の科学」「現代社会の諸問題Ⅰ」等の「学科専門科目」の一部も、先にも触れたように、教養学部では基礎教育の科目として位置づけられている。したがって、その意味では、教育課程における基礎教育や、倫理性を培う教育の位置づけは十分尊重されていると言ってよい。

《長所と問題点》

加えてさらに、教養学部教授会は、平成9(1997)年に、設置基準の大綱化に伴う教育課程の改定にあたり、『『教養』とは単なる博識でも、また単なる専門知でもない。原理的な識見をもち、それを実践に活かす智慧をいう』と考える教養学部の教育の原点として、以下のことを教授会決議という形で確認していることを、ここに付記したい。『…＜時代に対処する深い智慧と強い意志を持つ人々を新しい倫理の主体として社会に送り出す＞という大学本来の使命に寄与する』。このような決議を教授会ですること自体、ある意味では教養学部の教育の「長所」と言われてもよいのかもしれない。

しかしながら、全学的に決定されて減少化する卒業単位数や、限られた開講科目数の中で1年次と3年次に開講される「キリスト教学」の8単位の存在が妥当な数であるかどうかについては、異論がないわけではない。

《将来の改善・改革に向けた方策》

この問題の解決は、しかし、全学的な論議を待つしかないのであるが、ただし、教養学部の「倫理を培う教育」は、「キリスト教学」のみに頼るのではなくて、教養学部教員各自が上記の「大学本来の使命」を忘れることのないよう、努めることに懸かっているとわれなければならないまい。

情報科学専攻

《現状の説明》

専門と直接つながらないが、人間性を高めるための教養教育として、1・2年次には、教養教育科目・外国語科目・保健体育科目という科目群が置かれている。さらに、倫理の最たるものとして、本学の建学の精神を培っているキリスト教学及び日々の礼拝が、大きい意味での倫理教育の一環を担っている。

専門に直結する分野としては、コンピュータや数学系科目を中心として、基礎学力を重視したカリキュラムを組んでいる。さらに、演習や実験・実習の時間には、学生が教員と議論を行ったり、自らプログラムを組み、計算を行ったりするなど理解を深めている。ま

た、「情報社会と情報倫理」という科目を3年次に設けて、情報化社会の倫理観についても、きめ細かな教育を行っている。

《点検・評価》

基礎教育の重要性は言うまでもないが、果たして挙げたような科目の履修だけで十全であるかと問えば、とても十分とは言い切れない。絶対的に時間が足りないのである。しかも、学生にとって後で役に立つと言われても、納得できないという反応が返ってくるのは目に見えるようである。基礎教育も、教員それぞれの自覚のもとに教えているのであるから、その独自性を尊重しなければならない。その一方で、分かりやすい、しかも学生に身近なところから持ってきた事例の豊富な講義が望ましい。もちろん、この時、講義形式にこだわらず、視聴覚教材を利用した形式のものでも自由に使えばいい。

《長所と問題点》

情報機器を利用することの多い専攻であり、操作しつつ考えながら勉強が続いていく。この分、パソコン嫌いになる可能性は低いと考えられる。それは大きな長所であり、現代だから許される環境の一つである。しかし、情報機器が使えたからと言ってそれで十分とは言えない。マニュアル化されたものは、大変便利であるが、とかく機器に依存する生活になりがちである。自立するためには、ソフトの内側の構造にまで踏み込む心づもりで学習させなければならない。

《将来の改善・改革に向けた方策》

今後の社会の動向を見極めるのは困難であるが、個人情報などの秘密保護という観点や知的所有権からの観点が重要になるのではないだろうか。この面の倫理観や、いわゆるハッカーにならないようなことを教育の一部で取り上げなければならないだろう。

「専攻に係る専門の学芸」を教授するための専門教育的授業科目とその学部・学科等の理念・目的、学問の体系性並びに学校教育法第52条との適合性

人間科学専攻

《現状の説明》

理論と実践の両面から課題に取り組むために、本専攻の専門科目は講義及び実習の二つの形態からなっている。講義科目については、各基礎論（1年次）を講じた後に、上記四つの教育項目の下にそれぞれ6～7コマの特殊講義（2・3年次）を配して、今日的なテーマを個別科学横断的に提供している。実習科目については、「人間科学基礎演習A・B」（1年次）に始まって、各個別科学の実験・調査実習（2・3年次）を体験し、そこで習得した技能を「人間科学演習」（3年次）及び「総合研究」（4年次）において活用するという流れを設けている。総合研究の成果は卒業論文として提出することが義務づけられており、大学生活4年間の総決算となっている。

《点検・評価及び長所と問題点》

現行のカリキュラムは平成12(2000)年度に始まったもので、その成果はまだ不明の部分が多い。しかし、ともすると個別研究に偏するか、あるいは総花的になりがちであった旧カリキュラムの不備が、かなりの程度改められたと考えている。

《将来の改善・改革に向けた方策》

この点についても、個別科学の比重をどのくらいに落ち着かせるかという上記の問題が残っている。今のところ、明確な案は出ていない。

言語文化専攻

《現状の説明》

教養学部の狙いとするところは、1分野の細かな専門的知識を持つ従来の型の専門人の育成ではなく、深く基礎づけられた広範な知識を基盤とした創造的判断力を持つ新しい型の教養人(ゼネラリスト)の育成にある。この深く基礎づけられた広範な知識のために、教養学部のカリキュラムの「深く専門の学芸を教授研究」する科目群として、各専攻の「専攻専門科目」が多数開設されている。すなわち、人間科学専攻では「確固たる人間観の確立」に、言語科学専攻では「異文化理解やコミュニケーション能力の涵養」に、情報科学専攻では「学際的な視野を持った情報処理技術者の育成」に収斂する専門的な諸科目である。

《点検・評価》

確かに一方で「新たな教養人」を提唱するカリキュラムが、一方で旧態依然の「専攻専門科目」を開設することは矛盾だと言われるかもしれないが、しかし教養学部は、これら3種の専攻を独立し確立した学問としてではなくて、互いに境界を重ねながら多面的に現実に切り込む柔軟性を持った学問群と考えており、決して学部の理念に反するとは考えていない。むしろ、現実に生起する諸問題が複合的で多岐にわたるものである限り、個別諸科学の蓄積と成果に学びながら、それらを既存の境界を超えて援用・駆使し、異分野間の交流と対話を深めることを画することによって、教養学部の教育の理念は具体化されると確信している。したがって、その意味では、教養学部の専門科目の存在は、学校教育法第52条の謳うところに、いささかも抵触するものではない。

《長所と問題点》

各専攻がそれぞれ専門性の確立を図りながらも、同時に教養学科として一つに統合されていることによって、人間・言語・情報という現代人に必須とされる高度の教養が学生におのずと備わることになるはずとはいえ、限られた講義日数の中に多くの課目を配置することにより、学生の自主的選択を困難にしていることは否めない。

《将来の改善・改革に向けられた方策》

この問題に関しては、開設する科目数等を教養学部の理念や学校教育法第52条等に照ら

して一層厳選していくことを考えて見なければならない。

情報科学専攻

《現状の説明》

学際的な視野を持った情報技術者の育成という目標達成のために、1・2年次に学習した基礎理論が、3・4年次の専門科目でどのように応用され展開していくかを学べるような科目の配当を行っている。特に、3年次の情報科学演習では、少人数に分かれ、それぞれの専門分野で十分に理解を深め、応用能力を身につけ、4年次の総合研究へと進展できるよう配慮している。

《点検・評価》

新たな教養人＝ゼネラリストを提唱する教養学部の理念と、専攻の専門科目の開設とは、少なくとも一芸に秀でることによる社会的貢献を目指す限り、学校教育法第52条の趣旨に十分沿うものである。

《長所と問題点》

学部、ひいては専攻のこの作り方は、教養部分と専門部分の調和という大いなる特色の一つである。個性的、かつ創造的な人材の育成のための好ましい教育環境であると思われる。しかし、これはまだ完成・成熟の域には程遠いものである。科目の偏りなどの是正が必要である。

《将来の改善・改革に向けた方策》

専攻としては、学校教育法第52条等を踏まえ、学生が社会で活躍できるような教育に一步でも近づけるようにしたい。そのためにも、今後の社会の要請を見極めつつ、カリキュラムを改訂していくことになるろう。

一般教養的授業科目の編成における「幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養」するための配慮の適切性

人間科学専攻

《現状の説明》

先に記したように、教養学部では一般教育的授業科目と専門的授業科目を一体化した教育課程として捉えている。そして、教養学部の教育目標がまさに「幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養」することにあることも、前述のとおりである。

《点検・評価及び長所と問題点》

教養とは何を意味し、とりわけ今日的な教養として何が求められているのか、ということが教養学部発足以来の我々の関心事であった。我々の考え方は学部設立時の構想と、先

年あらためて出された教育理念に示されている。後者は前者の点検・評価という役割も担っていたが、そこでは、当初の構想が基本的に正しかったことが確認されるとともに、10年の経過のうちに諸問題が深刻化し、より一層の自覚を持って構想の実現に向かうべきであることが指摘されている。

《将来の改革・改善に向けた方策》

時代とともに教養の内実も変化し得ることを思えば、時代にふさわしい授業科目を模索し続けることはもとより我々の重要な使命であろう。しかし同時に、時流に流されることのない教養の本質というものも見失ってはなるまい。今後も、教養学部の宿命として、「教養」や「人間性」の内実を問う努力を怠ってはならないと言えよう。

言語文化専攻

《現状の説明及び点検・評価》

教養学部の科目編成の根幹は、他でも触れたように、「教養教育科目」「外国語科目」「保健体育科目」「学科専門科目」「専攻専門科目」の5類であり、この内、前三者と「学科専門科目」の一部が一般教養的授業科目に位置づけられている。「教養教育科目」群の第1類は、建学の精神に基づいて豊かな人間性を涵養する「キリスト教学」であって、第2、第3、第4は伝統的な人文・社会・自然の3種の諸科目を対応・再編した科目群であって、その中には<音楽><芸術論><表現文化>等も含まれ、さらには、<先端技術論>や<環境の科学><資源とエネルギー>等、現代人必須の幅広く深い教養の科目も含まれている。加えてまた第5類は、<ボランティア活動><表現文化の実践><教育と現代社会><統計学入門>等、研究活動の基礎となる科目や学際的な高度の教養科目からなるものであり、「保健体育科目」も、設置基準の大綱化以降も、廃止してはいない。したがって、その意味では、「幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養」するための「配慮」は「適切」に成されており、このことは教養学部のカリキュラムの長所の一つと言われてよい。

《長所と問題点及び将来の改善・改革に向けた方策》

設置基準の大綱化以降も一般教養的授業科目を削減することなく編成した教養学部のカリキュラムはその科目数の多さから、初期のねらいを必ずしも十全に達成しているとは言えない。この問題は、各科目の学年配当の再検討や科目の厳選を行うことによって解決していかなければなるまい。

情報科学専攻

《現状の説明》

教養教育科目は、5つの類から編成されている。第1類は、本学特有の「キリスト教学」である。また、第2類に「人文科学系科目」、第3類に「社会科学系科目」、第4類に「自然科学系科目」を配して、多くの科目の中から幅広く選択できるようになっている。さら

に、第5類では、3専攻の教員が教養学科の学生を対象に、現代社会に必要と思われる科目を選定開講しており、豊かな教養が身につくよう努力していることも本学科の特色である。

《点検・評価》

上記の教養教育科目に加えて、外国語科目、保健体育科目、学科専門科目、専攻専門科目という形で広い分野を守備範囲としていると言える。人間としての大切なことを学ぶ基礎を築くために、学生は種々の選択を行うことができる。あくまでも個人の芯となるものを、大学生生活の初期に獲得してもらうことを目指していることは評価できよう。大学教育のうち、自分で何を選択するかも含めて教育と考えているのである。

《長所と問題点》

幅広いということは大きな長所である。しかし、幅広さを強調すれば、厚みがないのではという疑問が生じる。しかし、これらに関しては、でき得る限り半期科目を増やしているため、集中して学ぶことにより自らの力で厚みを増やすことが可能である。そのための設備として、図書館・オーディオ・ヴィジュアルセンター、情報処理センターなどが大いに機能している。

《将来の改善・改革に向けた方策》

一芸はすべてに通じるという意味では、一般教養的授業科目と専門科目との相克がある。これをいかに調和させて、総合的な判断能力のある教養人を育成するかが問題である。外国の評価を待って、右顧左眄するような従来の日本人の姿から、それを反面教師として自己の判断責任で良いものは良いとし、悪いものは悪いとできる健全さを養えるような授業体系が求められる。その時、本当の日本の良いものと悪いものを判断し、国のかじ取りもできるような人材が輩出できると確信する。長い目で見るとともに、近い目で何を改革しなければならないかを、教員として柔軟性を失わないで判断しなければならない。

外国語科目の編成における学部・学科等の理念・目的の実現への配慮と「国際化等の進展に適切に対応するため、外国語能力の育成」のための措置の適切性

人間科学専攻・情報科学専攻

《現状の説明》

平成元(1989)年の設立以来、教養学部は「国際化、高度技術化、情報化の進む現代社会にあって人間生活の抱える種々の問題に対処する新しいタイプの教養人を育成する」ためにも、外国語教育を重要な教育課題と位置づけてきた。本専攻の場合、英語については4単位が、選択外国語(ドイツ語・フランス語・中国語)については2単位が必修となっている。加えて、コミュニケーション能力を重視するという観点から、上記4か国語すべてについて会話の授業を到達度に応じて開設している。運営主体は言語文化専攻であり、本専攻では必修とはしていないが、相当数の学生が自主的に履修している。

《点検・評価及び長所と問題点》

選択外国語については、先のカリキュラム改訂により必修単位数が減らされた。これによってますます英語一辺倒になることが懸念されるが、時代の流れとしてやむを得ないことかもしれない。各種の留学制度を利用したり、個人的に短期留学を経験したりするなど、外国語習得に対する学生の関心は決して低くない。学生たちは、外国語を使いながら学ぶ機会を求めている。実際、外国語能力は運用の機会がなければ十分には育たないし、学習意欲も生まれえないものである。しかし、本専攻の教育課程でその機会が十分に提供されているかと言えば、決して十分とは言えない。外国語授業の充実化とともに、その活用を大学の中に数多く設ける必要があると言えよう。

《将来の改善・改革に向けた方策》

海外の提携校との交流をもっと活発にするとともに、外国語による専門授業を設けるなど、学内教育に即した工夫を施すことも検討課題の一つであろう。

言語文化専攻

《現状の説明》

教養学部では外国語の育成は、「外国語科目」群と言語文化専攻の「専攻専門科目」の第2類とで図られている。両者とも、英語・ドイツ語・フランス語・中国語の4ヵ国語が開設されている。「外国語科目」第1類の英語は、必修科目（英語Ⅰ・Ⅱ）と選択科目（英語Ⅲ）と（英会話Ⅰ・Ⅱ）である。その第2類となる他の外国語も、（ドイツ語Ⅰ・Ⅱ）と（ドイツ語会話Ⅰ・Ⅱ）のように、各2種類開講されていて、（会話）を除いた3ヵ国語の中の1ヵ国語のⅠだけが選択必修となっている。ただし、このⅠも、人間科学と情報科学の2専攻では半期2単位であるが、言語文化専攻では通年4単位であって、そのⅡも必修である。

一方、言語文化専攻の「専攻専門科目」の第2類は、（英語演習）と英独仏中の4ヵ国語の（中級）と（コミュニケーション）と英語教員免許関係の諸科目から構成されており、それぞれ、（英米の言語文化論）等の諸講義科目と連携して、先の「外国語科目」とともに学年別段階的に開設されている。この方式は、国際化等の進展に適切に対応するためには、異文化理解の重要さの認識等、学生の外国語学習の動機づけそのものが肝要となるという教養学部の見識の現れである。

また、教養学部は平成6（1994）年以降、日本語教員養成課程を副専攻として開設しており、これまで多くの学生が「日本語教員資格」の認定を受けていることも評価されてよい。

《点検・評価及び長所と問題点》

なお、3専攻の間に外国語での必修単位の相違があるが、他専攻の学生にも、言語文化専攻の外国語に関する「専門科目」等が選択可能であって、意欲ある学生の取り組みには適切に対処している。この方式は、開講科目数や開講コマ数に限りある中で、妥当な方策と言われてよい。また、各外国語とも、（外国語コミュニケーション）は、それぞれ、ネィ

ティブ・スピーカーの専任教員が担当していることも、長所と言われてよいであろう。しかしそれでも、開設科目が英独仏中の4ヵ国語だけでよいかという問題は残る。

《将来の改善・改革に向けた方策》

例えば、さらに韓国語などを開設する必要があると思われるが、これを全学部共通の「外国語科目」の中に開設するか、教養学部だけに開設するか、あるいは、言語文化専攻の「専門科目」と関連づけて開設するか、等があらためて問題となる。これらは、しかし、全学的な検討に委ねることから始めなければなるまい。

教育課程の開設授業科目、卒業所要総単位に占める専門教育的授業科目・一般教養的授業科目、外国語科目等の量的配分とその適切性、妥当性

人間科学専攻

《現状の説明》

卒業に要する総単位数は124単位、そのうち教養教育科目36単位、外国語科目6単位、専門科目68単位をそれぞれ最低修得単位数としている。科目数では、教養教育科目44科目（内、必修2科目）、外国語科目23科目（内、必修3科目）、専門科目82科目（内、必修5科目）となる。平成5(1993)年と平成12(2000)年の二度にわたるカリキュラム改訂によって卒業単位数と必修科目数を減らし、より自由度の高い課程表を実現した。単位配分、科目配分ともに妥当と思われるが、教養教育と専門教育の一体化という観点からすれば、これらを無理に類別する必要はないとも言える。

《点検・評価及び長所と問題点》

現在のところ大きな問題点はないが、専門科目の数がやや過剰だと言えなくもない。個別科学教育の充実を図るとの勢いで科目数が多くなってしまい、人間科学という全体的な視点がかすんでしまう。これは人間科学をどう捉えるかという根本問題に関わることであり、今後も引き続き検討されるべきであろう。

《将来の改善・改革に向けた方策》

教養教育科目と専門科目に内容の重複するものが散見される。その整理統合に努めるとともに、専門科目の相互連携をより緊密にし、来るべき人間科学像をカリキュラムに反映させる努力が今後も求められよう。

言語文化専攻

《現状の説明及び点検・評価》

平成12(2000)年度から施行された教養学部の教育課程での開講科目数は、教養学科3専攻共通の一般教養的授業科目が、保健体育科目も含めて46科目、外国語科目が23科目で、専門教育的授業科目が28科目である。加えて、専攻別に専門教育的科目の開設科目数を言

例えば、人間科学専攻では 54 科目、言語文化専攻では 50 科目、情報科学専攻では 49 科目である。卒業に要する最低履修単位は、人間科学・言語文化・情報科学の 3 専攻とも 124 単位であるが、基幹となる科目の専門教育的授業科目・一般教養的授業科目、外国語科目等の配分では異なっている。人間科学専攻では、一般教養的授業科目が 36 単位、外国語科目が 6 単位、専門教育的授業科目が 68 単位であり、残りの 14 単位は、「キリスト教学Ⅰ・Ⅱ」を除く、保健体育科目も含めた各科目並びに他専攻、他学科、他学部、他大学の開設科目からの自由選択となっている。言語文化専攻では、一般教養的授業科目が 36 単位、外国語科目が 10 単位、専門教育的授業科目が 66 単位であり、残りの 12 単位は、「キリスト教学Ⅰ・Ⅱ」を除く、保健体育科目も含めた各科目並びに他専攻、他学科、他学部、他大学の開設科目からの自由選択となっている。情報科学専攻では、一般教養的授業科目が 34 単位、外国語科目が 6 単位、専門教育的授業科目が 70 単位であり、残りの 14 単位は、「キリスト教学Ⅰ・Ⅱ」を除く、保健体育科目も含めた各科目並びに他専攻、他学科、他学部、他大学の開設科目からの自由選択となっている。教育課程の開設科目、卒業所要総単位に占める専門教育的授業科目、一般教養授業科目、外国語科目等の量的配分は、他で触れた教養学部の教育目標に照らしてみても、適切性・妥当性を持つものと言ってよい。

《長所と問題点及び将来の改善・改革に向けた方策》

とりわけ、各科目の開設数の多いことや、「教養教育科目」の第 5 類や「学科専門科目」という形で研究技能の育成や高度の教養に資する科目を開設していることは、教養学部の教育課程の長所と言われてよい。しかし、一面では、変転する社会に即応した形となっているかについては論議のあるところで、今後とも継続して、開設科目の種類や数、各分野の最低修得単位数を検討していかなければなるまい。

情報科学専攻

《現状の説明》

卒業に必要な単位は 124 単位で、内訳は、専門教育的授業科目 70 単位 (56%)、一般教養的授業科目 34 単位 (27%)、外国語科目 6 単位 (5%) で、残り 14 単位 (11%) はすべての分野から選択できる。

《点検・評価》

各分野への量的配分は妥当なものと考えている。

《長所と問題点》

現在のところ大きく問題となっているところはない。

《将来の改善・改革に向けた方策》

現在のカリキュラムは 2 年前に改訂されたばかりであり、しばらくは履修の動向をみる必要がある。

基礎教育と教養教育の実施・運営のための責任体制の確立とその実践状況

人間科学専攻

《現状の説明》

本専攻に限らず、本学全体の基礎／教養教育を主として教養学部が担当している。その実施・運営にあたっての責任体制は明確であり、十分に責任を果たしていると考える。

《点検・評価及び長所と問題点》

科目によっては他学部や非常勤講師に頼らざるを得ないものもあるが、その比率は高くない。専任教員全体に4年間の一貫教育という意識が定着しており、この意識こそ貴重というべきだろう。

《将来の改善・改革に向けた方策》

責任体制を確立し、円滑な運営を行うには、教員の安定した確保がなければならない。しかし現状では、専任教員に欠員が生じて、スムーズにその補充がなされていない。教員を補充する健全な体制を整えるために、全学的に再検討が必要である。

言語文化専攻

《現状の説明》

本大学では、基礎教育と教養教育の実施・運営は全学的組織としての「拡大教務委員会」が担当している。その構成は、各学部選出の全学教務委員、各学部の学科長、教養学部の3専攻主任である。この委員会で、基礎教育と教養教育の開設科目数や開設コマ数や開講科目の単位数の、全学的最小基準を決定して、それに準拠するという形で、教養学部も含めて各学部がそれぞれの基礎教育と教養教育を設定・実施している。

《点検・評価及び長所と問題点》

旧一般教育科目等については各学部とも卒業に必要な最低修得単位の20%は確保することなどは、この委員会の決定であり、その点検もこの委員会の役目である。その意味で、基礎教育や教養教育の必要性は全学的に認知されていると言われてもよいのであるが、しかし、20%という数の当否は、今後とも大いに論議されなければならないであろう。そしてまた、基礎教育と教養科目を担当する教員の非常勤講師に嘱託する比率等の問題も、今後、検討されるべき問題であろう。

《将来の改善・改革に向けた方策》

いずれにしても、現状では基礎教育と教養教育の実施・運営のための責任は、この「拡大教務委員会」にあるということになる。この委員会の機能の充実を期待したい。

情報科学専攻

《現状の説明》

基礎及び教養教育全般に関する中長期的展望に立った構想の検討、立案には学部の「将来構想委員会」がこれにあたっている。また、情報処理リテラシーに関わる基礎教科については、学部として委員会を設けて授業内容、運営方法について協議し、それに基づいて授業を実施している。専攻内では、情報系（コンピュータ教育などを含む）、数学系のそれぞれの分野において、担当教員全員で協議し、責任分担を決め基礎教育の運営にあたっている。一方、コンピュータ実習関連の科目については可能な限り専攻の全教員が関与して運営にあたっている。

《点検・評価》

情報処理、コンピュータ実習関連の科目についてはほぼ望ましい体制になっている。

《長所と問題点》

必ずしもすべての分野について責任体制が整っているわけではない。教員間のさらなる緊密な連絡が必要とされる。

《将来の改善・改革に向けた方策》

基礎教育のあり方は、学生の質の動向とともに変わるものであるから、常に授業効果について観察し、実情にあったものに改めていく必要がある。

【カリキュラムにおける高・大の接続】

学生が後期中等教育から高等教育へ円滑に移行できるような教育指導上の配慮の適切性

人間科学専攻

《現状の説明》

昨今、大学生の学力低下が話題となっているが、本専攻の場合、入学者の学力は本学全体の水準から見て決して低くはない。ただ、ややもすれば受け身になりがちな中等教育での学習態度を自主的・積極的なものに変え、社会に対する問題意識を育てることの必要性は痛感している。そのために本専攻では、1年次に「人間科学基礎演習A・B」（必修）を設け、Aでは講読形式の授業を通して本の読み方や議論・発表の仕方、文献の調べ方などの手ほどきを行い、Bでは実験・調査の基礎を体験させている。少人数制の授業ということもあって、学生と教員とのつながりも自然に生まれ、生活・学習面でのさまざまな助言を行う機会ともなっている。

また、これは教養学部全体に向けた授業であるが、「学問のすすめ」「現代社会の諸問題I」（いずれも1年次）などを通して、大学での勉学のあり方や現代社会が直面する問題について多角的な講義を行い、学生の意識を育む努力を重ねている。

《点検・評価及び長所と問題点》

大学生としての資質はいわゆる学力にあるだけでなく、その問題関心や学習意欲にも求められる。本専攻では特に後者の支援に力を注いでいる。現在のところ、おおむね良好な反応を得ている。

《将来の改善・改革に向けた方策》

入試状況などを見るに、やがて本専攻も学生の基礎学力を問題にせざるを得ない時代が訪れるかもしれない。しかし、基礎の基礎となるのは、知識以前の、読み・書き・話す能力である。現行の「人間科学基礎演習」でもこの点を重視しているが、一層の充実を日頃の心得とすべきであろう。

言語文化専攻

《現状の説明》

教養学部では各専攻の、1年次開講の科目のかなりの部分を、本学部に入学者が後期中等教育から高等教育へ円滑に移行できるための科目として開設している。具体的には、「教養教育」の第5類の「基礎コンピュータ」等や、「学科専門科目」の、学問や研究の意義を説く「学問のすすめ」や、「専攻専門科目」の「人間科学基礎演習」「言語文化基礎演習」「コンピュータ科学入門」等の徹底した少人数の講義を開設して、教育指導上の配慮をしている。加えて、言語文化専攻の「英語演習」は、多様な入学選抜者の中の、特に英語の学力に問題のある学生を対象として開設したものである。

《点検・評価》

したがって、学生が後期中等教育から高等教育へ円滑に以降できるような教育指導上の配慮の適切性は一応あると言われてよい。

《長所と問題点及び将来の改善・改革に向けた方策》

とりわけ「学問のすすめ」等は教養学部の教育課程ならではの長所と言われてよいであろう。しかしながら、いわゆる「ゆとりの教育」の後期中等教育への予想される影響や本大学の多様化する入学者選抜の仕方を思うとき、高等学校の教育課程等の研究を積極的に試みるなどして、「円滑な移行」の一層適切な方策を今まで以上に真剣に考えていなければならぬ。

情報科学専攻

《現状の説明》

専攻の入試科目としては数学Ⅲ、数学Cを免除している。入学後コンピュータ基礎数学、線形代数学等においてその内容を一部講義の中で学生に教えたり、それ以前のものであっても学生の理解を助けるものと判断されれば意識的に取り上げるようにしている。

本専攻では入学時に学生にノートパソコンを持たせ、1年次は週あたり3コマの実習(必

修科目)を通してコンピュータの実践教育を行っている。入学時の学生のコンピュータに関する知識等にはかなりの差が見られる。そこで、全くの初心者でも無理なく1年間で情報系としてのコンピュータリテラシーが学べるよう、カリキュラムの内容を工夫したり、複数の教員を配置するなど工夫している。数学の分野では、数学Ⅲ、数学Cを入試科目から除いているので、その内容の一部をコンピュータ基礎数学、線形代数学等の講義の中で取り上げている。それ以前の段階の内容のものでも、学生の理解を助けるものと判断されれば意識的に取り上げている。

《点検・評価及び長所と問題点》

学生が後期中等教育から高等教育へ円滑に移行できるようにとの配慮から行い、それなりの成果もあがっているが、大学で教えるべきことに費やす時間が奪われることにもなっている。

パソコンの実習では、自分のノートパソコンを使うことで、初学者のための教育としては効果は非常に上がっている。情報系ということで、システムやOS、ネットワークの概念を理解させるために、Unix系のOSを使っているが、OSに関しては全員初心者ということで、既にコンピュータの取り扱いに詳しい学生も新鮮な気持ちで学ぶことができる。

パソコン教育については、自分のノートパソコンを持つことは、各人のレベルに応じて自主的に学ぶことができるので、次のレベルに進むための基礎を身につけるのに効果的である。学生が後期中等教育から高等教育へ円滑に移行できるようにとの配慮から、そのための手立てをすれば効果もあがっているが、大学で教えるべきことに費やす時間が奪われることになる。

《将来の改善・改革に向けた方策》

中等教育の今後を考えた時、このような措置がより組織的な形で求められることになるであろう。

今後ますます学生の質の多様化が進み、一部の学生の基礎学力の低下が心配される所であり、それに合わせて、すべての分野について基礎領域を理解させるための組織的な方策を立てる必要がある。パソコンの実習においては、担当する教員の層を厚くして、個々の学生に、より一層きめ細かな指導が行えるよう改善することが望まれる。

【履修科目の区分】

カリキュラム編成における、必修・選択の量的配分の適切性、妥当性

人間科学専攻

《現状の説明》

必修・選択の量的配分は次のとおりである。

	卒業に関する 最低修得単位数		選択科目数	必修科目数	必修単位数	
教養教育科目	第1類		8		2	8
	第2類	2		10		
	第3類	2	20		12	
	第4類	2		10		
	第5類		8	10		
	小計		36	42	2	8
外国語科目	第1類	4	3	2	4	
	第2類	2	16			
	小計	6	19	2	4	
外国人留学生科目						
学科専門科目	第1類	14	10	1	4	
	第2類	12	17			
	小計	26	27	1	4	
専攻専門科目	第1類	10	8	1	2	
	第2類	4	9	2	2	
	第3類	20	25			
	第1～4類 他専攻専門科目	8	9			
	小計	42	51	3	4	
教養教育科目2～5類 外国語科目 保健体育科目 学科専門科目 専攻専門科目 他専攻専門科目 (他学科、他学部、他大学)		14	139	8	20	
	合計	124				

《点検・評価及び長所と問題点》

現在のところ適切であると考えている。

《将来に向けた改革・改善の方策》

現行カリキュラムは改正間もないので、当分様子を見た上で改善策を検討する。

言語文化専攻

《現状の説明》

卒業単位は124単位、うち必修は42単位である。

《点検・評価》

何度かのカリキュラム改正ののち、到達した単位数であり、卒業単位の約3分の1が必

修、というのは適切と思われる。

《長所と問題点》

学生の多様な質に応じ、学生の自由選択の幅が多く多様な学生が輩出できる。

《将来の改善・改革に向けた方策》

学生の多様性・ニーズにあわせるだけでなく、専攻として一本の筋の通った学生を養成すべく緩やかなコース制などを設定することが考えられる。

情報科学専攻

《現状の説明》

卒業に必要な単位数 124 単位のうち、必修科目の単位数は 36 単位、選択科目の単位は 88 単位である。必修科目 36 単位の内訳は、基本的教育科目である、キリスト教学（8 単位）、英語（4 単位）、及び総合研究（卒業課題）（4 単位）の 3 科目が 16 単位、及び、コンピュータ入門関係の 5 科目が 20 単位である。

《点検・評価》

基本的教育科目である 3 科目は、本学及び本学部の教育方針として必須とされるものである。コンピュータ関係の 5 科目は、学科として全学生に最低限の基礎知識を身につけさせるために是非とも必要であると考え必修科目としたが、必修科目は最小限にとどめるようにした。したがって、必修科目の量としては、適切なものであると判断している。

《長所と問題点》

学生の質の多様化の傾向を考え、必修科目の量を抑え、幅広い分野の選択科目を用意して学生のニーズに応えられるようにしている。学生の科目選択の自主性を最大限に尊重するように心がけている。

《将来の改善・改革に向けた方策》

現行のカリキュラムは平成 12(2000)年度に改正されたばかりであり、しばらくはその成果を見る必要がある。また一方で、学生の意見・要望などを反映して、必要があれば改めていくことを考えている。

【授業形態と単位の関係】

各授業科目の特徴・内容や履修形態との関係における、その各々の授業科目の単位計算方法の妥当性

人間科学専攻・言語文化専攻

《現状の説明》

90分通年講義課目4単位、同半期講義課目2単位、ただし、語学（演習を含む）は通年でも2単位。

《点検・評価》

極めて妥当と考える。

《長所と問題点》

全学的合意点であり、他学部科目履修の際にも平等性が保たれる。

《将来の改善・改革に向けた方策》

当分の間はこの単位基準を保持し、科目の調整が重要となる。

情報科学専攻

《現状の説明》

情報科学専攻では、専攻の特色を授業科目に反映させるため、1・2年次には基礎的演習を伴う科目（例 コンピュータ入門A、B、C など）を置き、1週2回開講半期完結型で学生に履修させるようにしており、単位数についても通年科目相当（4単位）を割り当てている。その他の科目については、一部の講義課目（例 線形代数学 など）、情報科学演習、総合研究を除き半期開講を基本にし、単位数は通年科目で4単位、半期科目で2単位を付与している。

《点検・評価及び長所と問題点》

1週2回開講半期完結型実施は学生の履修意欲を引き出す上で効果があると思われる。

《将来の改善・改革に向けた方策》

現在大学全体でセメスター制の検討が行われており、検討結果を待ってより効果的な履修形態の探求、単位数計算方法の検討が必要になる。

【単位互換、単位認定等】

国内外の大学等と単位互換を行っている大学にあっては、実施している単位互換方法の適切性

人間科学専攻・言語文化専攻

《現状の説明》

国内は「学都仙台単位互換ネットワーク」により12単位まで認める。海外は協定校とは30単位まで、認定校とは類似科目読替えによる認定を行っている。

《点検・評価》

妥当な単位互換とみなされる。

《長所と問題点》

他大学の講義に触れることはいい刺激になると思われるが、レベルの相違という問題を考慮すべきである。

《将来の改善・改革に向けた方策》

何のために自大学自学部に入学したのかという本旨を忘れぬようにしたい。国内の場合にはサテライト方式も考えられよう。

情報科学専攻

《現状の説明》

大学全体として「学都仙台単位互換ネットワーク」に参加しており、専攻としては「情報の科学」「コンピュータと論理」「バイオサイエンス」を提供している。

《点検・評価及び長所と問題点》

多様な教育の機会を学生に保証できるようになった。

《将来の改善・改革に向けた方策》

スタート間もないので今後の成果に待つところである。

大学以外の教育施設等での学修や入学前の既修得単位を単位認定している大学・学部等にあっては、実施している単位認定方法の適切性

人間科学専攻・言語文化専攻・情報科学専攻

《現状の説明》

他大学を退学して本学に入学する際、30単位を超えない範囲で既修得単位を認めている。

3年次編入学生に対し、既修得単位の（64単位を限度として）包括認定及び単位読み替え制度をとっている。

《点検・評価》

入学前の単位を尊重しつつ、本学卒業単位の約4分の1程度、というのは妥当と考える。

卒業単位との関係で学生の負担を軽減することになっている。

《長所と問題点》

本人が目指す学部の内容にふさわしい科目か否かの区別が必要であろう。

《将来の改善・改革に向けた方策》

編入学後に学生の履修すべき科目をどのように理解させるかなどのきめ細かい指導が必要となる。

外部検定や資格取得をどの程度組み込むかの検討が急がれる。

卒業所要総単位中、自大学・学部・学科等による認定単位数の割合

人間科学専攻・言語文化専攻

《現状の説明》

他学部提供科目を12単位まで認めている。

《点検・評価》

この制度はスタートして日も浅いので、その成果はもう少し経過しないと分からない。

《長所と問題点》

各人の関心・ニーズに応じた科目受講がある程度可能となる。

《将来の改善・改革に向けた方策》

自学部教育の徹底とのバランスをどうとるか、転部・転科の伏線となるケースとそうでない場合との区別の必要性。

情報科学専攻

《現状の説明》

次のようになっている。

卒業所要総単位数	124単位
----------	-------

自学部・学科等による認定単位数	124～110 単位
他学部・学科・他大学等による認定単位数	0～14 単位

《点検・評価及び長所と問題点》

この間のカリキュラム改定等を通じ、多様な履修形態を学生に提供できるようになった。

《将来の改善・改革に向けた方策》

学部間の単位互換の検討も始まっており、その結果に待つところである。

【開設授業科目における専・兼比率等】

全授業科目中、専任教員が担当する授業科目とその割合

人間科学専攻

《現状の説明》

専攻の専門科目は、ほとんど専任教員が担当しているが、これらの教員の大部分は同時に、他学部・他学科の教養教育科目を兼担している。

《点検・評価及び長所と問題点》

上記の方式は教員負担が大きいものの、おおむねうまく機能している。

《将来に向けた改革・改善の方策》

教員の年齢構成を再検討し、対策をたてるべき時期にきている。

言語文化専攻

《現状の説明》

本専攻は、大部分の科目（9割以上）を専任教員で充当している。

《点検・評価及び長所と問題点》

授業以外の指導も重要なので、専任率が高いことは好現象である。

《将来の改善・改革に向けた方策》

数年先の教員数に向けての調整中である現在では、教員の高齢化が進んでいる。同時にマンネリ化させぬような努力が必要である。

情報科学専攻

《現状の説明》

専攻所属専任教員は、専攻専門科目のほか、学科専門科目、他学部向け教養教育科目（数学、自然科学、コンピュータリテラシーなど）を担当している。兼任教員の担当する科目名及びその割合は以下のとおりである。

授業科目名	開講コマ数 (半期1コマ)	専任担当コマ数 (半期1コマ)
基礎数学	11	5
基礎統計学	5	2
統計学入門	4	2
数と空間の科学	2	2
数理科学	3	1
物質の科学	1	1
生命の科学	10	9
情報の科学	2	0
自然科学概論 II	1	1
環境の科学	10	4
宇宙の科学	1	1
かたちの科学	2	1
資源とエネルギー	4	3
コンピュータ科学	4	4
コンピュータ演習	15	3
基礎コンピュータ A	5	5
基礎コンピュータ B	4	3
自然科学特殊講義	1	1
バイオサイエンス	1	1
コンピュータと論理	1	1
コンピュータグラフィックス入門	2	2
人間情報学	1	1
バイオサイエンス	1	0
生命科学	2	1
情報の科学	2	2
コンピュータ入門 A	4	4
コンピュータ入門 B	4	4
コンピュータ入門 C	4	4
コンピュータ科学入門	2	2
コンピュータ基礎数学	2	2
解析学	2	2
線形代数学	2	2
プログラミング初級	4	4
プログラミング中級	4	4
情報処理入門 A	2	2
情報処理入門 B	2	2
情報処理入門 C	2	2
生命情報システム入門 A	1	1
生命情報システム入門 B	1	1
基礎情報数理	2	2

代数学	2	2
情報数理 A	1	0
情報数理 B	1	1
数理情報学	1	1
現代科学基礎講義 I	1	1
物質と情報 I	1	1
シミュレーション論	1	1
プログラミング言語 II	2	2
数理情報学	2	2
情報科学基礎論	2	2
情報処理論	2	2
幾何学	2	2
確率・統計	2	0
数値解析	2	0
情報とエレクトロニクス	2	0
生体情報学	2	2
情報科学基礎実験 I	2	2
情報科学基礎実験 II	2	2
情報科学演習 I	32	32
情報科学演習 II	32	32
総合研究	38	38
合計	265	215 (81.1%)

《点検・評価及び長所と問題点》

専任教員数の関係から、かなりの部分（教養教育を中心に）を兼任に頼らざるを得ない現状である。

《将来の改善・改革に向けた方策》

必要な専任教員の確保が欠かせないものとなっている。

兼任教員等の教育課程への関与の状況

人間科学専攻

《現状の説明》

ほとんどが専任教員であり、兼任教員が本専攻の教育課程に関与することはない。

《点検・評価》

本専攻で担当している教職科目の一部は、担当者の補充がままならないこともあって、学外の非常勤講師にその多くを担当してもらっている。このことを考えると、教員の専門分野による偏りがあることが分かる。

《長所と問題点》

教養学部教養学科の一専攻としての立場で、今日まで専任教員を中心として教育活動を円滑に行ってきたことは長所と考えられる。しかし、上記の《点検・評価》で述べたように、教職科目担当の部分を長く非常勤講師でまかなってきたことは、不自然であり改善を要するものとする。

《将来の改革・改善の方策》

学内の人事に大きく関わる全学組織運営委員会において、教養学部の人事の大枠に関して前向きな姿勢を打ち出してくれたことで、長年の懸案となっていた学科専攻の人事を計画的に行うことが可能な方向に一步進めていくことになった。兼任は、教養学部のような総合的な性格を持つ学部としては、過度にならなければ担当してもらってよいと思われる。しかし、何よりも大切なことは計画的な人事であるので、それが確実に実施できるように働きかけていきたい。

言語文化専攻・情報科学専攻

《現状の説明》

教育課程の検討・編成は専任教員が行っており、兼任教員等は特別関与することはない。ただし、他学部に関わる教養教育は、関係学部・学科・専攻との協議によりその内容を検討・編成している。

《点検・評価》

情報処理関係の科目の導入に際して、全学的に関係者が集まり協議したことは大きな前進であった。教科書の作成等は、各学科・専攻で担当し、独自のものを使用している。この際、兼任教員等の意向も十分配慮されている。

《長所と問題点》

教養教育に関しては、非常勤講師の担当が比較的多い。さまざまな経歴の人がいるという長所とともに、その授業の質的な把握はなかなか困難である。

《将来の改善・改革に向けた方策》

全学的な課題でもあるが、教育の評価として、一定の品質とでもいうようなことの基準が必要であろう。今後の改善の大きな項目になると思われる。そのための関係部局による協議がより円滑に行えるような機構の設置も考えられよう。

【生涯学習への対応】

生涯学習への対応とそのための措置の適切性、妥当性

人間科学専攻・情報科学専攻

《現状の説明》

生涯学習への特別に組織的な取り組みは今のところ実施していない。県民大学の導入を始めた程度である。

《点検・評価及び長所と問題点》

社会人特別入試なども今後の課題である。本専攻の内容にかんがみ、社会人のニーズはあると思われる。

《将来の改革・改善に向けた方策》

上記の件を検討していく。

言語文化専攻

《現状の説明》

本学部は発足以来の歴史が浅く、内部的な対応に追われて、生涯学習への対応が十分になされているとは言いがたい。社会人特別選抜の制度はまだ導入されていない。昼夜開講制についても、社会人が職場を終わって大学に通学するためには物理的に不可能な場所にキャンパスが位置している関係上、現実的には不可能である。しかし、社会経験に富み、明確な問題意識を抱いて勉学に取り組む社会人学生が、一般学生に活気を与え独特の影響を及ぼすことはよく知られている。このため、本学部では「県民大学」の公開講座の制度の導入を図ったり、市民講座の設置に向けての準備もなされ始めている。

《点検・評価及び長所と問題点》

本学部ではいまだ学内的な改革に目が向いていて、社会人に開かれた生涯学習への対応が必要であるという意識は低い。

《将来の改善・改革に向けた方策》

こうした意識を改善し、社会における教養の向上に関し、恒常的で適切な寄与がなされ得るような委員会組織を作り、実現に向け努力すべきであると思われる。

②教育方法とその改善

文学部

英文学科

【教育効果の測定】

《現状の説明》

学科内及び各系内で教育方法が相談される。教育効果を考えて、概説科目など複数教員で担当する科目がいくつかある。その際、評価基準等は担当者間で調整され、次年度に備えることになる。

卒業生の進路状況は、過去5年間の平均値で、就職率が89%である。業種別就職状況は、就職希望者数247名のうち、サービス業57、小売業37、金融・保健業27、通信・運輸業21、教員20、卸売業17、製造業18、公務員9、建設業9である。

《点検・評価及び長所と問題点》

教員志望者が多い中で、少子化などの社会的状況から、なかなか自分の希望どおりにゆかず、進路変更を考えざるを得ない学生が少なくない。

【厳格な成績評価の仕組み】

《現状の説明》

特に履修科目登録の上限設定は行っていない。

講義ものは大クラス制だが、実学的能力養成の基礎科目や演習は少人数制をとっている。成績評価の方法は、原則的に、各担当者に任せられている。各教員の成績評価法の学生への周知徹底は『大学要覧(シラバス)』によって行われている。各年次及び卒業時の学生の質を検証・確保するための方途については、英語力を専門教育科目第1類などによって段階的に伸ばす方策をとっており、3・4年次必修の「演習」では、学生に対して個別指導を行う態勢をとっている。また、4年次には、「卒業試験」または「卒業論文」が選択必修になっており、学生にはこれらの科目が4年間の学習の総まとめをする機会となる。

【履修指導】

《現状の説明》

学生は、入学時のオリエンテーション行事以来、履修指導を含めさまざまな相談事について、自分が所属するグループのグループ主任の指導を受けることができる。英文学科昼

間主コースの場合、1・2年次と3・4年次でキャンパスが変わるので、グループ主任も交替するが、夜間主コースでは4年間同じ教員がグループ主任を務める。留年者についても、グループ主任制度は適用される。また、3・4年生は少人数制を取る「演習」の担当者からもアドバイスを受けることができる。

オフィスアワーの制度化はしていない。多くの場合、授業の前後の時間帯を利用した指導が可能であり、また、教員によって、自分の研究室前に在室時間帯を表示したり、e-mailその他の連絡方法によって、学生からの相談（予約）に応じている。

二部英文学科の留年者、原級止者、休学者については、可能な限り二部英文学科の科目を平成12(2000)年度開始の昼夜開講制のカリキュラムで読み替えを行い、それが不可能な科目については二部英文学科の科目の開講を保証している。

《点検・評価及び長所と問題点》

学生の履修指導のために、教育・研究条件の整備がさらに必要である。

特に、編入学生及び夜間主コースの学生について、事務部門と連携してよりスムーズな指導を行う必要がある。

《将来の改善・改革に向けた方策》

教員の授業担当コマ数の上限設定による、教育・研究条件の整備に向けた努力が、現在全学的に行われているところである。まずは、この努力をさらに続け、教員と学生が共有できる時間の確保を図りたい。

編入学生及び夜間主コースの学生向けには、履修方法についての説明をより明快にしたい。

【教育改善への組織的な取り組み】

《現状の説明》

『大学要覧（シラバス）』で、講義のテーマ、講義内容、授業計画、成績の評価方法、履修上の注意を示している。

本学では、平成8(1996)年度から、すべての学部において、「学生による授業評価」を実施することになった。英文学科でも、専任教員及び非常勤講師の別なく、原則として、授業の最終週ないしその前週に、「学生による授業評価」を実施している。

《点検・評価及び長所と問題点》

「学生による授業評価」を次年度の授業あるいは指導法にどう活かしていくかは、基本的には各科目の担当者に任せられているが、同「評価」は、今後の授業形態、担当者の決定方法などを考える上で、教員間で話題にし得るので、今のところ、これに対する問題点の指摘は出ていない。

【授業形態と授業方法の関係】

《現状の説明》

講義ものは大教室で行われる場合もあるが、専門教育科目第1類の科目や「演習」は少人数教育に努めている。「オーラル・プラクティス」は毎回オーディオ・ヴィジュアルセンターを使用して行われる。その他の科目についても、必要に応じて、各種視聴覚機器、コンピュータが有効利用されている。

「遠隔授業」による授業科目の単位認定はしていない。

キリスト教学科

【教育効果の測定】

《現状の説明及び点検・評価》

本学科は、教育上の効果を測定するための仕組み・方法をまだもっていない。ただし建学科以来38年、卒業生は110数名を数えるが、現在、伝道者として、聖書科教師として仕事をしている者の数は、45名以上にのぼる。そのほか、福祉関係の職についている者が20名近く、その他大学の神学教師などもいる。理念・目的の項に記したような、本学科の教育目標はかなりの程度達成されていると言ってよいであろう。

《将来の改善・改革に向けた方策》

今後、教会のミニストリーがますます多様化し、宗教的な情操を背景に持った人材が求められる職場も多くなるであろう。特に福祉の分野はそのような場でもある。今後、本学科は、そのような社会で活躍する人々と連携しつつ、教育・研究のプログラムにも反映させて改善の手を加えていくべきであろう。

【厳格な成績評価の仕組み】

《現状の説明》

履修科目登録の上限設定は特にしていない。年度始めに本学科学生が全員集まる機会に適切な履修方法についてガイダンスを行っている。

特別に明文化された成績評価法、あるいは厳格な成績評価の仕組みは持っていない。ただ教員会議で、時々、成績評価について話し合い、適正化、公平化をはかる努力も怠ることをしていない。

各年次はともかく、卒業時の質の確保については、いわゆる卒業論文を「論文・演習」として必修化し確保する努力をしている。

《点検・評価及び長所と問題点》

現状の成績評価は厳密になされており、特に問題はない。「卒業論文」を課し、その作成のために、年間を通して懇切な指導がなされている。効果が認められ、評価されよう。

【履修指導】

《現状の説明》

年度始めに、また機会のあるごとに、履修指導をしている。

オフィスアワーの「制度化」はしていない。各教員の責任でそのような時間を設けている場合もある。

留年者に対しては、生活状況の改善も含めて、強力に指導している。

《点検・評価及び長所と問題点》

現在の履修指導は十分ではない。もっときめ細かな指導が必要になっている。カリキュラムの変更があったり、特に編入学生や留年者は必修科目履修のため2つのキャンパスに通わなければならない、実際の学習を困難にし、意欲を阻害している面がなくはない。

《将来の改善・改革に向けた方策》

履修指導の問題は現在本学科の大きな課題である。「指導」だけでは解決されない部分も少なくない。教員の拡充、必修科目・選択科目の見直し、さらには学生のための言わば「オフィス」の設置など、ハードの面も含めて早急に改善されなければならない。

【教育改善への組織的な取り組み】

《現状の説明、点検・評価、長所と問題点、将来の改善・改革に向けた方策》

学生の学習の活性化は本学科が常に考慮し、目標としているところである。そのための教育指導の方法の改善も絶えず心がけていかなければならない。シラバスの充実、学科修養会の活用、特別の勉強・研究会などを通して行われている。ただこのような活動が組織的になされてはいない。学生の授業評価は一般教育科目「キリスト教学」で導入し、授業改善に役立てられている。この結果を共同で検証し、教育改善の努力につなげていきたいと思う。今後、これらのことがさらに充実させられるべきであろう。学生との自主的な研究会、あるいは体験学習なども、これから考えていかなければならない。

【授業形態と授業方法の関係】

《現状の説明》

授業形態・方法は、現在、講義、演習、講読など、あるいは発表・討論など、多様な形態がとられている。マルチメディアの活用は無論のこと、本学科の研究領域においてもインターネット利用の研究方法の開拓などを現在模索している。

史学科

【教育効果の測定】

《現状の説明》

史学科では、毎年度、前期授業期間の末と後期授業期間の末に、各講義科目に対する学生の授業評価（アンケート調査）を行っているが、教育効果や目標達成度及び測定方法に対する教員間の合意、教育効果を測定するシステム全体の機能的有効性を検証する仕組みの導入状況はいまだ不十分である。

卒業生の進路状況

《現状の説明》

平成13(2001)年3月31日現在の史学科卒業生の業種別就職状況は、次のとおりである。

就職希望者数136名のうち、建設10、製造14、運輸通信3、卸売12、小売23、銀行1、保険2、その他の金融関係10、情報5、その他のサービス業12、公務員18、教員5、その他4で、就職者数は119名、就職率は87.5%であった。

《点検・評価及び長所と問題点》

史学科の学生は、他学科の学生と比較すると、入学時から問題意識を持った学生が多く、そのこともあって「まじめな学生」が多い。しかし、上述のように、現在の史学科の教育体制が結果として「たこ壺」的教育になっていることから、進路については教員・公務員・学芸員・図書館司書といった分野に就職することを固執する学生が強い。しかし、教員を初め、公務員・学芸員・図書館司書という職は、現在の日本の社会状況の中では極めて狭い門となっているので、就職指導をどう行うかが史学科の大きな問題となっている。

《将来の改善・改革に向けた方策》

史学科では、上記のような問題点を抱えていることを強く認識し、これまでも、1年生の段階から就職のための対応方法を指導してきたが、当面は史学科を卒業して現在各分野で活躍している人たちの話を聞く場の設定をはじめ、就職課と連携して「職場体験」・「就職体験」等を含む「就職感をはぐくむ教育」に力を入れていく予定である。

【厳格な成績評価の仕組み】

《現状の説明》

史学科では履修科目登録の上限設定を行っていない。成績評価は各教員の判断に委ねているが、「専門教育科目」の評価にあたっては、特に厳格な評価を行っている。また、各年次及び卒業時の学生の質を検証・保証するための方途に関しては、史学科は、2年次に「講読」があり、かつ3年次には「総合演習」、4年次には「論文演習（卒業論文の作成を義務づけている）」が必修科目になっており、「総合演習」・「論文演習」ともに資格科目担当教員以外の専任教員が担当しているため、学生に対し個別指導を行う体制を取っているため、学生の質を検証・確保し得る体制になっている。

【履修指導】

《現状の説明》

史学科は、3年次の「総合演習」と4年次の「論文演習」を必修科目としているため、両「演習」の場において各担当教員が各学生に対して履修指導も行っている。そのため「総合演習」と「論文演習」の場が事実上オフィスアワーの機能を果たしている。また留年者に対しても各「演習」の担当教員が適切なアドバイスを与えている。

【教育改善への組織的な取り組み】

《現状の説明》

1・2年生に対する学修の活性化と教員の教育指導方法を改善するための措置については、いまだ不十分な状況にあるが、3・4年生に対する教育指導方法の改善については、「総合演習」と「論文演習」の場において学生が各演習担当教員に対して開講科目担当教員の講義方法について疑問点や問題点を訴える場合があるので、各「演習」の場が教育指導方法を改善するための若干の機能を果たしている。しかし、史学科としては、教育指導を改善するための特別な場を有するまでには至っていない。「シラバス」については、各教員の講義内容が詳細に記されるようになってきたので、現在のところより充実した方向に向かっているものと判断される。学生の授業評価については、先にも記したように、前期・後期の最後の授業で講義ものを中心にアンケート調査を実施しているが、質問項目のあり方については、今後工夫する必要がある。

《点検・評価及び長所と問題点》

学生の授業評価の導入状況は、上記のとおりであるが、特にアンケート調査については、全学的な調査用紙を使用しているため、史学科独自の問題点を浮き彫りにすることは困難な状況にある。

《将来の改善・改革に向けた方策》

特に学生のアンケート調査については、史学科独自の設問項目を設けることによって、史学科が抱える問題点を的確に把握できるようにしたい。

【授業形態と授業方法の関係】

《現状の説明》

授業形態と授業方法については、史学科の場合、講義科目は他学部・他学科の学生が受講するものが多いため、結果として大人数の授業形態とならざるを得ない側面を有しており、そのような授業形態の講義科目の授業方法については、各教員の対応に任せざるを得ない状況にある。しかし、史学科の開講科目には、分野ごとの専門書及び史料の解読を目的とした「講読」や「古文書学入門」、「古文書学演習」、さらに考古学・民俗学・地理学の分野においては「実習」や「フィールド・ワーク」を伴う科目が多いので、他の学部にお

ける授業形態・授業方法に比較し、少人数教育を行いやすい環境にある。「演習」科目はその典型的な科目である。

《点検・評価及び長所と問題点》

史学科の開講科目の多くが他学部・他学科の学生が受講するため、結果として大人数の授業形態とならざるを得ない側面を有している。この問題は全学的なカリキュラムの編成と連動しているだけに、史学科のみで解決することは不可能である。全学的な教育システム全体の中で改善していく必要がある。また、史学科では、マルチメディアを活用した教育は不十分である。

《将来の改善・改革に向けた方策》

大人数教育の授業科目については、全学的な教育システムを再検討する中で改善する方向を見出して行かざるを得ない。マルチメディアを活用した教育については、そのあり方を含めて今後史学科内で検討して行きたい。

経済学部

【教育効果の測定】

教育上の効果の測定

《現状の説明》

学問の性質上、社会科学分野においては教育上の効果を客観的な基準で測定し、評価することはほとんど不可能であろう。しかし、トータルな意味での大学での教育上の効果ということ言えば、就職に当たっての経済学部の卒業生の進路、あるいは逆の視点から言えば卒業生に対する社会的評価によって、間接的に学部での教育の成果を判断することができる。経営学科の場合には、大学での学習が特定の資格の取得（簿記検定）及び専門職（税理士、公認会計士）への準備につながるという側面もあり、それらの達成度によって教育上の効果のある程度測定することも可能である。

《点検・評価及び長所と問題点》

社会科学の場合、学習の目的は知識の獲得よりも、広い意味での教養としての「ものの見方・考え方」を学ぶことであると言える。あるいは、さらに広く人格の陶冶と言い換えることができるであろう。おそらく、採用に当たって企業が求めているものは基本的には「人格」そのものと言えるであろう。経済学部の場合には学生数がかかなり多いこともあり困難な面もあるが、そうした目的に資する1つの効果的方法は、対話・討論形式の授業を可能な限り取り入れることであろう。

《将来の改善・改革に向けての方策》

経済学部での教育上の効果の測定に関する教員間の認識は、上記の点でほぼ一致していると思われる。現状ではなお不十分であるが、学生の授業への出席率の改善、授業方法・形式の改善に向けた一層の努力とその必要性についての共通の理解を一層押し進める必要がある。

卒業生の進路状況

《現状の説明》

経済学部の2学科は、卒業後進学を希望する学生はわずかであり、大部分は就職希望である。就職先（業種）は多方面にわたっており、就職率はここ数年90%台前半で推移している。就職先を地域別に見ると、約半数が東北地方であるが、関東地方への就職の割合は男子よりも女子の方が高い。また、近年公務員志望の学生が増加しており、国家公務員Ⅱ種及び地方上級職の合格者も増加しつつある。近年見られるもう1つの傾向は、卒業生に占める就職希望者の割合の減少である。この中には自営業も含まれるが、初めからフリーターを選択する学生がかなりの数に上っていると見られる。

《点検・評価及び長所と問題点》

近年の経済状況を考慮すれば、就職率としては妥当な水準を維持していると言えるが、学生の希望と実際の就職先との間にはかなりのギャップがあるように思われる。地域的にも、少子化を反映して地元への就職を希望する学生が増えているが、結果としては関東・関西圏に就職先を求めざるを得ない状況である。また、公務員の希望者も増えているが、求人数も落ち込んでいるのでかなり健闘はしているが厳しい状況が続いている。

《将来の改善・改革の方策》

本学は、就職指導という点は伝統的に大変充実している。また、多数の卒業生を輩出していることから就職については有利な面もあるが、一方で公募制を採用する企業が増えていることから学生間の競争は激しくなっている。今後は、就職に係わる指導の充実とともに、グローバルな時代に対応できる人材の育成（つまり、トータルな意味での人格の陶冶）に一層努力をする必要がある。

【厳格な成績評価の仕組み】

履修科目登録の上限設定

《現状の説明》

経済学部2学科では、次の表のとおり、履修科目登録に上限を設けている。ただし、経営学科の場合には基礎演習を含まない。

第1学年	第2学年	第3学年	第4学年
48単位	48単位	48単位	特に制限なし

《点検・評価及び長所と問題点》

両学科の卒業要件単位は124単位であり、上記の単位制限はかなり余裕を持たせてあるので妥当な単位数であると考えている。また、現在のところ特に問題点は指摘されていない。

《将来の改善・改革に向けての方策》

当面上記の単位数を設定し、問題点が明らかになれば変更を考えたい。

成績評価法、成績評価基準

《現状の説明》

成績評価の方法及び成績評価基準は、基本的には各教員の判断に委ねられている。具体的には、各学科のシラバスに科目ごとに明示されている。演習、外国書講読などの少人数クラスでは、出席、発表、レポートなどが重視されているが、大教室での講義の場合には、ほとんど前・後期の期末試験で評価している。

《点検・評価及び長所と問題点》

授業形態によって多様な評価方法が用いられている。授業条件及び教員によって多様な方法・基準が用いられていることは、基本的には望ましいと言える。しかし、複数の教員が同一の科目を担当する場合には（語学、総合演習など）、共通の方法・基準の適用が望ましい。例えば、経済学科の総合演習Ⅰは必修科目ということもあり、授業内容・方法・評価基準について事前の話し合いのもとに実施している。

《将来の改善・改革に向けての方策》

現段階では具体的な方策を検討してはいないが、成績評価方法・基準については、学生に対し可能な限り明示し、公正な評価の実現に向けた努力が必要である。

各年次及び卒業時の学生の質の検証・確保

《現状の説明》

経済学部両学科では、原級止及び留年の制度を設けている。前者は、3年に進級する時点で52単位を修得していない場合には3年次への進級を認めない制度であり、後者は、卒業所要単位数を満たしていない場合には卒業を認めない制度である。在籍者数に占める原級止者及び留年者の割合は、ともにほぼ7～8%である。ただし、両学科とも、夜間主コースの学生の原級止者の割合は、20%を超えている。

《点検・評価及び長所と問題点》

ここ数年原級止者及び留年者の大きな変化は見られない。原級止者及び留年者のかなりの部分は、大学での勉学についていけないというよりは、アルバイトもしくは部活動に

夢中になり勉学を放棄しているケースである。本学では、こうした学生に対し、学生課及び教務課の窓口で個別に指導すると同時にグループ主任が助言等を行っている。

《将来に向けた改善・改革の方策》

原級止及び留年の制度は、各年次及び卒業時の学生の質の検証・確保において一定の役割を果たしていることは間違いないが、事前に相談の機会を設けるなど今後さらにきめ細かい指導が必要である。

【履修指導】

学生に対する履修指導

《現状の説明》

新入生への履修指導については、入学時のオリエンテーションにおいて、教務部の説明に続いてグループ主任が個別の相談を受け付けている。本学のオリエンテーションは、一泊のキャンプを含んでいるので、グループ単位でかなり具体的かつ詳細な指導が可能である。2年次以降については、新年度の成績発表時にシラバス及び登録のための書類を配付すると同時に、グループ主任が指導にあたっている。特に、成績不良学生については、当該学年での履修指導を含めて注意を促している。また、この段階でも教務の窓口で常時相談を受け付けている。

《点検・評価及び長所と問題点》

履修指導の仕組みとしては、かなり有効に機能していると考えられる。

《将来の改善・改革に向けた方策》

今後も現行の仕組みを維持する一方、よりきめ細かい指導ができるよう絶えず点検する必要がある。

オフィスアワーの制度化

《現状の説明》

本学では、現在オフィスアワーを制度化していない。学生は、質問・相談などがあるときは、直接研究室を訪問することになるが、教員が留守の場合も多々あるように見受けられる。

《点検・評価及び長所と問題点》

決められた時間に教員が研究室にいないことは、学生にとって確かに不便な面もある。しかし教員は、授業の前後にはほぼ間違いなく研究室にいると思われるので、実際には余り問題はないように思われる。おそらく、オフィスアワーを設けても、大部分の教員は授業の前後をその時間に割り当てると考えられるので、実質的にはほとんど変わりはないで

あろう。

《将来の改善・改革に向けての方策》

オフィスアワーの制度化は確かに1つの方法ではあるが、本学の現状を考えると、教育・研究条件の一層の整備を図ることによって、日常的に教員と学生がキャンパスでの時間を共有できる条件を整える必要がある。

留年者に対する教育上の配慮

《現状の説明》

現在は、学生自身がグループ主任もしくは教務課の窓口相談に訪れない限りは、留年者について個別に特別の配慮はしていないが、新年度科目登録の際、登録の仕方などについて指導することはある。

《点検・評価及び長所と問題点》

留年者といっても理由はさまざまであるので、大学側から具体的な対応を提示することは難しい。

《将来の改善・改革に向けての方策》

今後も多様な相談窓口を設け、問題を抱えている学生が相談しやすい環境を整える必要がある。

【教育改善への組織的な取り組み】

学生の学修の活性化と教員の教育指導の改善の促進

《現状の説明》

学生の学修の活性化の方策として考えられるのは、図書館を中心とした学修環境の整備と動機づけであろう。前者については、一応の条件は整っている。後者に関しては1つには授業の方法・内容の工夫・改善が求められるが、もっとも効果的な方法は、演習を利用することであろう。経済学部の場合、1・2年次において総合演習あるいは基礎演習が配置され、さらに3・4年次には演習が設けられているので、共通の関心を持つ少人数のグループによる学修の機会が各年次に与えられている。こうした機会に経済問題への関心を喚起することができれば、その後は学生の自発的学修に期待することができる。

教員の側の教育指導方法の改善を促進するための方法の1つとして、経済学部では、学生による授業評価を数年前から取り入れている。この評価結果は現状では公開せず、各教員が自らの授業改善の資料として利用している。

《点検・評価及び長所と問題点》

現在の仕組みでは、教員の教育指導方法の改善は専ら教員の自主的努力に任されている

ので、学生による授業評価が教育指導の改善にどのように生かされたのかを評価できない。

《将来の改善・改革に向けての方策》

教員の教育指導方法の改善のための社会的に認知された効果的方法があれば積極的に導入することは当然であるが、教育の現場の多様性を考慮するとき、特に問題がある場合は別として、むしろ教員の個性ある授業を奨励し、その点での競争を促すことが1つの方法であると思われる。

シラバスの適切性

《現状の説明》

現在、学部別のシラバスが作られ、全学生に配付されている。シラバスの記載内容は基本的には統一されており、授業内容、授業計画、教科書、参考書、成績評価の方法などが共通の項目である。1人当たりのスペースは、A4版の冊子の半ページ分である。

《点検・評価及び長所と問題点》

形式が統一されているので参照しやすく、全体の分量の制約を考えると妥当な内容であると言える。問題は、シラバスの記載内容と実際の授業内容との対応ということになるが、一部の授業でその点での食い違いが指摘されている。完全な一致を求めることはむしろ問題があるように思われるが、変更する場合には、事前に受講生に周知する必要があることは言うまでもない。

《将来の改善・改革に向けての方策》

シラバスに記載される内容は限られているので、新年度の授業開始にあたって、(内容の変更も含めて) 受講生により詳細な授業計画、参考文献等を提示する必要がある。本学では、新年度最初の授業は仮授業としているので、学生はシラバス及び授業での説明をもとに受講を決定することができる。

FD 活動に対する組織的取り組み

《現状の説明》

経済学部では、現在のところFDに関する若干の資料を配付している程度で、組織的取り組みは行っていない。

《点検・評価、長所と問題点及び将来の改善・改革に向けての方策》

FD活動に対する取り組みについては、全学的になお検討の段階にあるので、そこでの結論をまって経済学部としての対応を考える予定であるが、当面具体的な事例の紹介などを通しての啓蒙活動を続けたい。

学生による授業評価

《現状の説明》

本学では、全学的に学生による授業評価を導入しているが、学部間の事情の相違を考慮して、実施方法、設問項目、実施後の取り扱いについては学部ごとに独自の方法の採用を認めている。経済学部では、同一科目については2年もしくは3年ごとに実施することにし、共通の設問項目に各自が特別の項目を加えることを認めている。また、実施後の取り扱いについては、集計結果をアンケート用紙とともに各教員に返却し、その後教員が特に必要と認めた場合には、結果についての各自の所感及び学生からの大学・学部に対する要望事項などを学部長に報告することになっている。

《点検・評価及び長所と問題点》

学生による授業評価については、評価結果は各教員が自らの授業改善の判断材料として利用するとの学部での合意によって実施されているので、その限りでは一定の役割を果たしていると判断される。しかし、結果が一切公表されないため、自分の授業に対する評価の相対的判定ができない。また、アンケートの実施方法及び設問項目の妥当性についてなお問題点が指摘されている。

《将来の改善・改革に向けた方策》

学生による授業評価にはなお多くの問題点が指摘できる。しかし、授業改善のための1つの方法として、また学生の要望などを直接知ることができるという点で今後も実施する価値はあると思われる。ただし、実施方法、設問内容について絶えず検討を加え、マンネリに陥らないよう注意する必要がある。

【授業形態と授業方法の関係】

授業形態と授業方法

《現状の説明》

経済学部の授業の形態は、大きく3つに分けることができるであろう。第1は、大教室での講義であり、この場合にはほとんど教員からの一方的な授業となる。第2は、比較的少人数による実習を伴う授業である。これには、語学、情報関連科目、簿記・会計学関連科目が含まれる。第3は、総合演習、基礎演習を含む演習関連の科目であり、これらでは、学生参加型の授業方法が一般的であり、対話・討論が重視される。

《点検・評価及び長所と問題点》

今日でも経済学部の授業は大教室での講義が中心であるが、一方で可能な限り少人数のクラスを編成し、対話・討論を授業に取り入れる工夫をしており、学生の学修意欲を喚起する上で有効に作用している。

《将来の改善・改革に向けた方策》

今後可能な限り大人数のクラス編成を減らす工夫をし、また講義形式の授業においても対話的要素を取り入れるなどの努力が必要である。

マルチメディアの活用

《現状の説明》

語学、情報関連科目、簿記・会計学などでは従来からパソコン・AV機器を利用した授業が行われていたが、最近では、インターネットを利用してデータを集め、それを授業での資料として利用するとともに、さらに取り込んだデータを加工、分析するといった授業も展開されている。また、一部ではあるが、ホームページでの授業内容の公開、メールによる課題の提出、質問・返答を取り入れている教員もいる。

平成 13(2001)年度入学生から経営学科の学生にノートパソコンを持たせることになったので、今後一層マルチメディアを活用した授業形態が増えると予想される。

《点検・評価及び長所と問題点》

さまざまな形で授業及び学生の学修のためのマルチメディアの利用が拡大している。本学では、マルチメディアを授業、教育において十分に活用できる環境の整備が遅れている。この面では今後整備が進められる予定であるが、そうした整備が進むとともに大学・学部教育全体の中でマルチメディアをどのようにより効果的に利用していくかが、あらためて問われることになると思われる。

《将来の改善・改革に向けての方策》

マルチメディアの利用が拡大するにつれて、セキュリティの問題を含めて大学全体での今後の方針を明確にする必要性がでてくる。マルチメディア関連の情報技術の変化が余りにも急激であることにもよるが、これまでのところ、こうした点について全学的に十分な検討がなされていないので、まず大学全体としての方針とそれについての合意の形成が求められている。

法学部

【教育効果の測定】

教育上の効果を測定するための方法の適切性

《現状の説明》

教育上の効果を測定するための方法として現在機能しているのは、a：学生による授業評価（法学部では「授業改善のためのアンケート」と呼んでいる）、b：個々の科目で実施される定期試験、c：定期試験以外に個々の教員が随時実施している小テストやレポート、d：導入科目の成績と1年次の他の専門教育科目の成績の比較、である。

それぞれについて現状のあり方を見てみると、学生による授業評価は専任教員が隔年で必ず実施している。評価項目のすべてが教育上の効果を測定する内容ではないし、本来の目的も必ずしもそうではないにせよ、教育上の効果に関係すると思われる、「授業の分かりやすさ」「この授業をとってよかったか」などの質問項目があるから、回答の集計結果を見れば、自分の授業の効果の特定の側面を、ある程度把握することが可能である。

定期試験の成績は、学生の成績評価を行うためだけではなく、少なくとも出席していた学生に対して教員が行った授業が、どれだけ理解され定着しているかを示す指標でもある。この点については、教員によって差はあるものの、日々自己点検と自己評価が行われており、どのような授業内容と方法の場合に、どのような教育上の効果があったかを、個々の教員が把握している。個々の教員によって把握されている教育上の効果に関する情報は、教員間の非公式の会話を通じて伝達されることが多いが、教育課程改訂作業を行う法学部改革検討小委員会の会議に報告される場合もあって、専任教員全員ではないにせよ、学部の主要役職者、法学部改革検討小委員会の委員を務めている各分野の代表者には、共有されることになる。

定期試験以外に実施される小テストや、学部が責任を持つ「学生による授業評価」とは別に実施されるアンケートは、限られた特定の教員が実施しているだけだが、実施している教員の報告によれば、学期の途中で授業の方針を修正したり、個々の教員がそれぞれの授業の目標に合わせて学生に質問を行うことが可能になる点で、教育上の効果を測定する方法としては有用であるように思われる。

導入科目は、本格的な専門教育への橋渡しのための科目であるため、専門教育科目に分類されると同時に、基礎教育科目としても位置づけられている。そのこともあって、科目開設当初から、3つの科目の間の成績の相関、及び、3つの科目と1年次の専門教育科目（憲法、民法総則）との相関を、担当者の協力を得て算出してきた。その結果、3つの科目の成績と1年次の専門教育科目の成績の間には、統計的に有意な、かなり強い正の相関があることが分かっている。

《点検・評価及び長所と問題点》

上記の a～d の方法のうち、a～c はおそらく、いかなる大学、いかなる学部においても、自覚の有無を別とすれば実施されている方法であろう。また、実施に関わる時間・労力を考慮すれば、現実的に可能な方法であって、かつ、十分に自覚的に実施されていれば、実際上も機能的な方法である。また、d に見られる一種の追跡調査は、それに関わるコスト、教員からの協力の困難さなどを考えると、実施されている例が非常に少ないと思われる。この観点に立てば、平均よりも若干は高い適切性をもった方法が実施されていると言える。

しかし、「学生による授業評価」は必ずしも授業の教育効果そのものを測定するものではなく、教員の授業に対する学生の感想を集計したものにはすぎないし、定期試験あるいは小テストの結果に関しても、受講学生全体の成績が悪い場合に、「自分の教え方にも問題があるかもしれない」と考えるか「今年度の学生はできが悪い」と解釈するかは、表面上の発言としては前者である場合であっても、個々の教員の内心の問題である以上、自分の授業の客観的反省に至らない教員がいる可能性は否定できない。また、導入科目と1年次専門

教育科目の成績の間に正の相関が存在することは、導入科目履修の効果を示すかのように思われるが、正の相関は、ただ単に一般的な試験対処能力の存在を証明しているにすぎない可能性も高い。このように、法学部において実施されている教育上の効果に関する測定方法一定程度の適切性を備えているとは思われるが、改善すべき点があると言える。

《将来の改善・改革に向けた方策》

「学生による授業評価」については、教育上の効果を一応判断できるような質問内容を追加するか、あるいは全面的に見直す必要がある。試験による測定については、授業開始当初の学力レベルをどう判断するかという、解決不能に近い問題があるが、学部全体として個々の教員の自覚をより一層促すような措置をとれば、少なくとも現状よりは改善されるであろうが、当面は個々の教員に委ねられることになる。成績の追跡調査についても、当初の学力レベルが分からないため、真に教育上の効果を測定しているのか否かという根本的な問題が残るため、2年次以上の専門教育科目の成績との間の相関を調査するにしても、余り意味をもたない可能性が高く、当面は現状のままとせざるを得ない。

教育効果や目標達成度及びそれらの測定方法に対する教員間の合意の確立状況及び教育効果を測定するシステム全体の機能的有効性を検証する仕組みの導入状況

《現状の説明》

現在のところ、教育効果や目標達成度の内容については、教育課程改定を検討するたびに、改定の構想の基礎として話し合われてはきている。しかしながら、学部全体の抽象的な教育目標とは異なり、教育効果を考える基礎となるべきはずの、科目ごとの具体的な教育目標に関しては、学問分野ごとに教育目標そのものがかなり異なること、教育内容が個々の教員の自由であることなどから、教員間の合意を確立するには至っていない。法学部改革検討小委員会での議論のほか、非公式の話し合いが行われている分野もあるが、例えば基礎法分野のように、科目間の共通性が極めて希薄な場合もあるため、合意は難しいのが現状である。

教育効果や目標達成度についての学部内合意が確立されていないのであるから、その測定方法についても、学部全体として合意形成が行われがたく、現状では完全な合意がないまま、制度として存在している方法や個々の教員の工夫が行われている。

また、教育効果を測定するシステム全体の機能的有効性を検証する仕組みについては、法学部改革検討小委員会ではその仕組みが必要ではないかとの議論があったものの、構想の難しさ、実際の運用の難しさ、合意形成の難しさ、などから、具体的な導入には至っていない。しかし、法学部改革検討小委員会では、常に議論は行われている。

《点検・評価及び長所と問題点》

上記のように、理科系の学部や、文科系でも学部内の学問分野の範囲が法学部ほど広くないところでは、教育効果、目標達成度の具体的な内容についての合意やその測定方法に関する合意は、それほど困難ではないかもしれないが、表面上一応測定する仕組みは別として、ある程度教育理論的にも真に適正なものに近い合意内容をつくりあげるには、本学に

限らず、現在のように極めて広範な科目を置いている日本の法学部の多くが、困難を観ずるであろうと考えられる。その点では、本学の法学部が特に怠慢だとは言えず、行われている努力も、少なくとも平均的な水準には達していると思われる。

しかし、全く不可能な作業であるとは言えないし、合意がどこまで可能であるかについての突き詰めた討論を重ねた結果が現状であるというわけでもない。特に、法科大学院が平成 16(2004)年にスタートし、法学的能力の要求水準が、統一試験 (LSAT) 及び法学検定試験などの法学部学生の能力検定試験によって、日本全体である程度明確になってくれば、法学部としての対応が必要になり、対応していないところは、他の大学に後れをとることになる。

《将来の改善・改革に向けた方策》

これまでのところは困難が伴っていた事柄についても、上記のように、法科大学院の登場及びそれに伴う全国レベルの統一試験等への対応という形で、検討・実践が可能になるような状況になりつつある。しかし、それらの試験は、法学部の授業科目のごく一部だけをカバーしているにすぎないから、十分な測定方法と言うにはほど遠いというべきである。したがって、今後も法学部改革検討小委員会を中心として検討を重ねて行く必要はあるが、近い将来に明確な成果が現れるといった性格の問題ではなく、かなりの時間がかかると思われる。

卒業生の進路状況

《現状の説明》

いずれの大学にあっても、法学部学生のかなり大きな割合が、将来の進路として法律知識を生かす機会が多いと考えられる公務員を志望するのが普通であり、本学の法学部の場合も例外ではなく、入学時のアンケートによれば、少なくともその時点では約半数が公務員を希望している。この傾向を反映して、全体としては、他学部と比べた場合、公務員になる者の割合がかなり高くなっているだけではなく、大学全体の中で公務員になる者のうち、法学部の割合が圧倒的に高い。平成 13(2001)年度の卒業生について具体的に見てみると、大学全体では、就職した者のうち公務員になった者は 6.8%、法学部を除いた就職者のうちでは 4.6%であるのに対し、法学部の場合には 20.3%である。また、大学全体で公務員になった者 122 人中、法学部は 51 人で、全体の 41.8%を占めている。国家公務員に採用された者だけを取り出すと、法学部の占める割合は全学の国家公務員採用者の 45.5%であって、他の学部との相違はより一層顕著となる。

公務員以外について見てみると、就職課の資料によれば、公務員試験合格を目指した故意留年・浪人、親の自営業を継いだ、などの、平成 13(2001)年度末時点で就職を望んでいない者を除いた就職希望者 251 人のうち、建設業に就職した者は 9 人、製造業 14 人、運輸・通信 8 人、卸売業 23 人、小売業 32 人、銀行 16 人、保険 10 人、その他金融 27 人、情報関係サービス業 14 人、その他サービス業 35 人、その他の業種 12 人であった。

就職先を地域別に見ると、地方公務員になった者が多いこともあって、東北地方だけで 116 人、その中でも宮城県が 77 人と、「地元志向」の強さが顕著である。ただし、強い「地

元志向」は、本学全体に見られることであり、法学部特有の現象ではない。

《点検・評価及び長所と問題点》

公務員に採用される者の割合が高いのは、公務員志望者が多いこと、法学部での学習内容が公務員試験のそれに内容に最も近いことによるだけでなく、法学部の専門教育、及び公務員試験対策を目的として実施されている課外講座が効果を上げているためであると考えられる。

ただし、平成13(2001)年度に公務員採用者が多かった大きな理由として、宮城県警がサッカーワールドカップ対策のために、警察官の採用数を大幅に増やしたことが挙げられることから考えて、仮に次年度の卒業生の学力レベルなどが同一であれば、次年度の法学部の公務員試験採用者は大きく減少するものと考えられる。

以上のように、法学部の専門教育を生かした職業に就いている卒業生の割合は、他の学部と比べれば当然ながらかなり高いが、全国の他の大学と比べた場合、決して高いとは言いがたく、この点に問題点が見られる。

また、国家公務員試験Ⅱ種合格者の数を大学別に見た統計で、かつては上位20校の中に入っていたが、バブル崩壊による公務員人気の上昇とともに順位が低下した。このことには、強い「地元志向」にも表れているように、本学学生の間によく見られる「競争意識」の弱さが、原因として働いていると考えられる。この点では、公務員のみならず、就職状況全般に影響を与える問題点が存在しているのかもしれない。

《将来の改善・改革に向けた方策》

本学の学生全般について言えることかもしれないが、自分の実際の能力よりも自己イメージの方が低いため、学習目標及び進路目標が控えめになりすぎる傾向がある。この現象を改善するのは難しいが、入学時オリエンテーションでの指導、少人数の基礎演習での「自信を持たせる」指導を通じて、学生の意識改革を図る必要がある。また、そのためには、教員自身が基礎教育の重要性の自覚に立って、適切な指導方法を身につけることが不可欠であるから、FD活動を通じて教員の意識改革にも取り組んでいきたい。

【厳格な成績評価の仕組み】

履修科目登録の上限設定とその運用の適切性

《現状の説明》

現在のところ、法学部においては、その効果に若干の疑問があったため、履修科目登録の上限設定を行っていなかった。若干の疑問を具体的に述べれば、社会（特に企業）が、新規採用社員の選考にあたって、大学での成績をあまり重要視していないことから、履修登録の上限を設定しても、学生が現在の数倍熱心に勉強するという保証がなく、かつ、4年次には大部分の学生が就職活動に忙殺され、4年次にも必ず一定数の単位を修得しなければなくなるような制度には、現状では無理があると考えていたからである。

しかし、年間の履修登録単位数について全く指導しないことは適切ではないと考えてい

るため、「大学要覧」の中の「法学部での学習のヒント」に、望ましい年間履修登録科目数についての説明を置くとともに、入学時には新入生オリエンテーションでこの点についての指導も徹底している。

《点検・評価及び長所と問題点》

法学部では、上記のような年間履修登録科目数の指導は行いながらも、上に述べた疑問もあって、従来は履修登録の上限設定を行ってこなかった。1・2年次には大部分の学生がゆとりを持った履修登録を行うが、3年次になると就職活動を強く意識する学生が多く、彼らは履修登録単位数を大きく増やす傾向にある。その結果、4年次前期試験終了時点で卒業所要単位を満たす学生が半数近くにまで上っている。4年次前期で卒業所要単位を満たした学生の一部は、就職の内定を得ると4年次の演習を放棄する場合もあるため、法学部ではこのような状態を望ましくはないとの認識を持つに至っている。

《将来の改善・改革に向けた方策》

履修登録の上限設定を導入しないことに伴う、上記に述べた弊害を防止するため、一定程度の履修登録の上限設定を行う必要があると考えられる。このことは、既に開始されている教育課程改定検討作業の中で議論されることになっている。ただし、上記のような根強い反対論も説得力を持っているため、短期間で結論が出るわけではないと思われる。

成績評価法、成績評価基準の適切性

《現状の説明》

現在のところ、成績評価方法のうち、学生に知らされる成績の形式（100点満点で合格が60点）、出席回数や成績をつける場合の「材料」についての「目安」は、「試験施行細則」で、形式的には大まかな方針が示されている。しかし、成績の評価基準は、個々の教員の裁量に委ねられている。これは、教員の教授の自由から派生する裁量権を制限するのが難しいことと、現実には教員間で客観的な成績評価基準を確立することが不可能に近いことによるものである。ただし、例えば「キリスト教学」のように、授業の目的に関する合意に類するものが存在すると考えられている科目や、外国語科目のように、どの教員が実施しても類似した教育内容になりやすいものに関しては、具体的な答案の内容による客観的基準は無理だとしても、出席点の比重など、ある程度統一できる要素があり得るのではないかと議論が、学内で生じつつある。

《点検・評価及び長所と問題点》

成績の評価方法（表示形式）が、「ABC」や「優良可」などではなく、素点によっていることのメリットもあるが、他方、学外では素点を「ABC」などに換算した表記を求められることも多く、素点表記だけの形を維持することは困難になりつつある。成績評価基準については、単位修得が困難な科目に合格した学生と、容易な科目に合格した学生との間で、本人の能力と努力の成果を示す成績が、実際の本人の努力と能力とは逆転している事態があると感じる学生もいることから、ある程度の客観化が必要かも知れな

いと議論も存在する。

《将来の改善・改革に向けた方策》

成績の表示については、素点方式と「ABC」ないし「優良可」方式とを併用することで、対応が可能であるが、成績評価の客観的基準については、学内でもかなり詳細な検討がなされたが、難しいという結論であった。法学部の内部でも、今後さらに検討していくつもりである。

厳格な成績評価を行う仕組みの導入状況

《現状の説明》

「厳格な成績評価」という場合、少なくとも2つの意味があり得る。すなわち、a：一定の評価基準に従って客観的かつ公正な判断に従って厳密に行われる成績評価、b：高い要求水準に基づく成績評価の基準に従って行われる成績評価、の2つである。これらa、bは相互に関連をもっているが、ここでは両方を含むものと解釈しておく。

上記のような意味での「厳格な成績評価を行う仕組み」は、現在のところ学部においても全学においても制度として導入されてはいない。しかし、一般的に言って、文科系の学部の中では、法学部の成績評価が最も厳格であると言われており、本学もその例外ではない。実際に、学生の平均点も、専門教育科目についてだけ見れば、他の学部に比べてかなり低くなっており、2年次から3年次への進級ができない原級止め者、4年で卒業できない留年者の割合も、学内では一番多くなっている。少なくとも、法学部にあっては、bの意味での厳格性は、実体として機能していると言えるであろう。

しかも、法学部の場合、上記の厳格性は偶然ではないと考えられるのである。本来、法学部において教授され、教員が研究を行っている法学の世界においては、一定の条件があると一律・公正・非人格的に適用される規則（憲法、法律、行政規則、条例など）を前提にして、現実には生ずる紛争を解決したり、事務を処理したりすることが基本になっている。成績評価もこの点では例外ではなく、むしろ法律的处理に適した事項であると考えられる。法学部の教員が、自己の学問的視野に立って社会を捉えるのはごく自然なことであり、具体的な成績評価にあたって、このような意味での厳格性が現われるのも不思議ではない。すなわち、少なくとも法学部の場合には、評価主体が法学部教員であることから来る上記のaの意味での「厳格な成績評価」もまた、一定程度まで実質的には実現されていると言える。

以上から考えて、制度としての「厳格な成績評価」の仕組みはまだ導入されていないが、法学部という組織の特性から生ずる必然的な「厳格な成績評価」の自然発生的仕組みは、存在していると言えるかも知れない。

《点検・評価及び長所と問題点》

上記のように、法学部の場合、学部の学問的基礎の中に、既に「厳格な成績評価」の考え方が組み込まれていると言える。この点では、概ね実質的には「厳格な成績評価」の仕組みは機能している。これは、学部の特性に伴う必然的結果であって偶然の結果ではない

にせよ、あくまでも実質的には機能している、ということであるが、それ以上のことを実現するのは現実にはかなり無理であって、現状に特に大きな問題点があるわけではない。

ただし、学部内での議論を経た明示的な合意に基づく結果ではないから、教授会の外に向かって明言されているわけでもない。その結果、「厳格な成績評価」の2つの側面の両方から逸脱する教員もあり得ることになる。

《将来の改善・改革に向けた方策》

「厳格な成績評価」を制度化することには無理があり、「厳格な成績評価」の概念及び具体的な意味そのものを「厳格に」定義しない限り、法学部では制度化が難しいから、次回の教育課程改訂には間に合わないし、制度化自体が望ましいかどうかそれ自体にも疑問がある。しかし、真摯な議論を継続することを通じて、個々の教員の中に、「厳格な成績評価」を意識する姿勢が定着する可能性はある。

各年次及び卒業時の学生の質を検証・確保するための方途の適切性

《現状の説明》

各年次の学生の質を、学年進行に従って毎年正確に検証・確保することは事実上不可能に近いが、a：少なくとも年度ごとの新入生の質を検証・確保することによって、結果的に学年進行があっても各年次の学生の質が確保される、b：学生における学習内容定着度を測定して学生の質を検証し、教育内容・方法を再検討することによって質を確保する、c：特に卒業時の学生の質の確保に重点を置く場合には、4年次学生に必ず科目を履修させて質を確保する、などの方途があり得る。

上記方途のうち、aは入学試験の合格者決定に際して、毎年自覚的に行われており、一般入試における合格者数の抑制、一般入試以外の入試でも厳格な判定基準を運用して入学者の質を確保し、入学前指導も入念に行っている。bは、主として試験の成績の検証及び演習・講読を通じての直接観察によって行われており、個々の教員が特定年次の学生に対して有するに至った所感が、教員間で非公式に交換され、検証されて、質を確保するための授業方針変更などに結びついている。cは現在のところ行われていない。

《点検・評価及び長所と問題点》

必ずしも学部全体の合意に基づいてではないものの、各年次及び卒業時の学生の質を検証・確保する方途は存在して一応機能しており、他の大学と比べて特に問題点があるわけではない。

しかし、考え得るすべての方途が尽くされているわけではないから、改善の余地があることは確かである。

《将来の改善・改革に向けた方策》

4年次の学生に必ず一定の単位数の科目を履修させる方途については、法学部改革検討小委員会で検討されてきているが、これを一歩進める必要がある。他方、法学の基本的な主要科目の学力を測定する全国統一試験である「法学検定試験」を多くの学生に受験させ

ることも有効であると考えられるため、平成 14(2002)年度から団体受験に参加することとし、受験を促している。

【履修指導】

学生に対する履修指導の適切性

《現状の説明》

法学部の場合、コース制導入以前から、新入生オリエンテーションで、単位の考え方や必修・選択必修などの意味に始まり、具体的な科目の選択までをも含む丁寧な履修指導を行ってきたほか、「大学要覧」の中に「法学部での学習のヒント」という記述を設け、高校までの学習と大学での学習の違い、1年間の望ましい履修科目登録数、法学政治学の専門分野と法学部の専門教育科目との間の関係、演習・講読の選び方、進路との関係での勉強の重点の置き方、など、法学部で学生が学んで行くために必要な事柄を丁寧にかつ分かりやすく解説している。コース制導入後は、これらに加えて、コース制の詳細な説明が付け加わっている。

「大学要覧」による説明に加えて、より具体的に科目の履修のし方を詳細に説明した冊子である「履修科目登録要項」を作成している。学科長を始めとする教務関係役職者と事務職員が共同で作成するこの「履修科目登録要項」においては、科目のカテゴリーごとの登録手続きの違いを図解をも交えて分かりやすく解説しているほか、教育課程が改訂された場合の移行措置、集中講義の日程、など、学生の履修登録に必要なあらゆる情報が、極めて分かりやすく整理された形で掲載されている。この「要項」には、それに加えて、科目を選択する場合に注意すべきポイントを、教師と学生とのQ&Aのやりとりという形で詳細かつ丁寧に解説しており、冊子の最後の方には、学生が登録しようと考えている科目を登録してすべて試験に合格すれば、進級条件や卒業要件を満たすことが可能か否かを自分でチェックするためのチェック表をも掲載してある。

また、法学部では、1年次の基礎演習Ⅰを除いて、演習・講読受講者の募集を、その演習・講読が実施される前年度の秋に実施しており、その際には担当教員のプロフィール、研究分野、演習のテーマと内容、成績の評価方法などを詳細に記した登録要項を配布した上で、学科長と担当事務職員が、大きな教室や礼拝堂に集まった学生に対して、演習・講読の履修に関する注意点についての指導を行っている。この演習・講読の登録は、通常、第二次手続きまで行われるが、法学部では、できるだけ多くの学生に少人数教育の機会を与えるため、演習・講読が行われる年度の4月に、第三次募集を実施し、秋の登録で漏れた学生の救済をはかっているほか、編入学生、転学部生、復学者などへの対応を行っている。

そのほか、具体的な履修手続きの面でも、例えば、達成目標別のクラス編成になっている英語科目の場合には、入学時に英語の小テストを実施し、その結果に従ってクラスのレベルを強制的に分けるのではなく、適切と思われるレベルのクラスを「示唆」「推奨」した上で、学生の自主的な判断を尊重している。また、外国語科目の場合には再履修者も多いので、事務局、授業担当者と密接に連絡をとりながら、再履修者のクラス振り分けにつき、

丁寧な対応を行っているほか、必修の科目を登録しない学生の取り扱いについても、教職員間の綿密な連絡、学生への粘り強い接触を行って、登録漏れの学生が出ないように十分な配慮をしている。

《点検・評価及び長所と問題点》

上記のように、「真面目に勉強する学生の利益を第一に考える」という姿勢のもとに、オリエンテーション時の集団的及び個人指導、冊子類の丁寧な記述、具体的な履修手続きの妥当性、問題がある場合の円滑な処理など、法学部の履修指導は、他の大学、及び本学の他の学部と比べて、かなり丁寧であり、適切・妥当であると言える。その結果、事務局からの報告によれば、法学部学生の科目登録ミスが、本学の中では圧倒的に少ないということである。

しかし、このような適切な指導方針と丁寧な指導実践は、教務事項に関係した役職に就いている教員の大きな負担、及び担当事務職員の熱意によって実現されている面が強く、学部の公式的な仕組みとして確立されているとは必ずしも言えないから、担当者の大部分が交代した場合には、円滑な運用ができなくなる可能性もある。

《将来の改善・改革に向けた方策》

現在の丁寧な方法をさらに進化させて行くことが求められるが、現在でも担当している教員の負担がかなり大きくなりつつあるから、負担が過大にならずに、しかもより丁寧な指導が可能になるような仕組みを構想・確立する必要がある。また同時に、その仕組みは、担当者が大幅に交代しても、現在の円滑さがかなりの程度まで維持されるような制度的仕組みでなければならない。

オフィスアワーの制度化の状況

《現状の説明》

教員に共通した授業の空き時間は全学的な会議が開催される時間帯となっていること、授業の時間割を組むことが難しくなるため、現在のところ、特に曜日と時間帯を決めたオフィスアワーを設定してはいないが、授業の前後には各教員が研究室に来ているはずであるから、教員に相談したいこと等があれば、時間割表を見て研究室を訪ねるよう、入学時オリエンテーションで指導している。

《点検・評価及び長所と問題点》

特定された時間帯が指定されていないため、学生は教員が研究室に滞在していそうな時間帯に訪れさえすれば、教員に相談することが可能である。しかしその一方で、時間帯が特定されていないため、学生にとっては教員が研究室にいる時間帯を予測しがたい。

《将来の改善・改革に向けた方策》

現在のところ、上記の理由から、教員に共通の時間帯でオフィスアワーを設定しようと言う方向に進むのは難しいが、かつて本学でも行われた時期があったように、個々の教員

ごとに「学生面談時間帯」を表示することは可能かも知れない。

留年者に対する教育上の配慮措置の適切性

《現状の説明》

個々に言う「留年者」には、2年次から3年次への進級条件を満たさなかった者、及び、4年次の終わりになっても卒業要件を満たさなかった者、という2つの類型が含まれているものと考えられる。本学では前者を「原級止め者」と呼び、後者を「留年者」と呼んでいるので、この分類に従って記述する。

「原級止め者」に対しては、年度初めの履修登録に際して、必ず教務関係の窓口で指導を受けるよう指示しており、その際には窓口で「進級を第1に考えて科目を履修する」よう指導が行われている。

最近では社会の変化が早くなったため、教育課程も頻繁に改定されるが、教育課程が改定された場合でも、原級止め者・留年者が卒業のための単位修得や資格取得の点で著しい不利益を被らないような移行措置を必ず講じ、卒業までの教育課程を保証している。

他方、留年者に対しては原級止め者に対するような指導が特に行われているわけではないが、卒業要件を満たさなかった者に対しては「再試験」を認めており、留年者がもう1年間在学しなければ卒業できないという事態をでき得る限り回避するため、留年者の場合には、前期終了科目で卒業要件を満たした場合、希望すれば9月末に卒業できる制度を導入している。

《点検・評価及び長所と問題点》

原級止め者・留年者に対しては、他の大学と比べて、普通程度の配慮がなされているとは言えるが、体系的に教員が関わるような制度的取り組みを行っているわけではない。また、原級止め者・留年者にとっては、経済的にも大きな負担となっている。

《将来の改善・改革に向けた方策》

原級止め者が1年間を無駄に過ごさないよう、3年次の科目を3～4科目履修登録することを認めている学部もあり、法学部でもこの措置の導入を検討している。また、原級止め者・留年者の場合、実質的な教育サービスが低下するところから、授業料を半額免除する制度を導入している大学もあり、このような制度の導入の可否が、現在関係部局で検討されている。教員が直接体系的に原級止め者・留年者に対する配慮に関わることは極めて困難だが、上記のような措置は可能であると考えられる。

【教育改善への組織的な取り組み】

学生の学修の活性化と教員の教育指導方法の改善を促進するための措置とその有効性

《現状の説明》

学生の学修の活性化

法学部の場合、教育課程の中核であるコース制自体が、学生の学習の活性化を促進するために考えられた仕組みである。法学部の学生の半数ほどは、入学直後には、アンケートでは公務員や法曹になるという希望を表明しているが、実際には、比較的早い段階でその目標を諦めてしまい、それに伴って、学修の目的と目標とを見失いがちである。そこで、平成12(2000)年度入学生から、進路と興味関心とを組み合わせたコース制を導入したのである。学生は、3年次に進級する際にコース登録を行うが、1年次からの履修指導を通じて、早期からコースを意識した主体的な科目の選択を行い、履修登録することになる。

また、専門教育科目への橋渡しとしての役割を持つ導入科目は、学生の学修の活性化を促進する役割をも果たしている。導入科目の中の「法過程入門」は、社会の中で紛争解決に法がどのように関わっているかを、実例を豊富に用いて説明し、法学部での勉学全体の中での専門教育科目と教養教育科目との関係を把握するヒントを与えている。「実定法概論」は、法学部の専門分野の中の「実定法」分野の見取り図を与え、コース選択にあたっての自分の興味がどこにあるかについての自覚的な認識を促進している。また、社会科学一般で用いられる論理的思考及び理由づけ、特に法学で用いられている法的論理・法解釈の技法、という2つの面での理論的・論理的な思考と理由づけを教える「法的思考入門」は、法学部での専門的な科目に見られる論理構造にはどのような前提が存在し、したがって、専門教育科目の学習にはどのような勉学姿勢が必要かを自覚させてくれる。

1・2年次に開設している基礎演習Ⅰ・Ⅱにおいては、導入科目の履修を前提として、法学部で学ぶために必要とされる、六法の調べ方、図書館の活用などの基本的な知識、口頭発表の仕方、レジュメの書き方、討論の作法などの基本的な技法が、できる限り担当教員の専門分野以外でも通用するような教育方法によって教授されている。

これらのような法学部独自の方法により、法学部の学生の学修が活性化されている。

それに加えて、全学的な措置としては、成績が極めて優秀なものに対して授業料の半額を支給する「特待生」、「特待生」に次ぐ優秀な成績の者を表彰する「優等生」の制度があり、その成績基準も学生に対して公開され、学生の学修の活性化に貢献している。

教員の教育指導方法の改善

教員の教育指導方法を改善する措置としては、別の箇所でも詳細に述べているような、他の学部にも先駆けて導入された「学生による授業評価」があるほか、個々の教員にとっては、基礎演習Ⅰ・Ⅱを指導することが、自らの教育指導方法を反省し改善する良いきっかけとなっている。通常は自己の専攻する分野の科目を、その専門分野の標準的な項目に従って教えていることの多い実定法科目の担当者に、その傾向が強いと思われる。かつては、自己の専門分野の知識それ自体からできるだけ離れて、知識を導き出すための技法・基礎能力を養成する、という授業を実践することは、ほとんど考えられなかったからである。したがって、基礎演習Ⅰ・Ⅱを担当することは、伝統的な授業方法に深刻な反省を迫るからである。

《点検・評価及び長所と問題点》

現在のところ、現行カリキュラムで学んでいる学生の一番上位の学年が、まだ3年生で

あることもあって、学生の学修の活性化がどの程度助長されているか、教員の教育指導方法が改善されているかについて、具体的な判断を下すのは極めて困難である。しかし、少なくとも比較的成績の良い複数の学生からの聞き取りによれば、コースを意識した科目履修を行う学生が多いようであるし、教育指導方法についての教員間の話し合いも以前に比べてはるかに活発化している。この点では、まだ現行カリキュラムでの卒業生がいない現在の時点でも、有効である可能性が高い、と言えるのではなかろうか。

しかしながら、有効性を検証するための、学生からの直接的な意見聴取の制度化が行われていないこと、教員の教育指導方法の改善を話し合う仕組みが確立していないなど、問題はあ

《将来の改善・改革に向けた方策》

現行カリキュラムで実践されている仕組みの効果を検証するとともに、まだ導入を検討していないが、一般的には有効だとされているような措置の導入を、新しい教育課程の策定に合わせて、検討する必要がある。

シラバスの適切性

《現状の説明》

法学部のシラバスは、ほとんどの科目においてかなり詳細に記されており、成績評価方法などについても明確に示され、記述の方法と形態についても、編集・校正担当教員の手によって統一され、不明な点については授業担当者に直接ただした上で、誤記・誤植も徹底的に訂正されている。この結果、少なくとも専門教育科目については、シラバスと実際の授業内容や成績評価方法が大きく食い違っているという苦情が出ていない。

また、A4版で見やすくなったシラバスには、学部の基本的方針、科目選択のための目標設定についての指導、学生生活にとって必要な各種の規程や規則、資格取得のためのカリキュラムなどが詳細に記され、学生にとって不可欠なハンドブックとも言える内容となっている。

《点検・評価及び長所と問題点》

見やすく、項目が充実していて、内容が正確であるという点で、法学部のシラバスは優れていると言える。他方、他の大学では増えつつあるホームページ上での閲覧には対応しておらず、学生はA4版で薄くはない冊子を持ち歩かなければならない。さらに、他学部開講科目を履修しようとするれば、事務窓口へ赴いて他学部のシラバスを参照する必要がある。これらの点で、学生にとっての利便性は、ホームページ上で閲覧が可能になっている場合に比べて、減殺されている。

《将来の改善・改革に向けた方策》

現在の形態のシラバスには、それなりの利便性があるため、冊子という形態を残しながらも、学生にとっての利便性を高めるためには、ホームページ上でも閲覧でき、ダウンロードもできるようにするほか、CD-ROM化することも効果的であろう。

FD 活動に対する組織的取り組み状況の適切性

《現状の説明》

法学部内に特に FD 活動への取り組みに特化した小委員会などは存在しないが、具体的な FD 活動の大部分は、カリキュラム編成やその運用、将来構想をも含む法学部全体のあり方を検討するための「法学部改革検討小委員会」において、継続的に取り扱われている。法学部改革検討小委員会は、教育課程改定にあたって、それまでの教育課程の問題点を分析し、新入生オリエンテーションでの履修指導の効果、「学生による授業評価」に関する企画及び改善、その効果に関する検証の制度構想、「導入科目」「基礎演習Ⅰ」「基礎演習Ⅱ」といった基礎科目の内容と教育方法に関する構想と効果の検証、講義科目の授業方法についての検討、教員の授業負担の適切性など、法学部での教育に関するほとんどあらゆることに関する企画と検証の作業を行っている。

法学部改革検討小委員会以外にも、新入生オリエンテーションの内容、日程などについて、学部長、学科長を中心にした小委員会を設け、事前に数回にわたる綿密な打合せを行い、オリエンテーションに際して協力してもらっているボランティア学生とも、他学部よりも長い時間をかけて、極めて詳細な打ち合わせを行っている。この作業には、法学部教員の約半数が、ほぼ1年交代で参加し、これを通じて、各教員は、全く初めて大学のシステムに接する学生に対する接し方や説明のプレゼンテーションなどについて、実践的に会得してきている。

また、教員の研究活動に関しては、毎年2回「法学部研究会」を開催して、自己の最新の研究活動について、法学部教員に対して交代で報告しているほか、後述の公開講座では、毎年5名ずつの教員が市民に対して研究活動の内容を公開すると同時に、批判を含む質疑応答を通じて自己の研究関心を問い直し、研究・教育にフィードバックしている。

《点検・評価及び長所と問題点》

上述のように、特に FD 活動と銘打った組織があるわけではないが、FD 活動には組織的な対応がなされており、教育・研究活動の意味や内容、社会との関わり、教育活動の改善など、FD 活動そのものは熱心に実践されていると言える。

しかしながら、FD 活動に特化した小委員会がないこともあって、FD 活動の実体はあるものの、それが FD 活動に該当しているという自覚は、少数の教員を除けば定着してはいない点で、問題があると言える。この自覚がもっと定着すれば、科目ごとの教育目標・教育効果についてのコンセプトの合意などが、ある程度進む可能性がある。

《将来の改善・改革に向けた方策》

必ずしも FD 活動の名を冠した小委員会は必要ないが、自分たちの実践していることが FD 活動なのであるという自覚を、さまざまな小委員会の中で周知徹底して行くことが必要である。法学部教員全員が自覚を十分に持つようになれば、FD 活動に対する組織的取り組みも一層容易になると思われる。

学生による授業評価の導入状況

《現状の説明》

当初、本学全体では、「学生による授業評価」に関する実施要項その他が整備されないまま、全学的に同一形式で「学生による授業評価」を実施する方向で検討が行われていたが、法学部では個々の教員が自己の授業を改善する目的で実施する限りにおいて、「学生による授業評価」は必要であると認めつつも、当時提示されていた質問票に対する疑問や、集計されたデータの取り扱いが厳密に定められないまま実施に移されようとしていることなどにかんがみ、法学部単独で実施することとした。そこで、他学部在先駆けて平成7(1995)年度に「実施要項」を学部教授会で決定し(平成8[1996]年改訂)、a:質問票の作成、集計処理等をすべて学部内で行う、b:名称を「授業改善のためのアンケート」とする、c:各教員は隔年で自分の担当する専門教育科目について実施する義務を負う、d:結果についての所感を学部長に提出する、などのルールを決めて、平成7(1995)年度から本格的に実施している。

《点検・評価及び長所と問題点》

現在のところ、科目分野に従って教員を2つのグループに分けて隔年実施としているため、その年度にどの教員が実施義務を負うかが明確であるためか、実施率は極めて高い。しかし、実施目的が厳密に限定されており、集計された個々の教員に関するデータを学部単位で蓄積したり、個々の教員が自己の授業に関するデータを用いて研究発表を行うことも禁じられているため、学部内で授業の方法等に関する議論を行う場合の資料として利用することができないこと、学部内で集計処理を行っているため、担当する教員の負担が小さくはないこと、質問票の内容についても改良すべしとの声があるなど、問題点がないわけではない。

《将来の改善・改革に向けた方策》

データの利用については、法学部教員全員への義務化を行う前提として、厳密に限定した経緯があるため、集合的に利用に踏み切るのは若干困難を伴うが、学部での決議次第では可能であろう。また、集計作業については、法学部教員が簡単なコンピュータ処理を覚えるか、集計のみを他学部と同様に事務部門に委託するか、のいずれかによって改善可能である。質問票については、今後とも改良を重ねていくことになっている。

【授業形態と授業方法の関係】

授業形態と授業方法の適切性、妥当性とその教育指導上の有効性

《現状の説明》

専門教育科目の授業は、講義形態のものと演習の形態のものに分かれており、「演習」「講読」という言葉が科目名についていないものは、すべて講義形態の科目である。外国書講読Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ以外の演習科目は、基本的には講義内容を聴講したことを前提として、

学生は受講することになっている。1・2年次の基礎演習Ⅰ・Ⅱも、1年次前期の導入科目の履修を前提にしている点で、例外ではない。

授業の形態は、授業に求められる内容によって分かれており、導入科目を除けば、当該の専門分野についての体系的包括的な基本的知識を理解させる授業として、講義形態の科目が教えられている。この授業形態は、一度に大勢の学生に対して一定の知識を教えるのに適しているが、他方、メッセージが教員から学生へという方向に偏りがちであるため、授業の内容理解がどの程度であるかについて、その場で確認することが困難であったり、学生の質問が出にくいという問題点が指摘されている。

演習科目は、講義科目で得た一般的・基本的・体系的な知識を、実際の社会において生起している具体的な事例に則して研究・討論し、深い洞察を得ると同時に、知識を生きたものとする目的で開講され、授業も目的に沿って運用されている。この授業形態の場合には、教員が学生の興味・関心や理解度を確認することが比較的容易であり、知識の定着度に従った個別的な指導も、ある程度は行える。

なお、一般的には講義形態の授業は双方向性に欠ける傾向があるが、専門教育科目の中の導入科目においては、専門教育を受講するための前提である基礎的能力を養成する、という目的に従って、1学年を2つないし3つに分けたクラス編成をとり、頻繁なレポート提出と返却、小テストの実施などの工夫により、かなりの程度まで双方向性を実現している。また、導入科目以外の講義科目でも、質問に消極的な者が多い本学学生の特質に鑑み、A4判の「質問カード」を配布して学生の質問を促している教員や、出席カードの裏面に質問を書かせている教員などがおり、ある程度の成果を上げている。

《点検・評価及び長所と問題点》

大体においては、授業の目的に沿った授業形態と授業方法が適切に行われているといえ、しかも特定の講義科目においては、講義科目の欠点を補うための工夫が凝らされている。また、演習科目においても、目的に沿った適切な授業運営がなされており、教育上の有効性の面でも、一定の成果を上げている。この点では、授業形態と授業方法との間の適合性が存在し、教育指導上の有効性も一定水準を保っていると言える。

しかし、上記の評価は、全体として見た場合であって、実際に実現されている程度は、科目ごとに、あるいは担当教員ごとに異なっている。各教員が行っている授業の適切性などについて、学部の責任において検証する仕組みが現在のところ存在していない以上、やむを得ない面もあるが、全教員の授業が一定水準を超えるよう努力する必要がある。

また、現在の常識で妥当・適切とされている授業形態や授業方法であっても、前提条件が変われば妥当性・適切性を欠くことになるが、この点について体系的な検証と分析に基づく対策が、必ずしも十分にはなされていない。

《将来の改善・改革に向けた方策》

法学部改革検討小委員会などで、これからの時代にあった適切な授業形態と授業方法は具体的にどのようなものであるか、についての検討を行った上、各教員の授業実施スキルを向上させるための措置をも検討して行く必要がある。例えば、現在の時点では多数の賛成を得るのは難しいが、数年に1度は法学部教員に公開した授業を行う、などの相互チェ

ックを制度化することも、考えられてよい。

マルチメディアを活用した教育の導入状況とその運用の適切性

《現状の説明》

現在のところ、一般教養的科目に属する「コンピュータ演習」を除けば、明示的にマルチメディアを活用した教育は導入されていない。ごく少数の教員が演習において導入を試みるにとどまっている。

《点検・評価及び長所と問題点》

学問分野の性格上、マルチメディアを活用した教育を導入する必要性をあまり感じない教員が多いことは確かであるが、例えばアメリカなどでは、法学・政治学の分野でマルチメディア教材が開発されており、法律問題の事例や国際政治の実際をシミュレートしたソフトウェアも日本で販売されていることから考えて、マルチメディアを活用した教育の効果を確認するための試みが増加してもおかしくはない。

《将来の改善・改革に向けた方策》

近い時期に学部としてマルチメディア活用教育を本格的に導入することは考えにくい、マルチメディアを活用した教育が法学の世界でどのような可能性を持つかに関する調査を行っておいた方がよいと考えられる。

「遠隔授業」による授業科目を単位認定している大学・学部等における、そうした制度措置の運用の適切性

《現状の説明》

現在のところ、「遠隔授業」による授業科目は存在せず、したがって、単位認定も行っていない。

《点検・評価及び長所と問題点》

現在のところ、実施していないことによる不都合等は生じていないため、実施する必要性がないと認識しており、少なくとも現在の法学部の学部教育については特に問題はないと考えている。しかし、既に大学院レベルでは開始されている北海学園大学との単位互換ないし内地交換留学制度が学部レベルでも制度化された場合には、相手方大学の授業を相互に衛星回線または光ファイバー通信で中継するなどの方法によって、相手方大学の所在地へ実際に行かなくとも単位互換が可能になるような仕組みを作る必要が出てくる可能性はあると考えられる。

《将来の改善・改革に向けた方策》

現在のところ、特に改善・改革しなければならない点は見られないが、遠隔授業を実施する可能性について、常に考えておく必要はある。

工学部

【教育効果の測定】

教育上の効果を測定するための方法の適切性

《現状の説明》

学生の教育効果（理解度や達成度）を測定するための方法は、原則として学期末あるいは学年末に実施される試験による。これ以外にも、授業中の小テスト、レポートの結果をも含めて総合的な評価が行われる場合もある。評価の方法は授業科目の性質によって若干の違いが見られる。実験関係、設計製図関係等の実習性の高い授業科目では、出席、作業へ取り組む姿勢、そして各自作成した報告書や成果物なども評価の対象になることがある。また、セミナーや卒業研究などでは、論文、研究発表や質疑応答態度などが評価に加えられる。各授業科目の評価方法は、全学部学生に配付される「大学要覧（シラバス）」の中に各授業担当者により明示されている。

《点検・評価及び長所と問題点》

教育上の効果を測定するための方法は、授業科目の性格の違いから、統一的な点検方法を設定することは難しく、各担当教員に委ねられている。しかし、各担当教員は、教育上の効果の測定結果から、受講生の理解度や達成度を確認し、その結果を考慮して、教育効果を上げるための努力を行っている。また、各授業科目の評価方法については「大学要覧（シラバス）」に明示されているため、各受講生が履修計画を立て、教育上の効果の測定を受けられるようになっている。

《将来の改善・改革に向けた方策》

現在、教育上の効果を測定するための方法については、早急なる改善・改革を必要とする大きな問題は見受けられない。そのため、今後の教育上の効果を測定するための方法は維持しつつも、学習目標と受講生の理解度や達成度の一致を図るため、各学科の中の個別委員会を立ち上げ、教育上の効果の測定結果から、今後の講義計画について話し合う体制などの検討を行う。

教育効果や目標達成度及びそれらの測定方法に対する教員間の合意の確立状況

《現状の説明》

教育効果や目標達成度及びそれらの測定方法に対する意見等は、各授業担当教員から各科の教務委員へと報告され、学科会議の場で学科長を中心に内容の検討を行い、教員間の合意を図っている。内容によって、全学的な問題の場合には全学教務委員会へと報告され、最終的には教授会において諮られる。また、機械工学科及び土木工学科において、兼任教

員及び非常勤講師との間で「非常勤講師を囲む懇談会」を実施し、教員間の合意の確立を行っている。

《点検・評価及び長所と問題点》

上記に示した方法によって、教員間の合意の確立が行われ、おおむね効果を上げてきたものと思われる。その中でも、「非常勤講師を囲む懇談会」における専任教員と非常勤・兼任教員間の同意の確立は、大きな役割を果たしていると思われる。一方、些細な事柄では、担当教員と各科教務委員もしくは学科会議だけで問題の解決が図られるため、全学的にはその問題点に関してどのように対処したのか情報が伝わらない場合があり、一層の連絡調整を図る必要がある。

《将来の改善・改革に向けた方策》

教育効果や目標達成度及びそれらの測定方法に対する教員間の合意の確立状況において、おおむね現状の方法を維持しつつ、今後は、担当教員と各科教務委員もしくは学科会議だけで問題の解決が図られた場合に対し、その解決手段の公開を各科教務委員から全学教務委員会を通して、各学科に対して行うシステムの構築を考案する。公開方法としては、その都度委員会を開催すると、時間的浪費が大きくなるため、Eメールや文書を活用する。このように、ある学科の解決手段を公開することによって、他学科では問題解決の参考になるばかりか、より強い教員間の合意が得られるものと思われる。

教育効果を測定するシステム全体の機能的有効性を検証する仕組みの導入状況

《現状の説明》

本学において教育効果を測定するシステム全体の機能的有効性を検証する仕組みは、大きく学科単位と全学科単位とに分けられる。各学科単位では、教育目的や目標の達成度、単位取得率について学科会議を開き、その結果を授業方法、試験内容、到達目標等に考慮している。全学科単位では、各担当教員が行った学生による授業評価（学生満足度調査）や就職係が行った卒業生の追跡調査結果について、工学部教授会の場で報告し、その推移を教員の共通認識としている。

《点検・評価及び長所と問題点》

各学科で行っている学生の教育目的や目標の達成度、単位取得率に関する会議では、学生個人のそれらの結果や成果、そのために注いだ努力の状況を把握・検証し、将来の改善に連結させる努力が行われており、大きな役割を果たしている。また、各委員会において退学率、就職・進学率等におけるデータは調査され、工学部教授会にて報告されているが、今後の教育改善への取り組み方法として具体的に利用しているかという点、各教員の判断によるものが多い状況である。

《将来の改善・改革に向けた方策》

今後、教育効果を測定するシステム全体の機能的有効性を測定する手段として、単位取

得率、退学率、就職・進学率、資格試験合格率の把握などが想定される。これらの事項については、毎回授業担当者より工学部教授会にその経過が報告され、その推移を教員の共通認識事項としているが、いまだ不十分な状況にある。そこで、教育効果を測定するシステム全体の機能的有効性を検証する仕組みを構築するために、専門的委員会（教育改善委員会）の設置を行い、平成 14(2002)年度より活動している。

卒業生の進路状況

《現状の説明》

卒業生の平成 11(1999)年～平成 13(2001)年の 3 年間の進路として、機械工学科では 18%が情報・専門関係、16%が電気機械関係、14%が一般機械関係へ、電気工学科では 32%が情報・専門関係、23%が建設業関係、18%が電気機械関係へ、応用物理学科では、45%が情報・専門関係、18%が電気機械関係へ、土木工学科では 57%が建設業関係、22%が情報・専門関係へ就職する傾向がみられる。また、就職希望者の就職率は 4 学科平均 94.5%と高い値となっている。

《点検・評価及び長所と問題点》

就職を希望する者は、少人数グループに分けられ、各担当教員によって個別に就職指導を受けており、効果を上げている。また、就職を希望する学生のために、本学では就職部を置き、職業安定法に基づいて就職に関する業務を行っている。業務内容として、求人開拓のための企業訪問、各種就職行事の開催、そして就職資料室の充実や個人面談などがあり、学生の就職活動が円滑に進むようにきめ細かい就職指導を行っている。就職状況や就職に関する問題については、各担当教員から、就職委員または就職課、就職部を通して教授会で報告され点検・評価が行われているため、おおむね妥当であると思われる。

《将来の改善・改革に向けた方策》

卒業生の進路状況については、上記に示したように、大きく取り立てて問題とすべき点はないものと思われる。したがって、現状の方法を維持しつつも、今後、インターネットによる求人募集を行う企業が増加しているため、対応をスピーディーに行う必要があるものと思われる。そのための環境の整備（メールネットワーク）の充実を図っていく。また就職希望者と各企業との個人的な話し合いによって就職活動が行われる場合が増えてくるため、さまざまなトラブルに対して大学が対応できるシステムについての検討を行う。

【厳格な成績評価の仕組み】

履修科目登録の上限設定とその運用の適切性

《現状の説明》

現在履修科目登録の上限設定は行っていない。また、学生の履修登録科目が一般的に少ない単位数に留まっていると感じている教員が多く、その必要性について議題として提案

される状況にはない。

《点検・評価及び長所と問題点》

卒業要件をわずかに超える科目しか登録しなかったことや、履修科目の放棄による問題の方が大きいと感じている教員が多いこと、上限設定を行わない方が学習意欲の旺盛な学生により多くの情報に触れる機会を提供できるという利点がある。しかしながら、上限を設定していないことによる弊害についても調査する必要がある。

《将来の改善・改革に向けた方策》

履修科目登録の上限設定の導入は現在議題として取り上げられることはないが、上限設定を導入した場合の利点と弊害については、将来教務・カリキュラム合同委員会において検討を行う。

成績評価法、成績評価基準の適切性

《現状の説明》

定期試験における評価に、講義時間中に行う演習、受講態度、報告書提出などの観点別評価を加えた総合的な学習評価を行っている。シラバスには、成績の評価方法や履修上の注意を記載した欄が設けられている。卒業論文は、口頭発表会における質疑応答と論文内容より評価され、合否が定まる。

《点検・評価及び長所と問題点》

実験・実習科目など、複数の教員が担当する科目の成績評価は合議制である。講義科目の多くは担当教員が一人で、成績評価は評価方法とともに各担当者に委ねられている。これにより、一方においては評価基準にばらつきが生じるということにもなるが、他方においては学生に対して多様かつ多面的な評価が行われているとも言える。評価への疑問は、学生が担当者に直接に問い合わせることが可能であり、また期間と窓口を指定した評価疑問受付が用意されている。

《将来の改善・改革に向けた方策》

中等教育の多様化と入学選抜方法の多面化に対応し、教育学習の効率化を図るため、必修科目や演習科目のクラス分け、少人数化を積極的に推進している。複数の担当者らは、一定の評価基準を設定するための情報交換を行い、学生に不公平感が生じないように努力を重ねている。今後においても学生に不満が生じないように、より明確な評価基準の提示と、担当者らの連携と調整が必要である。

厳格な成績評価を行う仕組みの導入状況

《現状の説明》

学生の理解度や達成度を測定するための方法は、原則として年2回、学期末及び学年末

に行われる試験による。また、小テスト、レポート、出席等を含めて総合的に評価される場合も多い。欠席回数が授業回数の1/5を超えた場合は受験資格を失う場合もあることが周知されている。成績評価は点数制（100点満点で60点未満不合格）である。不合格の場合は再履修となるが、その割合が5割に達する科目もあり、おおむね厳格な成績評価の行われている科目が多いと言える。成績評価の方法を定量的にシラバスに明記することを実行する教員も増えてきている。また、従来個々の教員の裁量により行う場合があった再試験を、学部全体で統一的に行う制度を数年前より導入し、成績認定過程を明確にすることに留意している。

《点検・評価及び長所と問題点》

新規な評価方法の導入は行われておらず、従来の方法をより厳格に着実に実行することが励行されつつある。試験は原則60分で行われるため、専門知識の一時的暗記を避けるような出題の工夫が必要であり、試験回数を増やすか試験以外の評価方法により、不十分な点を補っていくことが必要である。

定期試験は比較的厳格に施行されており、監督者・持込物等に関してきめ細かい不正行為の防止のための工夫がなされている。担当者による評価基準の不統一は今後の課題として残されている。

《将来の改善・改革に向けた方策》

評価が統一的でない問題を解決する方法として、当該授業担当者以外から構成される試験委員会による統一試験という方法が考えられる。さらに、進級試験的な性格を付与すれば、次項目から要請される点にも対応できる。また、絶対評価のみではなく偏差値評価を部分的に取り入れることも、科目間の評価の不均一を緩和する手段であろう。

各年次及び卒業時の学生の質を検証・確保するための方途の適切性

《現状の説明》

進級規定では、2年次進級に対して必修科目の50%、3年次進級に対して必修科目の70%及び選択必修・選択科目の30%、4年次進級に対して必修科目の90%（実験・実習・製図は100%）及び選択必修・選択科目の60%の取得を義務づけている。留年者の割合は学科・学年で大きくばらつきはあるもののおおむね各々10～15%程度である。卒業研究は工学部の教育における最重要科目と位置づけられており、学科ごとの研究発表会・論文審査により、十分な水準の卒業研究をなさしめている。10年ほど前から、卒業論文概要集を刊行しており、学部教育の水準を外部に公開するための一助としている。

《点検・評価及び長所と問題点》

特に4年次進級のために必修科目数の90%を要求することはかなり厳しい印象をあたえるが、4年次に卒業研究や就職活動を進めなければならないことから考えると、妥当な水準であろう。ただし、進級規定で必要単位数が設定されているため、学生は個々の科目の単位を取得することのみに目を向けがちになり、得た専門的知識を体系化することを怠り、

断片化したまま放置しがちである。そのため就職活動や卒業研究等、応用力が必要とされる局面で実力を発揮できない場合が多いように見受けられる。

《将来の改善・改革に向けた方策》

上述の統一試験を進級試験的な観点から統合的に行うことで、学生が今までに得た知識を段階的に体系化し、自分のものとしていくことを助けることができると期待される。

【履修指導】

学生に対する履修指導の適切性

《現状の説明》

学生への履修指導は、原則としてグループ主任と呼ばれる1学年2名の教員によって実施されている。履修、特に教職科目に関しては、専門的知識が要求されるので、学務係職員あるいは、応用物理学科の担当教員が相談に当たっている。グループ主任の指導は、生活指導も含み、進級条件と履修科目の決定についても相談にのっている。また、各科目においても丁寧な履修指導がなされている。

《点検・評価及び長所と問題点》

グループ主任及び学務係職員による履修指導は丁寧になされている。しかし、このことは本来の業務に支障をきたす場合もある。現在の制度は、教員・職員の好意に甘えたものとも言える。

《将来の改善・改革に向けた方策》

今後、コース制や選択科目の増大などにより、複雑な履修体系となることが予想される。したがって、教員・職員だけでは、時間的に対処しきれない問題も発生することが考えられる。大学院学生による第1段階の予備的履修指導の導入などを考えることが必要になる。

オフィスアワーの制度化の状況

《現状の説明》

工学部においては、システムとしてのオフィスアワーは導入していない。しかし、個々の教員が担当科目の理解を促すために、補習授業あるいは個別相談を行っている。また、教室の数が十分でないという設備面の問題もあり、現時点では制度としてのオフィスアワーの導入は困難な状況である。

《点検・評価及び長所と問題点》

現在、工学部の教員の担当時間数は、平均して1週あたり10コマであり、新たにオフィスアワーを設置し、しかも受講する学生に都合のよい時間と教室を確保することは極めて困難である。しかし、通常の講義だけでは、講義の進行についていけない学生が多く存在

し、また一方では、通常の講義よりも高いレベルでの学習を希望する学生もいる。このような学生の希望に応えるためには、総合的な観点からの検討が必要である。

《将来の改善・改革に向けた方策》

工学部においては、大学院学生が学部学生を指導する制度があり、ティーチング・アシスタントと呼んでいる。この制度をより良い形で利用し、教員の指導のもとに大学院学生が基礎的事項に関して学部学生を指導し、実質的な効果を上げられるようにすることが、現実的な方策と考えている。

留年者に対する教育上の配慮措置の適切性

《現状の説明》

留年者の比率は漸増している。留年者のうち、少なくない数の学生が、講義にはほとんど出席していない。工学部では、グループ主任及び学務・学生係を中心とする職員が、生活指導を含めた総合的な指導を行っている。登校できない学生の中には、精神的問題を持つ者も含まれており、丁寧かつ専門的な指導が必要である。

《点検・評価及び長所と問題点》

留年者に対しては、特に指導を徹底し、履修指導、生活改善も含めた指導を行っている。しかし、留年を繰り返し、退学に至る場合も少なくない。専門家による十分に時間をかけた丁寧な指導がなお一層必要になっている。

《将来の改善・改革に向けた方策》

留年者、あるいは留年予備軍となっている学生に対する指導はかなりの時間を必要とし、その成果はなかなか見えるものではない。留年に至る根本的原因（生活の乱れ、アルバイト過多、精神的問題、病気あるいは身体的障害）についてしっかりと把握し、場合によっては、専門家（カウンセラー、精神科医）と連携して、学生指導に当たるようなシステムの構築が工学部においても必要であり、今後整備を進めていきたい。

【教育改善への組織的な取り組み】

学生の学修の活性化と教員の教育指導方法の改善を促進するための措置とその有効性

《現状の説明》

工学部の各学科においては、実社会の動向に呼応したカリキュラムを開設し、各学科の専門に関する基礎科目から応用科目まで体系的かつ段階的に学修できるように配慮した上で、コンピュータリテラシーを始めとし、コンピュータの演習・応用や情報教育を適宜導入している。さらに、学生の学修の活性化と教育効果の向上を図るために、講義形態・授業方法に以下のような工夫を行っている。すなわち、学生の勉学に対するモチベーションや理解を深めるために、重要な基礎科目にはグレード制や演習を設けており、これらの中

人数（数十名程度）に分けて実施している。また、コンピュータリテラシーやコンピュータの応用に関しても演習を重視し、かつ中人数に分けて情報処理演習室で実施している。加えて、実体験による教育を重視して、工学部共通に行われる1学年の物理実験や化学実験のほかに、各学科においては低学年から高学年まで実験・実習を開設し、学生にレポート提出を求め学生の主体性を喚起している。これらの実験は、少人数の班に分かれて行われている。このため、教員数の不足を補い、教育効果を高めるためにもティーチング・アシスタントを活用している。さらに、学生のプレゼンテーションの素養と専門科目への動機づけを目的とした科目も各学科で導入しており、機械工学科の「フレッシュマンセミナー」、電気工学科の「電気工学セミナー」、応用物理学科の学生実験における「プレゼンテーションコンテスト」などが挙げられる。

また、4年次の卒業研究は各研究室に配属されてきめ細かな指導が受けられるばかりでなく、3年次まで学んだ専門知識を実験に生かし主体的に計画する研修となる。卒業研究においては、研究を行って口頭発表しさらに論文にまとめるという一連の体験を通して、技術者・研究者としての総合的な素養を身につけることができるので非常に有意義である。

なお、教育指導を行うにあたっては、同じ教科で前期・後期の担当者が異なる場合や、同じ教科を少人数に分割して行う場合については、担当者同士で打ち合わせを行って連携をとりながら授業を行っている。また、基礎科目と応用科目で関連性が濃い場合は、講義内容の関連づけと連携をとり教育効果を上げるようにしている。

《点検・評価及び長所と問題点》

工学部における学生の学修の活性化に関しては、上記のように有効に機能していると言える。しかしながら、入試制度の多様化（一般入試、推薦入試、A0入試）に伴い、入学者の基礎学力に格差が生じてきている問題がある。現在、これを是正するために、応用物理学科においては、推薦入試やA0入試の合格者に対して、入学前に添削指導による教育指導を行っており、今後この問題に関して工学部全体として組織的に対応することが望まれる。

さらに、1学年には、高校教育と大学教育のギャップを埋めるための導入的な教育科目を取り入れている。例えば、機械工学科では、専門分野への興味と勉学に対する自立性を高め、さらにプレゼンテーションの素養を養うことを目的とした「フレッシュマンセミナー」、電気工学科では工学の基礎となる数学・物理の素養を与えることを目的とした「基礎数理演習」、土木工学科においては専門科目を学習する上での基礎知識と国際的技術者として不可欠な技術英語の素養を与えることを目的とした「土木工学基礎演習」を開講している。これに関しても工学部全体として組織的に対応することが望まれる。

《将来の改善・改革に向けた方策》

工学部における学生の学修の活性化は、内部的には充実していると言える。しかしながら、教育指導法の改善に関しては教員個人に委ねられており、現在のところ教育指導法の改善を促進する措置として機能しているのは、関連する科目の教員同士の連携や学生による授業評価となっている。今後は、教育指導法の改善に対しても組織的に対応することが望まれる。また、授業方法に対する学内の相互評価等を取り入れることが望まれる。

シラバスの適切性

《現状の説明》

工学部のシラバスはこれまでに、教科の内容と目的、各回ごとの授業計画、評価方法、教科書・参考書と履修上の注意について示していたが、平成14(2002)年度からは、日本技術者認定機構への認定にも対応可能なように、シラバスの中に到達目標や準備のための学習等についても示しており、目標を明確にし計画的に学習させるように改善を図っている。

《点検・評価及び長所と問題点》

シラバスが記載されている大学要覧には、教育課程に対する履修順序表も掲載しており、学生の希望する分野の専門課程や教職課程を順序よく履修できるように配慮してある。また、各種資格の取得方法についても明記しており、学生の広範な要求に対応している。さらに、他学部・他学科の履修や単位互換による他大学の開講科目についても示されている。このように工学部のシラバスは適切に機能していると言える。なお、大学要覧を編集する要覧委員会は教務委員会やカリキュラム委員会と連携を図り、常にシラバスの改善に努めている。

《将来の改善・改革に向けた方策》

大学要覧は工学部全体の内容を掲載しているので、かなりのボリュームとなっており、シラバスを随時携帯して参照するという点では有効であるとは言えない。したがって、シラバスのCD化を図り、必要な個所をプリントアウトして参照できるようにするなどの利便性の改善も望まれる。

FD 活動に対する組織的取り組み状況の適切性

《現状の説明》

工学部におけるFD改善の組織的な取り組みとしては、新しい教育課程の内容に関してはカリキュラム委員会が担当し、教育課程の実施・運用に関しては教務委員会が担当している。また、教育課程の内容とその運用に関しては密接な関係があるため、重要な事項の検討や審議に関しては、教務・カリキュラム合同委員会が携わることが少なくない。この合同委員会により、これまでに、英語科目やグレード制を必要とする教科のための入学時プレースメントテスト等を実現している。さらに、情報教員のための教職課程の導入等について詳細に検討を行って、平成13(2001)年度から情報教員のための教職課程が、電気工学科と応用物理学科の2つの学科について開設されている。

《点検・評価及び長所と問題点》

工学部においては、広義のFD活動となるカリキュラム改善や教育の管理・運営の改善については、上記のように組織的に対応して順調に機能していると言える。しかしながら、狭義のFD活動となる教員個人の教授法の改善等については、関連する科目の教員同士の連携や学生による授業評価があるものの、基本的には教員個人の裁量に委ねられている。授

業方法については、OHP やマルチメディアを導入して、講義内容を視覚的に説明したり、また講義用のプリントを配付するなどして、学生の関心を引き起こし理解を深めさせる工夫が行われている。

《将来の改善・改革に向けた方策》

現状においては年々入学生の学力が低下しているため、入学後の専門科目の修学を困難にしている問題が生じている。これを是正するための予備教育や導入教育を検討し、カリキュラムの改善を検討する必要がある。

講義形態や講義方法などの改善は基本的には各教員に委ねられている。これらの改善に対しても、工学部内で組織的に取り組む必要がある。また、講義方法に対しては、学内での相互評価を取り入れることが望まれる。さらに、本学以外の有識者や外部評価機関を取り入れての点検評価を行って、FD 活動の活性化を図る必要がある。

学生による授業評価の導入状況

《現状の説明》

全学自己点検・評価委員会によって「学生による授業評価」導入が提案されて以来、工学部授業評価委員会では、ほとんどの科目に対して「学生に対する授業評価のアンケート調査」を実施するようにしている。このアンケート調査の総合的な結果については、工学部教授会で報告がなされ、最終的に各授業担当者へ集計結果がフィードバックされ、次年度の授業方法の見直しに役立つように配慮されている。

《点検・評価及び長所と問題点》

学生による授業評価のアンケートの最終項目には、授業に対する学生の感想・要望を記入させる個所があり、この項目に関しても、工学部授業評価委員会が最終的な取りまとめを行い教授会で報告しており、具体的な授業方法に対する改善点の拾い出しとして有効に機能している。

工学部授業評価委員会では、年度ごとにアンケート項目の見直しを図り活性化に努めており、教員の授業方法に対する改善のモチベーションに貢献をしていると考えられる。

《将来の改善・改革に向けた方策》

学生による授業評価はほとんどの科目に対して行われているが、実験・実習や卒業研究等については実施されておらず、今後これらの科目に対しても実施が望まれる。学生による授業評価には、学内で委員会を設け順調に取り組んでいるが、本学以外の有識者や外部評価機関を取り入れて、授業評価の内容と有効性を検討すべきである。

【授業形態と授業方法の関係】

授業形態と授業方法の適切性、妥当性とその教育指導上の有効性

《現状の説明》

通常科目の授業形態は講義形式で行われているが、工学部各学科とも1・2年次に3・4年次における専門科目の履修の一助となるような少人数科目を配置するなど、主要な専門科目の講義では従来に比べてできるだけ少人数化をはかり、学生の基礎学力を増進させるための工夫を行っている。また、国際化に伴う英語の重要性への認識の高まりから、英語の講義では教員当たりの学生数の少人数化に加え、入学直後のオリエンテーション期間中に試験を行って、その成績により学生を振り分けたグレード別による講義を行うことにより、各人の英語力を効果的な向上させるための試みが平成12(2000)年度から行われている。平成13(2001)年度における英語Ⅰの受講者数は1クラスあたり39～70人(平均51人)、英語Ⅱの受講者数は1クラスあたり38～58人(平均47人)にまで少人数化されている。

また、講義を受講した学生の理解を助けるために、工学部各学科では設立当初から、各学科における主要科目について講義とは別に演習科目を設けるなどの工夫が凝らされている。さらに、近年の大学教育に対する産業界などの声を参考に、口頭発表力、討議などのコミュニケーション能力を高め、自主性と自立性を有する技術者を養成できるような機会を増やすような授業もカリキュラムに取り入れている。

講義方法ではOHP、プロジェクターの利用に加え、パソコンやマルチメディアプロジェクターによる静止画像やビデオ画像を取り入れるなど、学生の講義内容の理解を助けるための工夫が凝らされるようになってきている。このほか、実験科目においては平成7(1995)年度から多くの実験に大学院生をティーチング・アシスタントとして配置することにより、より効果的な学生への実験指導が行われている。

《点検・評価及び長所と問題点》

授業方法の改善に関しては、工学部では平成7(1995)年度より「学生による授業評価アンケート」が実施されている。このアンケートによる学生からの意見を教員に伝達することにより、各人の意志に任されているが多くの場合学生の意見を参考にした適切な改善が図られている。低学年に少人数科目を配置した学生の基礎学力の増進についての有効性を評価するにはさらに多くの時間を必要とするが、少なくとも意欲を持った学生には効果的な方法である。また、英語のグレード別授業や少人数化についても同様であるが、受講者の少人数化は学生の欠席や遅刻の減少や対話型の授業が実施しやすいなどの長所を有する。したがって、各学科の専任教員数や教員の担当科目等の問題もあり、その実施には解決すべきいくつかの問題もあるが、授業の少人数化促進に向けての検討を継続的に行う必要がある。

《将来の改善・改革に向けた方策》

近年の受験人口の減少とそれに伴い入学してくる学生の学力低下に対応するため、授業方法や内容の検討を進めてきた。授業内容の検討に比べ、授業方法の改善はやや遅れ気味であるが、今後とも授業方法の改善についての検討を進めていく必要がある。加えて、少人数科目の適正配置による学生の勉学意欲向上への方策を継続して調査検討する必要がある。

マルチメディアを活用した教育の導入状況とその運用の適切性

《現状の説明》

マルチメディアを活用した教育のための設備は、コンピュータ関連科目の講義演習を行う情報処理演習室や図書館以外にも、講義室2室と会議室に設置されている。このほか、各学科に数台のマルチメディアプロジェクターが設備されており、学科内における学生発表や学生への説明用などに利用されているほか、貸し出し用のマルチメディアプロジェクターも準備されており、コンピュータ関連科目以外でも、マルチメディアプロジェクターを使用した講義が行われるようになってきている。

《点検・評価及び長所と問題点》

マルチメディアを活用した講義は視覚的に資料を学生に提示できることから、学生の講義内容の理解を助けるという大きな長所を有する。さらに、学生発表等で利用することにより、学生のマルチメディアへの習熟の機会を提供することにもなり、マルチメディアの活用が一層進展すると考えられる卒業後の社会活動において、専門知識以外の有用な力となるなどの利点も考えられる。しかしながら、同時に板書の場合とは異なり、重要事項の記述は本人に委ねられることから、ノートへの重要事項の記述を忘れるなどの問題点もあり、必ずしも学生の試験成績には反映していない。

《将来の改善・改革に向けた方策》

大学における教育の重要性とも深く関連し、小中高校における授業へのマルチメディアの活用に対応して、大学においてもマルチメディアを活用した講義の拡充を継続的に検討していく必要がある。また、マルチメディアの活用の進展に伴って生じて来た、一部学生のノートやメモの記述力や表示力の弱体化についての問題は、筆記試験が主体となる資格試験等での成否にも大きく関連することから、大学のみならず初中等教育をも含めた今後の問題点として検討されるべき問題である。また、現在工学部のキャンパスは他のキャンパスとは地理的にも離れていることから、他学部の講義の履修は難しい。しかしながら、マルチメディアの活用による他キャンパスでの講義を工学部キャンパスで受講できるようなシステムの整備は、キャンパス間を移動することなく本学の総合大学としての有利性をさらに活用でき、学生への多様な教育機会の提供し、教育環境のさらなる改善にもつながる有用な方策である。

「遠隔授業」による授業科目を単位認定している大学・学部等における、そうした制度措置の運用の適切性

《現状の説明》

現在工学部では遠隔授業による授業科目の単位認定は行っていない。

《点検・評価及び長所と問題点》

「遠隔授業」は学生に多様な学習機会を提供するという大きな長所があり、その実施は

時代の趨勢でもありと考えられる。「遠隔授業」を適切に利用して専任教員による講義を減らすことができれば、教員が学生指導により多くの時間を割くことができるという長所がある。加えて、少子化による受験人口の減少とそれに呼応した大学教員削減による影響を補完する手段としても有効である。

《将来の改善・改革に向けた方策》

将来の本学部における学生指導の充実並びに効率の良い学生教育の実施に向けての「遠隔授業」の導入は重要な検討課題である。

教養学部

【教育効果の測定】

教育上の効果を測定するための方法の適切性

人間科学専攻

《現状の説明》

教育上の効果を測定するための方法として、教員が受講生の学修の達成度を測定する種々の方法を用いている。演習、実習では、発表報告のできばえ、出席状況と討論での意見内容、少人数の講義では、レポート、小テスト、筆記試験が行われている。しかし教育効果の測定は、講義終了後の筆記試験レポート合格による単位認定だけでなく、演習、実習を通じての種々の研究方法を修得したり、何度かの点検相談、発表を経ての卒業研究という自己の研究成果のまとめにも結晶化される。

《点検・評価及び長所と問題点》

各教員の工夫で、一回の筆記試験のみでの評価を下すことを避ける配慮がなされている。人間科学専攻は比較的少人数の授業が大半で、最も人数の多い学年全員必修の授業（一学年全体平均85名程度が受講する必修の授業）では、受講者を、心理学の実験観察から入る班と社会学のアンケート調査から入る班の2つの班に分けて行うというように、教育効果を考えて、一度の受講生数を半減する工夫が施されている。

《将来の改善・改革に向けた方策》

学生が所属を希望する卒業研究の分野や教員については、一部人気のある分野で、人数制限を行っているため、必ずしも希望どおりいかないこともある。しかしながら、人数制限は特に実験や実習を伴う分野ではやむを得ないため、学生との面談を行うことによって理解を得るよう努めている。

言語文化専攻

《現状の説明》

教育上の効果を測定するための方法として、当該専攻で実施されているのは、レポート、定期試験、小テスト、卒業論文、ゼミでの発表、及び教員への質問を含んだ教員との日常的な対話である。これらは指導教員個人の責任と才覚のもとで執り行われている。特に当該学部では卒業論文を必修科目として課しており、その成績は複数教員の査読と公開を原則とする口頭試問によって判定されている。これらの手続きはおおむね適切に運営されている。大部分の教科は、一回だけの定期試験ないしレポートによって判定されているのが現状である。

《長所と問題点》

この点は問題を残しているが、専門の科目は比較的少人数なので、受講生の習熟度を把握しやすい利点がある。

《将来の改善・改革に向けた方策》

今後はもう少しきめ細かく学生の反応を見る方策が必要になるだろう。

情報科学専攻

《現状の説明》

シラバスに、各講義での授業項目及び成績評価の方法を詳細に記載することにより、受講者はシラバスを参考に自分に対する評価の予測や正当性の評価を行うことができる。

教育効果を測定する端的な方法としては、試験・レポートなどを用いるが、教科内容に応じて、その基準等の設定は異なるべきであると考えている。特に、教科の目標設定を LEARN に置く科目と STUDY に置く科目では、基本的な相違があると考えらるべきであろう。

《点検・評価》

情報科学専攻では、LEARN を目的とする科目については、客観的な基準を関連科目担当教員の間で常時議論し検討して、少なくとも類似の学科目については、抑えるべきキーポイントについてのコンセンサスが成立していることは評価されよう。

《長所と問題点》

STUDY に分類されるものの中でも、総合研究（卒業課題）やオムニバス方式で開講している「総合科目」、あるいは単独で開講する科目のいくつかについては、教員が受講し、あるいはセミナーを持つという方法で、ある程度の共通理解を形成しつつある。学生の研究課題が多様性を持ち、研究チームがある程度細分化されるので、その評価にばらつきが出やすいことは問題点の一つである。

《将来の改善・改革に向けた方策》

教育評価ということは、万全を期さなければならない教育機関にとって大切な主題であ

る。教育効果測定に客観性を持たせるための検討を、今後も引き続き継続していきたい。

教育効果や目標達成度及びそれらの測定方法に対する教員間の合意の確立状況

人間科学専攻・言語文化専攻・情報科学専攻

《現状の説明》

前項「教育上の効果を測定するための方法の適切性」で述べたように、講義の目的が LEARN とされるものについては、一部は公式の委員会で検討し、ほかの大部分については担当教員の協議による。

《点検・評価》

そのほか STUDY 的な科目については、個々の教員の判断に委ねている。ただし、緩やかにではあるが、相互批判に基づいてある程度の「評価基準についての極端な例外」は消滅していることは事実はある。

《長所と問題点》

従来の大学教育において、どちらかと言えば研究が重視される傾向にあったが、現在では社会的にも教育の重要性が認識されている。このことを踏まえて、教育効果や目標達成度等について、基準づくりで教員間の合意を確立するための努力を惜しまないことが必要である。

《将来の改善・改革に向けた方策》

本学部には多くの教員が所属していることでもあり、この主題についての各種の試みがなされている。全学機関の「教育研究所」が設置されているとともに、「教育学専門」の教員も在籍しているので、それらの力を集結して教員間の合意確立に向けて、今後の方向づけを確かなものにした。

教育効果を測定するシステム全体の機能的有効性を検証する仕組みの導入状況

人間科学専攻・言語文化専攻・情報科学専攻

《現状の説明》

学生による授業評価を行っているが、これは必ずしも教育効果を測定するものとはなり得ていない。したがって、教育効果を測定する「システム」と言える仕組みは導入されていない。かつ、ペーパーテストを中心とする現行システムを大幅に変更する予定は今のところない。

《点検・評価》

時代的にはこのような評価・検証システムを導入することは必然であると考えられる。

企業では、既に所属している社員に対するこのような評価・検証システムの模索の段階を過ぎている。教育機関は、これについて危機意識を持って受け取らなければならない。

《長所と問題点》

しかし、このような目的を達成するために払われている努力は、教員個人への負担大という形で跳ね返っている。努力することが教育に効果大であるという実感はあるが、その大部分が教員個人の過重労働に負うところが多い。評価・検証システムが機能的に実現するための方策が強く望まれる。

《将来の改善・改革に向けた方策》

現在、本学及び本学部は種々の改革の最中でもある。その間にこのような問題提起をすることができるならば、教育機関としてさらなる前進となることは間違いない。かつ、学生の保護者の教育効果に対する関心は、従来に増して高まっている。このためにも、客観性のある、かつ実効性のある対策を模索したい。

卒業生の進路状況

人間科学専攻

《現状の説明》

次の表は、平成9(1997)～平成12(2000)年度の4年間の人間科学専攻卒業生の就職状況である。表中の「就職希望者」とは当該年度の卒業生のうち、最終的に就職を希望した者である。「就職率」とは就職希望者のうち、就職した者の割合である。

平成8(1996)年度までは、就職希望者が74%を下回ることはなかったが、平成9年(1997)年度に66%になってから、平成11(1999)、平成12(2000)年度と60%前後の低迷が続いている。就職率は90%前後を推移している。就職率が維持できているのは、就職希望者の減少のためであるが、就職希望者の減少は就職の希望がかなえられない前途の厳しさが影を落としているように思われる。業種では卸売、小売、サービス関係が多いが、平成12(2000)、平成13(2001)年度は公務員への採用が健闘している。大学院進学者は毎年4、5名とコンスタントにいる。

表) 人間科学専攻の就職状況

年度	平成8(1996)	平成9(1997)	平成10(1998)	平成11(1999)	平成12(2000)
就職希望者%	74	66	70	62	61
就職率%	92	94	89	87	90

《点検・評価及び長所と問題点》

現状でも述べたように、就職希望者が低迷していることは顕著なことである。これをい

かに高めていくかが今後の課題である。

《将来の改善・改革に向けた方策》

特に、デフレーションやリストラクチャリングによって失業率が高まっている現在、企業は、若年労働者を求めているはずである。これをチャンスと捉えて就職活動をする学生を増やして行かなければならない。

言語文化専攻

《現状の説明、点検・評価及び長所と問題点》

教員、公務員から一般のサラリーマンまで、職種も多様である。大学院進学や英語教員を除くと、専攻で学んだことが進路選択に直接反映されていないのが当該専攻の弱点でもあれば強みでもある。

《将来の改善・改革に向けた方策》

将来的には、専攻での教育内容と進路選択とが、もう少し近づくような専門課程の充実が望まれる。

情報科学専攻

《現状の説明》

情報科学専攻の第1回生は平成4(1992)年度に卒業した。この平成4(1992)年度から平成9(1997)年度までの6回の卒業生(316名)の進路を次の表に示す。この表で合計の%表示を見ると、サービス業に就職した者が全体の約40%、製造、卸売、小売、教員、金融、建築が12%から5%の比率を占めている。サービス業(この分類は最近、情報とその他に細分されている)の中にコンピュータや情報関連の仕事が多数占めていると思われることから、当情報科学専攻に対する社会の需要がこの方面にあることが強く感じられる。この傾向は他専攻、他学部と比較して、かなり特徴的である。

表) 情報科学専攻の卒業生の進路についてのデータ [平成4(1992)～平成9(1997)、%表示]

建設	製造	運輸・通信	卸売	小売	金融	不動産	サービス	公務員
5.6	12.0	2.5	9.8	8.2	6.0	0.6	39.2	5.6
教員	進学	漁業	自営					
6.6	2.5	0.3	0.6					

《点検・評価》

本専攻は、比較的就職状況は良い方であると評価できる。

《長所と問題点》

本学工学部には、平成 14(2002)年度から新名称として「情報」を付した「電気情報工学科」と「物理情報工学科」があり、経済学部経営学科でもコンピュータ教育に力を入れているので、これらは学内の競争相手となる。

《将来の改善・改革に向けた方策》

本専攻としての特徴である「総合力のある情報技術修得」という面を強調して、企業への働きかけを強めていく努力が必要である。

【厳格な成績評価の仕組み】

履修科目登録の上限設定とその運用の適切性

人間科学専攻

《現状の説明》

比較的少人数なので、履修制限はしていない。各学年指定の科目履修を徹底しており、年次の上昇につれて基礎学力が積み重ねられていくように工夫されている。3年次・4年次の指定科目も用意されている。2年次から3年次に上がる時点で、履修科目単位数のチェックがあり、要件を満たしていない場合には、原級止めになる。

《点検・評価及び長所と題点》

履修科目の登録の上限設定を行っていないため、4年次で卒業研究のための演習を残し、必要単位を3年次までに取得してしまうという履修状況の者が少なからず見られる。学力の積み上げ、履修科目の系統的つながりの面で懸念されるが、しかし基礎論、基礎演習、調査実習、実験実習、演習が学年指定になっているので、学力の積み上げ、履修科目の系統性でそれほど心配はないと思われる。

《将来の改善・改革に向けた方策》

上記のように、学年指定科目がかなりあり、4年次指定科目もあることから、履修科目登録に関しては特に問題はないので、現行方式を維持したい。

言語文化専攻

《現状の説明》

教養学部では履修科目登録の上限は設定されていない。同じ時間に重複しない限り、いくらかでも登録することができる。

《長所と問題点》

必要以上に多くの科目を登録しながら、実際には受講しないことによる弊害もあるが、それ以上に重大なのは、後期の科目も前期に登録しなければならない不便と不都合である。

《将来の改善・改革の方策》

この点が改善されれば、上限設定の問題も解決すると思われる。

情報科学専攻

《現状の説明》

3年次の「情報科学演習A・B」と4年次の「総合研究」では、小グループに分かれてセミナーや卒業研究を行っている。ここでは、教育の効果を上げるために各グループへの登録人数に上限を設けている。

《点検・評価》

上限数自体は適当な数になっているように思われるが、登録希望者には時として大きなばらつきが見られる。

《長所と問題点》

このばらつきの調整は、上限設定に伴う運用上の問題であるが、適切な方法を模索しているというのが問題点である。

《将来の改善・改革に向けた方策》

学生にとって、希望のテーマで研究をしたいというのは当然であるから、できる限りその意向を尊重しようと努力している。学生の希望と教員の専門分野との調和が必要であるし、さらには設備・実験室の広さなども調整して行かなければならない。

成績評価法、成績評価基準の適切性

人間科学専攻

《現状の説明》

成績評価法は、科目によって異なる。一般の科目は、定期試験・授業時間中の小テスト・何回かのレポート・出席状況等々を組み合わせ、最終的にはそれらを総合して100点満点で点数化して評価する。評価は、担当教員の判断による。基礎演習や総合研究等、いくつかの科目については、複数の教員が協議して成績評価を行っている。

《点検・評価及び長所と問題点》

一人の担当教員による成績評価については、当該教員の評価方法や基準設定の仕方により、必ずしも最善とは言えない方法が採られる場合もあり得る。一方、複数教員による評

備法では、一人ひとりの学生の成績評価のために、数人の教員がかなりの時間と労力を投入しなければならず、時期的にも作業が集中するため、教員の負担が極めて大きくなる。そのため、こうした方法で成績評価を行う科目は限定せざるを得ない。

《将来の改善・改革に向けた方策》

複数教員による評価方法以外に、より適切な方法について今後も検討を続ける。

言語文化専攻

《現状の説明》

複数の教員によって行われる科目を除く大部分の教科は、担当する一人の教員によって成績評価が下されている。成績評価の基準も各担当教員の裁量に任せられている。

《長所と問題点》

現在のところ、さして深刻な問題は持ち上がっていないが、科目間・教員間にかかなりのばらつきがあることは否めない。

情報科学専攻

《現状の説明》

試験・演習・レポート・受講態度等を、各担当者が総合的に判断して成績評価を行っている。どのような成績評価をとるかは担当者に委ねられているが、シラバスには「成績の評価方法」の欄があり、受講する学生には成績の評価方法は知らされている。

《点検・評価》

レポートなどの評価では、何が評価されるのかを事前に学生に知らせるなどの配慮が必要である。また、クラス分けを行っていて複数の教員が担当する科目においては、担当者ごとに評価基準が一定ではない場合も起こり得る。

《長所と問題点》

学生が、成績について疑問点があるときには、担当教員の研究室又は事務室の窓口で問い合わせることができるようになっている。特に、原級止めの場合には、文書による通知を行っている。

《将来の改善・改革に向けた方策》

複数担当者のいる科目の場合だけでなく、単一科目についても、学部もしくは全学として、成績評価法・評価基準等についての個別的な工夫を超えた、組織的な取り組みが必要と思われる。

厳格な成績評価を行う仕組みの導入状況

人間科学専攻

《現状の説明》

成績評価法は、科目によって異なる。一般の科目は、定期試験・授業時間中の小テスト・何回かのレポート・出席状況等々を組み合わせ、最終的にはそれらを総合して100点満点で点数化して評価する。評価は、担当教員の判断による。基礎演習や総合研究等、いくつかの科目については、複数の教員が協議して成績評価を行っている。

《点検・評価及び長所と問題点》

一人の担当教員による成績評価については、当該教員の評価方法や基準設定の仕方により、必ずしも最善とは言えない方法が採られる場合もあり得る。一方、複数教員による評価法では、一人ひとりの学生の成績評価のために、数人の教員がかなりの時間と労力を投入しなければならず、時期的にも作業が集中するため、教員の負担が極めて大きくなる。そのため、こうした方法で成績評価を行う科目は限定せざるを得ない。

《将来の改善・改革に向けた方策》

複数教員による評価方法以外に、より適切な方法について今後も検討を続ける。

言語文化専攻

《現状の説明》

当該専攻においては、厳格な成績評価を行う仕組みは導入されていないし、また導入の予定もない。

《長所と問題点及び将来の改善・改革の方策》

人文学系の学科が多いため、共通の基準が作りにくいという問題もあるが、外国語のようにそれが可能なところでは導入を検討することも必要だろう。

情報科学専攻

《現状の説明》

前述のように、シラバスには「成績の評価方法」の欄があり、成績評価の方法については、どの科目でも事前に学生に伝わるようになっている。

《点検・評価》

各科目の評価は、各担当教員それぞれによって行われているので、ばらつきが見られる。このための仕組みは導入されていない。

《長所と問題点》

現在まで、大きな混乱は起きていないが、教育効果を上げるためにはしっかりとした評価基準を作成し実施する必要がある。

《将来の改善・改革に向けた方策》

学生の勉学意欲の向上と成績評価の透明性のためにも、シラバスの成績評価方法とともに評価基準を明記するなどの改善を行って、努力すれば達成できるという喜びを学生が体験できるようにすることが必要である。

各年次及び卒業時の学生の質を検証・確保するための方途の適切性

人間科学専攻・情報科学専攻

《現状の説明》

比較的少人数なので、履修制限はしていない。各学年指定の科目履修を徹底しており、年次の上昇につれて基礎学力が積み重ねられていくように工夫されている。3年次・4年次の指定科目も用意されている。2年次から3年次に上がる時点で、履修科目単位数のチェックがあり、要件を満たしていない場合には、原級止めになる。

《点検・評価及び長所と題点》

履修科目の登録の上限設定を行っていないため、4年次で卒業研究のための演習を残し、必要単位を3年次までに取得してしまうという履修状況の者が少なからず見られる。学力の積み上げ、履修科目の系統的つながりの面で懸念されるが、しかし基礎論、基礎演習、調査実習、実験実習、演習が学年指定になっているので、学力の積み上げ、履修科目の系統性でそれほど心配はないと思われる。

《将来の改善・改革に向けた方策》

上記のように、学年指定科目がかなりあり、4年次指定科目もあることから、履修科目登録に関しては特に問題はないので、現行方式を維持したい。

言語文化専攻

《現状の説明及び点検・評価》

これまででは個々の担当教員の努力と経験に任されていたが、AO入試等の導入によって入学の際の選抜方法が多様化した結果、入学後の成績を追跡調査する必要性が出てきた。

《長所と問題点及び将来の改善・改革の方策》

成績の追跡調査はまだ緒に就いたばかりであるが、これを体系的に行い、選抜方法の検討とあわせて、学生の質の向上を図る手段として大々的に利用していく予定である。また授業評価とは別に、教育サービス全般に対する学生の声を聴き、教育に反映させる方途を模索中である。

【履修指導】

学生に対する履修指導の適切性

人間科学専攻

《現状の説明》

履修指導は新入生には入学時のオリエンテーションで説明指導がなされているが、在学生には特別なされていない。言わば入学時のオリエンテーションで、1年次だけでなく、4年間の指導がなされる形になっている。このオリエンテーションは、合宿を含め約1週間にも及び、その中で詳細な履修指導も実施している。なお、3年次の演習の登録のために2年次の終わりにガイダンスを、4年次の総合研究の登録のために3年次の終わりに説明会を行っている。

《点検・評価及び長所と題点》

履修指導は、かなり懇切丁寧であり、一人ひとりについても科目登録の確認まで行うため、学生の自主自立の観点から見て、問題なしとしない。

《将来の改善・改革に向けた方策》

親切で丁寧すぎる履修指導に疑問は残るものの、学生の現状から、ある程度、手取り足取りの履修指導も必要と考えられる。したがって、今後も当分このような懇切な指導を続行する。

言語文化専攻

《現状の説明》

学生に対する履修指導として行われているのは、入学時のオリエンテーションにおける科目紹介と、2年次終了前に行われる3年次演習・講読の内容紹介、それと3年次終了前に実施される卒業研究テーマ決定のための面接指導である。これ以外には、それぞれの授業の中で関連する学科を紹介する形で個々の教員の判断で履修指導がなされているのが実情である。

《長所と問題点》

節目節目で最も重要と思われる科目に関しては履修指導がなされているが、それ以外の多くの学科に関しては、今のところ体系だった指導はなされていない。

情報科学専攻

《現状の説明》

情報科学専攻では、入学時のオリエンテーションで履修モデル等を示し、かなりの時間を割いて履修指導を行っている。教職科目の履修指導もここで行われている。さらに、平成12(2000)年より、学生には入学時にノートパソコンを購入してもらうため、その指導もこのオリエンテーションで行っている。

《点検・評価》

入学時の履修指導で、大半の学生は問題なく履修計画を立てられる。自分の好みと将来への希望を考慮しつつ、科目選択と卒業条件に合った単位取得計画を立てるのである。

《長所と問題点》

2年次以上の学生に対しては、年度始めに前年度の成績発表時間を利用して、グループ主任（学年ごとの指導教員）が相談に応じている。

《将来の改善・改革に向けた方策》

3年次に転学部・転入学をした学生のための指導も、学年始めにオリエンテーションを行い対応している。単位の読み替えなどで負担の軽減を図っているが、専攻として是非受講してもらいたい科目等を指導している。今後は、社会人の受け入れなどにも対応できるような受講科目指導など、専攻としての工夫も必要となる。

オフィスアワーの制度化の状況

人間科学専攻

《現状の説明》

オフィスアワーは制度化されていないが、学生が講義で不明なことやゼミでの報告の打ち合わせなどで教員室を訪れることがある。方法は、教員の任意で、あらかじめ日時を指定している教員や事前に約束をとることを義務づける教員、また空いている限り随時受け付ける教員とさまざまである。

《点検・評価及び長所と題点》

オフィスアワーについては、学生への周知徹底が十分でないのみならず、教員にも必ずしも浸透していない。各教員のオフィスアワー設定方法が区々であることも、オフィスアワーが活用されない要因とも考えられる。しかし、設定方法の画一化は極めて困難であり、今後の課題である。

《将来の改善・改革に向けた方策》

オフィスアワーを学生に広報することに努め、設定方法を画一化したとしても、果たして学生がどれほど活用するかは疑問である。ゼミや実験実習・総合研究等、3年次以上になるとほとんど毎日教員と接しており、学生はオフィスアワーそのものの必要性も感じないと思われる。しかし、問題は2年次以下の学生及び他学部他学科の学生への対応であり、

これについては、学生に対する調査なども必要である。

言語文化専攻

《現状の説明》

オフィスアワーという形で制度化されてはいないが、学生はいつでも教員の研究室を訪ねて質問やアドバイスを受けることができるというのが、当該専攻のコンセンサスである。

《長所と問題点》

ほとんど研究室に行かない教員も何人かはいるので、そういう場合にはオフィスアワーの制度化は必要かもしれないが、大抵の教員は週に4日程度は大学に来ているから、そのような制度を設けずに、いつでも自由に学生は教員を訪れることができるとする現行制度の方が、教育的にははるかに望ましいと考える。

情報科学専攻

《現状の説明》

現状では明示的にはオフィスアワーを設けてはいない。しかし、「情報科学演習A・B」「総合研究」に関連して「研究室訪問」を制度化している。ここでは、テーマ担当の各教員が研究室で待機している時間帯をあらかじめ学生に示し、来室した学生に対して、テーマの詳しい説明や学生からの質問に答えている。現状では、この制度は2年生の終わりの時期と3年生の終わりの時期である。

《長所と問題点》

もっと初期の時期にも、授業時間以外で学生と教員の接触できる時間を持つような制度が必要である。

留年者に対する教育上の配慮措置の適切性

人間科学専攻

《現状の説明》

留年者（原級止め、卒業単位未修得者）には、年度当初に呼び出して助言を与えることとしている。しかし、それらのうち、かなりの学生が呼び出しに応じないのが現状である。呼び出しても、特に理由もなく大学に来ない学生には、特別の履修指導が行われてはいない。

《点検・評価及び長所と問題点》

原級止め、卒業単位未修得のための留年者の進級や卒業が必ずしもケアが十分でないため、そのまま回復がならず、退学除籍になるケースもある。必修科目の単位取得の取りこ

ぼしが発端にある。

《将来の改善・改革に向けた方策》

留年になる前の予防策を検討する必要がある。

言語文化専攻

《現状の説明》

留年者に対しては再履修科目を開設して、単位取得上、際立った不利益が生じないように配慮している。

《長所と問題点》

また、必要単位数を満たせば9月期に卒業できるような制度もある。しかしながら、卒業研究のような通年単位の教科に対しては、9月期卒業の制度が適用できないので、この点の改善が求められる。これ以外には、個々の教員が個人的に配慮することはあるが、学部ないし専攻として留年者に対して特別な措置はとっていない。

情報科学専攻

《現状の説明》

留年者はとかく学習意欲に欠けるこのが多いので、演習等では過年度とは異なる別メニューを用意する等のことを行っている。

《長所と問題点》

安易に流れないようなバランスを持たせることは、現在模索しているところである。

【教育改善への組織的な取り組み】

学生の学修の活性化と教員の教育指導方法の改善を促進するための措置とその有効性

人間科学専攻

《現状の説明》

学生の学習の活性化に資する科目として、「基礎演習A・B」を必修としており、極めて有効であるとの評価を得ている。当該科目は複数の教員が担当するため、教員にとっても指導方法の改善に有効と思われる。

《点検・評価》

上記は、直接、教育改善の目的でとられた措置ではない。したがって、「組織的な」取り組みは特にとられていない。

《長所と問題点及び将来の改善・改革に向けた方策》

しかし、組織的ではないにしても、学生の学修意欲が向上するような対策は常にとられている。また、学修・指導方法等の問題が生じた時は、教務委員会や学生委員会が集中してその解決策を企画実施して、より良い教育環境を目指して模索を続けることになっている。

言語文化専攻

《現状の説明》

外国語学習に関しては、委員会を組織して、各種検定試験への取り組みや留学制度の活用を視野に入れた改善策を検討中である。それ以外の学修については、学生に日々接している教員の個々の努力に任されているのが現状である。

《点検・評価》

当該専攻全体での取り組みとして特別な措置が組織的にとられているわけではない。

《長所と問題点及び将来の改善・改革に向けた方策》

人間科学専攻の見解と同じく、学修・指導方法等の問題が生じた時は、教務委員会や学生委員会が集中してその解決策を企画実施して、より良い教育環境を目指して模索を続けることになっている。

情報科学専攻

《現状の説明》

学修の活性化には、モチベーションの明確化が不可欠であるが、学生への履修指導を行う入学直後のオリエンテーションでいかなる指導を行うべきかは、専攻教員全員が参加して毎年検討し改善を試みており、着実に成果を上げている。平成 12(2000)年度のノートパソコン及び LINUX の導入以降、モチベーションの明確化と学修への積極性は明らかに感じられる。すなわち、最近の対応の有効性は明らかである。

《点検・評価及び長所と問題点》

しかし、一方で、そのための教員への負荷が過大になりつつあることは解決すべき課題であり、効果的なシステムの創出が望まれる。そのほか、この項目についての常識的な事項としては、以下のようなことを上げるべきであろう。講義についての反応を各教員が受け取る機会は、講義中の反応と試験の結果ということになるが、取り立ててこのカテゴリーに属する活動は、学生による授業評価とそれに基づく指導方法及びカリキュラムの再考であろう。

《将来の改善・改革に向けた方策》

これらは、現状では、原則として最終判断は教員に任されている。学部として改善の要求と、担当者の変更を行った場合があるが、それは極めて例外的な事例である。また、上記2専攻の見解と同様、学修・指導方法等の問題が生じた時は、教務委員会や学生委員会が集中してその解決策を企画実施して、より良い教育環境を目指して模索を続けることになっている。

シラバスの適切性

人間科学専攻

《現状の説明》

学生の学修を活性化する一助として、シラバスに年間ないしsemesterの講義スケジュールを載せ、参考文献、指定教科書を明示し、図書館にもそれらを配架して学生の予習の便宜を図っている。教員の教育指導法の改善向上を促進するため、学生による授業評価を各semesterの最後の授業時に実施している。

《点検・評価及び長所と問題点》

シラバスのとおりに必ずしも講義計画が進められなかったり、学生による授業評価が一部の教員によってしか行われていない状況を考えると、教員の教育改善への一層の取り組みが望まれる。

《将来の改善・改革に向けた方策》

現行制度について、その実行を教員に徹底するよう努める。

言語文化専攻

《現状の説明》

現在シラバスの項目としては、テーマ、講義内容、授業計画、成績の評価方法、その他を明示することになっているが、多くは講義内容と授業計画をまとめて紹介している。

《長所と問題点》

毎回の授業計画を詳細に紹介して、それへの予習や準備のための参考文献まで、ことこまかに指定するという本格的なスタイルをとるものは皆無である。現在の受講生の勉強意欲と基礎学力、そのほか生活形態や経済状況を勘案すると、過度の予習や準備を前提に講義することは、多くの学生を落伍させ授業を成り立たなくするだけである。また前もって講義内容を厳密に確定することは不可能であるのみならず、講義の自由を著しく阻害する恐れがある。

《点検・評価及び将来の改善・改革の方策》

これらの点をかながみるならば、シラバスは、およその講義内容と傾向とを知らせる現

形の形態でほぼ妥当な線と見るべきだろう。ただし、内容紹介という点で粗密が見られるので、この点の改善は急務と考えられる。

情報科学専攻

《現状の説明》

数年に一度のカリキュラム改正における検討や、毎年の各担当者が授業計画を達成すべき水準を含めての再検討などで、現状からのフィードバックを行えるように配慮している。そのフィードバックの項目は、講義目的の明確化、書式の統一などである。

《点検・評価報》

シラバスの内容と講義進行中の内容とは、ある程度の自由度をもって密着したり離れて脱線したりするが、大筋は貫徹するようになっている。これは、学生の年度ごとの学修レベルの相違や社会状況の変貌をも講義に取り入れる必要が生じる場合があるからである。

《長所と問題点》

他専攻の同項目での意見と同様、本格的なシラバススタイルはなかなか取りにくいのが、中には、厳格にその筋書きどおりに進む科目もある。それができるための教員にとっての環境は、ゆとりを見出せるかどうか大きく関わっていると思われる。また、安定した科目担当が保証されていることも大切であろう。

《将来の改善・改革に向けた方策》

シラバスができて以来、教員が自己の講義内容を公表している。これは大切なことである。第一に、自己のシラバスの改訂を通して講義の反省にもなる。第二に、そこから今後の教育業績に関する評価や授業内容のコンテンツ化が企画される方向に進むための第一段階となる。すばらしい講義録というものは、どの学問世界でも珍重されてきた。これが現代では、ビデオや音声の新形式で保存・活用されることになり得る。そうすれば、学生にとっての個人学習や教員にとっての自己研鑽にも、また、他大学等との相互交流の資料にできるなど、今後の教育研究の発展のために大いに役立つことであろう。

FD 活動に対する組織的取り組み状況の適切性

人間科学専攻・言語文化専攻

《現状の説明》

カリキュラム検討委員会や入試問題検討委員会が取り組んでいるが、大学生の減少という大学をめぐる状況の激変に対応するためのカリキュラムの改正や組織の整備に時間をとられ、十分な取り組みの余裕がないというのが現状である。

《点検・評価》

しかしながら、このような激変の時代だからこそ、FD 活動によって教育の質的向上を目指すべきであり、前向きに進めることが大切である。学生数の減少は、初等中等教育の場でも同じ現象が一足早く到来しており、それに対処するために、少人数教育というこれまでの日本教育界であえて行って来なかったことが現実化していることは瞠目に値する。大学も少人数で行うことがそろそろ大切にされても良い時期に来たと言うべきであろう。本学部はそのことを学部理念の大きな柱に捉えてきており、このための全学的な支持があったことを多としたい。

《長所と問題点》

FD 活動は、本学ではそのごく入り口にたどり着いた状況である。今後、大学が生き残るための必須のことであると意識して着手していきたい。

《将来の改善・改革に向けた方策》

現在、教育の一つの流れは総合化であると思われる。すなわち、複数の分野が同等に参画して共通の主題について意見を出し合い討論しつつ結論を見出す能力の涵養である。これは、全学的な取り組みが必要であり、同時に学部レベル、学科・専攻レベルの検討と改善策の創成が行われるべきであろう。

情報科学専攻

《現状の説明》

教員を対象とする「情報科学セミナー」を年2回程度開催し、学外から自然科学及び情報科学（情報工学）の分野の講師を招いて諸分野の最先端の話聞き討論している。このセミナーには学部4年以上の学生にも開放している。また、教員が学部・大学院の講義を聴講することも希望に応じて行ってきた。また、総合研究（4年次卒業課題）において専攻にまたがるテーマの場合には、教員の相互理解のためのセミナーを行っている。

《点検・評価》

ただし、現状を公平に見るならば、これらは組織的に推進されているというよりは、推奨して各教員の自主性に任せているという評価が妥当である。

《長所と問題点》

他専攻の意見と同様、FD 活動は、本学ではそのごく入り口にたどり着いた状況である。今後、大学が生き残るための必須のことであると意識して着手していきたい。

《将来の改善・改革に向けた方策》

この項目も他専攻と同様である。現在、教育の一つの流れは総合化であると思われる。すなわち、複数の分野が同等に参画して共通の主題について意見を出し合い討論しつつ結論を見出す能力の涵養である。これは、全学的な取り組みが必要であり、同時に学部レベル、学科・専攻レベルの検討と改善策の創成が行われるべきであろう。

学生による授業評価の導入状況

人間科学専攻・情報科学専攻

《現状の説明》

学生の学修を活性化する一助として、シラバスに年間ないしsemesterの講義スケジュールを載せ、参考文献、指定教科書を明示し、図書館にもそれらを配架して学生の予習の便宜を図っている。教員の教育指導法の改善向上を促進するため、学生による授業評価を各semesterの最後の授業時に実施している。

《点検・評価及び長所と問題点》

シラバスのとおりに必ずしも講義計画が進められなかったり、学生による授業評価が一部の教員によってしか行われていない状況を考えると、教員の教育改善への一層の取り組みが望まれる。

《将来の改善・改革に向けた方策》

現行制度について、その実行を教員に徹底するよう努める。

言語文化専攻

《現状の説明》

平成9(1997)年から実施されているが、これは教員の個別的な自主参加によるものであって、あくまで自分の授業の改善に役立てるという主旨のものである。

《点検・評価及び長所と問題点》

専攻ないし学部全体の取り組みとして導入されているわけではない。それゆえ、授業評価の集計結果は教員個人には知らされるが、公表されていない。

《将来の改善・改革の方策》

今後は全学的な取り組みとしてなされるべきであるとは考えるが、ただ実施するだけでは意味がない。実際に授業の改善に役立つような取り組みとしてなされるべきだろう。

【授業形態と授業方法の関係】

授業形態と授業方法の適切性、妥当性とその教育指導上の有効性

人間科学専攻

《現状の説明》

一般の講義・演習のほかに、実験・実習の授業形態がある。

心理学、社会学、教育学及び体育学では、実験実習、調査実習が設けられ、卒業研究を行うためのレポートのまとめ方、アンケートの作り方、集計の仕方、実験観察の仕方などが教えらる。教室の外で野外調査の経験を積んだり、キャンパスの一般学生にアンケートを実施し、集計分析する経験を積むこともできる。

教員の中には、ビジュアルな教材を用いて、学生に視覚に訴えたり、興味をひきつける工夫として、OHP、ビデオ、パワーポイントを用いて講義を進めている者もいる。

《点検・評価及び長所と問題点》

実験や実習では、複数教員が共同で授業を担当しているため、他の教員の教授法、講義法を参考にすることができる。学生の興味をひきつける種々の工夫を行っている教員の授業を広く公開する手立てが要望される。

《将来の改善・改革に向けた方策》

学生の方はさまざまな教員の授業を聞いているのであるから、教員に興味深い授業法の事例を伝えることも考えられる。

言語文化専攻

《現状の説明》

概論や特講と呼ばれる講義ものは、大講義室における数十人から数百人の授業であり、演習・講読は、小講義室で数人から十数人を相手に行われている。卒業研究・論文指導は、いくつかのグループあるいは個別指導で、主に教員の個人研究室でなされている。これ以外に語学は、数人から十数人を1クラスとして、LL教室や小講義室で授業されている。

《点検・評価》

本学部は少人数制を旨としているので、大教室大人数の弊害は少ないが、それでも講義ものは指導が行き届きにくい。学部の講義でも百人を超える場合があるが、そうすると定期的にレポートを課すことも困難である。少人数の授業はいずれも極めて有効であり、学生に満足感を与えている。

《長所と問題点》

本学部としては、少人数を大切にしているが、これはある意味で恵まれているのであって、本学部所属の教員が他学部の大人数で講義しているということでは、恵まれているとばかり言えない。できる限り他学部の講義も良い環境の下で行えるように提唱していかなければならない。

《将来の改善・改革に向けた方策》

すべての授業が少人数教育であることは望めないため、可能な科目とそうでない科目を分けて考えなければならない。例えば、準備教育と言われる高等学校教育と大学教育との

連携授業が必須になる時期が迫ってきていると思われるが、それは少人数教育の形態が最適であろう。

情報科学専攻

《現状の説明》

特記すべきこととして、情報科学専攻では、平成12(2000)年度よりノートパソコンを使ったコンピュータ教育を行っている。前述のように、入学時に学生各自がノートパソコンを持つようになってきている。1年次の必修科目「コンピュータ入門A、B、C」では、このノートパソコンを使った演習を行っている。ここでは、コンピュータの中身をハードウェア・ソフトウェアの両面で良く知ること、多様なコンピュータ・アプリケーションの裾野を展望できるようにすることなどを教育目的としている。

《点検・評価》

この1年次の授業形態によって、より多くの学生がより積極的にコンピュータとの関わりを持てるようになってきている。

《長所と問題点》

ノートパソコンの導入以前と導入以後を比較すると、導入の長所は顕著である。例えば、以前は情報処理センターでコンピュータを使用していたが、コンピュータに触れる機会はコンピュータ使用科目の当日と、課題をこなすための自習時間が主なものであった。そのため、積極的な好奇心を持っている学生でない場合は、教科内容の消化不良を起し、情報科学専攻所属にもかかわらず、コンピュータ嫌いがかなり発生していた。この点の改良として、第一に、自宅で予習復習ができること、第二に、コンピュータ使用に秀でている者たちが出遅れている学生をサポートすることも可能になったことなどが上げられる。

《将来の改善・改革に向けた方策》

この勢いを、2年次以降のカリキュラムにどのようにつなげていくかが、今後の課題の一つである。さらに、将来はコンピュータの能力が向上するであろうし、また小型化も進むであろうから、大学の普通の教室に端末機能（電源とネット用コンセント）が設置されるようなことが求められよう。

マルチメディアを活用した教育の導入状況とその運用の適切性

人間科学専攻・言語文化専攻・情報科学専攻

《現状の説明》

人間科学専攻科目の資料収集や言語文化専攻の研究の一環として、インターネットを利用した授業がいくつか見られる。また、各種資料や語学教材のデータベース化に着手したところである。

情報科学専攻のノートパソコンを使用した演習、情報処理センターで端末を使用した演習などでは、教員のコンピュータ画面をプロジェクターで投影できるようになっており、教育支援が図られている。

一般教室には、ほぼ全教室でスライド投影や OHP 投影が授業で利用できるようになっていいる。さらに、泉キャンパスには4つの視聴覚教室があり、ビデオ投影が授業で利用できるようになっている。このような施設を有効に活用するには、さまざまな分野のスライドやビデオを系統的に整備する必要がある。教員によっては、学内ネットワークに授業の補助教材を掲載するなどの試みもなされているが、まだ全体のものとはなっていない。

《点検・評価》

それ以外では、ビデオ教材の利用や、資料教材として映像音響資料が導入されているが、その効果は徐々に浸透している。インターネットをはじめとしたマルチメディアの組織的かつ有効な利用に関しても模索し開拓している段階である。

《長所と問題点》

本学のマルチメディア施設の一環として、情報処理センター、オーディオ・ビジュアルセンター、図書館が設置されている。特に、図書館には、電子索引システム OPAC が導入されているので、書物の利用が大幅に改善されている。図書カードシステムも利用されているが、本学の3キャンパスに分散されている図書を一望の下に検索できる体制は教育環境として大いにその特性を發揮できるようになっている。

これらの施設間の協調関係が、逐次緊密になりつつあるが、まだ十全とはいえない。

《将来の改善・改革に向けた方策》

マルチメディアについては、全学的な環境の整備が必要であり、その方向で良くなりつつある。学部専攻としてもその良き影響が浸透しつつある。今後の情報ネットワークの整備によって、さらに高速大容量の基盤が確立するであろう。このようなハード面の改革に呼応して、ソフト面の対策が遅れないようにしなければならない。例えば、インターネットによる情報収集・発信にしても、得られる情報がどの程度信頼がおけるかの判断は各個人の力量によるし、情報発信のマナーも十分注意しなければならない。

③国内外における教育研究交流

国際化への対応と国際交流の推進に関する基本方針の適切性及び国際レベルでの教育研究交流を緊密化させるための措置の適切性

《現状の説明》

本学の国際交流は、(a)「国際学術交流」(b)「学生の海外留学」(c)「外国人留学生の受け入れ」を3本の柱としており、対応する3つの専門委員会とそれらの連絡調整を行う運営委員会が、実施機関である「国際交流センター」に設けられている。基本方針は「国際交流委員会」で構築・確立される。現在、相互交流・単位互換を旨として計7大学と大学間交流協定を結んでいる。平成7(1995)年までは米国の2校と交流していたが、平成9(1997)年からドイツ、韓国、中国、英国の5校とも協定を結んだ。(a)については、昭和60(1985)年に教授交換を始め、現在2校と行っている。また平成6(1994)年から客員教授並びに客員研究員を毎年数名受け入れている。(b)には、アメリカ研究アーサイナス大学夏期留学(昭和48〔1973〕年開始)と、1年間の交換留学がある。(c)には、正規学生として私費及び国費の外国人留学生を受け入れているほか、英語による講義と日本語教育からなる日本研究夏季講座と日本研究秋期講座、並びに1年間の集中日本語コースの3プログラムを交換留学生のために開講している。加えて平成13(2001)年度から、1年間の交換留学生を通常の講義にも受け入れている。

《点検・評価》

運営組織は、各部局の意見を吸い上げ、各委員会レベルでチェック機能が働くように作られている。留学生の送り出し・受け入れ業務は広範囲に及んでおり、十分な配慮がなされている。問題があるとすれば、現在学生総数約13,000名に対して、国際交流協定校が7校と少ないことである。ここ数年の海外派遣学生数は、1年間の交換プログラムに4～7名、夏期留学プログラムに14～24名となっている。交換留学生受け入れ数は、正規講義への1年間受け入れが3名、1年間の集中日本語コースが1名、日本研究秋期講座が1～6名、日本研究夏季講座は4～13名となっている。学生総数からすれば、派遣留学生と外国人留学生をさらに増やすことが望ましい。私費・国費留学生の受け入れは、年間合わせて20名前後となっており、これも拡大する方向で検討する余地がある。

《長所と問題点》

本学の国際交流の長所は、協定校とのコミュニケーションが極めて密なことである。一方、問題としては、まず宿舎が挙げられる。既存の寄宿舎では条件が合わず、外国人交換留学生の大部分が本学の用意した民間アパートに入居している。留学生数に見合った数のアパートを適切な時期に確保する必要があるが、人数が確定する時期との関係で予算を立てにくい面がある。次に奨学金の問題がある。交換留学生はそれぞれ所属大学にのみ授業料を納めることになっている。本学からの派遣留学生には、授業料の半額を奨学金として

給付してきたが、この点でも改善の余地があると思われる。私費留学生に対しては、授業料減免に加えて、学内でも給付奨学金制度を創設することが考えられる。外国人交換留学生については、大学間で協定内容に差があるので、学生間で不公平感が生じないよう何らかの対応が必要である。最後は語学教育の問題である。派遣留学生には協定校で講義を受講するのに十分な TOEFL の点数が要求され、外国人交換留学生にはプログラムに応じた日本語能力が必要なため、語学力を高める方策や語学教育の充実が求められている。

《将来の改善・改革に向けた方策》

平成 12(2000)年の秋に本学で出された「学長提案」の国際交流関連事項には、国際交流協定校数の拡大と日本語教育の充実が含まれている。この提案を検討する過程で改善・改革案が練られてきた。まず「国際交流協定対象校の決定及び国際交流協定の締結に関する規程」が承認された。今後はこの規程に従って、協定校を増やしていくことになる。また、外国人留学生の日本語教育については、平成 13(2001)年 4 月に始まった仙台圏大学間の単位互換制度（「学都仙台単位互換ネットワーク」）を活かして、他大学で開講されている能力別・技能別の日本語・日本事情のクラスも活用しながら、自助努力をしていくことになるであろう。今や地球化の時代となり、国際的な社会や文化が形成されつつあるが、国際間の摩擦や偏見が、スムーズな接触の深まりを妨げている。異文化を理解し平和な世界を実現するため、諸地域との交流、数多くの大学との教育・研究交流が求められている。本学の国際交流協定校拡大は、この線に沿ったもので、一層の充実と発展を図りたいと考えている。

4. 大学院研究科における教育・研究指導の内容・方法と条件整備

①教育・研究指導の内容等

文学研究科

英語英文学専攻

※項目「②教育・研究指導方法の改善」、「④学位授与・課程修了の認定」を含む。

《現状の説明》

平成 10(1998)年度までの英語英文学専攻の博士課程前期課程の教育課程は、英米文学と英語学、その延長線上にある比較文学、言語学、英語教育学を「演習」と「特講」の二つの範疇に分け、4 単位ものみで構成されていたが、各科目の名称が一般的であり、どのような教科を修得したか不明であるということから、スタッフの充実とともに、平成 11(1999)年度以降、編成替えと名称変更を行った。同時に、「特別講義」2 単位ものを設け、主として集中講義により各分野の著名な学者を招くという新しい試みを導入し、今日に至っている。

後期課程も、平成 10(1998)年度までは単位修得を課さず、研究指導のみであったものを平成 11(1999)年度にヨーロッパ文化史専攻及びアジア文化史専攻の設置に伴い、英語英文学演習Ⅰ、英語英文学演習Ⅱ及び論文指導の各 4 単位、合計 12 単位の修得を義務づけることになった。さらに、従来博士論文指導は、学生の選んだ専門分野の特殊性を考慮し、1 人の指導教授に指導を委ねていたものを、同じく平成 11(1999)年度より、複数指導教員制を導入し、普段は主指導教授が授業を行い指導するが、年に数回複数の教員を交え、コロキウムを開き、学生の研究の進捗状態を把握し、適切な指導を行い、それによって、論文作成の促進を狙うとともに、論文の客観的評価を確立することとした。

英語英文学専攻は、昭和 48(1973)年より本大学院を含む 12 大学院（本大学院以外はすべて在東京の大学院）の協定により設置された大学院英文学専攻課程協議会（通称「英専協」）の一員として、10 単位を限度に課程修了に必要な単位を認めるという他大学院との単位互換制度を確立し、間もなく 30 周年を迎えようとしている。

英米文学と英語学分野に関しては、文学部英文学科と教養学部言語文化専攻との教育課程上の連携があるが、英語英文学専攻においては、英文学科のコミュニケーション論や英語文化及び言語文化専攻の文化部門の理論及び応用研究の指導は行っていない。

社会人に便宜をはかる意味でも、平成 11(1999)年より、他専攻同様昼夜開講制をとることとなった。外国人学生は分野の性質上のためか、皆無である。英語を母語とする研究者

が今のところいないことも一つの要因かもしれない。

学位授与状況

研究科・専攻		年度				
		平成 9 (1997)	平成 10 (1998)	平成 11 (1999)	平成 12 (2000)	平成 13 (2001)
文学研究科 英語英文学専攻	修士	3	5	2	5	4
	博士 (課程)	0	1	0	0	0
	博士 (論文)	0	0	0	0	0

《点検・評価及び長所と問題点》

英語英文学専攻の専門教育の主たるものは伝統的に英米文学と英語学の分野である。しかし、学生の修了後の就職先が研究職や教育職であることにかんがみ、英語教育学関係の授業科目を3科目導入していることが評価できる。また、英語学が、特に生成文法においては、言語学と理論及びデータの上で密接な関わりを持つため、言語学関連科目を導入していることも他に類をみない。

「英専協」の単位互換制度によって、東京在住の大学院生が本専攻の授業を利用している。平成 11(1999)年度は明治学院大学から、平成 12(2000)年度は立教大学から、平成 13(2001)年度は青山学院大学から各 1 名を委託聴講生として受け入れている。さらに、各校が順番で当番校になり、毎年 1 回院生の研究発表会が学生主体に開催され、各大学からアドヴァイザーとして数人ずつ教員スタッフを派遣している。12 年に一度の当番校の責任を担うが、平成 15(2003)年度が本専攻の当番となる。学問上の交流が学生及び研究者の間で行われていることはこの制度の長所である。

《将来の改善・改革に向けた方策》

現状の制度を維持発展させてゆくことが第一であるが、英語英文学専攻では修士論文指導も複数指導教員体制での指導を考慮している。学部との連携を強めるため、英文学科の教員で大学院教員資格を持つ者はできるだけ専攻のスタッフにするよう努めている。また、英語を母語とする研究者を引き続き求めてゆく必要がある。

ヨーロッパ文化史専攻

【大学院研究科の教育課程】

大学院研究科の教育課程と各大学院研究科の理念・目的並びに学校教育法第 65 条、大学院設置基準第 3 条第 1 項、同第 4 条第 1 項との関連

《現状の説明》

本専攻は、キリスト教を基礎にもつヨーロッパ文化を歴史的に考究することを基本とし、グローバル化した現代世界について高度の専門的な知識と能力を持った人材を養成することを目的としている。博士課程前期課程は平成 9 (1997) 年に設置され、さらに平成

11(1999)年には博士課程後期課程が開設された。本年度は、博士課程の完成年度である。

本専攻の教育課程は、古代地中海世界から近代・現代にいたるヨーロッパの文化史をキリスト教思想の歴史的形成・展開の過程との相関関係において解明することを特色としている。具体的には西洋史研究に属する古代・中世・近代の国家・政治に関する研究と、ヨーロッパの文化・国家形成の歴史に決定的に影響を与え、かつ基礎をなしているキリスト教思想の生成・発展の歴史を、その源泉が形造られた時代から現代に至るまで、キリスト教と国家、キリスト教と政治・経済等の相関関係の究明を可能とする。

以上は本専攻の設置目標であるが、前期課程修了生には修士学位をもって当該専攻の学識を身につけた高度専門職業人として、また後期課程修了生には博士学位をもって独立して研究教授し得る研究者として、社会的に貢献し得る人物を養成すべく努力している。

《点検・評価及び長所と問題点》

本専攻は以上のとおり設置してなお日が浅いが、その教育課程は理念・目的から見て妥当であり、また学校教育法第65条(大学院の目的)、大学院設置基準第3条第1項、同第4条第1項に照らして適切であると評価されよう。

《将来の改善・改革に向けた方策》

本学の基本的理念を学問的により適切に反映させるために、まずもって設置間もない本専攻の基盤を強固にすることに努める。またその裏付けとなる資料収集とその公開に努めて社会への連携を図っていく。

「広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要の高度の能力を養う」という修士課程の目的への適合性

《現状の説明》

本課程は、文学部史学科の西洋史分野と文学部キリスト教学科のキリスト教史分野及びキリスト教思想分野を合わせて、その上に設置したものである。これは、広い視野に立ち、また深い学識を授け、研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要の高度の能力を養うことを目的としている。

このような専攻分野の特徴から、前期課程修了生は中学校教諭については「宗教」「社会」、高等学校教諭については「宗教」「地理歴史」の専修免許状を取得できる。前期課程はむろん中学校・高等学校の教諭を養成することを唯一の目的としているわけではないが、しかしそのためのカリキュラムと教員の配置などには十分に行われている。

《点検・評価及び長所と問題点》

当該カリキュラムは、設置目的に十分に適していると判断される。

ヨーロッパ文化史専攻のスタッフがキリスト教領域と西洋史領域の連携によって成り立っているために、全国の大学院に例のない特色を出している。しかし院生の研究テーマの多様化により、本学のスタッフで対応しきれないところがある。

《将来の改善・改革に向けた方策》

社会的ニーズや学生の興味の多様化に応えるためには、大学院レベルでの単位互換制度の確立や非常勤の枠を拡大する必要がある。

「専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養う」という博士課程の目的への適合性

《現状の説明》

本専攻は、ヨーロッパ文化史を時代ごとに対象化＝相対化して考究し得る高度の専門性と広い視野を備えた人材の養成を目的とすると同時に、共同研究を通じて新しい学際的な研究領域を切り開くことも一つの大きな目標としている。本年度が後期課程設置の完成年度に当たり、その目的を達成しようとしている。

《点検・評価及び長所と問題点》

カリキュラムに沿って順調に機能していると判断できる。最大の問題は就職の困難さであり、この点は社会的にも改善の方策が必要である。

《将来の改善・改革に向けた方策》

今後ますます国内のみならず海外の大学機関との交流を深め、より国際的研究を進めていく必要がある。

学部基礎を置く大学院研究科における教育内容と、当該学部の学士課程における教育内容の適切性及び両者の関係

《現状の説明》

学部において西洋史専攻の学生は、講読と演習、そして卒業論文を通じて基礎的素養を身につけているために、大学院研究科の研究内容に違和感を感じずに研究を継続できる。さらに、文学部史学科西洋史専攻とキリスト教学科専攻のそれぞれの領域を統合的に理解できるように関連づけられている。

《点検・評価及び長所と問題点》

学士課程に取り組んできたテーマをさらに深く掘り下げられるようになっており、大学院と学部の連携がとられている。

《将来の改善・改革に向けた方策》

学部における特殊講義のようなより専門的科目は、大学院の特論とほぼ同じレベルなので、聴講可能な体制のみならず、単位としても認めてもよいのではないかと考える。学部の早い段階から大学院の講義を聴講することによって、研究を深めようとする動機づけができるものと思われる。

修士課程における教育内容と、博士（後期）課程における教育内容の適切性及び両者の関係

《現状の説明》

博士課程前期課程においては学部での教育を前提にして、各専門領域の研究動向を踏まえながら、一次史料の収集・利用を促すことによって、より専門的知識を深められるようになっており、修士論文として総括される。後期課程においては、修士論文で取り上げたテーマをさらに深く研究できるように、年次後に研究計画書と報告を提出させ、博士論文の作成に向けて準備できるような指導体制をとっている。

《点検・評価及び長所と問題点》

前期課程同様に後期課程においても、主・副指導員の2人体制をとっており、また院生に対するきめ細かい指導体制をとっているため、学生の指導には客観的評価を与えることができる。

《将来の改善・改革に向けた方策》

後期課程の学生に対して、高度専門職業人としての自覚を促すようなカリキュラムも必要ではないかと思われる。

課程制博士課程における、入学から学位授与までの教育システム・プロセスの適切性

《現状の説明》

博士課程前期課程は、12 授業科目(各 4 単位、内 2 科目については各 2 単位)とそれぞれに関連する分野ごとの演習 I・II(各 4 単位)を開設している。学生は 2 年以上在学し、これらのうち 30 単位以上(演習 8 単位は必修)を修得し、さらに特定の指導教員の指導を受けて修士論文を提出し、その審査及び最終試験に合格しなければならない。

後期課程を修了する標準的条件は、3 年以上在学して、12 単位(演習 8 単位、論文指導 4 単位)以上を習得し、研究指導を受けて博士論文を提出し、論文審査及び最終試験に合格しなければならない。後期課程において特に優れた研究業績をあげた者については、在学期間を短縮して 2 年の在学期間をもって修了できるようにする場合がある。

実際のカリキュラムも、以上のようなプロセスに適切に対応している。

《点検・評価及び長所と問題点》

博士課程前期課程については、昼夜開講制をとっていることから無理なく単位を修得できるシステムが組み立てられていると思われる。ただし同じ講義を 2 度開くことになるため、教員の負担がそれだけ増えることになる。

後期課程については、今年度が完成年度のため評価を下せる状況に至っていない。

《将来の改善・改革に向けた方策》

情報化時代を反映して、講義のあり方をもっと多様化してもよいのではないかと思う。具体的にはインターネットによる授業等を行う必要がある。

【社会人学生、外国人留学生等への教育上の配慮】

社会人、外国人留学生に対する教育課程編成、教育研究指導への配慮

《現状の説明》

本専攻は、高度化・多様化した社会における社会人の生涯学習の要請に応えることが重要な使命であると考え、社会人の受け入れを積極的に推進するために、勤務形態に柔軟に対応できる昼夜開講制を実施している。

《点検・評価及び長所と問題点》

仕事を終えてからの講義となると、午後6時か6時30分から開始されることになるため、同日に2コマを受講できる状態にない。そのため、毎日大学への通学しなければならない場合が多く、著しい負担となっている。

《将来の改善・改革に向けた方策》

インターネット等による通信システムを利用した自宅学習や講義のあり方を、毎週ではなく、月に1回から2回にまとめて行うなど、運営のあり方を臨機応変に取り組む必要があるだろう。

【専門大学院のカリキュラム】

高度専門職業人としての活動を倫理面から支えることを目的とした授業科目の開設状況

《現状の説明》

倫理面からの授業科目は、現在のところ開設されていない。しかしキリスト教を基礎とする人格形成のための本学の教育体制が、代替的な意義を担っていると言い得る。

高度専門職業人養成機関に相応しい教育内容・方法の水準を維持させる学内的方途の適切性

《現状の説明》

本学独自の方法として、ティーチング・アシスタント制度が導入されている。後期課程に進学を予定している前期課程2年の学生と後期課程在籍の学生に対して、学部、前期課程の講読や演習において、担当教員の指導を受けながら学生を指導する機会を与えている。

また、機関雑誌『ヨーロッパ文化史研究』を毎年1回発行し、そこへの投稿を積極的に働きかけ、自分の研究に対する客観的評価を得られるようにしている。さらに関連学会や研究会への参加を積極的に促している。学会で報告する場合には旅費の一部を補助してい

る。

《点検・評価及び長所と問題点》

機関誌へ掲載するに至るまで、何度も書き直しをさせるという過程を通じて論理的思考を身につけさせることができることは、かなり評価できる。また、学会報告のための予行会を学内で開き、擬似体験させることによって自信をつけさせている。また旅費の一部を補助していることは、他の大学に見られない制度として評価できる。

《将来の改善・改革に向けた方策》

他大学との交流を拡大することや研究会を開催するなど、できるだけ発表の場を増やしていく必要がある。

高度専門職業人養成機関に相応しい修了認定

《現状の説明》

博士課程前期課程について、提出された学位論文はヨーロッパ文化史専攻会議、文学研究科委員会において、一論文について主査・副査からなる複数の審査担当教員を定め、最終試験(口述試験)を行い、それに基づいて専攻全員による判定会議を開き合否を決定している。

後期課程は、「東北学院大学学位規定」に基づいて審査を行うことになっている。本年度は後期課程の完成年度にあたっているが、該当者がいない。

《点検・評価及び長所と問題点》

専攻の全教員にあらかじめ論文を読んでもらい、その上で判定会議を開いて最終的に判断をすることになっているので、かなりの公平さを保つことができる。

【研究指導等】

教育課程の展開並びに学位論文の作成等を通じた研究指導の適切性

《現状の説明》

博士課程前期課程の場合、修士論文の手引書を作成し、かつ本専攻の全教員が参加する修士論文の構想発表会を開き、適切な助言ができるような体制をとっている。

後期課程の学生は、既に修士論文を作成した経験を持っているのが普通であり、入学及び進学の時点である程度まで研究テーマが絞られている。そのテーマを真に意味のあるものに鍛え上げ、確実な成果を上げ得るように次のような演習、論文指導を行う。

本専攻は、「初期キリスト教及び教会の形成とヨーロッパ社会」「宗教改革とヨーロッパ社会」「ヨーロッパ社会の展開とアメリカ」の3つの研究分野を設定し、相互に密接な研究テーマを選考する指導教員が各分野に属して、それぞれの演習を担当する。さらに論文指導は各研究分野において演習と関連を持たせつつ、直接指導にあたる教員が主指導教員と

なっていく、これに他の指導教員が協力するという方式をとる。

《点検・評価及び長所と問題点など》

修士論文作成のマニュアルは、学生には大いに参考になっている。しかしまだ不備な点があるので順次改訂していく必要がある。

今後マニュアルをより整備して、指導体制の透明化を図る必要がある。

カリキュラムの趣旨・内容を具体的に実現するための研究指導の適切性

《現状の説明》

前期課程では、規定の履修科目を履修させながら、1年次に提出された研究計画書をもとに、テーマに関する研究動向を整理させ、年度末か次年度初めに修士論文のための構想発表会を指導教員全員参加のもとで行っている。2年次には後期にさらなる構想発表会を同じように開き、論文の内容をより深めさせている。

後期課程では、1年次に学生が提出した研究計画書をもとに、その学生を適切な研究分野に所属させて、直接に学生の博士論文作成の指導にあたる教員を主指導教員と定め主指導教員は演習の運営に責任を持ち、また博士論文の課題の方向づけを指導している。特に先行研究の調査・整理とその正確な理解を修得させることに主眼をおき、学生には一定時期に当該研究分野の全指導教員の前で研究経過を報告させ、全指導教員による指導と助言を受けさせている。

そして、学年末には研究経過報告書を提出させ、演習の評価を行っている。

2年次でも学生の博士論文作成のための指導体制は、特に論文の課題に関する史料の調査・整理とその正確な理解の方法に指導の重点を置いている。学年末には博士論文中間報告書を提出させ、演習の評価を行っている。

3年次には博士論文執筆の段階にあり、創造的な構想の具体化に向けた論文作成法の指導を重点的に行っている。前期と後期にそれぞれ1回ずつ博士論文の構想発表を行い、これには当該専攻の指導教員全員が出席し、多面的な指導・助言を行っている。

《点検・評価及び長所と問題点》

演習と特論で基礎的理解を深めさせつつ、全教員参加による発表会を開催することで、学生の研究意欲を高めることに成果をあげている。ただし、社会人学生の場合にはハードルが高すぎて無理を強いることがある。

《将来の改善・改革に向けた方策》

一般学生と社会人学生の統一的指導体制をとることが困難になりつつあるために、将来的には社会人学生向けの休日における指導体制を強化する必要があるであろう。

指導教員による個別的な研究指導の充実度

《現状の説明》

本専攻に所属する教員は、西洋史領域5名、キリスト教領域4名からなり、さらにイスラム教領域1名の非常勤からなる。「初期キリスト教及び教会の形成とヨーロッパ社会」「宗教改革とヨーロッパ社会」「ヨーロッパ社会の展開とアメリカ」の3つの分野に各2ないし3名の教員が配置されている。また、1学生に対して主指導教員、副指導教員の2名の指導体制をとっている。さらに規定の授業時間以外にも個別的に修士論文の作成に向けて随時指導を行っている。

《点検・評価及び長所と問題点》

正規の授業以外においても学生に対して常に密度の濃い指導体制を行っているために、満足度はかなり高いと思われる。ただし、過度の指導により学生の甘えが出てくる可能性がある。これを防ぎ、自立的研究を促すために、一定程度の指針を作っておく必要がある。

アジア文化史専攻

【大学院研究科の教育課程】

大学院研究科の教育課程と各大学院研究科の理念・目的並びに学校教育法第65条、大学院設置基準第3条第1項、同第4条第1項との関連

博士課程前期課程の教育課程は、世界史の流れの中にアジア史を位置づけるという巨視的視野のもとに、歴史学・考古学・民俗学・地理学・環境学などを総合した学際的な研究と、各専攻の専門分野教育を実施すべく設定されており、後期課程の教育課程は、前期の教育課程を受けて、複数の研究分野にまたがる研究能力と複数の地域資料にわたる資料処理能力、及び個別専攻分野において学術誌掲載の論文を作成し得る能力、この三者を備えた研究者を養成すべく設定されていて、いずれも学校教育法第65条及び大学院設置基準第3条第1項、同第4条第1項に十分対応していると考えられる。ただ、高度の専門性を要する職業に就くためには、そういった研究能力はもちろんのこと、あわせて地域調査・情報処理などに関する実務能力の養成も不可欠であり、その能力養成に関わる教育システムをどのように現行の教育課程に組み込むべきであるかが、今後の大きな検討課題となると思われる。

「広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要の高度の能力を養う」という修士課程の目的への適合性

本専攻の博士課程前期課程は、専門分野を異にする教員3名が担当する演習と、専攻分野ごとの基礎論・各論を講じる講義から編成されており、前者の内容が広い視野に立つ精深な学識の習得に対応し、後者のそれが専攻分野における研究能力と高度の専門性の習得に対応している。設置以来、この課程編成の内容は所属学生の研究と教育に大きな効果を

発揮し、歴史学・民俗学・環境学にまたがる学際的研究分野や、歴史考古学・異文化交渉史などの個別研究分野において、多数の有為な人材を養成してきた。課題としては、就職後に必要となる古文書処理法・特殊言語理解といった特殊技能・特殊能力を、2年間という短い在学期間中にいかにして習得させるかという点が挙げられるが、これについては、新たなオムニバス方式関連演習の設置や、海外実習の積極的導入によって対応したいと考えている。

「専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養う」という博士課程の目的への適合性

本専攻の博士課程後期課程では、学生に学術研究論文の作成・学会活動への参加を義務づけるよう、指導体制を設定しており、事実として、すべての所属学生が3年間に最低2編の学術論文を公表し、最低1回の学会発表を行ってきている点からしても、所定の目的に十分適合していると考えられる。課題は、個別研究を深化させる一方で、後期課程修了者にふさわしい豊かな学識をいかにして身につけさせるかという点につきるが、これについては、演習などにおける外国書の翻訳作業・研究文献総覧の作成などの義務づけによって達成したいと考えている。

学部基礎を置く大学院研究科における教育内容と、当該学部の学士課程における教育内容の適切性及び両者の関係

本専攻の教育課程に設置されている演習・特論・各論などの科目は、それぞれ本学文学部史学科の学士教育課程に設置されている演習・特殊講義・概説などの科目を内容的に深化させたものであり、両者の教育内容は極めて適切に対応している。ただ、大学院で必要とする外国語能力を習得するには、現行の学士教育課程（特に3・4年次）の教育内容は必ずしも十分ではなく、大学院進学者に必ずしも学部の外国語教育の見直しが必要であると考えられる。

博士課程（一貫制）の教育課程における教育内容の適切性

前期課程の演習・特論・各論と後期課程の演習・論文指導は、教育内容において一貫性をもって関連しており、5年間の課程の教育内容は極めて整合的に設定されている。したがって、後期課程進学者は進学後ほどなく前期課程における研究成果を学術論文として公表するとともに、その内容をさらに発展させて博士論文を作成することが、ごく当然かつ自然な研究プロセスとなっている。事実、本学前期課程からの後期過程進学者のほとんどは、進学後2年以内に博士論文のベースとなり得る学術論文を公表しており、その内容は学界で十分な評価を受け得るものとなっている。他大学前期課程及び修士課程修了者で本学後期課程に進学した者についても、オムニバス式演習において、本学前期課程との一貫性を補うべく、複数の教員が研究方法・資料読解などを指導しており、現在のところ問題

はない。

課程制博士課程における、入学から学位授与までの教育システム・プロセスの適切性

前期課程においては、1年次に設定されている特論・各論の履修と、演習Ⅰにおけるオムニバス式指導と研究テーマの決定、研究テーマによる学内研究会での発表、2年次に設定されている演習Ⅱにおけるオムニバス式指導と、研究テーマによる学外学会での発表、修士論文の指導と作成、後期課程においては、1年次に設定されている研究計画書と研究成果報告書の提出、演習Ⅰにおけるオムニバス式指導と学外学会での発表、2年次に設定されている研究計画書と博士論文中間報告書の提出、演習Ⅱにおけるオムニバス式指導と学術論文の公表、3年次に設定されている主指導教員1名と副指導教員2名による論文指導と学術論文の公表、博士論文の作成・提出。以上が現行のシステム・プロセスであり、5年間の課程で博士の学位を取得するために、十分に適切なものと考えられる。この課程によって、今後数年間に5名程度の博士学位授与者があるものと予想している。

【社会人学生、外国人留学生等への教育上の配慮】

社会人、外国人留学生に対する教育課程編成、教育研究指導への配慮

社会人・外国人留学生に対する特別の教育課程編成は実施していない。現在のところ、社会人入学生は公的機関の在職者で相応の研究歴を有する者と、会社員・主婦などの一般社会人に大別されるが、後者には、資料読解能力・学国語能力などにおいて特別の教育を必要とする場合があり、これについては、オムニバス式演習内の担当教員が個別に教育・指導することで対応している。これまでの例に徴する限り、この個別の教育・指導で十分な効果をあげており、当該学生の修士論文の水準にも、その効果ははっきり反映されている。

【研究指導等】

教育課程の展開並びに学位論文の作成等を通じた研究指導の適切性

前期課程にあつては、1年次の特論・各論における個別教員による指導体制と1・2年次の演習における複数教員による指導体制を有機的に組み合わせ、教育指導を行っている。前者については、各地域・各時代の歴史的現象に関する基礎的知識の習得、後者については、歴史学と考古学、民俗学と歴史学、人文地理学と環境学といった隣接分野研究方法の相互参照、及び文献資料解読法・発掘調査法・地域調査法といった技能能力の習得に特に意を用いており、修士論文作成においても、基礎知識の習得と学際的方法論・技能能力の習得双方の、この有機的結び付きに留意しながら指導を行っている。後期課程にあつては、1年次の演習Ⅰにおいて、研究計画の妥当性・方法論上の問題点・資料収集上の問題点に留意しながら複数の教員による指導を行い、2年次の演習Ⅱにおいて、指導内容をさらに

深化させつつ、一部研究成果を学術論文もしくは学会発表として公表することを義務づけ、3年次の論文指導において、主指導教員を中心に論文作成を具体的に指導し、博士論文を提出させている。今のところ、いずれの課程においても、課程の展開と論文指導の作成に十分に対応した研究指導が実施されていると考える。

カリキュラムの趣旨・内容を具体的に実現するための研究指導の適切性

前期課程の開設科目は、中国先秦史・日本古代史・日本中世史・日本近世政治史・東北アジア史・日本列島北方史・日本考古学・日本民俗学・アジア考古学・日本近代文化史の特論と、中国明清経済史・日本近世地域文化・中国史史料・日本史史料・アジア民族文化・アジア地域環境・日本列島人文環境・日本列島自然環境・地域解析学の各論、及びアジア文化史演習Ⅰ・Ⅱ（テーマごとにそれぞれ7科目）であり、その趣旨・内容は、特論・各論においては、各地域・各時代の歴史的現象に関する基礎的知識を習得させるとともに、各分野の研究動向を把握させることであり、演習においては学際的方法論や分野ごとの技能的能力を習得させるとともに、教員相互あるいは教員・院生相互の研究交流を通じて、研究深化の具体的手順を習得させることである。その趣旨・内容を具体的に実現するために、特論・各論にあつては、講義・講読・研究論文検索などの研究指導、演習にあつては、講読・史料実習・現地調査などの研究指導を積極的に実施しており、趣旨・内容の実現と実際の研究指導が、極めて適切に対応していると考え。後期課程の開設科目は、演習Ⅰ（テーマごとに4科目）・演習Ⅱ（テーマごとに8科目）・論文指導（テーマごとに8科目）であり、その趣旨・内容は、学際的な方法論を考慮しつつも、博士論文の研究対象にふさわしい個別研究テーマに取り組み、博士論文を作成させることである。演習Ⅰの各テーマ（大テーマ）から演習Ⅱ・論文指導の各テーマ（中テーマ・小テーマ）へという、テーマの個別化は、博士論文テーマを2年次当初に決定させるという趣旨に対応したものにほかならない。各演習・各論文指導における具体的研究指導は、関連資料・関連研究の読解、学会発表を擬した当面の研究成果の発表、学術誌投稿論文の作成指導と校閲などであり、この趣旨・内容に十分適切にかなっていると考え。

指導教員による個別的な研究指導の充実度

本専攻におけるこの個別的な研究指導は極めて充実している。アジア各地域・各時代の、歴史学・考古学・民俗学・地理学・環境学の専門家16名を擁しており、資料読解の講読、研究論文の検索と収集、現地調査への帯同、学界活動への照会など、大学院の研究指導に不可欠な指導と援助が、ほとんどマンツーマンで行われている。問題は、こういった指導や援助に要する費用をどこから支弁するかであり、学内外の研究補助費獲得に、専攻が一体となって取り組んでいるところである。

経済学研究科

【大学院研究科の教育課程】

大学院研究科の教育課程と各大学院研究科の理念・目的並びに学校教育法第 65 条、大学院設置基準第 3 条第 1 項、同第 4 条第 1 項との関連

《現状の説明》

本研究科の基本理念は、キリスト教による人格教育を基礎として、学術の理論及び応用を教授・研究し、その深奥を究めて広く文化の進展に寄与することを目的とする。（「東北学院大学大学院学則」第 1 条）

大学院研究科の教育課程は、博士課程とされており、博士課程は、前期 2 年の課程（以下「前期課程」という。）及び後期 3 年の課程（以下「後期課程」という。）に区分されている。（「東北学院大学大学院学則」第 3 条）

現在、経済学分野には、理論・歴史・政策に関する科目を基礎に、金融・財政・農業・工業・中小企業・地域経済に関する科目を、商業分野には、商学・経営学・会計学を基本とする科目を配置している。

《点検・評価及び長所と問題点》

本研究科の教育課程は、本研究科の理念・目的から見て妥当なものと考えられる。また学校教育法第 65 条（大学院の目的）、大学院設置基準第 3 条第 1 項、同第 4 条第 1 項の精神に照らして適切妥当なものとして評価されよう。

《将来の改善・改革に向けた方策》

新しい専攻である経営学専攻の設置を目指すなど新しい展開に努めている。

「広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要の高度の能力を養う」という修士課程の目的への適合性

《現状の説明》

前期課程としては 2 年以上在学して、授業科目として 32 単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、修士論文を提出して、その審査及び最終試験に合格する必要がある。その中で指導教員による講義 1 科目 4 単位と演習 8 単位（2 年継続）、外国経済書研究 4 単位合計 16 単位は必ず修得しなければならない。

《点検・評価及び長所と問題点》

「広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要の高度の能力を養う」という前期課程の目的に適合するように十分な科目を配置し、高度な教育内容を提供している。

《将来の改善・改革に向けた方策》

将来は前期課程の目的をさらに達成させるために、時代の変化に対応した科目などを検

討する必要があるものとも考えられよう。

「専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養う」という博士課程の目的への適合性

《現状の説明》

後期課程は標準的には、3年以上在学して12単位（演習8単位、論文指導4単位）以上を修得し、研究指導を受けて博士論文を提出し、論文審査及び最終試験に合格することとなっている。

《点検・評価及び長所と問題点》

「専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養う」という博士課程の目的に適合するように、主に指導教員の指導の下に専門的研究を進め、研究者として自立できるような基礎的な修得を積むことによって博士論文を完成させることを最終目標として指導が適切に行われているものと考えられる。

《将来の改善・改革に向けた方策》

専門的研究者としての能力を高めるための一層の工夫を時代の変化をも考慮しつつ進める必要があろう。さらに現在は各学生は一人の指導教員により研究指導が行われているが、複数指導教員制の採用も考慮する必要もあろう。

学部に基礎を置く大学院研究科における教育内容と、当該学部の学士課程における教育内容の適切性及び両者の関係

《現状の説明》

大学院研究科における教育内容は、学部における教育内容を基礎として、その内容をさらに発展させるべくカリキュラムも設定されている。当該学部の学生として基本的な学習を行い、基礎的訓練を積むことにより学士としての必要水準を達成されるよう教育内容が決められている。この学部の学士課程を修了した後では、大学院研究科での教育により一層の研究の展開が可能となるものと考えられる。

《点検・評価及び長所と問題点》

学部における教育内容と大学院の教育内容との間には適切な連続性があり、おおむね適切であると判断される。

《将来の改善・改革に向けた方策》

教育内容の一部には時代の変化をも考慮してより多様な科目の増設も検討する必要がある。

修士課程における教育内容と、博士（後期）課程における教育内容の適切性及び両者の関係

《現状の説明》

博士課程・前期課程の教育内容に基づくカリキュラムで履修した学生は、必要な科目の修得を終了しており、また修士論文の作成を通して、その研究テーマも固まりつつあるものと考えられる。後期課程では前期課程の研究テーマをさらに絞り込み専門性の高い研究を展開し、指導教員の指導の下に博士論文の作成に努めることになっている。

《点検・評価及び長所と問題点》

上記のような形で行われている現状は、前期課程における教育内容と、後期課程における教育内容の適切性の観点からも妥当なものと判断される。

《将来の改善・改革に向けた方策》

本学では学生達の研究成果を発表するための『経済学研究年誌』が刊行されており、前期課程での研究成果に基づき、後期課程でさらに東北経済学会をはじめに各全国学会での発表などが推奨されている。

博士課程（一貫制）の教育課程における教育内容の適切性

《現状の説明》

前にも触れたように、博士課程は前期課程におけるカリキュラムによる基礎的学習が行われ、修士論文の作成を経て研究成果の第一段階のまとめを行う。後期課程は前期課程の研究テーマをさらに絞り込み専門的研究を行うことにより博士論文の作成を目標とする態勢をとっている。

《点検・評価及び長所と問題点》

上のような態勢により博士課程（一貫制）の教育課程における教育内容の適切性は、おおむね妥当なものであると判断される。

《将来の改善・改革に向けた方策》

後期課程において課程博士の授与数がより多くなるような教育内容の検討も必要であろう。

課程制博士課程における、入学から学位授与までの教育システム・プロセスの適切性

《現状の説明》

3年間の在学期間において論文を提出させ、課程博士を授与することはこれからの大学院教育にとって重要な課題であることを十分に考慮することにより、課程博士の授与の実

現に努めている。課程博士を取得する希望のある学生には、指導教員のレベルで入学時から必要なアドバイスを与えられるものと思われる。

《点検・評価及び長所と問題点》

その必要性にもかかわらず現在までの課程博士は6名しか出しておらず、必ずしも十分とは言いがたい。

《将来の改善・改革に向けた方策》

今後、課程博士をより多く誕生させるための検討が行われる必要があるだろう。

【単位互換、単位認定等】

国内外の大学等と単位互換を行っている大学院研究科にあつては、実施している単位互換方法の適切性

《現状の説明》

国内外の大学との単位互換は、本研究科においては実施されていない。

《点検・評価及び長所と問題点》

単位互換は、研究教育の多様性を増すという点からは望ましいと思われる。

《将来の改善・改革に向けた方策》

今後、単位互換・単位認定について検討を行う必要があるだろう。

【社会人学生、外国人留学生等への教育上の配慮】

社会人、外国人留学生に対する教育課程編成、教育研究指導への配慮

《現状の説明》

本研究科では大学院入試での一般選考、特別選考のほかに社会人特別選考の制度を設け、若干名の学生を受け入れる態勢を取っており、社会人の受け入れを積極的に推進するよう心がけている。外国人留学生特別選考は、国費外国人留学生を対象に行われている。また私費の外国人留学生についても一般選考及び社会人特別選考ともに受け入れている。なお外国人留学生として現在4名が当研究科に在籍している。

《点検・評価及び長所と問題点》

社会人学生の中には、税理士や公認会計士に関連する科目の履修を希望する者が多く見受けられるが、これらのニーズに対しても対応できる態勢をとっている。

《将来の改善・改革に向けた方策》

研究者の養成とともに高度な専門的知識を身につけた職業人の養成などに努めることが必要であるし、社会人学生の特定のニーズに対応できる教育内容の検討も必要となろう。

【研究指導等】

教育課程の展開並びに学位論文の作成等を通じた研究指導の適切性

《現状の説明》

大学院での教育は、少人数で行われ双方向での議論等を中心に行われていることが多いと思われる。基礎的な知識や技術的な知識に関するものは教員の説明によることが多いが、それ以外については、大学院生の主体的な報告を中心として学生の理解の正確さ、深さを進展させるような訓練が行われ、ひいては学生の創造的な能力や応用能力を高めるような教育が意図されている。学位論文の作成は指導教員による1対1の指導により行われている。

《点検・評価及び長所と問題点》

研究指導は、主として指導教員により行われているが、指導教員以外の科目担当教員によっても行われており、必要に応じて教員同士の意見交換もなされ、また研究科委員会において、基本的な事実は報告されており、妥当なもの判断される。

《将来の改善・改革に向けた方策》

今後、教育内容の一層の充実のために検討を加えていくことが必要であろう。例えば、教育内容に関する教員間の意見交換などを活発化させ、教育指導の方法や学位論文の指導等について検討をすることも必要であろう。

カリキュラムの趣旨・内容を具体的に実現するための研究指導の適切性

《現状の説明》

カリキュラムの趣旨・内容を具体的に実現するための研究指導としては、前期課程においては、必要単位の修得を通して専攻分野の基礎的学習を行いながら、修士論文の作成に向けて自分の研究テーマについて掘り下げるよう指導教員を中心に指導が行われている。後期課程においては、さらに博士論文の作成を目標にして指導教員中心に研究指導が行われている。

《点検・評価及び長所と問題点》

現在は一人の指導教員を中心として研究指導が行われているが、おおむね妥当な成果をあげていると判断される。

《将来の改善・改革に向けた方策》

今後は、複数指導教員制などのさらなる工夫を検討する必要があるかもしれない。

指導教員による個別的な研究指導の充実度

《現状の説明》

指導教員による指導は、制度的には、前期課程では、講義1科目4単位と演習8単位(2年継続)、後期課程については、演習8単位、論文指導4単位を中心にそれぞれ行われており、さらに必要に応じて指導教員による個別的な指導が行われている。

《点検・評価及び長所と問題点》

原則的には指導教員による個別的な研究指導は上記の内容で行われており、さらに個別指導が必要なときは各指導教員の裁量により実施されており、一定の充実度で行われているもの判断される。

《将来の改善・改革に向けた方策》

当面は指導教員の裁量に頼ることが現実的であろう。

法学研究科

【大学院研究科の教育課程】

大学院研究科の教育課程と各大学院研究科の理念・目的並びに学校教育法第65条、大学院設置基準第3条第1項、同第4条第1項との関連

前記本研究科の理念・目的は学校教育法第65条、大学院設置基準第3条第1項、同第4条第1項に沿ったものである。本研究科の理念・目的と本研究科の教育課程との関連性については、以下のとおりである。

《現状の説明》

本研究科博士課程前期課程の教育課程は、実定法基本科目を中心に重要実定法科目、基礎法学、外国法、政治学関係科目を含んでいる。また、各科目は、基本的に特殊講義と演習からなる。このようにして、「学部段階での基本的法学・政治学教育の成果を踏まえ、さらに高度の専門知識を与える」という目的を実現しようとしている。また、平成7(1995)年度より中学校、高校教諭専修免許状授与に必要な科目を教育課程に追加した。さらに、平成10(1998)年4月から、社会人特別選考制度を導入し、専門職業人養成にも力を入れつつある。博士課程後期課程に関しては、同じく平成11(1999)年度から授業科目として「法律学演習Ⅰ、Ⅱ」、「論文指導」を新設し、「専攻分野について研究者として自立して研究活動」を行えるよう養成する体制を強化した。

《点検・評価及び長所と問題点》

上記のように、本研究科の当初の理念・目的は本研究科の教育課程の中に具体化されている。その後重要性を増してきた専門職業人の養成に関しては、運用上、一般入学院生と社会人入学院生との授業を別に開講するとか、それができない場合には、授業内容について配慮することが行われている。しかし、中高教諭の関係を除いて、教育課程の上では特別の手当てがなされるに至っていないことが問題点である。後期課程の教育課程は、適切と思われ、特に問題点は認められない。

《将来の改善・改革に向けた方策》

平成 14(2002)年度から前期課程の教育課程について以下の改革を行う。

- (1) 主として政治学関係科目専攻希望者及び中高教諭志望者のために、政治学特殊講義、同演習を新設する。
- (2) 税理士をはじめとする専門職業人志望者のために、租税法特殊講義Ⅰ、Ⅱを新設する。この関連では、ほかにも、法理論と実務とを架橋する科目を設けることなどを検討している。
- (3) 修了に必要な単位数を現行 32 単位から 30 単位に減らす。この改革の趣旨は、院生が修士論文の作成により集中できるようにするためである。

「広い視野に立って精深な学識を受け、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要の高度の能力を養う」という修士課程の目的への適合性

《現状の説明》

前期課程においては、2 年以上在学して、授業科目について 32 単位以上を履修し、かつ、必要な研究指導を受けた上、修士論文を提出してその審査及び最終試験に合格しなければならない。ただし、授業科目 32 単位のうち、10 単位を限度として他研究科の授業科目の中から担当教員の承認を得て選択履修することができる。

《点検・評価及び長所と問題点》

32 単位以上というと、4 単位科目 8 科目以上を履修しなければならない。このうち、指導教員の担当する授業科目は、特殊講義 1 科目（4 単位）と演習 1 科目（4 単位）であるのが通常である。したがって、院生は、通常 6 科目以上、指導教員以外の授業科目を履修しなければならない。しかも、その授業科目は、院生の専攻科目ではないことが多い。このことは、「広い視野に立って精深な学識を受け」るために、役立っていると言えよう。他研究科の授業科目履修を認めていることもそれに加わる。他方、「専攻分野における研究能力」を養うということとの関係では、指導教授による演習の単位数を増やすべきかどうか検討する必要がある。また、他研究科の授業科目履修については、十分に活用されているかどうか、検討しなければならない。「高度の専門性を要する職業等に必要の高度の能力を養う」という点に関しては、教員が受講生の志望を考慮して授業内容を工夫することなどによって、一定の対応がなされている。しかし、カリキュラムや担当教員の全面的見直しまでには至っていない。

《将来の改善・改革に向けた方策》

既に述べた来年度からの改革のほか、「高度の専門性を要する職業等に必要な高度の能力を養う」という点に関しては、カリキュラムや担当教員の全面的見直しを行う必要がある。当面、その作業は、法科大学院設置準備を通して行われている。他研究科の授業科目履修などについては、院生が活用できるようにさらに配慮したい。

「専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養う」という博士課程の目的への適合性

《現状の説明》

後期課程では、3年以上在学し、授業科目について12単位（演習8単位、論文指導4単位）以上履修し、指導教員の指導のもとに研究指導を受けた上、博士論文を提出し、その審査及び最終試験に合格しなければならない。ただし、優れた研究業績を上げた者と認められる場合には、在学期間を短縮することができる。これまで後期課程進学者8名のうち、博士号が与えられた者4名、満期退学者3名、在学中1名である。

《点検・評価及び長所と問題点》

上記の教育課程そのものは適切であり、問題はないと考える。満期退学者3名については、就職など本人の事情によるものである。ただ、運用上、「その他の（研究者以外の）高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養う」ような授業内容は、実務家出身の教員がいないためもあり、十分とは言いがたい。

《将来の改善・改革に向けた方策》

実務家出身の教員を増やす必要がある。

学部基礎を置く大学院研究科における教育内容と、当該学部の学士課程における教育内容の適切性及び両者の関係

両課程それぞれの教育内容の適切性についてはそれぞれの関係個所で述べる。したがって、ここでは両者の関係について述べる。

《現状の説明》

本研究科の教育課程は法学部教育の基礎の上に立ってそれを一層発展、展開させるように組み立てられている。基本実定法科目の授業科目はすべて本研究科の教育課程に置かれており、法学関係の科目に関しては、学部に置かれている科目に対応する科目が大部分本研究科にも置かれている。ただし、政治学関係科目は、本研究科には2科目しかない。しかし、実際には、その政治学関係科目の教員を指導教授に選ぶ院生が一定割合を占めている。中高教諭志望の院生などである。

《点検・評価及び長所と問題点》

学部の教育内容との関係については、適切な段階的配慮がなされていると考える。ただし、法学部卒業生でない社会人院生などに関しては、学部段階の授業内容の要点の学習に大学院レベルの授業内容を加味することが必要となるなど、困難な問題も生じている。一般院生と法学部出身でない社会人院生を一緒にして授業をする場合には、さらに複雑になる。

《将来の改善・改革に向けた方策》

学部学生も院生も多様化しているため、本研究科の授業科目についてさらに見直すほか、一定の限度と条件で、学部学生が博士課程前期課程の授業を履修すること、及び、院生が学部専門科目の授業を履修することを認めるべきかどうか検討する必要がある。政治学関係科目の充実に関しては、来年度から、「政治学特殊講義」、「同演習」を設けることになった。

修士課程における教育内容と、博士（後期）課程における教育内容の適切性及び両者の関係

《現状の説明》

前期課程の教育課程を修了した院生は、修了に必要な科目を履修しており、また、修士論文の作成を通して、その研究テーマも固まりつつあると考えられる。後期課程では、前期課程の研究テーマをさらに絞り込み、指導教員の指導の下に博士論文の作成に努めることになっている。

《点検・評価及び長所と問題点》

両者の関係は適切であると考えられる。

《将来の改善・改革に向けた方策》

特に考えられていない。

課程制博士課程における、入学から学位授与までの教育システム・プロセスの適切性

《現状の説明》

本学学位規定によれば、修士の学位は、博士課程前期課程の修了の認定を得た者に授与し、博士の学位は、博士課程修了の認定を得た者に授与する。後期課程退学者の課程博士申請に伴う再入学も認められている。

《点検・評価及び長所と問題点》

以上の現状に特に問題はない。その運用においてもおおむね問題が認められないことは、後期課程の目的への本研究科教育課程の適合性の項で既に述べた。後期課程への進学者が

少ないことは問題である。しかし、同課程の趣旨から一定の水準を維持しなければならないので、やむを得ない面もある。

《将来の改善・改革に向けた方策》

博士課程前期課程に後期課程進学希望者をより多く迎え入れる必要がある。

【単位互換、単位認定等】

国内外の大学等と単位互換を行っている大学院研究科にあつては、実施している単位互換方法の適切性

《現状の説明》

本研究科独自には、国内外とも実施していない。

《点検・評価及び長所と問題点》

単位互換は、教育研究の多様性を増すという点からは、望ましいと思われる。

《将来の改善・改革に向けた方策》

北海学園大学大学院法学研究科との間で単位互換協定を結び、平成14(2002)年4月より実施することとなった。その単位互換方法の適切性については、実際の運用に即して検討・改善していきたい。

【社会人学生、外国人留学生等への教育上の配慮】

社会人、外国人留学生に対する教育課程編成、教育研究指導への配慮

《現状の説明》

社会人学生に対する教育課程編成上の配慮としては、昼夜開講制を実施しているほか、時間割編成上も、できるだけ社会人院生の事情に合わせるよう配慮している。個々の教員による研究指導においても同様である。外国人留学生については、これまで受け入れの実績がない。実際に入学者が出たときには、指導教員を中心に対応するほか、経験豊富な本学国際交流センターが支援することになる。

《点検・評価及び長所と問題点》

時間割編成上、社会人院生の都合をできるだけ尊重している点は、長所と言える。社会人院生が受講を希望する科目が必ずしも十分に設けられていないこと、土曜日午後、法学研究資料室を利用できないことなどが問題点である。ただし、中央図書館は、平日の夜、土曜も夜まで開館している。これは長所と言える。

《将来の改善・改革に向けた方策》

学部の法学研究資料室を土曜日午後利用できるようにすることが今後の課題である。カリキュラムに関しては、来年度から、「租税法特殊講義Ⅰ、Ⅱ」を開設する。さらに社会人学生の特定のニーズに対応できる教育内容の検討も必要となろう。

【研究指導等】

教育課程の展開並びに学位論文の作成等を通じた研究指導の適切性

《現状の説明》

院生は指導教員の特殊講義と演習を2年間にわたり合わせて8単位履修する。同じ専攻科目につき他の教員による特殊講義、演習が設けられている場合（民法、商法）には、それをも履修するのが通常である。同じ専攻科目につき他の教員による特殊講義、演習が設けられていない場合には、関連科目などの特殊講義や演習を履修する。指導教員は2年間にわたる特殊講義、演習の中でその指導する院生に対する一般的研究指導を行うほか、授業時間とは別に、指導する院生に対して個別に修士論文の作成を指導する。後期課程院生の場合には、その授業科目「論文指導」では、正規の授業時間も個別の研究指導が主たる内容となる。また、今年度から後期課程学生をティーチング・アシスタントに採用した。前期、後期課程を通じて、指導教員は、受験に際して志願者が希望し、当該志願者の合格と同時に確定する。したがって、院生は履修科目を届け出るときから、指導教員の指導を受ける。なお、入学式当日には新入院生を対象に、6月頃には、全院生の出席の下に、研究科担当の全教員が出席してオリエンテーションが行われている。ほかに、年1、2回の論文指導懇談会が行われる。

《点検・評価及び長所と問題点》

これまで提出された修士論文及び博士論文の評価から見て、上記の研究指導はほぼ有効に機能している。ちなみに、本研究科紀要「法学研究年誌」最近号（10号）掲載の3論文はすべて昨年度の「学界回顧」（法律時報73巻13号）において取り上げられている。後期課程学生をティーチング・アシスタントに採用したことは、その研究指導にも良い効果をもたらしている。一方、前期課程新入院生の履修科目届出にあたって、いろいろな事情から指導教員の指導が必ずしも十分でないという問題もないわけでない。また、教員及び院生の中には、院生の授業負担が重すぎ、修士論文作成に振り向ける時間が足りないという声もある。

《将来の改善・改革に向けた方策》

前期課程院生の履修科目届出にあたって指導教員の指導が必ずしも十分でないという問題に関しては、「時間割確定手続」を明確にすることを通して、解決に努めている。前期課程修了に必要な単位を来年度以降32単位から30単位にし、指導教員による個別的な研究指導をより充実させることにしたこともささやかな改革である。

カリキュラムの趣旨・内容を具体的に実現するための研究指導の適切性

《現状の説明》

前項で述べたように、前期課程1年目の履修科目選択に際して、指導教員の指導を受ける体制を取っているほか、個々の授業において、カリキュラムの趣旨・内容を具体的に実現するための研究指導に努めている。ほかに、入学式当日には、新入院生に対して、6月頃には、全院生の出席の下に、研究科担当の全教員が出席してオリエンテーションが行われている。

《点検・評価及び長所と問題点》

前期課程1年目の履修科目選択に際して、指導教員の指導を受ける体制を取っているのは、長所であり、研究指導の効果を高めている。しかし、前項で述べたように、それが必ずしも徹底していないという問題がある。

《将来の改善・改革に向けた方策》

既に述べたように、前期課程院生の履修科目届出にあたって指導教員の指導が必ずしも十分でないという問題に関しては、「時間割確定手続」を明確にすることを通して、解決に努めている。

指導教員による個別的な研究指導の充実度

《現状の説明》

個々の教員により、その指導方針に基づき、また、個々の院生の置かれている環境などに配慮して、多様な指導方法が行われている。また、昨年度から、本研究科紀要（「法学研究年誌」）の編集に院生が主体的に関与することを保障・援助する体制を創るとともに、投稿基準を若干緩和した（平成12〔2000〕年4月の「法学研究科紀要に関する申し合わせ」）。院生の研究に対する意欲、教員の指導に対する意欲を高めることを意図し、既に一定の成果をもたらしている。しかし、この改革以降も、修士論文のうち、紀要に投稿されるものは少数にとどまっている。

《点検・評価及び長所と問題点》

修士論文審査結果からみて、指導教員による個別的な指導はおおむね充実しているとみられる。この点では、一部の専攻分野を除いて、在籍院生が比較的少ないことが指導の条件をよくしている。修士論文の紀要投稿に関しては、指導教員が勧めても、院生が辞退するケースが少なくない。修士論文提出年度中に掲載するには時間的余裕がなく、修了後は就職などの事情によりやはり時間的、精神的に余裕がなくなるという問題がある。

《将来の改善・改革に向けた方策》

当面は個々の教員の裁量、さらには、専門領域を同じくする教員間の協議に委ねることになる。

工学研究科

【大学院研究科の教育課程】

大学院研究科の教育課程と各大学院研究科の理念・目的並びに学校教育法第 65 条、大学院設置基準第 3 条第 1 項、同第 4 条第 1 項との関連

機械工学専攻

《現状の説明》

東北学院大学大学院は、学校教育法第 65 条、大学院設置基準第 3 条第 1 項、同第 4 条第 1 項に基づき、大学院学則第 1 条にも述べているようにキリスト教による人格教育を基に、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究めて広く文化の進展に寄与することを理念として、その教育課程を定めている。さらに、機械工学専攻では機械工学科の教育目標「信頼され期待される国際的エンジニアの育成」を高度な立場で達成するために、博士課程前期課程では高度の専門技術者を養成し、博士課程後期課程では研究職を養成している。すなわち、大別して材料・固体力学系、エネルギー系、生産工学系、制御系の 4 系の理論と応用を研究しており、学生はこれらの分野に関する広い視野にたつて、専攻分野における研究能力あるいは高度な専門性を要する職業に必要な高度な能力を養えるよう、教育課程は編成されている。

《点検・評価及び長所と問題点》

機械工学専攻では、大学院定員に見合った学生を入学させており、その結果、講義、ゼミナールともに少人数教育が可能なので、指導が学生に徹底している。また、機械工学専攻内ばかりでなく、他の専攻とも共同研究が可能であり、学生の良い刺激になっている。機械工学専攻におけるカリキュラムは全体的に材料力学系科目がやや多く、多少バランスが欠けている。

《将来の改善・改革に向けた方策》

上述したカリキュラム上のアンバランスは是正する必要があるが、人事の問題も絡んでいるので早急に解決できないかも知れない。また、大学院卒業生は学部卒業生よりも一層技術の先端に直結しているので、理念・目的は絶えず見直しを行い、社会で必要とされている人材を育成できるようにしなければならないことと同時に、改善を検討する組織を構築する必要がある。

電気工学専攻

《現状の説明》

電気工学専攻では人類社会に貢献する国際的に通用する高度な電気電子情報技術者の育

成を教育目標としている。博士課程前期課程では、高度の専門技術者を養成し、博士後期課程では、研究教育職の人材養成を行っている。具体的には電力エネルギー系、情報通信系及び電子材料系の3系の理論と応用に関する講義科目と研究課題で教育課程が編成されている。大学院学生はこれらの分野に関する広い視野にわたって学習するとともに、専攻した専門分野での研究を行い専門性を要する職業に必要な高度な研究能力と指導能力を修得できるように指導教員に配属される。

本専攻の前期課程には学部電気工学科学生の約1割が進学し、前期課程修了者のほとんどが一流企業に就職して技術者として活躍している。

《点検・評価及び長所と問題点》

本専攻では、大学院担当の教員に対して学生数が少なく、平均すれば教員一人当たり学生2～3人であり、きめ細かい教育研究指導のできるものが長所である。前期課程学生の大部分は、在学中に関係学会で1～2回の研究成果の発表を行っており研究能力の修得の目的は達成されていると言える。しかし国際的な学会での外国語による研究発表を行う学生は毎年数人であり、国際的に通用する高度な技術者の育成という教育目標にはいまだ到達していない。今後、学生の語学力の向上の教育にも配慮していく必要がある。

《将来の改善・改革に向けた方策》

科学技術の進歩発展に対応して創造的な研究開発能力を持たせる教育法の検討とともに、カリキュラム改訂を常に検討して行かなければならない。また、国際的に通用する高度な技術者育成のためには、外国語の文献読解力はもちろん、会話力や研究結果の発表能力の指導も不可欠であり、これらをいかにカリキュラムに組み入れるかの検討も必要である。さらに、インターンシップで代表されるような学生が在学中に実社会で働く経験も技術者教育には必要であり、それらを教育課程にいかに取り入れるかの検討も開始している。

応用物理学専攻

《現状の説明》

応用物理学専攻では現代社会の発展に資するさまざまな技術的諸問題の中から特に材料物性科学及び計測工学の分野を中心とした諸課題、すなわち磁性体や半導体の新材料開発、ナノテクノロジー薄膜技術を用いた素材開発、光響法を応用した新しい計測法の開発、高エネルギー実験計測技術の開発等の各分野にわたって研究が行われている。これらの各研究に共通する特色は複雑多岐にわたって展開する現代技術の各分野でのとりわけ創造的な技術の開発を指向している点にある。そしてこれを積極的に押し進める人材を育成するためには具体的で積極的な研究活動の推進と高度に深い基礎知識の函養が必要であると考えている。博士課程前期課程では学生はこれらの研究分野より具体的に課題を選定し、指導教員の指導の下に2年間にわたってきめ細かい研究の指導を受ける。また、それぞれの専門の基礎となるべき26科目のメニューより適宜選択履修し、併せてゼミナール等を通じて論文講読の訓練を受ける。後期課程では、前期課程の成果を踏まえて、さらに大きなテーマを掲げて自立的に研究に取り組んでいく。これらの大学院課程の教育を活発にし、実

りあらしむるためには指導教員自らが積極的に研究活動を推進しなくてはならない。このため、教員の国際会議への参加や国内外の大学との共同研究を積極的に押し進めている。

《点検・評価及び長所と問題点》

本専攻で提起している視点は国際的には応用物理学の範疇に属すると考えるが、技術的広がりに対処すべく多少の柔軟性を持たせている。

広がりを持った科目の設定は柔軟な基礎力の涵養に通ずるとともに他方、専門的な深さの追及に対してはやや物足りなくなるのは否めない。この相反する二つの追及は小さな専攻の内部のみで問題の解決を図るのは大変困難である。なお、本専攻の前期課程においては、中学校・高等学校教諭理科専修免許授与のための配慮もなされている。

《将来の改善・改革に向けた方策》

社会の変化に対応した創造的な技術開発のための基礎を効率よく与えるためには、カリキュラムに対して絶えず検討を加えて行かなければならない。系統的に取り組めるような制度を検討したい。また、少ない人数の教員で教育効果を高めるためには、さらに学外の力を積極的に活用する方策を考えていきたい。

土木工学専攻

《現状の説明》

東北学院大学大学院は、学校教育法第 65 条、大学院設置基準第 3 条第 1 項、同第 4 条第 1 項に基づき、大学院学則第 1 条にも述べているようにキリスト教による人格教育を基に、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究めて広く文化の進展に寄与することを理念として、その教育課程を定めている。さらに、土木工学専攻では、人類が置かれている地球環境、技術者倫理などの人間的資質を踏まえた上で、建設及び環境分野の技術者として社会に貢献できる人材の育成に努めている。博士課程前期課程では高度の専門技術者を養成し、後期課程では研究職を養成している。専攻における専門分野は大別すれば、力学系、材料系、地盤、水理、環境の 5 分野を中心として、理論と応用を研究しており、学生はこれらの分野に関する広い視野にたって、専攻分野における研究能力あるいは高度な専門性を要する職業に必要な高度な能力を養えるよう、教育課程は編成されている。

《点検・評価及び長所と問題点》

土木工学専攻における構成は、他大学と比較して標準的なものである。計画分野については充実が必要となる構成であるのは否めない。しかし、限られた教員構成の中で、専攻としての個性を発揮する上で、総花的な科目構成よりも、特徴ある科目構成とすることが重要である。本専攻出身者の多くが建設業、コンサルタント業に就職し、高度な知識を有する技術者を目標としている状況も考え合わせると、現在の教育課程の構成は許容範囲であると考えられる。

《将来の改善・改革に向けた方策》

現在の教育課程では、ゼミナール、課題研究に重きが置かれている。特に、博士課程前期課程修了の学生に対して、社会の要請は「広範でかつ確実な専門知識」を有する人材と変化しつつあり、講義科目での学習とゼミナール、課題研究の比率に対して、今後検討すべきであると考えている。この事項については、積極的に業界・官界の技術者の意見を取り入れ、教育課程の改善に取り組みたい。

「広い視野に立って精深な学識を受け、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要の高度の能力を養う」という修士課程の目的への適合性

《現状の説明》

東北学院大学における博士課程前期課程の目的は、大学院学則第4条に記されているように、広い視野に立って精深な学識を受け、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要の高度の能力を養うと謳われている。機械工学専攻博士課程前期課程では、その目的を具現化するためにカリキュラムを材料・固体力学系、エネルギー系、生産工学系、制御系の4系に大別し、大学院生が機械工学の分野で広い視野の学識が身につくように配慮している。また、必要であれば他専攻の講義も受講可能である。課題研究の遂行においては、指導教員によるゼミナールなどを通して研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要の高度の能力を養っている。さらに、機械工学専攻では（独）産業技術総合研究所東北センターと連携大学院を行い大学院生に対する一層の視野の拡大を図っている。

《点検・評価及び長所と問題点》

ほとんどの学生は学部からの進学者であり、産業界の状況を肌で感じる機会が少ないことから、今後インターンシップなどに代表されるような社会との接続の充実を図ることが必要であり、工学部として「産学連携推進センター」を設立させた。

「専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養う」という博士課程の目的への適合性

《現状の説明》

工学研究科の4専攻前期課程での授業科目は、1科目2単位ずつで機械工学専攻31科目、電気工学専攻22科目、応用物理学専攻28科目、土木工学専攻30科目であり、これに各専攻に特別講義が開講されている。授業科目の担当は、専任教員並びに非常勤講師がこれに当たる。教員の専門分野も多種多様であり「広い視野に立って精深な学識を受け」の項目に適合する。また、各専攻とも専攻分野のゼミナール6単位、課題研究10単位があり、担当の専任教授に加えて他大学の教員や企業の研究者等を非常勤講師として受け入れており、研究能力と高度の専門性を要する職業等に必要の能力を養うよう前期課程が編成されている。また、学生は国内外での学会等へ積極的に参加しており、大学はこれに旅費等を補助し、奨励している。

《点検・評価及び長所と問題点》

教員の人数に対して大学院学生が比較的少ないことにより、1対1に近い形で専門教育、研究指導が受けられることは大きな長所である。一方、先端的研究に必要な設備の不備のために「高度の専門性を要する職業等に必要な高度の能力を養う」という観点からは若干、不十分である。また、幅広い分野を網羅する授業科目が用意されているが、学生がこれを十分に活用しているとは言い難く、指導が必要である。

《将来の改善・改革に向けた方策》

履修規程やカリキュラムを見直し、社会状況や先端科学技術に適合する科目編成とすることや委託聴講生制度を導入し、視野を広く持たせることも必要と考える。また、高度な専門的能力を養うため不可欠な機器、設備を充実させる必要がある。さらに産学共同研究やインターンシップを積極的に進め、学生の職業に対する意識の向上を図りたい。

学部基礎を置く大学院研究科における教育内容と、当該学部の学士課程における教育内容の適切性及び両者の関係

《現状の説明》

工学研究科の教育内容は、工学士課程としての工学部の教育内容との継続性を重視し、これをさらに高度にし、専門性を高めたものが主である。科目担当者も基礎になっている学部の科目担当者とはほぼ同じである。この意味では学部から大学院への教育は極めて滑らかなものになっている。

工学部での教育内容は、学問分野の広さとその深さにおいては、工学的見地から極めて適切なものである。したがって、工学部に土台を置く工学研究科の教育内容も、より高度で専門的になってはいるが、適切なものと言える。ただ、研究科での講義科目は、学部での講義の大部分を網羅しているわけではなく、学部科目の主要部分を取り出してその専門性を高めるとともに高度化を図っている。

《点検・評価及び長所と問題点》

工学研究科の教育内容は滑らかに学部に連結され、整合性もとれている。当該学部から入学する学生には抵抗が少なく、より高度な専門性を高めた教育を受けることができる利点がある。また他大学等から入学する学生にとっても、比較的普遍性のある教育内容なので抵抗は少ないものと見られる。しかし、このことは、同時に、個性ある、ユニークな教育が少ないとも言え、問題点の一つである。

課題としては、平成12(2000)年度から本学工学部の4学科のカリキュラムが変更されていることである。平成16(2004)年度において、学部と研究科の滑らかな連結が失われる恐れがあるので、慎重な検討が必要になっている。

《将来の改善・改革に向けた方策》

今後、学部、研究科における教育内容を、国際的レベルを考慮しながら、より普遍性の

あるものにするとともに、ユニークな教育内容を持つものをも別に追求したい。各専攻の名称を学部の名称に合う形に変えることが学部と研究科の整合性をとる上で必要かどうか検討することも課題となってくる。

修士課程における教育内容と、博士（後期）課程における教育内容の適切性及び両者の関係

《現状の説明》

当研究科の前期課程における教育内容は、工学の幅広い分野に関わる基礎科目と先端科学技術等での産業における応用を目的として、各専攻科に専門の教育科目が編成されている。各教科の授業内容は科目担当者に一任されているが、シラバスが公開されている。学生はこれらの多様な科目を自由に選択でき、さらに希望により他専攻の科目も選択できる。前期課程におけるゼミナール及び課題研究に関しては、指導教員を中心として、学部教員や非常勤講師など他大学教員の複数の教員によって、修士論文を完成させることもできるため、常時きめ細かな指導が行われる。また、国内外の学会、シンポジウムでの発表及び査読のある学術雑誌への論文投稿ができるよう指導が行われる。後期課程では、ゼミナール及び課題研究が中心であり、前期課程での経験を生かし高度な研究と外部発表が自立してできるように適切な指導が行われる。

《点検・評価及び長所と問題点》

前期課程の教育内容は幅広い基礎科学と工学の分野を網羅しており、各専門に関する基礎的教育内容と工学的応用を目的とした教育内容のバランスが良く、適切である。前期課程修了者の内で後期課程への進学を希望する学生は各専攻ともごく一部であるが、その大部分は前期課程での研究が継続されるので、専門分野での学識、研究能力が十分養われる。しかし、先端科学分野の創造的能力を養うため、教育内容を常時検討し、改善する必要がある。

《将来の改善・改革に向けた方策》

各専攻においては、多分野の専門教育研究がなされているが、先端科学、技術に関する教育内容を多く取り入れることが必要であり、このため教育研究の環境整備が不可欠である。今後、施設設備の近代化を促進し、教育内容の改善を図りたい。

博士課程（一貫制）の教育課程における教育内容の適切性

《現状の説明》

博士課程では、前期課程の開講科目と後期課程の研究内容は統一されており、後期課程を目指す大学院生は同一の指導教員の下でカリキュラム上、前期課程から後期課程へ一貫した研究テーマについて無理なく上級に向かうよう構成されている。

《点検・評価及び長所と問題点》

博士課程の学生は、実験の推進にはかなりの力を発揮するが、理論的な考察や独創性の面で弱点があるように見受けられ、その方面の指導の充実が必要である。

《将来の改善・改革に向けた方策》

前述の弱点を補うには、後期課程に進学（または入学）する際の従来の方式の試験制度を修正し、前期課程の講義内容に関する一定の学力試験を課すべきである（これは単位認定試験と異なる方式で実施すべきと考えられる）。米国の大学院ではこの方式が見られる。これにより学生の前期課程の講義に対する取り組み方が改善されるし、自習の重要性に対する認識も深まるであろう。

課程制博士課程における、入学から学位授与までの教育システム・プロセスの適切性

《現状の説明》

前期課程を修了した者は、試験に合格すれば後期課程へ進学できる。進学した者は課題研究とゼミナールを中心に学ぶことになる。通常は3年間の研究により学位論文を提出できる。ただし優れた研究業績を上げた者と研究科委員会で認めた場合は、後期課程に1年以上在学すれば学位論文の提出が可能であるが、このような例はまだない。後期課程に通常3年間在学して学位論文を提出するが1年ないし2年遅れる場合もある。提出された論文は、指導教授を含む3名以上の教授が論文審査員となって審査し、さらに各専攻内で口頭発表会を行う。この過程を経て合格の見通しが得られれば、最終的な論文が提出される。さらにその後、公開形式での口頭発表（これを最終試験と呼ぶ）が、工学研究科内で行われる。学位論文並びに最終試験が論文審査員により合格と判定されれば、工学研究科委員会で論文審査員の主査により審査報告がなされ、審議の後、工学研究科の段階での合否が決まる。最後に大学院委員会で承認を得て博士（工学）の学位が授与される。このプロセスは一般的なものであり、システムとしては明瞭かつ公平なものである。

《点検・評価及び長所と問題点》

いわゆる飛び級の制度が存在しているにもかかわらず、適用された修了生が現時点において皆無であることに対し、学生の進学システムあるいは研究の評価システムを検討する必要がある。

《将来の改善・改革に向けた方策》

学位論文の審査をより厳格に行うためには、3名の論文審査員のほかに必ず学外から1名の審査員（副査）を招聘することが望ましい。これは従来もしばしば行ってきたことではあるが、学位評価の客観性及び透明性を確保する上でも、制度化していきたい。

【単位互換、単位認定等】

国内外の大学等と単位互換を行っている大学院研究科にあつては、実施している単位互換方法の適切性

《現状の説明》

工学研究科においては、国内外の大学等と単位互換に関する規定を取り交わしてはいない。

《点検・評価、長所と問題点及び将来の改善・改革に向けた方策》

本学の基本方針として、国際交流の活発化を目指している。工学研究科としても、積極的に国内他大学の大学院との交流を行っており、また外国の大学ともさまざまな協定を結び、学術交流を盛んに実施している（国際交流の項を参照されたい）。大学院生レベルでの交流も工学研究科の学術・研究レベルの維持、発展に寄与することが大きいと判断されるので、積極的に必要な整備を進める必要がある。

【社会人学生、外国人留学生等への教育上の配慮】

社会人、外国人留学生に対する教育課程編成、教育研究指導への配慮

《現状の説明》

工学研究科への入学に当たっては、社会人に対する入試制度を設け積極的に募集している。工学研究科、前期課程を修了する条件は30単位以上であり、講義学習による単位数は14単位以上となっている。この単位数は、1年次に取得可能な単位数であり、職業を全うしながら学ぶ社会人院生にとっても大きな負担ではない。社会人入学者があった場合には、希望する講義は6時間目（18時30分から20時）に実施し、会社等における業務に支障をきたさないように配慮されている。また、修士論文作成に必要なゼミについても、同様の時間に設定し配慮している。土木工学専攻に1名の社会人卒での入学による学生がおり、上記の配慮のもとに無事修了した。講義における成績、修士論文も、満足すべき成果を収めた。

外国人の入学希望者には、研究科委員会において学力検査の上、大学院委員会の議を経て入学を許可している。留学生に対しては、国際交流委員会のもと「外国人留学生受け入れに関する規程」、「私費外国人留学生授業料減免規程及び同内規」等の規程が定められており、各研究科に学ぶ外国人留学生への配慮がなされている。

現在、後期課程に1名が在籍している。この留学生は文部科学省の「大学推薦による国費外国人留学生」の制度を適用した留学生であり、資質、学力等に関する検査等の所定の手続きに基づき、大学長が推薦、入学を許可している。授業料もこの制度に従い大学が補助している。大学院への留学生に対しては10月入学も認められている。博士論文は日本語、英語のいずれでの提出が学則上可能であり、研究指導及びゼミは英語でなされている。

また、研究に支障のない時間に、後期課程の留学生はティーチング・アシスタントとして授業の補助や前期課程の院生への助言、英文添削等を行っている。

さらに、本大学院と協定のある大学院生が授業科目の履修を希望するときは、大学院研究科委員会の承認を得て、交換留学生として許可されるが、現在、交換留学生は在籍していない。

《点検・評価及び長所と問題点》

以上のように、社会人、外国人留学生に対して、現行制度のもとで必要とされる配慮を行っているが、まだ十分とは言えない。留学生に対しても温かい目を向けている。大学の方針は国際化を重要視しており、このことはキリスト教大学の使命でもある。また、工学研究科は、社会資本を充実させる基本である技術の重要性を学ぶ場であり、途上国からの留学生に対して今以上に門戸を開き、受け入れる体制を柔軟にさせる必要がある。人数の点からは、学内の様子や研究上のシステムを知り、互いに切磋琢磨する上でも、たくさんの留学生が在籍することは望ましいと考えている。しかしながら授業料に関して、上記の規程を満たすことは現行では難しく、特に途上国からの私費留学生の入学は困難なことから、授業料への配慮、奨学金の給付が必要である。なお、寄宿舎を含む国際交流センター（仮称）の建設はいまだ計画の段階にあり、福祉面の充実は今後の課題である。

《将来の改善・改革に向けた方策》

今後、工学研究科においても、社会人及び留学の希望が増加するものと考えられ、勉学意欲に富むこれらの人の期待に沿えるように、必要な条件整備（奨学金制度の充実、住居設備の確保手段、社会人外国人留学生の受け入れに伴う担当教員の負担に対する正当な評価、教育課程編成に対する適切な規程の設置など）を考えていきたい。

【研究指導等】

教育課程の展開並びに学位論文の作成等を通じた研究指導の適切性

《現状の説明》

前期・後期課程ともに大学院学則第12条別表1に「授業科目、単位数及び履修方法」を定め、同表の「履修方法」に単位習得方法を細かく定めている。同第13条に「大学院の教育は、授業科目の授業及び学位論文の作成等に対する指導（以下「研究指導と言う。」）によって行うこと」を明記している。具体的に研究指導の内容は研究科委員会が定め、授業科目の履修の指導及び研究指導を行うために指導教員を定めている。学生は学年の始めに指導教員の指示に従って、履修科目を研究科長に提出する。時間割には研究指導の時間が記入され、学生は研究指導を受けることを保証されている。学位論文の指導については前期課程では2年次に論文題目届を提出し、必要な研究指導を受けた上で修士論文を提出することになっている。後期課程では指導教授の指導のもとに必要な研究指導を受けた上で博士論文を提出することになっている。

《点検・評価及び長所と問題点》

上記のことは大学院で広く採用されている教育課程の展開及び研究指導の方法で、格別の問題は見られない。また入学者数と前期課程修了者もほぼ対応しており問題は見られない。課程博士取得者もほぼ一定数あり教育・研究指導は十分にその成果をあげている。しかし、個別の事例をみると、一指導教員当たりの学生数が多すぎる例もあり、十分な研究

指導時間を取ることができないなどの弊害も懸念される。

《将来の改善・改革に向けた方策》

一指導教員当たりの担当学生数を限定し、類似の分野で学生を調整して指導するようにすることが望まれる。

カリキュラムの趣旨・内容を具体的に実現するための研究指導の適切性

《現状の説明》

前期課程については、履修方法を「2年以上在学して、授業科目についてカリキュラム表から30単位以上を修得する。修士論文は必要な研究指導を受けた上で提出する」と定め、ことにより十分な研究指導が行えるようにしている。後期課程については、履修方法を「3年以上在学して、博士論文は指導教授の指導のもとに必要な研究指導を受けた上で提出する」としている。履修する授業科目の選択は指導教員の指導を受けて行い、学習内容に不足及び偏りが生じないように配慮している。

《点検・評価及び長所と問題点》

上記のことは大学院で広く採用されているカリキュラムの趣旨・内容を具体的に実現するための研究指導方法で格別問題は見られない。履修科目数は最低単位数を上回ることが多く、また広い分野の授業科目を履修する意欲を引き出しており研究指導は十分に成果を上げている。しかし、個別の事例を見ると、狭い範囲の授業科目で必要科目数のみ履修する例もあり、多方面の知識を必要とする分野で活躍できるか懸念される。

《将来の改善・改革に向けた方策》

授業科目の選択にあたってはこれまで以上にカリキュラムの趣旨・内容を説明する必要がある。

指導教員による個別的な研究指導の充実度

《現状の説明》

指導教員はゼミナール（6単位）、課題研究（10単位）を通して個別的な研究指導を行っている。このほかに指導教員が担当する授業科目を必ず履修させ必要な専門知識の理解を深めさせている。ゼミナールでは研究テーマに関連の深い文献、学術研究論文に目を通し、それらの要点をまとめ、それを関係の深い学生等に発表をすることによって理解を確かなものにさせている。課題研究では研究テーマについて研究計画の提出、研究の進捗の報告と議論、不足部分の補充、研究計画の修正などを適宜行い、着実な成果が得られるよう指導している。課題研究についての研究成果を年2回行われる学内の環境防災工学研究所の研究発表会での発表、工学研究報告への投稿、さらに関連学会での発表及び関連学会誌への投稿が行えるよう指導している。

《点検・評価及び長所と問題点》

上記のことは大学院で広く採用されている指導教員による個別的な研究指導方法で格別問題は見られない。課題研究の成果を発表、投稿することは外部者の目から討議を通して研究内容を次第に水準を高めていくことに役立っている。学会発表の旅費は、現在、学生一人当たり年1回補助されているが、不足分は自費を当てている。できれば、複数回の発表にも補助が得られればなお望ましい。

《将来の改善・改革に向けた方策》

学生の学会発表のための旅費を十分確保するよう配慮すべきである。

人間情報学研究科

【大学院研究科の教育課程】

《現状の説明》

本大学院研究科の教育課程は、キリスト教による人格教育を基礎として、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究めて広く文化の進展に寄与するという教育理念・目的を実現する上で適切な水準を維持しており、学校教育法第65条に準拠したものである。

まず、本研究科博士課程前期課程は大学院設置基準第3条第1項に従い、広い視野に立った学識を授け、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要な高度の能力を養うことを目的としている。それは母体である教養学部の組織を基礎として、研究領域はコア学科目群と基礎学科目群の2群からなり、前者は社会情報学、行動情報学、生命・情報学の3領域から、後者は1群に教育学、哲学、倫理学、宗教学を、2群に数学、物理学、化学、地学、情報学を含む2群から成っている。学生は社会、行動、生命・情報の研究領域のひとつをコアとして主たる専門にし、この専門を支える基礎学科目群の支援を得て、学際的教育の実を挙げている。

博士課程前期課程の修了要件は、本研究科に2年以上在学して、30単位以上を修得し、必要な研究指導を受け修士論文を提出して、その審査及び最終試験に合格して、修士（学術）の学位が授与されている。

平成8（1996）年、後期課程の設置に伴い、修士課程を人間情報学研究科人間情報学専攻博士課程前期課程と改称した。

後期課程は大学院設置基準第4条第1項に従い、専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的としている。後期課程では学生の研究課題に即して複数の指導教員が配され、演習を主とする教員間の緊密な連絡の下に指導されている。1年次の演習は博士論文作成のための基礎作りとして基本的な知識の修得に主眼を置いている。2年次の演習は最新の技術・方法論に主眼を移し、3年次では論文作成の作法などの指導を主眼として、12単位以上を取得した学生が博士論文を完成するように指導している。

このように本研究科は完成された形を整えてさらに高度な研究・教育の基盤を確保するように努力しており、その理念・目的に照らして極めて妥当なものであり、入学から学位授与までの教育システム・プロセスは適切であると言える。

《点検・評価及び長所と問題点》

本研究科の博士課程前期課程は平成6年4月、同後期課程は平成8年4月にそれぞれ開設され、今日まで発足時の理念・目的等に照らして十分な科目と教育内容を保持している。特に発足時の教員の逐年退職に対応して、教養学部より研究業績のある若手の教員を任用することによって、各コアの人事の補充及び拡充をしている。これがまた、若手の教員に学的・研究的な刺激を与えている。

《将来の改善・改革に向けた方策》

本研究科では一層充実した教育内容にするために継続的に検討をしている。また科学・技術の発達に即応するように、開講された諸科目のほかに他大学の優れた研究者・学者等を招いて学術講演会を開催したり、集中講義によって学的刺激を与えるように努めている。受験者も現役よりも有職の社会人が増えてきているので、入学者に合った指導体制も考慮しなければなど、日々新たなる改善に向けての検討を継続している。

【社会人学生、外国人留学生等への教育上の配慮】

《現状の説明》

本研究科の在学生の特徴は、前期課程、後期課程ともにいわゆる社会人（有職者、退職者、主婦など）の比率が高いことである。したがって、学生の便宜のために昼夜開講制を採っている。研究領域が情報科学中心であるので、コンピュータ関係の知識・技術に習熟して、あるいは教員免許状や専修免許状を取得して修了後に職場における地位を高め、大学教員が修士・博士の学位を得て、同じ職場で、あるいは転職して上昇する例が多い。これまでは、教員の指導面の負担は重くても、就職開拓の問題は切実ではない。

《点検・評価及び長所と問題点》

研究科を構成する各研究領域の教員の緊密な連携と主導教員を支援する副指導教員の協力により、論文の指導が行われていることは現状においては適切なものと言える。さらに全教員参加による総合ゼミによって、より総合的な広い視野を身につけていくことも期待される。

《将来の改善・改革に向けた方策》

社会人の学生が多いので、その便宜を配慮して昼夜開講のほかに土曜日開講に力を入れている。しかし月～金曜日は学部の講義・ゼミも担当しているので、土曜日に朝から夕まで授業を担当する教員の負担は大きい。現在、大学院の種別化が検討されてきているように、研究者養成コース、高度専門職業人養成コース、一般教養的学習コースに分かれた大学院の再編成が問われてきている。社会人学生は、県内居住者だけではない。遠くは香川

県、東京から近隣県在住者が見られるように多様である。特に、県外居住者の便宜を図るための福利厚生施設の充実の設置も検討しなければならない。

また外国人の本研究科への入学は閉鎖している訳ではないが、平成 10(1998)年 4 月から平成 12(2000)年 3 月に前期課程に 1 名(韓国)が在籍したのみで、開放への努力がさらに必要である。

【研究指導等】

《現状の説明》

本研究科においては、原則として 1 時間の講義に対して 2 時間の準備が必要であることを考慮して、毎週 1 時間 15 週の授業をもって 1 単位としている。各科目は半期 2 単位の Semester 制を取っているので、学生はより多くの教員の開講する科目を取得することになるので、結果的に学際性の強い指導形態になっていると言える。

前期課程の修了条件は本研究科に 2 年以上在学して 30 単位以上を取得し、必要な研究指導を受けた後、修士論文を提出してその審査及び最終試験に合格して修士(学術)の学位が授与される。後期課程において学生は、学生の研究課題に即して複数の指導教員の下に、演習の指導を主として受けながら博士論文を提出し、その審査及び最終試験に合格して博士(学術)の学位が授与される。

本研究科における最終成績の判定は 100 点満点とする点数で評価し、60 点以上をもって合格とする。講義は各学期末の試験かレポートで評価されるが、後期課程は演習が主となるので、各学生の博士論文に関連する課題についてのレポートであることが多い。

《点検・評価及び長所と問題点》

所定単位数の規定に関しては、本研究科の三領域と基礎科目群から学生の研究課題と研究目標に応じて、科目の選択履修が可能であり、学生の希望に応じて自分の専攻領域以外の科目も選択履修できるので、現行指導体制は学際的問題の研究に対しては有効に機能していると言える。その結果として平成 14(2002)年 3 月現在で、博士学位取得者 7 名、修士学位取得者は 61 名を数えている。また発足以来 8 年が過ぎ、その間 10 余名の教授が退職している。その間、補充と同時に専攻領域の再編(生命情報学→生命・情報学)に伴う拡充に努め、個々の学生の履修を停滞させることなく、むしろ研究の進行を促進する方向で努力を続けている。

《将来の改善・改革に向けた方策》

本研究科は教養学部に基づいているので、高度な専門的知識・研究能力の修得、その他各学生の進学目標に合った指導を目指してはいるが、学生の語学力、専門的学力のアンバランスを修正するための時間をいかに確保するかについて、今後とも継続的に検討しなければならない課題である。

②教育・研究指導方法の改善

文学研究科

英語英文学専攻

「①教育・研究指導の内容等」で既述した。

ヨーロッパ文化史専攻

【教育効果の測定】

教育・研究指導の効果を測定するための方法の適切性

前期課程においては、提出された研究計画書をもとに、少なくとも1年次に1回、2年次に1回、修士論文の構想発表会を全教員の出席のもとで行っている。また、1年次に学生の研究分野に関する学会動向を踏まえて、欧文研究書の紹介を機関雑誌『ヨーロッパ文化史研究』に発表させている。

後期課程においては、修士論文をもとに学会報告を促すとともに前述の機関雑誌に論文として投稿させて、客観的評価を受けるよう指導している。また、関連する学会や研究会への参加を積極的に促している。

【成績評価法】

学生の資質向上の状況を検証する成績評価法の適切性

毎学年末に授業を受けた学生に対して、その授業担当教員が筆記試験ないしレポートによって試験を行い評価する。

演習については、前期課程において研究計画書をもとに年度末に報告書を提出させて評価する。後期課程においても研究計画書をもとに学年末に研究経過報告書を提出させ評価する。なお、演習への積極的参加姿勢も加味される。

なお、授業以外の対外的研究活動をより積極的に評価し、また今後その基準を明確にして、できるだけ公平な判断ができるようなマニュアルを作成する必要がある。

【教育・研究指導の改善】

教員の教育・研究指導方法の改善を促進するための組織的な取り組み状況

平成 11(1999)年度本学の共同研究助成金「ヨーロッパにおける宗教改革の展開とその歴史的位相に関する研究」(総額 286 万円)によって、本専攻の教員の共同研究が行われている。

また文部科学省の設備助成金と本学の助成金によって欧米諸大学の歴史関係の博士論文について、平成 11(1999)年度に 3200 点を、平成 13(2001)年度に 1400 点を配置した。これらの取り組みによって教育と研究指導方法の改善に役立たせようと努力している。

しかし、指導教員の所属が文学部史学科西洋史専攻とキリスト教学科と学科が違うことから、教員同士の連携が希薄になりがちである。そのため定期的な会合を持ち、積極的に情報交換をしていく必要がある。

なお、ヨーロッパの文化を多面的に研究するために、平成 14(2002)年度に大学附属研究所として「ヨーロッパ文化研究所」が設置されることになっている。これによって、より組織的な取り組みができるようになると期待されている。

シラバスの適切性

毎年大学院要覧を印刷して、履修要項、授業科目及び履修単位、担当者名のほかに、講義題目表を示し、各科目について講義題目、講義内容、テキストなどを示し学生が受講しやすいように配慮している。演習については、あらかじめ主・副指導教員名を表記し適切な選択をできるようにしている。

以上の点で自分の受けようとする科目の概要を事前に理解させるのに効果的であるが、もう少し詳細な項目も示せるようにすることが望ましい。少々経費がかかるが、より詳しいシラバスを提供して、授業を受ける前により積極的に準備をさせたほうが成果は上がると思われる。

アジア文化史専攻

【教育効果の測定】

教育・研究指導の効果を測定するための方法の適切性

前期課程にあつては、試験の成績・レポートの評価と修士論文の評価で教育・研究指導の効果を測定しており、おおむね適切な評価法であると考えている。設置以来まだ年月が浅く、前期課程修了者の就職と教育・指導効果の因果関係については判定不可能であるが、修了者の 3分の1程度は課程での研究・教育と何らかの形で関わる職に就いており、一応の効果があつたことが想定される。後期課程にあつては、学術誌掲載論文や学会口頭発表への学界評価、現地調査の成果などによって効果を測定しているが、最も公平で最も適切な評価であると考えている。後期課程は平成 13 年度をもって完成予定であるため、博士論

文は現段階では提出者がなく、それをもって効果を測定することはできないが、今後、博士論文をも効果測定の手段とする予定であることは言うまでもない。なお、後期課程3年次の二人の学生がそれぞれ2編・1編の論文、同2年次の一人の学生が1編の論文、前期課程2年次の一人の学生が1編の論文、前期課程修了者一人が2編の論文を公表しており、いずれも当該分野の学界で高い評価を受けている。

修士課程、博士課程修了者（修業年限満期退学者を含む）の進路状況

前期課程は、平成10年度修了者、地方公務員2名（市役所税務課・市教育委員会文化課）、後期課程進学者1名、未就職者1名、社会人入試3名（地方研究機関・一般会社・主婦）。平成11年度修了者、高校教員1名、一般会社1名（病院勤務）、非常勤社員2名、大学非常勤職員1名、後期課程進学者1名、他大学大学院進学者2名。平成12年度修了者、市町村教育委員会非常勤職員3名、大学非常勤職員1名、後期課程進学者1名、未就職者2名、社会人入試1名（後期課程進学）。以上のうち、市町村教育委員会非常勤職員とは、遺跡・文化財の発掘・保護にたずさわる専門職の非常勤職員であるが、常勤職員への就職は極めて困難な状況にある。未就職者のほとんどは、専門職もしくは地方一般公務員への就職を目指している。後期課程は現段階では修了者はなく、修了後の進路も未定である。

大学教員、研究機関の研究員などへの就任状況と高度専門職への就職状況

前期課程：平成10年度修了者1名（市教育委員会文化課専門職）。現在のところ、この1名のみである。なお後期課程の2名の社会人学生は、いずれも入学以前から市町村文化課の専門職についている。

【成績評価法】

学生の資質向上の状況を検証する成績評価法の適切性

学生の資質向上の状況を検証する方法としては、前述のように試験・レポート及び学位論文の成績と評価をもってするのが最も適切であると考えますが、本専攻ではこれに加えて現地調査での指導性・外国調査での通訳能力・文献整理データベース化作業での習熟度なども一部取り入れている。学生の資質向上は、こういった技能能力の習熟によく示される場合があるが、専攻分野によっては技能能力を発揮する場が少ない院生もいることでもあり、資質向上の検証手段としてはともかく、これを直接単位評価に取り入れることについては、今後慎重な検討を要するであろう。

【教育・研究指導の改善】

教員の教育・研究指導方法の改善を促進するための組織的な取り組み状況

前期課程・後期課程に開設されている、オムニバス式演習の担当教員編成の見直しが現在の問題である。複数教員が担当する演習は、方法・地域・時代の学際的研究とその指導に大きな効果を発揮してきているが、現地調査や資料収集などの指導においては、担当教員間の連携が必ずしも容易でない場合がある。新しい担当教員の組み合わせによる新演習の設置も含めて、専攻全体として検討中である。また、特に後期課程にあつては、今後主指導教員と博士論文の主査が必ずしも一致しない場合が生じ得ると予想され、この点の対応についても専攻全体で検討を始めたところである。

シラバスの適切性

大学院要覧に掲載されている各開講科目のシラバスに加えて、各教員が講義・演習のはじめに研究・指導内容の詳細なガイダンスを実施しており、受講生の準備に支障をきたすようなことは、今のところない。

学生による授業評価の導入状況

現在のところ実施していない。今後実施する必要がある場合には、学部学生に対するアンケート調査方式とは違った、直接意見を聴取する対談方式を採用したいと考えている。

経済学研究科

【教育効果の測定】

教育・研究指導の効果を測定するための方法の適切性

《現状の説明》

本研究科の教育・研究指導は基本的にはシラバスとしての年間授業計画を記した大学院要覧（講義や演習の科目名、担当教員名、講義・演習の内容、用書〔テキスト・参考書など〕）に従って実行される。ただし、受講生のそれまでの学習の内容や程度に応じ、また学生の将来の専門性との観点から教員はシラバスの内容を修正することもある。

学生の教育・研究の習熟度と研究レベルの発展度を測定するために、基本的には講義は学期が終了する際、また演習は主に演習授業の都度、レポートの提出やプレゼンテーション（研究発表）を受講生に課している。また、教育・研究の進行状況と効果をチェックするために、必要な都度、レポートの提出又は研究発表を求めることもある。対照的に、外国経済書研究などの一部の科目ではその性質上、各学生の習熟度や発展度が客観的に捉えられるので、受講生全員を対象にして筆記試験を実施し、評価する場合もある。

《点検・評価及び長所と問題点》

外国経済書研究などの一部の講義科目を除けば、多くの講義や演習科目は受講生の数が

1～2名であることを踏まえれば、現在行っている教育・研究指導の内容と効果測定方法は適切であると評価できる。

同時に、少人数受講生科目に関しては、このような教育・研究指導の効果測定法はきめが細かく、各学生の修学能力・研究能力に応じた指導が行えるので長所とみることができる。しかし、大部分の講義・演習科目において受講生が少ないことが問題点ともなっている。つまり、受講生の数が少ないために、学生同士の間でライバル意識が薄弱となり、学生は競争心を燃やし、自ら進んで学習・研究する意欲を掻き立てる努力が弱い。

このような問題点に対して、学内の研究会や各研究所の研究・調査行事に学生が積極的に参加するとともに、東北経済学会や全国学会において積極的に発表するよう強力に促している。

《将来の改善・改革に向けた方策》

将来の改善・改革に向けて検討すべき点として、語学を必修科目とする現在のカリキュラムの意味づけを今後検討し、その重要な意義を再確認する必要がある。

社会人特別選考枠で本研究科に入学した学生の少なからざる者は資格取得（税理士、公認会計士など）を目的としている。語学学習のための多大な負担を考慮し、本研究科は入学選考試験で主婦を含む社会人に対しては語学の試験を課していない。入学後、一部の社会人学生は語学授業を敬遠する傾向が強い。

しかし、本研究科を修了したそれらの者のうち、やはり語学の授業が教育・研究上、非常に有用であると実感をもって主張する者もいる。昨今、どの分野においてもグローバル化が進み、会計の基準・規則も国際化が進んでいる。「高度な能力を養い」、その分野のオピニオン・リーダーとなるためには、新たな国際感覚で物事をバランス良く考える必要性が今後ますます必要になる。そのためにも本人が必要とするオリジナルな情報・知識を広く収集し、自ら考え、判断を下す必要があり、語学力のレベルアップは不可欠である。

【成績評価法】

学生の資質向上の状況を検証する成績評価法の適切性

《現状の説明》

本研究科では学生が履修した講義・演習科目の成績評価法は、基本的には教科を担当する教員に一任している。

本研究科の成績評価法は主に絶対評価法に基づいており、受講生の何%を「優」、「良」、「可」とするかを既に決めて評価するのではない。成績評価基準を大分すれば「到達レベル評価法」と「発展段階評価法」の2通りあるが、そのどちらを採用かは担当教員が決める。前者は授業の終了時点で学生がどの程度の習熟・発展レベルに至ったかを評価する方法であり、後者は授業の始点と終点とで学生の習熟・発展レベルがどの程度進歩・発展したかをみる方法である。どちらの評価方法にもそれぞれ長所と短所がある。本研究科ではこれらのうち後者の評価法を採用する教員が多い。

《点検・評価及び長所と問題点》

本研究科は、入学時点で、ある一定の学力レベル以上の者しか入学を許可していないので、授業が始まる時点の学力に比べ、そのレベルアップ度が高い者ほど高い評価を下す現行の評価法は極めて妥当な方法であると考えられる。

学位（修士号及び博士号）授与に関しては、本研究科の研究科委員会において演習指導教員の学位論文評価に基づき審議検討を加え、学位授与の諾否を決定する。

本研究科における学生の成績評価法は、小クラスの学生の評価に関してはきめが細かく、学生数が相対的に多いクラスの学生に関してはできるだけ客観的な評価法を考えており、評価法は単眼的ではなく、複眼的であり、学生の潜在的な資質や能力を惹き出し、発展させる上で適した方法であり、長所と言えよう。しかし、問題点も同時に存在する。学生はこのような評価法により一方で自分なりに能力を引き上げる努力はするが、他方同僚学生と競い合い、少しでも他をリードしようとする誘因は弱くなり、新たな研究に対する貪欲なまでの熱意を惹き出す上でマイナスに作用する。

《将来の改善・改革に向けた方策》

本研究科は主に次の2つの方策を強く勧めて学生の学習・研究意欲を高めている。①学内の教育・研究機関が催す教育・研究行事計画に積極的に参加するよう勧めている。具体的には、経済学部にある研究会、本学に附置している3研究所の調査・研究行事に積極的に参加すること。②学外の全国組織又は東北地域で運営される学会や研究会に積極的に参加すること。

この場合、重要なことは学生と担当教員が一体となって取り組むことが肝要である。

【教育・研究指導の改善】

教員の教育・研究指導方法の改善を促進するための組織的な取り組み状況

《現状の説明》

現在、本研究科では教員の教育・研究指導方法の改善を促進するための組織的な取り組みは、担当教員の意向を尊重する形で研究科委員会において審議・決定している。教員の教育・研究指導方法の改善を促進する主体は通例、基本的には担当教員自身である。

本研究科において、もし教員の教育・研究指導の内容や方法に関して改善の必要性があると認められる場合、あるいはその疑義が生じた場合は、研究科長並びに専攻主任の発議のもとに研究科委員会を開催し、議題として内容の説明、経緯、改善策（案）の提起がなされ、関係する教員等の意見を参考にしつつ審議の上、決定される。

《点検・評価及び長所と問題点》

本研究科が経験した最近の事例では、留学生の指導に関わり、指導教員の教育方針・内容が学生に十分に理解されずに問題となった。留学生に関わることであり、国際問題へも発展しかねない事案であっただけに、この事例の解決策は研究科委員会で慎重に審議された。研究科長並びに専攻主任は問題の打開者として自らをはじめ人的ネットワークを通

じて、多大な努力と慎重にして十分な注意により問題解決へと導いた。

上記のとおり、本研究科では教員の教育・研究指導方法の改善を促進するための取り組みは研究科長並びに専攻主任の指導力のもと、研究科委員会において審議し決定している。これは本研究科に所属する教員並びに教育・研究資源が限られた状況のもとで民主的かつ効果的に行っている長所の現れと見ることができよう。

しかし、本研究科における教員の教育・研究指導方法の改善努力は個々の場合でそれぞれ異なり、公平を欠くことも無しとはしない。これは問題である。

《将来の改善・改革に向けた方策》

日常的に遭遇する問題の解決に向け、さらに組織的かつ体系的に、しかも定期的にアドバイスをえられれば、それははるかに良好な対策となり得る。その意味でも全国的な組織を持ち、高等教育改善のための研究・努力をし、適切な知的情報を提供するネットワーク(大学基準協会がその典型例)に加わることの意義は非常に大きいと思われる。

本学の今回の「相互評価」申請はその大きな目標への1つの過程である。

シラバスの適切性

《現状の説明》

本研究科の年間授業計画としてのシラバスは毎年、年度初めに学生全員に大学院要覧として配布される。同時に、年度初めに本研究科の新入生に対して教員全員が、このシラバスに基づき授業内容に関するオリエンテーションを行っている。

シラバスの内容は講義や演習の科目名、担当教員名、講義内容、講義の進め方、用書(テキストや参考書)、その他講義に関する情報が主であり、科目ごとに600字前後に要約してある。学生は受講科目を決める上でこのシラバス並びにオリエンテーションを参考に行っている。なお、年度の最初の授業で、さらに詳しい講義スケジュール、講義内容、参考文献等を学生に提供する教員もいる。

《点検・評価及び長所と問題点》

本研究科の講義要覧は基本的でコンパクトな情報を提供しており、学生が受講科目を決定する際に有益であると評価できよう。

しかし、授業が進み、研究が進むにつれて、当初提供したシラバスでは情報提供が不十分になることが少なくない。あるいは学生の研究が進むにつれて、学生の関心が当初のものから異なる部分が出てきたり、学生の理解力、学力の程度により当初配布したシラバスの内容と異なる指導が望まれることもある。大部分の教員はこのような場合の補強や修正を口頭で行っているが、大きな差異が生じた場合には、必然的にシラバスを補強・修正し、客観的できめの細かい指導が必要となろう。

《将来の改善・改革に向けた方策》

学生の関心の変化や学生の能力・力量の見極めにより、授業の内容を補強・修正する必要がある場合、シラバス内容の修正、改善が必要になるが、このような対策についての組

組織的な検討はこれから試みていく必要がある。

また、アメリカやヨーロッパの大学・大学院でみられる本格的なシラバス（科目ごとにすべての講義科目に関して毎回どのようなテーマ・内容を用書のどの個所に従って、どのように進めるのかのスケジュールが科目ごとに詳細に記載されている）についても今後参考にすべきか、検討する時期にきている。

学生による授業評価の導入状況

《現状の説明》

現在、本研究科ではわずかの教員（例えば、受講生の比較的多い外国経済書研究〔英語〕の担当教員）が自主的に授業内容を改善すべく学生から授業評価やアンケートを取っているが、それ以外では学生による授業評価は組織的には行われていない。しかし、今後直ちに本格的に取り組む必要があるとの認識が教員全体に広まりつつある。

本研究科において学生による授業評価の導入が今日に至るまで組織的に行われない理由は次の点であると考えられる。つまり、本研究科の大部分の講義・演習の受講生数がおおむね1～2名程度と少ないため、担当教員と受講生とのコミュニケーションは概して良好であり、学生の修学・研究状況をはじめ必要な教育・研究サービスは担当教員が常に個々にチェック可能である。

《点検・評価、長所と問題点及び将来の改善・改革に向けた方策》

本研究科では現在、学生による授業評価を導入するため、組織的な取り組みは行われていないが、その意義（必要性）と導入可能性を含め今後早急に検討すべきである。

その理由は以下の2点である。第1に、受講生の数が少ないから、教員と受講生のコミュニケーションが良いというのは教員側の見方であり、学生の意見を真摯に聞く方途は必要であろう。第2に、本研究科の講義・演習を担当する教員の中には非常勤講師も少なからずおり、学生による彼等の授業に対する評価も行う必要がある。

法学研究科

【教育効果の測定】

教育・研究指導の効果を測定するための方法の適切性

《現状の説明》

教育効果の測定方法としては、各科目担当教員が、授業中に何度かテーマを与えて発表させたり、授業中又は授業終了後にレポートの提出を求めることが多い。筆記試験が行われる場合もないわけではない。研究指導の効果の測定方法としては、指導教員が指導する院生に修士または博士論文などの草稿を提出させ、それをチェックすることによって行われる。その場合、Eメールを活用している教員、院生が少なくない。前期課程に関しては

修士論文、後期課程に関しては博士論文の、審査及び最終試験が、教育・研究指導の効果を測定する上で、最も重要であり、かつ最終的なものである。この審査及び最終試験は、指導教員を含む、少なくとも複数の教員によって行われ、研究科委員会に報告され、審議される。また、修士、博士論文をはじめ院生の研究成果については、なるべく研究科紀要に発表することを勧めている。これには、教育・研究の指導の効果について、学界をはじめ外部から効果測定を受けるといった目的もある。後期課程院生には、全国、あるいは地方レベルの研究会に参加し、発表することを勧め、実現している。

《点検・評価及び長所と問題点》

一つひとつの授業を履修する院生の数が少ないので、上記のような教育効果測定方法は適切であろう。また、上記の論文作成指導（研究指導）の効果測定方法もオーソドックスなものである。外部からの効果測定に関しては、研究科紀要の最近号に関して一定の反響があったことは先に述べた。他方、修士論文の研究科紀要への掲載が少ないことは、問題点と言える。

《将来の改善・改革に向けた方策》

教育・研究指導上の効果を測定する方法について、研究科担当教員全員による話し合いの機会を持つことが新たな出発点になろう。

【成績評価法】

学生の資質向上の状況を検証する成績評価法の適切性

《現状の説明》

前項で述べた効果測定方法によって成績評価が行われている。履修科目の成績の評価は、担当教員に一任される。成績評価法には、「到達レベル評価」と「発展段階評価」とがある。いずれによるかも、担当教員に任される。

《点検・評価及び長所と問題点》

特に問題は生じていない。しかし、上記の2つの評価方法のいずれをとるべきかなどについて、研究科委員会で正面から話し合われたことがほとんどないことは問題点と言える。

《将来の改善・改革に向けた方策》

学生の資質向上の状況を検証する成績評価法について、研究科担当教員全員による話し合いの機会を持つことが新たな出発点になろう。

【教育・研究指導の改善】

教員の教育・研究指導方法の改善を促進するための組織的な取り組み状況

《現状の説明》

担当教員の意向を尊重することを基本としている。研究科委員会における学位論文の審査などはできるだけ丁寧に行うようにしている。個々の教員の対応に問題がある場合には、研究科長、専攻主任が当該教員と話し合うなどし、最終的には、研究科委員会で審議・決定される。研究・指導の改善に限定したものではないが、平成 12(2000)年3月には平成 12(2000)年度修了生を対象に、平成 13(2001)年2～3月には在籍院生全員を対象として、本「研究科改善のためのアンケート」をとり、その結果を研究科委員会に報告し、主な問題点に対する対応について話し合った。

《点検・評価及び長所と問題点》

上記の院生からのアンケートでは、教育・研究指導方法の改善に関しては、次のような意見があった。(1) 複数の教員による授業もあったほうがよい。先生方同士の議論を聞くのも刺激になる。(2) 研究科全体での修士論文などの合同発表会を開催してほしい。(3) 授業の中で、法に関係する実務に触れる機会を多くしてほしい。

これらの点については、カリキュラム改革論議の中で言及されたものもあるが、まだ実現に至っていない。

《将来の改善・改革に向けた方策》

院生からの改革意見で良いものはできるだけ早期に実現することが望まれる。また、今後も、定期的に院生アンケートを行っていく必要がある。他方、全国的な組織を持ち、高等教育改善のための研究・努力をしているネットワーク（大学基準協会がその典型例）に加わり、その評価・助言を受ける。

シラバスの適切性

《現状の説明》

シラバスという形ではないが、年度初めに刊行される『大学院要覧』の中の「授業題目表」に、各科目の「講義題目」、「講義内容」、「用書」が記載される。院生は、それをもとに、履修希望科目を選択する。入学式当日のオリエンテーションでは、上記『大学院要覧』をもとに、全教員がその授業の基本方針について説明する。授業内容については、授業開始後、受講生の希望も聞くなどして、より詳細な授業計画が示されることもある。

《点検・評価及び長所と問題点》

上記『大学院要覧』は、院生が授業科目を選択する指針としておおむねその役割を果たしているといえる。社会人入試の導入などによる院生の多様化により、授業内容などをあらかじめ確定しにくいという問題も生じている。

《将来の改善・改革に向けた方策》

上記の問題点はやむを得ないものと考えている。しかし、院生の側でその点を含めて『要覧』の記載についてどのように考えているか、調査・検討の必要があろう。

学生による授業評価の導入状況

《現状の説明》

本研究科では行っていない。ただし、既に述べたように、授業に限定したものではないが、平成 12(2000)年 3 月には、その年度の修了生を対象に、平成 13(2001)年 2～3 月には在籍院生全員を対象として、本「研究科改善のためのアンケート」をとった。

《点検・評価及び長所と問題点》

本研究科として授業評価を導入していない理由は、授業ごとの受講生が 1、2 名、多くても数名であるため、受講生の意向を担当教員が把握することは容易であるという事情があろう。しかし、あらためて聴取されなければ、個々の受講生が授業に対する意見を述べないままに終わってしまうということがあるかもしれない。前記「研究科改善のためのアンケート」では、既に述べたように、個々の授業にも参考になる意見が述べられている。

《将来の改善・改革に向けた方策》

学生による授業評価の導入について検討する必要がある。少なくとも、研究科として院生から、(個々の授業についてではなく)授業全般についての意見、感想を毎年度聞くことは有意義であろう。

工学研究科

【教育効果の測定】

教育・研究指導の効果を測定するための方法の適切性

《現状の説明》

各科目の履修効果については筆記試験、レポートもしくは課題に対するプレゼンテーションなどにより評価している。前期課程での各専攻に対する評価は、修士論文とその研究内容の発表とそれに関する質疑によって行っている。この発表会は各専攻ないしは研究領域に分けて一人につき 50 分(発表 30 分 口頭試問 20 分)をかけて行っている。さらに修士の院生の多くは各分野の研究会や全国大会もしくは海外での学会で発表を経験している。また後期課程の学生についても同様である。

《点検・評価》

各科目の履修効果の評価は各担当者に任せられているが、大学院教育の専門性を考えた場合、現状の方法は評価できる。各専攻に対する評価は基本的には修士論文とその発表での質疑応答に基づく評価の形式を取るのが規準と考えている。また修士論文において発表論文、発表講演のページを設けて、研究会、海外での研究発表において正当に評価する制

度の導入も各専攻で考えられている。これは学内だけの評価だけでは客観性を欠くと考えられるためである。

《長所と問題点》

このような評価方法は、院生のその研究に対する理解の深さを別の観点から評価できるが、学会などの外部発表は本来、院生の評価を目的としておらず、評価の補助手段としての利用にとどまるが、これを積極的に利用することが現在では考えられている。

《将来の改善・改革に向けた方策》

現状どおり、各専攻で論文審査と発表会での質疑応答により、厳密な評価を維持すべきである。さらに評価の補助手段としての研究会、海外での発表の評価を積極的に取り入れることで、さらなる教育効果の向上が期待できる。

【成績評価法】

学生の資質向上の状況を検証する成績評価法の適切性

《現状の説明》

博士課程前期課程修了のための必要単位数はゼミナール（6単位）、課題研究（10単位）を含め30単位である。したがって、教科での必要単位数は14単位（7科目）である。院生は各専攻にあわせて、必要な単位のほとんどを自分の分野より選ぶことができる。各科目における専門的な能力が習得できているかどうかは、試験、レポートとプレゼンテーションなどで各担当者が総合的に検証し、評価している。

《点検・評価》

開講科目の履修が Semester 制のため、大学院指導教員全員が半年の講義を担当することになり、院生が自分の分野とは異なった内容の講義を受講せざるを得ない状況が生じている。このことは幅広い知識の習得という観点からは好ましいと考えられるが、他の院生は自分の分野に近い講義のみで修了に必要な単位数を満たすことができるため、評価に不利益を被っている可能性がある。

《長所と問題点》

Semester 制の長所は幅広い知識の習得にある一方、その問題点も生じている。

《将来の改善・改革に向けた方策》

それぞれの分野に応じて科目を選択できるように講義科目を増やす必要があるが、大学院における Semester 制の改善が今後の課題である。また他大学院との単位互換制度と企業との連携大学院制度、及び院生のインターンシップの充実も考えている。

【教育・研究指導の改善】

教員の教育・研究指導方法の改善を促進するための組織的な取り組み状況

《現状の説明》

工学部では、今日に至るまで組織的に教育改善に取り組みながら、学部改革を進めてきている。現在はこの改革が大学院工学研究科の教育研究にとって好い効果を及ぼすように、常に自己点検評価を行いながら、大学院教育に相応し体系化されたカリキュラムの構成を目指して改革の試行中である。

工学研究科委員会においては、これまでに教育課程の編成や教育課程の実施・運用に関して、以下の検討を行ってきた。工学研究科の専任教員は、学部教員が兼務しているため、それを補うために、非常勤講師や国立研究機関との連携大学院等による客員教授の参加により、充実を図っている。また、工学研究科全体に共通する専門基礎講義や客員教授による特別講義を開設したり、関連科目として、他専攻の科目から2科目4単位まで履修可能な制度を設け、少ないスタッフで教育効果を向上させる工夫を行っている。

研究指導に関しては、他大学研究機関や公的研究機関等との共同研究を行うことで、先端分野の研究の活性化と大学院生の研究へのモチベーションを高めるような措置を講じている。

《点検・評価及び長所と問題点》

各専門の研究室について配属され、指導教員やゼミナール・課題研究担当教員より、研究に関連するゼミナール、研究方法及び論文作成等について、直接きめ細かな指導が受けられる。専門色の濃い教育科目もあるので、学部教育と大学院教育の連携を円滑にすることが重要である。また、研究費が少なく、研究設備に関しても学部と兼用になることが多く、充実しているとは言いがたい。

《将来の改善・改革に向けた方策》

大学院においては教育・研究指導方法の改善を促進するために、学部のような各種委員会を設けて組織的に取り組んで対応する必要がある。

教育内容に関しては、担当者に一任されているので、学部で行われている授業評価と同様に、大学院の講義内容についても、学生による授業評価を取り入れる必要がある。

社会人大学院の在籍数は非常に少ないので、今後、さらに募集を強化し、充実することが望ましい。

教員も高齢化しており、構成のバランスからも若手教員の補充が必要である。

シラバスの適切性

《現状の説明》

本学の大学院要覧は全研究科の内容を一冊にまとめて編集しており、この中にシラバスが掲載されている。工学研究科においては、他の研究科に先駆けて授業計画や評価方法も取り入れたスタイルでシラバスを掲載している。

《点検・評価及び長所と問題点》

工学部のシラバスは、平成 14(2002)年度からは、日本技術者認定機構への認定にも対応可能なようにシラバスの中に到達目標や準備のための学習等についても示しており、目標を明確にし計画的に学習させるように改善を図っており、適切に機能していると言える。工学研究科においても、同様に到達目標や準備のための学習等を明記し、大学院生の講義に対する方向づけを行うことが望まれる。

《将来の改善・改革に向けた方策》

工学研究科の大学院要覧については、シラバス形式で授業計画や評価方法が記載されているが、ゼミナールはまだ講義内容の記載に留まっているので、講義計画も取り入れることが望まれる。

今後、全大学院的にシラバスの形式を統一していくことが望まれる。また、大学院のシラバスの CD 化も望まれる。

学生による授業評価の導入状況

《現状、点検・評価、長所と問題点、将来の改善・改革に向けた方策》

大学院生による授業評価は、院生数も少ないことから、組織的には実施されておらず、担当教員に委ねられている。今後、大学院にも学生による授業評価を取り入れていく必要がある。

人間情報学研究科

《現状の説明》

本研究科の教育は、授業科目の授業及び学位論文の作成等に対する研究指導によって行われる。科目を履修した者は試験の上、合格して所定の単位が与えられる。

講義は前期課程に多いが、試験かレポートの提出によって評価され、100 点満点で 60 点以上が合格である。前期課程修了の要件は、本大学院に 2 年以上在学し所定の科目について 30 単位以上を修得し、必要な研究指導を受けて修士論文を提出し、その審査・最終試験に合格することである。

博士課程の修了要件は、3 年以上後期課程に在学し、授業科目について 12 単位以上を修得し、指導教授の下に必要な研究指導を受けて博士論文を提出し、その審査及び最終試験に合格することである。

両課程ともに論文の進展過程においては、主・副指導教授による研究指導とその効果について検討され、その効果は的確に把握されているが、それ以外には特別な測定方法を設けてはいない。

また研究科委員会において研究業績優秀と認められた場合は、その学生の在学期間は短縮することが認められているが、いまだその例は見えていない。

《点検・評価及び長所と問題点》

学生はそれぞれ所属する研究領域の科目を中心に履修し研究指導を受ける。研究領域は人文・社会・心理系から物理・化学・生物・医学系まで広範囲であるから、講義、討議、実習、実験、調査と多様な教育営為に一貫した評価法を決めることは至難であり、その教育効果の測定は一律化していない。幸い、学生の数は多くはないし、教員との接触も密であるから、学生の生活状態、学習意欲、研究問題等を直接的に感得して、できる限り教育指導の中に組み込んで学生の資質向上を総合的に図ることに努めている。学生が抱えている問題を早期に発見してその対策を講じることは、学生が落ち着いて研究に取り組むことを促進するものである。

《将来の改善・改革に向けた方策》

本学にはカウンセリング・センターがあり、学生の種々の問題の解決に寄与している。また各教員は1台ずつパソコンを自分の研究室に保持しているので、学外・県外在住の学生との交流も可能であり、遠距離化する学生との交信がなされている。

また、遠距離在住者が自宅から近い都市の大学院で科目を履修できるように、単位互換の制度を広く適用する努力が必要であろう。他大学院との交流は学生ばかりではなく、教員間の活性化をも生み出すものと期待される。

本研究科では大学院研究紀要（審査あり）への投稿を奨励しており、また毎年2月末まで研究科の全学生に自分の研究課題の一部を論文としてまとめ、「研究科年誌」として公刊し、論文の執筆力の育成を図っている。

教員の授業内容・指導方法を示すシラバスは毎年12月までに改訂版を提出して、より適切な指導を目指すことに努めている。ただし学部の授業で実施している「学生による授業評価」は学生数の少ないこともあって、これまで大学院では実施していない。

③国内外における教育・研究交流

国際化への対応と国際交流の推進に関する基本方針の明確化の状況及び国際レベルでの教育研究交流を緊密化させるための措置の適切性

《現状の説明》

大学院の国際交流は、客員教授の招聘による「国際学術交流」を中心に展開している。ここ5年間では、アメリカ、中国、韓国、タイ、ハンガリー、ポーランド、ベラルーシから、合計10名を各研究科に受け入れている。「学生の海外留学」は、特に大学院生を対象にした交換プログラムがないため、学部生対象の海外留学プログラムを利用しているほか、休学してイギリスや中国などに留学しているのが実情である。「外国人留学生の受け入れ」については、今年度は国費留学生2名を含め5名となっているが、工学研究科においては長年、中国からの現職の大学教員を留学生として迎え入れ、修士あるいは博士の学位取得のために研究指導を行った実績がある。彼らは現在母国で後進の教育と研究に活躍している。

《点検・評価》

各研究科は、規定により客員教授をそれぞれ年間1名ずつ招聘することができ、今後はこの制度をさらに活用することが望まれるが、同時に宿舍の確保など、本学での受け入れ体制を整備することが必要である。また、大学院生の交換も可能となるような協定を締結することも必要である。留学生の受け入れに関しては、大学院に在籍する私費留学生に対して授業料の70%までの減免を実施しており、これは国際交流の促進に役立っている。

《長所と問題点及び将来の改善・改革に向けた方策》

国際交流を推進するための組織については、現在のところ特に大学院を視野に入れた委員構成とはなっていないため、この点で組織上の見直しを進める必要がある。また、その組織の見直しに当たっては、手続きの簡素化、意思決定の迅速化などを考慮する必要がある。これらにより、大学院レベルでもより活発な国際学術交流と学生交流が展開されることが期待できる。

④学位授与・課程修了の認定

文学研究科

英語英文学専攻

4の①に述べた。

ヨーロッパ文化史専攻

【学位授与】

修士・博士の各々の学位の授与状況と学位の授与方針・基準の適切性

学位授与状況

研究科・専攻		年度	平成9 (1997)	平成10 (1998)	平成11 (1999)	平成12 (2000)	平成13 (2001)
		文学研究科	修士	0	5	5	4
ヨーロッパ文化史専攻	博士(課程)	0	0	0	0	0	
	博士(論文)	0	0	0	0	0	

《現状の説明》

前期課程については、平成10(1998)年度5名(内社会人入学生1名)、平成11(1999)年度5名(内社会人入学生3名)、平成12(2000)年度4名、平成13(2001)年度2名(予定)となっている。

後期課程については、今年度が完成年度であるが該当者はない。

《点検・評価及び長所と問題点》

前期過程については、授与方針に従って公正に授与されていると考えられる。

後期課程については、博士論文を提出するレベルまで至らず、満期退学する学生も出てくる可能性がある。

《将来の改善・改革に向けた方策》

後期課程における社会人の入試選抜のあり方を工夫することによって、中途退学をできるだけ防ぐことができるのではないかとと思われる。

学位審査の透明性・客観性を高める措置の導入状況とその適切性

《現状の説明》

提出された修士論文をもとにヨーロッパ文化史専攻会議、文学研究科委員会において主査及び副査を選出し、論文について最終試験(口述試験)を行う方法をとっている。本専攻では、さらに透明性・客観性を高めるために全教員が修士論文を読むことになっており、口述試験の修了後、その試験をもとに全教員による判定会議を開き、調整を行っている。その後、文学研究科委員会、大学院委員会において審議されることになる。

《点検・評価及び長所と問題点》

本専攻の場合には、専攻全教員による回し読み、判定会議の開催を追加することによって、かなり公正な審査を実現していると思われる。

《将来の改善・改革に向けた方策》

特になし。

【課程修了の認定】

標準修業年限未満で修了することを認めている大学院における、そうした措置の適切性、妥当性

後期課程において特に研究業績が優れた者に対しては在学期間を短縮して2年の在学期間をもって修了できる場合を規定している。しかし現在までそのケースがない。

アジア文化史専攻

【学位授与】

修士・博士の各々の学位の授与状況と学位の授与方針・基準の適切性

学位授与状況

研究科・専攻		年度				
		平成9 (1997)	平成10 (1998)	平成11 (1999)	平成12 (2000)	平成13 (2001)
文学研究科 アジア文化史専攻	修士	0	7	8	8	8
	博士(課程)	0	0	0	0	0
	博士(論文)	0	0	0	0	0

修士号授与者。平成10(1998)年度修了7名、平成11(1999)年度修了8名、平成12(2000)年度修了8名、平成13(2001)年度修了8名。博士号授与者はなし。修士号は、前期課程の所定の単位を履修し、修士論文を提出した者のうち、主査・副査による論文審査に合格し、かつ最終試験において合格と判定された者に授与している。論文と最終試験の判定は主

査・副査の審査報告のもとに専攻会議が行い、研究科委員会での議決を経なければならない。方針・基準は極めて正確・厳正であると考えている。

学位審査の透明性・客観性を高める措置の導入状況とその適切性

学位申請論文が提出されると、専攻会議で主査・副査を厳正に選抜し、主査は審査の結果を書面で選考会議に報告し、判定に資さなければならない。また論文の正本・副本を所定場所に保管し、閲覧に応じなければならない。透明性・客観性は十分に確保されていると考える。

修士論文に代替できる課題研究に対する学位認定の水準の適切性

この件に関する専攻独自の規定は、現在のところ未整備である。本専攻において該当者が出るとすれば、おそらく現地調査報告をもって学位論文に代替する例であると予想され、そういった場合を念頭に置きながら検討したいと考える。

学位論文審査における、本大学（院）関係者以外の研究者の関与の状況

この件に関する専攻独自の規定は、現在のところ未整備である。専攻分野によっては、学外研究者に審査を依頼することが当然予想され、早急に規定の整備に取り組みたいと考える。

留学生に学位を授与するにあたり、日本語指導等講じられている配慮措置の適切性

現行の規定では、修士論文では日本語、博士論文では日本語あるいは欧文を使用することになっている。したがって、論文提出予定の留学生に対する日本語指導が当然問題となるが、本専攻では今までのところ該当者がなく、問題となったことがない。ただ専攻の性格上、中国語などアジア言語国からの留学生が入学することを想定しなければならず、日本語指導だけでなく、日本語・欧文以外の言語使用許可の可否も含めて検討したいと考えている。

【課程修了の認定】

標準修業年限未満で修了することを認めている大学院における、そうした措置の適切性、妥当性

社会人入学者・外国人留学生などの中には、既に自立した研究者として、相当の研究歴と研究業績を持つ者がいることを想定せねばならず、この措置は極めて適切で妥当であると考えている。

経済学研究科

【学位授与】

修士・博士の各々の学位の授与状況と学位の授与方針・基準の適切性

《現状の説明》

平成 13(2001)年度までの 6 年間における前期課程と後期課程の学位授与者数は下記のとおりである。

学位授与状況

年 度	平成 8 (1996)	平成 9 (1997)	平成 10 (1998)	平成 11 (1999)	平成 12 (2000)	平成 13 (2001)
前期課程	6	6	9	9	15	12
後期課程	0	0	1	0	0	1

学位「修士」の授与は、「広い視野に立った精深な学識及び専攻分野における研究能力を証左するに足るもの」(大学院学則)という基本方針により、次の項目で示す手続きに従って行われている。学位「博士」の授与は、「専攻分野について研究者として自立して研究活動を行うに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を証左するに足るもの」(大学院学則)という基本方針により、次の項目で示す手続きに従って行われている。

《点検・評価及び長所と問題点》

学位「修士」の授与者数は、社会人の学生数(前期課程学生数の約 3 分の 2)が増えていることなどにより、増加傾向にある。学位「博士」の授与者数が少ない理由の一つは、博士という学位は研究者の到達点に達した者に与えられるという伝統的な通念が影響していることによるものと思われる。学位の授与方針・基準については妥当なものであり、特に問題とする点は見当たらない。

《将来の改善・改革に向けた方策》

学位「博士」の授与については、時代の要請などを考慮し、授与件数が増加するような環境作りをする必要がある。

学位審査の透明性・客観性を高める措置の導入状況とその適切性

《現状の説明》

学位「修士」の審査は、所定の単位(32 単位以上)を修得し、必要な研究指導を受けた者が提出した修士論文を、研究科委員会において選任された複数の審査委員(指導教員と当該修士論文のテーマと関係ある研究領域を専攻する大学院担当教員)が審査し、これに合格した者に対して最終試験(論文審査委員による口述又は筆頭試験)を行う。審査結果

は研究科委員会（教授の3分の2以上の出席を要する）で審議され、出席者の3分の2以上の賛成を得た者に対して学位を授与できるものとして議決し、大学長に報告する（大学学位規程）。学位「博士」の審査は、博士課程修了者及びこれと同等以上の学力を有することが確認（博士課程を経ない者に対する、専攻分野の科目と外国語による学力確認）された者が提出した学位論文を、研究科委員会で選出された専任教授2名以上の審査委員が論文を審査する（博士課程を経ない者に対しては面接試験を併せて行う）。この後の手続きは修士の場合と同一である（大学学位規程）。

《点検・評価及び長所と問題点》

上記の手続きから明らかなように、学位論文の審査に対する研究科教員による客観的な評価の機会が確保されており、学位の審査は透明性と客観性において問題はない。なお、同一専攻領域の教員が複数存在しない場合、適切な審査委員の選任が難しい場合がある。

《将来の改善・改革に向けた方策》

（1）同一専攻領域の教員が本学に複数存在しない場合、他大学の教員に審査員を委嘱する道を開く必要がある。（2）本学の他の研究科や他大学で行われている修士論文の発表会のように、教員・院生による修士論文に対する報告と質疑応答を行う場を設けることにより、学位論文の水準向上と透明性・客観性の一層の確保が可能になるので、その実現について検討する必要がある。

【課程修了の認定】

標準修業年限未滿で修了することを認めている大学院における、そうした措置の適切性、妥当性

《現状の説明》

前期課程における標準修業年限未滿の修了に関しては、「優れた業績を上げた者と研究科委員会において認めた場合には、本大学院に1年以上在学すれば足りるものとする」（大学院学則）と規定され、後期課程に関しては、「優れた業績を上げた者と研究科委員会において認めた場合には、本大学院に3年（前期課程又は修士課程を修了した者にあつては、当該課程における2年の在学期間を含む。）以上在学すれば足りるものとする」（大学院学則）と規定されている。

《点検・評価及び長所と問題点》

これまで標準修業年限未滿で修了した者が存在しないので、当該規程の有効性に関する評価を行うことはできない。なお、「優れた業績」の定義づけをする必要がある。

《将来の改善・改革に向けた方策》

標準修業年限未滿で修了する者が現れた場合、当該学生の課程修了後の業績などを見て、必要があれば改善策を講ずることになる。

法学研究科

【学位授与】

修士・博士の各々の学位の授与状況と学位の授与方針・基準の適切性

《現状の説明》

平成13(2001)年度までの6年間における修士及び博士の学位の授与者数は、次のとおりである。

学位授与状況

年度	平成8 (1996)	平成9 (1997)	平成10 (1998)	平成11 (1999)	平成12 (2000)	平成13 (2001)
修士	4	4	4	5	8	4
博士	0	0	0	0	0	0

学位の授与方針・基準については、本学大学院学則により、「前期課程の学位論文（注：修士論文）は、広い視野に立った精深な学識及び専攻分野における研究能力を証左するに足るものでなければならない」（第15条の2第1項）、「博士課程の学位論文は、専攻分野について研究者として自立して研究活動を行うに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を証左するに足るものでなければならない」（第16条の2第1項）、と定められている。博士課程の学位論文については、上記5年間に授与した者はいないが、申請者がいなかったためである。それ以前に授与した場合においては、「専攻分野について研究者として自立して研究活動を行うに必要な高度の研究能力」、すなわち、一人前の研究者としての出発点に達しているかどうかで判断してきた。

《点検・評価及び長所と問題点》

本学学則の上記規定は、大学院設置基準第3条1項、第4条1項に則したものである。また、その運用方針も適正なものとする。問題点は、最近5年間、博士課程の学位の申請者が出ていないことである。1名の満期退学者がある。

《将来の改善・改革に向けた方策》

上記問題点に関しては、後期課程進学者を増やすという対策しかない。

学位審査の透明性・客観性を高める措置の導入状況とその適切性

《現状の説明》

博士論文の審査は、「当該研究科の専任の教授のうちから2人以上の審査委員を選出して、学位論文の審査及び最終試験又は学力の確認を委嘱」する（本学学位規程第10条1項）。

「研究科委員会が、必要と認めたときは」「教授以外の本大学大学院研究科教員を審査委員に委嘱することができる」（同条2項）。以上については、修士論文の審査についても、同様な運用が行われている。審査委員には、原則として主査に当該申請者の指導教授、副査に当該論文のテーマと関係ある研究領域を専攻する教員が委嘱される。副査の数は、修士論文審査の場合には1名、博士論文審査の場合には2名である。

「学位論文の審査に当たっては、他の大学院又は研究所等の教員の協力を得ることができる」（本学学位規程第11条）。「審査委員は、審査が終了したときは、ただちにその結果を、研究科委員会に報告しなければならない」（同規程第17条）。「研究科委員会で学位を授与できるものと議決するには、教授の全員（中略）の3分の2の出席を必要とし、かつその3分の2以上の賛成がなければならない。」「研究科委員会が必要と認めたときは、教授以外の本大学大学院研究科教員を出席させることができる。」（以上、同規程第18条）。

「博士論文に関しては、申請を受理した後1年以内に、学位を授与できる者かどうか決定できるように終了しなければならない」（同規程第12条1項）。「研究科委員会の議決は大学長に報告しなければならない」（同規程第20条）。「大学長は、前条第2項の学位（注：論文のみによる博士の学位）を授与できない旨の報告があったときは、その旨を、申請した者に報告する」（同規程第21条2項）。

「博士の学位を授与された者は、授与された日から1年以内に、その学位論文を書籍又は学術雑誌などにより公表しなければならない。」「やむをえない事由のため当該論文の全文の公表ができないときは、研究科長の承認を受けて、全文に代えてその内容を要約したものを印刷公表することができる。」（以上、同規程第22条）。「大学長は、博士の学位を授与したときは、当該博士の学位を授与したときから3月以内にその論文の内容の要旨及び審査の結果の要旨を公表しなければならない。」（同規程第23条）

《点検・評価及び長所と問題点》

以上のように、修士、博士の学位の重さに対応して、学位審査の透明性・客観性を高める措置がとられている。指導教授が原則として主査になることについて、特に問題は生じていない。

《将来の改善・改革に向けた方策》

修士論文、博士論文の発表会を同一専攻領域の内部で行う例はこれまでもある。それを研究科全体で行うことも検討に値する。

【課程修了の認定】

標準修業年限未滿で修了することを認めている大学院における、そうした措置の適切性、妥当性

《現状の説明》

前期課程における標準終了年限未滿の修了に関しては、「優れた業績を上げた者と研究科委員会において認められた場合には、本大学院に1年以上在学すれば足りる」（大学院学則

第 15 条)、後期課程に関しては、「優れた業績を上げた者と研究科委員会において認められた場合には、本大学院に 3 年（前期課程又は修士課程を修了した者にあつては、当該課程における 2 年の在学期間を含む。）以上在学すれば足りる」（大学院学則第 16 条）と規定されている。

《点検・評価及び長所と問題点》

これまで標準修了年限未滿で修了した者はいない。また、本大学院に関する限り、標準修了年限未滿で修士論文、博士論文を作成できるということ自体、通常考えがたい。しかし、例外があり得ないとも言えない。その意味で、また、院生の研究意欲を高めるために、上記のような規定を置くことに意味があるであろう。

《将来の改善・改革に向けた方策》

特に考えていない。

工学研究科

【学位授与】

修士・博士の各々の学位の授与状況と学位の授与方針・基準の適切性

学位授与状況

年度		平成 9 (1997)	平成 10 (1998)	平成 11 (1999)	平成 12 (2000)	平成 13 (2001)
工学研究科 機械工学専攻	修士	11	5	6	6	8
	博士（課程）	0	0	0	0	0
	博士（論文）	0	0	0	1	0
工学研究科 電気工学専攻	修士	8	13	12	15	11
	博士（課程）	0	3	2	0	0
	博士（論文）	2	2	0	1	1
工学研究科 応用物理学専攻	修士	9	6	8	6	8
	博士（課程）	0	0	0	0	1
	博士（論文）	1	0	1	0	1
工学研究科 土木工学専攻	修士	7	12	11	10	11
	博士（課程）	0	0	0	1	0
	博士（論文）	0	0	1	0	1

《現状の説明》

工学研究科においては、過去 10 年間に於いて論文博士 24 名、課程博士 17 名、修士 331 名に対して学位を授与している。学位授与の審査基準は、まず学則で述べられている理念及び各専攻の教育目的を十分理解しているかを基に、工学に寄与する内容であること、テーマの設定が独創的なものであること、さらにそのテーマが理解しやすい形で表現されているかの 3 点を検討した上で、授与の可否を判定している。

《点検・評価及び長所と問題点》

授与方針・基準は厳密なものであり、特に問題はないものと判断している。

学位審査の透明性・客観性を高める措置の導入状況とその適切性

《現状の説明》

工学研究科における修士論文の審査は、それぞれの専攻において、すべての教員の出席の下で50分にわたって発表と口頭試問を行っている。また、博士論文の審査は、修士論文と同様の環境の下で1時間を用いて発表と口頭試問を行っている。最終的には、研究科委員会で指導教員が論文審査の報告を行い、審議の後、全員の投票で提出者個別に厳正かつ公平に合否を決定している。博士論文においてもその手続きは基本的には修士論文と同様であるが、博士の授与方針としての客観性を維持するために、審査つき論文を3編以上外部に公表していること及び外国語による発表を行っていることを最低条件としている。また、学位を審査する際、主査、副査は工学研究科委員会で決定されるが、審査の透明性・客観性を高めるために、副査を他学部或は他大学の教員に依頼することも多い。

《点検・評価及び長所と問題点》

学位審査は透明性及び客観性が保たれていると考えられる。あえて問題点を挙げれば、透明性、客観性を保つために提出される膨大な資料の保存などに、電子情報などを利用する方法を考えていく時期に来ていると考えられる。

人間情報学研究科

【学位授与】

学位授与状況

年度 課程	平成7 (1995)	平成8 (1996)	平成9 (1997)	平成10 (1998)	平成11 (1999)	平成12 (2000)	平成13 (2001)	計
修士	16	9	10	6	9	3	8	61人
博士(課程)				2	1	3	1	7人
博士(論文)				0	0	0	0	0人

《現状の説明》

学位授与の審査基準、審査体制及び審査手続きについては本学大学院学位授与基準並びに本研究科学位授与細則に明示されている。修士論文については主指導教員が主査を務め、同じ研究領域の副指導教員2名が副査になり、審査基準に基づいて厳正に審査がなされる。その審査結果は研究科委員会に報告されそこで合否が判定される。

博士論文については審査委員委嘱のための研究科委員会が開催される前日、前々日の2日間にわたり提出された論文を研究科委員会構成員全員の閲覧に供される。研究科委員会においては、まず始めに提出された論文の受理の可否を諮り、受理が承認された後に審査

委員として主査1名、副査2名が委嘱される。テーマによっては他の大学院ないしは研究所の専門分野の教授をさらに副査に加えることが認められている。また博士論文の提出要件として全国規模の学会機関誌かそれに類する権威ある機関誌に、関係する論文を2編以上掲載されていること（いずれも審査あり）が規定されている。

以上の条件を充たして、研究科委員会で合否が審議されるというように、極めて厳正な審査である。

《点検・評価及び長所と問題点》

以上のように審査は厳正であるが、本研究科で博士学位（学術）を授与された者のほとんどが所属大学において助教授から教授に昇任して、高校教諭は担当教科の主事として活躍している事実から、審査基準と審査の適切さが指摘できよう。幸い博士学位の取得者は7人とも在職者であったので、就職活動をせず済んだものの、もし現役学生であったなら就職問題が新たな深刻な問題となっていたと思われるので、これから増加するであろう学位取得者に対する社会的対応と、学位に結び付く教育研究体制の活性化に取り組まねばならない。

《将来の改善・改革に向けた方策》

将来、大学院経由の課程博士が全国的に増加するものと思われる。したがって、博士学位の質的レベルの維持向上と豊かな人間性の形成を促進する教育指導体制の確立が不可欠である。この指導体制の整備が学位取得希望者の動機づけの強化と大学生の勉強意欲を刺激することが期待される。同時に大学院自体も学部の兼担的地位ではなく独立大学院として発足した時、学部の授業の後の大学院学生の指導による教員の疲労と教員の研究時間不足の問題は解決されると思う。またこれまで外国人の応募者はなかったが、将来はいつでも応募に対応できるような体制を作っておくことも必要である。

【課程修了の認定】

《現状の説明》

博士課程前期課程及び後期課程においては、ともに標準修業年限と取得すべき単位数が規定されており、教員も学生もそれをよく理解して、努力して目的を達成しているので、そうした措置は適切であると言える。

《点検・評価及び長所と問題点》

本研究科に学ぶ学生はほとんどが誠実で勤勉である。したがって、規定の年数の下に単位を修得して論文の完成に努力している。前期課程の学生の場合は規定のコースを歩めるが後期課程の学生は所定の期間で論文を仕上げることは難しい。その多くが在職学生であるから、特に論文の指導は学生の生活時間に合わせることになる。さらに博士課程の教育研究を遂行する上で、基礎学力の不足が現れる。その結果論文執筆の段階で規定の年数を超えることになり、4～5年を要して論文を完成することになる。これは本人の納得の上で進められるとはいえ、県内外の勤務先からの通学には大きな努力が伴う。指導の過程に

においては郵送、FAX、電話が用いられるが、具体的面接指導は春・夏・冬の長期休みの期間に集中することが多い。したがって、在職学生とはいえ、経済的支援体制の整備も検討しなければならない。

《将来の改善・改革に向けた方策》

本研究科では各専攻領域ともに少人数制の双方向的ゼミ形態を取って、改善すべき点は速やかに措置すべく努めている。しかし異なる三領域の教育効果の平準化された認定方法を作ることは容易なことではない。結局、人間情報学研究科の教育が共有している問題の本質は何か。そして学生から感知した問題をフィードバックするように、制度的に改善できる仕組みを常に追及し続けることが必要である。特に大学院教育が大衆化する趨勢の中で、この体制のままで十分か否か。例えば規定の単位数、所定の年数、授業料などは生涯学習時代において適切か。問題解決への努力が時代を先取りした新しい教育課程を創出した時、より納得できる終了認定制度へと展開させていくものと思う。

5. 学生の受け入れ

(1) 学部・学科等における学生の受け入れ

【学生募集方法、入学者選抜方法】

大学・学部等の学生募集の方法、入学者選抜方法、殊に複数の入学者選抜方法を採用している場合には、その各々の選抜方法の位置づけ等の適切性

《現状の説明》

本学では、現在、学部・学科等の学生募集方法として、①一般入学試験、②アドミッションズ・オフィス（AO）による入学試験（以下、AO 入試）、③推薦入学試験、④外国人留学生特別入学試験、⑤社会人特別入学試験、⑥編入学試験、の6種類の方法を併用している。以下、平成13年度のそれぞれについて説明する。

①一般入学試験

「前期日程」（2月初旬）と「後期日程」（3月初旬）からなる。「前期日程」の募集定員は1,197名、「後期日程」のそれは132名であり、それぞれが募集総定員（2,500名）に対して占める割合は、48%と5.3%である。

「前期日程」は、3科目入試であり（文学部・経済学部・法学部・教養学部の4学部では英語が必須、工学部は英語と数学が必須）、「後期日程」は、2科目入試である。

②A0 入試

本学の A0 入試は、平成 11 年度から実施され昨年度で 3 回目を迎えた。比較的早い時期からの採用であり、定員も多いが、安定的な運用がなされている。

A0 入試の募集定員は 252 名であり、募集総定員に占める割合は 10.1% である。

本学の A0 入試では、出願資格として、「出願する学科が受験生にとって第 1 志望であること」及び「出願した学科に入学した場合、そこに学ぶ学生として、積極的で有意義な学生生活を送ることができる学力、意欲、適性を有すること」を求めている。

選抜方法は第一次選抜（30 分の面接）と、第二次選抜（小論文試験と短い面接）からなる。

③推薦入学試験

本学の推薦入学試験は、大きく分けて、指定校制による推薦入試と公募制による推薦入試の二つがある。さらに、指定校制による推薦入試は、「学業成績による推薦入試」と「資格取得による推薦入試」の二つからなり、公募制による推薦入試は「キリスト者推薦入試」と「スポーツに優れた者の推薦入試」の二つからなる。

指定校制による推薦入試のうち、「資格取得による推薦入試」は、一定の簿記の資格（全商、全経一級以上、または日商二級以上）取得者を対象とした、経済学部経営学科（昼間主コース・夜間主コース）への推薦入試であり、東北地方を中心に 28 校の商業高校が指定校となっている。

これらすべての推薦入学試験受験者につき、11 月下旬に小論文と面接を課して、合否判定を行っている。

各種推薦入試の募集定員は、「学業成績」408 名、「資格取得」28 名、「キリスト者」40 名、「スポーツ」122 名、「TG」241 名の、計 839 名であり、募集総定員に占める割合は、33.6% である。

④外国人留学生特別入学試験

外国人留学生を対象に、一般入学試験前期日程と同じ時期に実施される。定員は全学で 19 名、選考方法は、書類審査と筆記試験（英語と小論文）及び面接である。

⑤社会人特別入学試験

社会人（職業の有無を問わないので、退職者や主婦も含む）を対象とする、文学部英文学科、経済学部経済学科・経営学科の夜間主コースへの入学試験である。定員は全学で 80 名、選考方法は書類審査、小論文及び面接である。

⑥編入学試験

短期大学を卒業した者及び卒業見込みの者や四年制大学に 2 年以上在学し、62 単位以上を修得した者などを対象とする 3 年次編入試験である。定員は 127 名で、選考方法は書類審査、筆記試験（英語と小論文、ただし推薦編入と社会人編入は英語なし）及び面接である。

《点検・評価及び長所と問題点》

本学の入学者選抜方法は上記のように多様なものである。このことは、大学への進路の「複線化」という時代の要請に積極的に応えていると評価することができよう。今後とも適正な試験実施を心掛けていくことが肝要である。

《将来の改善・改革に向けた方策》

A0入試の導入により多様な学生の受け入れが可能となっているが、なお、職業教育を主とする高校からの大学進学希望者を受け入れるために、新たな入試選抜方法の工夫が必要であろう。また、編入学試験も現在、定員を満たしていないが、社会人編入などの需要の高まりを見るなら、選抜方法や就学態様・期間などについて改善の余地がある。

【入学者受け入れ方針等】

入学者受け入れ方針と大学・学部等の理念・目的・教育目標との関係

《現状の説明》

本学の建学の精神（教育理念）は、キリスト教による人格教育に基づく知育・徳育であり、その理念の現れとして本学は、自覚的に教養教育を重視する「教養大学」としての性格を強く有する。この点において、本学は、偏差値の特に優れた者のみを対象とする専門教育大学とは異なるし、そのような優位性がないにもかかわらず学科試験の成績を中心とする、ごく限られた選抜方法で入学者を選抜する大学とも異なった特徴を有している。

このような教育理念を前提として、本学は、入学者受け入れ方針として、上記のような多様な選抜方法を通じて、受験生の多種多様な資質・個性・経歴等を積極的に評価して迎え入れている。もちろん、大学は教育機関であるから、そこでの勉学に対応できることは当然の前提として確認した上で、進路の複線化を実現かつ推進しているのである。

《点検・評価及び長所と問題点》

上述のとおり、本学の建学の精神と入学者受け入れ方針とを対比して見るなら、現状において、両者は、極めて整合的であると評価することができよう。

《将来の改善・改革に向けた方策》

短期的な視野においては、長引く不況の影響などで、大学進学率の伸びも鈍っているが、長期的な視野に立った場合には、「高等教育」への需要の増大が予想される。その中でも注目すべきは社会人の大学回帰現象である。一つの方向は、大学院を中心とした専門知識に特化したリカレント教育の需要であり、もう一つの方向は、高齢化社会をも前提においた、より幅広い教養教育の提供への需要である。本学においても、この点のたゆまざる検討が必要である。

入学者受け入れ方針と入学者選抜方法、カリキュラムとの関係

《現状の説明》

本学の入学者受け入れ方針は、前記のとおり、本学が自覚的に教養教育を重視する「教養大学」であることを前提とした上で、大学での勉学に対応し得る学力を有した多種多様な学生を迎え入れることにある。

そのような方針に従って、先に説明したように、現状においては、6種類の類型の入学者選抜方法を実施している。

一般入学試験においては、高校での学習の成果として、学科試験の成績が優秀な者を選抜する。

A0 入試では、受験生が志願学科での勉学に対して適性・能力・意欲を有するか否かを、本人のアピールを通じて評価する。

推薦入試においては、一定基準以上の学業成績の達成を前提とした上で、指定校制推薦では、高校生活全般に対する受験生の取り組み方の積極性を高校からの推薦をもとに評価し、公募制推薦においては、特定の分野における特に優れた活動実績を評価する。

外国人留学生特別留学試験では、日本の大学で学ぶ意欲のある外国人を積極的に受け入れるとともに、国際的相互理解の促進に貢献する。

社会人特別入試においては、社会人が求める多様なニーズ（現在の職場に必要な専門知識の提供、資格取得のための新規学習、教養充実のための広範囲な勉学など）に応えるべく受け入れるとともに、そのような社会人学生が一般の高卒入学生に対して良き刺激になることをも期待している。

編入学試験についても、この社会人入試と同様な期待があると同時に、短期大学や専門学校を經由して四年制大学に入学するという「進路の複線化」を積極的に支持した上での入学者選抜方法である。

《点検・評価及び長所と問題点》

上記のとおり、本学の入学者受け入れ方針に対して、現状の入学者選抜方法は相当程度対応していると評価できる。また、多種の入学者選抜方法を採用しながらも、大学での勉学に対応できることを一貫した大前提としているので、外国人留学生に若干の配慮をしている以外には、A0 入試入学者、推薦入試入学者にもことさらのリメディアル教育は実施していないし、実施の必要性も感じていない。

《将来の改善・改革に向けた方策》

本学の入学者受け入れ方針に適うように、入学者選抜方法についても、さらに検討を加えていく必要がある。

【入学者選抜の仕組み】

入学者選抜試験実施体制の適切性

《現状の説明》

本学は、入試実施に関する学内規程として、「東北学院大学入学試験関係委員会規程」（以

下、規程と略称)を有する。その関係委員会は、具体的には、「入試管理委員会」、「入試実施委員会」、そして「入試判定委員会」からなる(規程第1条)。

入試管理委員会は、「入学試験の実施及び管理に関する基本方針その他重要事項について審議し、全学教授会への原案を作成することを目的とする」(規程第2条第1項)全学的な委員会であり、大学長、副学長、学部長、宗教部長、教務部長、入試部長、学生部長、二部長、財務部長、学科長、専攻主任及び夜間主コース主任をもって構成される(規程第2条第2項)。

入試実施委員会は、「全学教授会または入試管理委員会の決定にもとづいて入学試験を円滑に実施することを目的とする」(規程第3条)もので、大学長、副学長、学部長、宗教部長、教務部長、入試部長、学生部長、二部長、財務部長、をもって構成される(規程第3条第2項)。

入試判定委員会は、「入学志願者の入学の可否を判定することを目的とする」(規程第4条第1項)もので、全学教授会がこれにあたる(規程第4条第2項)。

本学が現在実施している、6種類の入学者選抜方法すべてにつき、上記三委員会の議決が必要とされている。

《点検・評価及び長所と問題点》

本学の入試実施体制は、厳密・適正なものと言える。また、このような複数の委員会組織が、必要な場合には機動的に機能する点についても高く評価すべきであろう。

本学の入試実施体制は、いささか「重装備」と思われる場合もあるかもしれない。しかし、本学は適切な入学者選抜試験実施体制をとっていると考える。

入学者選抜基準の透明性

《現状の説明》

本学の入学者選抜基準は、極めて透明である。

一般入学試験においては、学科試験の得点が唯一の可否判定基準である。具体的には、前期日程では、合格者の上位4分の3を3科目の得点の高い順に、そして残り4分の1を3科目の中で相対的に得点の高かった2科目の合計点の高い順に、合格者とする。採点結果をコンピュータ処理した得点順位表は、各学部長を通じて各学科・専攻に知らされ、各学科・専攻が具体的にどの順位の受験生までを合格にするかの可否判定案を出した上で、上記の、入試に関する三委員会の議決を経て合格者が確定する。後期日程は2科目入試なので、2科目の得点順位で全合格者を判定する。一般入試で補欠合格者を出す場合にも、正規合格者の次点者から合格者を出していくのが、各学科・専攻の慣行である。

A0入試においては、各学科・専攻から選出されたA0委員からなる「A0委員会」という全学的な組織がある。そして、具体的には、各学科・専攻のA0委員が受験生の面接結果をそれぞれの学科・専攻内で検討し、そこでできた可否判定原案をA0委員会が承認した上で、入試に関する全学的三委員会の議決を経て合格者が確定する。

推薦入試においても、各学科・専攻主導のもとに、可否判定原案が作成され、全学的三委員会の議決を経て合格者が確定する。外国人留学生特別入学試験、社会人特別入学試験、

編入学試験についても同様である。

本学では、入学者選抜につき、各学科・専攻が透明な基準で主体的な判断を下すことを前提とした上で、全学的な三委員会がそれをチェックし、承認するという体制になっている。

《点検・評価及び長所と問題点》

本学における入学者選抜基準の透明性は、極めて高いと考える。このことは、本学教員が、本来の研究・教育活動とは若干異なる、入学者選抜という業務に関しても高い理解と関心を有し、真摯に取り組んでいることの現れである。

【入学者選抜方法の検証】

各年の入試問題を検証する仕組みの導入状況

《現状の説明》

本学では、毎年的一般入学試験（前期日程・後期日程）の入試問題について、県内の複数の高校に評価を依頼している。具体的には、4月中に入試問題1セットを高校に送り、各科目担当の先生方に、それぞれの入試問題の設問ごとにコメントをもらうとともに、5段階評価をしてもらう。その評価を5月末までに返送してもらい、本学入試部で整理・分析した上で、6月に行われる次年度入試に向けた「一般入試問題作成主任者会議」にその結果を提示して、各科目の作成主任者の参考にしてもらうという段取りをとっている。

《点検・評価及び長所と問題点》

高校の現場からの評価は、入試問題作成にとって大変有意義である。好意的な評価が多かった出題傾向については、出題者も意を強くすることができるし、消極的な評価があった出題については、具体的なコメントをもとに見直しが可能となる。また、最近では、出題者が高校からの評価を強く意識するようになっており、特に新傾向の出題をした場合などは、高校からの反応に注意深く対処している。

このように、入試問題に対する高校からの評価を積極的に受け入れていることは、単にいわゆる難問・奇問を排除するというにとどまらず、高校教育と大学教育との連携・連続性を充実させるという側面においても大いに効果を発揮していると考えられる。

《将来の改善・改革に向けた方策》

特定の、いわゆる進学校を対象とする大学と異なり、本学は多様な高校から学生を受け入れる大学であり、そこに本学の理念がある。したがって、入試問題の検証についても、より多くの高校からの評価や具体的な指摘を受けることが理想である。今後の検討課題である。

【定員管理】

文学部

英文学科

《現状の説明》

平成 14(2002)年 1 月 31 日現在の在籍学生数は、英文学科 1 年生（昼間主）414 名・（夜間主）59 名、2 年生（昼間主）335 名・（夜間主）52 名、一部英文学科 3 年生 371 名、一部英文学科 4 年生 361 名である。学生収容定員との比率において適正数の確保に努めたい。

同じく二部英文学科には 2 年生 12 名、3 年生 50 名、4 年生 53 名が在籍している。

《点検・評価及び長所と問題点》

二部英文学科については、平成 12(2000)年度から昼夜開講制に移行したが、今後、原級止者、留年者、休学者に対する適切な対応が必要となる。

《将来の改善・改革に向けた方策》

受験生数激減の時期を迎え、あるいは受験生の進路志望動向を踏まえて、英文学科としての定員適正化を検討中である。

キリスト教学科

《現状の説明、点検・評価》

この問題については本学科の課題は大きい。現在、定員は 44 名（編入学定員 4 名含む）、現在の学科学生は 23 名であり、52%の充足率である。この不適切さを改善すべく、数年来さまざまな方策を講じてきた。特に平成 13(2001)年度から、A0 入試を導入し、他学部他学科の入試条件と全く同じものにした。具体的には、将来伝道者を志願しない者については、原則として、受洗を前提しないものとし、未受洗者にも、無論カトリック教徒にも広く門戸が開放された。今後は、この条件を前提とした上で、本学科の理念・目的・教育目標を達成すべく努力しなければならない。

史学科

《現状の説明》

史学科の学生収容定員は 1 学年 200 名で、合計 800 名であるが、平成 14(2002)年 1 月 31 日現在の各学年ごとの在籍者は、1 年生 255 名、2 年生 239 名、3 年生 266 名、4 年生 290 名、合計 1,050 名で、収容定員の 1.3 倍強である。

経済学部

学生収容定員と在籍学生数の比率の適切性

《現状の説明》

経済学部の学生収容定員と在籍学生数の比率は、新入学生数、原級止者及び留年者数の影響で年度ごとに多少の変化が見られるが、学科ごと及び学部全体いずれにおいても、120～130%である。

《点検・評価及び長所と問題点》

経済学部の上記の比率は、比較的安定しており、定員超過率という点でもおおむね妥当な数値であると思われる。

《将来の改善・改革に向けた方策》

今後の受験生の推移にもよるが、できるだけ120%に近づけたい。

法学部

学生収容定員と在籍学生数の比率の適切性

《現状の説明》

法学部の入学定員は、従来300人で推移していたが、平成3(1991)年度に臨時的定員増を受け入れた結果、入学定員350人の状態が平成11(1999)年度まで続いた。その後、臨時的定員増部分の2分の1である25人を恒常的定員とするため、平成12(2000)年度以降毎年5人ずつ入学定員を削減し、平成16(2004)年度には入学定員を325人とするところになっている。また、平成12(2000)年度には3年次への編入学受入数を定員化したため、平成14(2002)年度には3年次と4年次の収容定員が、それぞれの学年の入学定員よりも15名ずつ増加している。

在籍学生数が収容定員の1.2倍以下となるように、2年次以上の在籍学生数を予測しながら、一般入試で正規合格者の数をコントロールしているが、予測できない要素があるため、1.2倍を超える場合がある。予測できない要素とは、正規合格者の中で実際に入学する人数、及び、2年次から3年次へ進級できない者(原級止め者)と卒業時の留年者の数である。正規合格者の中で実際に入学する者の数を予測することは極めて困難であるため、予測を誤って新入生が入学定員を大幅に超える場合があり、そのような場合には在籍学生数が大幅に増加する。また、原級止め者と留年者がそれぞれ10%を超える年度にも、その要因だけで在籍学生数が大幅に増加するのである。

以下に、最近6年間の学生数の推移を示す。

	1年		2年		3年		4年		合計	
	定員	現員	定員	現員	定員	現員	定員	現員	定員	現員
平成9年度	350	377	350	470	350	400	350	483	1,400	1,730

平成10年度	350	398	350	415	350	416	350	431	1,400	1,660
平成11年度	350	471	350	432	350	360	350	422	1,400	1,685
平成12年度	345	415	350	494	362	393	350	383	1,407	1,685
平成13年度	340	434	345	462	362	423	362	421	1,409	1,740
平成14年度	335	407	340	497	357	380	362	459	1,394	1,743

上記の表に基づいて、学生収容定員に対する在籍学生数の比率の推移を算出すると、次のようになる。

平成9年度	平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度
1.24	1.19	1.20	1.20	1.23	1.25

《点検・評価及び長所と問題点》

これまででは、在籍学生数が収容定員のおおむね1.2倍前後に収まっており、一応適切な比率を保っていると考えられる。しかし、施設等の整備、専任教員数の確保は、収容定員を基準として行われるのが普通であるから、学生の教育にとっては在籍学生数が収容定員に近いほど望ましいはずである。したがって、現在の状態が望ましくないことは確かであるし、加えて、必ずしも収容定員に対する在籍学生の比率が一貫して低下しつつあるわけではないという点でも、問題があると言える。

《将来の改善・改革に向けた方策》

現在のところ、定員化した編入学への応募者が少ないこともあって、正規合格者の中の実入学者数を予測しそこなっても、それほど収容定員に対する在籍学生数の比率が高くないと考えられる。したがって、編入学者が増加した場合にも適切な在籍学生数が保たれるよう、入学者の数をコントロールすると同時に、原級止め者及び留年者の数を減らすよう努力する必要がある。

定員超過の著しい学部・学科等における定員適正化に向けた努力の状況

《現状の説明》

「著しい定員超過」の基準を、在籍学生数が収容定員の1.3倍以上に達していること、とした場合、法学部では、現在のところ、いずれの学年においても在籍学生数が収容定員を上回ってはいるが、在籍学生数が著しく収容定員を超過しているという状況は見られない。

《点検・評価及び長所と問題点》

現在のところ、定員超過が著しいとは言えないものの、在籍学生数が収容定員の1.2倍を超えているため、全く問題がないとは言えない。

《将来の改善・改革に向けた方策》

在籍学生数が収容定員の1.2倍未満となるよう、各年度の実入学人数をより適正化する努力、及び、在籍学生数の原級止め・留年を縮減させる努力を継続する必要がある。

定員充足率の確認の上に立った組織改組、定員変更の可能性を検証する仕組みの導入状況

《現状の説明》

現在のところ、入学定員の充足率を検証したり、定員変更の可能性を検討するための機関として機能しているのは、学長、総務担当副学長、学務担当副学長、入試選抜方法等検討委員会、入試実施委員会、入試管理委員会、各学部教授会、全学教授会である。定員充足率の確認の上に立って組織改組を検討することを明示的な権限とする機関は存在しないが、該当する学部・学科の意向を十分に尊重した上で上記の諸機関の間で調整を図り、組織改編や定員変更が必要であるとの認識に達すれば、大学の最高責任者である学長が提案する形で、組織改組、定員変更が提案され、最終的には、各学部の正教授によって構成される全学教授会が決定することになる。

《点検・評価及び長所と問題点》

定員充足率を確認し、組織改組や定員変更を提案したり決定する機関は、規程上も実態としても一応存在しており、それなりに機能しているから、本学の仕組みのあり方は、一定程度の妥当性、適切性を備えているとは言える。

しかしながら、現在の仕組みの運用上は、長期間にわたって定員を充足していない学部・学科があったとしても、実際には当該の学部・学科が主体的に提案しない限り、実際には改組や定員変更は難しいと言わざるを得ない。

《将来の改善・改革に向けた方策》

上記のように、全学的な観点に立った提案だとしても、問題になっている当該学部・学科自ら主体的に提案するか、あるいは学長等役職者の示唆を受けて判断するか、いずれにせよ、当該学部・学科の判断の比重が極めて大きいため、あまり機動的な動きができない。しかし、だからといって、当該の学部・学科の意向に反するような措置はとりにくいこともまた事実であるから、この分野の事柄に関して、全学的な機関において自由で率直な意見交換ができるような雰囲気を醸成して行くことが、改善の第一歩になるのではないかと考えられる。

工学部

学生収容定員と在籍学生数の比率の適切性

《現状の説明》

工学部の収容定員は表－1に示すとおり、機械、電気、土木工学科の3学科が1学年定員が120名であり、応用物理が80名である。4学年全体としての定員は、前者3学科が480名、後者1学科が320名となっている。工学部全体としての収容定員は1,760名となっている。

表－２に平成 13(2001)年度 5 月 1 日時点での、在学者数を示している。各学科における収容定員と在籍学生数の比率は、機械工学科を除いて、1.30 倍以内となっており、私立大学としては許容範囲内の数値であると考えられる。平成 14(2002)年度には、表－３に示すように、機械工学科も 1.30 倍以内に収まっている。現時点では、工学部としては定員適正化について深刻な問題はない。

表－１) 工学部における各学科定員

	工学部	機械工学科	電気工学科	応用物理学科	土木工学科
1 学年定員	440 名	120 名	120 名	80 名	120 名
全 体	1,760 名	480 名	480 名	320 名	480 名

表－２) 平成 13(2001)年度各学科在籍者数 (平成 13 [2001] 年 5 月 1 日現在)

	工学部全体	機械工学科	電気工学科	応用物理学科	土木工学科
1 学年	568 名	160 名	167 名	93 名	152 名
2 学年	591 名	181 名	160 名	100 名	150 名
3 学年	580 名	161 名	165 名	108 名	146 名
4 学年	483 名	131 名	127 名	86 名	139 名
在籍者数	2,222 名	633 名	619 名	387 名	587 名
在籍者数/定員	1.26	1.32	1.29	1.21	1.22

表－３) 平成 14 年度各学科在籍者数 (平成 14 [2002] 年 4 月 18 日現在)

	工学部全体	機械創成 工学科	電気情報 工学科	物理情報 工学科	環境土木 工学科
1 学年	548 名	145 名	160 名	94 名	135 名
2 学年	562 名	162 名	156 名	89 名	155 名
3 学年	536 名	164 名	150 名	98 名	124 名
4 学年	527 名	144 名	145 名	99 名	139 名
在籍者数	2,173 名	615 名	611 名	380 名	567 名
在籍者数/定員	1.23	1.28	1.27	1.19	1.18

注：平成 14(2002)年度より学科名を改称している。表－３は新学科名で記す。

《点検・評価及び長所と問題点》

工学部においては、適正な教育を実施するために、各学年に進級条件を課しており、留年者の数はわずかながら、年ごとに変動する。さらに、入学者のいわゆる歩留り（入学者と合格者の比率）は年ごとの変動が大きく、最悪の場合には、予定を超えた入学者となってしまう場合がある。このため、学年ごとに、適正な比率を保つのが困難な事態が発生する場合がある。しかし、学科全体として、過度の比率にならないように十分な調査・検討

を行っている。具体的には、成績不振者については、グループ主任及び科目担当者により、熱心な履修指導を行っており、留年者の数を最小限に留めている。また、来年度在学者の数を予測し、許容される範囲内で合格者の数の決定を行っている。現状においては、大きな問題はない。

《将来の改善・改革に向けた方策》

在籍者の数が定員に対して適正な比率を超えないようにするために、できる限りの処置を実施している。しかし、単に数値的にある一定範囲内に収まればそれだけでよしとできる問題ではない。留年者の中には、精神的問題を抱えている学生も少なくない比率で存在し、また、学生自身の努力にもかかわらず単位取得に結びつかない学生もいる。このような学生に対して、教員個人あるいは担当部署の職員の努力ばかりでなく、大学全体の組織として、適切な措置を講じる必要があると考えている。また、在学者数が多くなることは、合格者の数にも影響を与え、例年と比較して、異常に少ない合格者とするような事態は、社会から信頼される大学としては、避けなければいけない。教育、学生援助、入学という総合的観点から、在学者数の問題を検討する必要がある。平成 14(2002)年度入学予定者については、責任ある教育を実施するために、試験受験者に関しては入試成績を勘案して、物理情報工学科・環境土木工学科（平成 14〔2002〕年度より改称）は定員の 1 割増しの合格者を目標とする措置を行った。

定員超過の著しい学部・学科等における定員適正化に向けた努力の状況

《現状の説明》

工学部においては、機械工学科を除き 1.30 倍以内に収まっているので、現時点では大きな定員超過とはなっていないと言える。機械創成工学科についても、平成 14(2002)年度入学者の数を、社会的に許容される範囲でわずかに減少させ、学科全体で 1.30 倍以内となるように措置した。平成 14(2002)年度には、表-3 に示すように過度の定員超過も解消した。現時点では、工学部としては定員適正化について深刻な問題はない。

《点検・評価、長所と問題点、将来の改善・改革に向けた方策》

現時点では、工学部としては大きな問題はないものの、前項に記した留年者の増加や学習上問題のある学生の増加などにより、在学者数が増大する心配は常にあり、これに対して組織的に十分な対応を講じる必要がある。これらの問題に関しては、工学部に設置されている各種委員会（教務、学生、教育改善などの委員会）において、活発に議論し、整合性の取れた対策を講じる必要がある。

定員充足率の確認の上に立った組織改組、定員変更の可能性を検証する仕組みの導入状況

《現状の説明》

現在、工学部 4 学科は定員を充足する上では問題は発生していない。しかし、教員採用減少に伴う応用物理学科の志願者の減少、建設不況に伴う土木工学科の志願者減少は顕著

なものとなっている。今後の社会情勢如何では、学科の改組に至る可能性もあることは常に意識している。

《点検・評価及び長所と問題点》

社会状況の変化、受験者動向の変化は各学科及び工学部に設置されている入試対応委員会で、その把握に努めている。また、工学部内に将来計画委員会、学科改組準備委員会を設置し、必要な体制を整えている。今後の社会情勢を十分に把握しながら、将来の動向を見据えた改組、定員変更については、積極的に対応できるものと考えている。

《将来の改善・改革に向けた方策》

工学部内においては、準備体制は整っている。しかし、文系学部が多数を占める中での唯一の理工系学部であるため、他学部の教員の理解を得るのが困難な場合が多い。今後は、工学部の教育方針あるいは教育方法を積極的に説明し、工学部の改組、定員変更に関わる対応が理解されるように努力を続けるべきであると考えている。

教養学部

学生収容定員と在籍学生数の比率の適切性

人間科学専攻

《現状の説明》

表1は、平成13(2001)年5月1日現在の人間科学専攻の入学定員・入学者数と収容定員・在籍者学生数を示したもので、過去5年間の推移についても示したものである(平均比率1.29)。

表1) 人間科学専攻の過去5年間の入学定員・入学者数・収容定員・在籍学生者数

年度	平成9(1997)	平成10(1998)	平成11(1999)	平成12(2000)	平成13(2001)
入学定員	70	70	70	70	70
入学者数	86	98	79	98	71
収容者定員	280	280	280	280	280
在籍学生数	350	364	366	372	355

《点検・評価及び長所と問題点》

過去5年間の平均在籍学生数は361.4名で収容者定員280名の約1.29倍である。入試において、一般入試の正規合格者数を過去3年間の歩留り率から算出しているため、この予測が大きく異なった場合に、入学者数も大きく変動するという問題点が存在する。

《将来の改善・改革に向けた方策》

現在までのところ、適切な在籍学生数となっているので、歩留り率の精度をさらに上げ

るよう努める。

言語文化専攻

《現状の説明》

学年別内訳をも示した過去5年間の在籍学生数、及び学生収容定員（280名）に対する比率は、次のとおりである（平均比率1.34）。

	平成9(1997)年 5月	平成10(1998)年 5月	平成11(1999)年 5月	平成12(2000)年 5月	平成13(2001)年 5月
1年	77	95	80	121	77
2年	112	82	98	83	122
3年	90	107	79	88	82
4年	78	97	113	89	93
在籍 学生数 計	357	381	370	381	374
比率	1.28	1.36	1.32	1.36	1.34

《点検・評価及び長所と問題点》

許容範囲ぎりぎりの比率である。講義形式授業の開講コマ数をある程度抑えることを通じて、演習や実習の開講コマ数（さらには実質担当者数）を多めに設定しているため、専攻（学部）が「看板」とする少人数教育体制は、演習・実習において維持される。

《将来の改善・改革の方策》

比較的高比率であることの背景には、本専攻（及び本学部）の受験生ニーズに対する対応ということがある。むしろ収容定員数を増やす方向で行けないか、学内で検討中である。

情報科学専攻

《現状の説明》

この5年間の情報科学専攻の在籍学生数を次の表に示す（平均比率1.32）。

	平成9(1997)年	平成10(1998)年	平成11(1999)年	平成12(2000)年	平成13(2001)年
1年	81	75	69	85	79
2年	94	79	81	73	87
3年	75	88	70	77	73
4年	73	81	88	75	86
在籍 学生数 計	323	323	308	310	325
比率	1.35	1.35	1.28	1.29	1.35

定員 60 名に対して在籍学生数は最大 57%増（94 名）である。

《点検・評価》

増加の主因は、入試合格者のうち何名が入学するかの見積もり違いによる。この定員より多い年次の時の授業、特にコンピュータ実習も収容施設でできるように最大限の努力を払ってきた。

《長所と問題点》

本専攻の定員数を、限度以上に上回らないよう確保しつつ、情報科学専攻が実習付きが必須であるという長所をさらに充実しなければならない。そこで、実習室の容量に関して配慮が必要である。すなわち、情報処理センター（教養教育としての施設）を使用しない情報科学専攻の専門としての情報処理教育のための実習室が手狭になりつつあるという問題である。

《将来の改善・改革に向けた方策》

このため、学内の合意を得て実習室を拡充する方向で努力する。情報科学専攻は、IT 関係の技術者を社会に供給する組織の一つとして、設備の整った環境を目指し、地に足のついた実効の上がる教育を心掛けたい。

定員超過の著しい学部・学科等における定員適正化に向けた努力の状況

人間科学専攻

《現状の説明》

表 1 は、平成 13(2001)年 5 月 1 日現在の人間科学専攻における入学定員・入学者数及び超過率を示したもので、表 2 は収容定員・在籍者数及び超過率を示したものである。また過去 5 年間の推移についても示している。

表 1) 人間科学専攻における入学定員・入学者数及び超過率

年度	平成9(1997)	平成10(1998)	平成11(1999)	平成12(2000)	平成13(2001)
入学定員	70	70	70	70	70
入学者数	86	98	79	98	71
超過率	1.23	1.40	1.13	1.40	1.01

表 2) 人間科学における収容定員・在籍者数及び超過率

年度	平成 9 (1997)	平成 10 (1998)	平成 11 (1999)	平成 12 (2000)	平成 13 (2001)
収容者定員	280	280	280	280	280
在籍者数	350	364	366	372	355
超過率	1.25	1.30	1.30	1.32	1.26

《点検・評価及び長所と問題点》

定員超過にならないよう、歩留り率を低く見積もると、場合によっては入学者が定員に達しない可能性もあり、年度内だけでの調整は難しい。

《将来の改善・改革に向けた方策》

数年かけて平均して入学者が定員の 1.3 倍以内に収まるよう調整する。

言語文化専攻・情報科学専攻

《現状の説明》

前項の各表に示したように、入学定員に対する在籍者数の超過率にはばらつきがあり、5年間の平均超過率は、言語文化専攻で 1.34 倍、情報科学専攻で 1.32 倍である。

《点検・評価及び長所と問題点》

定員超過にならないように歩留り率を低く抑えると、定員確保が困難になる可能性もあり、年度内だけでの調整は難しい。

《将来の改善・改革に向けた方策》

数年かけて平均し入学者が定員の 1.3 倍以内に収まるよう調整する。

定員充足率の確認の上に立った組織改組、定員変更の可能性を検証する仕組みの導入状況

人間科学専攻・言語文化専攻・情報科学専攻

《現状の説明》

前々項で述べたとおり、在籍学生数の収容定員に対する超過率が比較的高いこと背景には、本学部への受験生倍率の高さに対する対応ということである。これらに関しては、学部内に将来構想委員会を設置し検討している。そこでは、教養学部全体の拡充(例えば、名称変更、改組、収容定員増を伴うものなど)、学部拡充に伴う施設の問題のみならず、学部全体のあり方をも含めて、幅広く検討している。

《点検・評価及び長所と問題点》

上記の委員会は、柔軟に課題を取り上げることができ、十分機能していると考えられる。

《将来の改善・改革に向けた方策》

上記の委員会のさらなる活用を図る。

【編入学者、退学者】

退学者の状況と退学理由の把握状況

《現状の説明》

本学での年間の退学者数は、平成 11(1999)年が 216 名、平成 12(2000)年が 234 名、平成 13(2001)年（11 月末まで）が 230 名と、おおむね在学者数の 1.7%程度となっている。

学年ごとの退学者数は、平成 12(2000)年では 2 年生での退学者が全体の約 55%を占め、続いて 4 年生が約 18%、1 年生が 15%、最も少ないのが 3 年生の 12%である。この比率は平成 11(1999)年も、平成 13(2001)年も大きく変わらない。

退学申し出の主な理由は、1 年生では「進路の変更が」全体の 70%を占め、2 年生になると「原級止め」が 70%近くを占める。4 年生の退学者は「留年」が 80%以上を占めている。平成 13(2001)年について特記すべきことは、国立大学の入試判定ミスの公表により、工学部を中心に 12 名の退学者が出たことである。

退学申し出の時期は、全体の 70%以上が 3 月末から 4 月、10 月が 25%となっている。

《点検・評価》

本学では、退学申し出受付の担当部署は学生部（学生課・学生係）に統一されている。担当部署では退学申し出があった場合、まずその理由等を聴取することになるが、学生部では、「安易に退学させない」という方針の下で、学生相談経験の豊かな職員が事情聴取にあたっている。基本的には、「退学しなくともいい学生」か「退学をやむを得ない学生」なのかの判断が求められるが、応対する職員は「退学しなくともいい学生」には積極的に退学を思い止まるよう指導することになっている。

その結果、毎年数名ではあるが退学を思い止まる学生がいることは評価できる。また、退学を受理する場合も、退学後の進路などについて本人の考えを聞き取り、将来の再入学の可能性などについても説明し、将来にわたって大学での勉学が無駄にならないよう指導している。

《長所と問題点》

退学についての受付窓口が学生部（学生課・学生係）になっているため、学部学年によって多少の違いはあっても、全学的に統一された方針のもとに指導がなされていることは長所である。しかしながら、退学申し出者の中には、原級止・留年による者が 7 割以上を占めており、単位の取得状況、講義への出席状況などを担当する教務部との連携が必ずしも密接であるとは言えない。そのために、学生部に相談に来る時はすでに原級止・留年が確定的な段階に来ており、十分な指導に欠ける面がある。同様に、本学内の別組織にあるカウンセリング・センターとの連携についても課題がある。

《将来の改善・改革に向けた方策》

在学者数の維持により得られる財政的メリット、及び前途ある青年に学ぶ機会を確保してやるという教育的観点から、退学者の減少を図ることは有意義と言える。

今後は、教務部、カウンセリング・センター、学生部間で十分な連携がとれるよう、組織を見直して学生の指導にあたることが求められる。

(2) 大学院研究科における学生の受け入れ

文学研究科

英語英文学専攻

《現状の説明》

平成 12(2000)年度より入学試験の内容に若干変更を加えた。博士課程前期課程の主要な改正点は、英語の読解力を重要視したこと、専門知識の詳細よりも英文で書かれた専門領域記述の読解力を試すことができる出題にしたことの二つである。後期課程も、従来は修士論文と今後の研究テーマに関してのみのものであったものが、ここでも専門領域の読解能力をテストする問題を出題することにした。

本学学部生を対象とする在学中の成績による学内推薦特別選考入試も、対象を英文学科のみでなく、他学部にも枠を広げている。

社会人に対しても平成 10(1998)年度以降門戸を広げており、これまで前期課程に 5 人を受け入れてきている。

定員は前期課程 20 名であるが、現在の在籍者は各学年 3 名であり、後期課程は定員 9 名に対して 5 名在籍している。

《点検・評価及び長所と問題点》

学内推薦制度の一つと考えられる特別選考入試の対象を英文学科生に限定しないことは、門戸を広げる結果となっているが、他学部からこの制度を利用した入学者は今のところない。説明会を平成 12(2000)年度と平成 13(2001)年度開催したが、急激な浸透はまだみられない。

一般入学試験の内容を変更したと同時に、これを公開することにしてはいるが、大学院への関心が高まることが期待される。試験内容に関する問い合わせが増えていることは事実である。

現職教員のリカレント・コースないし専修免許取得コースとしての社会人枠の利用を期待しているが、十分に利用されているとはいえない。

《将来の改善・改革に向けた方策》

大学院教員資格のある学部の教員をできるだけ早く、そして適切に大学院のスタッフにすることに努めており、これによって分野を広げ、学生の多様なニーズに応えようとしている。教育課程の改訂ももう一つの可能性である。

ヨーロッパ文化史専攻

【学生募集方法、入学者選抜方法】

大学院研究科の学生募集の方法、入学者選抜方法の適切性

《現状の説明》

学生募集方法について、6月の特別選抜、9月と2月の一般募集2回、計3回行われる。また、社会人の受け入れを積極的に受け入れるために、社会人特別選考も実施している。その際『大学院学生募集要項』が発行される。

入学者選抜方法については、博士課程前期課程の場合、6月の特別選抜はこれまで取得した語学科目と専門科目の平均点が一定の基準に達した優秀な学生に対する学内選考である。9月と2月の一般選考は、外国語科目（英語、ドイツ語、フランス語の1科目）、専門科目（キリスト教史領域または西洋史領域から1科目選択）、口述試験の総合点で判定される。特に口述試験は、論文及び研究計画書に基づき専門分野に関する基礎学力について試問する。

また、後期課程の場合、外国語科目（英語、ドイツ語、フランス語の内から2科目選択）、専門科目（キリスト教史領域または西洋史領域から1科目選択）、口述試験の総合点で判定される。特に口述試験は、論文及び研究計画書に基づき専門分野に関する基礎学力について試問する。

社会人特別選考の場合、修士論文及び研究計画書に基づき専門分野に関連する基礎学力について試問する。

《点検・評価及び長所と問題点》

後期課程の語学試験については、最近の学生のレベルを考えると、2科目受験と言うことがかなりの負担となっていることがわかった。

また、社会人学生の語学能力を試験することがないために、入学後かなり苦労している場合が出てきている。

《将来の改善・改革に向けた方策》

本専攻の場合には、語学能力の維持ということが欠かせない。入学後に語学能力を高めるための科目の導入など、新たな措置を考えていく必要がある。

【学内推薦制度】

成績優秀者等に対する学内推薦制度を採用している大学院研究科における、そうした措置の適切性

《現状の説明》

前期課程の入試について、外国語講読と演習の平均点が一定の基準に達した本学の4年生に対して、研究計画書をもとに基礎学力について試問する制度を導入している。

この制度で入学した学生は、平成 10(1998)年度 2 名、平成 11(1999)年度 2 名、平成 12(2000)年度 3 名、平成 13(2001)年度 1 名である。

《点検・評価及び長所と問題点》

この制度は、学部学生に対して大学院進学の動機づけとしてかなりの効果を持っている。

《将来の改善・改革に向けた方策》

学内においてこの制度があるということを知らない学生が多いことから、より積極的に広報する必要がある。

【門戸開放】

他大学・大学院の学生に対する「門戸開放」の状況

《現状の説明》

前期課程において、平成 10(1998)年度入学 1 名、平成 11(1999)年度 1 名、平成 12(2000)年度 2 名と毎年該当学生がいる。

《点検・評価及び長所と問題点など》

本専攻が設置されているということがまだ周知されていないために、受験生が少ないのではないと思われる。したがって、インターネットなどを通じたより積極的な広報活動を展開する必要がある。

【社会人の受け入れ】

社会人学生の受け入れ状況

《現状の説明》

前期課程の場合、平成 9(1997)年度 2 名、平成 10(1998)年度 2 名、平成 13(2001)年度 2 名、計 7 名を受け入れている。

後期課程の場合、平成 11(1999)年度 1 名、平成 13(2001)年度 1 名を受け入れている。

《点検・評価及び長所と問題点》

教員の再教育や生涯学習への社会的要求に応えるために、積極的に取り組んでいると評価できよう。

《将来の改善・改革に向けた方策》

まだ、社会人特別選抜の存在、その選抜方法について、必ずしも知れわたっていないために、パンフレットなどを作成して積極的に県・市の教育委員会にも働きかける必要がある。

【定員管理】

恒常的に著しい欠員が生じている大学院研究科・専攻における対処方策の適切性

《現状の説明》

前期課程の定員5名のうち、入学者は平成9(1997)年度5名、平成10(1998)年度5名、平成11(1999)年度4名、平成12(2000)年度3名、平成13(2001)年度5名となっている。

後期課程の定員は2名のうち、入学者は平成11(1999)年度3名、平成12(2000)年度0名、平成13(2001)年度2名となっている。

《点検・評価及び長所と問題点》

本専攻は、ほぼ毎年定員を満たしている。ただし、後期課程の就職困難な状況を踏まえると、今後定員を確保すること自体、問題となるように思われる。

《将来の改善・改革に向けた方策》

後期課程の就職を全学的に対策を考え、その取り組みを公開する必要があるだろう。

アジア文化史専攻

【学生募集方法、入学者選抜方法】

大学院研究科の学生募集の方法、入学者選抜方法の適切性

前期課程は、年2回(9月と2月もしくは3月)にわたって一般選考と社会人特別選考を実施している。一般選考では、専門科目試験・外国語科目試験・面接口述試験を課して、その成績によって合否を判定し、社会人特別選考では、口述試験の成績と書類審査によって合否を判定している。後期課程は、年1回の一般選考と社会人特別選考を実施している(2月もしくは3月の前期課程試験の翌日)。一般選考では、修士論文などの提出もしくは専門科目試験・外国語科目試験・口述試験を課して、その成績によって合否を判定し、社会人特別選考では、口述試験の成績と書類審査によって合否を判定している。募集方法・試験期日・選抜方法はいずれも適切であると考え、今後、外国語能力の十分でない社会人の受験が予想され、社会人特別選考にも外国語科目試験を課すべきかどうか、検討を始めたところである。

【学内推薦制度】

成績優秀者等に対する学内推薦制度を採用している大学院研究科における、そうした措置の適切性

本学学部4年生に対する学内特別入試を実施している。通例6月に実施しており、口述試験と書類審査により合否を判定している。学業成績が所定の水準以上でなければならず、かつ指導教員の推薦も必要であり、成績優秀者の入学を促すためにも、一指導教員による学部・大学院の一貫制教育を試行するためにも、極めて適切な措置であると考え。ただ、6月の段階では4年次前期の成績が未定であり、また大半の学生は希望進路が未確定であるため、実施時期を夏期休暇後にすべきであるとの意見もある。今後の検討課題としたい。

【門戸開放】

他大学・大学院の学生に対する「門戸開放」の状況

門戸を十分に開放している。現在までのところ、東北福祉大学・帝京大学・中央大学・立命館大学・国士舘大学・山形大学の卒業生が、本専攻前期課程に入学している。ただ、他大学・他大学院へのアピールは専ら教員の個人的努力に負うところが多く、今後は組織的に各大学・各大学院に情報提供を行わねばならないと考えている。

【社会人の受け入れ】

社会人学生の受け入れ状況

前期課程：平成9(1997)年度入学3名(地方研究機関職員・一般会社員・主婦)、平成11(1999)年度入学2名(市町村文化課専門職・一般会社員)、平成12(2000)年度入学1名(一般会社員)。後期課程：平成11(1999)年度入学1名(市町村文化課専門職)、平成13(2001)年度入学1名(市町村文化課専門職)。市町村文化課などの専門職員としてある程度の研究歴を持つ社会人や会社員、主婦などの一般社会人は、ほぼ半々の割合である。今後は一般社会人の入学者を今少し増やしたいと考えている。

【定員管理】

恒常的に著しい欠員が生じている大学院研究科・専攻における対処方策の適切性

前期課程は、定員5名に対して、過去入学者は、平成9(1997)年度8名、平成10(1998)年度8名、平成11(1999)年度9名、平成12(2000)年度8名、平成13(2001)年度15名であり、定員のほぼ2倍で推移している。担当教員が16名であることを考えると、あるいは定員増を予定しなければならぬと思うが、社会情勢などを勘案しながら慎重に検討したいと考える。

後期課程は、定員2名に対して、平成11(1999)年度・12(2000)年度・13(2001)年度いずれも2名であり、適切である。

経済学研究科

【学生募集方法、入学者選抜方法】

大学院研究科の学生募集の方法、入学者選抜方法の適切性

《現状の説明》

一般選考及び特別選考に加え、社会人特別選考と昼夜開講制を実施している。

一般選考は、本学経済学部をはじめとする各学部はもちろん、あらゆる大学の学生を対象にし、10月初めと3月初めの2回実施されるが、専門科目の中から2科目と外国語1科目（英語・ドイツ語・フランス語、他大学出身の外国人の場合、日本語）を解答する筆記試験と面接及び口述試験を課する。合否の判定にあたって応募時に提出された研究計画書の内容は口述試験を通じて重視されている。また、特別選考は7月初めに実施されるが、いわゆる推薦入試であるこの選考は、基礎となる本学経済学部の翌年3月卒業見込み者を対象とし、学部成績（出願時の既得単位科目の平均点が75点以上）、研究計画書、教員の推薦書、面接の結果をもって総合的に判断することになっている。

次に、社会人特別選考は3月初めに実施されるが、応募時に提出される研究計画書に基づき専門分野に関する口述試験を中心として書類選考とあわせて総合的に合否を判定し、いわゆる筆記試験は行わない。この選考の出願資格は、大学を卒業した者あるいはそれと同等の学力を有すると判定される者で、企業や官公庁の正規職員として勤務し、所属長の推薦を受けて在職のまま入学できる者、又は3年以上の社会人経験を有する者（主婦を含む）となっている。

このほか、外国人留学生特別選考は、文部科学省が各国で実施した留学生試験に合格した国費外国人留学生を対象に、専門科目2科目と日本語の筆記試験と面接及び口述試験によって行われる。なお、私費の外国人留学生については一般選考が適用されるが、他大学の出身の場合、外国語に関しても日本語を選択させている。

《点検・評価》

一般選考のみならず、社会人特別選考・昼夜開講制、さらに留学生の受け入れをしているという点で、社会人・留学生への教育的配慮がなされており、積極的に評価される。また、特別選考制度の存在は、経済学部卒業生への配慮も充分なされているものである。

《長所と問題点》

特別選考は、本学経済学部卒業生を対象としたものであり、社会人特別選考は、大学を卒業した者あるいはそれと同等の学力を有すると判定される者を対象とするものであり、本研究科の特徴が現れていると考える。

《将来の改善・改革に向けた方策》

現職の中学校教員及び高等学校教員が専修免許の取得を目的として応募してきた場合、

優先されてしかるべきと考えるが、その際、合格者が入学について、教育委員会などからの承認を必要とすることに鑑み、社会人特別選考の時期を10月初めにも行う必要がある。

【学内推薦制度】

成績優秀者等に対する学内推薦制度を採用している大学院研究科における、そうした措置の適切性

《現状の説明》

特別選考は7月初めに実施されるが、いわゆる推薦入試であるこの選考は、基礎となる本学経済学部翌年3月卒業見込み者を対象とし、学部成績(出願時の既得単位科目の平均点が75点以上)、研究計画書、教員の推薦書、面接の結果をもって総合的に判断することになっている。

《点検・評価》

特別選考によって入学を許可され、その後、優れた研究論文を作成している院生を見るとこの制度は十分に評価される。入学者の確保という点でも一定の効果を果たしていると考えられる。

《長所と問題点》

経済学部の卒業生、しかも卒業予定者に限定していることは長所でもあるが、問題点になるかもしれない。入学者の一定の確保という点で意味はあるが、一般選考による入学者を排除するようなことがあれば、問題である。

《将来の改善・改革に向けた方策》

過年度の本学経済学部卒業生にも、あるいは本学他学部の卒業生にも拡大することが考えられる。ただ、この制度がその後に行われる「一般選考」による入学者を排除するようなことがあれば、問題である。

【門戸開放】

他大学・大学院の学生に対する「門戸開放」の状況

《現状の説明》

前期課程(旧修士課程も含む)を修了した者及び現在在籍中の者は、平成13(2001)年7月現在154名で、本学経済学部及び他学部出身者が大半ではあるが、外国の大学を含む他大学出身者も相当数いる。なお、外国人留学生についてみれば、中国人私費外国留学生は博士の学位を得ており、現在、オーストラリア人国費留学生と中国人私費留学生が在籍している。

《点検・評価》

上述のように外国人留学生の受け入れについては十分に評価される。また、本研究科においては、「東北学院大学大学院研究生規程」の定めによって外国人を含む研究生の受け入れを行っており、評価されるべきである。

《長所と問題点》

外国人留学生の受け入れの要件は、大学（外国の大学も含む）を卒業した者又はそれと同等の学力があると認定された者であり、書類審査と面接の結果に基づき入学の可否が決定されることになっている。現在、本研究科経済学専攻前期課程に在学しているカーティン大学（オーストラリア）出身の外国人国費留学生が、東北大学日本語研修センターでの半年間の研修期間のあと、前期課程に入学するまでの半年間を本研究生として在籍していたことがある。

課題としては、特定の国に偏することなく、アジアのみならず他地域からの留学生の受け入れが望まれる。

《将来の改善・改革に向けた方策》

国際交流会館の建設、スカラシップ制度の拡充、外国の本学との協定校との留学生交換による受け入れなどが望まれる。

【社会人の受け入れ】

社会人学生の受け入れ状況

《現状の説明》

生涯学習の時代ということが言われるようになった今日において、大学院教育もその一翼を担うものとして新たな位置づけを与えられるようになり、さまざまな方向への模索が行われているが、本研究科においても、そのような状況に対応すべく、平成10(1998)年4月より社会人の受け入れを積極的具体的に推進するため、前期課程の学生定員を1学年5名、計10名から1学年8名、計16名に増員し、これまでの「一般選考試験」、「特別選考試験」に加えて「社会人特別選考試験」を実施するとともに、社会人の受講の便宜を図って授業の「昼夜開講制」を導入し、所期の成果をあげている。

《点検・評価》

特に、学部から進学した大学院生にとって、社会的経験も豊富で、年齢のかなり高い者を含む社会人大学院生の真摯な学習態度は極めて好ましい刺激となっており、望外の効果があったと現時点において言うことができ、十分に評価できる。

《長所と問題点》

実務経験のある社会人の入学は、教育のみならず研究の面においても良い結果を出している場合が多い。しかし、研究時間のなさ、語学力の不十分さのゆえに問題も多いと言わ

ざるを得ない。学部の授業を聴講させる等、補習の機会を設けざるを得ないこともある。

《将来の改善・改革に向けた方策》

聴講制度を拡充するなどして基礎力のアップを図ることや、日曜の午後の授業、サテライト教室なども必要になるであろう。在宅によって学ぶ「eラーニング」、「通信教育」も考慮に値する。

法学研究科

【学生募集方法、入学者選抜方法】

大学院研究科の学生募集の方法、入学者選抜方法の適切性

《現状の説明》

前期課程に関しては、一般選考、特別選考に加え、社会人特別選考を行っている。特別選考については、別に項目が立てられているので、ここでは扱わない。

一般選考は、本学法学部をはじめとする各学部はもちろん、あらゆる大学の学生、卒業生などを対象に、9月末から10月初めにかけて（秋季入試）と翌年の2月末（春季入試）の2回行われる。社会人特別選考は、社会人を対象にして、一般選考と同時に行われる。一般選考と社会人特別選考の募集方法は、各大学に募集要項を送付して掲示を依頼するとともに、学内外にポスターを掲示する。インターネットのホームページ（HP）も利用されている。

入学者選抜の方法は次のとおりである。

一般選考は、専門科目2科目及び外国語1科目（英独仏語から選択）の筆記試験、口述試験及び面接により行われる。社会人特別選考は、口述試験のみである。口述試験では、「研究計画書に基づき専門分野に関連する基礎学力について試問する」（募集要項）。社会人特別選考の場合、提出書類としての「研究計画書」は、一般選考（800字以上1,200字以内）よりも長文のもの（1,200字以上2,000字以内）を課している。後期課程に関しては、一般選考のみを行っている。そして、春季入試のみである。その募集方法は、前期課程の場合と変わらない。入学者選抜方法は、外国語2科目（英独仏語から選択）と口述試験である。

《点検・評価及び長所と問題点》

学生募集方法については、従来の方法のほかに、HPをもっと有効に利用すべきではないかと考えられる。入学者選抜方法に関しては、次のとおりである。

前期課程一般選考について：外国語につき辞書1冊の使用を認めている。全員に外国語の受験を課している。このことは、大学院の目的からみて、望ましいあり方と考えている。専門科目についても、2科目の受験を課している。これも適切であると考えている。他方、外国語の受験を課すことによって、専門職業人を目指す志願者の一部をを大学院から遠ざ

けているのではないかということが問題点である。しかし、一定レベルの外国語の能力は、専門職業人を目指す場合にも必要であると考えている。

前期課程社会人特別選考について：口述試験だけでなく、小論文や筆記試験を課している大学院もある。しかし、これまでのところ、本研究科に入学してきた社会人院生の学力、意欲からみて、上記の入学者選抜方法はほぼ適切であると思われる。

後期課程一般選考について：特に問題はない。

《将来の改善・改革に向けた方策》

学生募集方法については、すべての入試を通じて、HPをもっと活用しなければならない。前期課程一般入試方法については、改善・改革を続けてきたが、今後も実情に即して検討して行きたい。

【学内推薦制度】

成績優秀者等に対する学内推薦制度を採用している大学院研究科における、そうした措置の適切性

《現状の説明》

本研究科の「特別選考」は、「本学法学部学生及び卒業生で学部成績の優秀な者」を対象に6月から7月までの間に行われる（本研究科内規）。前記「学部成績の優秀な者」についての基準は、在学生については学部3年までの成績が、卒業生については最終学年までの成績が次の基準に該当する者をいう。

専門科目の成績 単位取得科目につき 平均 75 点以上

外国語の成績 必修科目につき 平均 80 点以上（ただし、研究者志望でない場合には、平均 75 点以上）

（以上、本研究科「内規に関する申合せ」）

特別選考の募集要項は学内に掲示される。特別選考による入学者は、平成9(1997)年度から平成13(2001)年度の5年度に計3名である。少ないと言える。そこで、前記「学部成績の優秀な者」の認定基準が実情に必ずしも適合していないことも一因ではないかと考えられた。前記「申合せ」の基準は、従来の基準を、専門科目につき5点、「研究者志望でない場合」の「外国語」につき、5点引き下げたものである。特別選考による入学判定は、「学部成績表、研究計画書、法学部教員の推薦書及び面接の結果を総合して行う。」（本研究科内規）。

《点検・評価及び長所と問題点》

この制度による入学者は、入学後も好成績を残している。これまで本学の後期課程に進学し博士の学位を取得した者4名はすべて、前期課程には特別選考によって入学している。この制度は、優秀な学生を大学院に進学させ、大学院の所期の目的を達成する上で役立っている。

《将来の改善・改革に向けた方策》

近時、成績基準の見直しを通してこの制度の門を専門職業人養成にも広げつつあることは前述した。その場合、6月から7月にかけて1回のみという現在の特別選考実施時期がそのままではいかは問題である。

【門戸開放】

他大学・大学院の学生に対する「門戸開放」の状況

《現状の説明》

平成8(1996)年度から平成13(2001)年度までの前期課程修了生25名のうち、本学学部卒業生は約20名である。これを一般入試による合格者についてみると、20名中、本学学部卒業生が19名を占める。後期課程発足以来の修了者、満期退学者計7名のうち、本学学部の卒業生は6名である。前期課程の志願者には、他大学卒業見込者又は他大学卒業生も若干名いる。しかし、成績が基準に達しなかったり、入試欠席、入学辞退などにより入学するに至っていないことが多い。外国の大学の卒業生を受け入れたことはない。

《点検・評価及び長所と問題点》

他大学・大学院の学生に対する「門戸開放」の状況は、十分ではないと言わなければならない。他大学・大学院からのしかるべき志願者が少ないところに問題がある。外国人留学生を受け入れたことがない点については、法制度の違いもあり、やむを得ない面もある。

《将来の改善・改革に向けた方策》

広報の強化のほか、外国人留学生のための特別選考制度について検討することも必要であろう。

【飛び入学】

「飛び入学」を実施している大学院研究科における、そうした制度の運用の適切性

《現状の説明》

前期課程への入学などの資格として、「飛び入学」を認め（本学大学院学則第20条第6号）、後期課程への入学などの資格として、「飛び入学」を認めている（同20条の2第4号）。しかし、前期課程への「飛び入学」を認める要件としての「所定の単位を優れた成績を持って修得した者と本大学院において認めた者」についての基準はまだ定められていない。当然のことながら、これまで「飛び入学」した者もない。

《点検・評価及び長所と問題点》

この制度を学則上認めていること自体は適切であろう。しかし、前期課程への「飛び入

学」を認める要件としての「所定の単位を優れた成績を持って修得した者と本大学院において認められた者」についての基準がまだ定められていないことは問題である。

《将来の改善・改革に向けた方策》

上記の基準を定めることである。

【社会人の受け入れ】

社会人学生の受け入れ状況

《現状の説明》

平成 10(1998)年 4 月から昼夜開講制、社会人入試を導入した。前期課程の定員 (10 名) には変更を加えていない。入学者は次のとおりである。平成 10(1998)年度 3 名、平成 11(1999)年度 2 名、平成 12(2000)年度 2 名、平成 13(2001)年度 5 名。入学者の多くは税理士資格取得を目的とする入学である。ほかに、会社業務に役立てることや法律学の学習という目的による入学もある。

《点検・評価及び長所と問題点》

平成 13(2001)年度までは順調な受け入れ実績と言える。既に述べたように、社会人学生は、法学部以外の学部の出身者が通常である。また、外国語の試験を受けずに入学する。そのため、授業実施の上で多かれ少なかれ困難な問題が生じている。他方、既に専門職業人である者がいたり、一般に社会経験が豊富である。また、一般に向学心が強い。それらにより、一般院生にはもとより、教員の研究にも良い刺激を与えている面もある。

《将来の改善・改革に向けた方策》

社会人学生に役に立つ授業科目を増やす観点から、カリキュラムの見直しが必要であろう。来年度から、「租税法特殊講義Ⅰ」、「同Ⅱ」を新設するのは、そのささやかな第 1 歩である。ただし、既に述べたように、この方向での改革に関しては、法科大学院の設置に向けた検討が優先すると考えている。

【定員管理】

恒常的に著しい欠員が生じている大学院研究科・専攻における対処方策の適切性

《現状の説明》

平成 9 (1997)年度から平成 13(2001)年度までの大学院生定員及び在籍者は次のとおりである。

前期課程

年度	平成 9 (1997)	平成 10 (1998)	平成 11 (1999)	平成 12 (2000)	平成 13 (2001)
定員	20	20	20	20	20
現員	9	11	13	14	11

後期課程

年度	平成 9 (1997)	平成 10 (1998)	平成 11 (1999)	平成 12 (2000)	平成 13 (2001)
定員	6	6	6	6	6
現員	1	1	2	2	1

以上により、前期課程は、定員の半ばを満たしている程度、後期課程には定員の著しい欠員が生じていることが分かる。そこで、平成 12(2000)年度から、主として前期課程の定員充足対策に取り組んできた。その主なものは次のとおりである。

A：研究科の教育内容、教育環境の充実

- (1) 修了生、在籍院生から「改善のためのアンケート」をとり、院生側から見た問題点を知り、主な問題点の改善に取り組むこと。
- (2) カリキュラムの充実として、平成 14(2002)年度から租税法特殊講義及び政治学特殊講義を新設。
- (3) 前期課程につき、各研究科の合同研究室の発足と設備の充実（全研究科）。
- (4) 専任教員の増員。
- (5) 大学院紀要（法学研究年誌）刊行体制の整備、内容の充実。

B：入試志願者を増やすための対策

- (1) 特別選考における学部成績基準の一定の緩和（前述）。
- (2) 前年度入試問題の公開。
- (3) 学部学生を対象とする入試説明会の開催（昨年度 1 回、今年度 2 回）。

《点検・評価及び長所と問題点》

平成 13(2001)年度入試、平成 14(2002)年度入試の志願状況から見る限り、以上の対処方策は、残念ながら結果を出していない。むしろ、一般入試受験者の減少が進行した。上記の対処方策は在籍院生にはプラスに働いていることは間違いない。その効果が志願者増に結び付くにはもっと時間がかかるかもしれない。また、志願者増には結びつかなかったが、大学院進学説明会を開催したことによって、大学院進学に関心を持つ学部学生が少なくなることが分かった。特に、今年 1 月に開催した説明会には、主催者の予想をはるかに上回って約 25 名の参加者があり、うち、来年度受験資格を得る 3 年生が 17 名以上であった。

《将来の改善・改革に向けた方策》

当面は、上記の各対処方策を持続し、発展させる必要がある。同時に、前期課程の将来を法科大学院設置との関連で見極める必要がある。そして、前期課程を存続させることとなった場合には、その目的、教育課程を抜本的に見直す必要があるだろう。

工学研究科

【学生募集方法、入学者選抜方法】

大学院研究科の学生募集の方法、入学者選抜方法の適切性

《現状の説明》

大学院工学研究科の収容定員を次の表に示す。入学者の選抜は、大学院工学研究科の博士課程前期課程では、主として大学卒業または卒業見込み者を対象とした一般選考を秋季（9月）と春季（2月）の2回行っており、出願資格は東北学院大学大学院学則第20条の入学等の資格に定められている。一般選考では筆答（専門、外国語など）試験及び口述試験により、入学者が選抜される。また、3年次までの成績が優秀な本学工学部の学生を対象とした特別選考を6月に実施している。特別選考出願者は前述の出願資格に加え、ある一定の成績基準を満たす者だけを推薦することが申し合わされている。特別選考については口述試験により入学者選抜が行われる。

表) 大学院工学研究科収容定員

専攻	前期課程		後期課程		総収容定員
	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	
機械工学専攻	8	16	2	6	22
電気工学専攻	8	16	2	6	22
応用物理学専攻	8	16	2	6	22
土木工学専攻	8	16	2	6	22
計	32	64	8	24	88

加えて、本学では本格的な生涯学習の時代を迎えた社会の要求に応えるため、平成10(1998)年4月からは、全研究科が社会人を受け入れており、工学研究科においても一般選考が実施される秋季（9月）と春季（2月）の2回、社会人特別選考を行っている。社会人特別選考への出願者は、入学等の資格（東北学院大学大学院学則第20条）を満たし、企業、官公庁等に正規の職員として勤務し、所属長の推薦を受けて、在職のまま入学できる者であるか、または3年以上の社会人経験を有する者でなければならない。社会人特別選考では書類審査及び口述試験により入学者の選抜が行われる。

後期課程については、春季（2月）だけに一般選考と社会人特別選考が行われており、一般選考では筆答（外国語、論文など）試験及び口述試験、社会人特別選考では書類審査及び口述試験により入学者選抜が行われている。また、社会人特別選考への出願者は、入学等の資格（東北学院大学大学院学則第20条）に加え、3年以上の社会人経験を有する者でなければならない。

このほか外国人の大学院入学を志願者の受け入れも行っている（東北学院大学大学院学則第41条）。

《点検・評価及び長所と問題点》

大学院工学研究科の学生募集における、現在の特別選考、一般選考及び社会人特別選考の実施は、受験者に多様な応募機会を提供しながら、大学院において教員が行き届いた指導ができる学生数を選抜するのに、適切であると考えられる。また、入学者選抜についても各専攻において適宜検討がなされ、改善が進められてきていることから、適切な方法がとられていると確信できる。しかしながら、次の表に示した平成13(2001)年6月1日現在の工学研究科学生数にも見られるように、後期課程においては多くの欠員を生じているという問題点もある。また、前期課程における専攻による学生数のばらつきは一過性のものと考えられるが、これも現在の問題点の一つとして挙げられる。

表) 大学院生数〔平成13(2001)年6月1日現在〕

専攻	前期課程			後期課程				合計	研究生	総計
	1年	2年	小計	1年	2年	3年	小計			
機械工学専攻	3	8	11	0	0	0	0	11	1	12
電気工学専攻	10	11	21	0	2	0	2	23	1	24
応用物理学専攻	5	8	13	1	1	1	3	16	0	16
土木工学専攻	13	11	24	1	0	0	1	25	2	27
計	31	38	69	2	3	1	6	75	4	79

《将来の改善・改革に向けた方策》

後期課程における欠員の問題や、一過性のものと考えられるが前期課程における専攻による学生数のばらつきを改善する必要がある。教員が行き届いた指導を行えるという本研究科の長所を保ちながら、学生数の増員に向けた検討を継続的に行う必要がある。しかしながら、後期課程の欠員は博士号取得者の就職先の確保が極めて困難という社会状況とも密接な関連があり、欠員を減らすための具体的な方策を見出すまでには至っていない。

【学内推薦制度】

成績優秀者等に対する学内推薦制度を採用している大学院研究科における、そうした措置の適切性

《現状の説明》

前述のように、3年次までの成績が優秀な本学部の学生を対象とした特別選考を6月に実施し、口述試験による入学者選抜を行っている。この特別選考では推薦者に対して一定の成績基準を設けることにより、成績も良好で勉学意欲の高い学生が合格していることや、学内推薦制度は大学院を目指す学生の勉学意欲の向上や推薦され合格した学生に早期に大学院での勉学や研究活動に向けての自覚を促すなど、良好に作用している面が多く、適切な運用が行われていると考えられる。

《点検・評価及び長所と問題点》

この制度は、学生が特別選考による入学を目指すことによる学生間の適正な競争や勉学

意欲の向上という利点がある。また、この制度によって優れた大学院生を入学させることは、大学院における研究教育活動の質の向上に繋がるばかりではなく、そのような院生の存在は研究室に配属されてくる学部学生への格好の刺激ともなり、研究室活動や運営の面でも良好な作用が得られている。

《将来の改善・改革に向けた方策》

特別選考の基準を十二分に満たし、勉学意欲もある優秀な学生にとっても大学院における学費の確保は容易ならざる問題であり、特別選考によって入学する特に優秀な学生への奨学金制度の整備は、大学院のさらなる活性化のためにも重要な課題である。

【門戸開放】

他大学・大学院の学生に対する「門戸開放」の状況

《現状の説明》

従来から、本学大学院では他大学からの大学院入学者や他大学院学生の後期課程への受け入れを行ってきている。平成14(2002)年1月現在では、他大学からの大学院入学者は電気工学専攻後期課程2年次1名(東京工科大学、石巻専修大学大学院)と土木工学専攻後期課程1年次1名(ヤンゴン大学、アジア工科大学大学院)の2名である。

《点検・評価及び長所と問題点》

他の大学や大学院からの学生を受け入れることは、本工学研究科における研究教育の活動の枠を広げるという意味でも望ましいことである。しかしながら、他の大学や大学院からの入学者は少数であり、その数をいかにして増やすかという問題点が残されている。

《将来の改善・改革に向けた方策》

他の大学や大学院の学生にとって、魅力ある大学院となるための検討が今後の課題である。また、本学では、協定を締結した他の大学の大学院で特別聴講生として授業を聴講できる委託聴講生制度(東北学院大学大学院学則第39条)があり、現在文学研究科英語英文学専攻において関東地区の11大学(青山学院大学、法政大学、上智大学、明治学院大学、立教大学、聖心女子大学、津田塾大学、東京女子大学、東洋大学、日本女子大学、明治大学)と協定が行われている。工学研究科においても、委託聴講生制度の導入による大学院教育活性化が将来の検討事項となるものと考えられる。

【飛び入学】

「飛び入学」を実施している大学院研究科における、そうした制度の運用の適切性

《現状の説明》

3年次までの成績が極めて優秀な本学工学部の学生を対象にした「飛び入学」制度〔東

北学院大学大学院学則第 20 条（6）] があり、平成 7（1995）年度に機械工学科において 1 名がその適用を受けた。しかしながら、その後はこの制度が適用された例はない。

《点検・評価及び長所と問題点》

「飛び入学」は優秀な学生に早期により高度な専門課程を教育でき、1 年早く修士（工学）として社会に送り出せるという長所があり、この制度を適用できる学生が多く出現することは望ましい。しかしながら、本学工学部のカリキュラムは 4 年間で大学工学部卒業生として相応の教育成果が得られるように構成されている。したがって、教員側に 4 年次の重要な部分を経ずに大学院に飛び入学させることに対する逡巡がある。さらに、現在の学則のままでは大学院に飛び入学した学生が中退した場合、大学卒業資格も持たないという問題もある。

《将来の改善・改革に向けた方策》

大学院への「飛び入学」制度を有効に活用するためには、5 年間で修士終了というプログラムの再検討が重要な課題である。同時に、優秀な学生が安心して大学院への「飛び入学」に挑戦できるような大学卒業資格認定の整備も必要となる。今後、工学研究科として検討していきたい。

【社会人の受け入れ】

社会人学生の受け入れ状況

《現状の説明》

前述したように、工学研究科においても社会人特別選考により、社会人に対しても門戸の開放を行っている。しかしながら、社会人の大学院生は現在土木工学専攻前期課程 2 年次に所属する 1 名だけである。

《点検・評価及び長所と問題点》

社会人学生の受け入れは、生涯学習の時代を迎えた現代社会の要求である。特に技術の進展が速い工学分野においては、技術者のリカレント教育として重要な役割を果たすと考えられる。しかしながら、社会人がその仕事に従事しながら、講義を受講して単位を修得するには、本人にかなり大きな努力が要求されるという問題点が指摘されている。

《将来の改善・改革に向けた方策》

社会人大学院生にとっては、大学院修了までに、かなり大きな努力が要求されるという現状を考慮すると、大学院教員側の開講時間への特段の配慮に加えて、修業年限に柔軟性を持たせるなどの大学院生で学習しやすいような受け入れ態勢の整備も必要となる。

【定員管理】

恒常的に著しい欠員が生じている大学院研究科・専攻における対処方策の適切性

《現状の説明》

工学研究科においては、前期課程は、定員を超える大学院生が在籍している。後期課程については、博士号取得の能力を持つ学生は在籍するものの、博士号取得者の就職が極めて困難な社会状況を考えた場合、進学希望を持つ学生を受け入れることができないのが現状である。

《点検・評価及び長所と問題点》

博士号取得者の就職が極めて困難なのは、社会的状況に大きく依存し、本研究科の努力の範囲を超えた事項である。しかし、大学の組織として就職先の確保などに努力し、才能ある学生に応える措置を講じる必要がある。

《将来の改善・改革に向けた方策》

後期課程ばかりでなく、前期課程の学生に対しても、修学に対する経済的支援のあり方を検討する必要がある。さらに、就職先の確保に関しても全学的に取り組む必要がある。これらの問題を有効に議論するための委員会設置を要望していきたい。

人間情報学研究科

《現状の説明》

入試選抜方法は、一般選考、特別選考、社会人特別選考の3つの方法を採用している。前期課程の一般選考は秋季と春季の2回、後期課程は春季1回のみである。前期課程の選考は専門科目、外国語科目及び面接・口述試験の結果に、出身大学の教員の推薦書と研究計画とを総合的に判断して決定される。後期課程では、研究計画書と面接試験により決定される。秋季に行われる特別選考では、応募者は教養学部卒業見込みの学生の中から学業成績優秀（平均点80点以上）で、教養学部教員の推薦書と、研究計画書と面接結果を総合的に判断して決定される。社会人特別選考は春季1回であるが、前期課程と後期課程において実施している。いずれも外国語の試験及び筆記試験は免除されており、研究計画と面接が主な選考科目である。社会人とは大学卒業後3年以上の社会人経験者（主婦を含む）を指し、企業、官庁の職員、教員、看護職などの職業人が、所属長の許可を得て受験している。

《点検・評価及び長所と問題点》

以上のように研究科の門戸を広く開放しているので、国立大学教員、私立大学教員、国立研究所研究員、養護教諭そして団体職員など多様な職業の人々が入学しており、年齢も40代を中心に20代から60代まで幅広い。毎年、入学広報を各大学、民間企業、教育委員会等に約500部を送付した結果と見ることができ、下部組織である教養学部の学生の受験者が少ないことは意外である。学内広報に対する工夫が要求される。

《将来の改善・改革に向けた方策》

社会人に対しては語学の負担を軽減しているが、国際化の趨勢の中で少なくとも英語を課す必要があるのではないか再考させられるところである。また厳正な面接試験を目指しての検討がなされた結果、原則として専門学科担当教員 3 人に専門外学科担当教員 3 人が加わり、計 6 人で博士課程社会人の面接を行うことになっている。

なお、現在まで本研究科の入学定員に欠員を生じたことはないので、入試対処方策は適切であると言えよう。

6. 教育・研究のための人的体制

(1) 学部・学科等における教育研究のための人的体制

文学部

英文学科

【教員組織】

《現状の説明》

昼間主コースの3系、すなわち、英米文学系、英語学系、英語コミュニケーション論系の各専門分野を担当する教員の必要総数と教員の年齢構成を考慮に入れて人事を行っている。英語文化論系（夜間主コース）は、昼間主コースの各専門分野の教員が協力し合って担当している。現在、英文学科の総教員数は21名であるが、そのうち、嘱託教授は6名である。

《点検・評価及び長所と問題点》

ここ数年内に退職する教員が数名いるので、それを見越した人事をしなければならない。

《将来の改善・改革に向けた方策》

平成14(2002)年度には2名が着任予定である。平成15(2003)年度には、英文学、米文学、英語コミュニケーションの各分野から各1名、計3名を募集する予定である。

【教育研究支援職員】

《現状の説明》

「オーラル・プラクティス」や「スピーチ・コミュニケーション」などの科目を中心に、オーディオ・ビジュアルセンターを利用した英語教育を行っているが、センター職員が、学生がセンター内で視聴するためのソフトの貸し出し、教員の教材準備のための手伝い、部屋の管理などに当たっている。

《点検・評価及び長所と問題点》

センター職員は、センター運営のための一般事務職であり、センターで行われる外国語教育に専ら補助要員として関わるわけではない。

【教員の募集・任免・昇格に対する基準・手続】

《現状の説明》

英文学科の教員採用に当っては準公募性を取り、論文審査と面接で採用を決めている。任用、昇格には全学の基準（「東北学院大学教員資格審査規則」参照）を適用している。

【教育研究活動の評価】

《現状の説明》

2年ごとに、全学的に、『東北学院大学研究業績』を刊行し、著書、論文、研究発表など、教員の教育研究活動に関わる業績のリストを公開している。

キリスト教学科

【教員組織】

《現状の説明》

本学科はその理念・目的に従い、比較的オーソドックスな神学理解に基づき神学諸科目を配置し、教員組織を形成してきた。具体的に言えば、聖書（旧約聖書学、新約聖書学）、歴史（キリスト教古代・中世史、キリスト教近・現代史）、組織（教義学、キリスト教倫理学、他）、実践神学（説教学・牧会学、キリスト教教育）、その他、宗教学、哲学史、など。数年来、教員の世代交代期を迎え、主要科目で専任教員を欠いているところがある。そのため専任と非常勤の割合は、非常勤への依存率が少し増している。

《点検・評価及び長所と問題点》

現在本学科はそれぞれの専門領域でもっとも質の高い教員を擁し、教師陣に対する信頼感は内外に大きいものと認識している。ただ主要科目で欠員があり、早急に解消しなければならない。またここ数年採用された新しい教員も40歳代後半から50歳代前半で、比較的接近しており、今後の学科のためにも30歳代の任用が期待される。なお現教員は、月1回の定例の、また時々の臨時学科会議を開催し意志の疎通を図り、一致協力して本学科の教育目標の達成のために努めている。

《将来の改善・改革に向けた方策》

上に記したように、学科の質を最良に保つため、教員組織の構成は今後の本学科の最大の課題である。専門領域の研究で優れた能力を持つ者、神学教育に対して優れた見識を持つ者、学内宗教活動に熱意を持つ者、30歳代で、他教員と協力的に仕事をするのできる者の採用を目指したい。また本学科生の多様化に伴い、それに対応する人材も、採用に余裕があれば考えていかなければならないであろう。

【教育研究支援職員】

《現状の説明》

教育研究支援職員を現在もっていない。近い将来配置する考えも、今のところない。

【教員の募集・任免・昇格に対する基準・手続】

《現状の説明、点検・評価》

教員採用に、現在公募制は採用していない。教員の募集・任免・昇格に関する本学科独自の規準はない。全学の規準に従っている。しかし特に募集・採用については、その都度、学科会議において、そのための組織を立ち上げ、客観的で公平な審査を厳密に実行してきた。今後もこれが継続されなければならない。

【教育研究活動の評価】

《現状の説明》

教育研究活動についての評価は、大学全体の研究業績集に全員が掲載し、さらに学科の機関誌「学科通信」、「学科紹介」に主なものを掲載している。公なものとしては、それで現在のところ十分であろう。

史学科

【教員組織】

学部・学科等の理念・目的並びに教育課程の種類・性格、学生数との関係における当該学部の教員組織の適切性

《現状の説明》

史学科の平成 14(2002)年 1 月 31 日現在の在籍学生数は 1,050 名で、専任教員数は 23 名であるから、教員 1 名当たりの学生数は 45.7 名弱となる。

主要な授業科目への専任教員の配置状況

《現状の説明》

史学科の主要な科目は、「教養教育科目」が 5 科目、「専門教育科目」が第 1 類・第 2 類を合わせて 74 科目で（ともに開講コマ数ではない）、これに対する専任教員の配置状況は 23 名である。

なお、「専門教育科目」の内、3 年生対象の「総合演習」と 4 年生対象の「論文演習」は、

21名の専任教員が各専門分野ごとに担当している。

教員組織における専任、兼任の比率の適切性

《現状の説明》

史学科の平成13(2001)年度における専任教員数は23名、兼任教員数(非常勤講師を含む)は30名である。

理念・目的・教育目標との関連における、教員組織の年齢構成の適切性及び教育課程編成の目的を具体的に実現するための教員間における連絡調整の状況とその妥当性

《現状の説明、点検・評価及び長所と問題点》

平成13(2001)年12月末現在における史学科の専任教員23名の年齢構成は、71歳1名、70歳1名、69歳1名、66歳1名、65歳5名、61歳2名、58歳1名、54歳1名、52歳1名、51歳3名、50歳2名、48歳1名、45歳1名、41歳1名、36歳1名で、平均年齢は60歳である。したがって、史学科の教員組織の年齢構成が「高齢化」していることは否めず、年齢構成を若くしていくことが史学科の大きな課題となっている。

【教育研究支援職員】

《現状の説明》

史学科では現在のところ教育支援組織を有していない。

【教員の募集・任免・昇格に対する基準・手続】

《現状の説明》

史学科では現在、教員採用に公募制を採用していない。また、教員の募集・任免・昇格に関する史学科独自の基準はないが、教員の募集・任免・昇格については、本学の基準に基づいて行っている。

【教育研究活動の評価】

《現状の説明》

史学科教員の教育研究活動のうち「研究業績」については、平成7(1995)年3月に「東北学院大学自己点検・評価委員会」が過去6年間の全学教員の研究業績を掲載した『東北学院大学研究業績(1988～1993)』を編集・発刊して以来、2年ごとに発刊している東北学院大学の『研究業績(1994～1996)』、『研究業績(1997～1998)』、『研究業績(1999～2000)』に各教員の研究業績を掲載・公表している。教育活動の評価方法については、現在全学的に検討中である。また、教員の選考については、「研究業績」を中心に「研究能力・実績」と大学(又は大学に準じる教育機関及び研究機関)における職歴を基準にして選考している。

《点検・評価及び長所と問題点》

教員の教育研究活動についての評価方法とその有効性については、上記のとおりであるが、現在「東北学院大学自己点検・評価委員会」が編集・発行している2年ごとの『研究業績』には、研究業績のない教員については、その旨記されていないので、上記の『研究業績』なる冊子は本学の全教員の研究業績の実態を正しく反映していないという大きな問題がある。なお、史学科の教員について言えば、すべての教員が本冊子に研究業績を掲載している。

《将来の改善・改革に向けた方策》

研究業績のない教員については、今後上記の『研究業績』を編集・発刊する場合、本学の全教員名を記した上で、「研究業績」欄に「なし」と記すべきである。

経済学部

【教員組織】

学部・学科の理念・目的並びに教育課程の種類・性格、学生数との関係における教員組織

《現状の説明》

経済学部2学科の教育課程は、学部・学科の目的に沿って編成されており、その教育課程の実施を可能にする教員も適切に確保されている。一方、学生数との関係では、教員一人当たりの学生数は他学部・学科と比較して高い数値となっている。

《点検・評価及び長所と問題点》

教育課程の種類・性格と学部教員組織との関係はおおむね適切であると判断できる。学生数と教員組織に関しては若干改善の余地はあると思われるが、教育課程の種類・性格からすれば、特に問題はない。

《将来の改善・改革に向けての方策》

当面現状を維持しながら、学生数と教員組織の問題は教育課程の実施の方法を工夫することによって対応したい。

主要な授業科目への専任教員の配置

《現状の説明》

経済学部2学科の主要な授業科目にはほぼ専任が配置されている。

《点検・評価、長所と問題点及び将来の改善・改革に向けての方策》

主要な授業科目への専任教員の配置という点では、経済学部は適切であると判断できるので、今後も可能な限り現状を維持したい。

教員組織における専任、兼任の比率

《現状の説明》

一部の科目（外国語、情報リテラシーなど）の担当を除き、経済学部では科目担当における専任の教員の比率はかなり高い。

《点検・評価、長所と問題点及び将来の改善・改革に向けた方策》

経済学部における授業の開講コマ数に占める専任担当の割合は適切であると判断できるので、今後も現状を維持したい。

教員組織の年齢構成

《現状の説明》

経済学部の理念・目的・教育目標との関連で教員組織の年齢構成の適切性を判断することは難しいが、年齢構成のバランスという点では若干偏りが見られる。つまり、若い世代のウエイトがかなり高くなっている。

《点検・評価及び長所と問題点》

上記のような現状であるが、学部・学科の理念・目的、教育目標の実現にとって支障が生じる状況ではない。

《将来の改善・改革に向けた方策》

教員採用の時点では当然年齢構成を考慮するが、応募者との関係で年齢のバランスをとることは難しい面がある。上記の観点から問題が予想される場合には特にその点に配慮したい。

教育課程編成の目的実現のための教員間における連絡調整

《現状の説明》

経済学部では、教育課程編成の目的実現のための教員間における連絡調整は、各学科会議で行われている。経済学部では、各学科会議が各学科の問題を検討する最も重要な位置づけを与えられており、それらの会議を経て学部教授会で学部全体の調整が行われる。学科会議は学科の教員全員が構成員であり、学部教授会は学部の全教員から構成されている。

また、他学部・学科の教員に経済学部の科目担当を依頼する場合には、その教育内容について学部・学科で検討後、他学部・学科に経済学部の要望を添えて依頼している。

《点検・評価、長所と問題点及び将来の改善・改革に向けた方策》

経済学部では、学科会議及び教授会が有効に機能しており、教育課程編成の目的及びその実現のための教員間の連絡調整は適切に行われており、今後も現状を維持したい。

【教育研究支援職員】

情報処理関連教育実施のための人的補助体制

《現状の説明》

経済学部では、現在経済学科で開講されている情報リテラシーにおいて、人的補助制度を導入している。具体的には、ある程度専門知識を持った外部の人材をアルバイトとして雇うと同時に、大学院生をティーチング・アシスタントとして活用している。

《点検・評価及び長所と問題点》

情報リテラシー開講当初は、大学院生をティーチング・アシスタントとして活用することで必要な人員を確保できると考えたが、社会人の場合には難しいことが明らかになり、かなりの部分を外部の人材に依存せざるを得なくなった。

《将来の改善・改革に向けた方策》

授業の運営上確実に人材を確保する必要がある、ある程度長期的な見通しに立った人材の確保の仕組みの検討が不可欠である。

教員と教育研究支援職員との連携・協力関係

《現状の説明》

経済学部では、人的補助を必要とする科目は限られており、教員と補助員との事前の話し合いに基づいて実施されているので、現在のところ、両者の連携・協力関係は非常にうまくいっている。

《点検・評価、長所と問題点及び将来の改善・改革に向けての方策》

状況が大きく変化しない限り、現在の仕組みを維持したい。

【教員の募集・任免・昇格に対する基準・手続】

教員の募集・任免・昇格に関する基準、手続

《現状の説明》

経済学部における教員の募集については、各学科で新規採用教員について審議・承認した後、学部教授会での審議・承認を経て、経済学部教員の判断で募集の情報を公開する方法をとっているため、実質的には公募制に近いと言える。選考は、まず学部の内規（基本的には大学の規定に準拠している）に従って行われ、学部での承認後大学に推薦し、その

後全学共通の基準に従ってあらためて大学としての資格審査が行われる。昇任については、学部段階での審査は行わず、学部長を通し直接大学に申請する。任免・昇格についての基準・手続きは、教員任用及び昇任に関する規定に明示されている。

《点検・評価、長所と問題点及び将来の改善・改革に向けた方策》

学部段階及び大学における教員の募集・任免・昇格は、明確な基準・手続きによって行われており、適切であると判断できる。今後も現行の手続きを継続したい。

【教育研究活動の評価】

教員の教育研究活動の評価

《現状の説明》

教員の教育研究活動の評価は、教員の採用・昇任審査の時点で行われることはいうまでもないが、教育・研究上の業績が顕著なものに対してはそれを表彰する制度がある。しかし、現状では、いずれの場合にもどちらかという研究能力の評価にウエイトが置かれている。

《点検・評価、長所と問題点及び将来の改善・改革に向けた方策》

教育業績についての評価には困難な面があるが、何らかの基準を設け積極的に評価する仕組みを早急に整備する必要がある。

法学部

【教員組織】

学部・学科等の理念・目的並びに教育課程の種類・性格、学生数との関係における当該学部の教員組織の適切性

《現状の説明》

まず、在籍学生数との関係で、法学部の専任教員の数を見てみると、次の表のとおりである。通常、教員一人当たりの学生数が少ない方が教育の質が高くなると言われているため、この数値が低いほど、適切性は高くなると考えられる。ただし、本学の場合、専門科目以外の科目を担当する教員の大部分は教養学部にも所属しているため、下表の教員一人当たりの学生数は、実際に担当している教員の数を基礎とした場合の1.3倍ほどになっている。

表を見れば分かるように、専任教員数が増えたこともあって、平成12(2000)年度以降、教員一人当たりの学生数が大幅に減少している。すなわち、学生にとっての教育条件は向上しており、同時に、教員から見た場合の教えやすさも大きくなったと言える。

法学部の教育理念・目的である実際に役立つ法学教育という観点からすれば、少人数の演習が重視されるから、教員一人当たりの学生数が少ない方がよく、この点でも条件が改善されつつある。

	専任教員数	在籍学生数	教員一人当たりの学生数
平成9年度	25	1,730	69.2
平成10年度	25	1,660	66.4
平成11年度	25	1,685	67.4
平成12年度	27	1,685	62.4
平成13年度	28	1,740	62.1
平成14年度	28	1,743	62.3

他方、現在の教育課程においては、5つのコースからなるコース制が導入されており、教育課程の柱となっているから、コース制との関係での教員組織の適切性を見てみる。法学部のコース制の場合、履修の重点をどこに置くか、という意味でのコース制であり、学生をコースに所属させるわけではなく、したがって、教員もコースに配属されているわけではないが、各コースの重点科目群には、適切な数の専任教員が配置されている必要があると考えられる。この点で問題になり得るのは、国際法務コースの重点科目群である国際法分野の専任教員が、厳密な意味では現在のところ1人しかいないことである。ただし、国際法務コースの重点分野には、国際政治論と比較政治論もが含まれるから、国際法務コースの重点分野を構成する科目群には、3人の専任教員がいることになる。

また、法学の分野ごとに科目数と専任教員数を見てみると、次のようである。

	科目数	専任教員数
導入科目	3	1
公 法	7	4
民事法	14	11
刑事法	4	4
基礎法	7	2
国際法	5	1
政治学	6	5

上記の表から分かるように、法学部の教育理念・目的である「実学重視の法学教育」、「社会に開かれた法学教育」を実現するのにふさわしく、科目数に対する専任教員の数は、公法、民事法、刑事法といった、いわゆる「実定法」分野で多くなっている。なお、政治学分野の教員数も科目数の割には多くなっているが、これは、全学的な政治学関係の科目の開講数が多く、それらをすべて法学部が担当することになっているからである。また、導入科目の場合、導入科目を主たる担当とする専任教員は1人だけだが、科目の性質上、教員全員が数年おきに分担することになるため、専任教員数が少ないわけではない。

《点検・評価及び長所と問題点》

教員組織の専門分野構成を見ると、全学共通の科目担当から生じる例外、及び、公法分野が若干少ないことを除けば、分野ごとの重点の置き方にはおおむね無理がなく、教育理念・目的を実現するのに適合的な配分となっている。また、学生数との関係では、教員一

人当たりの学生数が減少しつつあり、この面でも特に問題はない。

しかし、科目履修の仕方によるコース制にすぎないとしても、国際法務コースを置いていることからすれば、厳密な意味での国際法分野の教員が少ないことには問題がないわけではない。

《将来の改善・改革に向けた方策》

専任教員数の上限のことなどもあって、分野による教員数の偏りを是正する方策は、分野ごとの教員数に関する学部内の合意形成が前提となるうえ、構想に即した人材を直ちに採用できることはまれであるため、短期間のうちに成果を上げることは難しいが、努力を続けたい。ただし、法科大学院時代の学部の教育課程編成の構想次第では、分野ごとの教員数配置を変更する必要が生ずる可能性もあるので、この面も念頭に置く必要がある。

主要な授業科目への専任教員の配置状況

《現状の説明》

法学部では、法学部の中で主要科目と考えられる科目群については、できる限り専任教員が担当する、という方針のもとに、公法、民事法、刑事法、政治学の各分野の授業科目の大部分を、専任教員が担当している。専任教員が担当している科目を分野別に整理すると、以下のようになる。

[導入科目]

法過程入門 法的思考入門 実定法概論

[公法]

憲法一部 憲法二部 行政法総論 行政法各論 行政救済法

[民事法]

民法総則 物権法 債権法総論 債権法各論 親族法・相続法
商法総則・商行為法 会社法 手形・小切手法 保険法・海商法
民事訴訟法 民事執行法 破産法 知的財産権法 労働法

[刑事法]

刑法一部 刑法二部 刑事訴訟法 刑事政策

[基礎法]

法哲学 日本法制史

[国際法]

国際法二部

[政治学]

政治学 政治思想史 地方自治論 比較政治論 国際政治論

[演習・講読]

基礎演習Ⅰ 基礎演習Ⅱ 演習一部
演習二部 外国書講読Ⅰ（英語） 外国書講読Ⅱ（ドイツ語）
外国書講読Ⅲ（フランス語）

[専門特殊講義]

専門特殊講義（平和学）

このように、法学部において通常主要科目と考えられている科目には、ほとんどの場合専任教員が配置されており、特に、学生との接触の度合いが大きい導入科目、1年次の専門教育科目、演習・講読は、すべて専任教員が担当している。

《点検・評価及び長所と問題点》

学部が特に重視する科目については、学生に対する開講の責任から言っても、専任教員を当てる必要があるが、その点では本学法学部は一応適切な教員の配置を行っていると言える。しかし、主要科目のすべてに専任教員が当てられているわけではなく、例えば国際法分野では、専任教員以外の担当者の方が多いし、政治学分野の中でも行政学は専任教員ではない。兼任の教員の場合、授業内容・方法等についての学部からの要請を行うのは、専任よりもなお一層困難であるから、学部には運営責任がありながら、実際にはその責任を果たせない可能性が生じている。

《将来の改善・改革に向けた方策》

財政上の問題等のため、すべての主要科目について専任教員を置くのは難しいが、専任教員が、現在よりも若干多めの授業数を担当したり、より一層合理的な人事計画を作成して教員を採用するなど、工夫する必要がある。

教員組織における専任、兼任の比率の適切性

《現状の説明》

本学法学部の場合、学部専任教員として在籍しているのは、基本的には専門教育科目担当者のみであるから、このような法学部の教員組織について記述する。

専任と兼任の比率の適切性を判断するには、単に人数だけを見るだけではなく、それぞれが担当している授業の開講数をも考慮する必要がある。平成14(2002)年度について見ると、法学部の専任教員は28人おり、この人数で、演習・講読を含めた専門教育科目の開講数150のうち、134を担当している。他方、専門教育科目のうち、隔年開講の科目を含めて開講数16を、16人の兼任教員が担当している。この数字を基礎として、専任教員一人当たりの担当授業数を計算すると、専門教育科目だけでも約4.8となり、専門教育科目以外の科目をも考慮に入れば、一人当たりの担当授業数は、5を超えている。

また、法学部の場合、できる限り専任教員が担当することが望ましいという観点から、兼任教員に依頼する予定の科目については、当該科目を担当可能な教員が法学部内に存在する場合、できる限り当該科目に近い専門分野の教員が担当する努力を行うことを要請している。基本的には、当該科目が属する分野の教員が平均2コマ以上の講義科目を担当している場合に限り、当該科目を学外の兼任教員に担当依頼することができる、という運用を行っている。

《点検・評価及び長所と問題点》

教員の人数だけを比べると、専任教員に対する兼任教員の比率はかなり大きくなっているが、専任教員の担当授業数にかんがみると、兼任教員に依頼している授業科目数が多くなっているのもやむを得ないのではないと思われる。このような事情は、おそらく私立大学に共通の問題であって、本学法学部はこの点で平均的な位置にあると考えられるからである。

ただし、他の大学と同様の現状であるからといって、そのことが直ちに現状の妥当性を保証するものではなく、専門教育科目については、できる限り専任教員が担当することが望ましいことに変わりはない。現状の兼任教員比率は、全国の多くの私立大学と同様だとは言え、現状のままでよいとは言えないであろう。

《将来の改善・改革に向けた方策》

法律に関係した学部の教員の数が、全国的に見てもそれほど多くはないことを考えれば、兼任教員にある程度の専門教育科目を依頼することはやむを得ないが、上記の兼任教員依頼に関する運用基準を一層徹底すると同時に、例えばフランスの民法や公法を専門に研究している教員が、自分が本来専門に教える分野である民法や憲法・行政法だけではなく、フランス法という科目をも担当する、という合意を形成するような努力を、継続的に行っていく必要がある。

理念・目的・教育目標との関連における、教員組織の年齢構成の適切性

《現状の説明》

法学部の教育理念・目的に従って、実際に役立つ教育を行うためには、教員の年齢構成は若い方に偏ってはならず、しかし他方、日々動いている現実を反映した、生き生きとした授業を行い、学生たちと頻繁に接触して教師としての個人的影響力を与えるためには、あまり高い年齢に偏ってはならないことになる。

学部創設時からしばらくの間は、採用の際の契約内容によって、かなり高齢になっても退職しない教員が存在したことなどもあって、教員の年齢構成に偏りがあり、平均年齢も高かった。しかし、1980年代に入ってから、全学のレベルで教員の実際の退職年齢の合理化が進み、67歳の「退職」年齢以降、1年ごとに更新される「嘱託」の限度が、大学院をも担当する者の場合には76歳、学部のみの方については73歳とされ、その後、大学院担当者の場合も73歳までとされた。このような合理化の結果、法学部においても教員の世代交代が促進されて、平均年齢もかなり若くなり、法学部教員の年齢構成も、比較的適切なものとなったのである。この間の法学部教員の年齢等に関する数値を示すと、次のとおりである。

時点	専任教員数	平均年齢	最若年者	最高齢者	67歳を超える
----	-------	------	------	------	---------

			年齢	年齢	人数
1970年	16人	55.94歳	27歳	75歳	6人
1975年	22人	58.18歳	27歳	79歳	10人
1980年	24人	58.25歳	31歳	84歳	9人
1985年	23人	56.00歳	31歳	89歳	8人
1990年	29人	48.83歳	31歳	81歳	3人
1995年	27人	48.00歳	32歳	71歳	3人
2002年	28人	51.14歳	29歳	72歳	3人

なお、平成14(2002)年度の教員の身分構成は、教授19人、助教授5人、講師4人であり、年齢構成は、70歳代が1人、60歳代が6人、50歳代が7人、40歳代10人、30歳代2人、20歳代1人となっている。

《点検・評価及び長所と問題点》

現時点では、現在実施されている法学部の教育にとって、現在の年齢構成は比較的適切であると言えよう。しかし、現在の年齢構成では若い層(20歳代・30歳代)の割合が若干低いため、今後の新しい時代の法学教育にとっても適切であるか否かは、再検討の必要がある。

《将来の改善・改革に向けた方策》

法科大学院時代にふさわしい法学部教育がどのようなものであるかによって、適切な年齢構成もまた変化するものと考えられるため、今後の法学部教育のあるべき姿を策定したのち、年齢構成についても再検討されることになる。

教育課程編成の目的を具体的に実現するための教員間における連絡調整の状況とその妥当性

《現状の説明》

教育課程編成の目的を具体的に実現するための教員間における連絡調整は、a：学部専任教員間、b：法学部と他学部教員の間、c：法学部と他大学教員等の間、という3つの次元に分けることができるので、それぞれについて述べる。

a：法学部専任教員間

法学部における教育課程の編成については、法学部改革検討小委員会において原案が作成される。各分野を代表する委員が自己の分野の教員から意見を聴取した上で、委員会において意見を述べ、討論の上で調整が諮られ、でき得る限り全員一致が目指されるが、最終的には多数決で原案が作成され、学部教授会で承認を受ける。なお、法学部改革検討小委員会の議論は、最終原案が作成される前に「中間報告」の形で学部教授会に報告されて委員以外の教員の意見が聴取され、委員会と他の専任教員との間の意思の乖離が最小限となるよう工夫されている。

このような教育課程編成過程の意見交換・質疑応答の中で、教育課程の趣旨がかなりの程度まで専任教員に浸透し、具体的な目的実現の可能性も高くなっているが、さらに、教

育課程が実施されて以降も、新しい科目の趣旨等に関する教員の疑問を解消するために、法学部改革検討小委員会あるいは学科長・教務委員が対応している。

b：法学部と他学部教員の間

教務委員会に学科長（教養学部の場合は専攻主任）を加えた「拡大教務委員会」が、通常の教育課程編成及び運用に関する学部間調整を行っている。学部間調整においては、例えば外国語科目の編成及び運用について、担当学部と法学部の間を考え方を調整し、運用方法等についての打ち合わせなどが行われている。他学部からの意向は、学科長と教務委員によって、法学部改革検討小委員会に伝えられ、学部内での合意形成に資することになる。また、拡大教務委員会では、全体の会議だけでなく、詳細な調整のための小委員会を、目的に沿って柔軟に構成し、学部間の合意を促進している。この拡大教務委員会は、学部間の合意だけではなく、窓口で事務を担当する事務部局との間の連絡調整をも兼ねている。

c：法学部と他大学教員等の間

法学部以外の学部が担当している科目については、他大学教員等との連絡調整は、法学部との協議を経た他学部担当教員が、非常勤講師として科目を担当する他大学教員等との連絡調整にあたっている。法学部の専門教育科目を含む法学部担当科目については、法律学科長及び他大学教員等が担当する科目の分野の教員が、法学部の意向を伝え、協力を依頼している。

《点検・評価及び長所と問題点》

上記の連絡調整の仕組みは比較的円滑かつ柔軟に機能しており、現在のところ、通常生じうるような連絡調整の齟齬が最小限生じること、担当者が交代すると、その裁量に委ねられている部分が若干変更になる、ということがあ以外には、特に問題点はない。

しかし、若干であっても意思疎通の不全があり得るわけであるから、改善の余地があると言える。

《将来の改善・改革に向けた方策》

少なくとも法学部レベルでは、役職者の交代にあたって、業務の引き継ぎを一層徹底することによって、担当者による取り扱いの相違を防ぐことはできると思われる。

【教育研究支援職員】

実験・実習を伴う教育、外国語教育、情報処理関連教育等を実施するための人的補助体制の整備状況と人員配置の適切性

《現状の説明》

法学部においては、現在のところ、実験・実習を伴う教育は行われていない。外国語教育、情報処理関連教育等については、教育研究を支援するための専任職員は存在しないため、多くの担当教員は、教員自身が単独で授業を行っている。

ただし、「東北学院大学ティーチング・アシスタントに関する規程」に基づいて大学院生のティーチング・アシスタントを雇用する制度はあり、大学院の授業または学部の実験・実習及び演習の教育的補助の業務を行わせるためにティーチング・アシスタントを用いることは可能である。

《点検・評価及び長所と問題点》

一応制度的には、上記諸科目の実施にあたって、教員の活動を補助するための「ティーチング・アシスタント」を用いることが可能な仕組みは整ってはいるが、工学部及び教養学部の一部を除く各学部にあつては、上記諸科目の授業の大部分が専任教員以外の担当者によって実施されていることもあつて、実際の利用率は必ずしも高くない。また、「ティーチング・アシスタント」の雇用については、学部ではなく研究科委員会及び大学院委員会の議を経る必要があつて若干手続きが煩雑であること、ティーチング・アシスタントの身分はあくまでも大学院生である以上、担当できる授業の数が大きく制限されている（博士前期課程学生は2コマ以内、博士後期課程学生は4コマ以内）ことも、利用率の低さにつながっている。

《将来の改善・改革に向けた方策》

「ティーチング・アシスタント」に関する規程を見直しても、1人のティーチング・アシスタントが現在よりも多い授業数を担当できるようにすることは難しい。大学院生の数を増やすよう努力するか、あるいは専任事務職員の配置をより適正化する工夫を行う、という方策が考えられる。なお、ティーチング・アシスタントの雇用を決定する手続きの簡略化も考えられるが、学部レベルで決定できる問題ではないため、全学的機関に働きかける必要がある。

教員と教育研究支援職員との間の連携・協力関係の適切性

《現状の説明》

法学部の場合、教務部の「法学部係」の事務職員が、学生の学習に関する日常的な事務作業のほかに、教材作成の補助、演習・外国書講読の募集業務、教育課程編成にあたって遵守ないし参照すべき最新の法令に関する助言、教育課程を編成した場合の運用上の問題点の指摘、履修登録者数の上限が設定されている授業科目のクラス分けにあたっての補助業務、新入生に対する科目履修登録等に関する事務手続きの説明、教員と共同での科目履修登録要項の作成、窓口で対応した際に学生から寄せられる要望や苦情の連絡、教員によって構成される教務委員会の監督のもとでの時間割作成、他大学等に所属する兼任教員との連絡、等の教育活動支援を行っている。

また、教育活動に関わる業務のうち、学生生活に関しては、1つの学年の学生を6つのグループに分け、教員がグループ主任となって学生の指導に当たることになっているが、学生生活に関わる学生からの相談・要望などでグループ主任だけでは対処しきれない問題については、法律学科長のほか、学生部関係の役職を兼任する教員が対処し、学生部職員がそれをサポートしている。

さらに、法学研究資料室（法学部の図書室）の事務職員が、法学政治学研究所職員を兼務しながら、法学部関係図書の取り扱いのほか、司法試験対策講座、公務員試験対策講座などの課外講座の事務を取り扱い、教育研究活動に関するシンポジウムなどに際しても、時間外労働をいとわずに支援を行っている。

上記のような学部の教育活動に関する業務に関しては、学科長が事務職員と密接な連絡をとっているほか、日常的な活動で生起する問題点や新しい施策等については、教務部関係の役職を兼任する教員、学生部関係の役職を兼ねる教員等から学部長・学科長に対して詳細な報告がなされている。また、これら役職者は、必要な場合には関係の事務職員もが出席する会議を開き、常に問題を共有するよう心がけている。

上記に挙げたほかにも、教育研究活動に関する支援を行う事務部門として、総務部、財務部、管財部など、多くの事務部局があり、入試など全学的な行事の際にはすべての事務部門の全面的な協力が得られるし、学部単位の活動の場合にも、適切な支援が行われている。

《点検・評価及び長所と問題点》

現状では、上記に挙げたような教育研究支援職員と教員との協力関係は極めて円滑に行われており、特に問題はない。もちろん、担当者によって能力が異なる以上、支援の円滑さは時期によって異なるわけだが、これは人間が構成する組織である以上避けられないことであり、全般的に見れば問題が大きくないことには変わりがない。あえて問題を挙げるとすれば、事務職員の昇進の都合もあって、ある部門に特化した専門職員が少ない、という点であろう。

《将来の改善・改革に向けた方策》

専門職員の養成という課題は、学部が関与することではない上、事務職員にとっては昇進に関わる重要問題であるから、法学部が深く関与する余地はない。そうだとすると、社会の変化に伴って改革が必要な部分が出てくることは当然の前提とはしながらも、他の面では円滑に機能している支援協力関係を、円滑に維持して行くことが、将来の継続的課題であろう。

【教員の募集・任免・昇格に対する基準・手続】

教員の募集・任免・昇格に関する基準・手続の内容とその運用の適切性

《現状の説明》

教員の募集・任免の基準と手続

教員を新規に採用するにあたっては、教育能力、研究能力、人間性をできる限り客観的に判断し、将来性についてもでき得る限り考慮するようにしている。研究能力については、専攻の対象とされる者がこれまでに発表した著書・論文を、法学部の正教授から構成される「法学部人事拡充委員会」、及びその下部機関である「選考委員会」で十分に評価・検討

して学部教授会に報告がなされ、さらに全学的機関である「資格審査委員会」において、厳密な吟味が行われた上で、最終的には理事会によって採用の可否が決定される。教員の新規採用にあたって、本学の建学の精神であるキリスト教主義を十分に理解し尊重することが求められることが望ましいが、現在のところ、そのことは教員採用の際の選考基準とはなっていない。

法学部内の選考手続きを、「人事拡充委員会」を中心にもう少し詳細に述べると、以下のようになる。

- a : 法学研究科長、法学部長、法学研究科専攻主任、法律学科長の4者が、採用予定学科目、採用予定数について、法学部長が議長を務める人事拡充委員会に提案するための原案を策定する。
- b : 人事拡充委員会において、原案を検討し、承認・不承認・変更を議決する。
- c : 人事拡充委員会で議決された案を学部教授会に諮り、承認されれば、法学研究科長、法学部長、法学研究科専攻主、法律学科長、採用予定学科目の担当者または最も専門が近い教員からなる選考委員会を選出する
- d : 選考委員会は、具体的な候補者を選出するための方針・方法等を策定し、それを踏まえて選考を行い、第1候補者、第2候補者を決定する。
- e : 上記候補者は、人事拡充委員会、学部教授会に諮られ、承認され次第、選考委員会代表者が当該候補者との折衝を開始する。
- f : 候補者の内諾が得られ次第、人事拡充委員会、学部教授会に報告され、了承された後に、学部長名で学長宛に採用願を提出する。

教員の昇格に関する基準と手続き

採用後の教員の昇格については、「東北学院大学教員資格審査規則」及び同規則「申し合わせ事項」に、厳密かつ詳細に規定されている基準と手続きに従っている。それら規則等は「東北学院規程集」に記されているとおりであるため、ここで詳細に繰り返すことはないが、新たに昇格しようとする資格、対象となる者の条件に従って、要求される学位・著書・論文の水準と数とが厳格に定められており、資格審査委員会による規則の運用もまた、厳格に行われている。昇格の申請は、理論的には申請しようとする者が自分で行えることになっており、他の学部でもそのように運用されている場合もあるが、法学部の場合、申請しようとする者の申請書類と及び審査の対象となる著書・論文を人事拡充委員会であらかじめ検討し、申請者が申請するに足りる要件を備えているか否か（書類の不備はないか、著書・論文の数、水準など）を判断した後に、申請が行われることになっている。その結果、法学部の場合、資格審査委員会で申請が承認されない事例が極小化されている。

《点検・評価及び長所と問題点》

法学部の採用基準、昇格基準と手続きは、一般的にどこの大学・学部でも当然にとっている方針と同一であり、特に問題はないと考えられる。また、法学部の新規採用手続きは、全体としては全学の規程に従いながら、独自の厳密さを付加しており、採用される者の教育・研究能力だけでなく、人格・識見についてもかなりの客観性をもった判断が可能にな

る点で、優れていると言える。他方、このような手続きの厳密さのゆえに、迅速に教員を採用する必要がある場合の機動性には、若干欠ける点も見られなくはない。

《将来の改善・改革に向けた方策》

教員の採用基準を緩和することは難しいから、手続きに時間がかかっても、当面は現在の体制を変更する余地は少ない。また、極めて緊急の人事の場合には、学部内の手続きを通常の数分の1の期間で終了する工夫もなされており、現状においても柔軟な対応が可能であるから、現在の手続きが円滑・迅速に進むよう、自覚すれば良いと思われる。

教員選考基準と手続の明確化

《現状の説明》

現在のところ、教員の選考基準は、一般的に大学教員の選考基準とされている、研究能力、教育能力、人格・識見といった抽象的な基準として明確化されているにとどまる。これは、より具体的な基準を明確化することが困難だからである。ただし、「東北学院大学教員資格審査規則」は、教員の昇格の基準だけでなく、新規採用にあたっての条件とされる著書・論文の数に関する基準、求められる経歴等をも示し、さらに「『東北学院大学教員資格審査規則』の申し合わせ事項」が、審査対象となる著書・論文の刊行期日の基準等に至るまでの詳細を定めているから、少なくとも、学位等の資格条件によって若干異なる著書・論文の数や教歴などの形式的な基準については、対内的にも対外的にも明確化されていると言えるであろう。

また、手続きについては、どの学部にも共通の部分は「資格審査規則」同「申し合わせ事項」「資格審査委員会内規」に、必要書類、書類に明記されるべき事項、審査対象となる著書・論文の慣行期日の基準、論文の一部については掲載された刊行物の基準等に至るまで、詳細に明示されているから、対内的にはいかなる教員にも明確にされているし、本学教職員以外の者にとっても知り得るところであると言える。他方、前述のような法学部独自の手続きについては、昇格の手続きは学部内の教員に周知されており、新規採用手続きは、候補者との折衝の際には、でき得る限り当該候補者に知らされることになっている。

《点検・評価及び長所と問題点》

上記のように、教員選考基準と手続きは、明示することが可能な部分についてはでき得る限り明確に規定されており、特に問題はないと考えられる。しかしながら、大学全体の基準を見る限りでは、著書・論文の中に教科書が含まれているのかが必ずしも明確ではなく、また、教育上の業績を評価する基準が、事実上教員としての経験年数しか明記されていないなど、一層改善すべき点は見られる。

《将来の改善・改革に向けた方策》

現在、教育業績の一環として、教科書執筆を著書・論文に含めるための作業が、全学のレベルで進んでおり、この意味では明確な改善の方向が打ち出されている。ただし、公刊されたもの以外の教育業績の評価基準については、今後の課題である。

教員選考手続における公募制の導入状況とその運用の適切性

《現状の説明》

法学部法律学科の場合、従来は実質的には公募制をとらず、前述のように、①本学法学部法律学科の教員として、教育能力、教育経験、研究業績、人柄等の点で適切と思われる人物を、種々の資料に基づいて探し、②当該人物が既に教育・研究に携わる職に就いている場合には本人に直接接し、大学院生・助手などの場合にはその指導教授等に照会し、就任の意向を確認する、という方法で、専任教員を採用してきた。

ただし、平成14(2002)年度に新規採用する予定だったある学科目担当者の人事が、従来の方法では順調に進まないことが明らかになった時点で、当該学科目担当者の採用については公募を実施することとし、主要大学に書類を送付したほか、関係の学会誌、法律専門雑誌等の教員公募欄にも記事の掲載を依頼したところ、若干名の応募があった。しかし、応募書類、著書・論文等を「選考委員会」で詳細に検討したところ、「大学院担当可能な教授」という条件を満たす研究能力等を備えた応募者は見られず、採用には至らなかった。

《点検・評価及び長所と問題点》

法学部が従来とってきた選考手続には、当該対象者の人格や教育能力までをも把握するに足る情報を収集することが可能な点で、長所を持っていたが、広く人材を求めることには必ずしも適してはいなかった。導入された公募制の手続きは、公募の事実の周知徹底、応募者の選考にあたっての公平性・厳密性という点で、非常に優れており、適切なものであったと言える。しかし、採用予定教員の条件が「大学院担当可能な教授」というものであって、それほど多数の応募者があるとは考えられなかったこと、地方所在の私立大学であるため知名度が余り高くないこと、などから、一定水準に達している応募者がなかったと判断される。

《将来の改善・改革に向けた方策》

法学部の場合、常に公募制をとるという合意があるわけではないため、今後も従来の選考手続きを続けながら、公募制をも併用するということになるだろう。公募の手続きそれ自体については、現在のところ適切ではないと認められる点は見あたらず、むしろ公募する際には、大学の知名度が、成否に対してかなり大きな比重を占めると考えられるから、本学法学部の知名度を少しでも高める努力を継続するほかはないであろう。

【教育研究活動の評価】

教員の教育研究活動についての評価方法とその有効性

《現状の説明》

現在のところ、教員の研究活動について評価する方法としては、隔年で発行されている「研究業績」が制度化されているほか、「東北学院大学教員資格審査規則」が、教員の昇任

にあたっての条件を明確化するため、教員としての経験年数などのほか、一定水準以上の著書・論文を一定数以上有することなどの基準を、明確に定めている。

前者は、それ自体が評価の対象となるわけではないが、掲載されている著書・論文等によって、当該教員の研究活動の状態が、ある程度は他者の目に明らかになるから、当該教員の研究活動に対する評価の材料としての機能を果たしていると言える。

後者について言えば、規則が定める条件は、教員の昇任基準であると同時に、一定の研究活動の水準を満たすことが教員として評価されて昇任に至る、という考え方を具現化したものだと言えるから、明確な昇任基準に従った昇任審査自体が、教員の研究活動についての評価方法ともなっている。研究活動が教員の昇任に対するインセンティブとなるため、この仕組みはかなり有効であると言える。

他方、教員の教育活動についての評価方法は、学部長に提出されて学部教授会で回覧される、「学生による授業評価」についての個々の教員の所感を除けば、制度的な仕組みとしては確立されているとは言いがたい。ただし、学生及び教員全員に配布される「大学要覧」に、その年度の各教員の授業方針が明示されるから、少なくとも学生に教授しようとしている内容の概略は、公開されている。また、非公式な形では、個々の教員が相互に自らの教育活動の内容を話し合ったり、学生からの評判を当該教員以外の他の教員が知ることはあり、その情報が役職者に報告されることが多いため、学部の主要な構成員の間では、個々の教員が水準以上の教育活動を行っているかどうかについての評価が、事実上ある程度共有されていると言ってよい。そして、実際には、このような方法による情報収集は、本人に対するフィードバックとはならないものの、教育活動を、数字として把握するのではなく、質的に把握する場合、有効性が高いと言える。

《点検・評価及び長所と問題点》

研究活動に対する評価方法は、一応確立され、教員の資質向上に対する有効性も高いと思われる。教育活動についても、少なくとも学部運営に責任を持つ教員は、一定以上の確実性をもって、評価を保持している。

しかし、教育活動に関する評価は、教育を行っている教員本人にフィードバックされなければ、その意味がかなり減殺されるから、この点では問題がある。

《将来の改善・改革に向けた方策》

特に教育活動に関する評価方法については、現状では必ずしも教員本人の資質向上にはあまり役立っていないのではないかと考えられるため、数字としてしか結果が出てこず、しかも授業実施教員にしか結果が伝えられない「学生による授業評価」だけではなく、数名の学生モニターを法学部独自の方法として制度化し、質的な深い情報を得ることが必要かも知れない。ただ、そこから得られた結果を、個々の教員本人に対してどう還元するかについては、制度化すれば（秘密にしている）学生モニターの氏名が個々の教員に知られてしまう可能性があるなど、解決困難な点が多い。

教員選考基準における教育研究能力・実績への配慮の適切性

《現状の説明》

教員選考基準のうち、本学全体に共通なものは「東北学院大学教員資格審査規則」及び同規則の「申し合わせ事項」に明確に規定されており、その中に、教育研究能力・実績についての大枠が示されている。

「東北学院大学教員審査規則」（以下、「審査規則」）第4条は、教授として資格審査を受けることができる者が、同条1号から7号までのいずれかの条件を備えていなければならないと定めている。それらの条件を下記に採録する。

- i 博士の学位を有し、相当期間にわたる研究歴を有する者
- ii 専攻分野において博士の学位を有する者に匹敵する研究業績を有する者
- iii 大学において7年以上の助教授経歴を有し、著書1及び論文3以上、または論文5以上（助教授期間中のもの）の研究業績を有する者
- iv 大学において教授の経歴を有する者
- v 短期大学、高等専門学校、またはこれと同等以上と認められる学校において、5年以上の教授歴を有し、研究上の業績が顕著であると認められる者
- vi 大学、短期大学、高等専門学校教員以外の職業に長期にわたり従事し、専攻分野について特に優れた知識および経歴を有する者
- vii 芸術、体育等については、特殊の技能に秀で、教育の経歴のある者

さらに、「審査規則」の「申し合わせ事項」にある、「審査規則」第4条3号に関する部分には、上記iiiの論文には、「当該専攻分野において広く認知されている学会誌、またはそれに準ずる出版物に掲載されたもの複数を含むものとする」との記述があり、「論文」の水準についてもある程度の明示的基準が示されている。

詳細はいちいち記さないが、「審査規則」第5条には、助教授として資格審査を受けることができる者、第6条には、講師として資格審査を受けることができる者についての基準が規定され、第7条には助手の任用基準が定められている。上記の選考基準には、研究能力・実績のみならず、教育歴もが含まれているから、全学的な一般的選考基準の中にも、教育・研究両面についての配慮がなされていると言える。

上記の一般的な基準のほかに、各学部・学科が新規採用人事を行う場合には、より具体的な基準が実際には働いている。これが、専門を異にする学部・学科によって異なるのは、当然のことである。現在のところ、教育歴とは別に評価し得る教育実績についての明確な判断基準は存在しないものの、いずれの学部・学科にあっても、選考対象者の研究能力・実績のみならず、教育能力・実績についてまでの判断材料を集めており、規則に明示されてはいなくとも、教育面の基準が実際には機能していると言える。法学部の場合も例外ではなく、公刊された著書・論文によって研究能力・実績を判断するだけでなく、教育能力・実績をも選考に際して十分に考慮し、「体系的な普通講義を実施し、演習を適切に運用できる」か否かを判断しており、そのための資料として、対象者の周囲から情報を活用している。

《点検・評価及び長所と問題点》

教員の選考基準においては、研究能力・実績に関する配慮が、全学の一般的規則のレベルでも、より具体的な学部・学科のレベルにおいても、適切になされている。教育能力・実績についても、2つのレベルで適切な配慮がなされている。しかし、教育能力・実績に関する一般的・明示的な規則は、必ずしも十分に規定されているわけではなく、この点で問題がないわけではない。また、学部レベルでの教育能力・実績に関する具体的判断の精度は、研究能力・実績に関する具体的判断の精度に比べて低くなる傾向にあることも、問題である。

《将来の改善・改革に向けた方策》

研究能力・実績に関する配慮の面では、当面見直す必要はないと思われるが、教育能力・実績に関する配慮の面に関しては、現状よりももう少し明確に規程化すると同時に、学部レベルでは、選考対象者の教育能力・実績に関する判断の精度を上げるよう、工夫する必要がある。

工学部

【教員組織】

学部・学科等の理念・目的並びに教育課程の種類・性格、学生数との関係における当該学部の教員組織の適切性

《現状の説明》

工学部の理念・目的並びにそれを実現するための教育課程は前述している。現在、専任教員は表-6.1に示すように配置されている。

表-6.1) 工学部の教員組織図 (平成13〔2001〕年5月現在)

	教授	助教授	講師	助手	合計
機械工学科	9	6	0	0	15
電気工学科	11	5	1	0	17
応用物理学科	10	3	0	0	13
土木工学科	10	3	1	1	15
工学部教養教員	10	7	3	0	20
合計	50	24	5	1	80

工学部の教育理念・目的に基づいて、幅広い視野を持った高級技術者・研究者となり得る卒業生を社会に送り出すために、時代の要求に即し、かつ多岐にわたった教育を提供するための教員組織が構成されている。工学部は、機械工学科、電気工学科、応用物理学科、土木工学科の4学科より成り、工学部長の下に各学科長を置き、緊密な連携を保ちながら、組織化されている。しかし、各学科の教育・研究上の方針は各学科の責任の下に尊重されている。

表-6.2に、平成13(2001)年5月時点での各学科の構成教員数及び教員一人当たりの学

生数を示す。

表-6.2) 工学部の専任教員数及び在籍学生数(単位：人) (平成13〔2001〕年5月現在)

	教授	助教授	講師	助手	合計	収容 定員	現員 男	現員 女	合計	教員一人 あたりの 学生数※
機械工学科	9	6	0	0	15	492	610	23	633	42.2人
電気工学科	11	5	1	0	17	492	583	36	619	36.4人
応用物理学科	10	3	0	0	13	328	325	62	387	29.8人
土木工学科	10	3	1	1	15	492	525	58	583	38.9人
工学部 教養教員	10	7	3	0	20					
合計	50	24	5	1	80	1,804	2,043	179	2,222	27.8人

※教員一人当たりの学生数

工学部各学科専任教員のほかに、教養教育科目担当を主務とする工学部教養教員の枠内で工学部全体の教養教育科目を担当しているため、教員一人当たりの学生数は、工学部全体としての平均値を見るべきである。

《点検・評価及び長所と問題点》

各学科の専任教員数は、文部科学省大学設置基準8名を満足しているが、教員一人当たりの学生数は比較的多く、教育目的を高度に達成するための少人数教育や多様な教育カリキュラムの実現にはあまり余裕がないのが現実ではある。しかし、実験指導員やTA制度などを活用して可能な限りの改善努力をしている。

《将来の改善・改革に向けた方策》

将来的には専任教員数の拡大が望まれるが、大学経営上の制約もあり、余裕は小さい状況にある。実験指導員やTA制度だけでなく、非常勤講師などとの総合的弾力運営が模索されるのが望ましい。

主要な授業科目への専任教員の配置状況

《現状の説明》

表-6.3に、平成12(2000)年度の開講授業科目数と専任教員の配置割合を示す。教養教育科目では兼任教員の担当数が比較的多いが、専門教育科目では3/4以上を専任教員が担当していることが分かる。一部、土木工学科の兼任比率が高いが、これは学科教員数が他学科に比べて少ないためである。

表-6.3) 授業科目単位数と専任・兼任の比率

学 科	授業科目	専任担当単位数	兼任担当単位数	兼任比率
機 械 工 学 科	教養教育科目	20	18	0.474
	外国語科目	5.333	6.666	0.556
	保健体育科目	0.333	1.667	0.834
	専門教育科目	151.5	35.5	0.190
	教職科目	20	16	0.444
電 気 工 学 科	教養教育科目	26	10	0.278
	外国語科目	5.333	6.666	0.556
	保健体育科目	4	4	0.500
	専門教育科目	151	22	0.127
	教職科目	30	22	0.423
応用物理学科	教養教育科目	28	8	0.222
	外国語科目	4.333	7.666	0.639
	保健体育科目	3	1	0.250
	専門教育科目	138	32	0.188
	教職科目	24	16	0.400
土 木 工 学 科	教養教育科目	28	10	0.263
	外国語科目	2.267	1.733	0.433
	保健体育科目	3	1	0.250
	専門教育科目	99	27	0.214
	教職科目	28	30	0.517

《点検・評価及び長所と問題点》

表から分かるように、教養教育科目は非常勤講師や工学部他学科からの兼任によって担当されており、兼任比率は比較的高いが、専任教員の専門性の相違などにより、教養教育科目を担当する最適な人材を適宜配置していると考えられる。外国語科目、保健体育科目及び教職科目は、そのほぼ半数近くを兼任で補っている。これは、工学部教員の専門教育に対する負担度を重く置かざるを得ないためである。

これに対し、専門教育科目はほぼ専任教員によって担当されており、その充足率は高いと考えられる。工学部の主要科目はやはり専門教育科目となるため、必要な要件をほぼ満たしていると考えられる。

《将来の改善・改革に向けた方策》

主要な授業項目、特に専門教育科目への専任教員の配置は、各学科の教育理念並びに教育目標の達成にも重要な役割を果たしており、各学科において常に検討が行われている。

教員組織における専任、兼任の比率の適切性

《現状の説明》

表-6.3 に工学部各学科の全授業科目に対する兼任比率を示している。教養教育科目では兼任教員の担当数が比較的多いが、専門教育科目では3/4以上を専任教員が担当している。

《点検・評価及び長所と問題点》

教養教育科目は教養学部など他学部からの兼任によって担当されているが、その他にも

非常勤講師や、工学部他学科からの兼担によって担当されている。専任教員の専門性の相違などにより、教養教育科目を担当する最適な人材を適宜配置していると考えられる。

これに対し、専門教育科目はほぼ専任教員によって担当されており、その充足率は高いと考えられる。工学部の主要科目はやはり専門教育科目となるため、必要な要件はほぼ満たしていると考えられることができる。

したがって、工学部の教員組織における専任、兼任の比率は、十分適切と判断できる。

《将来の改善・改革に向けた方策》

教員組織における専任、兼任の比率の適切性は、各学科の教育理念並びに教育目標の達成とも関連しており、教員定員に対して適正な専任と兼任の比率並びに適切な比率の保持について、各学科で常に検討して行く必要がある。

理念・目的・教育目標との関連における、教員組織の年齢構成の適切性

《現状の説明》

表－6.4 に工学部専任教員の年齢別構成比率を示す。専任教員の大半を占める教授の平均年齢は比較的高い。また、助教授・講師など若手教員の割合が相対的に低いと言わざるを得ない。

表－6.4) 専任教員の平均年齢

	機械工学科	電気工学科	応用物理学科	土木工学科
教員数	18	21	22	15
教授の割合	0.56	0.67	0.64	0.67
助教授の割合	0.39	0.29	0.32	0.20
学科平均年齢	53.61	57.29	56.41	51.80
教授平均年齢	59.40	60.21	59.50	56.60
助教授平均年齢	48.14	52.17	53.86	50.00

学部平均年齢 55.08

《点検・評価及び長所と問題点》

専任教員の大半を占める教授の平均年齢は比較的高いところが指摘できるが、工学部専門教育としての高度な研究レベルを維持するためには研究の蓄積と経験が要求される側面もあり、単に問題点としてのみとらえることはできない。しかし、助教授・講師など若手教員の割合が相対的に低く、研究・教育体制の活性化という面で問題となることが懸念されている。若手教員の採用は今後とも重要な検討事項ではあるが、これらは大学院等の研究レベルの高度維持と密接な関係を有するため、教員採用については多角的な視野からの総合的判断が必要不可欠である。

《将来の改善・改革に向けた方策》

研究レベルの維持と研究・教育活動の活性化の両面からの検討を行い、バランスの取れ

た年齢構成を考えるため、工学部内に人事検討委員会、将来検討委員会が設置されており、そこでの議論を深化させながら将来計画を模索している。

教育課程編成の目的を具体的に実現するための教員間における連絡調整の状況とその妥当性

《現状の説明》

これに関する教育体制の組織としては、大学全体として全学教務委員会があり、その下に工学部教務委員会及びカリキュラム委員会がある。工学部教務委員会では、工学部全般に関わる教務上の大枠を検討・審議している。また、各学科のカリキュラム編成及び科目担当に関しては、各学科の教務委員、カリキュラム委員を中心に定期的に各学科内で検討されているのが現状である。

《点検・評価及び長所と問題点》

工学部及び学科内では、授業科目の検討、講義内容の確認や共通科目の分担及び人員配置の検討を緊密に行っている。

《将来の改善・改革に向けた方策》

学内に教務委員会、カリキュラム委員会、教育改善委員会を設置し、鋭意検討している。

【教育研究支援職員】

実験・実習を伴う教育、外国語教育、情報処理関連教育等を実施するための人的補助体制の整備状況と人員配置の適切性

《現状の説明》

工学部の学部教育では、教育支援のための技術職員（実験指導員）を置いて学生実験を中心とした教育支援を行っている。具体的に言うならば、一般教養科目の物理学実験、化学実験相当科目に実験指導員を配置している。彼らの所属は応用物理学科であり、機械工学科、土木工学科の工学基礎実験、並びに電気工学科の物理学実験、応用物理学科の応用物理学実験Ⅰなど、一般教養科目の物理学実験相当に1名、化学実験（教養並びに教職のための実験）に2名配属されている。その他、機械工学科では3名、機械工場に工作実習のための工場指導員が7名配置されている。電気工学科には非常勤を含めて3名、応用物理学科の学科の実験のために2名、土木工学科に5名が在籍し、それぞれ学科の実験の指導、レポート整理や実験器具の管理・発注などの管理業務にあたっている。また、情報処理センター職員3名は、ネットワーク管理・運営・機器トラブル保守・管理という点で、情報処理関連教育の補助者をも兼ねている。

《点検・評価》

上記の人的支援体制に加えて、平成8(1996)年頃からTA制度を発足させて、学生実験、

情報処理教育に関わる教員の負担の軽減を図っている。さらに物理学実験関係では外部から非常勤講師3名を委嘱して教員の不足を補っている。

《長所と問題点》

多賀城キャンパスを専用としている工学部4学科は、図書館や食堂などが共通になっており、他学科・他専攻の教員と日常自由なディスカッションができるため、学科・専攻の枠を越えた共同研究を行うのには良い環境と言える。また、各学科とも、教授クラスも含めて、多くの教員が直接学生実験を指導している点は長所であり、学生の教育上、きめ細やかな指導ができる。しかし、大学が学科目制をとっており、助手を教員数としてカウントしているために、工学部全体として現在環境土木工学科に1名助手がいるだけで、高齢化組織となっている。教授も含め多くの教員が学生実験の指導にあたっているため、教員の授業負担が異常に多くなっている。したがって、まだ実験指導員の数は少なく、かつ学科間に実験指導員数のアンバランスがある。

《将来の改善・改革に向けた方策》

学部教育にとって、大学に入学しようとする若い年代の学生と共感できるような若い年代の教員を多く確保する事が重要である。その一助としての若い技術職員の採用は、工学部の基礎教育の要である実験・実習の教育水準の維持に不可欠である。また、情報処理教育における人的支援の不足は担当教員の異口同音に述べる所であり、強力な支援制度の適用が望まれる。さらに工学部キャンパスにはLL設備がなく、外国語教育、特にコミュニケーションとしての英語教育の大きな支障となっている。早急にLL設備の設置と、人的補助体制を整備することが望まれる。

教員と教育研究支援職員との間の連携・協力関係の適切性

《現状の説明》

学部教育で重要な位置を占める学生実験・実習面では、各学科とも実験指導員の協力があって円滑に行われている。実験指導員には教材の印刷・配布等の業務も協力してもらっており、教員負担の軽減に寄与している。情報処理教育に関しては情報処理センター職員に機器のトラブル管理、ネットワーク管理・運営などに十分寄与してもらっている。

《点検・評価》

非常勤講師は専任教員とほとんど同等の負担で学生実験を担当しており、十分な補助体制となっている。教材の改良や評価方法の検討などでも専任教員にとって大きな助けとなっている。

《長所と問題点》

実験指導員は学生実験・実習の実際面で担当教員の負担軽減に寄与している。指導員の中には特定の教員の実験補助の業務を行っている学科もある。この意味で、学科間での指導員の職制、構成上のアンバランスも見受けられる。

《将来の改善・改革に向けた方策》

工学部の実験指導員数は全体的に不足しており、特に情報処理関連職員の数が不足している。本学独自の職員教育・養成体制、あるいは十分な能力をもった職員のアウトソーシングが望まれる。

【教員の募集・任免・昇格に対する基準・手続】

教員の募集・任免・昇格に関する基準・手続の内容とその運用の適切性

《現状の説明》

工学部では、教員採用の募集は、教授会の議を経て原則として推薦方式及び公募で行っている。採用・昇任の基準については、「東北学院大学教員資格審査規則」による。採用・昇任の手続きは、「東北学院大学教員資格審査委員会内規」に則り行われている。そして、工学部及び各学科の基本理念にかんがみ、専門分野に通じた教育・研究能力がある教員の採用を実施している。

募集、採用、昇任に関する工学部の基準、手続きは特に設定していないが、各科に内規が定められており、講師職以上の採用に際しては、原則的に博士の学位を要求している。ただし、教授職昇任にあたっては公正を期するために、博士の学位を有することを最低限の基準としている。また、原則としては、講師3年、助教授7年の経験後に教授昇任の資格を得るが、場合によってはこの期間の短縮を行っている。採用、昇任いずれの場合も、各学科等において業績審査後、人事委員会的なものが生まれ、詳細な業績評価が行われ、教授会での議を経て、最終決定は大学資格審査委員会においてなされている。教員の採用・昇任は工学部の専決事項であるので、特にある個人の採用・昇任が不利になるということはありません。

《点検・評価及び長所と問題点》

工学部教員の採用・昇任については、工学部教授会が主体となって厳正に行われており、特に問題はないと判断される。強いて問題点を挙げるならば、教員の採用募集方法、教育面での業績の評価基準が明確にされておらずその評価が困難である点、等である。

《将来の改善・改革に向けた方策》

従来、採用に際して公募は行われていなかったが、広く一般から優秀な人材を登用するために、最近一部の学科で公募に踏み切っており、また、各学科で逐次実施する動きがある。今後は、公募による採用を工学部全体の制度とするように改革していく必要がある。

また、教育面での業績評価に関しては、授業評価を資料の一部として用いることも一案であろう。また、昇任時の教育・研究上の業績の判断基準として、教授職においては、教育業績、学会活動、学外内の各種委員を務めた貢献度、等をも総合評価し、最低限の基準としての学位取得条件を外すように、今後検討していく必要がある。

教員選考基準と手続の明確化

《現状の説明》

採用・昇任の基準については、「東北学院大学教員資格審査規則」による。また、採用・昇任の手続きは、「東北学院大学教員資格審査委員会内規」にのっとり行われている。昇任にあたっては各学科の推薦を重んじており、工学部独自の特に具体的な条件の明文化は行っていない。

《点検・評価及び長所と問題点》

教員選考基準に関しては「東北学院大学教員資格審査規則」、その手続きに関しては「東北学院大学教員資格審査委員会内規」によって十分明確にされているので、特に問題はないと判断される。強いて問題点を挙げるならば、教員選考基準・手続きに関して工学部及び各科で内規的に定めている申し合わせ事項が、明文化されていない点である。

《将来の改善・改革に向けた方策》

現状でも、教員選考基準・手続きの明確化は十分行われていると言えるが、工学部及び各科独自で内規的に定めている申し合わせ事項に関しても、何らかの形で明文化するように検討していく必要がある。

教員選考手続における公募制の導入状況とその運用の適切性

《現状の説明》

工学部では、教員採用の募集は、教授会の議を経て原則として推薦方式及び公募で行っている。

従来、採用に際して公募は行われていなかったが、広く一般から優秀な人材を登用するために、最近一部の学科で公募に踏み切っており、また、各学科で逐次実施する動きがある。

《点検・評価及び長所と問題点》

学術の進展による情報・環境、学際分野といった学問領域の拡大が進む現在、これらに対応した教育課程を編成するには、今後、実社会での経験豊富な教員、多様な領域の教員の確保が必要となる。そのような教員を確保するためには、公募制の導入は不可欠と言える。したがって、今後は、公募による採用を工学部全体の制度とするように改革していく必要がある。

《将来の改善・改革に向けた方策》

今後、公募による採用を工学部全体の制度とするように、工学部共通の採用の審査に関わる具体的な基準の策定について検討する必要がある。その際、国内外の識者を含む推薦状を必要とする等の方策も考えるべきであろう。ただし、基準が形骸化し、実際の組織構成の柔軟性を失わぬように注意を払うことが必要である。

【教育研究活動の評価】

教員の教育研究活動についての評価方法とその有効性

《現状の説明》

教員の教育研究活動の評価については、研究業績が資格審査を受けられる十分条件の一つであることや、資格審査のために研究業績一覧の提出が必要となる以外は、教員の待遇に関連した評価は行われていない。しかしながら、工学部においては、「学生による授業評価」アンケートが平成7(1995)年度から実施されており、教員の教育活動について学生からの評価がなされている。また、2年ごとに東北学院大学研究業績が発行されており、教員の研究活動が公開されている。

《点検・評価及び長所と問題点》

上述した教員の教育研究活動についての評価の現状は、教員の自己啓発という意味では有効に機能していると考えられる。しかしながら、大学のさらなる活性化を図るためには、新たな評価方法の導入が検討課題となる。また、大学における教育の重要性についての社会の要請に応じて、教員が現在以上に教育活動に力を注ぐことを奨励するためには、合理的な教員の教育業績評価方法の確立も検討課題となる。

《将来の改善・改革に向けた方策》

大学における教育研究活動をさらに活性化するには、合理的な評価方法の確立に加え、優れた教育研究活動を行っている教員の処遇についての検討を行う必要がある。

教員選考基準における教育研究能力・実績への配慮の適切性

《現状の説明》

教員選考において、研究業績は資格審査を受けるための十分条件の一つであり、資格審査のために提出を要する事項となっている。一方、教育業績については経歴が資格要件となっている。

《点検・評価及び長所と問題点》

現在、本学においては、各学部学科の教員数に対し定数化が行われている。この教員数に対する制約に伴い、工学部教員、特に教授の場合には大学院を担当できることが望ましい。したがって、大学院における研究指導という観点から研究業績の評価には妥当性があり、適切な評価が行われていると考えられる。しかしながら、入学してくる学生の多様性を考慮すると、学生教育に対して情熱を有しかつ多様な学生にも対応できる教育能力を有する教員を選考するための何らかの合理的な基準も必要となってきている。

《将来の改善・改革に向けた方策》

多様な学生の入学に対応し、学生教育に情熱と秀でた能力を有する教員を選考するためには、合理的な教育評価の確立が検討課題となる。また、研究業績についても時代の流れに対応した見直しが必要である。

教養学部

【教員組織】

学部・学科等の理念・目的並びに教育課程の種類・性格、学生数との関係における当該学部の教員組織の適切性

人間科学専攻

《現状の説明》

教養学部の理念は、学際性と総合性に基づき、「変容する社会に立ち向かうことのできる基礎学力と複合的視野を兼ね備え、自ら問題を発見し解決を模索できる人間の育成」である。人間科学専攻の教員組織は、心理・社会・教育・体育・人間科学等の教員によって構成されており、教育課程の性格にかんがみても、構成内容上は適切であると考えられる。しかしながら、上記の理念達成には、比較的少人数での教育が不可欠である上、当該学部教員は全学の教養教育も担当しており、その点から見ると教員数の不足は否めない。具体的には、平成 14(2002)年度における専任教員数は、心理学 8 名・社会学 7 名・教育学 5 名・体育学 8 名・人間科学 1 名・経済学 1 名・キリスト教学 1 名である。

《点検・評価及び長所と問題点》

学部学科の理念実現のため、あまり多くの学生を受け入れるのは困難である一方、入学を希望する学生は比較的多い。教員増と実験実習施設や実験調査実習の予算拡充が必要であるが、それもまた困難な状況にある。そうした条件下で比較的少人数教育を心がけているため、教員の個人的負担が大きい。授業時間以外の個別的な指導時間は、授業コマ数をはるかに上回る。

《将来の改善・改革に向けた方策》

教員の個人的な善意による指導に頼る現状改革のために、組織的な整備が必要である。

言語文化専攻・情報科学専攻

《現状の説明及び点検・評価》

教養学部は教養学科の 1 学科からなり、その中に、教育課程等で有機的に関連した人間科学、言語文化、情報科学の 3 つの専攻が開設されており、各専攻に所属する教員数は、それぞれ、人間科学が 32 名、言語文化が 46 名、情報科学が 23 名の計 101 名である。

この構成は、研究・教育において、新しい意味での専門性の確立を図ると同時に、広範な知識を基礎とする総合性を実現するという本学部の理念・目的に基づくものであるが、しかし、このことは、教養学部教員組織の母胎が旧「教養部」の教員であったこととも決して無縁ではない。言い換えれば、それは社会科学系の教員が主として人間科学専攻の教員となり、人文科学系と外国語系の教員が現在の言語文化専攻の教員となり、自然科学系の教員が情報科学専攻の教員となり、その専門を活用するという主旨に沿ってそれぞれの専攻の教育課程も構想されたのであった。その枠組みには、学部設立以来十数年が経過し、教育課程の改編が行われ、新規採用の教員もいるのであるが、基本的に変更がない。したがって、その意味では、教養学部の教員組織は、その学部・学科等の理念・目的並びに教育課程の種類・性格等に照らして不適切などころはないと言われてよい。

また、各専攻の所属学生数は、人間科学専攻が 355 名で、言語文化専攻が 374 名で、情報科学専攻が 322 名となっている。合計 1,051 名である。この数に照らしても、確かに教養学部の教員の多くは全学部の「教養教育科目」や「外国語科目」を担当しているとはいえ、しかし、少人数を謳うところの教養学部の教員組織は、決して不適切ではないと言われてよい。

情報科学専攻の理念・目的の一つに、情報処理技術の習得があるが、情報処理技術の開発や応用を専門とする教員の割合は低く、専攻教員の 3 割前後である。他の 7 割前後の教員は平均すれば一般のエンドユーザーと大差がない。これには教養学部設立の経緯や他学部の教養教育に対する責任などが背景としてあり、今後この状況が強化されることはないにしても、完全に解消する可能性は低い。したがって、他の専門であった教員が情報処理技術を習得し、学生に教授するという従来からの形態が今後も持続すると考えられる。情報科学専攻についても、1 学年定員 60 名に対する教員数は不適切ではなからう。

《長所と問題点》

しかし、変容する社会に対応していくためには、新科目の開設等、教育課程の不断の検討が不可欠となるゆえに、現在の組織体制のままではよいということには決してならない。

《将来の改善・改革に向けた方策》

しかもまた、教養学部教員の新規採用が全学的な事情で必ずしも容易でないことが、他学部の「教養教育科目」や「外国語科目」の担当に少なからず支障をきたしていることも否定できないのであるが、この問題の解決は、教養学部内だけでは対処できないものであり、新規採用人数を検討する「全学組織運営委員会」での今後の真摯な論議に委ねられていると言われなければならない。

主要な授業科目への専任教員の配置状況

人間科学専攻

《現状の説明》

主要な専門科目は、ほとんどすべて専任教員が担当している。ただし、教育工学関連科

目については、専任教員が欠員のままとなっている。また、教職に関する科目については、平成 13(2001)年度開講コマ数(半期週 1 回を 1 として) 115 のうち、専任教員担当 28、非常勤担当 87 となっており、この分野の専任教員が不足である。

《点検・評価及び長所と問題点》

主要な授業科目を専任教員が担当することで、授業時間以外にも随時きめ細かな指導ができる。常時、質問にも応じることができ、試験・レポート提出等にも適切に対応できる。教育工学及び教職関連科目の補充が緊急の課題である。

《将来の改善・改革に向けた方策》

平成 15(2003)年度には、上記不足分野の専任教員の採用を予定している。

言語文化専攻・情報科学専攻

《現状の説明及び点検・評価》

教養学部の授業科目には、現在、日本語教育や外国語関係の一部の科目を除いて、9割以上、専任教員が配置されていて、主要な授業科目に関してはほぼ問題がないと言われてもよい。

情報科学専攻については、ほかに同種の学部学科は、平成 14 年度より名称を変更する工学部の電気情報工学科(旧電気工学科)、物理情報工学科(旧応用物理学科)であるが、それらの学科と兼任という形の交流の可能性はあり得る。一方、他学部の教養教育科目については、総担当コマ数の 53%を非常勤講師に依存している。これは特定の科目(生命の科学や環境の科学など)の開講数が多いためであり、他学部が希望する科目に責任を持って担当する以上避けられない。

《長所と問題点及び将来の改善・改革に向けた方策》

しかし、この状況も、教養学部が変容する社会に不断に対応していくことを思うとき、そしてまた専任教員の高齢化が進むことを思うとき、いつまで維持できるかが問題となる。そのためには、やはりまた「全学組織運営委員会」の真摯な論議に教養学部としては期待しなければならない。

教員組織における専任、兼任の比率の適切性

人間科学専攻

《現状の説明》

ほとんどの教員が大学院の科目を兼任しており、すべての教員が教養教育科目を兼任している。

《点検・評価及び長所と問題点》

上記のような現状から、ほとんどすべての教員が、学部の専門教育のみならず大学院と教養教育について、情報と問題意識を共有できる。一方、それぞれの教員は多種多様な科目を担当せざるを得ない。

《将来の改善・改革に向けた方策》

各教員が多様な教育を担うのは、大変ではあるが、自己研鑽につながる側面もあり、また全員が共通の情報と認識を持てるのはメリットが大きいので、全教員の兼任化に努める。

言語文化専攻・情報科学専攻

《現状の説明》

教員組織別に現在の「専門科目」の兼任教員の数を示すならば、人間科学専攻では1科目2名であり、言語文化専攻では2科目7名であるが、その内6名は、当初から兼任教員の担当を計画した「言語文化特殊講義」の要員である。情報科学専攻では2科目2名であって、教養学部ではその主要科目のほぼすべてを専任教員が担当している。

《点検・評価》

このことは、学生指導は、講義時間だけではなくて、各教員の研究室や合同研究室や実験室でも行われることを考えれば、大いに評価されてよい。

《長所と問題点》

否、教養学部の長所とも言われてよいのであるが、一面、講義内容のマンネリ化、考察の視点の固定化等、問題が決してないわけではない。

《将来の改善・改革に向けた方策》

したがって、科目によってはあえて、隔年ごとに兼任教員に担当を依頼するというようなことがあってもよいのかもしれない。今後はこの種の方策も、学生に対する教育上の配慮として考えてみなければなるまい。

理念・目的・教育目標との関連における、教員組織の年齢構成の適切性

人間科学専攻

《現状の説明》

教養学部は発足以降、退職教員があってもほとんど補充は許されなかったため、ごくわずかしか新規採用がなく、全体として高齢化が進んでいる。人間科学では、20歳代・30歳代の教員は皆無で、40歳代の教員も必ずしも多くはなく、50歳代・60歳代が多い。中には70歳代の教員もいる。

《点検・評価及び長所と問題点》

ベテラン教員が多いことは教育方法等について、ある程度安心感はあるものの、新たな問題への対処の意欲やその方法についてチャレンジしにくくなる傾向があると思われる。また、学生との年齢差が大きくなると、物事の見方など、学生の感覚とのずれも出てこよう。幅広い年齢構成とすることが必要である。

《将来の改善・改革に向けた方策》

教養学部に許容される範囲で、できるだけ新規採用を図り、その際、年齢を重要な採用基準の一つとする。

言語文化専攻・情報科学専攻

《現状の説明及び点検・評価》

教養学部所属教員の101名の平均年齢は、平成13(2001)年5月現在、53.5歳であり、人間科学専攻では52.6歳であり、情報科学専攻では53.5歳であり、情報科学専攻では54.8歳となっている。この年齢構成は、知的伝統の継続という点ではともかくとして、学問のパラダイムの変換が進む現代社会の変容に対処するという教養学部の理念・目的・教育目標に照らして言えば、問題となることは否定できない。

《長所と問題点及び将来の改善・改革に向けた方策》

しかしながら、本学では、現在、学生総数や教員総数の上限を決めて、各学部でその調整が進んでおり、新規採用は原則として凍結という状況にあることを思えば、早急の改善は望みがたい。これまた、「全学組織運営委員会」での真摯な論議と今後の調整の成果に期待するほかはあるまい。新規採用人事の際には、できるだけ年齢構成の適正化を図らねばならない。

教育課程編成の目的を具体的に実現するための教員間における連絡調整の状況とその妥当性

人間科学専攻

《現状の説明》

先に述べた将来構想委員会のほか、カリキュラム委員会・教務委員会・学生委員会・総合研究委員会等々の各種委員会があり、定期的に（原則として月1回）専攻会議及び学部教授会を開催して、連絡調整を図っている。

《点検・評価及び長所と問題点》

連絡調整のための各種委員会が多数あるため、会議が頻繁に開催される。そのため、かなりの時間が会議に費やされ、またそのための書類作り等に忙殺される。

《将来の改善・改革に向けた方策》

多すぎる会議の整理のみならず、各種委員会の統廃合も検討されるべきであろう。

言語文化専攻・情報科学専攻

《現状の説明及び点検・評価》

教養学部では、現在、学部の「将来構想委員会」の指導のもとで「カリキュラム委員会」と「教務委員会」とが教育課程の編成にあたっている。各委員会は別個に開かれていることが多いのであるが、問題によっては、学部長と、専攻会議を統括する専攻主任との指導のもとに、合同委員会を開催してこれを処理している。加えて、重要問題が生起した場合には、この合同委員会の中にプロジェクトチームを作って、集中的に審議する場合もある。教員間の連絡調整では、担当コマ数の平均化や担当科目の割り振りを目的としたものが主であり、講義内容の調整は極めて稀である。

《長所と問題点及び将来の改善・改革に向けた方策》

各委員会とも3専攻から選出された委員から構成されており、特に、「将来構想委員会」と「カリキュラム委員会」には専攻主任も委員として入っており、全体的に見れば、教育課程の編成にあたっての教員間における連絡調整に関しては問題がないと言われてよい。

いずれにしても、柔軟に学部内の問題に対処する一応の道筋が整っている。

【教育研究支援職員】

実験・実習を伴う教育、外国語教育、情報処理関連教育等を実施するための人的補助体制の整備状況と人員配置の適切性

人間科学専攻・言語文化専攻・情報科学専攻

《現状の説明》

人間科学専攻からすると、実験実習を伴う教育に対する人的補助体制は不十分と言わざるを得ない。社会・教育・心理とも、各1名の事務職員が配置されているが、当該職員の所属は「泉キャンパス事務室」であり、教育補助が主たる目的とはなっていない。実習の準備、後片付けなど、すべて担当教員が行っている。また、大学院生によるティーチング・アシスタントの制度はあるが、大学院生の多くが社会人であることなどの理由から、必ずしも十分機能しているとは言えない。

言語文化専攻からすると、外国語教育のためのティーチング・アシスタントなどの人的補助は十分とは考えられないので、充実を図る必要がある。

情報科学専攻からすると、実験室や実習室をカリキュラムに記載された科目で使用する場合には、施設の維持管理、実験実習補助のため職員が配置されるのが通例である。情報処理機器を設置した実習室には職員の配置がないなどの不備はある。また、実験・実習、情報処理関連教育を対象としたティーチング・アシスタント制度は確立しているが、大学院生の奨学を主たる目的とした制度であるため、大学院生の希望者数で補助を受ける授業

数が決まることになる。その結果、コンピュータ・リテラシーの授業を中心として、本来補助を必要とするにもかかわらず補助がなされない授業が多い。大学院生の希望者が少ない原因には、コンピュータ・リテラシーの補助が可能な院生の数が限られることもあろう。

《点検・評価及び長所と問題点》

実験や実習に関して、全学的な理解が得られていない。

《将来の改善・改革に向けた方策》

実験・実習に対する人的補助体制の整備は、今後とも改善は極めて困難と思われる。一つの要望としては、必要な補助の延べ数をもとに予算を計上し、大学院生以外でも補助員として採用することで、ティーチング・アシスタント制度の普及・定着を図ることがある。

教員と教育研究支援職員との間の連携・協力関係の適切性

人間科学専攻・言語文化専攻・情報科学専攻

《現状の説明》

連携協力関係に関して、制度的な保証は確立していない。現場で教育研究を支援している職員の個人的な善意に依存している。実験室などに職員が配置されていても、教育研究支援職員と一般の職員の区別が不明瞭であり、業務についての職員の意識、業務内容の整理には課題がある。他の部署に異動した場合、研究支援職員としての経験が活かされないことが多いため、意欲をそがれる面もある。また、施設管理の面からも、夜間に及ぶ実験実習が困難であることなど、問題は多い。

以上の課題があるにもかかわらず、連携・協力関係はおおむね適切である。

《点検・評価及び長所と問題点》

特に、情報機器を使用する実習室や実験実習を伴う教育研究に関して、補助人員を何らかの形で整備することが急務である。このままの体制では、教育研究の質の低下を招きかねない。

《将来の改善・改革に向けた方策》

実験系の教育研究に関して、教員及び事務職員双方の全学的な理解を深める必要がある。

【教員の募集・任免・昇格に対する基準・手続】

教員の募集・任免・昇格に関する基準・手続の内容とその運用の適切性

人間科学専攻・言語文化専攻・情報科学専攻

《現状の説明》

募集・任免・昇格は、明文化された基準に基づき、人事委員会、学部教授会等の検討を経て行われている。募集・任用については、将来構想委員会・組織運営委員会等で、必要な分野とその人数を検討し、公募等の方法により募集する。応募者の審査は、人事委員会が手続き的な書類審査と審査委員選定を行い、その結果を学部教授会で報告して了承を得る。免職については、懲戒規定がないので前例がない。昇格は、勤続年数と学術論文数について明文化した規定に基づき、人事委員会の書類審査と審査委員選定、審査結果の教授会への報告という手続きをとる。学内に適切な審査委員がない場合は、他大学の教員に審査委員を委嘱する場合もある。

	基準	手続き
募集	専攻内で専門分野等の選考基準を決定。	専攻の人事委員会と、人事委員会から委託された選考委員会が選考作業を行う。
任免	任命は専攻の判断が最も重視される。罷免の基準はない。	学部長が学長に選考結果を報告して任命を申請し、全学の資格審査委員会の審査を経て、理事長が任命。解雇については、現在懲戒規程の策定作業中。
昇格	規程に昇格の条件が明記されている。	学部長に申請し、学部の人事委員会が申請の妥当性を検討し学部長に答申、学部長が全学の資格審査委員会に審査を申請。

《点検・評価及び長所と問題点》

募集・任免・昇格の基準は極めて明快で公正である反面、やや機械的なきらいがある。人物的に教育上かなり問題があると思われる場合でも、単純に基準を満たしていれば昇格が可能である。

《将来の改善・改革に向けた方策》

募集・任免・昇格について、研究業績のさらなる厳正な審査も必要であるが、それ以上に教育活動や大学の諸行事への協力なども、ある程度基準に盛り込むことを検討すべきである。

教員選考基準と手続の明確化

人間科学専攻・言語文化専攻・情報科学専攻

《現状の説明》

選考基準は専攻内での議論が基本となる。手続きも専攻の学部人事委員会が中心となるので、選考基準や手続きの明確化は担保されている。

《点検・評価及び長所と問題点》

学部人事委員会は有効に機能しているので、全学組織運営委員会への人事要望が認可された時点で作動することになる。

《将来の改善・改革に向けた方策》

3 専攻の人事計画を慎重に調整して、学部としての責任を十全に果たすようにしなければならぬ。

教員選考手続における公募制の導入状況とその運用の適切性

人間科学専攻・言語文化専攻・情報科学専攻

《現状の説明》

基本的には公募制も導入しているが、公募に関する広報が不足している。

教養学部の最新の新任人事は、平成 12(2000)年に行われたが、その時の経験で公募制がほぼ定着した。選考委員会を明文化し各種学会誌等に掲載している。応募者の選別は選考委員会が行い、選考結果と選考理由とを専攻に報告した上で、学部人事委員会に報告している。

《点検・評価及び長所と問題点》

公募制の導入も未熟な段階にある。しかし、少しずつ経験を積み上げていく可能性が出てきている。

《将来の改善・改革に向けた方策》

公募制のメリットとデメリットについて、及び運用上の諸問題について検討する必要がある。その上で、機会をとらえて実践することで改善策も生まれてこよう。

【教育研究活動の評価】

教員の教育研究活動についての評価方法とその有効性

人間科学専攻・言語文化専攻・情報科学専攻

《現状の説明》

研究活動については、毎年各教員の研究業績を調査し、ほぼ 2 年ごとに研究業績集を自己申告により取りまとめ刊行している。研究業績の内容については、著書や学術論文（審査つきとそうでないものに分ける）や学会での口頭発表などをはじめ、フィールドワークや演奏会などの芸術表現及び研究に関連するエッセイや新聞への投稿記事まで、5 段階に分けて分類している。

教育活動については、授業評価をボランティアに授業中に学生にアンケート形式で行っている。これは主として授業改善（＝FD の一つ）に反映させる目的である。授業評価に協力している教員は当初の 30% から 10% 程度に落ち着いている。

教員同士の授業の進め方の検討は、数人の小範囲に近い科目について行われているが、組織だった全体としての方針は明確ではない。

《点検・評価及び長所と問題点》

研究業績集の刊行によって、活発な研究活動をしている個人と、何年も研究発表をしていない個人が分かるが、後者について何らかの働きかけやペナルティを課しているわけではない。すなわち、研究活動の調査とその取りまとめは実施しているが、それが何らかの形で評価されることはほとんどない。心理的効果以外に有効性があるとは言いがたい。

研究に関しては、「研修休暇」などの制度があり、毎年国内外で研究研修を学内にいる時と同様の条件で行える。全般に旅費や図書費などについては条件が良い方だと思われる。委託研究など外部からの研究費の受け入れについての学内制度上の整備や柔軟な受け入れについては、事務部門のバックアップがさらに必要である。

また、教育活動については、一人当たりの持ちコマは分かるものの、その内容に関しては「学生による授業評価」制度以外にはなく、授業評価も実施するか否かは当該教員の判断に任されている。すなわち、教育活動に対する適切な評価方法は確立していない。

《将来の改善・改革に向けた方策》

研究活動の調査をさらに充実させるために、近年、文部科学省の科学研究費補助金申請状況の調査やそれを促進する情報提供を開始した。今後は、研究教育活動に対する評価をどのように行うかの研究が望まれる。

教育業績は比較的分かりやすいのに対して、教育上の貢献度が見えづらい傾向がある。教育と研究のどちらかを主とするかを選択して双方に適切な評価体制を設けるのも全体的に効率を上げる一案ではないかと思われる。

また、各種委員会などにより研究時間が分断されるきらいがあるので、Eメールなどを有効に利用するなど効率よく委員会の業務を進めることなどが望まれる。

教員選考基準における教育研究能力・実績への配慮の適切性

人間科学専攻・言語文化専攻・情報科学専攻

《現状の説明》

複数の選考委員によって選考が行われるが、最も重視されるのは、教育研究と実績である。

《点検・評価》

その配慮は適切であると思われる。

《長所と問題点》

本学部は、多くの学問分野に所属する教科を担当する教員を必要としているので、分野によって、候補者の分布密度が偏っている可能性がある。公募しても当該分野にふさわしい候補者が決められない場合もあり得る。このような場合には、選考を次年度にまわさなければならないことも起こり得る。

《将来の改善・改革に向けた方策》

最適な人物を選考するためのネットワークのようなものが必要となるので、分野ごとの責任者に適時配慮を願わなければならない。

(2) 大学院研究科における教育・研究のための人的体制

文学研究科

英語英文学専攻

《現状の説明》

英語英文学専攻の専任教員数は計 11 名である。内訳は、英米文学部門専攻が 5 名、英語学・言語学部門専攻が 5 名、そして、英語教育学専攻が 1 名である。平成 14(2002)年度に中世英文学・中世英語を専門とする者と近世文学専門とする者各 1 名、計 2 名が新任として加わる。ほかに非常勤講師として英米文学 3 名、英語学・言語学 3 名を予定している。

専任の採用は、その対象が、今のところ、学科の専任から選ぶことになっており、英語英文学専攻の教員は全員学部の授業を担当している。これを支援するために、後期課程の学生をティーチング・アシスタントとして採用している。研究支援としては、今のところこの制度だけである。

専任の募集については、英文学科において大学院教員資格者を優先して採用するという基準で公募しており、その中から専攻が候補者を決定している。

教員の研究活動の目安として、論文数、文部科学省への科学研究費補助金申請の数、海外出張などを挙げることができるが、過去 5 年間で継続的にこれらは実施されている。これについては「研究活動と研究体制の整備」で詳細を述べる。

人的交流としては、他大学非常勤講師を依頼すること、アメリカ姉妹校から交換教授を招くこと、「英専協」の研究発表会にアドバイザーを派遣するなどをしてこれを深めている。

《点検・評価及び長所と問題点》

専攻そのものが持つ人事権は学部採用の者から選ぶので、限られたものになっているが、現在英文学科長が英語英文学専攻主任を兼任するという同意がそれぞれの会議組織で得られているので、人選はスムーズに行われている。

研究支援職員は、現在、特に専任はいない。大学院事務室や中央図書館事務職員が主に学生向けサービス業務に携わる。他の業務と兼ねているため、支援は充分とは言えない。

研究活動について言えば、文学部門は批評理論や物語論、英語学・言語学部門では生成文法研究に目覚しいものがある。しかし、これと他の活動を専攻として比較評価することはしていない。研究は個人個人に委ねられている。

《将来の改善・改革に向けた方策》

英語英文学専攻のスタッフで、67 歳以上の嘱託教授は、平成 14(2002)年 4 月で英米文学 3 名、英語教育学 1 名である。3 年後にはこの中 3 名が退職の予定である。この中にアメリカ文学専門が 2 名おり、早急に後任者を探す必要がある。そのために、英文学科の平成

15(2003)年度人事では、アメリカ文学部門の教授・助教授を公募する手はずになっている。英語教育部門に関しては、学内から適任者を選ぶことが一つの方策として考えられるかどうか検討の予定である。

研究支援については、ティーチング・アシスタントを後期課程の学生のみならず前期課程の学生にまで広げることが大学院担当者の学部授業の負担を軽減し、研究に没頭できる時間の確保に間接的に貢献できるようになるのではないかと考えられる。

ヨーロッパ文化史専攻

【教員組織】

大学院研究科の理念・目的並びに教育課程の種類、性格、学生数との関係における当該大学院研究科の教員組織の適切性、妥当性

本専攻は、文学部キリスト教学科キリスト教史及びキリスト思想担当教員4名と文学部史学科西洋史担当教員5名の、計9名から構成されている。本専攻の教育課程が、古代地中海世界から近代・現代に至るヨーロッパの文化史をキリスト教思想の歴史的形成・展開の過程との相関関係において解明することを特色とし、具体的には西洋史研究に属する古代・中世・近代の国家・政治に関する研究と、ヨーロッパの文化・国家形成の歴史に決定的影響を与えているキリスト教思想の生成・発展の相関関係の究明を目指している。

現時点においては、教育課程の種類、性格、学生数との関係において妥当である。

【研究支援職員】

研究支援職員の充実度

本専攻には研究支援職員による支援体制がない。しかし将来は、研究所などに専任のスタッフを置くことによって、教員との連携を図ることが可能となり、共同研究により積極的に取り組むことができると思われる。

【教員の募集・任免・昇格に関する基準・手続】

大学院担当の専任教員の募集・任免・昇格に関する基準・手続の内容とその運用の適切性

《現状の説明》

大学院担当の専任教員の募集は、学部の人事に依存しており、大学院独自の公募はない。専任教員の任免・昇格は、大学院の教員資格審査規定に基づいている。

《点検・評価及び長所と問題点》

前期課程及び後期課程の設置の際に、文部科学省の設置基準に基づいた教員資格審査を

受けている。その運用は適切に機能していると思われる。

【教育・研究活動の評価】

教員の教育活動及び研究活動の評価の実施状況とその有効性

全学的に『東北学院大学研究業績』が発行され、各教員の研究業績が公開されている。それに基づいて研究業績に関する評価は可能であるが、教育活動の評価は困難となっている。

今後は教育活動に対する評価基準を明確にし、研究活動と連動させて総合的に評価できるようにすべきであろう。

【大学院と他の教育研究組織・機関等との関係】

学内外の大学院と学部、研究所等の教育研究組織間の人的交流の状況とその適切性

本専攻を構成しているのは文学部所属の教員である。そして同時に本学附置のキリスト教文化研究所及び東北文化研究所の所員である。したがって、両研究所が主催する公開講座の講師を引き受けるなど、人的交流に努めている。

また、平成 14(2002)年度からヨーロッパ文化研究所が設置される。そして本専攻の教員が中心となるために研究所所属について再編を行い、よりの確な研究体制と交流を行う必要がある。

アジア文化史専攻

【教員組織】

大学院研究科の理念・目的並びに教育課程の種類、性格、学生数との関係における当該大学院研究科の教員組織の適切性、妥当性

世界史の中にアジア史を位置づけるという基本理念のもとに、アジア史領域・民族文化論領域・地域環境論領域にまたがる学際的研究を行い、あわせて日本・東アジア諸地域の歴史・考古・民族・民俗・環境などの個別研究分野における研究を進展させるのが、本専攻の基本的目的である。この理念と目的に応じて、前期課程における演習と特論・各論、後期課程における演習と論文指導が設置されている。

これに対して、平成 13(2001)年度の担当教員は、文学史学科所属の教員 15 名と教養学部教養学科の教員 1 名、都合 16 名が当てられており、その内訳は、日本史分野 5 名、東洋史分野 3 名・考古学分野 2 名・民俗学分野 2 名・地理学環境学分野 4 名であり、時代的には先史から近現代に至るすべての時代の、地域的には日本・中国・東北アジア・東南アジアなど東アジア各地域ほぼ全部の、それぞれの専門研究者が配置されている。また、本専

攻の開設申請時における教員の資格判定は、前期課程で15名全員が論文指導有資格者、後期課程で12名が論文指導有資格者、4名が有資格者であり、いずれも学界での活躍が顕著な研究者ばかりである。この教員配置は、専攻の教育理念と目的の実現にとって極めて適切であり、前期課程の学生定員が5名（現員はほぼ2倍）、後期課程のそれが2名であることを考え合わせると、質・量ともに極めて充実していると言わねばならない。研究指導体制のさらなる充実を図り、また社会的要請に応えるための今後の課題としては、地域解析学・西アジア史などの専門研究者の任用が挙げられる。この点に関しては、学部と連携をとりながら、検討を始めたところである。

【研究支援職員】

研究支援職員の充実度

本専攻には専攻の研究・指導を支援する専任職員は配置されておらず、支援体制は必ずしも十分ではない。緊急を要する場合は、各研究所の事務職員をはじめとする一般職員の臨時的支援に頼るのが通例であり、研究・指導の遂行に支障をきたす場合もある。今後の大きな課題である。

「研究者」と研究支援職員との間の連携・協力関係の適切性

研究・指導を支援する専任職員は配置されていないが、研究費の管理・学会の運営などにおいて、各研究所や大学院事務室の事務職員が臨時的に支援している。両者の連携・協力関係は良好であるが、事務職員が時として過剰負担となることがあり、早急に体制を整備する必要がある。

高度な技術を持つ研究支援職員を育成し、その技術を継承していくための方途の導入状況

研究費管理・資料管理・研究室管理・学会運営などにおいて、相当の職責を担い得る研究支援職員が必要である。その場合、その職員は少なくとも前期課程修了以上の学歴を有することが望ましく、できれば英語能力に優れていることが望ましい。学内組織上、そのような職員を専任職員として配置することは不可能な現状にあり、当面は非常勤の副手として、専攻もしくは関連する研究所などに配置してはどうかと考えている。

ティーチング・アシスタント、リサーチ・アシスタントの制度化の状況とその活用の適切性

本学所定の規定に従って、後期課程3名の院生がティーチング・アシスタントとして教員の研究と講義を支援している。本専攻では、原則として後期課程の院生のみを採用することとしているが、フィールドワークを多く取り入れている分野では、前期課程の院生が実質的なアシスタントの役割を果たす場合があり、前期課程院生の採用も、今後の検討課

題となるはずである。

【教員の募集・任免・昇格に関する基準・手続】

大学院担当の専任教員の募集・任免・昇格に関する基準・手続の内容とその運用の適切性

本学所定の基準と手続、及びそれを援用した文学研究科の運用規定に従っている。大学院教員の人事規定として極めて公平かつ厳正なものであると考える。なお、本専攻後期課程においては、設置申請において論文指導有資格者を付与された者のみを、博士論文の主査に充当している。この件に関しては、課程完成後に、本学所定の手続をもって厳正に審査し、新たな論文指導有資格相当者を選抜して、博士論文の主査たり得る資格を与えたいと考えている。

【教育・研究活動の評価】

教員の教育活動及び研究活動の評価の実施状況とその有効性

本専攻の教員は、前期課程設置時に、15名全員が論文指導有資格者、後期課程設置時に12名が論文指導有資格者、4名が有資格者という評価を受けている。設置後も『東北学院大学研究業績』に掲載されている研究業績などによって、その研究活動が学界で高く評価されている。

また教育活動においても、所属院生の学術論文公表・学会発表・資料収集・現地調査・調査発掘の成果を通して、学界でその活動ぶりが評価されている。つまり、学界での評価をもってすれば、本専攻教員の教育活動・研究活動の評価は、極めて高いものであると考える。ただ、学界での評価を学内での教員評価に反映させることは容易ではない。研究論文などであれば、発表篇数の多少などが一つの基準になるであろうが、教育活動の評価となると、客観的な評価は容易ではないはずである。したがって、教育活動と研究活動を評価する学内のシステムは今のところ整備されていない。

いずれにしても、評価の前提として、正確かつ詳細な研究教育活動報告が必要なことは言うまでもないことであり、本専攻では、学内評価システム設定の動向に応えつつ、専攻教員の教育・研究活動を詳細に記録した研究教育便覧の作成・公表を検討したいと考えている。

【大学院と他の教育研究組織・機関等との関係】

学内外の大学院と学部、研究所等の教育研究組織間の人的交流の状況とその適切性

本専攻の教員は、学内にあっては全員が学内附置の東北文化研究所の研究員であり、特に研究面において密接な連携を保っている。

学外にあっては、まず数人の教員が他大学の大学院・学部に非常勤講師として出講して

おり、出講大学の教員との研究交流が極めて盛んに行われている。立地上、東北大学への出講が最も多い。

次に文化財研究所・博物館などの研究員との研究交流も顕著である。また、科学研究費などの研究代表者・研究分担者として、学外の研究者と研究交流を行っている者も多い。

国外では、主な交流機関として、中国ハルビン市社会科学院・中国人民大学・中国社会科学院・武漢大学・タイチュロンコン大学・タイワライラク大学・タイプリンスオブソクラ大学・ベトナム国家大学があり、中国南開大学とは、大学間協定を締結していることもあって、研究交流が特に盛んである。

総じて言えば、学内外・国内外を問わず、外部研究機関・研究者との研究交流は極めて盛んである。ただ、これらの交流は教員個人個人の努力や個人個人の持つネットワークに負っているところが多く、専攻という組織としての交流活動は極めて少ない。専攻主催の研究会の開催・専攻単位の外部研究機関との交流・専攻単位の内外研究費の申請などを積極的に推し進め、組織的対外研究交流を活発化したいと考えている。

経済学研究科

【教員組織】

大学院研究科の理念・目的並びに教育課程の種類、性格、学生数との関係における当該大学院研究科の教員組織の適切性、妥当性

《現状の説明》

本研究科においては、平成9(1997)年度前期課程入学者から学位「修士(経済学又は商学)」を授与しており、また平成11(1999)年度後期課程入学者から学位「博士(経済学又は商学)」を授与する。教員及び学生は、組織及び科目履修上は経済学専攻に属するが、実質的には経済学と商学(商学・経営学・会計学)の2系統に分かれて研究・教育が行われている。平成13(2001)年度における本研究科の教員数は38名(専任教授25名、専任助教授4名、非常勤講師8名、外国人客員教授1名)であり、経済学と商学の教員比率は3対2である。

学生の収容定員は前期課程16名、後期課程6名であるが、平成13(2001)年度の在籍者数は前期課程30名(うち、社会人19名)、後期課程5名(社会人0名)であるから、収容定員充足率は前期課程187.5%、後期課程83.3%である。また、教員1名当たりの学生数は前期課程0.79名、後期課程0.13名である。

《点検・評価及び長所と問題点》

前期課程の収容定員充足率が高いのは、近年、税理士試験の受験科目免除の資格を得ることを目的とする学生が増加していることによる。同時に、特定の指導教員の下に学生が集中する傾向が見られるので、非常勤講師を依頼して特定科目の担当教員の過重な負担の軽減を図っている。

《将来の改善・改革に向けた方策》

本研究科は、平成 14(2002)年度から経済学専攻と経営学専攻の 2 専攻になる。新設される経営学専攻は東北地方の企業経営者、ベンチャー・ビジネスの起業家、及び職業会計人の育成を目的としている。したがって、特に経営学専攻においては、実業家や会計人との積極的な人的交流を図る努力が必要とされる。

【研究支援職員】

研究支援職員の充実度

《現状の説明》

本研究科には専任の研究支援職員は存在しないが、平成 7(1995)年に定められた「ティーチング・アシスタントに関する規程」により、前期課程の学生は週 4 時間以内、後期課程の学生は週 8 時間以内に限り、前期課程と学部の授業の教育的支援業務が可能となり、本研究科でも毎年数名の学生が学部の授業の支援業務を行っている。

《点検・評価及び長所と問題点》

現状では、教育的支援業務の対象が学部の情報処理関連の実習科目に集中しているが、その対象が前期課程や学部の演習（ゼミ）などにも広がることが望ましい。

《将来の改善・改革に向けた方策》

ティーチング・アシスタント制度を充実するためには、財政的な支援が必要であるので、財務当局の一層の理解を得る必要がある。

「研究者」と研究支援職員との間の連携・協力関係の適切性

《現状の説明》

本研究科には、専任の研究支援職員は存在しない。また、現在、「ティーチング・アシスタントに関する規程」を利用して大学院の研究支援を行っているケースは見られない。

《点検・評価及び長所と問題点》

現在のところ、専任の研究支援職員を置く必要性は少ないが、ティーチング・アシスタント制度を活用する方向で研究支援を活発にすべきである。

《将来の改善・改革に向けた方策》

ティーチング・アシスタント制度を充実して、研究を支援する側とされる側双方の教育・研究水準の向上を図ることが望ましい。

【教員の募集・任免・昇格に関する基準・手続】

大学院担当の専任教員の募集・任免・昇格に関する基準・手続の内容とその運用の適切性

《現状の説明》

大学院担当の専任教員の選考は、「大学院教員資格審査規則」及び「大学院教員資格審査基準細則」に基づいて、研究科委員会の議を経て、大学院委員会で審議決定している。前者の「規則」では、(1)「博士の学位を有し、研究上の業績を有する者」、(2)「研究上の業績が前号(1)に準ずると認められる者」、(3)「専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有する者」という基準を設けている。後者の「細則」では、学術研究書や学術論文の点(編)数など、研究業績のより詳細な内容を定めている。また、専任教員の選考については、「専門を同じくする本研究科担当教員」又は「研究科長と専攻主任の共同」による提案に基づいて開始される、と規定している。なお、平成12(2000)年度までは、学部の教授の中から大学院担当教員を選考し、教授として任用してきたので、昇格に関する手続きは不要であった。

《点検・評価及び長所と問題点》

これまでのところ、大学院の専任教員は経済学部所属教員から選任されてきたが、大学院専任の教員を学外から招く道を開く必要がある。

《将来の改善・改革に向けた方策》

学部からの選任だけでなく、国内外から広く有能な人材を集めることを考慮する時期にきている。

【教育・研究活動の評価】

教員の教育活動及び研究活動の評価の実施状況とその有効性

《現状の説明》

本学においては、平成9(1997)年に「大学院自己点検・評価に関する規程」と「大学院自己点検・評価委員会規程」を定め、大学院の教育・研究活動に関係する事項について継続的に点検・評価を行ってきた。その活動の一環として平成12(2000)年3月に『東北学院大学—現状と課題 自己点検・評価白書』を刊行した。そこにおいては、本研究科におけるカリキュラム編成や教員組織など教育・研究に関する課題を網羅的に取り上げて、点検・評価を行っている。さらに、大学の自己点検・評価委員会は、平成7(1995)年以降、隔年に大学院担当者を含むすべての専任教員の『研究業績』を刊行している。

《点検・評価及び長所と問題点》

研究活動に関する評価は、上記の『研究業績』により相互評価が可能である。教育活動については、研究科委員会で学位論文の審査結果(論文の要旨の報告を含む)が審議されるので、その過程で教員の指導の適否が明らかになる。

《将来の改善・改革に向けた方策》

大学院の改善・改革に役立てるため、学生から教育・研究に関する要望を定期的に聴取する場を公式に設けることを検討する必要がある。

【大学院と他の教育研究組織・機関等との関係】

学内外の大学院と学部、研究所等の教育研究組織間の人的交流の状況とその適切性

《現状の説明》

他大学や外国人の研究者による講義は日常的に行われているが、本学の他研究科の教員による講義は行われていない。ただし、本研究科の学生は他の研究科の講義を受講可能である（10 単位を限度に課程修了単位として認める）。本学には、本研究科に関連のある研究所として、東北産業経済研究所、社会福祉研究所、経理研究所があり、各研究所は他大学・研究所の研究者や実務家を招いて継続的に公開講座、公開シンポジウム、研究会を開催している。シンポジウムや研究会の終了後に、懇親の場を設けて専門家との人的交流を深める努力をしている。

《点検・評価及び長所と問題点》

今後、産学協同による調査・研究の必要性が高まると予想されるので、学外の専門家や実務家とのより広く、深い交流を志向する必要がある。

《将来の改善・改革に向けた方策》

経済学部では、平成 14(2002)年度から企業経営者などに講義の一部を担当してもらう計画が進行中であるが、大学院においても、官庁や企業の管理者などに講義を依頼することを検討する時期にきている。

法学研究科

【教員組織】

大学院研究科の理念・目的並びに教育課程の種類、性格、学生数との関係における当該大学院研究科の教員組織の適切性、妥当性

《現状の説明》

本研究科の教員数は、後期課程開設時（平成 54〔1979〕年）において、専任 14 名、非常勤 4 名、計 18 名であった。平成 13(2001)年度では、専任 13 名、非常勤 5 名、計 18 名である。専任教員は一般教員と嘱託教授からなり、一般教員の定年は 67 才、嘱託教授の任用限度は 73 才である。専任教員 13 名の年齢構成は、70 代 2 名、60 代 2 名、50 代 3 名、

40代6名である。専任教員は、後期課程開設当時から、実定法基本科目を中心に配置されている。その担当専任教員は、平成13(2001)年度においては、10名である。課程発足以来、本研究科では、後期課程担当資格者のみを前期課程担当者としている。したがって、両課程の担当者を区別していない。

昭和63(1988)年の大学審議会答申「大学院制度の弾力化について」に基づき、本学では、平成6(1994)年、大学院教員資格審査規則を改正し、「専攻分野につき、特に優れた知識及び経験を有する者」という基準を追加し、優れた実務家出身教員の採用に道を開いた。本研究科では、平成13(2001)年2月、本研究科細則に同様の規定を置いた。しかし、実務家出身教員の採用はまだ実現していない。

教員一人当たりの院生数は、平成13(2001)年度においては、1名弱である。教員一人当たり院生1名程度という比率は、最近5年間変わっていない。

《点検・評価及び長所と問題点》

教員数、配置に関しては、後期課程発足時の体制を維持している。この点は評価すべきであるが、問題もないわけではない。専門職業人養成に力を入れつつあるが、そのために必要な教員や実務家出身教員の採用が実現していない。

《将来の改善・改革に向けた方策》

上記の問題点の解決に努める必要がある。

【研究支援職員】

研究支援職員の充実度

《現状の説明》

本研究科及びその基礎となる法学部には専任の研究支援職員は存在しない。総務部総務課に所属する法学研究資料室職員が、その職務の範囲で法学部教員の研究支援をも行っていると言える。しかし、その支援は、個々の教員に特殊な研究・教育の支援にまで及ぶものではない。個々の教員の教育支援に関しては、平成11(1999)年度から、本研究科においても利用できる形で、「ティーチング・アシスタント(TA)」制度が発足した。TAの業務が、「博士前期課程の教育的補助業務」、及び「学部の……演習の教育的補助業務」に拡張されたことによる。TAになり得るのは、大学院学生(院生)である。本研究科では、平成13(2001)年度、後期課程院生1名が初めて採用された。

《点検・評価及び長所と問題点》

TAの業務範囲が上記のように拡張され、本研究科においても実際に利用できるようになったことは、当該院生の「教育経験と奨学に寄与」(本学規程)したのみならず、当該授業の充実と活性化に寄与した(指導教員の報告)。より多くの授業において活用できるようになることが望まれる。

《将来の改善・改革に向けた方策》

本研究科においては、後期課程に進学する院生を増やすことが先決問題である。TAの業務につき、授業に出席しての補助だけでなく、授業の前後の指導をも、「教育的補助」として認めるべきではないかという意見が出ている。

「研究者」と研究支援職員との間の連携・協力関係の適切性

《現状の説明》

本研究科及びその基礎となる法学部には専任の研究支援職員は存在しない。個々の教員の教育支援に関しては、「ティーチング・アシスタント (TA)」制度がある。TA が実際に採用された授業に関しては、教育支援に一定の役割を果たしている。

《点検・評価及び長所と問題点》

上記の例では、指導教員とTAとの連携・協力関係は適切である。

《将来の改善・改革に向けた方策》

特に考えられていない。今後の運用に即して検討して行く。

【教員の募集・任免・昇格に関する基準・手続】

大学院担当の専任教員の募集・任免・昇格に関する基準・手続の内容とその運用の適切性

《現状の説明》

大学院担当の専任教員の募集に関しては、本学では大学院だけを担当する専任教員を認めていない。そこで、法学部において、本研究科の要請をも考慮して専任教員の募集を行う。採用された教員の定年についても、大学院独自の取扱いはない。学部担当教員から大学院担当教員を任命するについては、本学の「大学院教員資格審査規則」及び本研究科の「同基準細則」に基づいて、研究科委員会の議を経て、大学院委員会で審議決定している。

前者の「規則」では、後期課程の担当資格に関しては、(1)「博士の学位を有し、研究上の顕著な業績を有する者」、(2)「研究上の業績が前号[(1)]に準ずると認められる者」、(3)「専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有する者」という基準を設けている。後者の「細則」では、上記(2)に関し、学術研究書や学術論文の点(編)数など、より詳細な基準を定めている。また、選考手続の開始については、「専攻を同じくする本研究科担当教員の提案」か、「研究科長及び専攻主任の共同の提案」のいずれかによるとしている。昇格に関しては、専ら学部において行い、研究科は関与しない。

《点検・評価及び長所と問題点》

専任教員の採用を学部のみが行える(大学院のみを担当する専任を認めない)とすることには、もちろん利点があるが、例外を認める必要があるかもしれない。大学院の充実がともすれば後回しになる恐れがあるからである。後期課程の担当資格者だけが前期課程を

担当できるとすることも、大学院の充実に寄与してはいるが、大学院を担当できる学部教員に限られることになって、学部との意思疎通を困難にしている面もある。

《将来の改善・改革に向けた方策》

上記の問題点を検討する必要がある。

【教育・研究活動の評価】

教員の教育活動及び研究活動の評価の実施状況とその有効性

《現状の説明》

本学においては、平成9(1997)年、「大学院自己点検・評価に関する規程」と「大学院自己点検・評価委員会規程」を定め、大学院の教育・研究に係る事項について継続的に点検・評価を行ってきた。その活動の一環として、平成12(2000)年3月に、『東北学院大学一現状と課題 自己点検・評価白書』を刊行した。そこにおいては、本研究科における教員の教育活動及び研究活動についても、点検・評価を行っている。さらに、大学の自己点検・評価委員会は、平成9(1997)年以来、隔年に、大学院担当者を含むすべての専任教員の『研究業績』を刊行・公開している。大学院教員の教育活動の評価としては、研究科委員会における学位論文審査が最も重要である。その中で、指導教員の指導の適否、妥当性も評価できるからである。

《点検・評価及び長所と問題点》

研究活動については、上記の『研究業績』によって、相互評価、外部評価が可能である。教育活動については、上記の「学位論文審査」だけでは、不十分であるかもしれない。

《将来の改善・改革に向けた方策》

教員の教育活動の評価に関しては、既に他の項目で述べたように、研究科主催のなどの院生の学位論文(中間)発表会や院生に対する定期的なアンケート調査を考える必要がある。

【大学院と他の教育研究組織・機関等との関係】

学内外の大学院と学部、研究所等の教育研究組織間の人的交流の状況とその適切性

《現状の説明》

本研究科ではいくつかの授業に、当該分野における第一人者あるいは第一線の研究者を非常勤講師として招いている。その際には、学生が授業を受けるだけでなく、教員同士の学術的人間的な交流をも深めるよう心がけている。本研究科から他大学に非常勤講師などとして出講する教員もいる。また、個々の授業に他大学の教員や実務家をゲストとして招いたり、当方から見学・実習のために訪問することも、各担当教員の裁量で行われている。

海外との学術交流で来日中の研究者を招き、講演会を開催したこともある。また、前期課程院生の場合には、本学の他の研究科の授業を、10単位まで履修することが認められている。

《点検・評価及び長所と問題点》

個々の授業に他大学の教員や実務家をゲストとして招いたり、当方から見学・実習のために訪問したり、海外の研究者を招き、講演会を開催することなどがより活発になることが望まれる。

《将来の改善・改革のための方策》

上記の課題の実現に努める必要がある。

工学研究科

【教員組織】

大学院研究科の理念・目的並びに教育課程の種類、性格、学生数との関係における当該大学院研究科の教員組織の適切性、妥当性

《現状の説明》

工学研究科は、4つの専攻より構成されている。機械工学専攻、電気工学専攻、応用物理学専攻、そして土木工学専攻である。4つの専攻における教員構成は、次のとおりである。

- ・機械工学専攻 : (常勤) 教授 10 名、助教授 3 名、 (非常勤講師) 8 名
- ・電気工学専攻 : (常勤) 教授 13 名、助教授 2 名、講師 1 名、(非常勤講師) 12 名
- ・応用物理学専攻 : (常勤) 教授 14 名、助教授 2 名、 (非常勤講師) 14 名
- ・土木工学専攻 : (常勤) 教授 10 名、助教授 1 名、講師 1 名、(非常勤講師) 6 名

注意) 上記非常勤講師には、大学院において講義を担当せず、ゼミナール・課題研究において、必要な指導を行っている教員も含んでいる。

大学院教員は、東北学院大学学則に記されている「東北学院大学大学院教員資格審査規則」に基づき適切と判断された教員が担当している。非常勤講師についても、同規則を適用し大学院教員としての適切性を判断している。各専攻における前期課程の学生の在籍数は各学年で 10 名程度であり、上記教員数は、適切なものと考えている。工学研究科における必要事項を審議するために、工学研究科委員会が大学院担当教員により構成され審議機関となっている。現時点においては、工学研究科における教育・研究レベルを維持する上で、組織的に大きな問題はないものと判断している。

しかしながら、今後工学研究科が社会からの多様な要望に応えるためには、なお一層の

充実と時代に合致した教育への不断の改善が必要であると認識している。このために、工学研究科における（改組変換も含めた）教育・研究指導方法の改善に関する検討が必要と考えている。これらを達成するためには、本学教員の研鑽が必要であるとともに、公的機関あるいは民間の研究機関における研究者に依頼して、社会での最先端の講義を積極的に取り入れることも考えていきたい。また、任期付きでの教員採用なども、工学研究科の発展に必要と考えている。このためには、柔軟な人事の可能性を検討する必要性があり、鋭意検討していきたい。

工学研究科博士課程の理念・目的を実現すべく、現在専任教員は次のように配置されている。

機械工学専攻においては専任教員 13 名（教授 13 名）、電気工学専攻は専任教員 15 名（教授 14 名、助教授 1 名）、応用物理学専攻は専任教員 14 名（教授 13 名、助教授 1 名）、土木工学専攻は専任教員 10 名（教授 10 名）で、専任教員計 52 名で組織されている。

一方、機械工学専攻においては他大学院大学から 6 名の講義協力と連携大学院による客員教授の参加を、電気工学専攻は他大学より 5 名の講義協力を、応用物理専攻は他専攻より 1 名、他大学より 4 名の講義協力を、土木工学専攻は非常勤 3 名の講義協力を得ている。また、各専攻ともゼミナールや実験の担当に本学助教授や講師の応援を得ているほか、さらに、各専攻とも 2 から 3 年に半年のペースで海外からの客員教授を迎えて共同研究や特別講義が実施されている。

博士課程前期課程在籍院生は、機械工学専攻で 11 名、電気工学専攻で 21 名、応用物理専攻で 13 名、土木工学専攻で 24 名、計 68 名である。専任教員一人当たりの院生数は 1.3 人である。

博士課程後期課程在籍院生は、機械工学専攻で 0 名、電気工学専攻で 2 名、応用物理専攻で 3 名、土木工学専攻で 1 名、計 6 名である。専任教員一人当たりの院生数は 0.1 人である。

《点検・評価及び長所と問題点》

本研究科の母体とも言える工学部の教員が大学院を兼任しているため、比較的余裕のある教員配置となっている。このことより、院生に比較的多くの関係科目を提供できており、充実していると判断される。また、教員一人当たりの院生数も少なく、懇切で丁寧な教育指導が行われているものと評価される。ただし、本学で定めた教員定員枠の関係で、定年退職した教員の補充が見送られる傾向にあり、必然的に教員の高齢化は否めない。

《将来の改善・改革に向けた方策》

教員構成については、将来を十分に考慮して検討を進めていきたい。また、今後定年に伴うベテラン教授の退職に伴い、新分野の教育と研究の指導ができる教員の確保を視野に検討を進めている。

【研究支援職員】

研究支援職員の充実度

《現状の説明》

工学部における各研究科には研究を支援する専任技術職員（本学では実験指導員）は不在で、各学科に所属する技術職員の業務範囲に大学院研究科の課題研究をサポートすることは入っていない。しかし、一部技術職員は業務外として課題研究をサポートしており、これら技術職員は、実態として、学部と大学院双方の研究の研究補助業務を両立させているのが実状である。機械工場における技術職員は学部における卒業研究と同様に、大学院生の課題研究の遂行に貢献している。本研究科における研究支援職員の特色は課題研究における非常勤講師 32 名の存在である。この非常勤講師には本学の専任学部助教授、講師も一部入っているが、大部分は教育、研究に豊富な経験を持ち、かつ国内外で活躍している他大学の教員である。これら教員による研究支援は大学院生の課題研究進展の大きな力になっている。

《点検・評価》

本学研究科の特色の一つである課題研究における非常勤講師の存在は、大学院生の課題研究の遂行に大きな寄与をしている。これは他大学にない特色の一つである。

《長所と問題点》

本研究科は大学院博士課程前期課程を中心として 80 名程度が在籍している。大学院生にとっては、教員と学生の比率が国立大学に比べると恵まれていると言える。しかし、教員サイドからみれば、大学院専任ではなく学部との併任であるため、多数の授業負担を強いられることになっている。

他の問題点としては、大学院の課題研究を直接サポートする高度な技術を持った技術職員の充実が望まれる。

《将来の改善・改革に向けた方策》

課題研究の非常勤講師制度は本大学院の課題研究の促進に貢献している。教育、研究水準を向上させるため本制度を今後とも維持していきたい。近年の工学技術の進展と多様化に対応するため、IT 技術のような高度な技術を持った意欲的な技術職員の採用が望まれる。

「研究者」と研究支援職員との間の連携・協力関係の適切性

《現状の説明》

課題研究を支援する非常勤講師は専任の本学大学院担当教員と共同研究をしているか、同じ研究分野で活躍している。したがって、「研究者」としての本学専任教員とは常時、大学院生の教育・研究について密接な連携協力が行われている。一部の課題研究は担当専任教員のほかに本学の他の専任教員が共同研究者として研究支援をしている。前述したように、一部技術職員は業務外として「研究者」をサポートしている。

《点検・評価》

上記現状の説明にあるように、本研究科の非常勤講師は大学院生の課題研究の遂行に大きな寄与をしている。この非常勤制度によって、本研究科の大学院生が他の大学、研究所の大学院学生と交流、情報交換ができ、非常に活発な学生生活を送ることになる。

《長所と問題点》

教員と学生の比率が国立大学に比べると恵まれているので、きめ細やかな指導ができる。問題点としては、高度な技術を習得した専門技術職員が不足していることである。

《将来の改善・改革に向けた方策》

高い技術力を習得した技術職員と「研究者」との密接な連携・協力関係が質的に高い研究遂行に必須である。若く、かつ意欲的な助手及び技術職員の採用と、技術習得の支援体制の制度化を急ぐ必要がある。

【教員の募集・任免・昇格に関する基準・手続】

大学院担当の専任教員の募集・任免・昇格に関する基準・手続の内容とその運用の適切性

《現状の説明》

教員の任用は、工学研究科委員会の議を経て原則として各専攻よりの推薦方式で行っている。任用の基準については、「東北学院大学大学院教員資格審査規則」による。また、任用の手続きは、「東北学院大学教員資格審査委員会内規」に準じた手順に従って、工学研究科委員会が審査決定を行うことになっている。

以上のような基準・手続きによって大学院任用教員を決めているので、従来は公募による前期課程教授及び助教授、また後期課程教授の採用は行っていない。また大学院教員の任用は工学研究科の専決事項であるので、特にある個人の任用が不利になるということはありません。

《点検・評価及び長所と問題点》

工学研究科教員の任用については、工学研究科委員会が主体となって厳正に行われており、特に問題はないと判断される。強いて問題点を挙げるならば、教員の採用募集方法等である。

《将来の改善・改革に向けた方策》

任用に際して従来は公募を行わなかったが、広く一般から優秀な人材を登用するために、今後は、公募による任用も検討していく必要がある。それに伴い、工学部共通の採用の審査に関わる具体的な基準の策定についての検討を行う必要があると思われる。その際、国内外の識者を含む推薦状を必要とする等の方策も考えるべきであろう。ただし、基準が形骸化し、実際の組織構成の柔軟性を失わぬように注意を払うことが必要である。

【教育・研究活動の評価】

教員の教育活動及び研究活動の評価の実施状況とその有効性

《現状の説明》

研究業績は大学院担当教員の資格審査を受けられる十分条件の一つになっており、資格審査のために研究業績一覧の提出が必要となる。また、6（1）の【教育研究活動の評価】にも述べたように、2年ごとに東北学院大学研究業績が刊行されており、教員の研究活動が公開されている。

《点検・評価及び長所と問題点》

上述したような2年ごとの東北学院大学研究業績の発行は、研究活動についての教員の自己啓発にもつながり有効に機能していると考えられる。しかしながら、教育活動に対する評価が行われていないことは問題であり、大学院工学研究科における教育研究活動を活性化するためには、教育活動の評価が検討課題となる。

《将来の改善・改革に向けた方策》

大学院工学研究科における教育研究活動をさらに活性化するためには、教育活動についての合理的な評価の導入と優れた教育研究活動を行っている教員の処遇についての検討を行う必要がある。

【大学院と他の教育研究組織・機関等との関係】

学内外の大学院と学部、研究所等の教育研究組織間の人的交流の状況とその適切性

《現状の説明》

現在、工学研究科では独立行政法人産業総合技術研究所東北センターとの間で連携大学院が行われており、機械工学専攻の大学院生が平成13(2000)年度から同センターの客員教授による研究指導を受けている。すべての専攻科では国内の国公立大及びその附属研究所及び国外の研究機関と活発な共同研究を行っている。特に応用物理学専攻では全国共同利用研究所と連携し、大学院生が積極的に共同研究に参加している。

《点検・評価及び長所と問題点》

連携大学院としての独立行政法人産業総合技術研究所東北センターで研究指導を受けることは、大学院生に対して多様な研鑽機会を提供できるという長所がある。しかしながら、連携大学院で研究を行う大学院生は、平成13(2001)年度1名及び平成14(2002)年度1名(予定)と、現在のところ引受け可能人数に比べて少ないという問題点もある。近年の理工系における研究の進展に伴い、研究装置は急激に巨大化しつつある。巨大装置を設置している全国の中心的研究機関と共同研究を行っている現状は、本学大学院研究の進展に大いに貢献している。

《将来の改善・改革に向けた方策》

大学院生に対して多様な研鑽機会を提供できるという連携大学院をさらに活用するためには、連携先をさらに増やすような方策が必要となる。また、提携先での大学院生の研究成果や指導による教育効果の現状分析と平行して、学生が提携先での研究指導を受けやすくするよう検討することが今後の課題となる。国内外の教育研究組織との連携及び共同研究のさらなる進展が望まれる。

人間情報学研究科

【教員組織】

大学院研究科の理念・目的並びに教育課程の種類、性格、学生数との関係における当該大学院研究科の教員組織の適切性、妥当性

《現状の説明》

「人間にとって望ましい情報社会を構築する学問的基礎を創出するとともに、高度情報社会がもたらす人間の諸問題に対応できる専門家の育成」を目的とする本研究科の教育課程を担当する教員は、社会情報学領域7人、行動情報学領域9人、生命・情報学領域5人、基礎学科目群11人の計32人である。それは各々専門領域の担当者にふさわしい教員から成り、本研究科の目的を達成するのに適切な組織である。

《点検・評価及び長所と問題点》

本研究科の教員は学部教員が兼担しており、学部教授会並びに大学院研究科委員会における審議事項は双方に伝達されたため、相互理解・協調関係が図られている。しかし大学院教員は学部の授業・校務分掌も当然分担するので負担は重い。

また専門領域の中で「生命・情報学」は医・理・工学関係の実験科学領域であるから、研究費（特に実験費）の充足が課題である。

《将来の改善・改革に向けた方策》

設置当初の教員は逐年のように退職しているので、その後任は研究業績のある教養学部教員の中から補充しているが、学部教員と大学院教員の二重負担を解消して、役割分担を明確化し、大学院教員の専任化の可能性も検討されなければならないであろう。

【研究支援職員】

研究支援職員の充実度及び「研究者」と研究支援職員との間の連携・協力関係の適切性

《現状の説明》

大学院教員32名（2名の非常勤講師を含む）に対して在学生は前期課程1年8名、2年

10名、後期課程1年1名、2年3名、3年11名の計33名である。後期3年在学生は論文の完成を目指しての延期者が多い。学生数との関係からみれば本研究科の教員の組織はほぼ妥当であると言える。また実験・実習等の時間には、ティーチング・アシスタントの制度を活用して適切な授業を展開している。

《点検・評価及び長所と問題点》

研究科の教員数に比して在学生数は特に多いわけではないので、教員の個人的・集団的指導においては、きめ細かな指導が可能である。ただし、博士論文を指導する教員の負担は極めて大きいので、実験・実習を指導する高度な技術を持った技手・技師の制度も検討に値する。

《将来の改善・改革に向けた方策》

本研究科前期課程を経て後期課程に進学した学生であれば、教員がその学生をよく知っているので指導しやすいが、他大学院修士課程出身者の場合は研究テーマが変わったり、学力不足が深刻であったり等の問題が出てくることがある。教員と研究支援職員との連携によってこのような問題も事前に解決できるかもしれない。

【教員の募集・任免・昇格に関する基準・手続】

大学院担当の専任教員の募集・任免・昇格に関する基準・手続の内容とその運用の適切性

《現状の説明》

教員の募集は原則として公募制をとっている。教員選考には「大学院教員資格審査規則」があり、さらに本研究科独自の細則が設けられているので、それらに従って審査が行われ、研究科委員会で続いて大学院委員会で審議されて決定を見る。

《点検・評価及び長所と問題点》

教員の採用・昇任の人事も上記「大学院規則」及び研究科細則によって行われる。

《将来の改善・改革に向けた方策》

教員採用、昇格に関する規則及び細則は、大学院としての学術的・倫理的水準を維持するに適切なものである。一般に大学院の教員は高齢者で男性が多い。人事の若返りを図るためには細則の弾力的運用と同時に、女性教員の増員も考慮すべきであろう。

【教育・研究活動の評価】

教員の教育活動及び研究活動の評価の実施状況とその有効性

《現状の説明》

教員の教育活動については毎年授業計画を作成して学生に配布しているので、講義や演

習が計画どおりに進行しているか、計画に問題はなかったかなど、授業についての自己点検・評価の一つの重要な資料となっている。

研究活動については、毎年研究成果を発表する機関誌として「論集」と「研究紀要」がある。2年に1回各教員の研究業績を編集して「東北学院大学研究活動報告書」として刊行し、全教員に配布している。

《点検・評価及び長所と問題点》

授業計画の作成・配布は学生の修学に有益であり、また教員自身が自己・点検する上で重要である。各教員の研究業績の公表は、教員相互の活動に刺激を与えるものであり、特に若い教員には大きな目標になる。

《将来の改善・改革に向けた方策》

授業計画の作成については、全教員の共通理解をさらに進め、その内容の充実に努めなければならない。研究活動についても2年に1回刊行される「東北学院大学研究活動報告書」の充実も図らなければならないが、そのためには校務多忙のために執筆活動がおろそかにならないよう、公平な校務分掌を工夫しなければならない。

【大学院と他の教育研究組織・機関等との関係】

学内外の大学院と学部、研究所等の教育研究組織間の人的交流の状況とその適切性

《現状の説明》

本大学院以外の学生で授業科目の履修を希望する者は、選考の上、研究科委員会及び大学院委員会の議を経て、科目等履修生として入学を許可し、履修生が授業科目の試験に合格した時は所定の単位を授与している。また学生の外国の大学院への留学も認めており、留学中に修得した単位は10単位まで課程修了に必要な単位として認定している。学生の博士論文のテーマによっては、国立の大学院又は国立の研究所に研究委託学生として委託することもある。

《点検・評価及び長所と問題点》

本学の教員のみによる指導だけではなく、テーマによっては他の大学院・研究所に委託するなど、本学以外の研究機関と提携していることは、学際的研究科にとっては適切なものと判断される。

《将来の改善・改革に向けた方策》

本研究科は「広い視野に立った精深な学識」「豊かな学識」の養成を掲げているので、その結果として卒業生の国際的な活躍も期待される。個人的な留学は見られるが大学院生の交流はいまだない。学生にとっても教員にとっても学制的刺激が期待できるので、海外協定大学の大学院との相互交流の可能性も検討したい。

7. 大学院研究科における研究活動と研究体制の整備

①研究活動

文学研究科

英語英文学専攻

※以下の「②研究体制の整備」を含む。

《現状の説明》

論文等研究成果の発表状況をまず述べることにする。平成13(2001)年度7月1日現在で、英語英文学専攻の基礎となる文学部英文学科の専任教員数は21名で、その中の11名が英語英文学専攻の兼任教員であるが、過去5年間の発表論文数は77編、その中の48編を大学院専攻スタッフが学術書又は学術雑誌に発表している。文部科学省の科学研究費補助金の基盤研究としては、3件あり、5名が参加している。海外学会派遣は延べ6名で、発表論文数は16編である。

大学院に附置されている研究所は英語英文学専攻にはない。しかし、文学部英文学科と教養学部言語文化専攻の英語関係教員が主な所員となり、利用し運営している英語英文学研究所とオーディオ・ヴィジュアルセンターがある。英米文学、英語学・言語学、及び英語教育学に関連した雑誌が充実しており、それぞれの紀要にこれらを利用して成果が発表されている。英語英文学研究所としての事業は、外部講師を招いての年2回の公開学術講演会主催と所員の定例公開講演会、そして、東北学院英学史の編纂のための資料収集であるが、毎年『東北学院英学史年報』の中で公表している。これらに専攻のスタッフが積極的に参加している。

研究条件の整備の方策の一つとして、大学院担当科目は、できるだけ1科目にするよう努めている。スタッフの充実とともにこれが可能になってきている。

それぞれに個人研究室があるので、個別指導が教室や合同研究室等の制約により妨げられることはない。

《点検・評価及び長所と問題点》

英語英文学専攻には、大学院のみの専任は事実上いないので、教授に時間がとられ、研究時間が制限されていることは否めない。

《将来の改善・改革に向けた方策》

院生を交えて研究成果をシェアする機会は今のところない。コロキアムの時間が少なくとも各学期1回か多くて毎月1回可能かどうか検討するに値すると思われる。

ヨーロッパ文化史専攻

【研究活動】

論文等研究成果の発表状況

《現状の説明》

本専攻教員9名による過去5年間の論文発表数は以下のとおりである。

平成9(1997)年度19編、平成10(1998)年度20編、平成11(1999)年度15編、平成12(2000)年度21編、平成13(2001)年度26編となっている。平均して一人当たり2～3編となっている。その他学会報告も多数ある。

《点検・評価及び長所と問題点》

担当講義の多さ、学内の仕事量を考えると、論文発表数が平均して2～3編というのは大変評価できる数字であると思われる。海外での学会報告も行われており、国際的である。

《将来の改善・改革に向けた方策》

論文数とともに論文の質も同時に問われる必要がある。したがって、レフリースの論文が何編あるか、及びその引用数も合わせて考える必要がある。

【教育研究組織単位間の研究上の連携】

附置研究所とこれを設置する大学・大学院との関係

《現状の説明》

現在は本専攻と直接関連する研究所はないが、キリスト教文化研究所が間接的に関連している。

《将来の改善・改革に向けた方策》

平成14(2002)年度からヨーロッパ文化研究所が設置される予定であり、将来教育と研究を推進させる基盤となることが予想される。

アジア文化史専攻

【研究活動】

論文等研究成果の発表状況

本専攻教員の過去5年間における発表主要論文数：日本古代史部門 11 編、日本中世史部門 12 編、日本近世史部門 3 編、日本近代史部門 6 編、日本北方史部門 32 編、中国古代史部門 9 編、中国近世史部門 2 編、東北アジア史部門 10 編、日本考古学部門 17 編、アジア考古学部門 33 編、民俗学部門 39 編、文化人類学部門 2 編、気候学部門 2 編、農業地理学部門 4 編、自然地理学環境学部門 34 編、環境科学部門 6 編。計 222 編。うち英文論文 31 編、中国語論文 5 編。人文系大学院の研究業績としては、かなりの量であると考えられる。なお平成 12(2000)年度より年 1 回の割合で、研究年報『アジア文化史研究』を発行しており、教員・院生の論文を収録している。

【教育研究組織単位間の研究上の連携】

附置研究所とこれを設置する大学・大学院との関係

本専攻の教員は全員、学内附置の東北文化研究所の所員でもあり、連携は極めて密接である。殊に資料収集は専攻と研究所が連携して行っており、集積された歴史・考古・民俗資料は、ほかに例を見ない質と量を誇っており、内外の研究者に公開されている。また公開講演会・シンポジウム・共同研究・科学研究費の申請などにおいても両者が連携することが多い。例えば、平成 13(2001)年度私学振興財団高等教育改革促進経費による共同研究は、両者の連携があっただけで可能であったと言ってよい。ただ、専攻には専任の職員がいないため、研究所職員の負担が過剰となることが時折生じている。両者の連携をより効果あらしめるためにも、研究支援職員の整備が差し迫った課題である。

経済学研究科

【研究活動】

論文等研究成果の発表状況

《現状の説明》

本研究科の教員が研究成果を発表する方法にはまず、大きく分けて2つのカテゴリーがある。第1は著書や論文等の形で公刊するものであり、第2は、学会あるいは講演会等の場で発表・講演するものである。

これらのどの方法も、本研究科の教員は研究業績報告を既に公表している。直近に発表されたものは「東北学院大学研究業績 2001 (1999-2000)」である。この業績一覧によると、教員の研究成果は東北学院大学のこの『相互評価』における「15. 自己点検・評価等」に記載しているとおり、学術書をはじめ学術誌に掲載した学術論文等、9つのカテゴリー

に分類し、公表している。

《点検・評価及び長所と問題点》

本研究科の教員は全体としてみると、毎年定期的に著書を刊行し、種々の学会が発行する学術誌に学術論文等を掲載するとともに、学会発表等、活発に研究業績を積んでおり、おおむね良好と言える。また、本研究科の教員にとって最も利便性が高く手短な定期刊行誌である「東北学院大学論集・経済学」は年3回ずつ出版されるので、業績を発表する機会も過不足なく確保されており、業績発表の環境状況も良好であると評価できる。

しかし、このようなおおむね良好な業績発表環境にもかかわらず、各種個別的な状況に起因して、研究業績が定期的に公表できない教員もいないわけではない。具体的には、「東北学院大学研究業績2001（1999-2000）」によると、本研究科の専任教員数29名のうち研究論文等の何らかの研究業績を1編以上を発表した者は23名（全体に占める割合は約79%）であった。また、研究業績が教員ごとに不均斉である。一方ではこの間に、69編もの優れた業績をあげた教員もいれば、他方、研究業績が単に1編のみの者が5名いる。

《将来の改善・改革に向けた方策》

高等教育機関である大学の重要な使命の1つは、それぞれの専門分野において真理を求め、知的集積を発展させ、普く広め、社会の発展のためになることであるが、そのためには、大学人(教員)は常に新たな調査・研究を着実にを行い、新たな知見を学生に教授・伝播する社会的な使命がある。

本研究科の教員はすべてがこのような使命を新たに認識し、日々の講義・演習授業を行うとともに、調査・研究を着実にしかも持続的に進めることが望まれる。そのためには、個々の教員は言うに及ばず、本研究科全体が1つの組織としてそのような方法へ進むための枠組みづくりと努力を直ちに、しかも粘り強く行うことが何にも増して肝要である。幸い学内の調査・研究支援プログラムのほか、学外のもの（例えば文部科学省や日本学術振興会の各種補助金）への本学教員の応募が増えてきており、モチベーションが次第に高まってきている。

【教育研究組織単位間の研究上の連携】

附置研究所とこれを設置する大学・大学院との関係

《現状の説明》

東北学院大学が附置する研究所のうち本研究科が専ら関係するものは3つである（東北産業経済研究所、社会福祉研究所及び経理研究所）。研究所の所員はすべて経済学部経済学科と経営学科の教員である。また、本研究科の教員はすべて経済学科もしくは経営学科のいずれかに属しているので、本研究科の教員はこれら研究所の所員でもある。

これらの3つの研究所はそれぞれの設立趣旨に則して資料の収集・整理、並びにシンポジウムや講演会、さらにはオープンカレッジ（講義シリーズ）を開催し、紀要（年1回）を発行している。

《点検・評価及び長所と問題点》

これらの3つの研究所が東北地方を中心にして行う地域文化・産業・社会・福祉活動に関する資料の収集・整理、並びに講演会やシンポジウムの開催は地道であるが、特定の地域に根差した底固い学術調査・研究であり、極めて意味深い活動であると学外からも評価されている。

他面、問題点は3つある。第1に、各研究所に関わる予算が漸次3%減という厳しい制約にあい、発展的な調査・研究活動は事実上押さえられており、個性ある研究所の発展にとって大きな制約となっている。第2に、研究所員は本研究科及び経済学部の教員であるため、調査・研究のための時間を十分取ることが難しい。第3に、これらの3つの研究所のほか大学にはさらに8つの研究所と6つのセンターがあり、講演会やシンポジウム等が特に秋に集中して開かれ、受講する院生には過剰気味である。

《将来の改善・改革に向けた方策》

18歳年齢人口の急減に直面し、大学経営はどこでも厳しい状況にある。生涯学習は1つの打開策ではあるが、これとてどこの大学でも可能であるということでもなく、ましてや多くの大学で導入すれば、瞬く間にキャパシティーが過剰になることが予想される。

いわゆる「大学・冬の時代」といわれる今日、どこの大学・研究所にとっても経営は厳しい。それゆえますます魅力ある教育・研究サービスの開発と提供による差別化が求められている。魅力ある教育・研究サービスの開発には資金も必要であるだけでなく、人材や情報が重要である。目的を明確に絞り大学の知的経営資源を有効に利用するよう至急検討する段階にきている。

法学研究科

【研究活動】

論文等研究成果の発表状況

《現状の説明》

法学研究科の教員は、全員が法学部教員の兼担である。したがって、法学研究科の研究活動を担っているのは、法学研究科を兼担している法学部教員であり、現在その数は15名(来年度からの担当が決まっている2名を含む)である。この15名の最近の研究業績は、『東北学院大学研究業績 1997—1998』と『東北学院大学研究業績 1999—2000』に記載されている(『東北学院大学研究業績 2001』は近刊)。

それによって、平成9(1997)年から平成12(2000)年の4年間における15名の教員の研究状況を全体としてみると、次のようになる。学術書の執筆(部分執筆も含む)8編。学術誌及びそれに準ずる機関誌に発表した学術論文38編。専門分野に関する一般著書、論文、エッセー49編。専門分野と関連する領域の一般著書、論文、エッセー14編。書評や論評

20 編。学会における研究発表 24 編。学術書、原典の翻訳 4 編。合計 158 編であり、教員一人当たり 1 年に 2.6 編ということになる。

《点検・評価及び長所と問題点》

比較のための基本的データがないため、現状をどう評価すべきかは分からない。少し足りないとも考えられるし、教員の研究時間の現状を考えると、やむを得ない数字であるとも考えられる。というのも、発表回数の少ない教員は、ほぼ例外なく、学内行政にかなり多くの時間を割かれているからである。十分な研究時間が確保されているにもかかわらず研究成果が少ない教員は見当たらない。

《将来の改善・改革に向けた方策》

とはいっても、改善の余地があることも確かである。改善のために必要なことは、何よりも研究時間の確保であろう。学内行政の負担の均等化、研究休暇制度の活用などにより、発表回数の少ない教員の数を少なくすることが重要である。

【教育研究組織単位間の研究上の連携】

附置研究所とこれを設置する大学・大学院との関係

《現状の説明》

本学には現在 11 の研究所と 6 のセンターが設置されているが、法学研究科と最も関係の深いのが法学政治学研究所である。同研究所は、法学部教員を研究員とし、研究、紀要の刊行、資料及び文献の収集、研究会・講演会・公開講座の開催などを行っている。法学研究科の教員は法学部教員の兼担であるから、研究所によるこれらの活動の中心を担っている。

《点検・評価及び長所と問題点》

法学政治学研究所の活動の中では、講演会、公開講座の開催についてはほぼ定着し、学内外から一定の評価を得ていると言えよう。それに対して、研究所の最も重要な役割であるはずの研究活動については、やや停滞している。紀要の刊行は定期的に行われているが、組織だった研究活動（あるいはその援助）は行われていない。法学研究科の教員がより積極的に関わることで、研究所を媒介とした組織的研究活動ができるようになれば、研究所の意義もより大きいものになるだろう。しかし、研究員（全員が法学部教員）、事務職員（法学研究資料室職員と兼任）どちらについても兼任となっている現状では、本格的な活動は望めない。

《将来の改善・改革に向けた方策》

研究所の活動を活発化し、法学研究科教員の研究活動との関わりを強めるためには、研究所の専任スタッフの充実が不可欠である。特に、研究所長を専任とし、独立した事務スタッフにおいて、積極的な運営企画の核とすることが必要である。

工学研究科

【研究活動】

論文等研究成果の発表状況

《現状の説明》

工学研究科においては、教員院生ともに活発な研究成果の発表を行っている。成果として、1年平均で見ると、教員一人当たりの査読付き論文は、約2編、口頭発表は院生による発表も含めて、約6件となっている。この数字は、特定の大学院大学を除けば、全国的にみても、決して見劣りする数字ではないものと考えている。院生についても、その成果を公の場で発表することを奨励しており、大学として院生の学会発表に対する旅費に対して予算措置がなされている。

《点検・評価及び長所と問題点》

講義数が多い、受講生の数も多い、という私立大学にあっては、研究業績に対して、恥ずかしくない実績を残しているものと評価できる。しかし、これは平均としての数字であり、個々の教員に対して詳細に検討をすると、業績の少ない教員などの問題は見られる。学内における研究に対する情報交換など、より頻繁に実施することにより、教員・院生に対して動機づけを与えることが必要である。

《将来の改善・改革に向けた方策》

私立大学であるから、研究業績のみが教員の業績とは言えず、積極的に教育に対する業績も評価する準備をすすめている。しかし、教員自身の研究における成果が教育に反映されることにより、大学の教育が魅力に富むものとなることは当然であり、研究を継続することは極めて重要である。研究旅費、学会旅費などについては、本学は適切な措置がなされている。研究費については、もちろん十分ということではないが、他大学と遜色のない標準的なものである。今後、教員の研究時間、院生への指導時間を確保するために、さまざまな見直し（会議のありかた、その開催場所と時間など）を行う必要がある。

人間情報学研究科

【研究活動】

論文等研究成果の発表状況

《現状の説明》

より良い教育は教員の研究姿勢のいかによって決まると言ってもよい。本研究科担当教員はそれぞれの分野で研究論文を発表しており、それは2年に1回発行されている研究業績集にその数を知ることができる。32名の大学院担当教員の5年間の平均論文数は約6編である。平均的に見ると1年間に1編の割合であるが、担当する研究領域によって多少の差がある。所属する研究学会活動もこれに連動するかのようになり、全員が1～2回研究大会に参加しており、発表も年間1回以上となっている。また、専門領域ごとに地域の研究会（東北社会学会、東北教職研究会）等を結成して年に1～2回の研究会を開催して研究発表とともに会員同士の懇親の実もあげている。教員の学会大会参加のための補助として、年2回の出張費、年1回の資料調査旅費が支給されている。海外の学会出張にも旅費の補助がある。

教員の個人研究費は学部・大学院教員として年間27万円、研究図書費は学部教員年間30万円、大学院教員30万円が支給されており、実験系研究領域以外は研究費・図書費はほぼ充足している。そのほかに文部科学省研究助成費を受けている大学院担当教員もあり、これらも加えればかなり充実していると言える。また多くの教員が各種関係学会の評議員、理事等として活躍している。

《点検・評価及び長所と問題点》

学内の研究費・図書費は人文・社会系では不十分とは言えないが、理系の研究費・実験費の不足はいつも苦情となっている。このような研究大会に参加のため、学会大会開催のための補助金が支給される体制は高く評価してよい。また学内の研究機関誌「大学論集」「研究紀要」の2種類のほかに各種研究所報が出ているように、研究成果を発表する機会に恵まれている。

《将来の改善・改革に向けた方策》

教員はそれぞれに相応した研究業績をあげているので、これらの研究成果を著書として刊行する場合「学術書」刊行助成費の増額が望まれる。また大学院担当教員は院生の個別指導をするほかに学部学生の指導もするので、研究時間の不足が問題とされる。学部での授業時間の軽減の仕方を検討しなければならない。

②研究体制の整備

文学研究科

ヨーロッパ文化史専攻

【経常的な研究条件の整備】

個人研究費、研究旅費の額の適切性

《現状の説明》

本専攻において、個人研究費として、専任教員一人当たり 30 万円、非常勤講師 3 万円が割り当てられているほかに、共通図書費として約 50 万円が計上されている。本専攻教員は、学部教員との兼担であるために、個人図書費 30 万円と学部図書共通費も使用できる。そのほか学部教員として個人研究費 27 万円が使用できる。

旅費は、大学院独自の予算としては計上されていないが、学部教員身分として、学会（参加の場合 2 回、発表 1 回）、資料収集 1 回の旅費が支給される。

《点検・評価及び長所と問題点》

学部と合わせて一人当たりの個人研究費としてみた場合には、妥当な予算と思われる。しかし、学部と大学院の経費が一体化していないために、まとまった資料を購入しようとすると困難な場合が生じている。また、院生の図書経費が計上されていないために、指導する院生を多く抱えれば抱えるほど彼らの必要図書に充当しなければならず、自分の研究を深めるための図書購入が難しくなっている。

旅費については、上限が設けられていない点は非常に評価できるが、グローバル化し学外との交流が増大している現状では、回数が緩和されることが望まれる。

《将来の改善・改革に向けた方策》

大学院担当教員の場合に、学部の予算を統合すれば、より有効な利用が可能となると考えられる。また、大学院の院生を抱える教員とそうでない教員との落差が生じており、院生数に応じた予算の手当ても必要であろう。

研究成果が確実に上がると予想される場合には、特別に予算化されることが必要であろう。

教員個室等の教員研究室の整備状況

《現状の説明》

大学院担当教員としての整備はない。

《点検・評価及び長所と問題点》

学部と兼担していると当然のことながら、学生と懇談、研究に伴う図書が増大により、学生数が多くなればなるほど、そのスペースを確保する必要が出てこよう。図書、パソコン等の増大により研究室が狭くなっている教員が多いのが現状である。

《将来の改善・改革に向けた方策》

図書・事務機器等を設置できるスペースの確保が大きな課題であろう。

教員の研究時間を確保させる方途の適切性

《現状の説明》

学部と大学院を合わせて一人当たりの担当コマ数が 12 コマまでと上限が設けられている。

学部の講義とともに大学院の講義を別個に行っているために、さらに昼夜開講制を採用しているために、一人当たりの担当コマ数が 8 コマ平均となっている。

《点検・評価及び長所と問題点》

学部との兼担により、講義担当コマ数と種類の多さが、教員の負担を倍増させている。特に昼夜開講制を導入しているために、夜間授業と土曜日の講義も入るようになり、まとまった研究時間が非常にとりにくくなっている。

《将来の改善・改革に向けた方策》

教員の担当コマ数を減少させるためには、学部の講義と連動させて、特殊講義などの専門性の高い講義は大学院でも履修可能とすることが必要であろう。

共同研究費の制度化の状況とその運用の適切性

《現状の説明》

大学院独自の共同研究費というものがないが、本学全体を対象とする制度があるので、それを利用できる。本専攻は、平成 11(1999)年度に「ヨーロッパにおける宗教改革の展開とその歴史的位相の関する研究」によって予算をとり、目下研究を継続中である。

《点検・評価及び長所と問題点》

研究所における共同研究費がないために、所員間のみならず本学以外の研究者との共同研究体制がとりにくくなっている。

《将来の改善・改革に向けた方策》

毎年恒常的に割り当てられる予算があれば、多面的に研究を推進できる。対外的な共同

研究の成果を上げるためには不可欠であろう。

アジア文化史専攻

【経常的な研究条件の整備】

個人研究費、研究旅費の額の適切性

本専攻の16名の教員は、すべて学部にも所属する教員であり、個人研究費・研究旅費などの経常経費は学部教員に対して支給されるものに限られ、大学院教員を兼ねることに対する特別の支給はない。ただ、教員選書分の図書費については、大学院担当者に一人当たり30万円と共通図書費50万円あまりが付加されている。教員の立場からすれば、学部と大学院の双方で研究・指導を行ったとしても、別に2倍の経費を要するわけではなく、他の大学の例に照らしても、現行の経常経費支給額は、おおむね適切であると考ええる。問題は、そういった経常経費では到底まかないきれない、海外出張・現地調査・資料整理などに要する教員と院生の費用をどのように支弁するかである。本専攻の教員が、科学研究費・私学振興財団助成金・各種財団助成金・学内研究助成金など、学内外の研究助成金に積極的に応募し、多くの助成金の交付を受けてきているのはそのためである。今後も助成金への応募により積極的に取り組むつもりであるが、一方で、経常経費項目の新設を含めた、大学の対応にも期待したい。

教員個室等の教員研究室の整備状況

教員一人当たり一室が割り当てられており、十分であると考ええる。

教員の研究時間を確保させる方途の適切性

社会人入試の実施・昼夜開講制の実施・現地調査の増加・事務処理量の増加などによって、教員の研究時間は、近年著しく縮減されてきている。この問題に対処する方途はほとんど講じられていない。事務職員の研究支援・非常勤講師の採用・客員教授の招聘・研究室管理の効率化などを骨子とする抜本的な対策を立てるべきである。

共同研究費の制度化の状況とその運用の適切性

本学では、経常経費としての共同研究費は支給されていない。研究費としては、個人研究費が制度化されているのみである。経常経費の中に共同研究費を新設し、それを制度化することは、上述した経常経費ではまかないきれない多くの研究支出があることからしても、また、大型設備など個人研究費では購入不能な物品が購入可能となることからしても、当然必要である。なお、法人研究助成金の中に共同研究の項目があり、本専攻でも5名の

教員がメンバーとなって、平成 12(2000)年度共同研究助成金の交付を受けている。もちろんこれは、審査によって交付が決定される助成金であり、経常経費ではない。

経済学研究科

【経常的な研究条件の整備】

個人研究費、研究旅費の額の適切性

《現状の説明》

現在、本研究科の専任教員の個人研究費は年に 1 人 30 万円(非常勤は 3 万円)である。本研究科全体では、個人研究費は専任教員が 870 万円 (@30 万円×29 人)、非常勤が 24 万円 (@3 万円×8 人)である。共通費は 56.8 万円であり、総合計では 950.8 万円である。研究旅費に関しては、前述のとおり、本研究科の専任教員はすべて経済学部にも所属しており、学部における研究旅費と一括しており、本研究科の教員としての研究旅費が別枠予算であるわけではない。

書籍等の購入は教員が購入希望図書を直接書店に注文するのではなく、購入希望図書を大学院図書館がすべての教員からいったん受け付け、重複調整の後、必要なものを価格の安い書店に発注する。

《点検・評価及び長所と問題点》

現状から思料すると、本研究科の経常的な研究条件としての個人研究費は本研究科全体としてはほぼまかなえていると言えよう。また、図書等の研究資料の購入方法についても、教員個人としてみると注文図書の入荷状況をはじめ予算執行状況等の情報管理に不明さがあり短所ではあるが、研究科に限定された予算を有効に使うとの観点に立てば、合理的な方法と言え長所である。問題は予算の執行状況が教員ごとに不均斉であり、その不均斉が単年度で収束せず、持続することである。

《将来の改善・改革に向けた方策》

個人研究費の予算執行状況に個人間の不均斉が生じ、その傾向が持続していることから、本研究科の個人研究費予算を学部における個人研究費予算に吸収・合体するとの案も検討段階にある。この考えは、個人研究費に関しても予算制約が厳しい昨今の大学経営の観点からはやむを得ないものかもしれない。しかし、調査・研究水準の維持・発展の上で強力な桎梏とならないよう、今後も常に状況を注視していくことが肝要である。

教員個室等の教員研究室の整備状況

《現状の説明》

本研究科の専任教員は経済学部の教員でもあり、個室の研究室が全員に貸与されている。

《点検・評価、長所と問題点及び将来の改善・改革に向けた方策》

研究室は本研究科のすべての教員に確保されており、研究環境は良好である。また、研究室にはすべて電話と LAN 接続口が配線されており、インターネット等の情報アクセス環境も整っている。問題点としては、教室の上方にある研究室は授業中のマイクの声が多少響くこともあり、気にする向きもある。本来は教室棟と研究棟は別々にすることが望まれる。

教員の研究時間を確保させる方途の適切性

《現状の説明》

本研究科の博士課程前期課程担当教員は受講生があれば、講義科目を 1 コマ、並びに演習科目を 1 コマそれぞれ最低持つことが想定されている。後期課程を担当する教員はさらに担当科目が増える。

資格関係の科目に係わる前期課程担当教員はほぼ毎年受講生が少なからずいるので、修士論文の作成指導と資格審査にかなり時間を裂いている。他方、開講はするものの、受講生が 1 人もいない科目も少なからずある。なお、受講生が多い科目については非常勤講師を採用するなどの対策もとっている。

《点検・評価及び長所と問題点》

担当科目次第で、毎年受講生が少なからずいる科目担当教員もいれば、受講生がいない教員もいるが、これは担当する科目に依存する。教員の繁簡度は科目次第の面もあるが、おおむねすべての教員の理解が得られており、ほかに良い方法が考えられない以上セカンドベストと考えられる。

しかし、非常勤講師を採用するにしても相手がある話なので、本研究科の希望どおりになるとは限らず、教員の研究時間確保の上では不均斉さが生じることは否めない。

《将来の改善・改革に向けた方策》

担当する授業数の多寡に応じ、研究時間の不均斉さの調節をできるだけ行うよう、今後本研究科全体で組織的に対策を検討することが望まれよう。

共同研究費の制度化の状況とその運用の適切性

《現状の説明》

共同研究については、本研究科は共同研究を実行するかしないかを含め、あくまでも個々の研究者同士が話し合った上で決定している。最近の傾向として、研究計画の大型化と組織的な研究計画の模索、遂行が見られる。

《点検・評価及び長所と問題点》

調査・研究はそれを行う研究者がアイデアを出し、計画を練り、実行していくことが基

本であり、民主的でもある。この意味で、共同研究に関する本研究科の対応は是とみてよいであろう。しかし、新たな独自の調査・研究を次々に計画し、実施していく上では、単に個人研究者にすべてを任せておけばよいというわけでもない。調査・研究のレベルが沈滞化する懸念もある。そうなれば、研究機関としての大学の地盤も危うくなる。

《将来の改善・改革に向けた方策》

今後5年、10年後を見据えた上で、高等教育・研究機関としての本大学・大学院のあるべき姿、将来像、将来果たすべき未来像を大学のすべてのスタッフが一堂に会して議論し、検討し、熟考し、その中から最も実行可能で価値あるものを見出し、各専門領域で何がベストなのかをそれぞれ見極めた上で、持てる全パワーを傾注・発揮することが強く望まれる。

法学研究科

【経常的な研究条件の整備】

個人研究費、研究旅費の額の適切性

《現状の説明》

法学研究科の専任教員には、一人年間30万円、非常勤教員には3万円の個人選書費が予算化されている。また、法学研究科全体には（図書）共通費として、専任教員一人当たり30万円、非常勤教員一人当たり24万円で計算した額が予算化されている。いずれも図書等の購入のためのものである。ちなみに、法学研究科の教員は全員が法学部教員との兼担であるので、法学部教員としての図書費（個人選書費30万円と学部図書共通費）も使うことができる。

図書購入以外の研究活動のための費用は、法学研究科の教員としてではなく、本学の教員として予算化される。一人年間27万円の個人研究費があり、さらに、定められた回数（学会参加2回、学会発表1回、資料収集1回、海外学会参加1回、海外学会発表1回）内での出張旅費の支給がある。

《点検・評価及び長所と問題点》

法学研究科については、現在の研究費、研究旅費の制度、金額でそれほど大きな問題は指摘されていない。現在の研究費、研究旅費で研究活動に必要な基本的経費はほぼ充足できており、それ以上に必要な場合は、文部科学省の科学研究費、私学振興財団の補助金などを利用すればよいからである。

《将来の改善・改革に向けた方策》

これから私立大学が財政的にますます困難になる中で、現在の個人研究費、研究旅費の大幅な増額は極めて難しい。むしろ、現在の研究補助費全体をいかに維持し、有効に利用

していくかが現実的問題となろう。その際、教員全員に平等に保障する部分と、個々の教員の現実的必要に応じた研究費援助とのバランスをどのようにとっていくか、そのために、現在の制度をどう見直すかが大きな課題となる。

教員個室等の教員研究室の整備状況

《現状の説明》

教員には個室の研究室が与えられている。研究室の広さは、置かれた場所によっていくぶん異なるが、平均すれば 15 m²程度で、室内には備え付けの本棚（1,000 冊以上は所蔵できる）がある。また、備品として机、椅子、電話があり、LAN 接続口が配線されている。大学院担当の教員とそれ以外の教員で、研究室の広さ、設備、場所などで特に違いはない。

《点検・評価及び長所と問題点》

完全に理想的とはいえないが、研究室の整備水準としては中位にはあると思われる。問題点を挙げれば、研究室に冷房の設備がないこと、同じ学部、研究科の教員の研究室が、（基本的には同じ建物に集めてはいるものの）離れている場合があること、複数の教員が集まることのできる合同研究室が整備されていないことである。

《将来の改善・改革に向けた方策》

現在進められているキャンパス整備計画の中で、これらの問題は徐々に改善されていくと思われる。

教員の研究時間を確保させる方途の適切性

《現状の説明》

教員の研究時間を確保する上で基本的には重要なことは、授業担当の負担と、学内行政の負担の低減である。法学研究科の教員は全員が法学部教員との兼担であるから、これらの負担は、法学部教員としての負担と合わせてのものでなければならない。

授業負担についてみると、現在、法学研究科の教員は、平均的には、法学部の授業（週 1 回・通年で換算）を 5 つと大学院の授業を 2 つの合計 7 つを担当しているが、授業担当の決定にあたっては、各教員の授業負担を増やさないこと、負担を平均化することをとりわけ重視している。

役職負担についてみると、法学研究科の主な役職としては研究科長、法学研究科主任があるが、法学研究科のほとんどの教員は、法学部長、入試部長、教務部副部長、学生部副部長などの大学の重要な役職についている。これらの役職はいずれも任期があるが、再任もめずらしくない。しかし、ほとんどの役職は最大 6 年までとなっており、役職によっては学部内の内規でその年数をさらに縮小している。

また、すべての教員は 7 年に 1 年の割合で研修休暇をとることができる。この休暇中は、授業負担と学内行政のすべての負担から解放される。

《点検・評価及び長所と問題点》

法学研究科の教員の平均授業負担数7という数字は、研究時間の確保という観点からすると、やや多い。数年前まではこの数字は6であったが、大学院に社会人が入学し、社会人のための授業を別に設けることで7に増えた。授業負担数がこれ以上増えることは極力避けるべきである。

役職負担の軽減のためには、負担の公平化が必要であるが、他方、極端な公平化は、組織の円滑な活動を阻害する要因ともなり得る。本学で行われている役職負担公平化のためのさまざまなルールは、全体として見たとき、やむを得ないものであると言ってよい。

研修休暇の制度も、おおむね妥当である。

《将来の改善・改革に向けた方策》

大学及び大学院の教員が教育活動、学内行政活動に関わる時間はますます増え、研究時間を圧迫している。そうした中で研究時間を確保するには、教育的効果を損なわない程度でのカリキュラムの簡素化、授業運営の効率化が必要であろうし、役職負担の一層の公平化に向けたルール作りが必要であろう。また、後者については、そもそも行政能力と学内行政への参加の精神を持った教員の採用がなされねばならない。

共同研究費の制度化の状況とその運用の適切性

《現状の説明》

法学研究科の教員が共同研究を行い、学内から研究費の補助を受けようとする、利用できるのは、東北学院研究教育基金からの研究助成制度である。この助成金は個別研究も助成対象にしているが50万円を限度としている。それに対して、共同研究の場合、支給限度は300万円となっている。ただし、年間の助成総額が450万円以内となっているため、補助の対象となる共同研究は1年に1件である。また、この助成金の対象を選考する際、文部科学省科学研究費への申請をしたにもかかわらず、採択されなかった研究を優遇している。

《点検・評価及び長所と問題点》

その助成金制度は、十分に活用されているとは言えない。まず、この制度の存在そのものがあまり知られていない。また、300万円という助成金の上限も、多くの共同研究にとっては中途半端なものである。事実上、科学研究費との併用ができないこともネックになっている。

《将来の改善・改革に向けた方策》

法学研究科の教員について言えば、研究領域の性質もあって、共同研究への関心はあまり高くない。特に学内の教員だけによる共同研究となると、難しい面が多い。もし、上記の助成金制度を手段として共同研究を促進していくのであれば、助成額の上限、採用件数を増やすこととともに、学外の共同研究者の参加を（一定の制限は設けつつも）認めることが必要であろう。また、科学研究費との併用が可能であれば、利用しやすくなるだろう。

工学研究科

【経常的な研究条件の整備】

個人研究費、研究旅費の額の適切性

《現状の説明》

東北学院大学で個人研究費と呼ばれているものは全学共通で年間 27 万円（税が引かれる。）まで使用可能であり、研究旅費については学会発表を行えば年間国内 2 回、国外 1 回が認められている。また、資料収集を 3 泊 4 日を限度として、毎年 1 回行うことが可能である。学部学生の指導に対する研究費は、消耗品費、用品費そして備品費を総計して平均年間 130 万円程度である。

院生の指導に関する費用については、担当する院生の数に応じて担当教員に配分されることを基本としているが、大学院単独で機器備品などを購入することは難しく、学部と調整の上、有効利用を図っている。

《点検・評価及び長所と問題点》

それぞれの研究費は学生単価を基準として受達されるので、大学院への進学率が低い現在においては、大学院学生への支給額は低く、学部との組み合わせにより有効利用を図っている。

教員個室等の教員研究室の整備状況

《現状の説明》

すべての教員が研究のための個室の使用が可能であり、平均約 18 m²の使用可能面積がある。しかし、冷暖房の設置や教員室と学生の研究室、教室などの位置関係などに問題がある場合がある。

《点検・評価及び長所と問題点》

教員研究室の位置により、環境に若干の差異があるが許容できる範囲であり、大きな問題はない。しかし、関連する教員の研究室の位置が離れていること、合同ゼミを実施することのできる小教室の数が不足していることなどの問題点は今後検討する必要がある。

《将来の改善・改革に向けた方策》

面積的には確保されているが、機能性や配置などの観点から今後改良すべき点は多い。特に、冷暖房の完備などは、夏季、冬季休業期間の教員の研究進行のためにも不可欠である点、学生の研究室と教員室の配置が離れていることなどの配置の有効性に関する点など、工学部の施設計画運営委員会とともに工学研究科として検討することが必要である。

教員の研究時間を確保させる方途の適切性

《現状の説明》

工学部専任教員の最大担当授業コマ数は8コマを上限とすることを目的とし、特定の教員に過負荷がかからないように配慮している。しかし、現時点においては、新旧カリキュラムが同時に進行している状況でもあり、各教員の負担は大きくなっている。大学院も担当する場合には、さらに研究室の大学院ゼミを含め4コマ程度の講義負担となっている。これらの負担は私学教員としては平均的なものであると考えている。必ずしも充分とはいえないが、教員の研究時間は確保されていると考えることができる。

《点検・評価及び長所と問題点》

研究時間の確保という観点から言えば講義の拘束時間は少ないほうがよいが、開講総単位数と教員数との兼ね合いでは上記の程度が限度であろう。将来的には、非常勤講師の確保と開講総単位数の低減を図る必要がある。

《将来の改善・改革に向けた方策》

工学研究科の充実は今後の重要な課題である。そのためには、教員の研究時間の確保は死活問題であり、さまざまな方面から検討することが必要になる。しかしながら、教員の教育に対する負担は大きく学部教育によるものであり、工学部教育改善委員会と連動して工学研究科として検討する必要がある。

共同研究費の制度化の状況とその運用の適切性

《現状の説明》

東北学院大学の内部基金として東北学院大学共同研究助成金があり、法人により運営されている。詳細は法学研究科に記されているとおりである。

《点検・評価及び長所と問題点》

金額がもう少し高額で、採択件数が多ければ有効度は増すと思われる。また、科学研究費補助金や他機関からの委託研究などとの共同利用についても検討する必要がある。

《将来の改善・改革に向けた方策》

採択時における慎重な審査とともに、援助を受けたものに対する成果公開などの制度充実が必要であると考えられる。審査の公平性と成果の公開制度の確立は、本制度を有効に活用する上で不可欠な事項と考えられ、より一層の充実が必要である。

人間情報学研究科

【経常的な研究条件の整備】

《現状の説明》

大学院の存在理由は研究と教育にある。そのため学部・大学院の授業コマ数は1週間に8コマに限られている。教員一人当たり年間研究費は学部大学院を問わず27万円、図書費は学部教員が30万円、大学院教員は60万円であり、研究と教育に必要な図書は大抵揃えることができる。研究発表の場としての機関誌も2種類があるので発表の場に不足はない。学会大会参加費は年2回、資料調査旅費は年1回が全教員に確保されているので、主要な学会には出席可能である。教員用の研究室(個室)、共同研究室、資料室、実験室、実習室、調査室、大学院学生用自習室が整備されており、同時に教員室と大学院学生自習室にはコンピュータが設置されている。いわゆる情報処理の機器は整備されていると言える。

《点検・評価及び長所と問題点》

情報処理機器が整備されて、教員間の連絡もメール通信で行われており、極めて便利である。このように充実した環境を維持するには大きな経費を要しているが、将来も維持できるような予算措置を期待したい。他方、研究図書費の中で洋雑誌の高騰に伴う予算の削減が逐年進行しているが、洋雑誌は世界の情報を速やかに把握するのに重要な役割を持っているので、全学的視野で適切な予算措置を考慮しなければならない。

《将来の改善・改革に向けた方策》

研究費・研究室・研究機器は整備されているが、図書でも洋雑誌の扱いは検討の余地がある。効率的に購入し、各キャンパス間の調整の下に、省力的に保管することを考えねばならない。

8. 施設・設備等

(1) 大学・学部における施設・設備等

【施設・設備等の整備】

大学・学部の教育研究目的を実現するための施設・設備等諸条件の整備状況の適切性

《現状の説明》

大学校地は、土樋キャンパスが 41,557 m²、多賀城キャンパスが 123,337 m²、泉キャンパスが 283,643 m²、合計で 448,537 m² となり、大学設置基準の面積を満たしている。校舎等の面積は、大学基礎データ調書を参照されたい。

校地は、大学が教育研究条件の整備と改善・充実を進める上での基本的条件である。校地不足のため、昭和 40(1965)年に泉町(現在の仙台市泉区)の山林を取得し、昭和 63(1988)年に泉キャンパスとして、文・経済・法学部の 1・2 年生及び教養学部を対象に開校した。多賀城キャンパスは、昭和 37(1962)年に多賀城市に工学部として開校した。泉キャンパス及び多賀城キャンパスともに丘陵地にあって、豊かな自然に恵まれた環境にある。土樋キャンパスは仙台市の中心にあり、交通の便利さにおいて学生の通学には最良の立地条件を満たしている。

《点検・評価及び長所と問題点》

文学部・経済学部・法学部の 1・2 年生と教養学部を擁する泉キャンパスは、交通の利便性については十分とは言えないが、十分な校地面積を有し、教育環境の良い丘陵地に立地している。また開設して間もないため、施設・設備ともに充実している。

文学部・経済学部・法学部の 3・4 年生と夜間主コースを擁する土樋キャンパスは、広瀬川の辺、仙台市の中心部に十分な校地を有し、交通の利便性は最適と思われる。教育目的の実現のためのさらなる施設・設備の整備については、毎年、最新の機器・装置を整備し、質・量ともに一層の充実を図っている。さらに、大学の中・長期計画により、既存の校舎に対する対応を含めて検討することになっている。特に、カリキュラム改正に伴う一部科目での収容人員を超える履修登録者が予想され、施設面での対応の限界を見せている。

工学部を擁する多賀城キャンパスは、交通の便の良い多賀城市の中央部に位置し、教育環境の良い広大な敷地面積を有している。施設は一部老朽化が進んでいるため、新講義棟等の整備が望まれる。

3 キャンパスに共通して、キリスト教教育による人格形成と有能な人材を育成し、世界文化の創造と人類の福祉に寄与する目的に合致した施設・設備の整備に、特に力を注いでいる。校舎等の施設・設備については、大学としての年次計画により、空調設備の整備や

耐震補強工事等の施設・設備の整備・保全にあたっている。教室内の設備については、情報コンセントの整備や視聴覚機器等の各種機材の整備に着手している。問題は、住宅街にあるため、バイク通学による騒音・違法駐車などの地域住民への迷惑行為などが挙げられ、対応に苦慮している。

《将来の改善・改革に向けた方策》

本学の施設・設備面はかなり充実してきたと言える。特に、情報関係の施設・設備の充実度は評価に値すると言える。今後は、ソフトの側面で、とりわけ教育関係のソフトの充実が望まれる。

教育の用に供する情報処理機器などの配備状況

《現状の説明》

情報処理センターやLL 教室、視聴覚施設、会計OA 実習室などの整備を行ってきている。最近では、土樋キャンパスに平成12(2000)年に完成した8号館(教育管理棟)に情報処理室を移転し、学生サービスの向上につながっている。

《点検・評価及び長所と問題点》

各種の情報処理機器や視聴覚機器等の設備の整備は、既に実施してきている。特に、情報教育に関する機器については3年更新とし、同時に増設も実施した。しかし、現在の情報化社会を考えると、いまだ不足していることは否めない。今後も引き続き整備を実施していく。近い将来のディスタンス・ラーニングを見据えて、本学でも、実験段階ではあるが、平成14(2002)年度より3キャンパス間テレビ会議システムの採用が検討されている。

《将来の改善・改革に向けた方策》

現在の情報化社会を考えると、近い将来に向けて、全学的に情報コンセントを整備し、現在行われている一部の学部学生に対するパソコン購入の責務化を、全学部・全学年に波及させることが必要と思われる。さらに、国内外とのディスタンス・ラーニングを見据えたカリキュラムと授業内容の整備が必要である。

【キャンパス・アメニティ等】

キャンパス・アメニティの形成・支援のための体制の確立状況

《現状の説明》

- ①平成12(2000)9月に完成した土樋キャンパス8号館により、学生サービスの一元化(教学事務部門のワンフロア化)が図られた(泉キャンパスは開学当初より、多賀城キャンパスは平成3年より実施している)。これにより、3キャンパスともに同質のサービスが提供できることになった。
- ②空調設備の整備が進行している。

- ③分煙、ゴミの分別収集のための必要設備の充実が図られている。
- ④カウンセリング・センターが整備されている。
- ⑤セクシャル・ハラスメント対策委員会が設置されている。

キャンパス・アメニティの形成・支援は、効果的な大学の教育目的実現のための整備、あるいは合同協議会による学生の要望実現へ向けて、新たに、学内諸機関による検討が行われ、その多くは実現されている。

《点検・評価及び長所と問題点》

快適な環境作りのために、学生サービスの一元化や空調設備の整備等が急速に進行されている。特に、土樋キャンパス及び泉キャンパスには、多くの学生が利用する食堂・コミュニティセンター（多賀城キャンパスは食堂・ラウンジ）等の施設がキャンパスの中心に位置し、有効に機能している。しかし、今後の新たな大学全体のキャンパス・アメニティに関わる計画策定について、その長期的計画については学内諸機関による全学的議論が必要であり、大学が果たすべき文化の発信地、知的好奇心を大きく喚起する場を形成することを確認する必要がある。

《将来の改善・改革に向けた方策》

現在、講義室の空調設備を推進しているが、これを全研究室と全事務室まで拡張する方向で検討する。さらに、ゴミ・薬品の処理等を含めた、より具体的な環境整備と分煙の徹底、歩行禁煙等の徹底を図る。

「学生のための生活の場」の整備状況

《現状の説明》

①学生の福利・厚生面

保健室、食堂、購買、喫茶、理容、キャッシュコーナー、駐輪（バイク）場、個人利用ロッカーなど。

②各種課外活動団体の場

体育館、運動場、トレーニング場、部室など。

③憩いの場

学生ラウンジ、広場、屋外ベンチなど。

④寄宿舍、合宿所

⑤アルバイト斡旋へのサポート

⑥その他、下宿・アパートなどの斡旋

学生生活の場の整備などは、学生の声を聞き、それを活かすことが最も肝要であるとの基本理念に立ち、学生会との協議の場である「合同協議会」における学生の要望をできるだけ取り、年度計画を立て、学生の意に沿うような生活環境のより良い整備を行っている。

《点検・評価及び長所と問題点》

学生生活の場の整備状況は充実しているものと思われるが、学生気質の多様化とともに学生の要望も多様化してきている。個々の問題の実現に向けて最大多数的コンセンサス形成に苦慮しているのが現状である。

《将来の改善・改革に向けた方策》

学生のための生活の場の整備で重要なことは、勉学のための快適な環境を創出することはもちろん、大学が学生と教職員との心の触れ合いの場、学生同士の心の触れ合いとなる空間を提供することも重要である。以上のことから、学内のみならず、学外における触れ合いの場として、現在のセミナーハウスのあるべき使用方法・場所・援助方法等について、大学としての方針を含めて整備の方法を検討中である。

大学周辺の「環境」への配慮の状況

《現状の説明》

大学周辺の環境の配慮については、主に対処療法であった。①不法駐車を取り締まり、駐車指導、②電波障害の除去、③騒音・ゴミなどの苦情処理対策に地域住民との定期的な連絡協議会を設置、④キャンパスのバス通学途上における乗車マナーの指導、⑤キャンパス周辺の渋滞時の対応

《点検・評価及び長所と問題点》

キャンパスごとに対処し、それなりの成果を上げ、地域住民からの協力・理解も得られているが、今後大学全体としての基本方針の策定が必要と思われる。

《将来の改善・改革に向けた方策》

都市の重要な構成要素としての大学キャンパスという視点に立ち、特に周辺環境への配慮は今後ますます重要性を増す。キャンパスごとの対応にのみ委ねることなく、市当局や地域住民との情報交換、協議のための学内組織作りの必要性を検討しなければならない。

【利用上の配慮】

施設・設備面における障害者への配慮の状況

《現状の説明》

スロープ、手すり、エレベーター、トイレ、駐車スペースの確保、点字タイル、車いす用スペースの整備を行っているが、教室内の車いす用スペースがまだ不十分な部分が残っている。

《点検・評価及び長所と問題点》

多賀城キャンパスにおいて、段差のある校地のために整備が遅れているのが現状であるのと、古い建物の改善・改修が急務であろう。

《将来の改善・改革に向けた方策》

物理的対応だけでなく、障害者に対する組織化された人的支援体制と連携したきめ細かい配慮システムの構築について、今後学生部などと検討する必要があると思われる。

【組織・管理体制】

施設・設備等を維持・管理するための責任体制の確立状況及び施設・設備の衛生・安全を確保するためのシステムの整備状況

《現状の説明》

施設・設備（電気設備・空調設備・ボイラー・給排水設備・電話設備・消防用設備・昇降設備等）の維持・管理は管財部を中心に実施しており、専任職員は日常管理と総括管理を行っている。実際の保守・点検・整備・警備のほとんどは学外専門業者との業務委託及び保守契約により実施している。しかし、マニュアル等は土樋キャンパスの防火管理規程を基本として、各キャンパスはそれに準じて実施している状況である。その他、泉キャンパスには「防災マニュアル」、多賀城キャンパスには「工学部安全マニュアル」がある。具体的には、組換え DNA 実験安全管理規程、組換え DNA 実験安全委員会規程、同細則、同内規、工学部固体デバイス実験室安全管理委員会規程等が整備されている。

《点検・評価及び長所と問題点》

特に実験事故に注意しなければならない工学部は、早くから安全マニュアルを作成し、事故が起こらないよう、また、起きても最小限にとどめられるよう配慮してきた。各キャンパス独自の防火管理規程、防災マニュアル等を含めた、大学全体としての総合的な「危機管理マニュアル」の整備を進めているが、いまだ完成しておらず、早急に完成させなければならない。

《将来の改善・改革に向けた方策》

施設・設備等の維持・管理体制の確立については、学内上部諸機関における審議・決定事項の下部組織（現場）への早期伝達により、今以上の、維持・管理への早急な対応を図る。

施設・設備の衛生・安全管理システムの構築については、行政や地域住民との関わりの中で、廃棄物のさらなる徹底分別並びに実験事故・防火・防災等の発生時に対する「危機管理マニュアル」の早急な完成に向け、作成に取りかかっている。

(2) 大学院における施設・設備等

【施設・設備等】

大学院研究科の教育研究目的を実現するための施設・設備等諸条件の整備状況の適切性

《現状の説明》

本学は、キリスト教主義を「建学の精神」に掲げ、時代の変遷に伴う社会の養成に応じて、それぞれ教育体制をとり、これまでに優秀な修了生を多数世に送り出してきた。

土樋キャンパスには文学研究科・経済学研究科・法学研究科、多賀城キャンパスには工学研究科、泉キャンパスには人間情報学研究科を設置し、グローバル化している現代社会の要求に応え得る、高度に専門的な知識・能力と広い視野を持った人材の養成を目的としている。

施設について、文学研究科・経済学研究科・法学研究科については、従来の手狭な施設から7号館に移行・集中して整備・改修し、各専攻の大学院生専用の合同研究室・資料室を整備、電話や専用のコピー機数台・個人用ロッカーのほか、大学院生個人に情報コンセントを整備し、学問研究の用に供している。図書・学術雑誌・視聴覚資料等（基礎データ参照）の整備も順調に進んでおり、さらに平成16(2004)年4月のスタートを目指した法科大学院の設置準備に入っている。

人間情報学研究科では、教室・図書館では学部と共用であるが、大学院生用自習室を7室整備して学問研究の用に供しており、設備として、液晶プロジェクターや独自のコンピュータネットワークシステムを構築して利用しており、その中に端末等の備品や情報コンセントの整備も含まれている。

工学研究科については、情報コンセント付端末が整備されている合同研究室を設けているが、施設・設備のほとんどは学部と共用している。

《点検・評価及び長所と問題点》

文学研究科・経済学研究科・法学研究科では、従来の手狭な施設から、独立棟（7号館）に移転・集中し、整備・改修して各専攻の大学院生専用の合同研究室・資料室を整備し、各種設備を導入し、大学院生が研究しやすい環境づくりを実施している。しかし、法科大学院の設置準備に入っており、そのための施設・設備としては現状の施設・設備では不足が予想され、新たな施設の検討が必要である。

人間情報学研究科は、独自のコンピュータネットワークシステムの構築をはじめ、施設・設備の整備がなされており、大きな問題は抱えていない。

工学研究科は、情報コンセント付端末が整備されているが、その他の施設・設備が学部と共用であり、今後独自の研究施設・設備の整備が必要であろう。

《将来の改善・改革に向けた方策》

現在の改修による文学研究科・経済学研究科・法学研究科の大学院施設は、現状の各研究科で使用するだけで精一杯と思われるので、平成16(2004)年の法科大学院設置を見越した施設の検討が必要である。また、泉キャンパスと同様なネットワークシステムの構築が望まれる。特に情報処理関係の施設・設備は、従来の、一度配備すると耐用年数限度まで使用できる機器備品類とは異なり、常に新しい環境整備が要求され、専門的知識・技能を持った専従者による維持・管理・更新が必要である。

大学院専用の施設・設備の整備状況

《現状の説明》

本学は、土樋・泉・多賀城の3キャンパスに大学院専用の施設・設備を持っており、泉・多賀城の両キャンパスについては、良好な校地環境にある。土樋キャンパスにおいても、従前の手狭な幾つかの施設を7号館に移行・集中し、大学院生個人が学問研究に集中できるような各専攻の合同研究室・資料室を用意して、図書・学術雑誌・視聴覚資料等を整備している。また、電話や専用のコピー機数台・個人ロッカーのほか、大学院生個人の情報コンセントを設置して研究環境を整備している。

人間情報学研究科は独自のコンピュータネットワークシステムを構築しており、他の施設・設備については、工学研究科と同様に学部と共用している。

《点検・評価及び長所と問題点》

土樋キャンパスでは、従来の手狭な施設から新たな施設に移行・改修・整備して専用を使用できるようになり、設備関係もさらに充実して利用しやすくなった。しかし、現在の大学院棟は、学部で使用していた建物を改修・整備して専用の施設として再生させたものであるため、耐震設備に多少の不安を抱えている。また、大学院での使用に供する図書・学術雑誌等が大学院棟だけでは収納しきれず、別棟に別置しているため多少の不便をかけている。

泉・多賀城の両キャンパスでは、大学院専用の建物施設はないものの、大学院生の使用する図書・学術雑誌等については各図書館が一括管理しており、特に抱えている問題は無い。

《将来の改善・改革に向けた方策》

土樋キャンパス内の研究所・資料室等をまとめて集中配備し、図書館機能と研究センター機能を併せ持つ総合的な研究棟を整備し、大学院をその中に併合して学術研究環境をさらに高めることが望まれる。また、各研究科の施設・設備の整備状況に違いがあるので、同等程度の整備が望まれる。

【維持・管理体制】

施設・設備等を維持・管理するための学内的な責任体制の確立状況

《現状の説明》

施設・設備（電気設備・ボイラー・給排水設備・電話設備・消防用設備等）の維持・管理は管財部を中心に実施しており、専任職員は日常管理と総括管理を行っている。実際の建物及び設備の定期的な保守・点検・整備・警備・清掃のほとんどは学外専門業者との業務委託及び保守契約により実地しており、必要に応じて設備の修理も外部業者に依頼している。

《点検・評価及び長所と問題点》

一部専任の技術職員に頼るところもあるが、維持・管理業務の実務部分のほとんどは外部業者へ委託するという方向性は今後も継続し、業務の効率化・合理化を図っていくこととする。一方、老朽化した施設への対応問題や設備（空調等）のさらなる整備が課題である。また、大学院事務室が別施設にあるため、施設・設備の運用に問題を残していることも事実である。

《将来の改善・改革に向けた方策》

施設・設備等の維持・管理体制については、外部委託が増加する一方、管財部と大学院事務室の職員の役割も大きくなるので、職員の確保・育成と専門職のアウトソーシングが必要となる。さらに、施設・設備の運用面で、大学院棟と大学院事務室の一体化（同施設に集中配備）が必要と思われる。

実験等に伴う危険防止のための安全管理・衛生管理と環境被害防止の徹底化を図る体制の確立状況

《現状の説明》

防災マニュアル等は、土樋キャンパスの防火管理規程を基本として、各キャンパスはそれに準じて実施している状況である。その他、泉キャンパスには「防災マニュアル」、多賀城キャンパスには「工学部安全マニュアル」がある。また、使用済み薬剤等の危険物については定期的に予算化して処理を行い、学内の廃棄物等は業者により廃棄又は資源物として回収されている。

《点検・評価及び長所と問題点》

特に実験事故に注意しなければならない工学部は、早くから安全マニュアルを作成し、事故が起こらないよう、また、起きても最小限にとどめられるよう配慮してきた。各キャンパス独自の防火管理規程、防災マニュアル等を含めた、大学全体としての総合的な「危機管理マニュアル」の整備を進めているが、いまだ完成しておらず、早急に完成させなければならない。

《将来の改善・改革に向けた方策》

施設・設備の衛生・安全管理システムの構築については、管財部を中心として、行政や地域住民との関わりの中で検討する必要がある。また、廃棄物等のさらなる徹底分別や実

験事故・防火・防災等の発生時に対する「危機管理マニュアル」の必要性に迫られており、早急な完成に向け、作成に取りかかっている。

(3) 大学院における情報インフラ

はじめに

本学の情報インフラとして、3キャンパス（土樋キャンパス、多賀城キャンパス、泉キャンパス）の各々に、「情報処理センター」を設置している。各センターは、多数のパソコン及びワークステーションを配備し、授業や演習に役立てているほか、互いに135Mb/sの回線で緊密に結び、かつ外部とも44Mb/sの広帯域回線で接続し、充実したIT環境を実現している。

これらの設備は、学部学生のみならず、大学院学生や教員が自由に利用でき、研究活動のための数値計算や情報処理、インターネットによる資料収集やメールによる情報交換など、多角的に活用されている。

文学研究科

英語英文学専攻

《現状、その評価、改善への方策》

英語英文学独自で学術資料を記録保存することは今のところない。図書館に任せているのが現状である。

院生への便宜のために大学院用合同研究室や資料室の確保が平成13(2001)年度になされたが、資料保管と管理上の問題があり、利用方法について慎重に検討しているところである。

ヨーロッパ文化史専攻

学術資料の記録・保管のための配慮の適切性

《現状の説明》

大学院図書館において一括管理されている。

《点検・評価及び長所と問題点》

総合図書館と大学院図書館とが同じ大学でありながら、有効に利用されていないことから、平成14(2002)年度から中央図書館に統合される予定である。

《将来の改善・改革に向けた方策》

平成14(2002)年度からヨーロッパ文化研究所が設置されることにより、基本的図書を分置することを考えている。そうすることによって、より利用しやすくなることを期待している。

国内外の他の大学院・大学との図書等の学術情報・資料の相互利用のための条件整備とその利用関係の適切性

《現状の説明》

大学院独自のシステムとしてないが、本学の図書館業務の一環として行われている。

《点検・評価及び長所と問題点》

大学院独自のシステムがあれば、非常に便利であるが、しかし経費の面から必ずしも得策とはいえない。

《将来の改善・改革に向けた方策》

総合図書館におけるシステムの拡大を行うべきであろう。

アジア文化史専攻

学術資料の記録・保管のための配慮の適切性

本専攻の教員によって集積されてきた学術誌量は、中央図書館・大学院図書室・民俗学資料室・考古学資料室・東北文化研究所・大学院資料室などに保管されている。専門分野教員の支持と指導のもとに、教員・職員・院生が連携して保管の任にあっており、その配慮は適切であると考えられる。問題は保管されている資料の記録のありようである。もちろん一応の目録は作成されているのであるが、特定の目的をもって資料検索を試みるとなると、現行の目録は不備であると言わざるを得ない。本専攻の教員全員がその不備を痛感しており、内外の研究者により便利な検索方法を供するために、デジタル化・データベース化を含めた、新たな検索システムを構築したいと考えている。

国内外の他の大学院・大学との図書等の学術情報・資料の相互利用のための条件整備とその利用関係の適切性

専攻として組織的に相互利用のネットワークを設けてはいない。ただ、教員が個人として持っているネットワークを利用して、他の教員や院生が相互利用の恩恵を受けているケースは極めて多い。今後は、中央図書館・情報処理センター・関連教員と連携しながら、専攻全体として相互利用ネットワークを構築したいと考えている。

経済学研究科

学術資料の記録・保管のための配慮の適切性

《現状の説明》

本研究科に関連する図書資料は、中央図書館、大学院図書館、3つの研究所と資料室（東北産業経済研究所、社会福祉研究所、経理研究所、経済研究資料室）に分置されている。中央図書館と大学院図書館の蔵書については大部分がデータベース化されており、各研究室や大学院棟に設置されている情報コンセントを使用してインターネットによる文献検索（WebOPAC）が可能である。

《点検・評価及び長所と問題点》

上記3つの研究所と経済研究資料室の図書資料は、いまだデータベース化されていないので（雑誌は登録済み）、早急に実施する必要がある。また、今後、磁気媒体やインターネットによる図書資料の刊行が本格化すると予想されるので、その保管方法や利用方法などについて検討する必要がある。

《将来の改善・改革に向けた方策》

上記3つの研究所と経済研究資料室の（雑誌以外の）図書資料をデータベース化する方向で関係部局において協議中である。

国内外の他の大学院・大学との図書等の学術情報・資料の相互利用のための条件整備とその利用関係の適切性

《現状の説明》

他大学などとの図書資料の相互利用については、本学の中央図書館で紹介状を発行しており、それを持参して提示することにより他大学などの図書館を利用可能である。また、他大学所蔵の文献を取り寄せたり、論文などを複写したものを提供するサービスを行っている。

《点検・評価及び長所と問題点》

多くの大学の図書館ではWebOPACを公開しており、学外の図書に関する検索は容易である。また、必要な文献については相互利用で閲覧可能であるから、教員・学生にとって特に問題はないと思われる。

《将来の改善・改革に向けた方策》

現在、外国の大学図書館などとの相互利用サービスは行われていないが、研究者や学生の国際交流が活発になれば必要になるであろう。

法学研究科

学術資料の記録・保管のための配慮の適切性

《現状の説明》

法学研究科の教員と学生が利用する学術資料は、中央図書館、大学院図書室、法学研究資料室の3つの施設（すべて同じキャンパス内にある）に保管されている。このうち、中央図書館と法学研究資料室の間では所蔵資料の種類分けがされており、図書は中央図書館、雑誌・定期刊行物は法学研究資料室に置かれている。大学院図書室には、図書と雑誌・定期刊行物が混在しているが、中央図書館と蔵書とともにすべてデータベース化されている。教員と学生は、研究室や学生の共同研究室棟に設置されている情報コンセントを使用し、インターネットによる文献検索（WebOPAC）ができるため、大きな不都合はない。しかし、法学研究資料室には印刷された所蔵資料目録しかない。

《点検・評価及び長所と問題点》

OPACの利用によって、学術資料の検索は非常に便利になった。現在、教員や学生が不便を感じているのは、上記のように、法学研究資料を含む各種資料室（学内には英語英文学研究所、東北文化研究所、東北産業経済研究所など11の研究所の資料室がある）が保管している資料のほとんどが、まだOPACで検索できないことである。

《将来の改善・改革に向けた方策》

各種研究所資料室の所蔵資料のデータベース化は早急に進められなければならない。さらに、もし可能であれば、資料室をできるだけ同じ建物に集中させることも意味があるだろう。

また、CD-ROM、DVD、インターネットなど新しい媒体での学術資料が増えている中で、その保管・利用に向けた取り組みは、まだ始められたばかりであるが、今後の重要な課題として取り組まれなければならない。

国内外の他の大学院・大学との図書等の学術情報・資料の相互利用のための条件整備とその利用関係の適切性

《現状の説明》

国内外を問わず、WebOPACを公開している大学院・大学の学術情報の検索は問題ない。図書・資料を相互利用するための窓口は、本学では中央図書館が行っている。他大学の図書館等に直接行って利用することもできるし、現物やコピーの取り寄せも可能である。しかし、相互利用のサービスは、現在、国内の大学図書館に限られている。

《点検・評価及び長所と問題点》

基本的には、全国の主要な大学の所蔵している学術情報へのアクセスができる体制は整

えている。問題はサービスの質と所要時間である。これらは、関係する図書館担当者の能力・資質のよるところが大きく、制度やシステムの問題を超えていることが多い。

《将来の改善・改革に向けた方策》

まず、外国の学術機関との相互利用サービスの仕組みをつくることが早急な課題となろう。また、図書・資料の現物やコピーを手にしての相互利用ではなく、電子メディアを利用した相互閲覧のシステムが開発・発展することにも注意を払っておく必要がある。

工学研究科

学術資料の記録・保管のための配慮の適切性

《現状の説明》

工学部における学術資料の記録・保管は、工学部敷地内にある東北学院大学多賀城キャンパス図書館（旧称東北学院大学図書館工学部分館、以下工学部図書館とする）で行っている。工学部図書館は、昭和 57(1982)年に開館して以来、図書資料 142,271 冊（和書 91,645 冊、洋書 50,626 冊、平成 13〔2001〕年 5 月現在）、逐次刊行物資料 2,885 種（和雑誌 1,547 種、洋雑誌 1,338 種、平成 13〔2001〕年 5 月現在）の所蔵を誇る東北地区において有数の理工系図書館である。また、工学部図書館は、特に逐次刊行物の所蔵に優れ、1950-60 年代及びそれ以前の所蔵文献は、各研究分野における追跡文献調査にも十分機能する。

このような膨大な所蔵資料情報を迅速かつ的確に図書館利用者に提供することを目的として、工学部図書館では平成 8(1996)年よりオンライン資料検索システム、OPAC による資料検索サービスを実施している。OPAC は平成 11(1999)年に Web 対応となり、汎用 Web ブラウザによる検索が実現し、さらに利用者便宜が図られた。和書については昭和 61(1986)年以降、洋書については昭和 62(1987)年以降受入分の図書について、逐次刊行物については所蔵全種が検索対象に含まれる。これらの年代前の図書データ遡及入力作業にも同時に着手しており、その達成率は約 45%になる。このデータ遡及入力率を高め、利用者により豊富な情報提供を行うことは、図書館の重要な業務の一つである。

しかし、先端研究の最新情報収集も理工系図書館の最重要課題である。このニーズに対応するため、工学部図書館では NACSIS-IR、JOIS といった学術情報有料オンラインデータベースを導入し、その検索結果を利用者負担金なく無料で提供している。さらに、本学の研究に有益・有効な関連文献情報を網羅する良質のデータベース選定・検証作業も、常時平行して進めている。

《点検・評価及び長所と問題点》

オンラインデータベースは最新情報入手には最適と言えるものの、どのデータベースにも掲載され難い旧年代の文献情報が存在することも事実である。工学部図書館は、このような旧年代の所蔵文献が豊富であることは上述した。問題は、この年代の冊子に使用されている紙がいわゆる酸性紙であり、経年劣化が極めて激しいことである。本来ならば、専

用保存書庫にて温度、湿度を制御し、日照、防虫にも配慮した保管が行われることが望ましい。しかし、その運用が閉架書庫化を招き、現在完全開架運用中の本館の利便性を犠牲にするマイナス効果も無視できない。工学部図書館は、平成 13(2001)年 4 月に、利用者向け空調設備を完備した。この空調設備が、資料保存に関して若干でも効果を及ぼすことを期待したい。

《将来の改善・改革に向けた方策》

近年、各大学図書館では資料の電子化と称し、自校が発行する紀要、論文集のデジタル化を進める動向が顕著である。本学の他学部においても、プリント版研究紀要の発行中止を前提に、CD-ROM 版製作が試験的に行われている。工学部図書館においても、まず最初に『東北学院大学工学部研究報告』（東北学院大学工学会）のデジタル化を考えている。

一方、急速に電子化された学術雑誌（電子ジャーナル）の利用者提供を、先行して進める予定にしている。現在、理工系学会誌及び商用学術誌は、従来のプリント版のほか、Web 版と呼ばれる Web ベースの発行形態が広く普及しつつある。この動向にはさらに拍車がかかり、特に理工系学術論文においては Web でのみ提供される文献（資料）の引用が広く認められる傾向にある。しかし、工学部図書館では、現在のところ、大学院生のみならず全利用者が、自由にこの Web ベースの文献情報をブラウズすることはできない。これを実現するためには、もちろん設備としてのパソコンの設置はもとより、制限のないインターネットアクセスを許可するネットワークセキュリティの確保が要求される。さらに、利用者自身によるネットワーク上の不正行為防止のために、十分な事前予備教育制度の確立も必要であろう。

国内外の他の大学院・大学との図書等の学術情報・資料の相互利用のための条件整備とその利用関係の適切性

《現状の説明》

工学部図書館は、旧年代の逐次刊行物所蔵に優れるとともに、現在継続購入している逐次刊行物も 825 誌にも及んでおり、最新の研究成果を収集することにも怠ってはいない。しかし、近年の学術洋雑誌価格の高騰により、工学部図書館においても一部逐次刊行物の継続購入中止を余儀なくされたことは残念である。逐次刊行物の継続購入中止の傾向は、国立私立を問わず、国内大学図書館が抱える重大な問題でもある。

そのような図書館運営情勢において、現在、国内の多くの大学図書館は国立情報学研究所 (NII: National Institute of Informatics) のデータベースサービスシステムを利用しており、その一つに NACIS-ILL がある。これは、図書／雑誌目録・所在情報サービスである NACIS-CAT をベースにした図書館間相互利用サービスシステムである。工学部図書館もこのシステムへ参加しており、他館が所蔵する文献入手・図書貸借利用が容易かつ迅速に行われるため、ある意味で所蔵が中断した資料の補填の機能も担っていると考えられる。

平成 10(1998)年より NACIS-ILL に参加した工学部図書館の文献複写受付件数は、473 件（平成 10〔1998〕年）、629 件（平成 11〔1999〕年）、512 件（平成 12〔2000〕年）、555 件（平成 13〔2001〕年 12 月現在）で、この 4 年間を平均しても 500 件強／年の受付を行

っている。この年間平均 500 件強の文献複写受付件数は、工学部図書館所蔵資料の充実度に対する他大学・機関からの評価と考えたい。また、工学部図書館の文献複写受付の特徴として、関東、関西、九州の大学からの依頼が多いことが挙げられる。発送日数を要したとしても、東北に位置する工学部図書館へ依頼する大学・機関が多いことは、意外な事実である。

《点検・評価及び長所と問題点》

他大学への文献複写依頼件数は 56 件 (平成 10 [1998] 年)、132 件 (平成 11 [1999] 年)、149 件 (平成 12 [2000] 年) で、年々微増傾向が見られる。受付件数に比して依頼件数が大幅に下回る原因の一つは、NACIS-ILL システムへの参加開始広報が少なかったことが挙げられる。これを改善するために、オンラインデータベースとの連携により、短時間で最新文献情報の収集・入手が可能であること強調した広報を現在展開中である。

さらに、利用者自身が近隣大学図書館を訪問し、必要資料を実際に見聞することができる他館訪問制度が可能であることも、指導している。しかし、この訪問利用制度において、逆のケースで工学部図書館の利用を希望する他校利用者に対しては、紹介状の提出を求めている。利用者身分保証のための手続きではあるが、旧態依然の制度運用の感は否めない。この点については、早急な改善が必要であると思われる。

《将来の改善・改革に向けた方策》

従来のプリント版学術雑誌を継続して購入することは、私立・国立を問わず、さらに難しくなる事が予想される。国内各大学図書館いずれにおいてもこの状況に大差はなく、これまで以上に所蔵資料の相互利用制度が重要になろう。工学部図書館の場合、特に東北地方、さらに郵送物のデリバリー運搬日数、利用者自身の交通アクセスに着目すれば、宮城県内の国公立大学との協力体制を念頭においた柔軟な図書館運営を進めなければならない。そして、この協力体制をさらに推進することが可能ならば、協力各館の資料選書にさえ、密接な関係を構築することが期待できよう。

本学は平成 13(2001)年 4 月より、宮城・山形県 17 の国公立私立大学が協同した単位互換制度に参加した。これにより、他大学学生の本学設備利用の急増が見込まれる状況にある。この制度の恩恵を受ける学生の大学院進学年となる平成 17(2005)年には、より高度な学術情報資料の相互利用協力が必須になると予想される。単位互換制度を背景とした図書館相互利用体制は、関東、関西の大学間で既に実施されている。同様の制度を先行実施した他大学からの情報収集を怠らず、それを先例としながらも、本学工学部図書館の実状に相応しい制度の構築・整備が求められる。

人間情報学研究科

《現状の説明》

教員の研究室、学生の自習室そしてそれらにはコンピュータが設置されて各種の情報処理に役立っており、また実験室、実習室、調査室、演習室等も充足しているので、本研究

科の教育目的を実現するための施設・設備条件は適切である。学術資料の記録や他大学院との交換で送られてきた「紀要」等の機関誌及び実験実習、調査資料等は実験室、実習室、調査室の一部に整理され適切に保管されて、教員・学生の利用に適切に供されている。ちなみに本研究科「研究紀要」は毎年 500 部を印刷し、400 部を他大学図書館及び関係の研究室に送っている。

《点検・評価及び長所と問題点》

本研究科が発足して 8 年、研究室その他の諸設備は充実し、機関誌も着実に発行して他大学院との交換も進んでいる。現在のところ研究室も他の施設も整理されて余裕が見られるが、交換資料の増加、機器の老朽化に伴い、それらの保管場所の狭隘が予想される。したがって、短期・長期的展望の下に毎年度の見通しが必要となろう。

《将来の改善・改革に向けた方策》

さまざまなメディア機器が導入されているので、機関誌だけではなくこれらのメディア機器を通して本研究科の情報を積極的に提供することが、大学院間の交流とともに本研究科の入試情報を的確に広範囲に提供することになるので、積極的取り組みが必要であろう。

9. 図書館及び図書等の資料、学術情報

【図書、図書館の整備】

図書、学術雑誌、視聴覚資料、その他教育研究上必要な資料の体系的整備とその量的整備の適切性

専任教員には個人選書分図書予算を配分し、大学院担当者は同額が加算されている。また、教養科目担当の他学部所属の教員に担当科目の参考図書費を、非常勤講師には教科維持に必要な図書費を配分している。また、教員個人選書分を学科単位で集計して余剰がある場合には、学科共通費として使用することができる。図書館選書分の追録費用は、主に定期刊行物（雑誌代が主体）に充当されるが、近年の洋雑誌の価格騰貴により、やむなく利用度を勘案して購入誌数を削減したが、逆に利用度は高まっている。

視聴覚資料関係は、3キャンパスとも施設は整っている。また、私大助成を得て、各学部・学科及び大学院各研究科とも、いくつかの専門分野については資料（マイクロを含む）の体系的整備を行っている。しかし、急速に進展中の電子図書館化に対応する設備・機器類、及び資料類は決して十分とは言えず、現在整備を急いでいるところである。

教育研究上必要な資料の体系的整備に関して、開学以来の歴史の中である程度整備されてきた分野も相当にある。また大学に移行してからは、基本的に各学部・学科・大学院各専攻の計画・判断に従い、主に私大助成等の制度により各専門分野資料の充実を図ってきた。また各分野で活躍した諸碩学の蔵書の寄贈を受けた記念文庫約70余があり、その学問の軌跡を窺うことができる。その中には、古文書をはじめ貴重な図書も少なくはない。さらに、図書館として、大学図書館に備えるべき基本文献については、長期計画で整備を行っている（「四庫全書・續集等」）。また数年後の本学創設120周年記念事業の一環として、本学図書館を代表するような「特色あるコレクション」を、時間と経費をかけて作るべく、現在検討中であり、実現を期したいと考えている。

量的整備に関しては、現在およそ百万冊の蔵書を有する本学図書館にあっても、決して十分というわけではない。今後ますます基本図書の整備と、特色ある専門分野の資料充実を、長期的かつ計画的に実現していきたい。

図書館施設の規模、機器・備品の整備状況とその適切性、有効性

中央図書館については、書庫収容能力に限度が見え、30万冊程度収容可能な書庫スペースを、既に基本金組み入れを開始している「総合研究棟（仮称）」内に新たに確保する計画である。また、大学院図書館の中央図書館への統合が、平成14(2002)年度から実現することにより、大学院図書館書庫を、近い将来、中央図書館の保管書庫として使用できる見通しができた。また、約20年前に建築した中央図書館内には、マイクロ室等メディア関係の施設・設備が不十分であったため、総合研究棟の完成を待つまでの間、学内にスペースを

確保して「分室」を設け、マイクロフィルム・フィッシュ等の保管・利用を始め、デジタル化に対応できる各種機器と資料とを整備して、学生・教員の利用に供する予定である。また、図書館内閲覧室に現在設置している OPAC 検索用の端末は、平成 14(2002)年度よりすべてデータベース・CD・DVD 対応可能とする予定である。また、かねて要望してきた書庫内の空調整備については、平成 13(2001)年度内に整備されることになり、図書の保管環境は著しく改善されることとなった。

その他、設備・機器・備品等の整備については、数年後に予定されている総合研究棟の完成を待って本格的に整備することになるはずである。

学生閲覧室の座席数、開館時間、図書館ネットワークの整備等、図書館利用者に対する利用上の配慮の状況とその有効性、適切性

閲覧室の座席数については、3キャンパスの図書館ともに、著しく不足しているわけではない。しかし、特に中央図書館にあつては、電子機器類整備のためのスペースは、館設計当時には想定されていなかったため、不十分である。したがって、建築予定の総合研究棟には、設計段階から図書館が必要としている施設・設備を盛り込む予定である。それまでの暫定的措置として、上記の「マイクロ室」を設置する予定である。

開館時間に関しては、月・水・金曜日は午後 9 時 30 分まで、火・木・土曜日は午後 8 時まで、定期試験一週間前の期間及び定期試験期間中は、午後 9 時 30 分まで開館している。二部学生・夜間主学生及びその他の利用者、特に大学院の図書館が午後 7 時 30 分で閉館になるので、その後の利用にも対応している。

なお、図書館ネットワークは、東北学院総合ネットワークの一部として平成 13(2001)年度に更新作業を実施し、回線スピードの向上など、大幅な改善を行っている。

【学術情報へのアクセス】

学術情報の処理・提供システムの整備状況、国内外の他大学との協力の状況

国外の大学との協力関係については、学術交流協定を締結している大学、特に日本研究が盛んであり、なおかつ日本図書の不足に悩んでいる大学を対象に、本学で整理できる重複図書等を寄贈することを含めて検討中である。(例：南開大学日本研究中心等) 今後、協定校との交流関係が深化すれば、図書館相互の情報交換も活発化すると思われる。

国内他大学との協力関係については、全国的制度のほかに、在仙大学の単位互換制度の発足に伴い、図書館間の協力関係も一段と深化しつつある。さらに、本学図書館としては、多くの同窓生にも以前から図書館利用の便を図ってきた。今後は大学全体が、各分野で活躍する同窓生や地域社会に、大学が蓄積してきた知的情報を提供することによって、共存共栄する方向が明確になると思われる。その際には、図書館の役割は学内の教育研究に寄与するに止まらず、より広範なかつより大きな役割を果たす必要があると思われる。現在図書館としてそのような方向が明確になった場合に、何をなすべきか、何ができるかなどについて、その対応を研究中である。

10. 社会貢献

(1) 大学・学部・学科等の社会貢献

文学部

英文学科

【社会への貢献】

《現状の説明》

平成 13(2001)年度において、英文学科主催の「公開講義」(毎週土曜日 4 回連続)を『短編小説の面白さーイギリスとアメリカの代表的な小説家の傑作を分析するー』という共通テーマのもと、4名の教員によって開催した。これには、本学学生のほかに一般社会人及び高校生など、延べ 100 名を超える参加があり、積極的な質問や意見が出された。また、本学科に係る英語英文学研究所では、「学術講演会」を 6 月に土樋キャンパスで、11 月には泉キャンパスで開催し、学外からの講師による講演を行った。これには、合計で 600 名を超える参加があった。さらに 12 月には、8 回目となる定例「公開講演会」を開催し、100 名を超える参加があった。このように、本学科の持つ知的資源を積極的に広く社会に還元していると言える。

《点検・評価及び長所と問題点》

参加者の中には、本学英文学科へ入学を志す受験生の姿も見られ、そのような人たちには英文学科の教育内容の一部を知ってもらう良い機会となっている。

《将来の改善・改革に向けた方策》

現在の学外参加者数を見ると、より積極的に市民との文化交流を求めて、講演、講義の開催テーマや開催時期について、英文学科の専門性の枠の中で何ができるか、さらに検討する余地があるものと思われる。

キリスト教学科

【社会への貢献】

《現状の説明》

本学科では、平成 13(2001)年 4 月に「公開ファカルティフォーラム」を開催し、約 30 名の参加があった。また、本学科と関係するキリスト教文化研究所において、20 回目となる「キリスト教文化講座」(計 5 回)を開催している。さらに、11 月には、43 回目となる「学術講演会」を開催し、本学学生のみならず一般社会人の参加が多数あった。このように、キリスト教学科やキリスト教文化研究所では、積極的に公開講座を開催し社会への貢献を行っている。

《将来の改善・改革に向けた方策》

社会への貢献の課題は、本学科に対する期待も少なくないことにかんがみ、できるだけ多くの参加者が得られるように、内容のさらなる充実を図っていききたい。今後も、例えば、仙台での学内外でのエクステンション、あるいは卒業生が活躍する、特に北海道から東京までの地域での時々の公開講座など、新しい試みについても検討していききたい。

史学科

【社会への貢献】

《現状の説明》

史学科は、毎年史学科主催の「公開講座」を開催している。平成 13(2001)年度開催の「公開講座」は 9 月 29 日(土)・10 月 6 日(土)・10 月 13 日(土)に「商いと人々の暮らし」と題して開催した。この公開講座は、仙台市の「高等教育ネットワーク・仙台、ネットワーク講座：現代社会に生きる」の一環として開催したもので、同「公開講座」への参加者は計 180 名で、そのうち一般市民は 140 名であった。

また、教育研究成果の市民への還元に関しては、史学科教員のうち日本史・考古学・民俗学専攻の教員は、地元の『仙台市史』を初め、東北地方及び北海道の自治体史の編集・執筆の主要なメンバーとして活躍している。さらに、史学科の教員の多くが仙台市のみならず北海道を含めた日本各地の各自治体・生涯教育機関・博物館・市民団体等が主催する学術講演会・シンポジウム・フォーラム等で講演・報告を積極的に行っている。

経済学部

【社会への貢献】

社会との文化交流、公開講座の開設、教育研究上の成果の市民への還元

《現状の説明》

経済学部関係では、現在次のような講演会、公開講座・講義が開講されている。

- ・経済学部公開講義（仙台市からの補助事業）（6～10回）
- ・県民大学（宮城県からの補助事業）（5～6回）
- ・東北産業経済研究所主催講演会及びシンポジウム
- ・経理研究所主催簿記会計講座（講座は学生中心であるが、卒業生も受講できる）
- ・社会福祉研究所主催オープン・カレッジ（10回）

これらは、経済学部教員及び外部講師によって実施されており、講演会、公開講義、オープン・カレッジなどには毎回100人を超える市民の参加がある。

《点検・評価及び長所と問題点》

地域の大学として、これらの講義、講座は毎年開催され、20年以上続いている講座もある。既に市民の間にかかなりの程度定着し、高い評価を受けている。また、いずれも大学の教育研究上の成果を市民に還元することを主要な目的の1つとしており、内容も大学にふさわしいものになっている。

《将来の改善・改革に向けた方策》

こうした講座を継続して開講することは教員にとって負担となるが、今後も可能な限り続けたい。

法学部

【社会への貢献】

社会との文化交流等を目的とした教育システムの充実度

《現状の説明》

社会との文化交流等を明示的な目的とした教育システムが、明確な形で構築されているわけではないものの、1990年度以来、市民向けの公開講座「市民生活と法」を毎年11月の夕方に開催し、一般市民の好評を得ている。公開講座においては、5名ずつの専任教員が、それぞれの専門分野の最新の動向や、その時点で社会において特に話題になっているテーマについて、1時間ほど講義を行い、30分ほど質疑応答を行う、という形をとっている。講義といっても一般市民向けである以上、各教員は、通常の授業よりまな一層分かりやすく明快な内容と話し方に心がけ、質疑応答の中では、市民からの鋭い質問も多い。

このように、公開講座を担当する教員は、講義の工夫を一層自覚するだけでなく、学問に対する社会的需要と大学教員に対する期待を知ることができる。したがって、公開講座の充実は、社会に対する貢献となるだけでなく、学部の教員の能力向上にも貢献しており、そのことがまた、社会への貢献の前提条件を向上させることになっている。

《点検・評価及び長所と問題点》

一般的には、法学部の公開講座は市民に好評であり、毎年必ず参加する市民も、十数人に上っている。これは、法学部教員の努力が、市民にも評価されたものと言える。

他方、テーマによって、あるいは担当する教員によっては、必ずしも一般の市民にとって分かりやすい内容とならない場合もあり、たまたまそのような講座だけを受けた市民は、本学法学部に対して、好意的ではないイメージを持つ可能性がある。また、そのような場合、教員の側も市民からのメッセージを適切に受け止めなければならない。

《将来の改善・改革に向けた方策》

公開講座における講義のプレゼンテーション及び市民の需要を受信する能力の巧拙は、実際には学生に対する授業の技能と密接に関連しており、公開講座の講義を改善するには、学生に対する授業のあり方を改善するほかはない。したがって、FD活動を通じての授業改善が、社会との文化交流にもつながるはずである。

公開講座の開設状況とこれへの市民の参加の状況

《現状の説明》

法学部では、平成5(1993)年以来、本学以外の法律学又は政治学の専門家を招いて、毎年5月下旬の木曜日3時30分頃から専門的な内容で開催される「学術講演会」を開催しており、好評を博している。この講演会は、法学政治学研究所が主催する形で始まり、今日に至っている。講演を依頼する講師の選択と依頼は、学部内の各専門分野の教員が、専門分野ごとに交代で担当しているため、多様な分野の専門家による講演が可能になっている。

毎回、多数の一般市民を始め、法律や政治の専門家、学内外の大学生などが参加し、質問も活発であることから、仙台市民の間に定着していることがうかがえる。学術講演会に際しては、講師との間の連絡を密にし、講演内容等についての協議を詳細に行っているほか、聴衆の理解を容易にするため、必ず講演内容に関するレジュメ(概要)を講師に作成してもらい、配布している。また、学術講演会での講演内容は、講師の許可を得た上で録音テープから反訳し、講師による校正を経て「法学政治学研究所紀要」に掲載されている。平成14(2002)年度は、5月30日(木)に、中央大学野村修也教授を迎え、「これが金融の現場だ」という、現在の政治経済状況に即した明快なテーマで開催される。

上記の学術講演会とは別に、本学教員5名ずつが自分の専門分野の研究成果を市民に還元するための公開講座「市民生活と法」を、平成2(1990)年の開始当初は法学部主催の形で、法学政治学研究所が設置されたのに伴って平成4(1992)年以降は同研究所主催の形で、毎年11月のある週の月曜日から金曜日までの夜に開催されている。「公開講座」を担当する教員の順序は、学部内の申し合わせに従って定められており、よほど重大な支障がない限り、割り当てられた教員は熱意を持って講演にあたっている。この「公開講座」には、少ないときでも40名ほど、多い場合には100名を超える参加者があり、毎年参加する一般市民も十数名に上っている。「公開講座」では、5日間開催のうち3回以上出席した参加者には「修了証」を配布している。学術講演会よりも講師と聴衆との距離が近いこともあって、質問等はより一層活発であり、教員側が市民の叱咤激励を受けることすらある。

《点検・評価及び長所と問題点》

学術講演会、公開講座の両方とも、この種の講座としては比較的順調に推移していると思われ、市民の間の評判もよい。他方、数としては少ないものの、市民向けとしては内容が若干難しすぎる事例もあり、そのような場合には質問もあまり活発ではなくなる傾向がある。また、学術講演会の場合、開催が平日の午後であるため、職業を持つ市民が参加しにくい面もある。

《将来の改善・改革に向けた方策》

市民向けの講演会や講座であることをより一層自覚し、水準を保ちながらも内容の平明さに心がけるよう、担当者が講師と協議を深めることが必要であると同時に、学術講演会の場合、一般市民が参加しやすい日時に開催するよう再検討する必要がある。

教育研究上の成果の市民への還元状況

《現状の説明》

公開講座等による市民への還元のほか、教育研究上の成果を市民に還元する手段としては、各種審議会委員としての社会的貢献、及び、高等学校、中学校等の大学以外の教育機関での講演や体験授業、公共機関からの研究委託、法的問題等に関する報道機関に対するコメントなどがあり得る。法学部では、本学の建学の精神及び法学部の教育理念からして、大学の社会的貢献を重視する必要があるため、教育研究の成果を市民に還元するための依頼は極力引き受けることを申し合わせている。

法学部教員の場合、その専門分野の性格上、国や地方自治体に設置されている各種の独立委員会、審議会の委員を委嘱されることが多く、上記申し合わせもあって引き受ける教員が多いため、個々の教員にもよるが、多い場合には4～5の委員を兼ねている者もいるほどである。

また、公共機関からの研究委託、講演依頼も少なくはなく、把握し切れていない。大学以外の教育機関からの講演・授業等に関する依頼は、大学の総務部を経由して寄せられるが、要望がある場合には必ず教員を派遣しており、断った事例はない。

加えて、重大な法的問題が絡んだ事件や、大きな裁判、選挙などに際しては、法学部の教員に対して、新聞社・放送局からのコメントや記事執筆、出演依頼があり、これらに対しても、申し合わせに従って誠意をもって対応し、極力引き受けるようにしている。

《点検・評価及び長所と問題点》

東北地方に本格的な法学部が極めて少ないこともあって、本学の法学部教員にも、教育研究の成果を市民に還元するための依頼が数多く寄せられ、それらの要請に対しては上記のように誠実に対応している点で、本学法学部は優れていると言える。他方、大学外の主体からの要請が他の学部比に比べてかなり多いことから、各教員がこれらの要請に対応するための負担は、他の学部の教員に比べて過大になっていると思われる。現在のところ、この課題負担が、必ずしも教育研究上重大な支障を来す要因となっているわけではないが、

将来にわたって支障がないとは言えない。

《将来の改善・改革に向けた方策》

各教員の社会的貢献について、学部・学科が制限を加えることは困難であるし望ましくもないが、これらの活動による教員の負担がどの程度になっているかについての実態を把握する必要はあると思われる。

工学部

【社会への貢献】

社会との文化交流等を目的とした教育システムの充実度

《現状の説明》

大学で行われている教育・研究活動は、一般社会及び大学の立地する地域社会に対して社会貢献するものでなければならない。このためには、社会との文化交流や教育機会の開放などを積極的に推し進める必要がある。近年盛んに叫ばれている高齢化・国際化・情報化の進展する社会情勢にあつて、本学の教員が保有する専門的知識や教育機能を地域社会に開放することによって、自己充実や生きがいの追求などを助ける学習機会を提供し、地域住民の高度で多様な学習要求に応えることを目的として、みやぎ県民大学「大学開放講座」を平成5(1993)年から実施しており、平成13(2001)年度で9回目を開催した。

《点検・評価及び長所と問題点》

大学公開講座の講師は基本的に本学教員が務め、毎年実施委員会でテーマを設け、5月から10月までの6ヵ月間にわたって15回の講座を開設している。長年回を重ねるにつれて受講希望者の数が増え、初期の目的を十分に果たしてはいるが、受け入れのスペース不足の問題で苦慮している。また、受講者の多様な学習意欲に応えるためにも、本学教員を核としながら、「理系教養講座」としてより身近で範囲の広い話題を提供する必要がある。これらは、毎年行っているアンケートの結果を反映させることにもつながると同時に、昨今指摘されている科学技術離れ、理科離れを取り戻す好機会でもある。

《将来の改善・改革に向けた方策》

21世紀の大学は、教育改革はもとより、他大学との競争的環境の中で、いかに社会や地域に貢献できるかが問われている。本学がこれまで開催してきた公開講座だけに限らず、地域社会に開かれた大学として、市民への多様な学習機会を提供し、市民の旺盛な学習意欲に対応していきたい。今後は、これら公開講座などの企画運営をさらに積極的かつ効率的に展開していくためにも、社会人(高齢者)を対象にした総合窓口となる「生涯学習センター」の設置が望まれる。

公開講座の開設状況とこれへの市民の参加の状況

《現状の説明》

本学工学部では、理系の教養講座として、次の二つの講座を実施している。その開催状況は次のとおりである。

①みやぎ県民大学

- | | | |
|-----|-----------------|--|
| 第一回 | 平成 5 (1993) 年度 | 「科学と生活」 |
| 第二回 | 平成 6 (1994) 年度 | 「科学と生活そのⅡ」 |
| 第三回 | 平成 7 (1995) 年度 | 「楽しく 21 世紀を迎えるために、そのⅠ—災害に強くなるろう—」 |
| 第四回 | 平成 8 (1996) 年度 | 「楽しく 21 世紀を迎えるために、そのⅡ—コンピュータ社会に馴染んで行こう—」 |
| 第五回 | 平成 9 (1997) 年度 | 「楽しく 21 世紀を迎えるために、そのⅢ—環境問題—」 |
| 第六回 | 平成 10 (1998) 年度 | 「生活の生命線（電気・ガス・水道）について学ぼう」 |
| 第七回 | 平成 11 (1999) 年度 | 「21 世紀について、次のことを学ぼう」 |
| 第八回 | 平成 12 (2000) 年度 | 「これまでの 100 年、これからの 100 年—新ミレニアムを迎えて—」 |
| 第九回 | 平成 13 (2001) 年度 | 「新世紀の近未来像」 |

②地盤工学基礎講座

本学工学部は、学会との関係も密接であり、研究発表会などにも積極的に学内施設を開放している。また、学会との共催事業として、地盤工学会東北支部と年 7 回の若手技術者向けの「地盤工学基礎講座」を実施している。本学土木工学科教員と職員がこの講座に貢献している。講座の内容は、土木工学、建築工学の分野で必須事項であり、独学が極めて困難な地盤工学を、現場の体験も踏まえて、若手技術者に教授するという試みであり、既に 6 年間実施し、好評を得ている講座である。講師は、本学教員のほか、建設業、調査業の部長などがあたっており、各種の専門資格取得にも貢献している。

《点検・評価、長所と問題点及び将来の改善・改革に向けた方策》

大学教員が長時間の講師を務めるため、準備等に比較的多くの時間を要する可能性がある。今後は、大学教員の負担が課題とならないように、合理的で有益な運用を企画する必要も生じている。

教育研究上の成果の市民への還元状況

《現状の説明》

工学系専門分野の研究内容を広く市民に公開するためには、公開研究発表会などを積極的に開催することが必要であるが、現状では学内研究発表会の開催にとどまっている。これは、やはり専門研究分野の内容が高度であることと、研究発表会が学生の教育の一貫と

しての位置づけに終始するためと考えられる。また、産業界が要求するような早期実用化可能な開発研究は、財政的な制約条件の問題も内在しているため、大学ではそれほどその数が多いためでもある。

しかし、平成 11(1999)年から大学公開行事として開催している「工学部オープンキャンパス」は、教育研究上の成果の市民への公開という意味で成果を示している。地域市民に大学を公開し、学内で行われている研究及び教育成果を展示し、内容の解説を行っている。これにより、一見して閉鎖的な大学施設が身近となり、工学部の教育内容の理解と地域の大学としての親密感の醸成を図っている。

《点検・評価及び長所と問題点》

「工学部オープンキャンパス」を開催してはいるが、まだ十分に地域に定着しているとは言えず、より一層のアピールと積極的集客活動を行う必要がある。

《将来の改善・改革に向けた方策》

現在は限られた期間内だけに行われている大学公開行事をさらに複数回に増やし、地域市民に大学を開放することが必要と考えられる。

教養学部

【社会への貢献】

社会との文化交流等を目的とした教育システムの充実度

人間科学専攻・言語文化専攻・情報科学専攻

《現状の説明》

現在、社会との文化交流等を目的とした教育システムとして恒常的に存在するものはない。しかし、こうした文化交流は必要であり、意味があると考えている。

教養学部では、平成 13(2001)年度に、宮城県教育委員会主催の「みやぎ県民大学・大学開放講座」を東北学院大学教養学部大学開放講座として、泉キャンパスで実施した。メインテーマは、「県民生活と現代の教養—日常生活に含まれる諸問題について考える」であり、6名の教養学部教員が講師として、それぞれの専門領域の問題について解説した。人間科学専攻及び言語文化専攻から各 1名、情報科学専攻から 4名の講師が参加した。受講者は、20歳代から 70歳代まで幅広い年齢で、総数は 34名であった。このような活動は要請があれば、次年度以降も継続する方向で進んでいる。

言語文化専攻内で、以下のような活動を行っている。

暫時的ではあるが、予備科目として社会の前線で働いている識者に学生の社会意識を涵養させるために講義していただく科目を開講している。また、映像の歴史と社会の変遷をテーマに、市民との文化交流を求めた「市民講座」を有志で行っている。さらに、カリキ

ュラムに、「ボランティア活動」という科目を設置し、仙台でのNGO組織とのインターンシップや花山少年自然の家とのサマースクールへの参加などを行い、学生の社会意識の涵養と同時に、社会への学生の貢献をなし得るような教育システムの開発に取り組んでいる。

《点検・評価及び長所と問題点》

教養学部の理念と教員構成の特徴から見て、県民向け及び市民向けの公開講座は学部による社会貢献の手段として最適なものの一つである。

人間科学専攻の教員が取り上げた内容も、宮城県市町村の過疎化・高齢化の進行状況と、それに伴う県民生活の変化を、沿岸部の若者の進路過程から解説したものである。このように地域に密着した研究内容と成果を、その地域の市民に情報として還元できるのは、教養学部がさまざまな専門領域の研究者を教員として擁するがゆえであり、幅広い年齢層の参加者の知的欲求に応えられる体制になっていると判断できる。

問題点としては、以下の2点が上げられる。第一に、キャンパスが郊外に位置するという地理的な制約である。公開講座への参加者が少なかった理由として、自宅から遠いことや、交通手段の制約等があったものと考えられる。第二に、大学教員への教育負担・事務負担の重さが上げられる。日常業務の多さから、市民向けの公開講座を積極的に計画するところまで手が回らないのが、実状である。

《将来の改善・改革に向けた方策》

これからの時代には、社会とこのこうした文化交流の必要性が一層増大すると思われる。そのための制度的整備、学部としての組織的取り組みに向けて努力すべきであろう。

公開講座の開設状況とこれへの市民の参加の状況

人間科学専攻・言語文化専攻・情報科学専攻

《現状の説明》

平成13(2001)年度に初めて、本学部は「みやぎ県民大学」を設置した。しかし、準備不足ということもあり参加者が少なかった。

《点検・評価及び長所と問題点》

前項でも上げたが、次の2点が反省すべき点である。第一に、キャンパスが郊外に位置するという地理的な制約、第二に、大学教員への教育負担・事務負担の重さである。前者に関しては、泉キャンパスでパイプオルガン演奏会を開催しているという例を考えると、駐車場完備という宣伝が浸透するならば、公開講座の面白そうな内容紹介と相まって参加者の増加が期待できよう。後者については、初めての年度ということもあり不案内・準備不足があったが、次回からは1回目の経験を活かし、かなりの負担軽減と準備不足の解消がなされるのではなかろうか。

《将来の改善・改革に向けた方策》

十分な事前準備と運営がなされ、また市民が多く参加できるような情報の徹底と広報活動を行うよう、検討しなければならない。

教育研究上の成果の市民への還元状況

人間科学専攻・言語文化専攻・情報科学専攻

《現状の説明》

教育研究上の成果を市民に還元する機会は、既に述べたように「県民大学」や「市民講座」の開設に見られるような微々たるものでしかない。

《点検・評価及び長所と問題点》

すべての大木も、初めは一個の種子であったし、大河の流れも山奥の雪解け水から始まることを考えれば、スタートしたこれらの公開講座を育てていくことが大切であろう。ここには触れていないが、学外の団体・組織との提携研究に携わっている研究者が数多く見受けられることや、各種の公共機関から専門委員として意見を求められるという形で研究成果が社会に還元していることには、社会からの心強い手ごたえが感じられる。

《将来の改善・改革に向けた方策》

教育研究上の成果の市民への還元については、公開講座は言うに及ばず、ホームページの設置やウェブ上での語学研修講座の開設等、これから種々な分野で模索し努力していくべきであろう。

(2) 大学院研究科の社会貢献

文学研究科

英語英文学専攻

【社会への貢献】

研究成果の社会への還元状況

《現状、その評価、改善への方策》

文学部英文学科の年1回開催の公開講義にスタッフが個人的に講師として協力をしている。堅実に研究成果を学内外に公表し続けることが、社会貢献につながるものと信じている。

ヨーロッパ文化史専攻

【社会への貢献】

研究成果の社会への還元状況

《現状の説明》

本専攻独自のシステムはないが、教員が公開講座の講師を担当するなど、知的資源の社会への還元を随時行っている。

《点検・評価及び長所と問題点》

本専攻が主催する研究会や公開講演を行うことによって、社会にアピールする必要がある。

《将来の改善・改革に向けた方策》

社会の要求を見極めて、それに対応した企画をしていく必要がある。

アジア文化史専攻

【社会への貢献】

研究成果の社会への還元状況

本専攻教員の研究成果は、公開講座・公開講演会などによって広く一般市民に公開・還元されている。また市場調査・環境調査・民俗調査などの成果は、地域住民に還元され、地域振興の一つの力となっている。殊に地域住民と密接なのが、考古発掘と考古調査であり、東北各地の旧石器遺跡・新石器遺跡・古墳遺跡・寺院遺跡において活発な発掘と調査を行っており、地域市町村の文化財保護と文化事業に大きく貢献している。なお、こういった研究成果の公開・還元とともに、収集資料の公開も重要であると考えている。古文書・地方史資料・民俗資料などを一般市民に公開することは、生涯教育の一つの手段でもあるはずであり、具体的な公開方法について、検討を始めたところである。

経済学研究科

【社会への貢献】

研究成果の社会への還元状況

《現状の説明》

科学研究費による研究成果、あるいは出版社による研究成果の著書刊行を通じた社会への還元等はほとんどの教員によってなされている。経済学部における公開講義、県民講座や市民講座による教員の講義は社会還元されたものである。

《点検・評価》

教員の研究成果については、自己点検・評価によって適切になされている。

《長所と問題点》

特に東北経済における研究成果の発表は特徴あるものとして評価できる。

《将来の改善・改革に向けた方策》

例えば、科学研究費の配分獲得を従来より一層目指したり、産学協同を積極的に進めていくべきである。また、全学的に社会還元のシステムを作るべきであろう。

法学研究科

【社会への貢献】

研究成果の社会への還元状況

《現状の説明》

法学研究科の教員は全員法学部教員との兼担である。多くの法学部教員は、行政の各種審議会への参加、講演、公開講座、一般向けの書物・エッセー・記事などの著述によって、教育研究上の成果を市民に還元する活動を行っている。本学の教員は、全体としてみたとき、そうした活動教育には熱心である。地域社会から本学への期待も大きく、本学、そして本学教員はそれに応えようとしている。しかし、ことさら法学研究科が中心となり、法学研究科教員であることに基づいて教育研究上の成果を市民に還元する活動は行っていない。また、法学研究科の学生による研究成果の市民への還元活動も特にない。

《点検・評価及び長所と問題点》

全員が法学部との兼担であり、対外的にも法学部教員としての地位が前面に出る法学研究科教員にとって、ことさら法学研究科の教員であることを意識した活動は、これまではほとんど考えられていなかった。

《将来の改善・改革に向けた方策》

上記のような状況で、ことさら法学研究科の教員であることを意識した、研究成果の社会還元活動はこれまではなかったが、そうしたものが可能かどうか、必要かどうかは検討してもよい。研究科学生の研究成果の市民への還元活動については、現状では無理であろう。

工学研究科

【社会への貢献】

研究成果の社会への還元状況

《現状の説明》

工学研究科における研究成果は論文や関連著書を通して社会に還元されている。これらの工学研究科及び工学部における教員の論文や関連著書の発表状況は、2年ごとに発行される「東北学院大学研究業績」に示されている。また、工学研究科における研究成果を社会へ還元するための活動としては、環境防災工学研究所の研究発表会を年2回（7月と12月）行い、大学院における研究成果も公開している。さらに、工学研究科における研究成果の一部は「東北学院大学環境防災工学研究所紀要」並びに「東北学院大学工学部研究報告」に論文として掲載し、公表されている。このほか、平成13(2001)年度には産業界特に宮城県を中心とする地域の企業並びに自治体と、工学部との連携強化を進め、工学教育及び工業技術の振興を図るため、工学部に「産学連携推進センター」を設置した。今後は、大学院工学研究科並びに工学部における研究成果の社会への還元もこの推進センターの活動の一環として行われる。

《点検・評価及び長所と問題点》

工学研究科における研究成果の社会への還元を促進するという観点から評価すれば、「東北学院大学研究業績」の2年ごとの発行や工学研究科に付属する環境防災工学研究所の研究発表会や「東北学院大学環境防災工学研究所紀要」並びに「東北学院大学工学部研究報告」への論文掲載は一定の役割を果たしてきた。しかしながら、さらに活性化を図るためにはこのほかの新しい方策が検討課題となる。そのような意味で、「工学部産学連携推進センター」の設置は、研究成果を社会へ還元するための一つの手段となる可能性がある。

《将来の改善・改革に向けた方策》

大学院工学研究科並びに工学部における研究成果の社会への還元は、平成13(2001)年度に設置した「工学部産学連携推進センター」の活動が進展し、地域における研究ニーズ並びにニーズの情報伝達の窓口ともなることにより、さらに活性化が図られていくものと考えられる。

人間情報学研究科

【社会への貢献】

研究成果の社会への還元状況

《現状の説明》

科学・技術の進歩は加速度的である。かつて学んだ大学の知識は間もなく陳腐化する。したがって、今日の社会人は学習意欲が旺盛であり、在職のまま大学院での学習に意欲を持っている人が出ている。その要望に応えるために本研究科は入試に配慮し、入学者の受講の便宜を考慮して昼夜開講制をとっている。平成13(2001)年度本研究科在籍者数33人中23人が社会人である。例えば、数年前に退職校長(小学校)が博士課程前期課程に学び、修士学位取得後、教育委員会の教育相談委員として活躍している。社会人学生のほとんどは地方公務員、高校教員、短期大学及び四年制大学の講師・助教授であり、学位取得後は職場で昇進して活躍している。また中学又は高校一種免許状所有の教員は本研究科前期課程で基礎資格を得て、所要の単位を修得して中学・高校教諭専修免許状授与の所要資格を得ることができるので、数人の修了生は教育界で活躍している。

《点検・評価及び長所と問題点》

社会人学生はいずれも学習意欲は旺盛であるが、学問的訓練が必ずしもできている訳ではないので、修士・博士ともに論文執筆の段階で特別に指導に力を入れざるを得ない。そのために論文の完成には1～2年の超過時間が必要になる。スクーリング、学費等の問題が学生の負担になるので、できるだけFAX、PC、郵送や電話による指導を行っているが、さらに効率のよい指導法や関連する対策を工夫しなければならない。

《将来の改善・改革に向けた方策》

社会人学生の受け入れに伴い、昼夜開講制がとられ、また大学院の授業時間は平日の夜及び一般には休日である土曜日がフルに開講されている。図書館の開館時間も平日は 20 時、土曜日は 19 時まで延長されている。他の大学院・大学の図書館等の相互利用も協定されており、学生の広い利用関係は適切に保持されている。本研究科の地理的位置は通学に不便な面がある。将来は駅前か交通の便の良い街の中心部に大学院共通のサテライトを開設することも考慮したい。これによって大学院の講義を一般に開放することも期待できる。また今日、企業と大学院との積極的な交流が問われている。企業の研究所員が大学院で講義や演習を担当したり、学生の研究テーマによっては企業のスタッフとの共同研究も検討されてよかろう。

11. 学生生活への配慮

(1) 学部学生の学生生活への配慮

【学生への経済的支援】

奨学金その他学生への経済的支援を図るための措置の有効性、適切性

《現状の説明》

本学学生に貸与又は給付する奨学金は、大学独自奨学金、公営（区市町村）・民間奨学金、そして日本育英会の3つに分けられる。平成13(2001)年度の奨学生は、大学独自奨学金が299名（内、35名が4年間継続で、それ以外は1年間で年度ごとに更新）、公営（区市町村）・民間奨学金が約53名（原則4年間）、日本育英会が約2,723名となっている。合計が3,075名で、在学生の約24%、4人に一人が奨学生である。

《点検・評価》

大学独自奨学金の内訳は、4割（平成13〔2001〕年度は118名）が学業成績優秀者を対象とした給付型奨学金、残り6割（平成13〔2001〕年度は181名）が主に経済的支援を目的とした奨学金となっている。この内、140名がいわゆる一般公募の形で募集する貸与型（卒業後無利子で返還）の奨学生であり、35名は特に夜間主コースの学生を対象にした給付型奨学生である。さらに、6名ではあるが緊急奨学金（貸与、卒業後無利子で返還）を受けている者もある。一般公募奨学金は例年希望者が定員を超えている状況で、定員の増加が求められている。これに対し夜間主コース奨学金にはまだ余裕がある。なお、緊急奨学金は制度化したばかりではあるが有効に機能していると言える。

《長所と問題点》

本学では、経済的支援のための奨学金申請希望者に対しては、大学独自奨学金と日本育英会奨学金を一括して説明している。これは、学業成績、家計の困窮度によって申請希望可能な奨学金を勧める上で有効である。さらに、大学独自奨学金申請書式、提出書類も奨学生数が圧倒的に多い日本育英会のものと同じ形式にしている。このことは、希望者が複数の機会を持つことに役立っている。しかしながら、経済的支援のための大学独自奨学生の定員は、まだ希望者全員を受け入れるまでには達しておらず、一層の拡充が必要である。

一方、貸与型奨学金であるため、返還事務の繁雑さが大学の大きな負担になってきている。わずかではあるが返還の滞っている卒業生も目に付くようになっている。

《将来の改善・改革に向けた方策》

日本育英会でも返還に利子の付く奨学生の採用枠が年々多くなってきている現在、本学でも奨学金制度を根本から見直す時期に来ている。具体的には、貸与型から給付型への切り替えであるが、奨学金を給付する制度と、学費ローン制度による借り入れに伴う在学中の利子を奨学金として給付する制度に二分される。利子を奨学金として給付する方法であれば、現在よりはるかに多い学生を奨学生として採用することもでき、日本育英会の利子付き奨学金制度との整合性もとれることになる。

平成 14(2002)年度から、学費ローン制度を立ち上げることになっており、当面は貸与型と給付型の並列で運営することになる。

【生活相談等】

学生の心身の健康保持・増進及び安全・衛生への配慮の適切性

〈現状の説明〉

本学の学生健康管理は、学生課厚生係に所属する保健室担当者が行っている。現在、常勤5名、非常勤1名の体制で、保健婦もしくは看護婦の有資格者が配置されている。3つのキャンパスの配置人員は、それぞれの学生数や授業時間帯により、1～3名とキャンパスで違いがある。

保健室の業務内容としては、①定期健康診断の計画、実施及び事後指導、②急病やケガなどの応急処置、③健康相談及び保健指導（週1回、1時間の校医健康相談を含む）、④健康診断証明書の発行などが主なものである。

〈点検・評価〉

本学における健康管理の入り口とも言うべき定期健康診断の受診率は、例年 97%と高い率を維持している。これは、実施にあたって学生に対しさまざまな働きかけを行っていることが高受診率維持に役立っているものと評価できる。しかし一方、その後の事後指導になると、週1回の固定化された校医来校では対応しきれないのが実情である。一般の方でさえ病気にならないと（症状が出ないと）健康に関して関心がないのが現実である今日、学生どころか教職員でさえ健康管理の重要性を理解していないと思われることも多く、健康に関する啓発活動の一層の充実が必要である。

〈長所と問題点〉

キャンパスが3つに分かれていることに対しては、各キャンパスに保健室が設置され、それぞれに個別的対応がなされている。コンピュータによる健康管理システムの導入により全学生の情報を共有でき、他キャンパスの学生が来室してもスムーズな対応が行える。また、同システムを利用して健康診断証明書の即時発行が可能になり、特に就職に必要な学生への対応は格段に向上した。

保健室分散の問題点としては、校医が異なること、保健室担当者が一堂に会する機会がほとんどないことなどであり、保健室として統一された指針を持って学生を指導する面で課題が残る。

《将来の改善・改革に向けた方策》

心身の健康管理は表裏一体であり切り離すことは難しいが、本学では別組織として「カウンセリング・センター」と「グループ主任制度」がある。カウンセリング・センターは心の面を中心に学生からの相談を受け、グループ主任は教員がグループ（クラス）単位で学生を指導している。カウンセリング・センターとグループ主任が保健室とは別個に存在するため、必ずしも密接な連携がとれているとは言えない。今後、学内関連組織・制度間の一層の連携を図っていく必要がある。

生活相談担当部署の活動上の有効性

《現状の説明》

本学の生活相談担当部署の中心をなすものは、カウンセリング・センターである。同センターは、昭和 53(1978)に設置されたもので、規程では「学生が当面する問題について、その相談に応じ、助言を行う」こととされている。副学長以下部長職等で構成する運営委員会がセンターの運営を図り、運営委員会のもとに所長以下、各学部の教員・事務職員が所員となっている所員会議が設けられている。各学部教員 12 名が兼任カウンセラーとして実際に学生の相談に応じ、相談の窓口は 3 つのキャンパスにそれぞれ置かれている。

カウンセリング・センター以外の相談担当部署としては、学生部の窓口があり、こちらは休退学・経済的支援・課外活動に関する相談が主となっている。さらに、本学独自の制度とも言える「グループ主任制度」により、教員への相談も行うことができるようになっている。また、グループ主任は、学生部が毎年実施する長期欠席者調査において、長期欠席者の面談指導も行っている。さらに、平成 12(2000)年度から、「セクシュアル・ハラスメント対策委員会」が設置され、セクシュアル・ハラスメント相談員（教育職員・事務職員、男女計 20 名）が全キャンパスに配置された。

《点検・評価》

平成 12(2000)年度の場合、延べ 650 名がカウンセリング・センターに相談に訪れている。その内、40%が「心の健康」に関するもの、次いで「性格」「対人関係」「学業」「将来の進路」に関するものがそれぞれ 8%ずつとなっている。また、父母からの相談も 7%あった。センターでは個別の相談受付の他に、年 2 回の講演会を実施し各種定期刊行物も数回発刊している。このことは学生がセンターを身近に感じることに貢献していると評価できる。

学生部による相談も随時受け付けられており、特に休退学と経済的支援については的確に処理されている。なお、グループ主任に相談した学生がそのアドバイスに従って、カウンセリング・センターや学生部を訪れるケースも少なくない。「セクシュアル・ハラスメント対策委員会」は発足して 2 年を経たが、研修会・講演会等を積み重ね、セクシュアル・ハラスメント防止に貢献していると評価できる。

《長所と問題点》

本学の生活相談担当部署は、カウンセリング・センター、学生部、グループ主任の 3 体

制で行われて来たが、近年これにセクシュアル・ハラスメントに関する相談員制度が加わった。現状ではそれぞれの組織が特長を生かして的確なアドバイスを行っている。しかし、学生の相談内容によってはプライバシーの保護が優先することも多く、それぞれの部署が連携し合いながら相談を行うことに限界もある。経済不況も踏まえ、ますます複雑かつ多様化する相談内容や、IT関係の相談にどう取り組むかが今後の課題である。

《将来の改善・改革に向けた方策》

全国に先駆けてスタートしたカウンセリング・センターやグループ主任制度をより充実してゆくとともに、少子化で兄弟が少ないとか、サークルに入らないために友人が少ないといった最近の学生の相談などに対して、個別に的確に対応できる相談員の養成が求められる。同時に、学内の相談担当部署が、プライバシーの保護を遵守しながら、互いに情報の交換を行うことも検討すべき事項である。

【就職指導】

支援体制

《現状の説明》

本学の就職指導・支援体制は、学生の就職に関する事項を審議するため、就職委員会規程に基づいて、それぞれの学部学科、専攻から選出された委員によって構成される「就職委員会」と、事務組織規則に基づく「就職部」により組織されている。

「就職委員会」は、就職部長1名、各学部の就職部副部長5名及び23名の就職委員会委員により組織され、就職指導・支援活動の基本方針を策定している。一方「就職部」は、企業の調査・開拓及び就職に係る各種行事の原案の作成と実施に加え、就職相談などの実質的な仕事を行って学生の就職活動を支援している。

「就職部」は、平成13(2001)年3月現在、土樋キャンパスに「就職部就職課」を置き、部長1名、副部長3名、課長1名、課長補佐2名、係長1名、係員2名の計10名、多賀城キャンパスに「多賀城キャンパス事務室就職係」を置き、事務長補佐1名、係長1名、係員3名の計5名、泉キャンパスに「泉キャンパス事務室就職係」を置き事務長補佐1名、係長1名、係員1名、計3名の事務体制をとっている。3つのキャンパスにはそれぞれ「就職資料室」と「就職相談コーナー」が設けられており、「就職資料室」には業種別ファイルや企業ファイルをはじめとする多岐にわたる資料が常時開架され、さらに就職情報の検索のためのパソコンも設置され学生が利用できるようになっている。また学生は、学部学科や学年を問わず、いずれのキャンパスの「就職資料室」と「就職相談コーナー」を利用できるシステムになっている。このように、東北学院大学では「学生に対するきめ細かい就職支援サービス」をモットーに、1・2年次の就職活動の準備段階から内定及び決定に至るまで、就職全般にわたり、父母後援会や大学広報誌によって家庭とも連絡をとりながら就職支援活動を行っている。

《点検・評価及び長所と問題点》

組織的な問題として以下の2点が挙げられる。1) 多賀城と泉にある就職事務室の職員の所属は就職部ではなくキャンパスの事務室に所属し、その人事権は事務長のもとにあり、予算の一部もキャンパス事務室の予算に計上されている。これに対して実際の仕事は、3つのキャンパスにまたがるのが実態であり、人事、予算、実際の仕事の間で不整合が生じる。したがって、人事と予算を就職部として統括できる組織に改善する必要がある。2) 就職部長と副部長を教員が占め、課長以下が事務職員という「事務部」の現状では、教員の仕事の主体が「教育と研究」にある以上、機能的に問題がある。部長の下に事務部長を置くことにより機能の円滑化を図る必要がある。

本学では、学生の就職支援活動に対し、大学執行部の関心は極めて高い。また事務職員の意識も、「やりがいのある仕事」という自覚を持って日常の就職支援活動を行っている。しかし一般教員の就職支援活動に関する意識には大きな個人差がある。「一般的な意味での就職活動」を経験してきていない人たちがほとんどであり、教員は「教育と研究」というフィールドが仕事場であり、「就職問題の当事者となるべきではない」という考え方もある。就職部という専門部門があることにより、就職問題は就職部に任せておけばよいという理解である。しかしながら、私立大学の置かれている現状は、そのようなことを言うては行られないのであり、本学も例外ではない。学生は入学当初から将来を見据えて、勉学や課外活動、ゼミの選択、資格取得、社会情報の収集などを行っていくべきであり、そのためには職員ばかりでなく、教員も就職支援に関して理解を深め、学生の就職について責任を持つ必要がある。特にゼミナールや卒業研究などの教育現場での指導は、学生の就職活動にも大きく寄与するものと期待されることから、一層の充実が求められる。また就職支援サービスについての全学的コンセンサスを作り上げ、各学部・学科・部門において就職に係る責任の所在や機能遂行のあり方を明確にしていく必要もある。

さらに教育面でも、学外からの講師を招いての就職と関係した科目を設け、「キャリア開発」という観点から学生自らが自分の進路について考える場を提供する必要がある。そのためにも、学生部や教務部など、学生・父母へのサービスを行う部門と就職部との連携が肝要である。

《将来の改善・改革に向けた方策》

①組織の再編成

将来に向けての改善としては、就職支援サービスに関する整合性のある全学的体制作りが急務である。そのためには、1) 教員組織の「就職委員会」と事務系組織の「就職部」を置く、2) 部長は教員とし、予算を計上し就職部の運営を総括するとともに、就職委員会の長も兼ねる、3) 部長の下に事務部長を置き業務を総括する、4) 就職委員会は教育的観点からの問題提起と助言を行い、就職部は実務に当たる、5) 就職委員会と就職部から選ばれたメンバーで部長を議長とする合同就職委員会を構成し、就職支援サービスに関する意思決定機関とする、6) 就職部の下に就職課を各キャンパスに配置し、就職支援サービスの一元化を図る、7) 就職部内の事務職員の人事は事務部長の裁量とする、などの組織作りが急務である。

②支援サービスの内容

就職支援を人生の中の「キャリア開発」として捉えることにより、一層広がりのあるサービスが可能となる。就職率ばかりでなく、定着率の重要性をも考えればこのことは明らかである。そのための具体策としては、「人生設計」についての科目を設置する一方、就職委員会及び就職部における研修会などによって、各メンバーの意識を高めることが肝要である。また現在経済学部経営学科で始まったインターンシップを、大学全体としてどのように統一的に制度化するかということも重要な課題であり、教務部・学生部と連携しながら組織化する必要がある。

本学は創立以来、約12万人の卒業生を社会に送り出しており、同窓会組織も確立している。同窓会との連携を図り、卒業生たちが種々の情報を大学にもたらしてくれること、後輩たちの相談にのってくれること、卒業生相互間さらには卒業生と後輩たちの交友機会ができることを考慮し、就職部もそうした機関の一つとなり、同窓会事務局との連携のもとに大学全体として卒業生たちとの関係を作っていくことが大切である。

就職ガイダンス・各種行事の実施

《現状の説明》

就職指導・支援を実施するにあたっては、就職活動の準備から内定及び決定に至る就職全般にわたり、学生に対する教育的配慮に立った就職支援活動を展開することを常に心掛け、「ガイダンス形式」と「相談形式」による活動を実施している。「ガイダンス形式」としては、今後の就職活動に備えるガイドブックとして2年次の後期に「就職の手引き」を、さらに3年次の年度のはじめには「PLACEMENT」を、就職説明会開催に合わせて配布している。その内容は、1) 就職部の役割と行事の紹介、2) 就職活動を始める前に考えなければならないこと、3) 就職活動の実際の進め方、4) 応募書類と応募方法、5) 採用試験、6) 採用内定に大別され、さらにそれぞれの項目で、例えば面接の方法など、より具体的な説明がなされている。

各種行事の内容は、1) 就職ミニガイダンス(3年次、6月)、2) 就職説明会(3年次10月から4年次5月にかけて4回)、3) 就職講演会(3年次10月から4年次3月にかけて数回)、4) 就職情報インターネット利用セミナー(3年次10月から11月)、5) 4年生内定者の先輩体験談(3年次10月から11月)、6) 業界研究講座(3年次12月)、7) 企業研究講座(3年次2月から3月、150社以上)、8) 就職情報セミナー(3年次10月から3月、毎週1回)、9) 公務員講座(①公務員集中講座、1年次から3年次、8月から9月と2月から3月、②公務員フォロー講座、3年次、10月から11月、③公務員直前講座、4年次、5月から6月)、10) 教員講座(3・4年次、講演会・説明会、各種模擬試験)に大別される。このうちでも、どの学生にとっても基本的には重要である就職情報セミナーでは、1) 自己分析の仕方、2) 就職活動マナー、3) 志望動機、4) 自己PRについて、5) 集团的討論の練習などを詳細に説明している。

なお就職部以外の部署における就職支援活動の一環として、法学部では独自の公務員養成講座、推論的思考学習を開催し、広く他学部の学生にも開放している。

《点検・評価及び長所と問題点》

企業の就職試験がますます早まる傾向にある現時点での最大の問題は、就職問題を含めた自分の将来に対する漠然とした不安や焦りを感じている学生が多いということである。また矛盾しているようではあるが、学生に対する意識調査によると、入学時より2年次における就職に対する関心の薄さが目立つ。この問題を解決するためには、現在ばかりでなく、「将来の生活設計」という観点から、相談窓口担当者のカウンセリングマインドの育成が求められる。その他、就職部だけでなく学生部やカウンセリング・センターと協力して、就職（将来への不安）を含めたカウンセリングも考慮する必要がある。この場合特に大切なことは、このような学生の問題を単に就職という観点だけで捉えるのではなく、キャリアの開発という人生の設計面から捉えた援助をすることである。このことの重要性は、昨年6月に本学学生を対象に行った就職に関する意識調査の結果からもうかがい知ることができる。キャリア開発や就職に関する指導は、就職部だけではなく他の部門や通常の教育体制とも密接に関係しており、それぞれの部署間で指導体制の整合性を構築することが必要である。それぞれの局面でそれぞれの指導が大切であり、一つの局面ですべてを行うことができないのが実態だからである。そのため、入学当初の早い時期から学生たちが自らの将来を考え、勉強や準備をすることが重要であり、就職部としては教育体制との連携のもとに指導していくことが必要だと考えている。したがって、キャリア開発という基本コンセプトのもとに就職部としての機能を明確にし、自らの役割に応じた指導活動のできる体制をとるべきであり、その基本にあるのは1～3年次生への指導である。現在は、卒業年次生への指導が中心であり、低学年次生への指導は行われているものの、完璧とは到底いえない。就職部のスタッフとしてもそちらに手を回す余裕が不足していることは否めない。

また、各学部、特に理工系と文系、そして大学院では、それぞれ就職に関する条件、状況は異なっている。そのために画一的な指導では対応できないことは明白である。それを意識してこれまで指導を行ってきたがまだ十分とは言えない。この対応の体制作りも課題である。

《将来の改善・改革に向けた方策》

小さな意味での就職ということではなく、キャリア開発、すなわち広い意味で卒業後の自らの人生を考えた上での就職ということは大学教育の重要なポイントであろうと思われる。そういう意味で、カリキュラムの中に広い意味での就職問題が取り込まれている必要がある。本年教養学部では、パイロット的に「社会と職業」という科目の授業を、学外から現在第一線で活躍している方を講師に招き実施したところ、学生から好意的な大きな反響が得られた。今後ともこのような科目を全学的に取り込んでいくことが重要である。また今年度経済学部で試験的に行ったインターンシップも、教務部を中心にさらに全学的に発展させることが企画されており、就職部としても積極的に取り組む所存である。

大学と実社会との関連を大切に考えるという観点に立てば、授業科目の中で模擬社会を構築し、その中での経済活動、行政活動などの各種社会活動の実習も導入してみる価値がある。また、産・官・学共同研究や寄付講座といったものも、学生それぞれが卒業後の進路をまじめに考えるためには大切である。実際平成14(2002)年度には、経済学部において

野村證券株式会社提供の講座が開講される予定である。

学生たちの生活における不安や心配、悩みというのは、直接的な意味では経済問題、対人関係、ある種のトラブルといったことであるが、大きく見ていくと大学生であることの意義、将来への進路の不安、自らの適性の不確定さ、アイデンティティの喪失といったことが基本にある場合がほとんどである。このような状況で、健康については保健室、経済問題は学生部、勉学については教務部、心の問題はカウンセリング・センター、就職問題は就職部という問題ごとの対応は必要であるが、それよりも大きい全体的な相談窓口が必要ではなからうか。総合指導とか総合相談窓口のようなものの必要性が考えられる。心の問題であるが深層には将来の社会生活とか職業の不安があることはまれではない。そういうことから総合指導体制が考えられる必要があり、その上での就職相談であった方が問題解決につながりやすい。何の期待も適性も考えず、「適当な会社を探す」というのは後になってトラブルが起こる可能性もあるし、後悔することもある。総合指導体制の中での就職指導の意義もそこにある。特に低学年次生に対してはその方が学生、大学双方にとって有効である。

現代は学歴社会というより資格社会である。本年度卒業予定者に対して後輩へのメッセージというタイトルでアンケートをとったところ、過半数の学生が1年、2年でできるだけ多くの単位を修得し、その後資格をとるための勉強をするように、と回答している。それだけ現在は、学生の間において各種資格取得の希望が高まっている。これまで、教員、学芸員、公務員試験などについては、就職部や学部の委員会単位での資格取得への支援や指導が行われていたが、その幅を広げ、英会話、情報処理、秘書検定、税理士、中小企業診断士、技術士、宅建、危険物等々、学生たちのニーズに応じて資格取得に関する支援・指導・相談の組織化を図ることが求められている。また学内だけでの支援体制ではおのずと限界があるので、将来は、専門学校とも連携し、学生たちに対して便宜を図り、効果を上げるような構想も必要である。就職部としては資格取得が卒業後の就職・進路とも関係することから、就職相談と資格取得をその準備段階として位置づけ、早い時期からキャリア開発と関わる将来計画の一環として、学生に対する就職指導の中に組み込むことを考えている。

情報の収集及び学生への提供

《現状の説明》

就職に関する情報には、企業情報、募集・採用情報、採用動向情報、その他さまざまな情報がある。就職指導を的確に進める上で情報の収集は重要であり、これらの情報源は新聞、雑誌、業者、インターネット、企業などであるが、特に企業からの直接情報が極めて重要である。就職部は国内の1万2千社を超える企業宛に求人依頼票を3月上旬に送付し、返送された「求人票」は企業コード順に整理し、その都度開架している。また、最近はインターネットでのエントリーが一般化されており、現在のインターネット端末(土樋9台、泉3台、多賀城3台)を増やす必要がある。

企業との接触については、本学卒業生が多数在職している企業との連携及び信頼関係強化を図るため、例年2月中旬に「東北学院大学と企業との就職懇談会」を開催し、およそ

210社、250名ほどの出席を得ており、大学側からも理事長、学長をはじめ大学と法人の首脳陣がほとんど出席し、大学側からの謝意を表すとともに、名刺交換、情報交換を行っている。また、企業人事担当者の来訪者は年間を通じてあり、就職部において情報収集・交換を行っている。さらに部長と副部長は手分けして、3月中に、関東地区にある主にその年に内定を出していただいた企業、又はここ数年以内に採用していただいた企業を訪問し、御礼を述べるとともに、これからの採用のお願いにあたっている。一方事務職員も、北は北海道から南は大阪までの主な企業を訪問している。

《点検・評価及び長所と問題点》

学生に対する必要にして十分な情報の提供が本来のあり方である。しかし現在の情報源は、主に企業側から提供されたり公表されるものが中心となっており、本当に学生たちが必要とする情報の提供ができていないのかどうか疑問の点もある。一方学生たち自体が本当に必要な情報は何か分っていないという面もある。情報にふりまわされないためにも低学年レベルから将来の方向を指導し、その意識を確認することが重要である。今後、本当に学生たちにとって必要な情報とは何かを研究しなければならない。また、情報の提供方法にも問題がないわけではない。例えば、インターネットの画面、就職部の資料集、種々の説明会だけでは情報が偏ってしまう恐れがある。学生たちが自らの意志によって情報を探っていく、あるいは自分との深い内面的な対話で「知りたい」と願うことを知ることができる情報収集が今後の課題となる。特に相談をしながらの対話型の情報提供が必要であると考えている。そのためには個人対象の相談が低学年次から必要であり、必然的に個別指導が重要となる。現時点での個別指導は結果的に卒業年次生の具体的な就職活動に関する相談が中心となっている。また、一人ずつの就職部における個人相談は、スタッフ体制の数から言ってそれほど時間も割けないのが現実である。

個人相談に関しては、就職関係者だけでなく、グループ主任制度をもっと活用し、成績表を渡すのが主な仕事という現在のグループ主任制度を改善し、キャリア開発、就職支援活動にもグループ主任が貢献できるようにする必要がある。個人相談は、①低学年次から、②直接的な就職というよりもキャリア開発を含めて、③真剣な対話ができる落ち着いた場所で、④時間をかけて、行う必要がある、そのための全学的なコンセンサスを得ることが今後の課題である。

《将来の改善・改革に向けた方策》

学生のニーズをどう捉え、またそれに応えられるかが本質的な問題である。学生が行きたい企業からの求人はほとんどない場合もある一方、その反対に企業側がどんなに積極的に採用したいと思っても学生はほとんど行かない場合があるのも事実である。

学生たちの希望する業種、企業とこれまでの採用実績が適合しないものについては業界・企業を選択し、積極的に接触を図り、求人や採用を獲得すべきだと考えている。特に最近の傾向として地元志向が強くなってきている。したがって、地元にあつて、これまで採用実績のある企業、来訪企業、そして各種就職懇談会に出席する企業、就職委員がこれまで訪問した企業以外にも目を向ける必要がある。「これまで採用実績がほとんどない企業」、「これまで接触がないが、今後接触を持ちたい企業」などに対するアプローチである。

リスクはあるものの、ベンチャー企業への挑戦も今後の課題である。このことについては、地元経済界とも積極的に情報交換する必要がある。また今後の方向という点では、東北7県と主要都市の行政面の動向にも留意する必要がある。

卒業生に対するフォローも重要な問題である。就職率だけでなく定着率も重要な因子であるとの認識に立って対峙する必要がある。企業訪問の際は、できるだけ多くの卒業生に会い現況を話してもらい参考にすること、先輩から後輩に対するアドバイスを対談や原稿といった形で求めること、OB・OG訪問のために企業で働いている卒業生の名簿を作成することなども肝要である。

現在、転職者（倒産した企業の卒業生も含む）の情報はほとんどつかんでいない。しかし転職を希望して母校を訪れる卒業生もよく見かける。また父母後援会では卒業した後の就職相談を希望する意見も多く出されてきている。法的な問題もあり、卒業後何年にもわたってというわけにはいかないが、せめて卒業後1、2年間は卒業生たちが、就職部を訪れて資料を見たり、情報提供を受けたりできる体制を作る必要がある。そして現時点では法的にできない卒業生に対する就職の斡旋も、近い将来は可能となるよう、考慮してもよいのではなかろうか。また就職部で行う諸々の行事、資格取得講座などに、もちろん現役優先ではあるが、卒業生に対しても参加を認める方針で検討する必要がある。

【課外活動】

学生の課外活動に対して大学として組織的に行っている指導、支援の有効性

《現状の説明》

本学の課外活動は、①学生会（文学部〔昼・夜コース〕、経済学部〔昼・夜コース〕、法学部、教養学部の全学生によって構成）並びに工学部学生会（工学部の全学生によって構成）による活動、②学生会に属さずに行われる活動、に大別される。①の場合、組織運営に関わる委員会が12、体育会が44部、文化関係が33部、夜間クラブ連合会の体育文化関係は合わせて23部。②の学生会に属さない団体は53部ある。工学部学生会の場合、組織運営に関わる委員会が4、体育部29部、文化部18部ある。①と②を合わせた団体は、平成13(2001)年度で216団体、学生数は5,582名（総学生数の43%）となっている。この数はここ数年おおよそ同じである。また②に属する活動には、下記4の制度も含まれる。①と②の活動に対する指導、支援は、学生部（学生課、学生係、厚生係）が当たっている。学生部によって主導される制度、またサービスは次のものがある。

1. 課外活動団体指導教員制度：上記①と②いずれの場合でも、教員が団体の長となり、教員・学生間の人間的触れ合いを図りながら、各団体の指導助言の任を負うとする制度。
2. 財政援助制度：学生会は、独自に資金を調達し、それによって活動するが、以下の場合には特に大学から援助する。(1) 行事予算が超過し、学生の過重負担となる場合、(2) 予算内において十分な成果があげられない場合、(3) 活動に必要な施設の確保、備品購入に対し予算が不足の場合、(4) 体育会各部の監督・コーチ同行旅費支給の場合、

(1) から (4) のほかに、本学では、全学生を対象に、学生医療費補助、長期入院見舞金、グループのハイキング、キャンプ、機関誌発行などの活動に対する補助を行うとともに、さらに登下校時、課外活動時も含めた学生教育研究災害障害保険加入に全額大学負担で加入している。

3. 課外活動団体部室貸与、教室等・物品貸与サービス：上記①の団体には各キャンパスに部室棟を設け一室一団体の部室を貸出している。また、通常の活動、特別の行事などのために必要な場合、教室やホール等、あるいは物品の貸し出しを行っている。また軽いスポーツを楽しみたい学生にバレーボール、ソフトボールなどの用具を貸し出している。
4. オリエンテーション・リーダー制度：上級学年の学生（留学生も含む）が、大学生活を始める新入生のために、導き手としての役割を担う制度である。学生自らの志願により、毎年全学で 100 名前後がこれにあたっている。トレーニングは、約 1 ヶ月学生部の計画によって行われる。また、この学生の多くは、オープンキャンパスの際、高校生のキャンパス案内係を努めている。
5. 学生会・工学部学生会、体育会、文化活動団体、オリエンテーション・リーダー功労者表彰制度：諸活動において中心となった学生を、卒業時の 3 月上旬に表彰している。平成 13(2001)年度は、198 名の学生が表彰される。

《点検・評価及び長所・問題点》

本学では、課外活動が、円満な人格完成のため、責任と規律を重んじる社会訓練のため極めて有効なものであるとその教育的価値を認め、学生には積極的に参加することを勧めている。そして、課外活動は、本来学生の自主性の発動によってなされるものであるから、大学としては、学内諸規則に則っている限り、学生の自主性を重んじ、学生ができるだけ自由に活動できるよう配慮している。

学生会、工学部学生会では、毎年盛大に大学祭を催し、学内のみならず学外からも好評を博している。新入生歓迎実行委員会や卒業祝賀実行委員会も、学生によって自主的に構成され、特色ある活動を続けている。学生による学生のためのアルバイト斡旋をするアルバイト委員会、諸施設に奉仕を続けるセツルメント会、52 回を数える青山学院大学、47 回を数える北海学園大学とのスポーツの定期戦、また仙台 6 大学野球などの活動またこれらに対する一般学生や同窓生とが一体となった応援など、課外活動は活発に個性的に行われていると言える。これらの活発な活動や課外活動を行った学生が就職してから忍耐力、意思伝達力、折衝力、協調性、決断力、適応力、行動力、リーダーシップの面で高い評価を得ていることは、課外活動を担当する組織の有効性をも評価する指標となろう。また、教員との協力関係も上記 1 などに見られるようになりかなり有効である。しかし、課外活動離れまた課外活動に対する学生の意識の変化は否めない。それに対する従来の組織機構の一層の充実と柔軟な対応への改善が迫られている状況にある。

《将来の改善・改革に向けた方策》

課外活動も質的に変化してきている。ボランティア活動など従来の正課教育とは切り離し考えられてきたものが正課単位として認める教育として導入されたり、またインターン

シップ制度の導入など、課外活動あるいは正課外活動は、正課教育とボーダレスになってきている。課外活動に対する学生の意識の変化、また課外活動（正課外活動）の質的变化に対し、柔軟に対応することが大学の組織に求められている。

学生部は、課外活動を指導助言する学生係と奨学金などを扱う厚生係とを組織の柱とし、問題によっては、2つの係が連携協力して、効率的に支援指導を行ってきたが、(a) これらの係の全学的立場に立った一層の充実と有効な連携、そして(b) ボランティアなど新しいものへの対応組織が必要となる。(a) については学生部案が学長宛提示されている。(b) については、現在学生部内で検討している。

(2) 大学院学生の学生生活への配慮

文学研究科

英語英文学専攻

《現状、その評価、改善への方策》

学生への経済的支援や生活相談などは大学院事務室がおよそ学部サービスに添って院生にも行われている。

院独自としてはティーチング・アシスタントの制度がある。大学教員公募の就職情報は大学院事務室で公開している。

ヨーロッパ文化史専攻

【学生への経済的支援】

奨学金その他学生への経済的支援を図るための措置の有効性、適切性

《現状の説明》

日本育英会の奨学金のほかに東北学院大学奨学基金を設けて成績優秀で経済的に勉学を続けることの困難な学生に対して1年間504,000円を貸与している。

ほかに地方公共団体及び民間団体の奨学金制度も随時掲示している。

ティーチング・アシスタント制度を導入し、博士課程後期課程の学生を対象に、1コマ4,000円の単価で、平均して2コマを担当させている。

《点検・評価及び長所と問題点》

日本育英会の奨学金は希望者全員が採用されることがない。

《将来の改善・改革に向けた方策》

貸与希望者にできるだけ多く貸与できるよう枠を拡大する必要がある。

【生活相談等】

学生の心身の健康保持・増進及び安全・衛生への配慮の適切性

《現状の説明》

本専攻は、年3回をめどに教員と学生が新入生歓迎会、忘年会、修了祝賀会を開催し、学生との懇談を密にしている。そのほかに演習単位で合宿を行ったりしている。

大学全体の組織としてカウンセリング・センターがあるが、院生の利用が少ないようである。

《点検・評価及び長所と問題点》

このような懇談会は、仲間同士のみならず通常の授業ではなかなか話し合うことがない教員とも話をする機会となり、親睦を深められ学生の精神的支援になることが多い。カウンセリング・センターについては、院生向けのPRが少ないようである。

《将来の改善・改革に向けた方策》

学部学生と同様に院生に対するカウンセリング・センターの存在を小冊子などによって宣伝していく必要がある。

【就職指導等】

学生の進路選択に関わる指導の適切性

《現状の説明》

本専攻は、取り立てて進路指導会を開いているわけではないが、随時指導教員が中心となって進路のことについて相談にのる体制をとっている。

後期課程の学生に対する研究者公募の案内は、適任と考えられる場合には推薦書を書き積極的に応募するように指導している。

《点検・評価及び長所と問題点》

本専攻の学生を対象とする募集がほとんどないことから、進路選択に関しては学生側からの要求に依存している。

後期課程の場合には、大学の研究者公募案内が必ずしも大学に来るとは限らず、教員が積極的に情報収集にあたっている。

《将来の改善・改革に向けた方策》

学部と同様に大学院の場合にも、進路を担当する専門部署を設けて、積極的に取り組む必要がある。

アジア文化史専攻

【学生への経済的支援】

奨学金その他学生への経済的支援を図るための措置の有効性、適切性

日本育英会奨学金の被交付者は、設置以来の5年間で博士課程前期課程21名、後期課程3名であり、社会人入学者が通例交付されないことを考えると、一般入学者の7割以上が交付を受けていることになる。また、育英会奨学金を交付されなかった院生に対しては、他の奨学金を紹介したり、ティーチング・アシスタントに採用したりしており、適切な措置が取られていると考える。ただ、海外調査などの場合は、学生の経済的負担が極めて大きく、年1回10日間程度のアジア地域渡航がせいぜいのところである。考古学・環境学などの分野では、今後アジア地域での現地調査が増えることが予想され、学生に対する旅費支援が緊急の課題となっている。

【生活相談等】

学生の心身の健康保持・増進及び安全・衛生への配慮の適切性

定期健康診断の義務づけ、カウンセリング・センターの利用など、学生の心身の健康保持には万全を期している。資料講読や入力作業による神経系統の疲労には特に留意しており、十分な休養と規則正しい生活を促している。また、後期課程全員と前期課程2年次の学生には、2名を定員とする個室を与え、プライバシーを守るとともに、研究作業に必要な静謐さが保持できるよう配慮している。安全面としては、合同研究室・資料室などの採光・調音・給湯などに十分配慮するとともに、夜間の開錠・施錠にも十分注意を払っている。健康・安全において学生に問題が生じた場合は、指導教員・専攻主任・事務職員が責任を持って対処することになっている。

【就職指導等】

学生の進路選択に関わる指導の適切性

進路選択に関わる学生の相談については、原則として指導教員が応ずることとし、必要に応じて選考主任・関連教員が加わることにしている。指導教員は、学生の能力・性格・嗜好を知悉しているはずであり、最も適切な方法であると考えている。現在までのところ、非常勤職員への就職は、教員の個人的照会によるものが多く、学生の自力によるものはほとんどない。多くの学生は、正規の試験による専門職常勤職員への就職を望んでいるが、相当に困難である。ただ、2名の前期課程修了者が、修了後1年をおいて市町村専門職員と高校教員に採用されており、学部卒業生との間には、やはり実力において相応の差があると判定される。教員としては、募集情報を鋭意収集するとともに、就職ガイダンスをほぼ日常的に実施しているところである。

経済学研究科

【学生への経済的支援】

奨学金その他学生への経済的支援を図るための措置の有効性、適切性

《現状の説明》

大学院の学生に対する奨学金制度としては、日本育英会奨学金、東北学院大学奨学金、その他の奨学金（地方公共団体などによるもの）がある。そのほかにティーチング・アシスタント制度も学生の経済的支援をその目的の一部としている。このうち、東北学院大学奨学金は平成 13(2001)年度において年額 504,000 円を無利子で貸与している。

《点検・評価及び長所と問題点》

本研究科における平成 13(2001)年度における奨学金受給者数は、日本育英会奨学金 7 名、東北学院大学奨学金 1 名である。在籍者数 (35 名) に比べ、受給者数が少ない主な理由は、社会人 (19 名) は給与所得者が多く受給資格に抵触することによる。

《将来の改善・改革に向けた方策》

大学院の学生から要望された図書などについては、可能な限り購入することになっているが、研究水準をより向上させるためには、特に後期課程の学生に研究費を補助する制度を設けることを検討する必要がある。

【生活相談等】

学生の心身の健康保持・増進及び安全・衛生への配慮の適切性

《現状の説明》

大学院の全学生に対して、毎年 4 月上旬に法定の健康診断を行っている。また、学生教育研究災害傷害保険に全学生が加入している（保険料は大学が負担）。学生の身体的な問題に対しては保健室が対応し、精神的な問題についてはカウンセリング・センターが対応している。保健室及びカウンセリング・センターは常時利用可能であり、必要に応じて校医の診断を受ける措置を講じている。

《点検・評価及び長所と問題点》

カウンセリング・センターを訪れた大学院（全研究科）の学生数は平成 11(1999)年度 4 名、平成 12(2000)年度 1 名、平成 13(2001)年 4 月から 12 月まで 1 名であり、相談内容は学業、心の健康、対人関係などさまざまである。本学のカウンセラーは、教員の中から適任者 (12 名) を厳選して任命しており、相談者に対して適切に対応している。また、大学院の教員は指導している学生のさまざまな問題に助言を与えており、これまでに大きな問題は発生していない。

《将来の改善・改革に向けた方策》

大学院の学生は、学部の学生とは異なる特有の問題を抱えることがあるので、教員の側から学生に相談事の有無などについて尋ね、相談に乗ることを制度的に行うことを検討すべきである。

【就職指導等】

学生の進路選択に関わる指導の適切性

《現状の説明》

学生の就職活動については、指導教員の助言の下で、学生本人が行っている。前期課程の学生の進路は後期課程進学、公務員、高校教員、自営業などであるが、近年の特徴的な傾向としては、税理士試験の受験科目免除の資格を得るために前期課程に入学した者が資格取得後に大学院卒業生（先輩）の人脈を利用して税理士事務所などに勤務する例が多く見られる。なお、大学の教員を志望する者のために、大学院事務室では他大学の教員採用公募の案内状を事務室で閲覧できるようにしている。

《点検・評価及び長所と問題点》

大学院学生の就職のために組織的支援は行っていないが、今後、大学院進学者が増加し民間企業などへの就職が増えるならば組織的支援が必要となろう。

《将来の改善・改革に向けた方策》

本学の経済学部経営学科では平成13(2001)年度からインターンシップが開始され、初年度は成功裏に終了したが、大学院においてもこのシステムの導入を図り、産学の橋渡しの役割を果たさせることを検討する必要がある。

法学研究科

【学生への経済的支援】

奨学金その他学生への経済的支援を図るための措置の有効性、適切性

《現状の説明》

奨学金としては、日本育英会奨学金のほかに東北学院大学奨学金がある。奨学生は日本育英会奨学金が貸与されない学生から選考され、法学研究科学生には年額504,000円が貸与される。また、大学院生の奨学の意味も含められているものとして、ティーチング・アシスタント（TA）の制度があり、法学研究科でも採用している。

奨学金のほかの財政援助として、大学院の学生が学会等での発表を行う際には旅費・宿泊費、ゼミナール合宿費に対する補助金制度がある。

さらに、大学院事務室は、高校の非常勤講師などのアルバイトを斡旋することもある。

《点検・評価及び長所と問題点》

大学院学生の多くは、親からの経済援助にできるだけ依存せず、経済的に自活しようとしている。そうした学生にとって、現在の奨学金制度ではまだ不十分であり、特に、授業料の負担が大きい。その結果、アルバイトに多くの時間を割かれるため、十分な研究時間が確保できない学生もいる。これからの大学院教育の拡充を考えると、学生の経済的支援の問題は、最大の問題の一つである。

《将来の改善・改革に向けた方策》

国家財政事情が苦しい中、日本育英会は存在そのものが再検討されている。こうした中、大学は、これまでのように、日本育英会に大きく依存した奨学制度を根本から見直さざるを得ない。今後は、民間の教育ローンの利用が中心となるはずであり、大学も金融機関と連携しながら、学生が利用しやすい制度を開発・整備していく必要がある。

【生活相談等】

学生の心身の健康保持・増進及び安全・衛生への配慮の適切性

《現状の説明》

本学の大学院は募集定員も少なく、在籍する学生も少ない。そのため、指導教員は、授業及び日常的な指導を通じて、学生と密接に接している。大学院事務室の職員も、学生との事務的接触を通して、学生の様子をうかがうことができる。定期健康診断の実施、保健室やカウンセリング・センターの利用といった制度的な整備はもちろんであるが、このような教員、事務職員との日常的接触を通じて、学生の心身の健康状態への配慮ができることこそが、本学大学院の特徴であろう。特に法学研究科は、学生の数が最も少なく、今述べたことが最も当てはまる研究科である。

《点検・評価及び長所と問題点》

本学における大学院学生と教員や事務職員の交流・接触の深さは、学生の心身状態把握に有効に機能している。その点、1年前から、大学院事務室と大学院学生の共同研究室が別の建物に分かれてしまったが、それが良かったかどうかは疑問である。

《将来の改善・改革に向けた方策》

学生の心身の健康状態の把握という点からいえば、特段の事情がない限り、大学院事務室と大学院学生共同研究室は同じ建物にある方が望ましい。

【就職指導等】

学生の進路選択に関わる指導の適切性

《現状の説明》

法学研究科は学生数が少なく、学生と指導教員との関係が密接である。学生の進路選択についても、指導教員は学生一人ひとりの志望を知っており、必要に応じて適切なアドバイスを行っている。具体的な就職指導や就職情報の提供などについては、就職課を通じて行われる。しかし、そこでのサービスは大学院生だけを対象にしたものではなく、学部学生と同じである。

《点検・評価及び長所と問題点》

法学研究科における学生と教員との密接な関係は、学生進路指導においても有効に機能している。就職課によるサービスも、学部学生と同じとはいえ、全体として充実している。

《将来の改善・改革に向けた方策》

もし、これから大学院の学生数が急増すれば、現在のような教員と学生との密接な関係を維持することは難しくなるであろう。かわって重要性を増すのは、就職担当部局のサービスである。大学院教育の拡充を考えると、これからの就職担当部局は、学部学生だけでなく、大学院修了者を念頭においた就職先も積極的に開拓する必要があるだろう。

工学研究科

【学生への経済的支援】

奨学金その他学生への経済的支援を図るための措置の有効性、適切性

《現状の説明》

奨学金の貸与、奨学金を受ける大学院生の実態について記した後、経済的理由により、大学院進学を断念することがある事実を説明する。

《点検・評価及び長所と問題点》

高額な納付金は大学院生の生活を圧迫している可能性が高い。一部は、TAなどの制度により還元している。経済的援助に関しては、今後ともに充実を図る必要がある。

《将来の改善・改革に向けた方策》

TA制度のさらなる充実、成績優良学生が大学院進学を可能にするようなシステムの構築を、全学的課題として検討する必要がある。

【生活相談等】

学生の心身の健康保持・増進及び安全・衛生への配慮の適切性

《現状の説明》

工学研究科においては、指導教員と大学院生が極めて密接な関係を有している。教員の指導によるところが大きい。しかし、問題によっては、教員以外の適切な職員が対処する必要がある場合がある。例えば、教員との意見齟齬などの場合である。これらの問題に対しては十分とは言えない。また、健康管理に不可欠な食事などの提供も十分とは言えない。

《点検・評価及び長所と問題点》

指導教員あるいは専攻教員との密接かつ適切な指導のもとに、大学院生活が営まれている。しかし、組織としての対応にはなお一層の充実が求められる。

《将来の改善・改革に向けた方策》

学部生に対する指導と同様のことであるが、学生の悩みは多様化しており、経済的問題ばかりでなく精神的な問題を持つ学生が増加している。これらの問題を教員の努力だけで処理することは困難であるので、組織的な取り組みが必要である。本部には、これらの問題に対応するカウンセリング・センターが設けられているが、多賀城キャンパスでも分室の設置を要望していきたい。

【就職指導等】

学生の進路選択に関わる指導の適切性

《現状の説明》

大学院生の就職については、就職部とともに専攻の教員が大きな役割を果たす。本人の適性に応じた会社の選択については、指導教員の果たす役割が大きい。現時点では、大学院生の就職はほぼ100%である。

《点検・評価及び長所と問題点》

就職率は100%であるが、大学院生の希望にかなった就職先を得ることは難しい。各専攻ともに、大学院生を優先する就職指導を実施している。しかし、大学院生の方が不首尾に終わるケースも少なくない。このため、大学院生に対して、就職に関する適切かつ客観的な指導体制をとることが必要になる。

《将来の改善・改革に向けた方策》

前期課程修了の学生に対する就職指導については、適切かつ客観的な指導を就職課が実施することにより改善される。しかし、博士課程修了学生の就職先に関しては、いまだ困難な場合が多く、工学研究科の課題として、積極的に取り組むべき問題である。現時点で有効な方策を見出すことはできないでいる。

人間情報学研究科

【学生への経済的支援】

奨学金その他学生への経済的支援を図るための措置の有効性、適切性

《現状の説明》

本研究科の現役学生は日本育英会又は本学独自の奨学制度を受けることが多いが、社会人学生は在職であるから奨学生の対象にならないことが多い。大学院にはティーチング・アシスタントの制度があり、教育活動の中でも実験・実習・調査などの時間に補助業務を手伝うことで経済的支援を受ける制度である。経済的面とともに教育活動に参加することで、学習する機会も与えられている。他方、在学中にコンピュータの操作に熟達して、他の企業に指導に行つて相当の高収入を得ている学生もいる。これは直接の援助ではないが、修得した技術を行使する学生の例である。

《点検・評価及び長所と問題点》

年齢的に見て大学卒業者が完全に親の仕送りで大学院生活を送るということは今日では珍しい。一般には奨学金と多少のアルバイトによる収入で生活している。したがって、アルバイトに費やす時間が多いほど、学業に専念する時間が少なくなる。博士課程の学生の場合も同じことで、家族の生活を支えている学生であれば、社会人でも奨学金が得られたり授業料の減免の制度が受けられれば大いに助かるものと思う。

《将来の改革・改善に向けた方策》

実験・実習を主とする理系の学生は、アルバイトをする時間的余裕は少ない。将来は大学院博士課程の前期・後期課程を問わず、また現役学生と社会人学生とを問わず、すべての学生が学業に専念できるように奨学生の増加策を講じる必要がある。

【就職指導等】

学生の進路選択に関わる指導の適切性

《現状の説明》

大学院では特別に就職の指導はしていない。主・副指導の教員が個人的に相談に乗り、就職に関する情報を提供したり励ましたりはするが、就職先を決定するのは学生自身である。社会人学生は課程を修了するとともに完全に職場に復帰する。教員の専修免許を取得した学生は教員に、調査の技術を得意とする学生は調査会社（リサーチセンター）に、コンピュータの得意な学生はより高度な技術を行使する職場に就職するように、就職する分野は多様である。

《点検・評価及び長所と問題点》

これまで本研究科は就職に対する特別指導はしていない。基本的には学業・研究に専念

することで2～5年を経て修了している。幸い、社会人の学生が多かったので、勤務先に復帰してさらに昇進していく傾向が見られたが、しかしいつまでもこのような状況が続くとは思われないので、本研究科としても就職説明ないしは開拓に取り組むことを検討する必要があると思われる。

《将来の改革・改善に向けた方策》

今日、大学院は研究者の養成だけが目的ではない。ほかに高度な職業人の養成もあれば、大学院を余暇利用の現代的教養修得の場と考える人も出るだろう。現役学生、社会人学生、定年退職者、主婦などの広い分野からの進学者たちがさまざまな目的をもって進学することを予想すれば、種別化した大学院の体制を確立することは、すなわち大学院の改革は緊要な課題と言えよう。

12. 管理運営

(1) 大学・学部の管理運営

【教授会】

教授会の権限、殊に教育課程や教員人事等において教授会が果たしている役割とその活動の適切性

〈現状の説明〉

本学の場合、教育課程及び教員人事に関しては、学部教授会がほぼ最終的な決定権をもっていると言える。教育課程の編成権は学部であり、他学部・学科と関係する部分については、例えば全学教育課程委員会で調整される。教員人事については、採用枠の決定は全学組織運営委員会での承認を必要とするが、その後の具体的な人事については学部の判断が尊重される。手続き的には、学部の決定後、全学での教員資格審査委員会で改めて審査されるが、学部段階での審査基準は全学の基準に準拠しているため、実質的には学部の判断がほぼ実現される仕組みとなっている。

〈点検・評価、長所と問題点及び将来の改善・改革に向けての方策〉

教育課程及び人事に関する学部教授会の権限及び役割は上記のとおりである。全学との関係も妥当なものである。手続き的にも公正に運用されており、現行の仕組みを変更する必要はない。

学部教授会と学部長との間の連携協力関係及び機能分担の適切性並びに学部教授会と評議会、大学協議会などの全学的審議機関との間の連携及び役割分担の適切性

〈現状の説明〉

本学は独自の制度として、各学部教授会に加えて全学教授会を設置している（学則第58条）。学部教授会は「各学部を構成する教授、助教授及び講師をもって構成」し、「運営内規」第3条により、「それぞれの議長が、必要と認めるときは助手を出席させ、かつ、議決に加えることができる」と定められている。他方、全学教授会は教授のみをもって構成するが、議長たる「学部長は必要ありと認めるときは、助教授及び講師を出席せしめ、かつ、決議に加わらしめることができる」（学則第59条第2項）と定めている。ただし、いわゆる大学紛争時以後は、ただし書きを適用した事例は皆無である。

学部教授会は「学部にかかわる学則及び諸規程に関する事項」を審議決定する（学則第60条）。「学部にかかわる」事項の中には、教授及び研究、教育課程、学生の留学、休学、

復学、除籍、復籍、退学、再入学、転学部、転学科、編入学、学士入学及び転入学並びに科目等履修生、特別聴講生、外国人留学生、帰国子女及び研究生等、学内試験、学生の進学に関する事項など幅広く含まれる。加えて、各学部の自己点検・評価、各種委員の選出、大学長への意見具申並びに諮問に対する答申等も学部教授会の権限に属する。

他方、全学教授会に属する権限には、学則及び関連諸規定、学生の入学及び卒業、学生の賞罰並びに賠償、二学部以上に関する事項、大学の自己点検・評価、大学長への意見具申並びに諮問に対する答申等々、「全学的に決定を要する事項」が含まれる（第60条第2項）。もっとも、学生の入学判定は「入学試験判定委員会内規」によって「各学部の判定は全学教授会の委託によって各学部がこれを行い、その結果を全学教授会に報告するものとする」と定められているので、事実上は学部教授会の権限に属することとなる。

教員人事については、各学部の新規採用人事が学部長会の審議を経て、大学長を議長とする全学組織運営委員会に回付され、全学的に人数枠、専門別、教養教育への必要性等が審議されて人数が決定されるが、具体的選考は各学部に委ねられるのが常である。ただし選考に際しては、建学の精神への賛同等、大学全体の意向を反映する配慮が求められる。

学部長は「大学長を補佐し、所属学部を管理し、所属職員を指導する」（学則第57条第4項）と定められている。その任命権は大学長、副学長と均しく理事会に属するが、候補者の選考に際しては、内規によって大学長が招集する選考委員会を、理事会代表に加えて、学部並びに（あるいは）大学院の意向を十分に反映するために、学部長・学科長・専攻主任等によって構成するように定められている。

学部長は「学部長会規程」により、学院長、大学長、副学長、宗教部長とともに学部長会を構成し、毎週定期的に、あるいは必要に応じて臨時的に、大学長が招集する学部長会に参加する。その審議事項は「研究・教育の計画、実施に関すること。大学長からの諮問事項に関すること。学部間の連絡、調整に関すること。その他特に審議を必要とする事項」（同規程第6条）にわたる。学部長会は、他大学の評議会あるいは大学協議会に相当する役割を、部長会と並んで担っており、実質的には本学の教育・研究・意思決定機構の根幹をなすとさえ言えよう。殊に、本学の校地が3個所に分散しているために、学部長会の果たす役割は大きい。

学部長はそれぞれの学部において、全学的に共通の教務、学生、就職等の諸委員を選出させるとともに、各学部あるいはキャンパスの必要に応じて独自の諸委員会（例えば、人事委員会、将来構想委員会等）を構成させて、学部の教育と研究の適切な指導に当たっている。近年は学則等に明示的には規定されていないにしても、各学部ともに学科長会議が活発かつ効率的に機能し、学部長補佐の任を全うしていることを明記したい。

《点検・評価、長所と問題点及び将来の改善・改革に向けた方策》

上述のように、「学部教授会と学部長との間の連携協力関係及び機能分担」並びに「学部教授会と評議会、大学協議会などの全学的審議機関との間の連携及び役割分担」に関しては、現在のところは諸規程も整備され、機能的にも円滑に作用していると判断される。ただ、問題点としては大学学部と大学院との相互関連が残るかも知れない。例えば、学則第2条の2は「本学に大学院を置く」とし、第10章「大学院」（学則第45条）では大学院に設置される研究科、専攻及び課程をも明記して、大学院が本学の構成部門であることを

暗示しているが、大学院の運営は大学院委員会によって行われるので、上述の全学教授会でも大学院に関わる事項は、少数の例外を除いて、審議はもちろんのこと、報告さえも行われない。関連して、学部長が大学院研究科長を兼務する場合としない場合があり、それぞれの事情によるとはいえ、今後大学院の種別化、特殊大学院の新設なども勘案すると、再考の余地が残されていると言わねばならない。

学部教授会と全学的審議機関との間の連携及び役割分担

《現状の説明、点検・評価、長所と問題点及び将来の改善・改革に向けて方策》

本学においては「全学的審議機関」の最たる機構は、正教授のみをもって構成する全学教授会であるが、各学部教授会と全学教授会はそれぞれ審議・決定内容を区別・弁別しながら、学部の利害が対立したり、特定の学部が独走したりすることのないよう、特に学生の便益（表彰・奨学、あるいは懲戒等）で学部間に差異が生じないように、十全の注意を払っている。ただし、全学教授会の構成員の問題、端的に、定年令後の嘱託教授の定数算入の可否は、設置基準充足との関連でも研究課題として残る。

【学長、学部長の権限と選任手続】

学長・学部長の選任手続の適切性、妥当性

学長選任は、寄附行為に基づく理事会の専管事項であるが、その選任過程で教学側の意見を反映できるようにしている。

学長選考委員会は理事会側5名、教学側5名、事務職員1名からなる。宗教学校としての本学の場合、特に学長には学則に謳う建学の精神の堅持と、それに基づく大学の管理運営が要求されている（いわゆる「キリスト者条項」）。選考委員会では、建学の精神の理解と適用については理事会側の判断が、大学の管理運営能力については大学側の評価が反映されるように、確認の後選考が行われ、理事長に学長候補者を推薦することになっている。その結果、理事会は全学の意見を反映しながら、私学経営の責任母体として適切な学長選任を行うことができていると思われる。

この選任の手続きは、先進自由主義諸国の私学のあり方を範としながら、我が国の現状をも考慮したもので、適切かつ妥当なものであると思われる。

学部長の選任は学長の場合と同様、アメリカのプロテスタント系リベラル・アーツ・カレッジとその教会を背景とした本学においては、本来理事会専管事項である。しかし、我が国の文化・社会の中では教学側の反映を不可避とした慣行がある。そこで、学部長選任にあたっては、当該学部側と理事会側から同数の委員に学長を加えたものによって学部長を選考し、その結果を学部長候補者として理事会に推薦している。

その選考委員会においては、学長選考の場合と同様、十分な意見の交換を経て選考している。この方法は前者同様、形式的には全学的理解と協力の下で、学部長の選出が行われる十分な適切性を得ている。しかし、大学全体と理事会との協力体制を導くためには学長のリーダーシップと、学長と理事会及び学長と学部長との間の日常の相互協力の努力を不

可欠としている。

学長権限の内容とその行使の適切性及び学長と評議会、大学協議会などの全学的審議機関の間の連携協力関係及び機能分担、権限委譲の適切性

学長のリーダーシップを大学組織の枠組みに定着させるため、学則で2人の副学長を規定（総務担当副学長、学務担当副学長）。前者は総務について、後者は学務及び学部間の調整について、学長を補佐すると規定している。その選任にあたって、学長補佐の趣旨が活かされるように配慮する理事会申し合わせがある。副学長は各種の委員会や学長諮問機関を担当して、業務執行と答申提出に責任を持つ。

学長は定例の学部長会、部長会を主宰して、学内業務の執行に当たる。前者は教学全般に関する計画、提案、執行及び学部間の調整を行い（学部長会規程）、後者は教学と管理運営に関する計画及び執行その他の重要事項について審議、所轄業務の報告、連絡、調整を図る（部長会規程）。

学長は教員の任用資格を審議し、あるいは「各学部教授会定員」の確保作業を行い、全学教授会及び各学部教授会に提出する原案を作成する等のため、それぞれ教員資格審査委員会、全学組織運営委員会を随時招集してこれを主宰する。

本学では、各学部教授会に加えて、その上に教学に関わる全学的事項の最高意思決定機関として「正教授」会員をもって構成する全学教授会が設置されており、学長が招集して議長となる。重要案件は全学教授会で提案され、各学部教授会の審議に回付され調整を経た上で、最終的に全学教授会で決定される。また、学長は随時、特設委員会を設置し、必要事項を諮問する。例えば、長期計画委員会、財政専門委員会、全学教育課程委員会、情報教育整備委員会等々である。

学長は随時、大学改革に係わる「学長提案」を全学教授会に提示し、学部教授会等の審議に送付する。例えば、「教育内容・方法に関する提案」（平成3〔1991〕年）、「学生と教員の適正規模に関する提案」（平成8〔1996〕年）、「今後の教育と研究改革に関する提案」（平成12〔2000〕年）等である。

その他、学長は常務理事会の構成員として全法人の意思決定に積極的に参与し、また、本学の建学の精神であるキリスト教に基づく教育実現の場である大学礼拝を3キャンパスにわたって司会し、説教を担当する。その他の学内の宗教活動も、宗教部を介して主導する。

上記からも明らかなように、本学が学長のリーダーシップの下、時代の要請に機動的に対応してゆくために、学長主導による各種の委員会が準備されており、理事会との役割分担ないし権限委譲は極めて明確であるが、本学においては、さらにそれを補完する意味で、適宜、学長と理事会、学長と全学教会等の間で連絡協議をしながら業務の遂行にあたるなど、両者の連携協力関係は極めて適切である。

学部長権限の内容とその行使の適切性

《現状の説明、点検・評価、長所と問題点及び将来の改善・改革に向けた方策》

学則第 61 条によって、学部長はそれぞれ学部教授会を招集してその議長となると定めている。全学教授会は構成員過半数の出席をもって成立するが、学部教授会は構成員の 3 分の 2 以上の出席を要求している（学則第 62 条）。学部長を議長として開催される学部教授会の審議・決定事項については、既に上で記述したので省略するが、学部によっては 100 名を越す構成員を持つので、学部長の任は重大である。学部長が学部長会、部長会の成員として本学の重要な意思決定に参加することも上記のとおりである。ちなみに、全学教授会の議題は必ず部長会の審議・承認を得なければならない。

短期的に言えば、上記の設問には肯定的に答えることができようが、長期的には学部長の責務が広範にわたるため、個人としては研究・教育面との齟齬をどう調整するかが課題として残るかも知れない。

【意思決定】

大学の意思決定プロセスの確立状況とその運用の適切性

本学では、各学部教授会に加えて、その上に教学に係わる全学的事項の最高意思決定機関として正教授全員をもって構成する「全学教授会」が設置されており、学長が議長となる。重要案件は全学教授会で提案され、各学部教授会の審議に回布され調整を経た上で、再び全学教授会にかけて最終的な決定を見る。

【評議会、「大学協議会」などの全学的審議機関】

評議会、「大学協議会」などの全学的審議機関の権限の内容とその行使の適切性

《現状の説明、点検・評価、長所と問題点及び将来の改善・改革に向けた方策》

繰り返し述べたように、本学は他大学のような意味での「評議会」、「大学協議会」を有しないが、評議会あるいは大学協議会が大学諸機関（学部や研究所）の責任者の審議機関であると想定すれば、学部長会、部長会がそれに相当し、規程によって毎週定期的に開催するように定められ、十分に機能していると判断される。加えて、本学程度の規模の大学としては例外的に「全学教授会」を設置し、全学的な意思統一、連絡・伝達的手段として機能させている。全学教授会は本学の一体性の可視的機構としても、今後とも重要な役割を担うであろう。地理的・時間的理由からも、その存廃も論議されないではないが、上記のような理由から、抜本的な他の選択肢が出されない以上は、今後とも機能することが切望される。

【教学組織と学校法人理事会との関係】

教学組織と学校法人理事会との間の連携協力関係及び機能分担、権限委譲の適切性

学長と理事長の職務、理事会の審議決定事項等は寄附行為細則に、また全学教授会（正

教授会)の職務、審議決定事項等は学則に規定されており、教学組織と学校法人理事会との間の機能分担・権限は極めて明確である。

しかしながら、実際には教学組織と理事会は、その職務遂行にあたって、平素から密接な情報交換がなされ、相互の理解と信頼関係分を通して、極めて良好な協力関係が築かれている。その理由にはいくつか考えられる。大学から理事会構成員として、学長、副学長2名、学部長互選による者1名の計4名が加わっているため、理事会に大学側の考えを十分に反映できること、大学から理事会に上げられる議案の内容や報告については、「理事会打合せ会」(常任理事1名、法人本部長、総務担当副学長)において議案上程の主旨や経過等の背景説明がなされ、事前に十分な理解が得られていること、理事会の審議結果については学部長会において学長より大学関係分を中心とした報告がなされていること、さらに、理事会の事項が、特に教学に関係があると思われるものについては、学長より全学教授会に報告され、学部長を通して各学部教授会にも伝達されていること、等々である。

両者の連携協力関係及び機能分担について、財政と人事の問題を例に説明しよう。それらは大学(教学組織)はもちろん理事会(経営)にとっても極めて重要な問題であり、相互に十分な理解が必要だからである。本法人においては大学(教学組織)の財政や職員数の占める割合は約8割を占め、大学の動向が法人の動向を直接左右することになり、したがって、両者は互いに緊密な連携を取り合うことが不可欠である。

予算(支出の部)に関しては、理事会より予算編成の基本的な考え方が大学(学長)に示され、学長の諮問により財政専門委員会が開催され、ここで大学(教学組織)各部門の意向を十分に反映した予算編成方針案が作成され、答申される。この予算編成方針案は、財務会議の承認をえて理事会の正式な予算編成方針となる。この後、理事長から予算編成方針の通知を受けた学長は、これを学部・研究所・部・課等の各部門の長へ通知する。大学の各予算単位(学科・専攻・研究所・課・室など約100の予算単位)は、予算編成方針及び予算編成要綱に従って予算申請書を大学の財務部長あてに提出する。予算単位に対しては、財務部長を長とする予算編成実務者がヒアリングを行い、大学の予算原案が作成される。この予算原案は、財政専門委員会と財務会議の承認ののち、理事会において決定される。

教員人事については、既に学長提案に基づいて作成された大学の教員数についての10ヵ年計画が定められている。この計画の作成にあたっては、あらかじめ理事会に大学としての大きな枠組みを示し、全学教授会(正教授会)に提案することが了承された。さらに全学教授会においても、これを各学部で検討することの了承を得た。各学部の検討結果とそれに基づく調整案が再び全学教授会に提案され了承された。現在は、毎年、各学部から申請される採用人事について、「全学合意事項」に合致しているかをチェックするための「全学組織運営委員会」が設置されており、その条件を満たしているならば、その結果が全学教授会に報告され、承認された後、それに基づき各学部は具体的な人事の手続きに入ることになる。これも連携協力関係及び機能分担、権限委譲の適切性を示す例であろう。

(2) 大学院の管理運営

【大学院の管理運営体制】

大学院研究科の教学上の管理運営組織の内容とその活動上の適切性

《現状の説明》

本学大学院には、文学研究科、経済学研究科、法学研究科、工学研究科及び人間情報学研究科の5研究科があり、いずれも学部を基礎としている。管理運営組織としては大学院委員会と研究科委員会がある。

①大学院委員会

大学院委員会は、学長、副学長、学部長、研究科長、宗教部長、教務部長、学生部長及び各研究科専攻主任をもって組織されている。大学院委員会は、大学院委員長が必要と認めたとき、または一研究科から要求があったときに開催される。なお、大学院委員会委員長は、学長が兼ねている。この委員会は、各研究科間の連絡調整に関する事項を審議する。その他主な審議事項は、大学院の学則、学位規程の制定・改廃、大学院担当教員資格審査基準、学位授与、大学院研究科及び専攻課程の設置・改廃に関する事項である。

②研究科委員会

研究科委員会は各研究科におかれ、その研究科の授業科目を担当する専任教員をもって組織されている。研究科委員会は研究科委員長が必要と認めた場合、または3分の1以上の委員からの要求があったときに開催される。審議事項の主なものは、大学院担当教員資格審査、授業科目の編成と担当、学位論文の審査及び最終試験、学生の学籍異動、学生の賞罰及び奨学に関わる事項である。

《点検・評価及び長所と問題点》

本学では、昭和39(1964)年4月に大学院文学研究科英語英文学専攻が初めて設置され、以後平成13(2001)年度までに5研究科10専攻が開設されてきた。この間に順次、管理運営の経験が蓄積され、かつ有効に活用されてきた。また制度面でも絶えず整備改善され、現在は大学院委員会、研究科委員会ともに円滑に機能していると言えよう。

《将来の改善・改革に向けた方策》

上記のとおり、本学の大学院研究科はすべて学部を基礎としている。そしてその関係上学部長が研究科長を兼務する例がある(法学部、工学部)が、他方両者を別々に担当する例(文学部、経済学部、教養学部)もある。学部長と研究科長との兼務または別々の担当のいずれが管理運営上有効であるかは、今後検討すべき点と思われる。

大学院の審議機関（大学院研究科委員会など）と学部教授会との間の相互関係の適切性

《現状の説明》

各研究科は各学部を基礎として成立しているが、学部の構成員の全員が研究科の構成員となっているわけではない。したがって、両者はそれぞれの規定に基づいて日時・会場など全く別個に開催されている。大学院の審議機関、特に研究科委員会と学部教授会の両者において、権限の最も顕著な違いは新採用の人事権である。すなわち新採用人事は学部教授会で審議され、理事会がこれを承認するという手続きとなっている。研究科委員会は、現任の教員について、大学院担当教員資格審査権を持つのみである。

《点検・評価及び長所と問題点》

各学部の特徴を生かしつつ高度普通教育を目指す本学にあって、学部教授会の審議を重視することは当然である。しかし高度専門職業人の養成という社会的ニーズの高まりから、学部と大学院博士課程前期課程との連携は今後ますます重要となるであろう。この観点から現状を改革する必要性が認識されつつある。

《将来の改善・改革に向けた方策》

将来に向けて改善すべき具体的な方策として最も重視すべき点は、人事とカリキュラムに関わる審議を研究科委員会と学部教授会との合同協議会で行うことであろう。人事については、新採用に際して若手であっても、できる限り博士課程前期課程の担当可能な人物を選任すべきである。またカリキュラムについては、上記と同様の合同協議会において学部と大学院前期課程との一貫した形態のものを考案すべきであろう。なお、目下「学長提案」による改革の一環としてこれらの作業の検討が進められている。

大学院の審議機関（同上）の長の選任手続の適切性

《現状の説明》

本学では、学部長が大学院研究科長の兼務で任命される場合と、両者が別個に任命される場合がある。いずれの選任も学長の専決事項である。学部長の選任に際しては、一定の基準が明示されている。

《点検・評価及び長所と問題点》

大学院の審議機関の長を選任する方法には、基本的に2通りある。任命制と選挙制である。そのいずれが有効であるかは、大学及び大学院の置かれている現状と関係する。今日、一方で少子化の傾向が、他方で高学歴化（生涯学習）の傾向が顕著となり、これに大学全体が即応しなければならない状況にあるとき、強力なリーダーシップのもとで諸改革を遂行するには任命制が有効である。ただし大学全体の規模が大きくなるほど、細部の機能を汲み上げるのは困難となる。その場合、学長補佐の設置が要請されるであろう。

《将来の改善・改革に向けた方策》

大学院の審議機関の長の選任手続については、上記のとおり、大学及び大学院のおかれている現状を的確に判断して改善・改革が図られるべきであって、常に一定の方策があるわけではない。特に本学の大学院は全体としてその歴史が浅く目下整備の途上にあり、そのために強力なリーダーのもとで、大学院のあるべき理想を模索し、これを合意のもとで追求する必要がある。

13. 財政

【教育研究と財政】

教育研究目的・目標を具体的に実現する上で必要な財政基盤（もしくは配分予算）の充実度

《現状の説明》

私立大学が教育研究活動を永続的に行っていくためには、財政基盤の確立を図ることが最重要である。そのためには、収入面の最大項目である学生納付金収入と支出面の最大項目である人件費の安定化が必要であり、本学では、平成 14(2002)年度入学生から学納金改定方式の変更、全学組織運営委員会（委員長：学長、委員：副学長、学部長、学科長等で構成）による学部別教員定数の設定、教職員待遇の人事院勧告準拠等の施策により、財政の安定化に努めている。

また学校法人会計基準に従い、教育研究目的・目標を具体的に実現するために第 3 号基本金を組み入れている。第 3 号基本金は、教育研究目的により学校法人として 12 種類（約 37 億円）を設定しているが、教育研究基金（17 億 4 千万円）、育英奨学基金（9 億 3 千万円）、国際交流基金（9 億 3 千万円）が主たる基金となっている。

《点検・評価及び長所と問題点》

消費収支では、平成 10(1998)年度以降、収入超過が続いている。また資産・負債に関しては、自己資金構成比率が 90%弱であり、平成 15(2003)年度末には負債残高が「ゼロ」になる見込みである。こうしたことから、財政基盤は極めて安定しているものと判断できる。

ゼロ金利の下では、基金の果実のみで教育研究活動、育英奨学事業、国際交流活動を展開することは困難であり、これらの活動は、實際上、流動資金に大きく依存している。このため、基金やその果実をいかにして増やすかが課題となっている。

《将来の改善・改革に向けた方策》

教育研究活動、育英奨学事業、国際交流活動を積極的に展開していくために、第 3 号基本金をより充実するとともに、金融リスクに留意しながら資産運用収入の増加を図っていく。

中・長期的な財政計画と総合将来計画（もしくは中・長期の教育研究計画）との関連性、適切性

《現状の説明》

総合将来計画については、学長の諮問により大学の長期計画委員会（委員長：総務担当副学長、委員：学務担当副学長、学部長、部長等で構成）で原案を検討し、学校法人の長

期計画委員会（委員長：財務担当理事、委員：学院長、学長、副学長、高校校長等で構成）の承認を経て、理事会で決定している。

他方、財政計画は、上記の総合将来計画を実施するために必要な資金計画であり、大学の財政専門委員会（委員長：総務担当副学長、委員：学務担当副学長、学部長、部長、キャンパス事務長、管理部門の課長等で構成）及び学校法人の財務会議（委員長：財務担当理事、委員：学長、副学長、高校校長、大学の管理部門の部課長等で構成）での検討の後、理事会で決定している。

財政計画が決定した後、大学施設拡充委員会（委員長：総務担当副学長、委員：学務担当副学長、学部長、部長、各学部代表2名）により、総合将来計画の具体的な実施計画が策定される。

《点検・評価及び長所と問題点》

総合将来計画のうち実施可能なものについては、順次、財政計画を立てている。すなわち、学校法人会計基準に従って第2号基本金組入計画を策定し、本計画に基づいて年度ごとに組み入れを行っている。

短期的な教育研究計画については、学長提案や学部長会決定をベースとしてその実行の可否や実行スキームを検討する委員会が設置されている。このうち財政やタイム・スパンとの兼ね合いにより、短期的に実行不可能なものは、次期中・長期教育研究計画（総合将来計画）として策定される。

問題点としては、短期教育研究計画及び中・長期教育研究計画の事業が総花的であり優先順位が議論されていないことや、多くの場合事前には教育研究計画と財政計画とのすりあわせがないことが挙げられる。

《将来の改善・改革に向けた方策》

上記の問題を短時間で克服することは困難であるので、学内コンセンサスを形成しながら教育研究計画と財政との調和を図っていく。

【外部資金等】

文部科学省科学研究費、外部資金（寄附金、受託研究費、共同研究費など）の受け入れ状況と件数・額の適切性

《現状の説明》

平成14(2002)年度文部科学省科学研究費の申請件数は、新規75名、継続17名、計92名（平成13〔2001〕年度は新規77名、継続12名、計89名）であり、本学教員の約30%が申請している。

平成13(2001)年度の新規採択は、15件（交付金額3,220万円）、新規採択率は、19.5%（全国平均21.9%）と全国と比べてやや低い。採択となったのは、特定領域A 1件（交付金額220万円）、基盤B 1件（交付金額1,100万円）、基盤C 7件（交付金額1,430万円）、奨励研究A 3件（交付金額240万円）、研究成果公開促進費1件（交付金額40

万円)、特別研究員奨励費 2件(交付金額 190万円)であった。

平成13(2001)年度の外部資金(受託研究費・共同研究費など)は、工学部15件(6,727万円)、教養学部2件(243万円)、経済学部1件(42万円)の計18件(7,012万円)である。

《点検・評価及び長所と問題点》

本学では、教員研究費(図書購入費・研究旅費・個人研究費等の合計)が他の大学と比較して相対的に恵まれているためか、例年、文部科学省科学研究費の申請件数が相対的に少ない。今後は、申請件数をいかにして増加させるか、現在は全国平均の水準にある採択率をいかにして向上させるかが課題となる。

同様に、外部資金についても、工学部を中心として、より一層、研究件数・研究額とも増加させることが必要である。

《将来の改善・改革に向けた方策》

文部科学省科学研究費及び外部資金の受入件数・額の増加を図るための、長期的な数値目標を設定し、これを達成するように努めたい。

【予算の配分と執行】

予算配分と執行のプロセスの明確性、透明性、適切性

《現状の説明》

予算(収入の部)の最大の項目である学生納付金収入に関し、その基礎となる授業料の改定については、大学の財政専門委員会(委員長:総務担当副学長、委員:学務担当副学長、学部長、部長、キャンパス事務長、管理部門の課長等で構成)において審議され原案が学長に答申される。この原案は、学校法人の財務会議(委員長:財務担当理事、委員:学長、副学長、高校校長、大学の管理部門の部課長等で構成)での審議を経て、理事会において学内手続きを進める旨の承認がなされる。これを受けて大学の教職員に対して原案の説明がなされ、全学教授会の承認ののち、理事会において決定される。原案については、全学教授会の承認ののち、学生の代表者にも説明している。

予算(支出の部)に関しては、理事会より予算編成の基本的な考え方が大学(学長)に示され、学長の諮問により財政専門委員会が開催され、ここで大学(教学組織)各部門の意向を十分に反映した予算編成方針案が作成され、答申される。この予算編成方針案は、財務会議の承認をえて理事会の正式な予算編成方針となる。この後、理事長から予算編成方針の通知を受けた学長は、これを大学の各予算単位(学科・専攻・研究所・課・室など約100の予算単位)へ通知する。大学の各予算単位は、予算編成方針及び予算編成要綱に従って予算申請書を大学の財務部長あてに提出する。予算単位に対しては、財務部長を長とする予算編成実務者がヒアリングを行い、大学の予算原案が作成される。この予算原案は、財政専門委員会と財務会議の承認ののち、理事会において決定される。

予算執行に関しては、予算単位ごとに大学の財務部の予算示達書に基づき執行している。

各予算単位に配分された予算のうち教育研究機器備品や印刷物等については、各予算単位からの依頼により大学の管財部管理課において発注することを原則としている。各予算単位に対しては、予算執行三原則、すなわち、

1. 責任のある予算の執行をすること
2. 予算額を越える支出をしてはならないこと
3. 目的外に予算を支出してはならないこと

の遵守を求めている。

《点検・評価》

予算と決算の乖離が大きい単位に対して、次年度の予算申請の概算枠を減額提示し、概算枠内での予算の組み替えを促し、予算執行の効率化と適正化を図っている。また予算編成上で問題が生じた場合は、翌年度の予算編成要綱を見直し、予算単位による誤解や不均衡が起きないように改善に努めている。

《長所と問題点》

上の方式では、各予算単位の予算申請書の提出から予算原案の作成までを比較的短期間で行えるという長所があり、特段の大きな問題点はない。

《将来の改善・改革に向けた方策》

予算執行に伴う個別事業の効果の有効性を検証する方策を、現在実施している公開講座・講演会・シンポジウム等の検証のみならず、新規事業（研究を含む）や特定の継続事業（研究を含む）にも導入することを検討していく。

社団法人日本私立大学連盟財政部会における点検・評価項目である「目的別予算制度」の試行について検討していく。

【財務監査】

アカウントビリティの履行状況を検証するシステムの導入状況

《現状の説明》

法定監査として、公認会計士と監事による監査が、それぞれ年2回実施されている。監査終了後には、「適正に行われている」との監査報告書に加えて、意見具申書が提出されている。意見具申の内容は、長期的な経営の方針に関する総括的な意見、経理処理上のテクニカルなコメント、物品管理に関するコメントとに大別される。後二者のうち実行可能なものについては、法人本部室より関係部課に対してコメントの説明に加えて、改善の具体案が提示され、即座に実行に移される。ごくわずかではあるが実行が困難な事項については、意見具申した公認会計士や監事に対して、口頭または文書による理由説明が行われている。

《点検・評価及び長所と問題点》

上記の後二者のほとんどが実行に移されているため、これまで指摘事項の履行状況を検証するシステムは導入されていない。

《将来の改善・改革に向けた方策》

公認会計士と監事の意見具申は、該当する部課・研究室を対象としたものである。今後は、指摘があった部課・研究室より文書による報告を求めるとともに、他の部課や各研究室にも共通する事項については、「(1) 指摘の内容、(2) 講じた措置」の一覧を作成し、これを大学内の共通事項としてすべての部課・研究室に周知したい。

監査システムとその運用の適切性

《現状の説明》

経理処理は、統合事務 OA システムを通じて行われている。すなわち、(1) 財務部から各予算単位への予算額の示達、(2) 予算を執行した単位での必要事項の入力、(3) この入力に基づく財務部会計課による銀行口座への振り込み処理といった事項について、財務部会計課と各予算単位との間で相互チェックにより、会計処理が行われている。財務部会計課内では、担当者による必要事項のチェックと銀行口座への振り込み処理のための入力とが課長・課長補佐の管理の下に行われている。

法定監査としては、前述のように、監事監査と公認会計士監査がそれぞれ年2回実施されている。また、文部科学省からの補助金等の履行状況の適切性を把握するために、会計検査院の検査や私立学校振興・共済事業団の指導が、それぞれ数年に一度実施されている。

《点検・評価及び長所と問題点》

上述したような内部でのチェック体制がとられていること、統合事務 OA システムによるチェック機能が作用していること、さらに学内での現金取り扱いを必要最小限にしていることなどの理由により、種々の障害が起こる余地は極めて小さい。

また、公認会計士や監事からは、毎年、「適正に行われている」との監査報告書が出されており、法定監査システムも機能している。

問題点があるとすれば、上述の方法のみでは、比較的小さな事項をチェックし改善事項を提案するシステムが欠如していることである。すなわち、各予算単位で物品を購入した後これを適切に使用しているか否か、また備品等を適切に管理しているか否か、等についてチェックする機能がやや弱いことである。

《将来の改善・改革に向けた方策》

上のチェック機能を高めるために、内部監査システムを導入すること、またその一つとして学内オンブズマン制度の導入等を検討していきたい。

【財政公開】

財政公開の状況とその内容・方法の適切性

《現状の説明》

学校法人会計基準に基づいて作成される計算書、収支予算書及び補正収支予算書については、監督官庁への提出、理事・評議員への配布はもとより、大学の部長会メンバー（学長・副学長・学部長・部長等で構成）に配布している。学内の教職員に対しては、部長会メンバーに配布した財務諸表の閲覧により本学の財政の全容を開示している。また、（東洋経済新報社や講談社などの）出版社からの計算書等の開示の要望に応じており、これらの出版社の「私立大学の財政問題特集」などを通して、財政の第三者評価を受けている。

学校法人の計算書（消費収支計算書・資金収支計算書・貸借対照表）と予算書（収支予算書・補正収支予算書）の総括表については、教職員を対象とした『東北学院報』と同窓生・学生及びその父母を対象とした『東北学院時報』に掲載するとともに、『東北学院時報』の転載という形でホームページにも掲載している。

予算・決算において大学部門は、学校法人の約 85%のウエイトを占めており、事実上、大学部門の予算・決算が学校法人の予算・決算の動向を決定しているため、重ねて大学部門の財政公開をする必然性は低い。しかしながら、本学では大学部門の消費収支計算書の概要についても、毎年9-10月に翌年度の学生納付金の改定の説明と合わせて、大学の教職員及び学生に情報開示している。

《点検・評価及び長所と問題点》

前述の計算書や予算書の総括表をホームページに掲載している大学は少数であり、大いに評価されるべきものと考えており、今後とも継続していきたい。

また、現在、『東北学院時報』には分かりやすい簡単な説明を付け加えているが、これも今後とも継続していきたい。

財政公開についての問題点は、特にない。

《将来の改善・改革に向けた方策》

ホームページ上で、計算書と予算書の総括表を即時的にアクセスできるようにするために、これまでの『東北学院時報』を経由するパス以外の複数のパスについても検討したい。また、計算書や予算書の総括表以外の財務諸表を公開するか否かについても検討したい。

【私立大学財政の財務比率】

消費収支計算書関係比率及び貸借対照表関係比率における、各項目毎の比率の適切性

《現状の説明》

まず、消費収支計算書関係比率（大学ベース）を平成10(1998)－12(2000)年の3年間についてみると、人件費比率では平成10(1998)年度の56.1%から平成12(2000)年度では51.7%と4.7ポイント低下し、人件費依存率も、平成10(1998)年度の68.4%から60.4%へ8ポイントも低下している。教育研究経費比率は27%台、管理経費は6%前後で推移している。借入金利息等比率は、現在、0.1%である。消費支出比率も、この3年間で4ポイ

ントほど低下し、85.5%となっている。学生生徒等納付金比率は、安定的に推移し、現在、85.6%となっている。これに対して寄附金比率や補助金比率は、学生生徒等納付金比率が高い分、相対的に低くなっている。基本金組入比率は、9%未満で推移し、資本的支出が抑制される傾向にある。また減価償却比率も12%程度で安定的に推移している。

次に貸借対照表関係比率（学校法人ベース）をみると、固定資産構成比率（68.7%）、流動資産構成比率（31.3%）、固定負債構成比率（6.5%）、流動負債構成比率（3.9%）及び自己資金構成比率（89.5%）である。また、消費収支差額構成比率（1.2%）、固定比率（76.7%）、固定長期適合率（71.5%）、流動比率（796.6%）、総負債比率（10.5%）、負債比率（11.7%）、前受金保有率（926.5%）、基本金比率（99.3%）、退職金給与引当預金率（34.0%）である。

《点検・評価及び長所と問題点》

以上のように、本学の消費収支計算書関係比率と貸借対照表比率は、ともに極めて健全な数値を示している。とりわけ、借入金利息等比率が平成15(2003)年度末には「ゼロ」になる見込みであること、流動比率が極めて高い水準にあること、負債比率が非常に低いこと、さらに自己資金構成比率は、平成13(2001)年度決算では90%を超えるものとみられることなどは、評価されてよい。

学生生徒等納付金比率は安定的に推移していることは、文学部・経済学部の二部から昼夜開講制（夜間主コース）への組織変えやすすべての学部での編入定員の設定など、本学の教学上の改革の結果である。しかも、本学の人文・社会科学系学部の授業料は、どの学部でも63万円と私立大学の中では低く、東日本の私立大学との比較ではどの学部もトップ・テン（低い順）に入っていることも評価されてよい。

流動比率は、学校法人の支払能力を示す指標であり、一般には高いほうが望ましいとされているが、問題点があるとすれば、本学の流動比率が、ほぼ800%と高すぎることにあ

《将来の改善・改革に向けた方策》

この高すぎる流動比率については、今後、長期債券購入等による資産運用と退職金給与引当預金率の引き上げとによって、これを適正な水準へ調整していく予定である。

14. 事務組織

(1) 大学・学部の事務組織

【事務組織と教学組織との関係】

本学では、理事会・評議員会などの法人業務については、主に法人本部において行い、大学における管理運営を大学事務局で行っている。

大学の事務組織は、土樋キャンパス（文学部・経済学部・法学部各3・4年生及び英文学科・経済学科・経営学科の夜間主コース）に7部9課と5事務室、泉キャンパス（文学部・経済学部・法学部各1・2年生及び教養学部）に1事務室、多賀城キャンパス（工学部）に1事務室という体制をとっている。

事務職員は情報関連の授業や語学の授業など、教育職員と事務職員との密接な連携によって教育・研究活動を支援しており、教学運営として、入学試験関係、授業時間割作成、科目登録、成績・教室管理、卒業事務、就職斡旋等の業務に携わっている。

教育職員は教育・研究が活動領域であり、事務職員は現場の実務担当者としての役割に限定され、その管理権は学長・教授会にあり、運営は事務組織があたっている。教育・研究、教員人事、カリキュラム、学生の指導、入退学等について意思決定を行う機関として、文・経済・法・工・教養学部の教授、助教授及び講師によって構成される「学部教授会」と、全学部の教授による「全学教授会」があり、「学部教授会」は教育全般に関する計画、提案、執行及び学部間の調整を行っている。また、教員の管理運営組織を効率的に機能させるために、各種の委員会を設置し、職務内容を明確化し、諸問題を円滑に解決し、有効に機能している。

【事務組織の役割】

事務部門には、管理運営に関する施策の審議と所管業務の報告・連絡・調整を図るために、課長・室長・事務長からなる「課長会」が置かれている。また、教務関係や学生の厚生補導・就職のように、事務サイドのみの判断だけでなく、教員サイドからの判断を求められるような諸問題に対応するため、各種の「委員会」が組織されている。

平成12(2000)年9月、土樋キャンパスに8号館（教育・管理棟）が完成し、これに伴い、分散していた教学関係の事務室（教務課、学事課、学生課、二部事務室、国際交流センター事務室、大学院事務室）を2階ワンフロアーに置くことにより、学生サービスの強化及び事務業務の効率化へとつながっている。また、土樋キャンパスにおいて、教員の教育・研究活動を支援するために、分散している各研究所などを一ヶ所に集約することを検討している。

教学に関わる企画・立案を担う事務組織体制で、専門的業務や事務執行については、事務組織に任せて、教員が本来の教育・研究活動に専念できる体制を講じ、大学における教育・研究を充実・発展させていく上においても、教員のみでなく事務職員を含めた大学全体としての、両者の協働が求められている。また、事務職員の意識改革を求め、常に個々の資質向上を図り、教育・研究活動の充実・多様化、学生へのサービスの充実など、これらの変化に対応できる、より高度で効率的な業務処理が可能な体制の確保に努めている。

予算については、理事長から予算編成方針の通知を受けた学長は、これを学部・研究所・部・課等の各部門の長へと通知する。各部門では、この予算編成方針とそれぞれの実施計画に基づき予算申請書を作成し、予算担当部局である財務部に提出している。財務部では、この申請書に基づき各部門(責任者：学部長・部長・研究所長等)からヒアリングを行い、予算原案を作成している。

意思決定機関として、理事会・評議員会・教授会・学部長会がある。政策や基本方針などの意思決定は理事会で行い、立案を含む業務の執行は常務理事会で行っている。大学の意思決定・伝達は、学部長会・教授会・各種委員会等で、また事務職員は課長会で行われている。

国際交流センターには、3つの専門の委員会(「国際学術交流委員会」「学生海外留学委員会」「外国人留学生委員会」)が設置され、これらが国際交流に関わるほとんどあらゆる事業の企画・運営上の責任を負っており、国際交流センター事務室は、委員会の業務の支援と事業計画実施のための事務処理を行っている。

入学試験センターでは、各学部の入学試験についての、企画・立案・情報・データの収集、分析を行い、実施に関する業務を入試課と協力して行っている。

就職業務については、これまでの学生の就職斡旋業務から学生への職業指導及び就職相談業務に変わりつつあり、就職指導業務を担う就職課職員には、平素の職員としての自己研修と自己管理の積み重ねにより、企業と学生から信頼を得るに足りる言動が要求されており、就職担当教員との役割分担を明確にしている。

大学経営の健全化・事務業務の省力化の観点から、これまで外部委託していた電算処理を学内で業務全体の電算化を図るため、「計算センター事務室」を設置し、平成8(1996)年から図書、教務、財務、経理システム、平成9(1997)年からは学生、就職、管財システム、また、平成10(1998)年からは人事、給与、庶務システムがそれぞれ稼動している。

事務職員で構成されている「課長会」では、職員としての自覚と資質の向上と絶えざる業務の改善に向けて努力している。また、3キャンパスに分散していることに伴う適正な人員配置も急務な課題であるが、人件費増は財政的に大きな負担となるため、特定業務の外部委託、さらに可能な限り臨時職員で対応するなど、一層の経費の節減に努めている。

また、各課・事務室は、大学の経営、教育・研究や学生生活を支援するため諸業務の改革に努めており、大学の環境変化に対応できるよう、より効果的で効率的な業務運営を目指している。

新たに採用された事務職員は、配属された部署で業務を遂行しながら、職員研修規程による研修を受け、4年経過後には新部署に配置換えされ、それ以外の職員は8年をめぐりに配置換えされている。このため、より多くの部署を経験することになり、組織の活性化などに寄与している。また本学では育成が困難な専門的知識や技術を有した者、さらには厳

しい社会で鍛えられた者を積極的に採用することにより、これからの大学の職員組織の活性化に努めている。併せて、本学の定年規程に定める定年齢に達していない職員が、それぞれの生涯設計に基づいて自らの定年齢を選択できることを目的とした「選択定年制度規程」を定めて実施している。

事務組織では、全学的な組織の見直しのため、「管理部門の統廃合検討委員会」を設置し、常に大学の環境変化に対応できるように、より効果的で効率的な業務運営を目指し検討を進めており、近々、管理部門の組織改革が実施されることになる。これに併せて、教育・研究支援並びに学生サービスの向上のために、「教学部門の統廃合検討委員会」を設置し検討に入る予定である。

(2) 大学院の事務組織

大学院には、「大学院事務室」を設置して、大学院の運営と教育・研究活動を支援しており、大学院委員会や各研究科委員会の機能分担により、それぞれ有効に機能している。これからの学部組織の充実を考えると、あわせて大学院の充実も検討しなければならず、大学院委員会が企画・立案機能を持ち、各研究科委員会に対する指導力の強化を図ることになる。

大学の各学部教員は大学院研究科を兼担しており、学部と研究科相互の各種の委員会等に所属しているため、本務である教育・研究活動の遂行に支障が生じることが多い。よって教員の各種委員等の負担軽減のために、専門的業務や事務執行を事務組織に任せ、教員の本来の職務である教育・研究活動に専念できる体制を構築し、教員と事務職員がそれぞれ緊密に連携し協力していくことが求められている。

大学院の予算案編成と折衝は、大学の各部門の予算案編成・折衝と同じく、予算編成方針に基づきそれぞれの実施計画による予算方針を決めて作成し、予算の計画（要求）案についての折衝を行っている。

本学では、私立大学の取り巻く環境の変化、教育・研究の多様化に対応するため、その都度、事務組織の整備を行い、業務の円滑化と協力体制を整えている。

15. 自己点検・評価等

(1) 大学・学部の自己点検・評価

【自己点検・評価】

自己点検・評価を恒常的に行うための制度システムの内容とその活動上の有効性

平成3(1991)年2月、大学審議会答申「大学教育の改善について」が公にされ、同年6月、いわゆる「大学設置基準の大綱化」の方向が定まると同時に、大学の自己点検・評価制度の整備が求められることになり、本学においても一方では、学則第1章総則、第2条に第2項として自己点検・評価を義務づけるとともに、他方では、その実施のための組織の制定に取りかかった。同年9月1日付けで「自己点検・評価に関する準備委員会」が当時の法学部長を委員長として設置され、委員長のほかに副学長2名、学部長4名、財務部長、学科長・専攻主任から2名の計10名をもって組織され、その後、法人本部長も委員として追加、取り扱い範囲等の検討に入り、半年にわたる準備の末、学長宛ての答申書を提出して解散した。同答申書に基づいて、同年10月1日をもって学務担当副学長を委員長とする「東北学院大学自己点検・評価委員会」が発足、準備委員に加えて学科長・専攻主任全員、部長・課長等55名をもって構成することとなった。現在、本委員会は学内最大の組織の一つである。

委員会は、研究、教育、入試、国際交流等分野ごとの小委員会を設置、平成4(1992)～平成6(1994)年と検討を重ね、平成6(1994)年初頭に至って教員の「研究業績」公表、「学生による授業評価」制度の導入、シラバス作成と充実等を骨子とする具体案を策定し、学長に答申するとともに、各学部教授会・全学教授会に提案、承認を得た。さらに平成6(1994)年4月には入試センターが設置され、現在の入試部へと至っている。

上記のように平成4(1992)年4月に設置された自己点検・評価委員会は、別表に教育・研究・人事・財務・国際交流・施設設備・入試制度・厚生福祉・(生涯教育等を含む)その他の項目を挙げ、さらには建学の精神の確認とさらなる展開のための施策の検討に着手し、順次検討結果に基づく大学改革を図ってきた。

参考までに規程の定める「別表」を挙示する。(1)教育について：教育内容と方法、教育目的の達成度、(2)研究について：研究活動と成果、(3)国際交流について：現状と将来計画、(4)人事について：教員の採用、人材確保の計画、昇格の基準、(5)施設・設備について：施設・設備の有効利用と将来計画、(6)財政について：財政の現状、財政の将来計画、(7)入試制度について：現状分析と追跡調査、(8)厚生・福祉について：現状分析、(9)その他、生涯教育と公開講座等。

平成9(1997)年11月、それまでの自己点検・評価の成果を公表し、さらなる改革のため

に白書作成が決定され、予定よりは1年遅れたが、平成12(2000)年3月末付けをもって466ページの『東北学院大学—現状と課題《自己点検・評価白書》』が公刊され、その後、同書では検討未了だった分野を含めて改革の展開を年表の形で要約して学内に配布した。

上掲点検項目のうち「教育」については、大学設置基準の大綱化（主として教養科目と専門科目の区別撤廃）に基づく新教育課程作成のため、平成3(1991)年9月に学務担当副学長を長とする「教育内容・方法に関する委員会」が設置され、慎重審議の結果、学内手続を経て工学部は平成5(1993)年4月、他の4学部は平成6(1994)年4月から新しい教育課程へと移行した。しかし4年間の実施の結果、なお残された問題を改正するため、平成9(1997)年4月に学務担当副学長を長とする「全学教育課程委員会」を発足させ、2年半に及ぶ審議の結果、平成12(2000)年4月より現行教育課程へと全学的に移行した。このように、大綱化以降既に2度の全学的教育課程改正を実施したが、現在、学内外の新しい状況に対応する教育の内容と方法を実現するための改革をさらに模索中である。それには現行の5学部11学科編成そのものの再検討までが必要となるかも知れない。平成12(2000)年4月からは、主として仙台に所在する国公立大学・短期大学相互間で「単位互換」が制度化され（「学都仙台単位互換ネットワーク」）、着実に受講者数を増やしている。

上掲項目「研究」に関しては、教育職員の研究業績を定期的に公表するための編集委員会が自己点検・評価委員会の下部機構として常設され、全教員の業績一覧を既に4度刊行、広く配布した。昭和63(1988)～平成5(1993)年までの第1巻(353ページ)、平成6(1994)～平成8(1996)年の第2巻(235ページ)、以後は2年ごとと定め、平成9(1997)～平成10(1998)年第3巻(179ページ)、最近刊は平成12(2000)～平成13(2001)年の第4巻(179ページ)である。

上記の学部・学科構成検討の一部として、平成9(1997)年4月より「二部問題検討委員会」が設置され、慎重審議の末、文学部二部（英文学科）、経済学部二部（経済学科）を発展的に解消して、昼夜開講制を平成12(2000)年4月から導入、新教育課程により昼夜間の単位互換をも相当程度に認めることとなった。

教育改革の一端として、以前から刊行されていたシラバスの充実は、学部ごとに講義要覧と合わせて毎年作成・配布され、平成11(1999)年からは可能な限り英文をも併記して外国人学生の便宜を図っている。

講義が実際に上記シラバスどおりになされたか等を自己点検・評価するため、学生による授業評価として、平成7(1995)年4月より「学生による授業評価実務委員会」（平成8〔1996〕年以降は「学生による授業評価」実施委員会）を設置し、各学部がそれぞれ制定した実施要項に従って、学期・学年末ごとにアンケート調査を行っている。学部が実施主体であるため、名称・設問・集計・処理法等々も異なるが、平成10(1998)年度末には回答枚数訳1万5千枚に達した。マーク・シートによる回答は次年度の授業改善に資するため、可及的速やかに担当教員に集計を付して返還されるが、それを超えた処理（報告義務等）は学部委ねられている。

入試制度の改善に向けては上述のように入試センター新設、入試部への強化と合わせて、選抜方法の多様化を図り、現在はAO方式を含めて多種に上る。他方、より広範で公正な選抜を期するため、各学部教授会の判定権の確立を図っている。

点検項目「人事」に関しては、本学の収容学生総数、それに見合う教育職員数の適正化

を図るため、学長の提案に基づいて、各学部において討論を重ね、その全学的調整のために「組織・運営委員会」が構成され、教員の新規採用等が上程・審議されている。この努力によって340名を越えていた教員総数が現在320名以下にまで「適正化」され、本学財政の安定に資している。ただし、発足から5年後に見直しを行う申し合わせにより、一両年以内に再検討が必要となろう。

「財政」については、学長の諮問機関として総務担当副学長を長とする財政専門委員会が平成9(1997)年4月に組織され、大学の財政計画全般にわたって立案・提言・評価に当たっている。それによって、年総額1億円の管理経費節減や経常的支出の前年度比3%減の方針とともに、これを財源とする新規事業が提言され、大学の方針として実施された。

「国際交流」については、従来の米国の姉妹校(アーサイナス大学とフランクリン・アンド・マーシャル大学)に加えて、韓国(平澤大学校)、中国(南開大学)、ドイツ(ヴィースバーデン大学)、英国(アルスター大学とダラム大学)が新たに提携校となって、学生・教授の交換が緒に着いている。

「施設・設備」については、大学長期計画委員会の策定により、事務部局の統合、高度情報化された教場の増設、国際的レベルの会議場などを備えた新棟が完成、ほかに3キャンパスの図書館や一部の教室の冷房設備など改善の方向にある。

「厚生福祉」については、この数年間に奨学制度の充実が著しく、新たに夜間主コースの社会人学生のための給付奨学金制度を導入するとともに、学費ローン制度や1年次新入生者のための特待生制度の導入を図った。

「生涯教育等」を主眼とする大学開放の企図は、各学部や研究所を中心にして既に広範に実現されてきたが、学内ではこれらを統合したエクステンション・センターの開設、学外諸機関との共同作業など残された課題も少なくない。

【自己点検・評価と改善・改革システムの連結】

自己点検・評価の結果を基礎に、将来の発展に向けた改善・改革を行うための制度システムの内容及その活動上の有効性

学則第1条の2(自己点検及び評価)に基づき平成4(1992)年4月1日制定の「東北学院大学自己点検・評価委員会規定」第4条には、「委員長は定期的に委員会を招集し、その点検・評価の結果について大学長に報告する」と定められている。前掲の「改革年表」の示すように、委員会は原則として年に最低1回は全体会を開催し、年度ごとの自己点検・評価の結果を学長に提出してきた。ただし、直近の一両年は、上述の「分科会」(規定第6条)がそれぞれ機能していること、さらには平成12(2000)年9月21日開催の全学教授会において、学部長会の承認を経て上程された、学長による「本学の今後の教育と研究の改革についての提案」の審議と答申へ向けた努力のために時間が必要とされていること等の理由により、成文による報告書提出は控えられている。

根本的に言えば、全学の教学(学部・学科・専攻等)と事務部門すべての責任者が職務上構成員となる委員会は、実際問題としては開催が容易でなく、このような制度システムの有効性は今後再検討の必要があると思われる。もっとも、これまでの検討結果がそれぞ

れの部門・部局において、大幅に実現、あるいは実現途上にあることは、他の点検項目の記述からも明白なところである。

なお、上述の「学長提案」は、キリスト教学の公開性、IT教育、英語教育、東北アジア語、教養科目の検討、教育業績評価、教員数、 Semester制、授業充実とシラバス充実、成績評価、特定専門職への教育（人文科学系・社会科学系・自然科学系）、学部教育と大学院教育との連結、学内単位互換、大学院の種別化、国際交流と多局面にわたるもので、それぞれ既設あるいは特設の委員会が、各学部からの答申を整理・調整の上で全学教授会の審議・承認を求め、可及的速やかな実現を図ろうとするものである。項目の多くは既に点検項目に含まれながら、部分的にしか実現を見ていない分野であり、その成果が期待される。

【自己点検・評価に対する学外者による検証】

自己点検・評価結果の客観性・妥当性を確保するための措置の適切性

表題「自己点検・評価結果の客観性・妥当性を確保するための措置」に関しては、遺憾ながら本学においては立ち遅れていることを容認せざるを得ない。無論、「学生による授業評価」の集計結果等、極めて少数を例外とすれば、自己点検・評価結果は原則として、各学部教授会及び全学教授会に報告され、必要な措置が取られていることは、上述の点検「成果」からも明らかである。

上記の自己点検・評価白書のごときも、わずか数年で過去のものとなるので、絶えざる更新が必要であろうが、そのための教職員の労力・経費等を勘案すると、定期的刊行の有効性は疑問であるが、それだけに適切な「措置」の必要性は十分に認識している。この面でも今後の課題としたい。

【評価結果の公表】

自己点検・評価結果の学内外への発信状況とその適切性

既述のように、自己点検・評価の結果は原則的には学内ではすべての構成員に公開されており、印刷・出版物等も差し支えない限りで全員に配布される。ただし、経費や労力に比して、その有効性・実効性に関してはなお検討の余地があるかも知れない。

学外への発信に関しては、既述の「白書」は他大学、高校、官公庁、マスコミ関係等、また関心のある個人や団体にも広く発送し、一定程度の評価は得ている。その他、自己点検・評価に基づく諸改革の成果は、教育課程や入試制度の改善等の形で、不断に発信されている。加えて、大学全体、あるいは学部・学科ごとのホームページの立上げなど、範囲や深度の差異はあるにしても、法人あるいは大学の広報委員会、ホームページ委員会などで、情報の確度や鮮度等が不断に監視されている。

外部評価結果の学内外への発信状況とその適切性

遺憾ながら、本学においてははまだ、言及するに足る程度と範囲の「外部評価」のシステムが確立されておらず、差し当たってはそのための努力にさえ着手するに至っていないので、「学内外への発信状況とその適切性」に関しては回答できない。まずは制度を整え、その試みの中で適切性を問うことになろう。

(2) 大学院の自己点検・評価

【自己点検・評価】

自己点検・評価を恒常的に行うための制度システムの内容とその活動上の有効性

本大学大学院においては、学部の設置基準大綱化と期を同じくして、学則を改正し、平成4(1992)年4月、第1章総則に第2条として自己評価を追加した。その本文は以下のとおりである。「本大学院は、教育水準の向上を図り、その目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について点検及び評価を行うものとする。2 前項による点検及び評価について、その内容及び実施方法等については別に定める」。

ただし、上記の「別に定める」が規程の上で制定されるにはしばらくの時間が必要で、「東北学院大学大学院自己点検・評価に関する規程」及び「自己点検・評価委員会規程」が正式に制定されたのは平成9(1997)年4月1日付けであった。

「規程」は本大学院の自己点検・評価の対象となる範囲、すなわち教育・研究及び管理運営の分野を数十項目にも昇る別表で定め、「2年を周期として、……すべての分野について」自己点検・評価を実施し(第4条)、その結果は「委員会が報告書を作成し、別に定める基準により、2年ごとに公表又は閲覧に供するものとする」(第5条)と規定するが、必ずしも文面どおりには実施されていないのは残念と言わねばなるまい。ただし、既述の「白書」には大学院の自己点検・評価も包含されており、そのために準備された各種資料が学内で広く配布され、閲覧可能となっているのは事実である。

大学院の自己点検・評価委員長は、規程では大学院委員長を兼ねる学長がこの任に当たることになっている(規程第3条 2)が、平成11(1999)年11月1日改正の附則によって、「当分の間大学院委員会副委員長を大学長が大学院研究科長の中から委嘱することができる」ようになり、現在は文学研究科長がその委嘱を受けて大学院自己点検・評価による改革を担当している。前記、平成12(2000)年9月に全学教授会承認の「学長提案」には学部と大学院の連携、大学院の種別化等の項目が含まれ、上記の副委員長を中心にして検討が進められている。

自己点検・評価の結果を基礎に、将来の発展に向けた改善・改革を行うための制度システムの内容とその活動上の有効性

紙幅の関係で、前記の自己点検・評価項目すべてを列記することは避けるが、自己点検・評価の結果として実現した大学院改革を例示するならば次のとおりである。

- ①研究科・専攻の増設：人間情報研究科(前期・後期課程)、文学研究科にヨーロッパ文化史専攻とアジア文化史専攻(ともに前期・後期課程)、経済学研究科に経営学専攻修士課程を設置。

- ②大学院担当教員資格審査規程の見直しと全研究科における共通化。その結果、担当教員の負担が軽減され、若手研究者の任用が容易になった。
- ③大学院生募集の多様化。例えば社会人入学特別選考制度、外国人留学生特別選考制度を全研究科で導入。社会人大大学院生のために、昼夜開講制、図書館開館時間の延長等を実施。
- ④研究指導体制の強化(国際交流協定校との交換教授を含む外国人客員教授の招聘制度等)。
- ⑤課程博士号取得を容易にするための方策(再入学制度の導入、学納金などの特別措置等)。
- ⑥学部で3年以上在学した学生が大学院を受験できる「飛び級」制を導入、既に実例を見た。
- ⑦研究科・専攻によっては、収容定員を増員。
- ⑧教育職員免許状の取得を容易にするための措置。
- ⑨科目等履修生を受け入れやすくするための規程改正。
- ⑩大学院研究生受け入れのための規程改正。
- ⑪ティーチング・アシスタント制度を拡充して全研究科で導入、財務的にも増額。
- ⑫工学研究科においては連携大学院制度を導入し、他の研究機関・研究者との交流を可能にした。
- ⑬研究施設・設備改善の一環として、土樋キャンパスでは教室一棟を大学院専用に変換し、大学院生自習室、資料室等を設置、さらに大学院事務室を他の事務系と統合することで事務効率の向上を図った。
- ⑭目下、法科大学院の設置を検討中。

【自己点検・評価に対する学外者による検証】

自己点検・評価結果の客観性・妥当性を確保するための措置の適切性

学部における上記表題について述べたように、本大学院における措置の適切性に関しては、なお多くが望まれ、今後の課題として残る。なお、大学院を含む「白書」刊行に際しては、自己点検・評価結果の客観性・妥当性を確保するために、全学的な調整・記述の平均化・統一を図るための努力は惜しまなかったが、それが上記表題の措置と直接するかどうかにはなお疑問が残るだろう。

【評価結果の公表】

自己点検・評価結果や外部評価結果の学内外への発信状況とその適切性

上述のように平成12(2000)年3月刊行の「自己点検・評価白書」は、広く他大学、高校、官公庁、マスコミ関係及び関心のある個人に送付し、一定程度の評価を受けたが、あくまでも内部評価であって、外部評価とはほど遠いことは十分認識している。今後の課題として残されている。

おわりに

情報技術の急速で、かつ予想をはるかに越える進展と社会の少子高齢化・高学歴化の趨勢の中で、本学は建学の精神であるキリスト教に基づく諸個人の人格形成を、教育の確固不動の理念としかつ目標としてきた。もとより高邁な理念と目標を、それぞれの学問分野とその組織において自覚的に達成するためには、常に大学としてふさわしい形態で遂行されているかどうかの点検と評価を自ら行わなければならない。今回、財団法人大学基準協会の正会員校として登録されて10年を迎えることを機会に、多数の教職員を動員して、指定項目別の自己点検と評価を行い、これをここに報告書としてまとめることができた。もとより報告内容に精粗や不統一が見られるであろうが、これも自己点検・評価の内実の一部として受け止め、今後の同種の企画に資するものと確信している。

ところで本学では、本報告書の随所に触れられているように、目下学長の具体的な大学改革案について全学的な検討が進められている。この学長提案は、本学の建学の精神を堅持しつつ、大学審議会答申『21世紀の大学像と今後の改革方策について』の、特に大学の個性化と教育研究の不断の改善の、本学におけるその具体化の指針と見ることができる。その際本学の目指す大学は、大学院重点化の大学ではなく、あくまでも個人の能力を最大限に導き出すような教養教育と、これを前提として行われる専門分野での研究と教育である。さらにその上に立てられている大学院は、社会的ニーズに応え得る種別化された大学院、すなわち研究者養成、高度専門職業人養成、現代教養人養成という明確な目的に方向付けられた大学院に変えていかなければならないとする考え方に立っている。

さて以上、いわゆる価値の多様化・多元化に対応すべく、これまで各学部・大学院が個別的行ってきた改善・改革の実績を、改めて自ら批判的に点検・評価し、あわせて今後の改善・改革の方向を見定めつつ本報告書をまとめた。そして、本学の将来を総合的かつ有機的に方向付けるものとしての学長提案にも触れてきた。本報告書に対する適切な批判を得て、今後の本学の一層の改善・改革に資することを願って、結びとする。